

独立行政法人評価年報

平成 22 年度版

政策評価・独立行政法人評価委員会

はじめに

本書は、平成 22 年度末時点で 104 を数える独立行政法人について、平成 22 年度中に行われた業務実績評価等の当委員会の活動及び政府の取組を整理して、一覽的に国民の皆さまにお示ししようとするものです。

独立行政法人に対しては引き続き国民の厳しい目が向けられ、当委員会としても厳格な評価の取組が求められています。平成 22 年度は、当委員会が平成 22 年 5 月に改訂した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」および当委員会独立行政法人評価分科会が策定した「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」等に基づき、各府省の評価委員会の評価結果について横断的な視点から二次評価を実施し、政府全体の評価の厳格性・信頼性を確保するとともに、評価の質の向上を期しています。

独立行政法人が行う事業及び事務は、国民生活及び社会経済等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであり、独立行政法人は業務を効果的かつ効率的に実施することが求められています。更に、独立行政法人の経営の質の向上を図り、国民の信頼を得るために、業務の運営状況を国民に対し透明化するとともに、その評価に関する情報をより多くの方々に提供することは、大変有益であると考えております。

本書では、第 1 部で、独立行政法人制度の動向、法人数・役職員数、予算・財務等の状況をまとめ、独立行政法人制度全体を概観し、第 2 部で、上述の平成 22 年度に行われた業務実績評価等の結果について読者の見やすさに配慮しつつ整理するとともに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価に関してもその概要を取りまとめております。さらに、巻末には、独立行政法人に関する各種の基礎的な資料を掲載しております。

本書が各位のお役に立つことを期待するとともに、当委員会の活動、独立行政法人制度の的確な運用について、各位の御理解と御協力をお願いいたします。

政策評価・独立行政法人評価委員会

目 次

第1部 独立行政法人の状況	1
第1節 独立行政法人の制度等	3
1 独立行政法人とは	3
2 独立行政法人制度の経緯	4
(1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行	4
(2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行	4
(3) その他の独立行政法人	5
(4) 独立行政法人通則法の改正の状況	5
3 独立行政法人制度の特徴	6
(1) 業務の効率性・質の向上	6
(2) 法人の自律的な業務運営の確保	7
(3) 業務の透明性の確保	7
第2節 法人数の状況	8
1 法人数の推移	8
2 主務省別の法人数	10
第3節 役職員の状況	11
1 職員の状況	11
(1) 職員数の状況	11
(2) 独立行政法人の職員規模	11
(3) 職員の給与水準	12
2 役員の状況	13
(1) 役員数	13
(2) 役員の報酬の状況	15
(3) 役員の退職手当の状況	16
3 総人件費の状況	18
第4節 財務・会計の状況	21
1 独立行政法人の会計制度等	21
(1) 独立行政法人の会計処理の原則	21
(2) 独立行政法人の財務諸表等	21
(3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査	22
2 各種データ	22
(1) 資本金	22
(2) 予算	23
(3) 決算	29
(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況	30
(5) セグメント情報等	31

(6) 財政状態及び損益	32
(7) 運営費交付金債務	33
(8) 目的積立金	34
(9) 行政サービス実施コスト	35
第2部 独立行政法人評価の状況	37
第1節 独立行政法人評価制度等の概要	39
1 独立行政法人評価制度の概要	39
(1) 業務実績評価	39
(2) 中期目標期間終了時の見直し等	39
2 評価委員会の構成	42
(1) 府省評価委員会等の構成	42
(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成	45
第2節 平成22年度における業務実績評価の状況	47
1 府省評価委員会による業務実績評価の状況	47
(1) 評価活動の概要	47
(2) 評価基準等	47
(3) 評価結果の反映状況等	55
2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況	67
(1) 取組方針等	67
(2) 評価活動の概要	68
(3) 平成23年度以降の当面の視点等の決定	72
(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況	72
3 業務実績評価結果の概要	79
【本概要の見方】	79
① 内閣府	81
国立公文書館	82
国民生活センター	86
北方領土問題対策協会	90
沖縄科学技術研究基盤整備機構	92
② 総務省	95
情報通信研究機構	96
統計センター	100
平和祈念事業特別基金	102
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	104
③ 外務省	107
国際協力機構	108
国際交流基金	112

④	財務省	115
	酒類総合研究所	116
	造幣局	118
	国立印刷局	120
	日本万国博覧会記念機構.....	122
	農林漁業信用基金	124
	奄美群島振興開発基金	126
	住宅金融支援機構	128
⑤	文部科学省	131
	国立特別支援教育総合研究所.....	132
	大学入試センター.....	134
	国立青少年教育振興機構.....	136
	国立女性教育会館.....	138
	国立国語研究所	140
	国立科学博物館	142
	物質・材料研究機構.....	144
	防災科学技術研究所.....	146
	放射線医学総合研究所.....	148
	国立美術館	150
	国立文化財機構	152
	教員研修センター.....	154
	科学技術振興機構.....	156
	日本学術振興会	158
	理化学研究所.....	160
	宇宙航空研究開発機構.....	162
	日本スポーツ振興センター.....	164
	日本芸術文化振興会.....	166
	日本学生支援機構.....	168
	海洋研究開発機構.....	170
	国立高等専門学校機構.....	172
	大学評価・学位授与機構.....	174
	国立大学財務・経営センター.....	176
	日本原子力研究開発機構.....	178
	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	180
⑥	厚生労働省	183
	国立健康・栄養研究所	184
	労働安全衛生総合研究所.....	186
	勤労者退職金共済機構	188

高齢・障害者雇用支援機構	190
福祉医療機構	192
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	194
労働政策研究・研修機構	196
雇用・能力開発機構	198
労働者健康福祉機構	200
国立病院機構	202
医薬品医療機器総合機構	204
医薬基盤研究所	206
年金・健康保険福祉施設整理機構	208
年金積立金管理運用	210
⑦ 農林水産省	213
農林水産消費安全技術センター	214
種苗管理センター	218
家畜改良センター	220
水産大学校	222
農業・食品産業技術総合研究機構	224
農業生物資源研究所	226
農業環境技術研究所	228
国際農林水産業研究センター	230
森林総合研究所	232
水産総合研究センター	234
農畜産業振興機構	236
農業者年金基金	240
農林漁業信用基金	242
⑧ 経済産業省	245
経済産業研究所	246
工業所有権情報・研修館	248
日本貿易保険	250
産業技術総合研究所	252
製品評価技術基盤機構	254
新エネルギー・産業技術総合開発機構	256
日本貿易振興機構	258
原子力安全基盤機構	260
情報処理推進機構	262
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	264
中小企業基盤整備機構	266
⑨ 国土交通省	269

土木研究所	270
建築研究所	272
交通安全環境研究所	274
海上技術安全研究所	276
港湾空港技術研究所	278
電子航法研究所	280
航海訓練所	282
海技教育機構	284
航空大学校	286
自動車検査	288
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	290
国際観光振興機構	292
水資源機構	294
自動車事故対策機構	298
空港周辺整備機構	300
海上災害防止センター	302
都市再生機構	304
奄美群島振興開発基金	308
日本高速道路保有・債務返済機構	310
住宅金融支援機構	314
⑩ 環境省	317
国立環境研究所	318
環境再生保全機構	320
⑪ 防衛省	323
駐留軍等労働者労務管理機構	324
⑫ 法務省	327
日本司法支援センター	328
⑬ 国立大学法人・大学共同利用機関法人	331
第3節 平成22年度における中期目標期間終了時の見直しの状況	334
資料編	345
資料1 独立行政法人関係法令	347
資料1-1 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）	347
資料1-2 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令 （平成12年政令第316号）	358
資料2 独立行政法人一覧	362
別添 独立行政法人国立病院機構 病院一覧	363
資料3 国立大学法人等の一覧	366

資料4 独立行政法人の常勤職員数の推移	368
資料5 独立行政法人の役職員の給与水準(平成 22 年度)	370
資料5-1 職員の給与水準	370
資料5-2 独立行政法人による平成 22 年度対国家公務員指数の推計値等一覧	374
資料5-3 役員報酬の支給状況	387
資料5-4 役員の退職手当の支給状況	393
資料5-5 総人件費改革の取組	396
資料5-6 給与、報酬等支給総額	406
(参考1)最広義人件費	408
(参考2)最広義人件費の内訳	410
資料6 独立行政法人の役員の状況	412
資料7 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況	414
資料8 今後の業績勘案率の取組	416
資料8-1 役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明	416
資料8-2 業績勘案率に係る基本的なチェックの手順	418
資料9 財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況	420
資料 10 独立行政法人の資本金	422
資料 11 独立行政法人の予算(収入)	424
資料 11-1 独立行政法人の平成 19 年度計画における予算額(収入)	424
資料 11-2 独立行政法人の平成 20 年度計画における予算額(収入)	426
資料 11-3 独立行政法人の平成 21 年度計画における予算額(収入)	428
資料 11-4 独立行政法人の平成 22 年度計画における予算額(収入)	430
資料 11-5 独立行政法人の平成 23 年度計画における予算額(収入)	432
資料 12 独立行政法人の予算(支出)	434
資料 12-1 独立行政法人の平成 19 年度計画における予算額(支出)	434
資料 12-2 独立行政法人の平成 20 年度計画における予算額(支出)	436
資料 12-3 独立行政法人の平成 21 年度計画における予算額(支出)	438
資料 12-4 独立行政法人の平成 22 年度計画における予算額(支出)	440
資料 12-5 独立行政法人の平成 23 年度計画における予算額(支出)	442
資料 13 平成 23 年度独立行政法人に対する財政支出	444
資料 14 独立行政法人の決算(収入)	446
資料 14-1 独立行政法人の平成 17 年度決算(収入)	446
資料 14-2 独立行政法人の平成 18 年度決算(収入)	448
資料 14-3 独立行政法人の平成 19 年度決算(収入)	450
資料 14-4 独立行政法人の平成 20 年度決算(収入)	452
資料 14-5 独立行政法人の平成 21 年度決算(収入)	454
資料 15 独立行政法人の決算(支出)	456
資料 15-1 独立行政法人の平成 17 年度決算(支出)	456

資料 15-2 独立行政法人の平成 18 年度決算(支出)	458
資料 15-3 独立行政法人の平成 19 年度決算(支出)	460
資料 15-4 独立行政法人の平成 20 年度決算(支出)	462
資料 15-5 独立行政法人の平成 21 年度決算(支出)	464
資料 16 運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成 21 年度)	466
資料 17 法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 21 年度)	468
資料 18 独立行政法人の財政状態及び損益	470
資料 18-1 純資産と主な資産・負債の状況(平成 21 年度)	470
資料 18-2 当期総利益(損失)の状況(平成 21 年度)	472
資料 19 運営費交付金債務の状況	474
資料 20 目的積立金及び利益剰余金等の状況	480
資料 20-1 目的積立金及び利益剰余金の状況(平成 21 年度)	480
資料 20-2 国庫納付の状況(平成 21 年度)	482
資料 21 行政サービス実施コストの状況(平成 21 年度)	484
資料 22 府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿 (平成 23 年4月1日現在)	486
資料 23 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて (平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)	500
資料 24 独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)	501
資料 25 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面 の取組方針 (平成 19 年7月 11 日 政策評価・独立行政法人評価委員会)	502
資料 26 平成 19 年度業務実績評価の取組について (平成 20 年7月 14 日 政策評価・ 独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)	503
資料 27 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項(平成 20 年9月5日 政策評価・ 独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会 随意契約等評価臨時検 討チーム)	503
資料 28 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点 (平成 21 年3月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会)	504
資料 29 業務実績評価の具体的取組について 資料 29-1 平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について (平成 22 年5月 31 日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評 価分科会)	505
資料 29-2 平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について (平成 23 年4月 26 日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評 価分科会)	507
資料 30 独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針 (平成 22 年 12 月 7 日 閣議 決定)	507
別添 各独立行政法人について講ずべき措置	511

第 1 部 独立行政法人の状況

第1節 独立行政法人の制度等

(独立行政法人とは)

- ①公共性の高い事務・事業のうち、
 - ②国が直接実施する必要はないが、
 - ③民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの
- を実施する法人。

(特徴)

- ・業務の効率性・質の向上
- ・法人の自律的な業務運営の確保
- ・業務の透明性の確保

(根拠法令)

- ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(資料1-1「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」参照)
- ・各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律 等

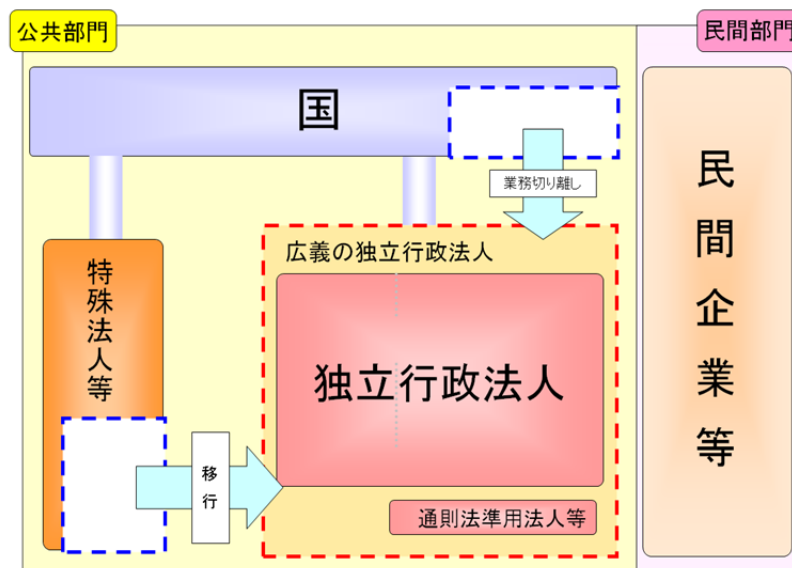
1 独立行政法人とは

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの等を実施する、国とは別の法人格を有する法人である。平成13年に導入されたこの法人制度は、具体的には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)等に定められている。

独立行政法人は、平成13年1月の中央省庁等改革の実施に合わせ、主として国の機関から分離されたいわゆる「先行独法」と、特殊法人等から新たに独立行政法人化されたいわゆる「移行独法」などに分類される。

なお、通則法を準用する法人等として、日本司法支援センター、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)がある。

図表1. 独立行政法人とは



2 独立行政法人制度の経緯

(1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告(平成9年 12月3日)において導入が提言された制度である。その後、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に制度の基本的な考え方が規定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、89の国の事務・事業について独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、平成11年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。

他方、平成11年12月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59の個別の独立行政法人の設置について定める法律(以下各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律を「個別法」という。)が制定され、続いて、12年5月に、独立行政法人教員研修センター法が制定された。

さらに、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた。

このような過程を経て、まず、独立行政法人国立公文書館(以下個別の独立行政法人名については、正式名称から「独立行政法人」の文字を省略する。)等57の独立行政法人が、平成13年4月に設立された。

(2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行

中央省庁等改革においては、特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行ってきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められた。

まず、平成9年12月の行政改革会議最終報告において、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」との考え方が示された。これを受けて、12年12月の「行政改革大綱」において、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する」とし、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定され、この方針に沿って特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)が制定され、特殊法人等改革を進める機関として、内閣に特殊法人等改革推進本部が設置された。そして、各特殊法人等の個別事業についての徹底した見直し及び同見直しを踏まえた組織形態の見直しが進められ、13年12月に、「特殊法人等整理合理化計画」として、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行することが閣議決定された。

特殊法人等改革推進本部は、平成14年10月に、「特殊法人等整理合理化計画」に従い設立又は統合する独立行政法人(以下「新独立行政法人」という。)の役職員は原則として非公務員とするこ

などを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」を決定し、これを受け、同本部事務局は、15年4月に、新独立行政法人に関する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」を各府省に通知した。

このような経緯を経て、「特殊法人等整理合理化計画」の対象特殊法人等のうち、平成15年度には26特殊法人及び15認可法人等が、16年度には9特殊法人及び9認可法人等が独立行政法人に移行した。また、17年度には道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに日本高速道路保有・債務返済機構が設立されたほか、2特殊法人が独立行政法人に移行した。さらに18年度及び19年度にはそれぞれ1特殊法人が独立行政法人に移行した。

(3) その他の独立行政法人

(1)及び(2)のほか、平成14年度に2法人、15年度に4法人、16年度に5法人、17年度に3法人、19年度に1法人の独立行政法人が設立された。

また、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」とこととされ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)において国立高度専門医療センター特別会計、国有林野事業特別会計等7つの特別会計において経理される事務・事業の全部又は一部についても、独立行政法人化等が定められた。これを受け、22年4月に国立高度専門医療センター特別会計において経理されていた6つの組織(国立がん研究センター等)が独立行政法人に移行した。

(4) 独立行政法人通則法の改正の状況

平成20年4月には、各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会を廃止し、新たに総務省に独立行政法人評価委員会を設置して、独立行政法人の評価機能を一元化すること、内閣によるガバナンスを強化すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第169回通常国会に提出されたが、21年7月に未審議のまま廃案となった。

また、平成22年5月には、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、独立行政法人の財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図ることを目的に、不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付けること、政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等の規定を整備すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)が可決・成立し、平成22年11月に施行された。

図表2. 独立行政法人制度の経緯

平成9年	12月	「行政改革会議最終報告」において独立行政法人制度の導入を提言
10年	6月	中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)成立。独立行政法人制度の創設を規定
11年	4月	「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)において、独立行政法人制度の骨格及び89の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定
	7月	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の基本となる共通の事項を規定 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成11年法律第104号)成立。独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定
	12月	国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59法人のいわゆる個別法成立(「独立行政法人教員研修センター法」(平成12年法律第88号)は平成12年5月成立) 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第220号)成立
12年	6月	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)制定
	12月	「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)において、平成13年4月の独立行政法人移行及び今後の独立行政法人移行の方針を明示
13年	1月	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)施行
	4月	国立公文書館等57独立行政法人が発足
	12月	「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)により、特殊法人等の事務・事業の大部分を独立行政法人に移行することを明示
14年	10月	「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)において、新独立行政法人の役職員は原則として非公務員とすることや、主務大臣は明確かつ具体的な中期目標を設定すること等を決定
15年	4月	「独立行政法人の中期目標等の策定指針」(平成15年4月18日特殊法人等改革推進本部事務局)において、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項を提示
	10月	特殊法人等から移行した独立行政法人の設立開始
17年	12月	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国の特別会計は、「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」ことを決定
18年	6月	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)成立。特別会計において経理される事務及び事業の一部について独立行政法人化すること等を規定
19年	12月	「独立行政法人等整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)により、独立行政法人の徹底的な縮減等を決定
21年	12月	「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)により、すべての独立行政法人のすべての事務・事業を抜本的に見直すこと等を決定
22年	5月	独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)成立。業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けること等を規定(11月施行)
	12月	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、見直しが必要な事項について講ずべき措置を決定

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

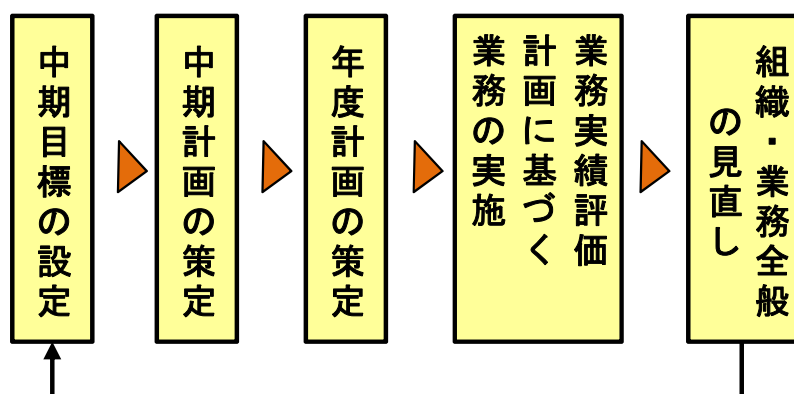
3 独立行政法人制度の特徴

(1) 業務の効率性・質の向上

ア 中期的な目標管理と第三者による事後評価、業務・組織全般の定期的見直し

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において各独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、各独立行政法人はこの中期目標に基づき中期計画及び年度計画を策定し、これらの計画に基づき、適正かつ効率的に業務を運営する。そして、毎年度及び中期目標期間の業務実績について第三者機関による評価(独立行政法人の主務省に置かれる独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。))による一次評価及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価)が行われる。さらに、中期目標期間終了時には主務大臣による法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

図表3. 目標管理と第三者による事後評価及び見直し



イ 企業的な経営手法による財務運営

独立行政法人は、企業会計原則を基本とした会計処理を行い、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査（一部の小規模な独立行政法人を除く。）を受けるとともに、業務の遂行状況の適確な把握及び業績の適正な評価に資するため、国民等に対し有用な財務情報を提供することとしている。

(2) 法人の自律的な業務運営の確保

独立行政法人の長は役員（理事）を任免する権限を有し、民間人登用を含めた適材適所の役員人事を行うことが可能である。

また、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められている国の行政機関とは異なり、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。なお、独立行政法人には、法人の目的や業務の性質に応じ、役職員に国家公務員の身分を与える「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人（以下「非特定独立行政法人」という。）があり、前者については、人事管理に関し、国家公務員に係る法制の適用がある。

さらに、国の一般的な予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越ができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された用途以外の用途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた用途の範囲内で取崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

(3) 業務の透明性の確保

独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性が重視されており、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等については、すべて公表が義務付けられ、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページへの掲載などの積極的な公表が求められている。

第2節 法人数の状況

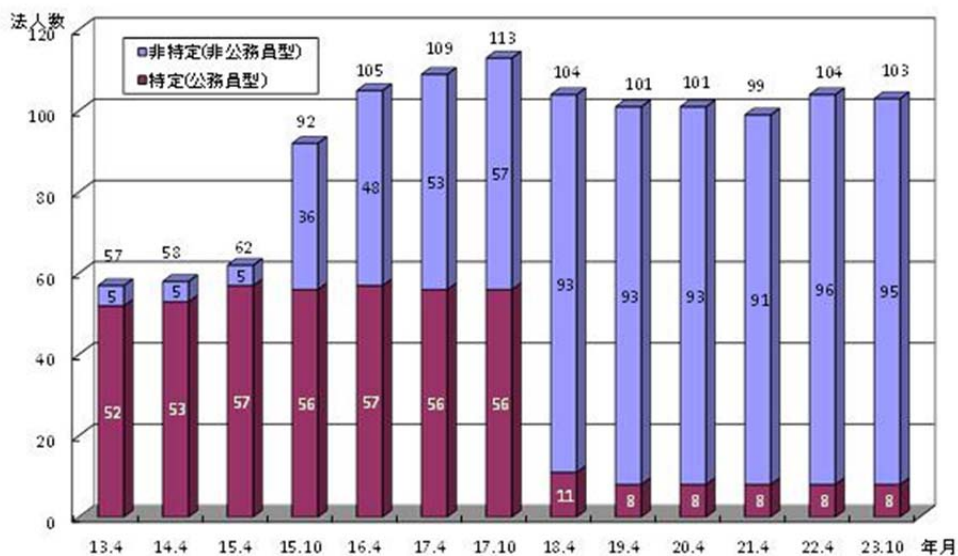
1 法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして国の組織の一部を分離することにより平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき15年10月以降、特殊法人等が独立行政法人に移行したこと等により、17年10月に113法人を数えるまでに達したが、その後の統廃合等により、23年10月現在、103法人となっている(図表4及び図表5参照)。

これらのうち、役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、当初52法人であったが、組織・業務全般の見直しの中で非公務員化を推進した結果、平成23年10月現在、8法人(全体の7.8%)となっている(資料2「独立行政法人一覧」参照)。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立されている国立大学法人が86法人、大学共同利用機関法人が4法人ある(平成23年4月現在)(資料3「国立大学法人等の一覧」参照)。

図表4. 法人数の推移



(注)1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

図表5. 法人数の推移(明細)

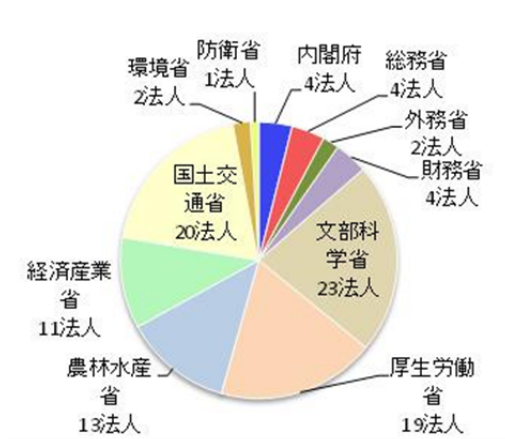
年 月	設 立	統合・廃止・名称変更等 (独立行政法人該当分のみ)	法人数
平成13年4月	(57 法人) 【内閣府】国立公文書館 【総務省】通信総合研究所、消防研究所 【財務省】酒類総合研究所 【文部科学省】国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター 【厚生労働省】国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 【農林水産省】農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター 【経済産業省】経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 【国土交通省】土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 【環境省】国立環境研究所		57
～14年4月	(1法人)【内閣府】駐留軍等労働者労務管理機構		58
～14年7月	(1法人)【国土交通省】自動車検査		
～15年4月	(3法人)【総務省】統計センター 【財務省】造幣局、国立印刷局		62
～15年10月	(30 法人。主に「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に係るもの。) 【内閣府】国民生活センター、北方領土問題対策協会 【総務省】平和祈念事業特別基金【外務省】国際協力機構、国際交流基金 【財務省】通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構 【文部科学省】科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会 【厚生労働省】勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構 【農林水産省】農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構 【経済産業省】新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構 【国土交通省】鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター	(独立行政法人の数の増減なし) 【文部科学省】 ○航空宇宙技術研究所→宇宙航空研究開発機構 【農林水産省】 ○農業技術研究機構→農業・生物系特定産業技術研究機構	92
～16年1月	(1法人)【経済産業省】情報処理推進機構		
～16年2月	(1法人)【経済産業省】石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
～16年3月	(1法人)【厚生労働省】雇用・能力開発機構		
～16年4月	(10 法人)【文部科学省】日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター 【厚生労働省】労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構 【環境省】環境再生保全機構	(独立行政法人の数の増減なし) 【総務省】 ○通信総合研究所→情報通信研究機構	105
～16年7月	(2法人)【経済産業省】中小企業基盤整備機構 【国土交通省】都市再生機構		
～16年10月	(1法人)【国土交通省】奄美群島振興開発基金	(独立行政法人の数の増減なし) 【経済産業省】 ○工業所有権総合情報館→工業所有権情報・研修館(名称変更)	
～17年4月	(1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所		109
～17年9月	(1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構		
～17年10月	(3法人) 【文部科学省】日本原子力研究開発機構 【厚生労働省】年金・健康保険福祉施設整理機構 【国土交通省】日本高速道路保有・債務返済機構		
～18年4月	(1法人) 【厚生労働省】年金積立金管理運用	(10 法人減) 【総務省】○消防研究所(廃止)	113

		【文部科学省】 ○国立オリンピック記念青少年センター、国立青年の家、国立少年自然の家→国立青少年教育振興機構 【厚生労働省】 ○産業安全研究所、産業医学総合研究所→労働安全衛生総合研究所 【農林水産省】 ○農業者大学校(廃止。なお、一部業務は農業・食品産業技術総合研究機構に移行) ○さけ・ます資源管理センター→水産総合研究センターへ統合 ○農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、農業食品研究所→農業・食品産業技術総合研究機構 【国土交通省】 ○北海道開発土木研究所→土木研究所へ統合 ○海技大学校、海員学校→海技教育機構	104
～19年4月	(1法人) 【国土交通省】 住宅金融支援機構	(4法人減) 【内閣府】 ○駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省に所管変更) 【文部科学省】 ○国立博物館、文化財研究所→国立文化財機構 ○国立特殊教育総合研究所→国立特別支援教育総合研究所(名称変更) 【農林水産省】 ○農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所→農林水産消費安全技術センター ○林木育種センター→森林総合研究所へ統合	101
～19年10月	(1法人) 【総務省】 郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
～20年4月		(1法人減) 【農林水産省】 ○緑資源機構(廃止。なお、一部の業務は森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに承継)	101
～20年10月		(1法人減) 【財務省】 ○通関情報処理センター(特殊会社化)	
～21年4月		(1法人減) 【文部科学省】 ○メディア教育開発センター(廃止)	99
～21年10月		(1法人減) 【文部科学省】 ○国立国語研究所(廃止)	
～22年4月	(6法人) 【厚生労働省】 国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター		104
～23年10月		(1法人減) 【厚生労働省】 ○雇用・能力開発機構(廃止)	103

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 主務省別の法人数

平成23年10月現在、独立行政法人は103法人設置されており、当該法人を所管している府省は11府省となっている。主務省別に独立行政法人の設置状況を見ると、最も多いのは文部科学省の23法人であり、次が国土交通省の20法人となっている(図表6参照)。



図表6. 主務省別の法人数(平成23年10月1日現在)

- (注)1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省に記載している。
3 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。
4 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。

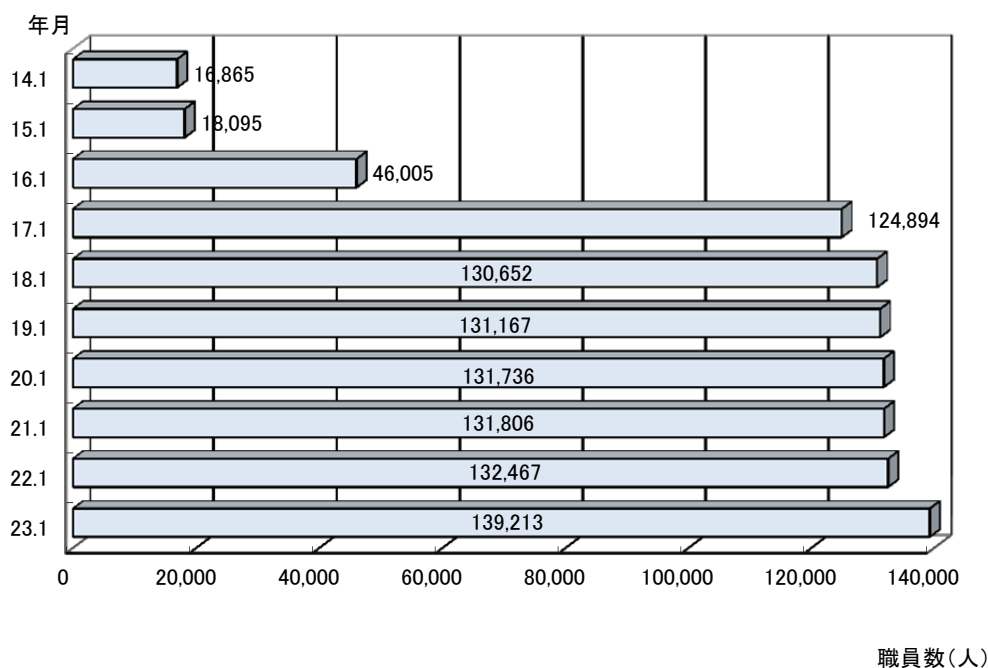
第3節 役職員の状況

1 職員の状況

(1) 職員数の状況

平成23年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)は計139,213人となっており、22年1月1日現在の132,467人に比べ6,746人増加している(図表7参照)。これは、平成22年4月に6つの国立高度専門医療研究センター(国立がん研究センター1,514人、国立循環器病研究センター1,010人、国立精神・神経医療研究センター629人、国立国際医療研究センター1,503人、国立成育医療研究センター813人及び国立長寿医療研究センター380人)が新設されたことによる増加が主な原因である。既存の法人では国立病院機構が前年度比1,245人増などとなっている一方、新エネルギー・産業技術総合開発機構、雇用・能力開発機構及び国立印刷局がそれぞれ、前年度比114人、113人及び105人の減などとなっている(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表7. 独立行政法人の常勤職員数の推移



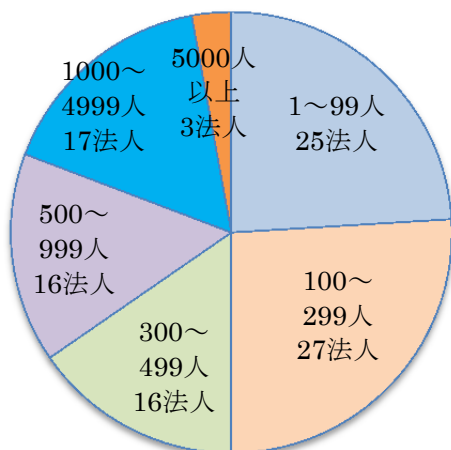
(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(2) 独立行政法人の職員規模

平成23年1月1日現在における独立行政法人104法人について、常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)の規模別にみると、職員数100人未満の法人が25法人、100人以上300人未満の法人が27法人あり、300人未満の法人は合計で52法人となり全体の50%を占めている(図表8参照)。

また、職員数が最も多い法人は国立病院機構(52,303人)であり、次が労働者健康福祉機構(14,144人)となっている。一方、職員数が最も少ない法人は平和祈念事業特別基金(15人)となっている(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数(平成23年1月1日現在)



(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている(図表9参照)。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

	特定独立行政法人 (通則法第57条第1項及び第3項)	非特定独立行政法人 (通則法第63条第1項及び第3項)
給与	<ul style="list-style-type: none"> 職務の内容と責任 職員が発揮した能率 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務成績
給与の支給基準	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与 民間企業の従業員の給与 当該特定独立行政法人の業務の実績 中期計画の第30条第2項第3号の人員費の見積り その他の事情 	<ul style="list-style-type: none"> 当該独立行政法人の業務の実績 社会一般の情勢

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成22年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを23年9月2日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成22年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、平均で事務・技術職員が105.5、研究職員が100.4、病院医師が110.2、病院看護師が101.2となっている(図表10及び資料5-1「職員の給与水準」参照)。

図表10. 職員の給与水準

	対象法人数	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平成22年度年間平均給与(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)	対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)
事務・技術職員	105	34,388	43.5	6,951	105.5	103.9
研究職員	47	9,182	45.6	8,839	100.4	103.8
病院医師	10	5,685	47.0	13,696	110.2	109.2
病院看護師	10	32,941	37.3	4,941	101.2	100.0

(注)「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(参考)

「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)(概要)

法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表する

「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日策定、20年3月18日最終改定)(概要)

- ① 役員報酬等の支給状況、
 - ② 職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、
 - ③ 総人件費(給与、報酬等支給総額等)
- などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)(抄)

独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
 - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
 - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
 - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

2 役員状況

(1) 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長1人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員(以下「理事等」という。)を置くことができることとされている(通則法第18条第1項及び第2項)。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている(通則法第18条第3項)。

ア 役員規模別法人数の状況

平成23年1月1日現在における独立行政法人104法人において実際に任命されている役員の数をみると、法人の長104人、理事等349人、監事214人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各1人の法人が27法人(26.0%)あり、最も多くなっている(図表11参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の15人(理事長及び副理事長各1人、理事13人)となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、航空大学校(理事長1人のみ)であるが、航空大学校については個別法上、別に理事1人を置くことができることとされている(資料6「独立行政法人の役員状況」参照)。

なお、監事の数、農業・食品産業技術総合研究機構、森林総合研究所、中小企業基盤整備

機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構及び住宅金融支援機構の6法人においては3人であるが、その他の法人においては2人となっている。

図表11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況(平成23年1月1日現在)

法人の長及び理事等の合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
法人数	1	27	20	22	10	6	5	4	2	4	0	2	0	0	1	104

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

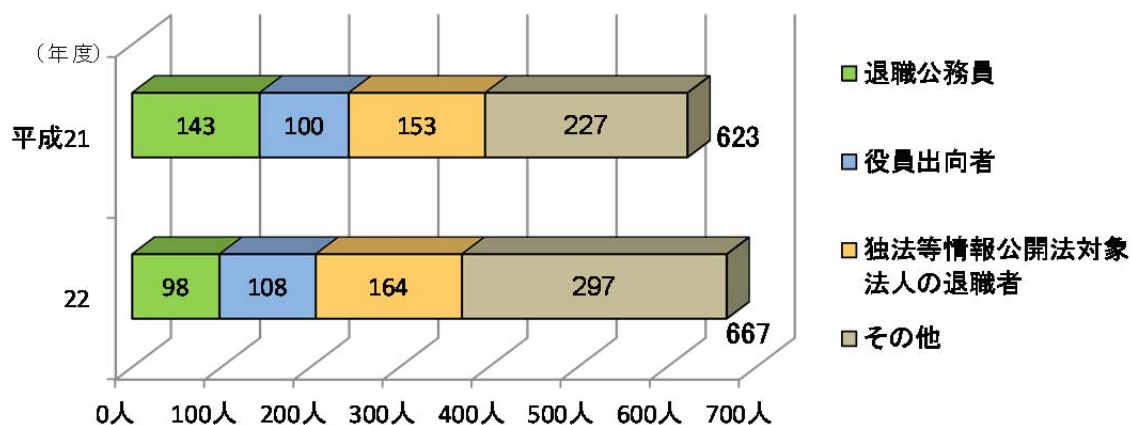
さらに、これら104法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の長については全員が常勤、理事等については349人のうち非常勤が38人(10.9%)、監事については214人のうち非常勤が119人(55.6%)となっている。

イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)等に基づき、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成22年度については、各独立行政法人等が平成22年10月1日現在の状況について公表しており、同日現在の104法人の役員就任の形態別状況をみると、役員667人(非常勤を含む。)のうち退職公務員が就任している者が98(14.7%)人、国から出向している者が108人(16.2%)、独立行政法人等の退職者が就任している者が164人(24.6%)となっている(図表12及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表12. 役員に占める退職公務員等の状況(平成22年10月1日現在)



- (注) 1 「平成22年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成22年12月24日総務省及び内閣官房)等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)又は④国からの出向者を除く。)をいう。
- 3 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。
- 4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独法等情報公開法の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)をいう。なお、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。

同様に、平成 22 年 10 月 1 日現在の退職公務員等の独立行政法人 104 法人の子会社等の役員への就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 92 法人、役員 966 人のうち退職公務員から就任している者が 103 人、独法等情報公開法の対象法人の役員における当該法人の退職者から就任している者が 189 人となっている。(図表 13 及び資料 7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 13. 独立行政法人の子会社への退職公務員

(単位: 法人、人)

年 度	退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	
			うち退職公務員数	うち当該法人の退職者数
平成 21	104	1,219	144	246[44]
平成 22	92	966	103	189[19]

- (注) 1 「平成 22 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員の状況の公表」(平成 22 年 12 月 24 日内閣官房及び総務省取りまとめ)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 「子会社等」とは、子会社(他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、法人の子会社とみなす。)及び一定規模以上の委託先(売上高に占める法人の発注に係る額が 3 分の 2 以上である委託先)をいう。
- 3 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)又は④国からの出向者を除く。)をいう。
- 4 退職公務員が法人役員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に [] 内書きで計上している。

(2) 役員の報酬の状況

独立行政法人の役員の報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており(通則法第 52 条第 2 項及び第 62 条)、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ(通則法第 52 条第 3 項及び第 62 条)、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成 23 年 9 月 2 日に、22 年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員の報酬(平均)については、法人の長が 1,783 万円、理事が 1,493 万円、監事が 1,311 万円となっている(図表 14 及び資料 5-3「役員報酬の支給状況」参照)。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

図表14. 常勤役員の報酬の支給状況(平成22年度)

○独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)[概要](抜粋)

・常勤役員の報酬の支給状況

役員全体では▲153,266千円(▲2.0%)減少している。

法人の長、理事の報酬は、前年度比でそれぞれ減少。

監事の報酬が増加しているのは、平成21年度において就退任の影響により期末手当等の額が減少したこと等によるもの。平成21、22年度において就退任があった法人を除いた場合、支給総額は▲15,836千円の減少となっている。

		21年度	22年度	対前年度差	対前年度比
		(千円)	(千円)	(千円)	(%)
平均	法人の長	18,183	17,833	▲350	▲1.9
	理事	15,078	14,926	▲152	▲1.0
	監事	13,082	13,112	30	0.2
支給総額	法人の長	1,791,644	1,765,451	▲26,193	▲1.5
	理事	4,697,201	4,567,213	▲129,988	▲2.8
	監事	1,268,964	1,271,879	2,915	0.2
	計	7,757,809	7,604,543	▲153,266	▲2.0

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日総務省行政管理局)による。

2 平均は支給総額を役員数で除した数値を記載。

3 平成22年4月に新設された6法人を除いた数値を記載。

(3) 役員の退職手当の状況

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第52条及び第62条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、独立行政法人等の役員が高額の退職金を得ることについて批判があったことから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)において、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額額の100分の12.5を基準とし、これに府省評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された(図表15参照)。

図表15. 独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

<p>○ 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定) (抜粋)</p> <p>1 独立行政法人</p> <p>(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。</p> <p>(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。</p> <p>独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。</p> <p>(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 15 年 9 月 16 日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。</p> <p>○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定) (概要)</p> <p>3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。</p>

これを受けて、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っており、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についてはすべての法人において、府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

また、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べることもとされている。

これを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会は平成 16 年 7 月 23 日、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする、②府省評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年 3 月 30 日には、それまでの 500 余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料 8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料 8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 22 年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が 13 人、理事が 72 人、監事(常勤)が 26 人の計 111 人で、その支給総額は、法人の長が 1 億 1,260 万円、理事が 2 億 6,107 万円、監事が 8,641 万円となっている(図表 16 及び資料 5-4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表16. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成22年度)

	法人の長	理事	監事
退職常勤役員の数	13人	72人	26人
退職手当(確定額)の支給総額	11,260万円	26,107万円	8,641万円

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。

3 総人件費の状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成18年度以降、5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んできた。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、これまでの5年間における法人全体の取組状況は、総務省行政管理局が平成23年9月2日に取りまとめた、「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」において公表されている(図表17参照)。

それによると、まず総人件費改革の取組については、基準となる平成17年度実績に比して人件費の削減を行う79法人(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係8法人を除く。)においては9.7%、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率)減少、人員数の削減を行う16法人においては全体として12.2%減少となった。

また、人件費の状況については、平成22年度の95法人(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係8法人を除く。)の最広義人件費は、前年度と比較して179億円減少となった(図表17及び資料5-5「総人件費改革の取組」参照)。

図表17. 総人件費改革の取組と状況

1. 総人件費改革の取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成18年度以降5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んできた。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、これまでの5年間の取組をみると、基準となる平成17年度実績に比して、人件費の削減を行う79法人(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係8法人を除く。)においては▲9.7%、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率)、人員数の削減を行う16法人においては全体として▲12.2%減少となった。

(1) 人件費の削減を行う法人(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係8法人を除く)

法人数	基準となる金額	平成22年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成17年度		金額	増▲減比(補正值)
79	(億円) 4,255	(億円) 3,706	(億円) ▲ 549	(%) ▲ 9.7

(2) 病院関係8法人

法人数	基準となる金額	平成22年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成17年度		金額	増▲減比(補正值)
8	(億円) 4,462	(億円) 4,771	(億円) 309	(%) 8.9

(3) 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成22年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成17年度		人数	増▲減比
16	(人) 16,280	(人) 14,295	(人) ▲ 1,985	(%) ▲ 12.2

(注)1 平成23年3月31日現在の法人における取組結果の集計である。

2 沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センターについては、体制整備の途上であるため、総人件費改革の対象とされていない。

3 増▲減比(補正值)とは、「行政改革の重要方針」により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。

なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は+0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%、平成22年度は▲1.5%となった。

4 病院関係8法人とは、平成16年4月に設立された2法人(労働者健康福祉機構、国立病院機構)及び平成22年4月に設立された国立がん研究センター等6法人である。

2. 人件費の状況

平成22年度の95法人(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係8法人を除く。)の最広義人件費は、前年度と比較して▲179億円の減少となった。

(1) 人件費の状況(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係8法人を除く)

	平成21年度 (95法人)	平成22年度 (95法人)	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		
給与、報酬等支給総額	5,123	5,000	69.4%	▲ 123
退職手当支給額	544	504	7.0%	▲ 40
非常勤役職員等給与	828	813	11.3%	▲ 15
福利厚生費	890.9	890.6	12.4%	▲ 0.3
最広義人件費	7,386	7,207	100	▲ 179

(2) 病院関係8法人

	平成21年度 (2法人)	平成22年度 (8法人)	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		
給与、報酬等支給総額	4,238	4,774	73.1%	536
退職手当支給額	284	298	4.6%	14
非常勤役職員等給与	438	566	8.7%	128
福利厚生費	756	894	13.7%	138
最広義人件費	5,716	6,531	10%	815

- (注)1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給された報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。
- 2 「退職手当支給額」とは、常勤役職員に支給された退職手当の支給額である。
- 3 「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。
- 4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。
- 5 「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で、合計は一致しない。
- 6 総人件費改革の対象である2法人を除いた数値を記載

(注)「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日総務省行政管理局)による。

第4節 財務・会計の状況

1 独立行政法人の会計制度等

(1) 独立行政法人の会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている(通則法第37条)。ここで、企業会計原則は株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し利益獲得を主たる目的としないなど営利企業とは異なる特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されないなどの事態を生じかねない。

このため、独立行政法人の会計については、企業会計原則を原則としつつ、上記の特殊性を考慮した「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会決定)に基づいて処理されている。

なお、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の改正に対応し、不要財産の国庫納付等に係る会計処理に関する改正(平成22年10月25日改正)がなされたほか、国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改訂の独立行政法人会計基準における適用の検討及び減損に係る会計処理による投下資本の回収計算の考え方の検討の結果を反映した改正(平成23年6月28日最終改正)がなされている。

(2) 独立行政法人の財務諸表等

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書)を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない(通則法第38条第1項)。

また、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書並びに監事の意見(会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見)を付けなければならないこととされている(通則法第38条第2項)。

図表18. 独立行政法人の財務諸表等

種 類		概 要	
財 務 諸 表	貸借対照表	独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日現在の資産、負債及び純資産の状況を示したもの。	
	損益計算書	独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する収益、費用の状況を示したもの。	
	利益の処分又は損失の処理に関する書類	独立行政法人の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするもの。	
	その他主務省令で定める書類	キャッシュ・フロー計算書	当該事業年度の独立行政法人のキャッシュ・フローの状況を活動区分別に示したものの。
		行政サービス実施コスト計算書	納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人の業務運営に関して最終的に国民の負担に帰せられるコスト情報(行政サービス実施コスト)を一元的に集約して表示するもの。
附属明細書		上記の書類に係る明細書	
事業報告書		財務情報や定性的情報などを用いて独立行政法人の事業報告を行うもの。	
決算報告書		独立行政法人の決算(予算執行の状況)を明らかにするもの。	

(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 財務諸表については「独立行政法人会計基準」において独立行政法人の財務諸表の体系と整理されているものを記載。

さらに、移行独法の中には、民間企業等に対する出資を業務とする法人もあることから、独立行政法人とその出資先を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たすため、一定の関係にある法人を有する独立行政法人は財務諸表とともに連結財務諸表を作成することとされている。

(3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査

個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人、100億円以上の資本金を有する法人及び負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上に達している法人については、監事による監査のほか、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査を受けることが義務付けられている(通則法第39条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)第2条)。

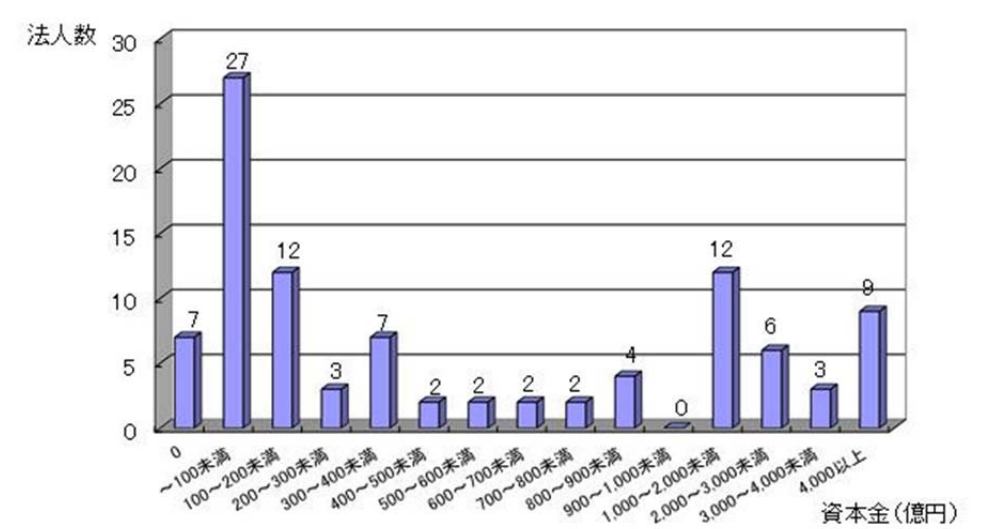
この結果、平成21年度の財務諸表等については99法人のうち76法人において、通則法第39条の規定に基づく会計監査が実施されているほか、7法人において、法人の任意により公認会計士又は監査法人による通則法第39条に準じた監査が行われている(資料9「財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況」参照)。

2 各種データ

(1) 資本金

平成21年度末日現在における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金1,000億円未満の法人は98法人のうち68法人(資本金を有しない7法人を含む)となっており、資本金が1,000億円以上の法人(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)は30法人となっている(図表19及び資料10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表19. 資本金規模別の独立行政法人数(平成21年度末現在)



(注)1 各独立行政法人の貸借対照表(法人単位)に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 国際協力機構の有償資金協力勘定の財務等に関する数値については独立行政法人国際協力機構法第16条の規定により、独立行政法人評価の対象外であること等から集計に含めていない(以下同じ)。

なお、平成21年度末現在の資本金上位5法人は図表20のとおりである(資料10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表20. 資本金 上位5法人(平成21年度末現在)

法人名	金額
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆9,836億円
福祉医療機構	2兆6,853億円
中小企業基盤整備機構	1兆1,184億円
都市再生機構	1兆 582億円
住宅金融支援機構	9,013億円

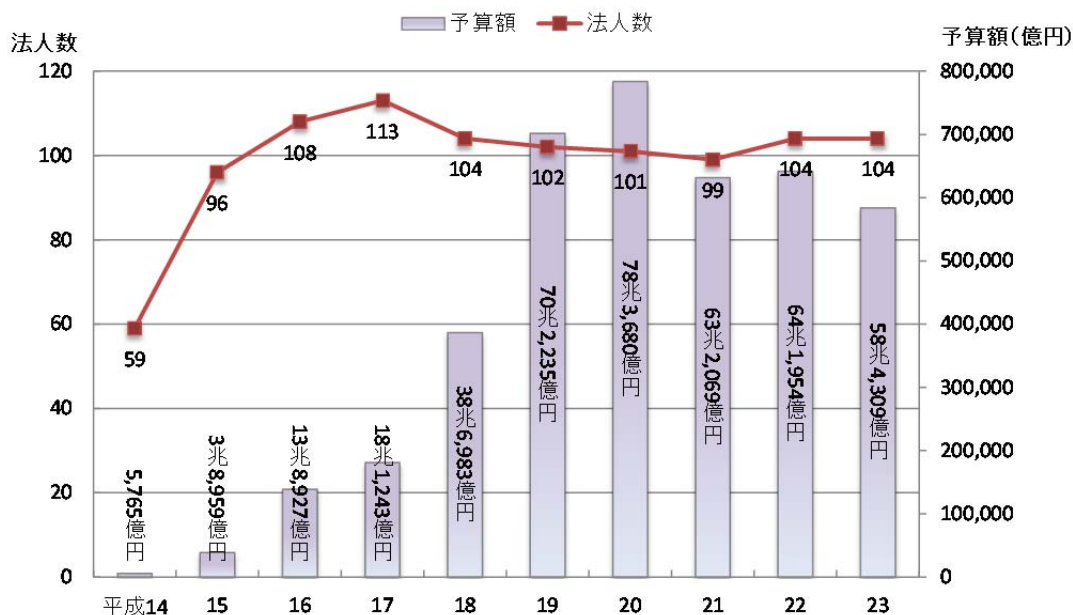
(注)1 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 億円未満は四捨五入。
 3 国際協力機構の有償資金協力勘定に係る資本金は集計に含めていない。

(2) 予算

ア 予算総額

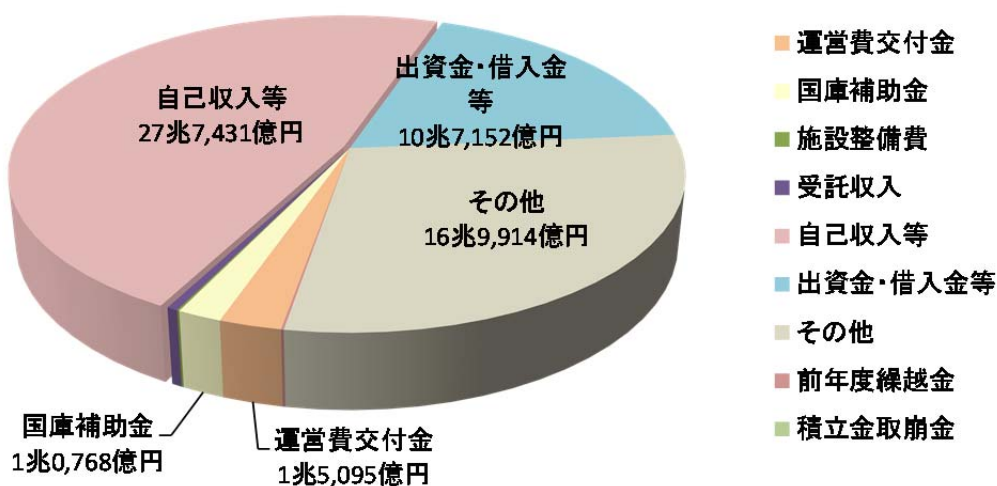
独立行政法人全体における当初予算(収入)(自己収入等によるもの及び過年度からの繰越分で当該年度予算に組み込まれたものを含む)の推移をみると、平成23年度は、104法人で58兆4,309億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)となっている。ここで、22年度と23年度を比較すると、予算額は5兆7,645億円減少している。主な減少理由としては、郵便貯金・簡易生命保険管理機構に係る予算の3兆1,748億円の減少、日本高速道路保有・債務返済機構に係る予算7,550億円の減少、住宅金融支援機構に係る予算6,118億円の減少等が挙げられる(図表21及び資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表21. 独立行政法人全体の当初予算(収入)の推移(総額)



- (注) 1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
 3 国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため除いている。

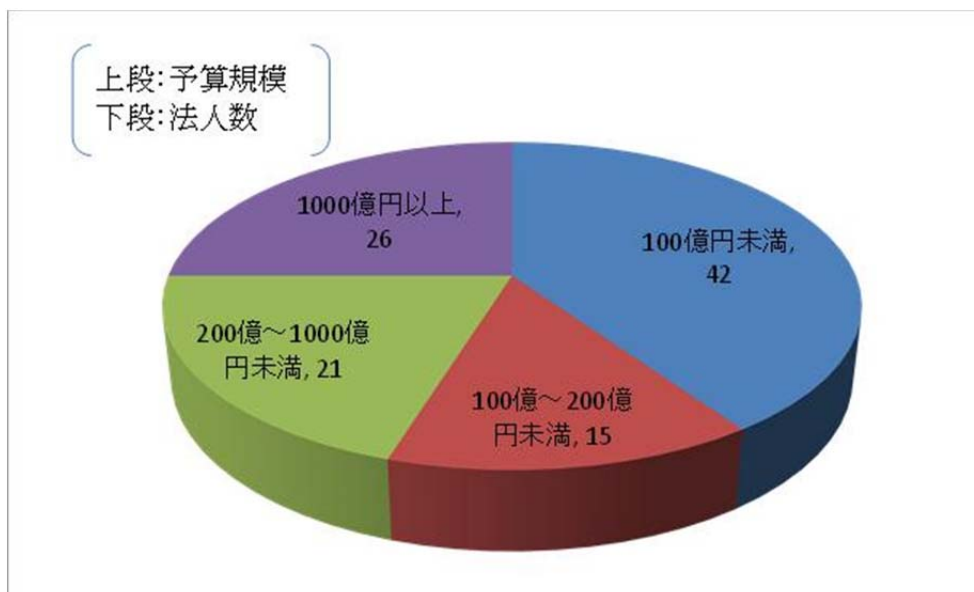
図表22. 平成23年度の独立行政法人全体の当初予算(収入)の内訳(項目別)



- (注) 1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため評価の対象外とし、集計に含めていない(以下同じ)。

平成23年度の当初予算(収入)の状況を規模別にみると、104法人(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)のうち42法人(40.4%)については、予算規模が100億円未満となっている一方、予算規模が1,000億円以上の法人は26法人(25.0%)となっている。

図表23. 予算規模別の独立行政法人の状況(平成23年度)



(注) 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、当初予算(収入)の上位及び下位5法人は下記のとおりとなっている(資料11-5「独立行政法人の平成23年度計画における予算額(収入)」参照)。

図表24. 予算規模上位・下位の5法人(平成23年度)

法人名	金額	法人名	金額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	18兆5,962億円	国立女性教育会館	7億円
年金積立金管理運用	10兆6,862億円	国立健康・栄養研究所	8億円
住宅金融支援機構	9兆6,673億円	酒類総合研究所	11億円
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆0,133億円	国立特別支援教育総合研究所	11億円
日本学生支援機構	2兆2,477億円	教員研修センター	14億円

(注) 1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 億円未満は四捨五入。

イ 運営費交付金

多くの独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。当初予算(収入)における運営費交付金(過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む)の総額の推移をみると、図表25のとおり、平成23年度は合計で1兆5,095億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、22年度の1兆5,689億円と比較して594億円減少している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照。また、独立行政法人に対する国の財政支出については、資料13「平成21年度独立行政法人に対する財政支出」を参照)。

図表25. 独立行政法人全体の運営費交付金の推移



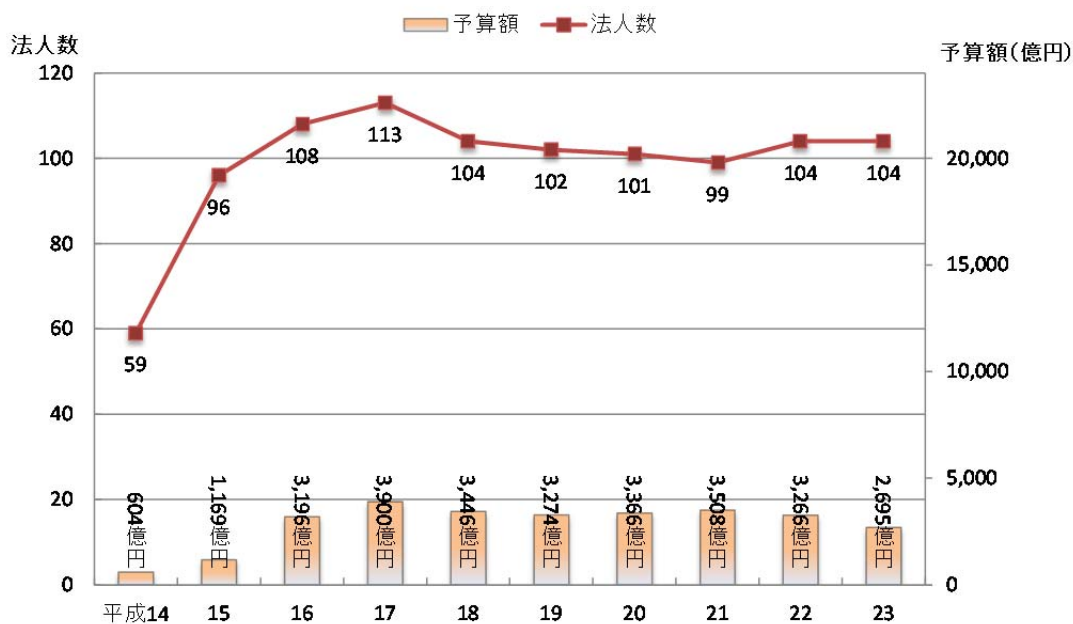
(注) 1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ウ 自己収入等(受託収入含む)

i 受託収入

独立行政法人の当初予算における国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入の推移については図表26のとおりとなっており、平成23年度は合計で2,695億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、22年度の3,266億円と比較して571億円減少している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表26. 独立行政法人全体の受託収入の推移



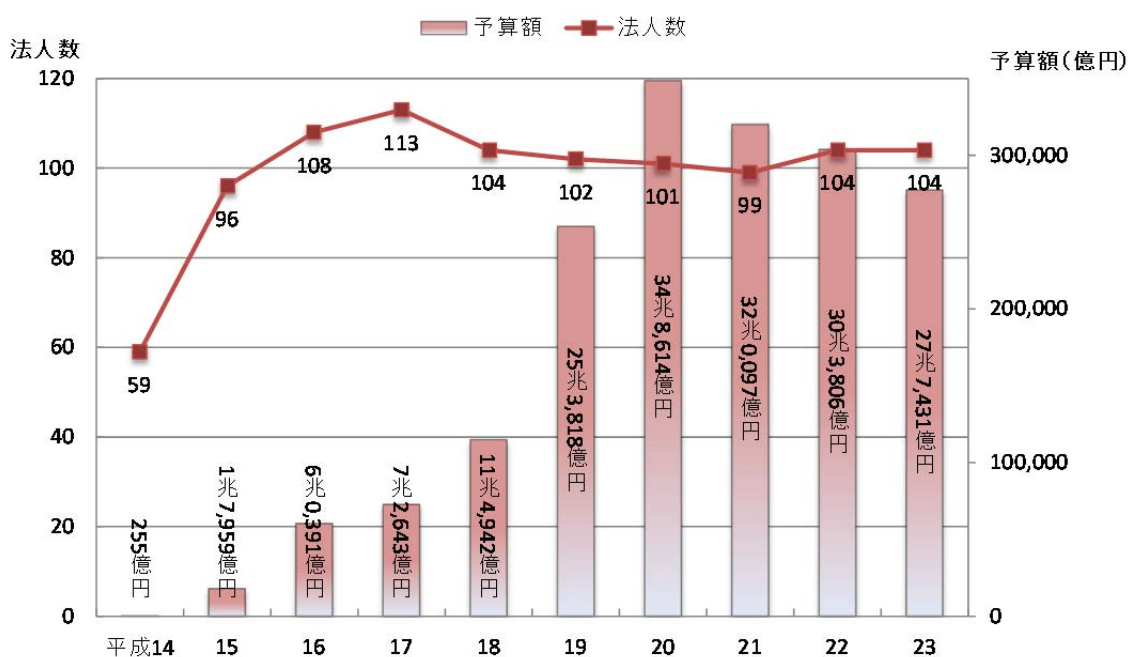
(注) 1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ii 受託収入を除く自己収入等

独立行政法人の当初予算における受託収入を除く自己収入等の推移をみると図表 27 のとおりとなっており、平成 23 年度は合計で 27 兆 7,431 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、22 年度の 30 兆 3,806 億円と比較して 2 兆 6,375 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

この理由は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の自己収入等に係る予算が 1 兆 7,116 億円減少したこと等による。

図表 27. 独立行政法人全体の自己収入等の推移



- (注) 1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
 3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の平成 23 年度計画予算(当初予算)において見込んで自己収入等の多い上位 5 法人は下記のとおりである(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 28. 自己収入等に係る収入予算 上位 5 法人(平成 23 年度収入当初予算)

法人名	金額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	15兆1,883億円
年金積立金管理運用	3兆8,000億円
住宅金融支援機構	1兆4,694億円
日本高速道路保有・債務返済機構	1兆3,925億円
都市再生機構	9,983億円

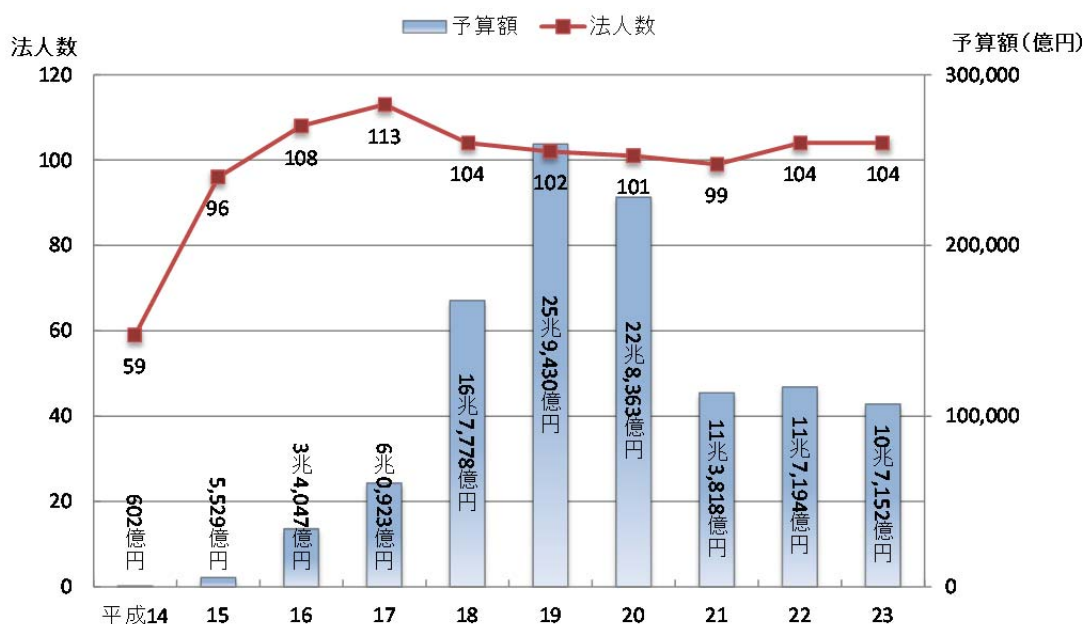
- (注) 1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 億円未満は四捨五入。

エ 出資金・借入金等

独立行政法人の当初予算における出資金及び借入金等の状況の推移をみると、図表 29 のとお

りとなっており、平成 23 年度は合計で 10 兆 7,152 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、22 年度の 11 兆 7,194 億円と比較して 1 兆 42 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。この理由は、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の予算が 5,441 億円増加、日本高速道路保有・債務返済機構の予算が 7,111 億円減少、住宅金融支援機構の予算が 7,126 億円減少したこと等による。

図表29. 独立行政法人全体の出資金・借入金等の推移



- (注) 1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
 3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の 23 年度計画予算において見込んでいる出資金及び借入金等の多い上位5法人は下記のとおりである(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表30. 出資金・借入金等に係る収入予算 上位5法人(平成 23 年度収入当初予算)

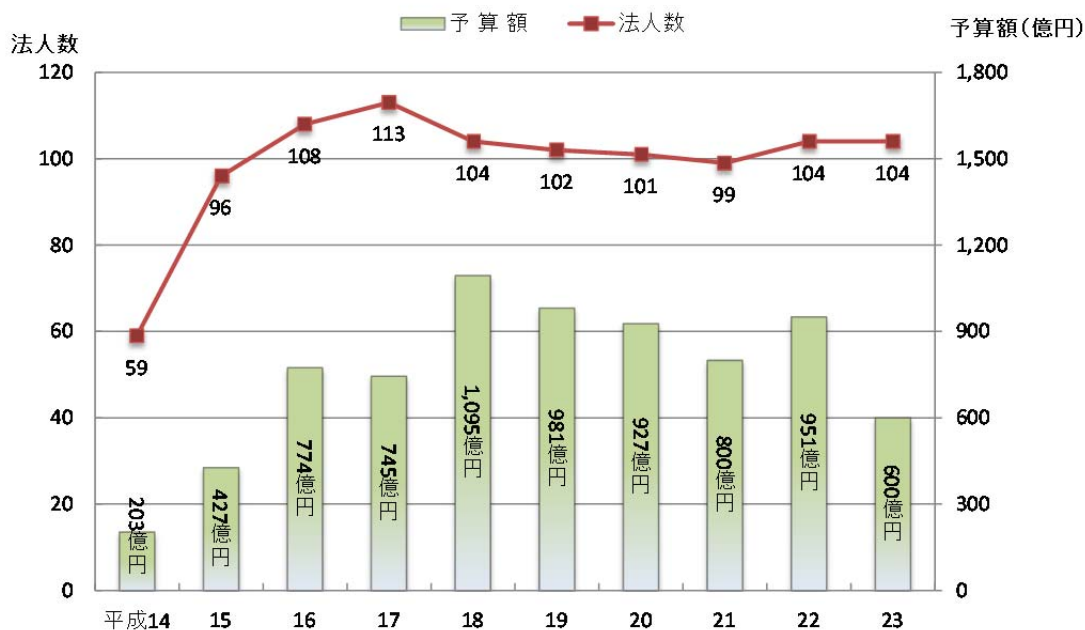
法人名	金額
住宅金融支援機構	3兆2,151億円
日本高速道路保有・債務返済機構	2兆6,208億円
日本学生支援機構	1兆6,772億円
都市再生機構	1兆1,136億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1兆0,190億円

- (注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 億円未満は四捨五入。

オ 施設整備費

独立行政法人に対して、国は、法人が施設の整備に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、図表31のとおりとなっており、平成23年度は合計で600億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と22年度の951億円と比較して352億円減少している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表31. 独立行政法人全体の施設整備費の推移



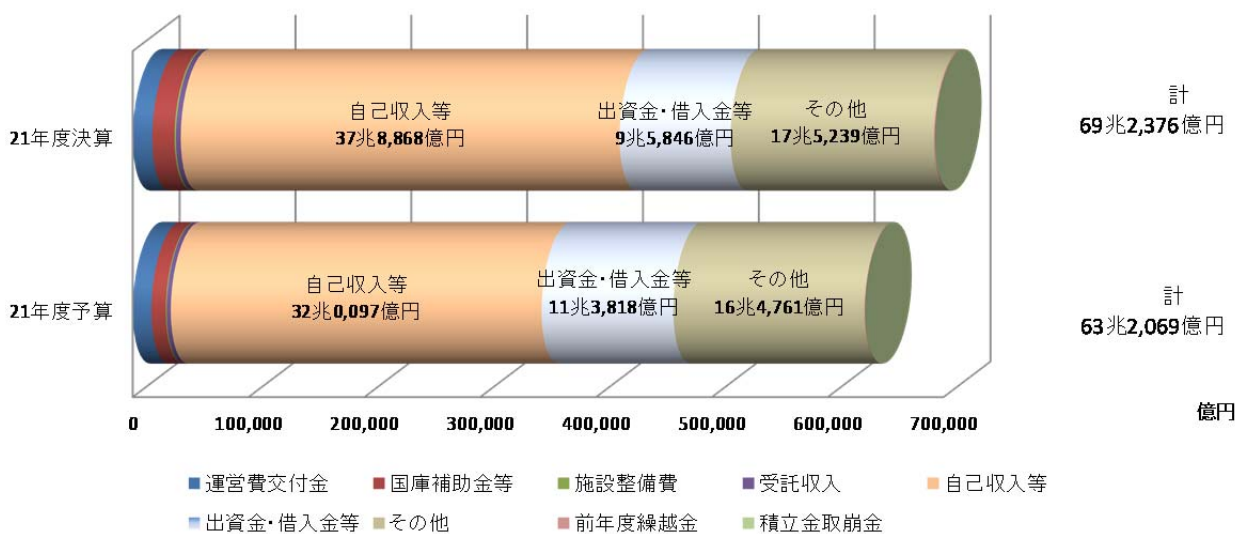
(注) 1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
 3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

(3) 決算

平成21年度までに設立された99法人の21年度決算の総額は、収入で69兆2,376億円(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、支出で56兆8,350億円となっており、収入について予算額(63兆2,067億円)と比較すると、決算額が予算額よりも6兆307億円(予算額の9.5%)多い(資料14-5「独立行政法人の平成21年度決算(収入)」及び資料15-5「独立行政法人の平成21年度決算(支出)」参照)。

また、収入決算額の内訳をみると、運営費交付金が1兆6,820億円、国庫補助金等が1兆9,108億円、施設整備費補助金が1,336億円、国や特殊法人等からの受託収入が4,111億円、自己収入等が37兆8,868億円、出資金・借入金等が9兆5,846億円、その他が17兆5,239億円、前年度繰越金が1,040億円及び積立金取崩金が8億円となっており、平成21年度当初予算と比べ、自己収入等が5兆8,771億円増加、その他が1兆478億円増加し、出資金・借入金等が1兆7,972億円減少している。自己収入等が当初予算と比べて増加した主な理由は、年金積立金管理運用における自己収入の増加5兆3,287億円などによるものである。(資料11-3「独立行政法人の平成21年度計画における予算額(収入)」及び資料14-5「独立行政法人の平成21年度決算(収入)」参照)。

図表32. 独立行政法人の収入に係る予算及び決算額の対比(平成21年度)



(注) 1 各法人の年度計画及び決算報告書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 億円未満は四捨五入。
 3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適当ではないことから、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、中期目標の期間中、業務の進行に応じて収益化を行うものとされている。

また、この収益化の方法については、

- i) 業務の達成度に応じて収益化を行う方法(業務達成型)、
 - ii) 一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法(期間進行型)、
 - iii) 業務のための支出額を限度として収益化する方法(費用進行型)
- の3つの考え方が示されている。

平成21年度末現在の98法人のうち、運営費交付金が交付されていない15法人を除く83法人について運営費交付金の収益化の方法をみると、61法人が費用進行型の方法のみを採用しており、残りの22法人については、業務内容等に応じて、i)業務達成型の方法のみを採用しているものが2法人、ii)期間進行型の方法のみを採用しているものが0法人、iii)業務達成型と期間進行型の方法を使い分けているものが8法人、iv)期間進行型と費用進行型の方法を使い分けているものが6法人、v)三つの方法すべてを使い分けているものが6法人となっている(資料16「運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成21年度)」参照)。

なお、平成19年11月の「独立行政法人会計基準」の改定により、運営費交付金の収益化基準のうち成果進行型が業務達成型へと名称が改められるとともに、費用進行型を採用する場合、当該方法を採用した理由を財務諸表において「重要な会計方針」として注記しなければならないこととされた。

(5) セグメント情報等

ア 勘定別財務諸表

独立行政法人においては、個別法により区分して経理することが求められる場合、法人全体の財務諸表に加えて、区分した経理単位(以下「勘定」という。)ごとの財務諸表を作成することとされている。

平成 21 年度末日現在、98 法人のうち 39 法人(39.8%)において法定勘定が設けられており、勘定数が最も多い6法人は下記のとおりである(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 21 年度)」参照)。

図表33. 勘定数が最も多い6法人

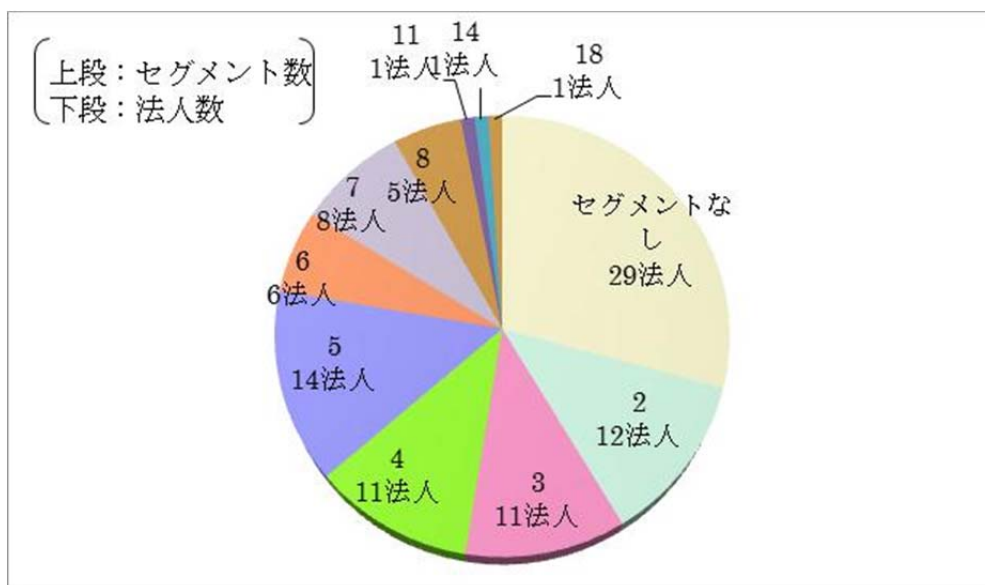
法人名	勘定数
福祉医療機構	14
中小企業基盤整備機構	8
農畜産業振興機構	7
新エネルギー・産業技術総合開発機構	7
情報通信研究機構	6
医薬品医療機器総合機構	6

(注)各法人の財務諸表等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

イ セグメント情報

独立行政法人は、勘定別に財務諸表を作成するほか、附属明細書においてセグメント情報を開示することが求められている。各法人の平成 21 年度の附属明細書によれば、21 年度までに設立された 99 法人のうち、29.3%に当たる 29 法人は法定勘定区分以外のセグメントを有していない一方、70.7%に当たる 70 法人が法定勘定区分に加えて複数のセグメントを有している(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 21 年度)」参照)。

図表34. セグメント区分の実施状況(平成 21 年度)



(注) 各法人の附属明細書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

ここで、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

この点、セグメント情報の開示を行っている 70 法人のうち、事業の種類別にセグメントの設定を行っている法人が 66 法人、また、施設の区分別に設定を行っている法人が 2 法人、事業と施設の別を組み合わせて設定を行っている法人が 2 法人となっている(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 21 年度)」参照)。

(6) 財政状態及び損益

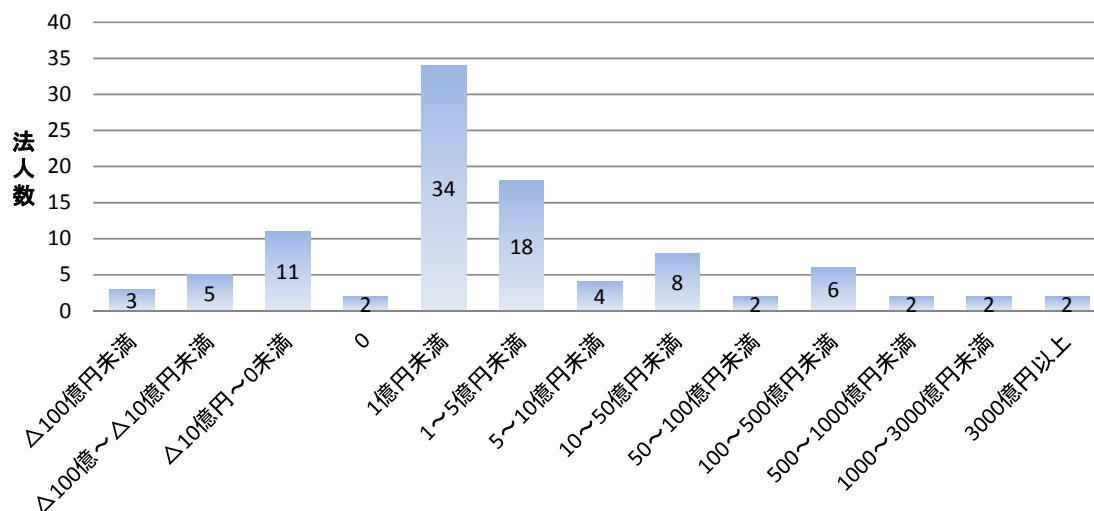
平成 21 年度末現在の 98 法人について、貸借対照表に計上された財政状態の状況をみると、全体で資産が 360 兆円、負債が 337 兆円、純資産が 24 兆円(資料 18-1「純資産と主な資産・負債の状況(平成 21 年度)」参照)となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、20 年度の純資産 13 兆円から、約 10 兆円純資産が増加している。

このうち、純資産の増加の理由は年金積立金管理運用法人の 9 兆 1,500 億円増、日本高速道路保有・債務返済機構の 4,958 億円増、住宅金融支援機構の 3,427 億円増等による。

次に、平成 21 年度までに設立された 99 法人について、損益計算書上に計上された損益の状況をみると、78 法人が合計で 10 兆 2,821 億円の利益を計上し(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、2 法人が損益ゼロ、さらに 19 法人が合計で 2,041 億円の損失を計上している(資料 18-2「当期総利益(損失)の状況(平成 21 年度)」参照)。この主な理由は、年金積立金管理運用の当期総利益が 9 兆 1,500 億円計上されたこと等による。

また、各法人の当期損益の分布(図表 35)をみると、当期損益が△10 億円未満～10 億円未満の法人が 69 法人となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、独立行政法人全体の 70.0%の法人の損益が 10 億円未満という結果となっている(損益が△100 億円未満～100 億円未満の法人数は 84 法人、独立行政法人全体の 84.8%)。

図表35. 当期総利益(又は損失)の状況(平成 21 年度)



(注) 1 各法人の損益計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、平成 21 年度における各法人の当期総利益又は損失が最も多い5法人は下記のとおりである(資料 18-2「当期総利益(損失)の状況(平成 21 年度)」参照)。

図表36. 当期総利益又は損失が最も多い5法人(平成 21 年度)

(当期総利益最多5法人)		(当期総損失最多5法人)	
法人名	金額	法人名	金額
年金積立金管理運用	9兆1,500億円	住宅金融支援機構	1,468億円
日本高速道路保有・債務返済機構	3,683億円	宇宙航空研究開発機構	273億円
中小企業基盤整備機構	2,297億円	農畜産業振興機構	134億円
勤労者退職金共済機構	1,705億円	労働者健康福祉機構	50億円
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	940億円	新エネルギー・産業技術総合開発機構	39億円

(注)1 各法人の損益計算書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 億円未満は四捨五入。
3 国際協力機構は有償資金協力勘定を集計に含めていない。

(7) 運営費交付金債務

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所要の財源措置を行うものとされ(通則法第 46 条)、平成 21 年度においては、運営費交付金として 84 法人に対して総額 1兆 6,813 億円が交付されている。

また、平成 21 年度末現在、運営費交付金債務を計上している法人は 78 法人でその金額合計は 2,037 億円となっている。なお、運営費交付金債務の計上額が最も多い5法人は下記のようになっている(資料 19「運営費交付金債務の状況」参照)。

図表37. 運営費交付金債務残高 上位5法人(平成 21 年度末現在)

法人名	金額
新エネルギー・産業技術総合開発機構	493億円
国際協力機構	240億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	164億円
宇宙航空研究開発機構	111億円
雇用・能力開発機構	106億円

(注)1 各法人の附属明細書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 億円未満は四捨五入。

(8) 目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額(以下「目的積立金」という。)について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることができることとされており(通則法第 44 条第3項)、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

なお、平成 21 年度末現在、目的積立金を有している9法人のうち、上位5法人は下記のとおりである(資料 20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表38. 目的積立金残高を計上している法人(平成 21 年度末現在)

法人名	金額
住宅金融支援機構	3213.5億円
産業技術総合研究所	3.5億円
科学技術振興機構	0.8億円
理化学研究所	0.3億円
土木研究所	0.2億円

(注)1 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 百万円以下は四捨五入。

また、平成 21 年度までに設立された 99 法人の当期総利益又は損失の総額として 10 兆 780 億円の利益が計上されているが(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、このうち利益処分により目的積立金として主務大臣の承認を受けたのは、5法人で総額 258.3 億円となっており、下記のとおりである(資料 20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表39. 平成 21 年度利益処分における目的積立金の積立額

法人名	金額
国立病院機構	255.99億円
科学技術振興機構	1.16億円
物質・材料研究機構	0.97億円
理化学研究所	0.16億円
放射線医学総合研究所	0.01億円

(注)1 各法人の利益処分に関する書類に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 百万円未満は四捨五入。

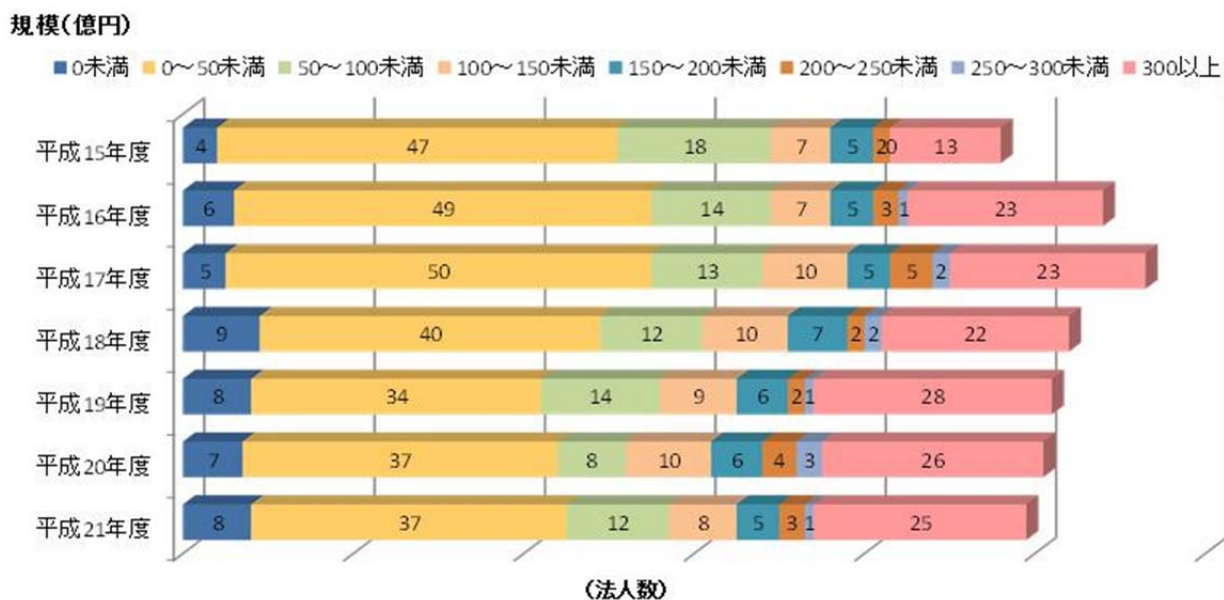
(9) 行政サービス実施コスト

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「損益外減損損失相当額」、「引当外賞与見積額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」(国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていないければ、本来国の収入となったと考えられる国民負担額)で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

まず、平成 21 年度までに設立された 99 法人について、21 年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が△6兆8,306 億円、損益外減価償却等相当額が2,378 億円、損益外減損損失相当額が 375 億円、引当外賞与見積額が△21 億円、引当外退職手当増加見積額が△22 億円、機会費用が 3,099 億円、法人税及び国庫納付額の控除が△320 億円となっており、合計では△6兆2,817 億円となっている(資料 21「行政サービス実施コストの状況(平成 21 年度)」参照)。

次に、21 年度において行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、同コストが 0 億円以上 50 億円未満の法人数が最も多く、37 法人となっている(図表 40 及び資料 21「行政サービス実施コストの状況(平成 21 年度)」参照)。

図表40. 行政サービス実施コスト規模別の法人数 (平成 15~21 年度)



(注) 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成 21 年度における各法人の行政サービス実施コストについて、上位及び下位の 5 法人は下記のとおりである(資料 21「行政サービス実施コストの状況(平成 21 年度)」参照)。

図表 41. 行政サービス実施コストが最多・最少の 5 法人(平成 21 年度)

(最多 5 法人)		(最少 5 法人)	
法人名	金額	法人名	金額
宇宙航空研究開発機構	2,769億円	年金積立金管理運用	△9兆1,500億円
日本原子力研究開発機構	2,274億円	中小企業基盤整備機構	△1,894億円
国際協力機構	2,166億円	勤労者退職金共済機構	△1,656億円
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2,079億円	日本貿易保険	△152億円
日本学術振興会	1,728億円	年金・健康保険福祉施設整理機構	△89億円

(注)1 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 億円未満は四捨五入。

第2部 独立行政法人評価の状況

第1節 独立行政法人評価制度等の概要

1 独立行政法人評価制度の概要

(1) 業務実績評価

ア 意義

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされている。評価の結果は、法人の業務運営の改善のみならず、役職員の人事、処遇等にも反映させることとしており、これらの仕組みを通じ、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることが求められている。

このように、事後評価が独立行政法人制度の不可欠な要素となっていることから、独立行政法人の業務の実績の評価は、中立・公正な立場から客観的に実施されることが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である府省評価委員会を設置して評価を行うとともに、さらに総務省に全政府レベルの第三者評価機関である政策評価・独立行政法人評価委員会を設置し、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとされている(府省評価委員会の詳細については、資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿(平成 23 年4月1日現在)」を参照)。

イ 府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

独立行政法人の各事業年度における業務実績の評価に当たっては、i) 府省評価委員会は、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定」(通則法第 32 条第2項)を行い、その評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともに、必要に応じ、業務運営の改善等についての勧告をすることができる(同条第3項)、ii) 政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会から通知された評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる」(同条第5項)こととされている(図表 42「業績評価及び見直しのスキーム」参照)。

また、独立行政法人の中期目標期間における業務実績に関する評価に当たっても、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会が各事業年度における業務実績に関する評価等と同様に評価等を行うこととされている(通則法第 34 条)。

(2) 中期目標期間終了時の見直し等

ア 意義

独立行政法人については、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、主務大臣がその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

また、この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。

さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自

己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

イ 主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

通則法においては、独立行政法人の中期目標期間の終了時の見直しについて、主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会それぞれの所掌事務が、次のように定められている。

(i) 主務大臣の検討

独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」(通則法第 35 条第1項)こととされている。

(ii) 府省評価委員会の評価

主務大臣の検討に当たり、府省評価委員会の意見を聴くことが義務付けられている(同条第2項)。

(iii) 政策評価・独立行政法人評価委員会の評価

政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる」(同条第3項)こととされている。

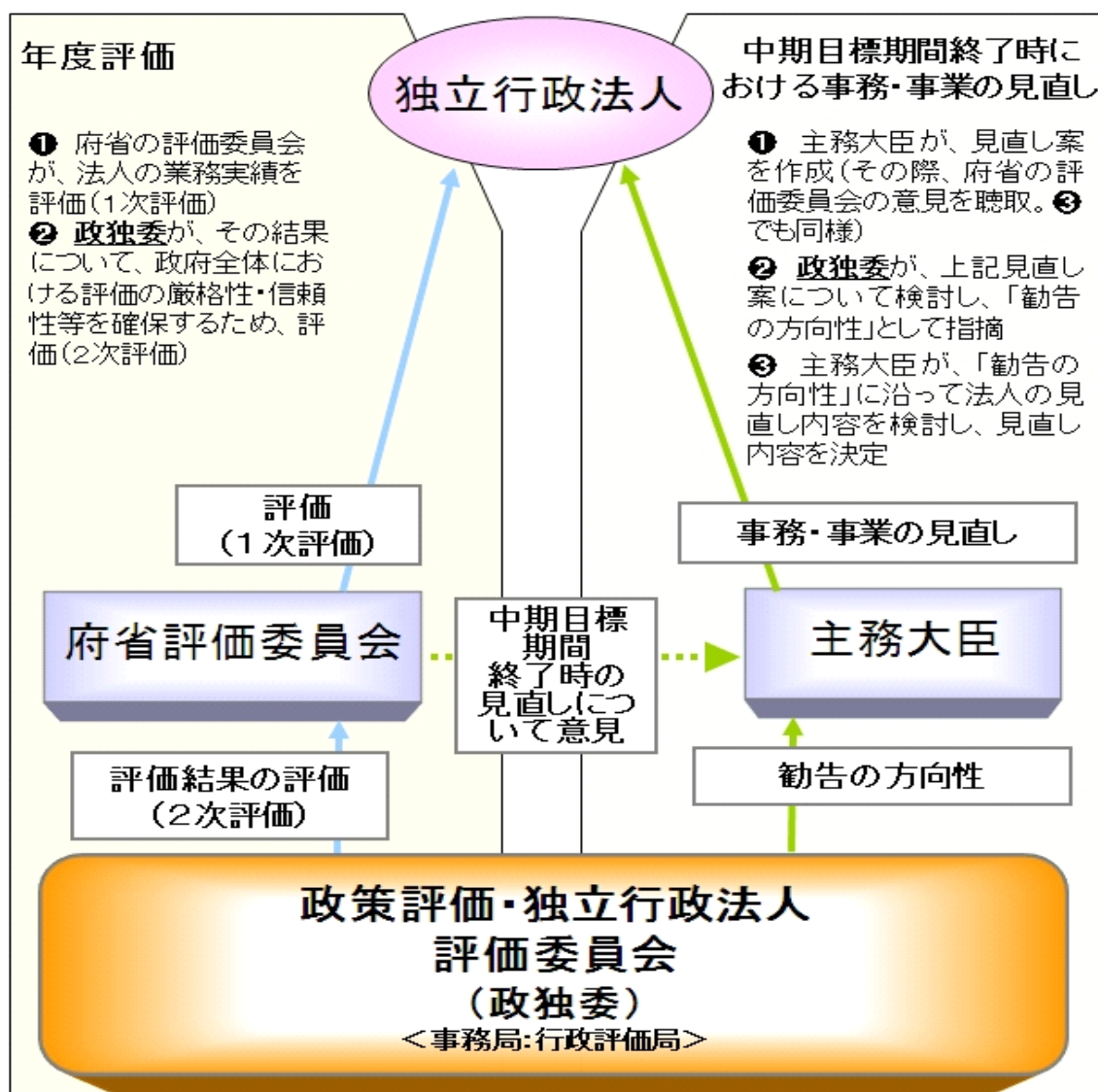
ウ 見直しの仕組み

通則法第 35 条の定める中期目標期間の終了時の見直しに当たっては、平成 15 年8月1日に閣議決定された「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、次の手順で行われることとされている(図表 42 及び資料 23「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成 15 年8月1日閣議決定)」参照)。

- ① 主務大臣は、基準第2(事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び基準第3(組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ法人の組織・業務全般の見直しについての当初案(以下「見直し当初案」という。)を作成し、その実現に向けて当該法人に係る国の予算要求を行う。
- ② 政策評価・独立行政法人評価委員会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう、早期に主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘(以下「勧告の方向性」という。)を行う。
- ③ 主務大臣は、予算編成過程において、政策評価・独立行政法人評価委員会による勧告の方向性等の指摘が最大限活かされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し当初案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、見直し案を決定する。

なお、当該見直し案の決定に際しては、行政改革推進本部の議を経ることとされていたが、平成 21 年 12 月 25 日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、当該議を経ることを要しないこととされている(資料 24「独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)」参照)。

図表42. 業務実績評価及び見直しのスキーム



2 評価委員会の構成

(1) 府省評価委員会等の構成

平成 23 年4月現在、府省評価委員会は独立行政法人を所管する 11 府省に設置されており、104 の独立行政法人と通則法が準用される日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)を対象として、通則法に基づく評価等の事務を行っている。府省評価委員会別の対象法人数は、最大が文部科学省で23 法人(他府省と共管の法人を含む。)、次に厚生労働省及び国土交通省が20 法人(他府省と共管の法人を含む。)となっている。また、綜合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)に基づく日本司法支援センターの評価等のため、法務省に日本司法支援センター評価委員会が、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価等のため、文部科学省に国立大学法人評価委員会が設置されている。

これらの委員会の委員の構成等をみると、4人ないし 30 人の委員が任命されており、委員会によっては、委員に加えて臨時委員や専門委員を任命している。さらに、法務省及び防衛省を除く府省評価委員会等においては、当該委員会に、単独の法人又は業務の性格等の類似する複数の法人単位の分科会や部会を設置し、機能的な評価を行っている(図表 43 及び資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿(平成 23 年4月1日現在)」参照)。

図表43. 府省評価委員会の構成 (平成 23 年4月現在)

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				法人 数	評価の対象となる独立行政法人等 名称
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計		
内閣府 独立行政法人 評価委員会	14	-	-	14	4	国立公文書館分科会	5	-	-	5	1	国立公文書館
						沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会	5	-	-	5	1	沖縄科学技術研究基盤整備機構(文部科学省と共管)
						北方領土問題対策協会分科会	5	-	-	5	1	北方領土問題対策協会(農林水産省と共管)
						国民生活センター分科会	5	-	-	5	1	国民生活センター
総務省 独立行政法人 評価委員会	15	-	37	52	5	平和祈念事業特別基金分科会	3	-	4	7	1	平和祈念事業特別基金
						情報通信・宇宙開発分科会	6	-	17	23	2	情報通信研究機構(財務省と共管)、宇宙航空研究開発機構(文部科学省と共管)
						郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	3	-	7	10	1	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
						統計センター分科会	3	-	9	12	1	統計センター
外務省 独立行政法人 評価委員会	13	-	2	15	2	国際交流基金分科会	8	-	-	8	1	国際交流基金
						国際協力機構分科会	9	-	-	9	1	国際協力機構
						コンプライアンス部会	2	-	2	4	2	国際交流基金・国際協力機構
財務省 独立行政法人 評価委員会	18	26	-	44	10	農林漁業信用基金分科会	2	3	-	5	1	農林漁業信用基金(主務省は農林水産省及び財務省)
						住宅金融支援機構分科会	2	3	-	5	1	住宅金融支援機構(主務省は国土交通省及び財務省)
						造幣局分科会	2	5	-	7	1	造幣局
						国立印刷局分科会	2	5	-	7	1	国立印刷局
						日本万国博覧会記念機構分科会	2	5	-	7	1	日本万国博覧会記念機構
						酒類総合研究所分科会	2	5	-	7	1	酒類総合研究所
						情報通信研究機構部会	2	1	-	3	1	情報通信研究機構(総務省と共管)
						中小企業基盤整備機構部会	2	1	-	3	1	中小企業基盤整備機構(経済産業省と一部共管)
						奄美群島振興開発基金部会	2	1	-	3	1	奄美群島振興開発基金(主務省は国土交通省及び財務省)
農業・食品産業技術総合研究機構部会	2	1	-	3	1	農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省と共管)						

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				法人 数	評価の対象となる独立行政法人等 名称
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計		
文部科学省 独立行政法人 評価委員会	24	-	-	24	25	初等中等教育分科会	2	10	-	12	2	国立特別支援教育総合研究所、教員 研修センター
						高等教育分科会	4	22	-	26	7	大学入試センター、大学評価・学位授 与機構、国立大学財務・経営セン ター、沖縄科学技術研究基盤整備機 構(内閣府と共管)、日本学生支援機 構、国立高等専門学校機構、日本私 立学校振興・共済事業団(助成業務)
						社会教育分科会	2	11	-	13	2	国立女性教育会館、国立科学博物館
						スポーツ・青少年分科会	3	10	-	13	2	国立青少年教育振興機構、日本ス ポーツ振興センター
						科学技術・学術分科会	9	57	-	66	9	物質・材料研究機構、放射線医学総 合研究所、理化学研究所、防災科学 技術研究所、宇宙航空研究開発機構 (総務省と共管)、日本学術振興会、 科学技術振興機構、海洋研究開発機 構、日本原子力研究開発機構(経済 産業省と共管)
						文化分科会	4	12	-	16	3	国立美術館、国立文化財機構、日本 芸術文化振興会
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	30	-	-	30	22	調査研究部会	6	4	-	10	3	国立健康・栄養研究所、労働安全衛 生総合研究所、医薬基盤研究所
						高度専門医療研究部会	5	4	-	9	6	国立がん研究センター、国立循環器 病研究センター、国立精神・神経医療 研究センター、国立国際医療研究セ ンター、国立成育医療研究センター、 国立長寿医療研究センター
						国立病院部会	4	3	-	7	1	国立病院機構
						労働部会	6	5	-	11	5	勤労者退職金共済機構、高齢・障害 者雇用支援機構、労働政策研究・研 修機構、雇用・能力開発機構、労働 者健康福祉機構
						医療・福祉部会	5	4	-	9	3	福祉医療機構、国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園、医薬品医療機 器総合機構
						水資源部会	2	1	-	3	1	水資源機構(国土交通省、農林水産 省、経済産業省と共管)
						年金部会	4	3	-	7	3	業者年金基金(農林水産省と共管)、 年金・健康保険福祉施設整理機構、 年金積立金管理運用
農林水産省 独立行政法人 評価委員会	26	-	35	61	16	農業分科会	9	-	15	24	7	農林水産消費安全技術センター、種 苗管理センター、家畜改良センター、 農畜産業振興機構、農業者年金基金 (厚生労働省と共管)、農林漁業信用 基金(主務省は農林水産省及び財務 省)、水資源機構(国土交通省、厚生 労働省、経済産業省と共管)
						農業技術分科会	5	-	9	14	5	農業・食品産業技術総合研究機構 (財務省と共管)、農業生物資源研究 所、農業環境技術研究所、国際農林 水産業研究センター、土木研究所(国 土交通省と共管)
						林野分科会	5	-	7	12	1	森林総合研究所
						水産分科会	6	-	5	11	3	水産大学校、水産総合研究セン ター、北方領土問題対策協会(内閣 府と共管)

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会									
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等			
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称		
経済産業省 独立行政法人 評価委員会	21	-	-	21	13	経済産業研究所分科会	1	2	-	3	1	経済産業研究所		
						工業所有権情報・研修館分科会	1	3	-	4	1	工業所有権情報・研修館		
						通商・貿易分科会	2	8	1	11	2	日本貿易保険、日本貿易振興機構		
						産業技術分科会	5	10	-	15	3	産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本原子力研究開発機構(文部科学省と共管)		
						技術基盤分科会	3	8	-	11	2	製品評価技術基盤機構、原子力安全基盤機構		
						資源分科会	2	7	-	9	2	石油天然ガス・金属鉱物資源機構、水資源機構(国土交通省、厚生労働省、農林水産省と共管)		
						情報処理推進機構分科会	1	4	-	5	1	情報処理推進機構		
						中小企業基盤整備機構分科会	2	3	-	5	1	中小企業基盤整備機構(財務省と共管)		
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	27	58	-	85	20	土木研究所分科会	4	6	-	10	1	土木研究所(農林水産省と共管)		
						建築研究所分科会	3	4	-	7	1	建築研究所		
						交通関係研究所分科会	3	5	-	8	3	交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所		
						港湾空港技術研究所分科会	3	3	-	6	1	港湾空港技術研究所		
						教育機関分科会	3	8	-	11	3	航海訓練所、航空大学校、海技教育機構		
						自動車検査分科会	3	3	-	6	1	自動車検査		
						水資源機構分科会	2	4	-	6	1	水資源機構(厚生労働省、農林水産省、経済産業省と共管)		
						鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	5	2	-	7	1	鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
						国際観光振興機構分科会	2	3	-	5	1	国際観光振興機構		
						自動車事故対策機構分科会	3	4	-	7	1	自動車事故対策機構		
						空港周辺整備機構分科会	2	4	-	6	1	空港周辺整備機構		
						海上災害防止センター分科会	3	4	-	7	1	海上災害防止センター		
						都市再生機構分科会	3	5	-	8	1	都市再生機構		
						奄美群島振興開発基金分科会	1	3	-	4	1	奄美群島振興開発基金(主務省は国土交通省及び財務省)		
						日本高速道路保有・債務返済機構分科会	4	4	-	8	1	日本高速道路保有・債務返済機構		
住宅金融支援機構分科会	3	5	-	8	1	住宅金融支援機構(主務省は国土交通省及び財務省)								
環境省独立行政法人評価委員会	7	7	-	14	2	国立環境研究所部会	4	6	-	10	1	国立環境研究所		
						環境再生保全機構部会	5	3	-	8	1	環境再生保全機構		
防衛省独立行政法人評価委員会	5	-	-	5	1						1	駐留軍等労働者労務管理機構		
日本司法支援センター評価委員会	10	-	-	10	1						1	日本司法支援センター		
国立大学法人評価委員会	20	8	-	28	90	国立大学法人分科会	13	8	-	21	86	国立大学法人		
						大学共同利用機関法人分科会	6	-	4	10	4	大学共同利用機関法人		

(注)1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 平成23年4月1日が委員の改選中であった府省については平成23年7月1日の状況を掲載している。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成

政策評価・独立行政法人評価委員会には、政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が置かれており、独立行政法人等(日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。)の評価に関する事項については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人評価分科会が担っている。政策評価・独立行政法人評価委員会は、委員長及び6人の委員で構成されており、独立行政法人評価分科会は、委員長、委員4人(うち分科会長1人)及び臨時委員 22 人で構成されている(平成 23 年4月1日現在)。

独立行政法人評価分科会では、ワーキング・グループを設けて府省評価委員会等が行った業務実績に係る評価結果の点検作業等や中期目標期間終了時の事務・事業の見直しに係る検討作業を迅速、効率的かつ効果的に行っている。ワーキング・グループには、府省別の5つのワーキング・グループ並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人について検討を行う「国立大学法人等評価ワーキング・グループ」がある。

図表44. 政策評価・独立行政法人評価委員会名簿

[平成23年4月1日現在]

委員長	おかもとゆき 岡素之	住友商事(株)代表取締役会長	
【政策評価分科会】		【独立行政法人評価分科会】	
分科会長	たにふじ えつし 谷藤悦史	早稲田大学政治経済学術院教授	
委員	ふじい まりこ 藤井真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授	
	もりいずみ ようこ 森泉陽子	神奈川大学経済学部教授	
臨時委員	あおやま あきひさ 青山彰久	読売新聞東京本社編集委員	
	うしお ようこ 牛尾陽子	財団法人東北活性化研究センターアドバイザーフェロー	
	おの たつや 小野達也	鳥取大学地域学部教授	
	かとう ひろのり 加藤浩徳	東京大学大学院工学系研究科准教授	
	かどわき ひではる 門脇英晴	(株)日本総合研究所特別顧問	
	きどころ ゆきひろ 城所幸弘	政策研究大学院大学教授	
	こみね たかお 小峰隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授	
	さとう もとひろ 佐藤主光	一橋大学大学院経済学研究科教授	
	しみず りょうこ 清水涼子	公認会計士 関西大学大学院会計研究科教授	
	しらishi さゆり 白石小百合	横浜市立大学国際総合科学部教授	
	たかはし のぶこ 高橋伸子	生活経済ジャーナリスト	
	たちばな ひろし 立花宏	(株)情報通信総合研究所特別研究員	
	たなか つねまさ 田中常雅	東京商工会議所特別顧問 東京商工会議所人口政策委員会共同委員長	
	たなか やよい 田中弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授	
	つつみ もりと 堤盛人	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授	
	なかいずみ たくや 中泉拓也	関東学院大学経済学部准教授	
	まえだ やすお 前多康男	慶応義塾大学経済学部教授	
	もりた あきら 森田朗	東京大学公共政策大学院・法学政治学研究科教授	
	専門委員	おおたけ ふみお 大竹文雄	大阪大学社会経済研究所教授
	分科会長	あそぬま もとひろ 阿曾沼元博	順天堂大学客員教授 医療法人社団澁志会副理事長
委員	たぶち ゆきこ 田淵雪子	(株)三菱総合研究所主席研究員	
	やまもと きよし 山本清	東京大学大学院教育学研究科教授	
	もりいずみ ようこ 森泉陽子	神奈川大学経済学部教授	
臨時委員	あがた こういちろう 縣公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授	
	あさば たかし 浅羽隆史	白鷗大学法学部教授	
	あらはり けん 荒張健	公認会計士	
	いしだ はるみ 石田晴美	文教大学情報学部准教授	
	いなつぐ ひろあき 稲継裕昭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授	
	うめさと よしまさ 梅里良正	日本大学医学部准教授	
	おかもと よしあき 岡本義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部主席研究員	
	かじかわ とおる 梶川融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員(CEO)	
	かわい まき 川合真紀	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 独立行政法人理化学研究所理事	
	かわの まさお 河野正男	横浜国立大学名誉教授	
	かわむら さゆり 河村小百合	(株)日本総合研究所調査部主任研究員	
	きむら たくまる 木村琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
	しば ただよし 柴忠義	北里大学理事長・学長	
	すずき ゆたか 鈴木豊	青山学院大学大学院教授 会計プロフェッション研究科教授	
	せがわ ひろし 瀬川浩司	東京大学先端科学技術研究センター教授	
	そのだ ともあき 園田智昭	慶応義塾大学商学部教授	
	たかぎ よしこ 高木佳子	弁護士	
	たまい かつや 玉井克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授	
	のぐち きくみ 野口貴公美	中央大学法学部教授	
	みやうち しのぶ 宮内忍	公認会計士	
みやもと こうじ 宮本幸始	日本ユーティリティサブウェイ(株)代表取締役社長		
やまや きよし 山谷清志	同志社大学政策学部教授		

第2節 平成22年度における業務実績評価の状況

平成22年度においては、国立公文書館等99の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後9回目の業務実績の評価が実施された。また、86の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく6回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、綜合法律支援法に基づく4回目の業務実績の評価が実施された。

1 府省評価委員会等による業務実績評価の状況

(1) 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成22年6月末までに、101法人から21年度の業務実績報告書の提出を、また、21年度末に中期目標期間が終了した6法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれもほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会においては、6月末までに21年度の業務実績報告書及び中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、8月下旬に評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。国立大学法人評価委員会においても、6月末までに21年度の業務実績報告書及び中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、11月上旬に21年度の業務実績に係る評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともに、当該中期目標期間の業務実績について23年5月下旬に評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている(法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

なお、平成22年度に中期目標期間が終了する42の独立行政法人を所管する9つの府省においては、これらの独立行政法人等の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、それぞれ、当該府省に置かれている府省評価委員会の意見を聴いている。

(2) 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進捗状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採用のものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評

定を付する評価方法を採用もの(「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採用ものを含む。)と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている(図表 45 参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表45. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画の項目等に即し4段階評価。 • 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> □ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 □ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 • 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
総務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、 <ul style="list-style-type: none"> AA: 中期目標を大幅に上回って達成 A : 中期目標を十分達成 B : 中期目標を概ね達成 C : 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある D : 中期目標を下回っており大幅な改善が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。 • 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。
外務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 ロ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 ハ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画通り順調である。 ニ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画に対してやや順調でない。 ホ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において順調でない。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績及び改善の方向性等の指摘事項、その他の意見等を記述式により評価する。
財務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> A+: 中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。 A: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。 B: 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。 C: 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。 • 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>調でなく、業務運営の改善等が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。 評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。 	
<p>文部科学省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定の区分及び定量的な評価を行う際の各段階別評定の達成度の目安については、次の考え方とする。 <ul style="list-style-type: none"> S: 特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。) A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 100 パーセント以上) B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 70 パーセント以上 100 パーセント未満) C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 70 パーセント未満) F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限り F の評定を付す。) 各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 等 評定に当たっては、定量的な指標を用いる等して、原則、客観的かつ具体的な評定基準を設定することを基本とする。定性的な評価基準を設定する際にも、定量的な指標を補完的に用いる等により、客観的かつ具体的な評定基準の設定に努める。 複数の評価項目、指標を組み合わせることも可能とする。 評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価を総括する全体評価として、 <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の総括 各事業年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載) 特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等)について記述する。
<p>厚生労働省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> S: 中期計画を大幅に上回っている。 A: 中期計画を上回っている。 B: 中期計画に概ね合致している。 C: 中期計画をやや下回っている。 D: 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期計画の達成度について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。 法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。
<p>農林水産省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評</p>	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
会	<p>定を行う。</p> <p>○農林水産消費安全技術センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 中期目標又は中期計画に「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a: 数値の達成度合が 100%以上 b: 数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c: 数値の達成度合が 70%未満 d: 数値の達成度合が 70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった □ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a: 数値の達成度合が 90%以上 b: 数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c: 数値の達成度合が 50%未満 d: 数値の達成度合が 50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった ●小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a: 設定した指標が達成された b: 設定した指標が概ね達成された c: 設定した指標が達成されなかった d: 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s: 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a: 設定した指標が達成された c: 設定した指標が達成されなかった d: 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <p>○種苗管理センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定量的に定められている項目の評価 中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> □ 「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S: 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A: 目標値に対して、100%以上の達成度合 B: 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C: 目標値に対して、90%未満の達成度合 D: 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった □ 「～程度」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S: 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A: 目標値に対して、90%以上の達成度合 B: 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C: 目標値に対して、80%未満の達成度合 D: 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあっ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合評価は、中項目の評価結果について、S評価とされた中項目を3点、A評価とされた中項目を2点、B評価とされた中項目を1点、C評価とされた中項目を0点、D評価とされた中項目を-1点とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の3段階評価で行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> A: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上 B: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%以上 90%未満 C: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%未満 ● ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 ● 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>た</p> <ul style="list-style-type: none"> 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S:順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる C:不十分又は問題あり D:不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった <p>※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。</p>	
	<p>○家畜改良センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標の場合 <ul style="list-style-type: none"> 例:「○○程度」と目標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S:数値の達成度が90%以上であって、特に優れた成果が得られた A:数値の達成度が90%以上 B:数値の達成度が50%以上90%未満 C:数値の達成度が50%未満 D:数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった なお、達成度の範囲については、目標の設定の仕方(「○○以上」等)により異なっている。 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S:計画を大きく上回り、優れた成果が得られた A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった D:計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった 	<ul style="list-style-type: none"> 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> A:計画どおり実施された又は計画を上回り実施された B:概ね計画どおり実施された C:計画どおり実施されなかった 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
	<p>○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S:計画を大幅に上回る業績が挙げている A:計画に対して業務が順調に進捗している B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている C:計画に対して業務の進捗が遅れている D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている 	<ul style="list-style-type: none"> 機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績(学術的・社会的インパクトの大きい)等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。
	<p>○森林総合研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> s:中期計画を大幅に上回り業務が進捗している(達成割合が120%以上) a:中期計画に対して業務が順調に進捗している(達成割合が90%以上120%未満) b:中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている(達成割合が60%以上90%未満) c:中期計画に対して業務の進捗が遅れている(達成割合が30%以上60%未満) d:中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている(達成割合が30%未満) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。 なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。
	<p>○水産大学校及び水産総合研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S:計画を大きく上回って業務が進捗している A:計画に対して業務が順調に進捗している B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている C:計画に対して業務の進捗が遅れている D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている <ul style="list-style-type: none"> 定量的評価指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S:数値の達成度合いが120%以上 A:数値の達成度合いが80%以上120%未満 B:数値の達成度合いが60%以上80%未満 C:数値の達成度合いが30%以上60%未満 D:数値の達成度合いが30%未満 	<ul style="list-style-type: none"> 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。 <ol style="list-style-type: none"> S評価の有無・内容 財務諸表の内容 業務運営の効率化への取組状況 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 災害対策等緊急的業務への対応状況
	<p>○農畜産業振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 	<ul style="list-style-type: none"> 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>a:数値の達成度合が100%以上 b:数値の達成度合が70%以上100%未満 c:数値の達成度合が70%未満</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a:設定した指標が達成された c:設定した指標が達成されなかった • ただし、a評価の小項目について、達成率等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。 <p>○農業者年金基金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> a:数値の達成度合が100%以上 b:数値の達成度合が70%以上100%未満 c:数値の達成度合が70%未満 □ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> a:数値の達成度合が90%以上 b:数値の達成度合が50%以上90%未満 c:数値の達成度合が50%未満 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった • ただし、a評価の小項目について、達成状況等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。 <p>○農林漁業信用基金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> A:数値の達成度合が100%以上 B:数値の達成度合が70%以上100%未満 C:数値の達成度合が70%未満 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A:設定した指標が達成された B:設定した指標が概ね達成された C:設定した指標が達成されなかった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A:設定した指標が達成された C:設定した指標が達成されなかった • 必要に応じ、達成状況その他の要因を分析し、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。 • 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して3段階評価を行う。 • ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。
<p>経済産業省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 業務運営の効率化に関する事項 ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③ 財務内容の改善に関する事項 ④ その他業務運営に関する重要事項 • 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われて 	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(②については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。) <ol style="list-style-type: none"> ① 業務運営の効率化に関する事項:20% ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項:50~60% ③ 財務内容の改善に関する事項:20% ④ その他業務運営に関する事項:0~

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>いるか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。</p> <p>②役職員の給与等の水準は適正か。</p> <p>③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。</p> <p>④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <p>⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。 A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。 B:法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成。 C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。 D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。 	<p>10%</p> <ul style="list-style-type: none"> 評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、 <ul style="list-style-type: none"> AA:4.5<X≤5.0 A :3.5<X≤4.5 B :2.5<X≤3.5 C :1.5<X≤2.5 D :1.0≤X≤1.5 委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。 S :中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 A :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 B :中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。 C :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体を概観するため、各評定ごとの項目数の分布状況を示すこととする。 法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。 なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。 業務運営評価により算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階(SS、S、A、B、C)により行う。
環境省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況の評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。 各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注)評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> S:中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A:中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B:中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。 C:中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。 D:中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 各評価項目に環境省評価委員会が定める評価比率を配分し、各評点を合算する。 各評点は、S=5、A=4、B=3、C=2、D=1とする。 各評点を合算した結果(Xとする)、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> S:4.5<X A:3.5<X≤4.5 B:2.5<X≤3.5 C:1.5<X≤2.5 D:X≤1.5

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> 国立環境研究所の研究業務の評価は、研究所において実施する外部専門家による研究評価結果も積極的に活用。 法人横断的事項として、契約、給与水準・総人件費改革、保有資産、内部統制、当期総利益(又は当期総損失)、剰余金・欠損金、関連法人(国立環境研究所)、債権管理(環境再生保全機構)について評価。 	
防衛省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の項目等に即し4段階評価。 委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> 定量的な指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> A:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B:中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D:中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 委員の協議により評価される場合 <ul style="list-style-type: none"> A:満足のいく実施状況 B:ほぼ満足のいく実施状況 C:やや満足のいかない実施状況 D:満足のいかない実施状況 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
日本司法支 援センター 評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目を評価。 <ul style="list-style-type: none"> A:当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標を達成することが見込まれる状況。 B:当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、工夫や努力により中期目標を達成することが見込まれる状況。 C:当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標の達成は困難で業務の改善が必要。 評価は、実績報告書、法人が自ら行った評価等の資料を参考に、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。 自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。
国立大学法 人評価委員 会	<p>○年度評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項目については、以下の5種類により進捗状況を示す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 特筆すべき進捗状況にある 順調に進んでいる おおむね順調に進んでいる やや遅れている 重大な改善事項がある 「教育研究等の質の向上」については、事業の外形的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。 <p>○中期目標期間評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「教育」「研究」「その他(社会との連携、国際交流等)」「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。 なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の進捗状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。 教育研究の状況については、その特性に配慮し、年度評価では専門的な観点からの評価は行わず、年度計画に係る事業の外形的な進捗状況を確認する。 <p>○中期目標期間の業務実績の全体について、記述式により評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、国立大学法人及び大学共同利用機

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>設設備の整備・活用、安全管理等)の7項目(※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加えた8項目)については、以下の5種類により進捗状況を示す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 非常に優れている □ 良好である □ おおむね良好である □ 不十分である □ 重大な改善事項がある <p>・教育研究の評価については、国立大学法人等の特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。</p>	<p>関法人の中期目標期間評価の基本的な考え方は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかとの観点から、業務の実績全体について総合的に評価。 □ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、国立大学法人評価委員会が、(独)大学評価・学位授与機構に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。

(注)各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 評価結果の反映状況等

ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 20 年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表46. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	デジタルアーカイブ化の推進について今後、自治体への周知を行うなど、全国のデジタルアーカイブ化の推進に寄与することを期待したいと指摘されたことを踏まえ、パイロットシステムの構築、実証試験等を通じて確定した標準仕様書等に基づき、全国の公文書館等へ配布、全国公文書館長会議において説明、全国公文書館等における説明会(11館)開催等を実施した。説明会には当該地方公文書館に加え、文書主管課、類縁機関、周辺自治体等の関係者の参加を呼びかけ、広く周知を図った。
	北方領土問題対策協会	<p>内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得つつ、職員がコンプライアンスの重要性を認識し業務を遂行するよう、コンプライアンスを一層推進するための規定として役職員行動規範を制定し、その徹底を図った。</p> <p>インターネット等の活用については、北方領土に関する情報発信の拠点となるよう更なるホームページの充実を図るため、昨年開設した青少年向けページ「北方領土キッズコーナー」に加え、学校教育における北方領土教育の充実を図る環境整備の観点から、教育関係者向けに役立つ情報の提供に努めた。</p> <p>財務の健全性確保のため、従来から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置に加え、個人情報情報システムを導入し活用することで、より正確な情報把握を行い、リスク管理債権の増加抑制に努めた。</p>
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	<p>「組織管理上の重要な役職について、速やかに適切な人材を専任で配置すること等を検討するなど、大学院大学の開学に向けて事務局体制の整備を進める必要がある」と指摘されたことを踏まえ、人事課長や総務課長など組織管理上重要な職について、平成21年度中にそれぞれの分野で経験を有する人材を採用した。さらに、大学院大学の開学に向けた事務局体制の構築を目的として、次の点を中心とする組織改編を準備し、平成22年4月に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大学院大学の開学に向け、本格化する業務に対応するため、学務部及び認可申請チームを新設した。 - 予算課の職員の拡充により、予算管理体制を強化した。 <p>人事グループの下に人事業務課と採用・厚生課を設置し、研究ユニットも含めた人事の一元的管理及び外国人研究者等に対する生活支援機能の強化を図った。</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		た。
	国民生活センター	「苦情相談情報を積極的に活用し、問題性、緊急性の高い消費者問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者に分かりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努められたい」との指摘を踏まえ、平成21年度においては、目標の50件を上回る63件の情報提供を行った。
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	「ユニバーサルプラットフォーム技術に関する研究開発」の研究課題について、別建ての研究課題にした方が理解しやすいのではないかと指摘されたことを踏まえ、研究課題の見直しと、研究を実施していたグループを廃止して、見直した研究課題を他のグループで実施することとした組織の再編成を行った。
	統計センター	<p>委託元から提示される基準に基づいて、製表業務をどれだけ迅速かつ正確に行ったかといった、製表結果の品質の部分について数値化して評価することが望まれると指摘されたことを踏まえ、委託元府省に対し、統計センターが行った平成21年度の製表業務に対する満足度調査を実施した。具体的には、委託元府省が定める基準に基づいた処理方法、製表結果の納期、結果精度、業務への取組姿勢等について、委託元府省にアンケートを実施し、製表業務に対する満足度把握に努めた。</p> <p>平成21年度から開始される統計データの二次利用については、積極的に周知・広報を行い、ニーズも把握した上で、利用者の利便性に資する仕組みを設けていくことが望まれると指摘されたことを踏まえ、統計センターホームページに公的統計の二次利用サービスに係る情報を掲載しているほか、日本人口学会第61回大会(平成21年6月)等において、公的統計の二次利用制度とその利用手続について広報を行った。また、平成22年6月に、大学の研究者等を対象に、公的統計の二次利用に係る説明会を開催した。</p> <p>契約の規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」との措置していない規程があり、今後措置することが望まれると指摘されたことを踏まえ、平成21年10月に総合評価落札方式に関する条項の追加及び包括的随意契約条項の廃止等、会計規程及び契約事務取扱要領を改正し調達手続の明確化を図り、新しい規程類に基づき、業務を実施している。</p>
	平和祈念事業特別基金	<p>平和祈念展示資料館について、入場者数が目標を下回っており、入場者数増のための更なる取組が必要と指摘されたことを踏まえ、特設展示コーナーやミニ展示会を開催するなど展示内容の充実を図るとともに、語り部の配置、ダイレクトメールによる展示会の案内、月曜休館日の臨時開館の継続及び開館時間の弾力的措置などの取組を行った。</p> <p>その結果、目標は下回ったものの、前年度より2.1%増の入館者となった。</p>
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>「睡眠貯金や権利消滅金が依然として高い水準にあることを見ると、更なる広報活動の強化が重要となる。預金者や契約書等に案内を送付する時期の変更等、一層効果的な広報手法が期待される」との指摘を踏まえ、次のとおり、案内の充実等を行った。</p> <p>① 郵便貯金管理業務 預入・据置期間経過日の2ヶ月前の「満期のご案内」、睡眠貯金(満期から10年を経過した貯金)となる日の2ヶ月前の「満期日経過のご案内」の預金者への送付を継続するとともに、郵便貯金払戻証書について、従前の発行日から4ヶ月経過時点での送付に加え、権利消滅の2ヶ月前にも「払戻しをお勧めする通知」を預金者に送付し、早期払戻しをご案内することとした。</p> <p>② 簡易生命保険管理業務 保険金等の請求漏れを防止するため、満期保険金等の事前の案内書について、満期等の3ヶ月前(従前は1ヶ月前)に送付することに変更し、かつ、満期保険金等の請求手続についても、満期等の3ヶ月前(従前は1ヶ月前)から行うことができるようにするとともに、お客さまから満期保険金等の請求がなかった場合の事後の支払案内書について、従前の満期等の1年1ヶ月後の送付に加え、満期等の3ヶ月後にも送付することとした。</p>
外務省	国際協力機構	組織運営の機動性の向上について、「整備した組織及び業務フローが想定どおりに運用されているか、定期モニタリングによる検証を継続し、確認された課題の解決を機動的に行うことが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、組織体制及び業務の流れの定着を図ることを目的とし、21年度は、6ヶ月及び1年の定期モニタリングを実施

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		し、課題を抽出し、改善を行った。
	国際交流基金	助成金事業における事業実施後の金額確定事務について、モニタリングを実施すべきと指摘されたことを踏まえ、外部専門家を交えた助成金確定審査委員会を設置し内部統制を強化した。
財務省	酒類総合研究所	基盤研究の実施においては、研究内容を絞り、より本質的、先端的な個別研究に取り組むことと指摘されたこと及び独立行政法人整理合理化計画の結果を踏まえ、21年度において課題を10項目から7項目に整理・統合することにより、研究の重点化、効率化及び研究の高度化に努めた。
	造幣局	「原材料については、不要な在庫を持たないよう売却を進め、在庫の圧縮に努めている。なお、今後、適正な在庫の把握及び在庫の圧縮に一層努力することが望まれる」との意見を踏まえ、原材料、仕掛品及び製品の適正な在庫数量について、製造や納品に支障を来さないという前提のもとで考え方を整理し、理事懇談会で経営幹部が検討し、共通認識のもと、在庫の適正化に向けて改めて取り組むこととするとともに、平成21年度において白銅地金284.2トン、青銅地金64.3トン、黄銅地金8.4トンを売却し、在庫を圧縮した。
	国立印刷局	一般競争入札における一者応札の割合について、「低減に向けた取り組みを行っており、平成19年度51.3%から平成20年度39.0%と減少しているが、一層の低減に向けた取り組みの継続が望まれる」と指摘された。これについては、平成21年度において「一者応札、応募に係る改善方策」を策定し、参加申込期間の十分な確保や電子入札システムによる入札参加機会の拡充等の取組を推進した結果、一般競争入札における一者応札率は29%となり、平成20年度実績の39%に対し10ポイント減少した。 環境保全に関する計画における温室効果ガス排出量の削減について、「平成20年度において温室効果ガス排出量を基準年比(平成13年度:CO ₂ 換算52,079t)で4.8%削減(実績:49,563t)しているが、引き続き目標達成に向けた努力が望まれる」と指摘された。これについて、平成21年度は天然ガスボイラーや太陽光発電設備の導入などの取組を行った結果、温室効果ガス排出量は、基準年比で12.5%削減(実績:45,574t)となった。
	日本万国博覧会記念機構	公園内の安全管理に関し、「今後は、これらの安全対策の定期的かつ適切な見直しと、実施の末端までへの徹底が継続的に図られることを期待する」と指摘されたことを受け、安全対策に関するマニュアル類を適宜見直し、必要に応じて改訂を行ったほか、公園内の管理業務受託者等も参加する「公園安全管理連絡会議」においてマニュアル類の再確認を行った。また、公園内で人身事故が発生した場合を想定した対応訓練を業務受託者と合同で実施した。
文部科学省	国立科学博物館	研究活動に関する外部評価について、「研究費の配分については、テーマにより傾斜配分するなど、外部評価をさらに生かす方策について検討を進めるべきである。」と指摘されたことを踏まえ、総合研究・重点研究を中心としたプロジェクト研究に関する評価及び優先的に取り組むべき研究テーマの選定について審議を行うため、21年度に外部有識者を交えた研究評価委員会を設置し評価を開始した。また研究活動に係る戦略及び研究費の在り方等について検討するために研究活動戦略検討委員会を設置し、検討を進めている。
	国立文化財機構	業務運営の効率化について、「博物館・文化財研究所における取組みが組織全体の業務改善に結びつくよう、各機関がそれぞれの役割を果たしつつ、一体的な業務運営を図るとともに、調査研究の成果や保存・管理方法などについても、情報の共有や意見交換を積極的に進めていくことを望む。」と指摘されたことを踏まえ、事務の一元化による業務の効率化を進めるとともに、法人運営上の重要事項の決定や諸課題への対応については、役員会の審議を踏まえて理事長が方針を決定し、理事長の指示の実効性を担保するため、6施設連絡協議会を設けるなど、各施設の連絡調整と情報の共有が図られた。
	教員研修センター	研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入について、「教育現場や研究者等との意見交換などの連携を通じた状況変化の把握に努めながら、管理職等に係る根幹的な研修と今日的な重点課題に係る研修のバランスに配慮した精選・見直しが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、研修の企画や運営に関する検討を行う企画委員会等の実施にあたり、教員養成系大学、国立教育政策研究所及び民間企業等と連携・協力し、これらの機関の専門家の知見を活用することにより、研修内容の充実を図り、また、平成21年度においては、これまでの事務事業の見直しや評価結果等を踏まえて、「教職員等中央研修」への一層の重点化を図るとともに、研修の廃止、縮減、研修内容・方法の見直しなど必要な措置を講じた。

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	宇宙航空研究開発機構	宇宙航空技術基盤の強化について、「各部門間の更なる交流や関係強化により、継続的に世界レベルの成果創出を図るべき。特に宇宙と航空が一体なって力を発揮できるように努める。」と指摘されたことを踏まえ、世界トップの追跡管制ネットワーク運用達成率99.9%の達成など、追跡・管制の施設・設備や環境試験設備の基盤整備が着実に進んでいることと、さらに、HTV技術実証機の打上げ時の振動及び音響の実データ解析により、JAXA-Fill-Effect応答予測手法が世界トップレベルにあることを再確認した。
	日本スポーツ振興センター	一般管理費等の節減について、「期末勤勉手当の支給割合の見直し等、引き続き必要な措置を講ずることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、平成19年度に比較して、一般管理費は約66百万円(13.4%)、人件費(管理系)は約173百万円(22.1%)を削減した。一般管理費総額で、目標値(5%)を上回る約238百万円(18.8%)の削減を達成し、事業費は、平成20年度に比較して約850百万円(10.7%)を削減し、目標値(1%)を上回る削減率を達成した。
	国立高等専門学校機構	入学者の確保について、「入学志願者減の要因分析の結果を踏まえて55高専が一つの法人となったメリットを生かした効果的な対応策を検討し、実行に移していくことが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、各学校では、体験入学、小中学生を対象とする公開講座等、入学志願者数の確保に向けた様々な取組を行っている。また、高専機構では、「入試方法の改善に関する検討ワーキンググループ」において、入試方法の改善及び志願者確保のための方策についての調査・検討を進めている。しかし、入学志願者数の増加に結びつかない状況である。理科離れの進行や中学校卒業者の減少、公立高校の入試制度の変革等の影響もあると思われるが、一層の努力を行うべきと考えている。
厚生労働省	独立行政法人国立健康・栄養研究所	当研究所が行うNR認定制度については、当該研究所の位置づけや関与のあり方、また本制度自体の社会的意義等について十分な検討を行い、今後の展開と方針を明らかにすべきであると指摘されたことを踏まえ、政・独委の勧告の方向性を勘案して、第三者機関への移管を行って当研究所が行う業務としては廃止するという方針を明らかにし、移管へ向けての検討と関連団体等との調整を開始した。
	労働安全衛生総合研究所	一般管理費について、修繕費他、費用すべてについて見直しが必要であると指摘されたことを踏まえ、一般競争入札の徹底、優先順位の高い施設整備等の検討、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光熱水料の節減等に努めた結果、平成21年度(決算額)の一般管理費については、目標△15%に対して、△37.7%の大幅な節減を達成した。
	勤労者退職金共済機構	加入促進について、「累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)においては、市場環境の急激な悪化により累積欠損金が増加したところであるが、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが重要である。」と指摘されたことを踏まえ、安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努めた結果、平成21年度は中退共及び林退共において累積欠損金を減少させた。
	高齢・障害者雇用支援機構	「ホームページ、定期刊行誌等の充実を含め、一層効果的な周知・広報を検討することにより、高齢者等及び障害者の雇用情報等へのアクセスの向上を図る必要がある。」との指摘を踏まえ、平成21年度から定期刊行誌の書店での試行販売を開始するとともに、動画形式のコンテンツの配信やGoogleカスタム検索の導入などホームページの内容や利用しやすさの向上を図り、アクセス件数が20年度比32.6%増となった。 「就職の困難性の高い障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の充実により、医療・教育・福祉等の関係機関との一層の連携強化を図り、幅広い職業リハビリテーションサービスの効果的な実施を図る必要がある。」との指摘を踏まえ、地域障害者職業センターにおいてケース相談・ケース会議等におけるアドバイス、関係機関職員を実習生として受け入れての支援ノウハウの説明・解説、関係機関の就業支援担当者を対象とした就業支援基礎研修、地域職業リハビリテーション推進フォーラムの開催など関係機関に対する効果的な職業リハビリテーションのための専門的な助言・援助、研修をあらゆる場面で積極的に実施した。
	福祉医療機構	医療貸付事業において、「今後の経済情勢や医療政策の動向等の影響により需要に変動があるものと考えられることから、引き続き、資金需要を的確に把握し、ニーズにきめ細かく対応することにより、医療基盤の整備を政策金融の側面から支援していくことを強く期待する。」とされたことを踏まえ、平成21年度においては、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関等

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>に対する経営安定化資金、医療施設の耐震化整備、さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資によって、地域における医療機関等の安定的な経営を支援することができた。</p>
	<p>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</p>	<p>地域移行の推進について、「施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に添った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に努めるとともに、地域移行に同意又は理解が得られない保護者・家族等に対する取組を一層強化することにより、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組まれない」と指摘されたことを踏まえ、地域移行の推進に向けて、まず施設利用者本人の意向を丁寧に聴取した上で、当該利用者がおかれている個々の状況について、利用者やその保護者等に対して丁寧に説明を行い、同意を得るなど、具体性のある取組を行うと共に、新たに来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問等を行い、理解と同意を求める取組を行った結果、平成21年度においては、21人が地域移行のために退所し、利用者やその保護者等から新たに地域移行の同意を過去最大の32人から得ることができた。</p>
	<p>労働政策研究・研修機構</p>	<p>「任期付研究員を新規に2名採用しており、今後の育成と活躍に期待する」との意見を踏まえ、新たに採用された研究員等が機構業務への理解を深め、かつ、種々の労働問題に対する関心を高めることを通じて、各研究員の機構における研究業務遂行の一層のコミットメントを促すことを目的として、新たに研究所長が主催する「研究成果学習会(新人学習会)」を計6回開催した。学習会では、機構が最近とりまとめた研究成果の概要・論点をとりあげ、そこに盛り込まれた労働政策研究上の論点や課題等について参加者間で自由に議論を行った。</p> <p>また、「人員の削減が引き続き実施される中で、職員の士気を維持し、活力を高めるための工夫を行うことが望ましい」と指摘されたことを踏まえ、研究員の業績評価制度において、研究成果に係る関連専門誌等への論文掲載の評点を「相対重要項目」から「最重要項目」に見直して研究員の意欲向上を図るとともに、外部評価の評価結果等を加点要素としたことや、個別面接において、研究員との間で評価についての相互理解を深める取組を通じて、研究成果の質の向上等を行った。</p>
	<p>雇用・能力開発機構</p>	<p>助成金等の平均処理期間の短縮について、一層の努力が望まれると指摘されたことを踏まえ、申請者の適正な理解を促し、申請書の記載相違や書類不備等に伴う処理期間の増大を防ぐための取組や審査能力を向上させる等、処理期間の短縮に向けた取組を行った結果、平成18年度実績と比べて25.0%短縮した。</p>
	<p>労働者健康福祉機構</p>	<p>労災疾病等研究の中でも特にアスベスト関連疾患については、モデル医療等の発展に貢献しわが国の指導的役割を果たしており、引き続き、労災疾病等13分野に係るモデル医療等研究成果の普及を図りつつ、地域の実情及びニーズを踏まえた地域医療連携をより一層強化することに留意する必要があると指摘されている。</p> <p>これを踏まえ、①労災指定医療機関との症例検討会の診療時間外の開催、②労災指定医療機関に対するニーズ調査の実施、③この結果を踏まえ、FAX、メール等による時間外・休日の患者受付、④病床・機器等の共同利用についてホームページ等で広く周知を図りその利用拡大に努めるなど地域医療機関との連携強化を進めている。</p> <p>労災病院の財務内容は、着実に損益改善が図られたが、内部予算管理をより一層徹底しつつ、具体的な収入確保・支出改善策など、これまで以上の改善と工夫に留意する必要があると指摘されている。</p> <p>これを踏まえ、診療報酬の上位施設基準の取得等による収入確保や、医療機器の共同購入、後発医薬品の購入、給与カーブのフラット化による支出抑制などの経営改善を進めている。なお、平成21年度は医業活動に限れば経常損益が黒字に転じ、平成22年度は上記の取組や診療報酬改定に伴う増収などから当期損益は黒字となっている。</p>
	<p>国立病院機構</p>	<p>「災害等における活動について、一層の進展を期待する」との指摘については、平成22年1月に発生したハイチ国地震被害に対する政府の国際緊急援助隊医療チームへ、国立病院機構の職員1名を派遣し、救援活動を行った。</p> <p>また、新型インフルエンザA(H1N1)発生時には、水際対策として、厚生労働省の要請に基づき、成田空港を始めとする全国8カ所の検疫所及び停留施設へ</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>国立病院機構の55病院から医師237名、看護師282名を他の機関に先んじて迅速かつ継続して派遣し、国の検疫体制に大きく貢献するとともに、医療体制の整備として、各都道府県の要請等に基づき、53病院が発熱外来を開設し、発熱相談センターから紹介された新型インフルエンザ疑い患者等の診察に当たり、災害等における活動で大きな役割を果たした。</p>
	医薬品医療機器総合機構	<p>「(医薬品・医療機器の審査事務処理期間の目標達成について、)増員により、新任者の指導、研修にも注力し、将来の審査の迅速化に向けての基盤整備が行われたことは評価するが、更なる審査の迅速化の実現及び体制の充実・強化が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、増員及び新規採用者の研修等に全力を挙げるとともに、事前評価相談制度の導入、国際共同治験の推進など承認審査等の処理能力を高めるための各種取組みを実施することにより、平成 22 年度において、新医薬品(通常品目)の総審査期間を平成 21 年度より大幅に短縮するなど、目標を上回る成果を達成した。</p> <p>「審査事業の繰越欠損金の解消については引き続き検討する必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、審査体制の強化による手数料収入の増、一般競争入札の促進によるコスト削減等に努めたことにより、平成 22 年度において、審査等勘定の繰越欠損金を解消し、勘定全体で約34.5億円の利益剰余金となった。</p>
	医薬基盤研究所	<p>生物資源研究について、遺伝子、培養細胞、実験用小動物については、今後は、これら生物資源の有効利用を図るよう積極的に社会へ情報発信することが望ましいと指摘されたことを踏まえ、第2期(平成22年度から平成27年度まで)中期計画において、より効率的に画期的な医薬品等の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、患者献体を含む細胞等の資源の収集、品質管理、保管、供給のシステム化とデータベース整備等を行うとともに、国内及び海外の情勢に対応できる体制の構築と情報発信に向けて、ヒト試料等の研究利用に関する政策・倫理研究を行った。</p> <p>研究開発振興について、実用化研究支援事業では、収益が得られた案件が確保されたことから、繰越欠損金の解消に向け、今後の収益が期待され、また、今後とも委託先企業等への指導等を継続していく必要があると指摘されたことを踏まえ、繰越欠損金の拡大を抑えるため、平成22年度には、継続分の委託費の交付を終了した。また、平成22年度は、全ての既採択案件に対する進捗状況報告会の開催及び継続案件、終了時案件に対する外部評価委員の評価を通じ、早期事業化に向けた指導・助言を行った。また、繰越欠損金に関する計画策定委員会を開催し、その解消に向けた取組みを進めた。平成23年度以降は、本事業は廃止としているが、既採択案件に対する収益回収業務は経過的に実施することとしており、引続き、継続的な指導・助言を行っていく予定である。</p> <p>財務状況について、繰越欠損金の回収や新規発生の抑制のために努力を行っているが、今後も研究成果の事業化・収益化促進のための方策を強化するよう努める必要があると指摘されたことを踏まえ、実用化研究支援事業については、全ての既採択案件について、プログラムオフィサー等により、進捗状況等報告会で報告を求め、研究開発の進捗状況を把握するとともに、外部評価を行った専門家の意見を踏まえ、研究開発計画や研究体制の見直しについて指導・助言を行った。また、承継事業については、各出資法人から、事業報告書、事業計画書等の資料を提出させ、当所にて内容を確認した。さらに、プログラムオフィサーによる出資法人の実地調査及び外部有識者である成果管理委員による評価を通じ、早期事業化に向けた指導・助言を行った。</p>
	年金・健康保険福祉施設整理機構	<p>昨年末より不動産市況が急速に悪化する状況の中で、相応の譲渡実績をあげてきたのは、事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体からの支援策取り付け等の資産価値向上のための取り組みの成果と認められ大いに評価できる。」との評価結果を踏まえ、平成 21 年度も同様の取り組みを継続するとともに、譲渡後の施設運営者を購入希望者と同時に開拓し、買受者に紹介する等のマーケティング活動も実施した結果、全物件の売却を完了する目処が立つとともに、出資価格総額を上回る売却額を確保した。</p>
	年金積立金管理運用独立行	<p>保有資産について、「現存する宿舎については、保有しないことを前提として、当該宿舎からの退去時期等について調整しており、早期の調整を期待したい。」</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	政法人	との平成20年度の評価結果における指摘も踏まえ、平成21年度において独立行政法人整理合理化計画に基づき宿舍の存廃について検討を進めた結果、現在保有する全ての宿舍を売却することについて結論を得た。
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	予算の執行に当たっては、一般競争入札を実施したものの一者応札となっている事例が多く見られたため、より実質的な競争の確保に努めることが必要であると指摘されたことを踏まえ、一者応札となった契約の割合を平成21年度においては前年度と比較して全体に占める割合を6.8%低下させ、改善を図った。
	種苗管理センター	使用度の低い栽培試験の対照品種等の保存に当たっては、組織培養技術等を活用して保存することの可能性について検討してはどうかと指摘されたことを踏まえ、組織培養技術等を活用した栽培試験の対照品種の保存について、農業生物資源研究所(ジーンバンク)から助言を受けるとともに、平成22年度において同研究所に栽培試験担当者1名を派遣し、組織培養技術を活用した器内保存技術を研修(8ヶ月間)させた。
	家畜改良センター	種苗、鶏以外の牛、豚について、生産コストの試算を行い、生産コストの把握、分析を行うべきであると指摘されたことを踏まえ、乳用牛、肉用牛、豚等についても生産コストの経年比較を行い、コスト増減についての要因分析を行った。
	水産大学校	研究科の受入数をできるだけ定員に合わせる努力を望みたいと指摘されたことを踏まえ、平成22年度入試(平成21年度実施)では募集人員約10名に対し入学者を9名として、研究科における教育・研究の質的向上を図るために、定員の遵守を厳格化した。
	農業・食品産業技術総合研究機構	研究の効率的実施や知財権の確保の観点から関係機関との連携を強化し、国内農業を強化する研究が実施されることを期待するとの意見を踏まえ、産学官連携研究を強化・推進するために「産学官連携支援マニュアル」を整備し、イントラネットで役職員に周知することとした。また、研究者の身近で産学官連携についての相談、助言を行う「研究者の後押し役」を各研究所に配置するなどして連携促進に取り組み、国内農業の強化のための研究に役立てている。
	農業生物資源研究所	一般消費者、農業生産現場から研究に関するニーズを把握するシステムの構築に向けた体制整備を期待するとの意見を踏まえ、産・学に対してはテーマ別シンポジウム、一般向けには一般公開や市民参加型展示会場を開催し、その際にアンケートを実施して、ニーズの把握に努めている。
	農業環境技術研究所	関係機関と連携を強化し、農業環境研究が深化されることを期待するとの意見を踏まえ、環境研究機関連絡会(13所連絡会)の成果発表会を実施した。また、滋賀県と連携した現地セミナー、多くの民間企業が参加した連携推進会議、農業者NPOとの交流会、農林水産省関係部局との連絡会等を行い、関係機関との連携強化に努めている。
	国際農林水産産業研究センター	開発途上地域に貢献するためには、幅広い情報の収集だけでなく、深く掘り下げた分析、成果の検証及びそれらに基づく研究戦略の構築が必要であり、研究資源の配分をはじめとする態勢づくりが不十分であると指摘されたことを踏まえ、地域コーディネーター2名に現地情報収集を担当させるとともに、「中期戦略ワーキンググループ」等により、全所的に研究戦略を検討した。
	森林総合研究所	「現場の業務に貢献する研究や、我が国の林業全体の活力向上に向けた技術開発をより一層推進するとともに、共同研究に向けて関係機関との連携に積極的なリーダーシップを発揮されることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、現場業務に貢献する研究のために、外部アンケートによる研究ニーズ調査を行う等の対応や各界専門家などの意見を伺うなどの活動を行い、技術開発については、外部専門家を交えた所内研究会を通じた情報・意見交換を行うとともに、共同研究に向けた新たな連携として、国内では理化学研究所や建築研究所、また海外ではフランス国立農業研究所ナンシー研究センター等とMOUを締結し、共同研究をさらに充実させるなどの積極的な活動を行った。
	水産総合研究センター	ウナギ・クロマグロは国の重要施策として安定的な種苗生産技術の確立と供給体制を整える必要があり、このための基幹的役割を担うべきと指摘されたことを踏まえ、平成22年度に世界で初めて完全養殖に成功し特筆すべき成果を上げたウナギの種苗生産技術の開発などをさらに発展させるため、第3期中期計画において「クロマグロ及びウナギの種苗量産技術の開発」として重点的課題に位置づけた。
農畜産業振興機構	契約について、随意契約の見直しに向けた取組などを引き続き継続し、適正な契約事務が継続されることを期待するとの意見を踏まえ、「随意契約見直し計画」に基づき、参加資格要件の緩和、総合評価方式の導入等の取組を着実に実施	

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		するとともに、随意契約等審査委員会においてその妥当性を検討し、事務所の賃貸借契約など真にやむを得ない随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約へ移行することで、随意契約は、平成 21 年度の 17 件から平成 22 年度は 13 件へと減少した。
	農業者年金基金	平成 24 年度までに地域別法人基準年齢階層ラスパイレース指数を 100 にする目標の達成に向けて引き続き給与水準の適正化に取り組まされたいと指摘されたことを踏まえ、平成 21 年度において、国家公務員の給与構造改革を踏まえた措置を実施するとともに、国家公務員の給与改定を下回る給与改定等を実施した結果、地域別法人基準年齢階層ラスパイレース指数は、平成 18 年度の 110.0 より 9.7 ポイント改善され 100.3 となった。
	農林漁業信用基金	今後も適切な経費削減等により、第二期中期計画が着実に達成されることを期待するとの意見を踏まえ、人員削減等による人件費の削減(平成 17 年度決算対比で 172 百万円(14.2%)削減)等により経費の削減に取り組んだ。
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	コンプライアンスについて、研修の効果を高めるために必要な実施回数、内容についてさらなる検討をして欲しいとの指摘を踏まえ、全職員を対象として階層別研修を19回、職員研修／基礎研修を9回実施し、職員の意識向上によりコンプライアンス体制を体系的に強化した。
	日本貿易振興機構	「広く外国人にも門戸を広げて登用を行うことを期待する」と指摘されたことを踏まえ、海外事務所における幹部候補の育成を目的に、北京及び広州のナショナルスタッフ2名を2年間本部勤務させた。また、アメリカ経済学会のジョブフェア(22年1月3日～5日、アトランタ)に参加し、リクルート活動を行った。この結果、一次面接を通過した2名について日本で二次審査を行い、ブリティッシュコロンビア大学(カナダ)で PhD を取得したベトナム人とニューサウスウェールズ大学(オーストラリア)で PhD を取得中のバングラデシュ人の任期付採用が内定した。
国土交通省	土木研究所	競争的研究資金等の積極的獲得について、「競争的資金をさらに多く獲得できるよう一層の努力を望む」と指摘されたことを踏まえ、21年度新規課題として、文部科学省、環境省、国土交通省等との競争的資金の他、国際機関であるアジア開発銀行(ADB)からの外部資金も獲得した。
	建築研究所	建築・都市計画技術の高度化並びに建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発の計画的な推進について、「アジア等の開発途上国に対して貢献できる研究を環境問題など地震以外の分野においても、幅広く行われたい」と指摘されたことを踏まえ、平成 21 年4月より、「蒸暑地域住宅の研究／研修プログラム」を開始し、蒸暑地域における住宅の省エネルギー技術等に関する一連の研究のさらなる推進を図ると共にその成果をアジアをはじめとする蒸暑地域の開発途上国に普及し、世界的な課題である低炭素社会の構築に貢献している。
	交通安全環境研究所	受託研究等の獲得について「国受託を中心として限られた職員で数多くの受託研究をこなしているところ、民間受託のうち採択を選択することが可能なものについては、受託増による弊害も考慮する必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、任期付研究員、客員研究員、契約職員の活用、共同研究の実施等を最大限活用することにより、柔軟かつバランスの取れた対応を行い、少数精鋭による質の高い成果の効率的な創出と業務の着実な実施の両立に努めている。
	海上技術安全研究所	「将来ビジョンの構築をはじめたことは現下の産業や社会の実情に対応するもので今後に期待する」と指摘されたことを踏まえ、将来の研究所のあるべき姿として設定した「安全・環境のスペシャリスト」、「海事イノベーションセンター」を目指し、中長期戦略を策定した上で、毎年度の経営戦略・研究戦略を策定している。平成 21 及び 22 年度の具体的取組としては、①総合的事故解析システムの構築により、あらゆる形態の事故解析を迅速に実施することで運輸安全委員会が行う事故原因究明に貢献し、また、②船舶からの CO2 排出削減に関し、我が国の優れた省エネ技術が活かされる国際的な規制策定を目指した我が国の国際海事機関(IMO)への提案作成について、国と一体となって取組み、その結果我が国提案を元にした規制案策定につながるとともに、大型船での正味省エネ効果が大きく得られる掃気バイパスガス制御システムを開発するなどの対応を行っている。
	電子航法研究所	研究成果及び業務運営改善に対する評価について、「研究成果に対する評価や、業務運営改善の評価などが客観的に行えるようにできないか」と指摘されたことを踏まえ、重点研究課題や年度計画及び長期ビジョン等の重要事項については、外部有識者で構成される「評議員会」において評価、意見を受けることとしているが、平成 21 年度より評価結果報告書に評議員の指摘に対する「電子航法研究所の対応」を記載することとし、ホームページ等により公表している。

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	港湾空港技術研究所	「災害を未然に防止するためにも効率的な港湾・空港インフラの劣化診断・調査や維持・更新技術の適用・普及などの自治体向け活動にも貢献して頂きたい」と指摘されたことを踏まえ、港湾・空港施設のライフサイクルマネジメント技術の普及・活用を図るため、平成 19 年度発行の「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」のフォローアップを行うとともに、「海洋・港湾構造物維持管理講習会」や「沿岸域のコンクリート構造物のライフサイクルマネジメントに関する国際セミナー」などで最新の研究成果の発表を行っている。
	海技教育機構	「組織の活性化は、国民の関心の高まりにも比例する。その意味において一般国民に対する海事思想普及に一層の努力を期待したい。」と指摘されたことを踏まえ、練習船及びカッターの体験乗船、公開講座等を継続して実施するとともにこれらの実施日数を昨年度よりも 2 割強増加させている。 また、閲覧者が海に対して関心を抱くよう、新たなホームページ「船の学校.jp」を開設している(さらに、平成 22 年度には、上記の取組みのほか、国が推進する「海フェスタながさき〜海の祭典 2010 長崎・五島列島〜」へも参加している。)
	航海訓練所	「SMS(安全管理システム)の更なる向上のためにも、チェック機能をしっかりと働かせていただきたい。」との指摘を踏まえ、SMS全般に係る「SMS見直し会議」を平成 21 年度は年 2 回開催するとともに、平成 22 年度は年 2 回以上開催を計画しシステム全体の更なる改善を図っている。 また、SMSへのリスクアセスメント導入準備のため、平成 21 年度から職員に対するリスクアセスメント研修を開始し、これにより、練習船現場における自己点検評価システムを体系化し、平成 22 年度からはSMSにおけるリスクアセスメントの運用を実施している。
	航空大学校	「安全意識の醸成やヒューマンファクターへの取り組みなど、更に進化させること。」と指摘されたことを踏まえ、パイロットレポート等の安全情報の収集・分析・評価に係る試行を行った上で、安全管理規程を改正し、安全管理システム(SMS: Safety Management System)を導入して組織的かつ計画的に取り組む体制を整備した。
	自動車検査	平成21年度は、平成20年度から引き続き、定期的な職場点検による不当要求に対応する意識の向上、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急対応訓練の実施・警備の強化などの対策を講じた。また、新たにリスクマネジメントの専門家による不当要求を未然に防止するための講義を実施した。平成22年度についても、他の新たな対策の検討を含め、引き続き各種対策を実施していくこととしている。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	「整備新幹線整備事業について、寒冷地での 12 月開業のための、周到な準備が望まれる」と指摘されたことを踏まえ、東北新幹線(八戸・新青森間)について、平成 21 年度は、平成 22 年 12 月の開業予定に向け、工事と監査の綿密な工程調整を図り、軌道、電気設備、駅設備等の開業設備工事をほぼ完了させるとともに、設備・電気関係の諸試験等を実施した。 さらに、冬季の開業に備え、平成 21 年度の冬季に消雪・融雪設備の機能確認を実施し、正常な稼働を確認した。
	国際観光振興機構	平成 21 年度は、機構の海外事務所のネットワークを通じて情報収集・分析した海外訪日旅行市場の最新情報を観光庁にタイムリーに提供し、観光庁が行うビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業の企画・立案業務に貢献した。また、地方自治体、民間事業者等の事業パートナーに対し、「JNTO 個別相談会」「JNTO インバウンド旅行振興フォーラム」等を通じ海外プロモーション事業を行う上で有益な情報提供やアドバイスを行い、「ビジット・ジャパン・イヤー冬キャンペーン」をはじめとした VJC 事業の推進に中核となって貢献した。平成 22 年度も同様の取り組みを継続的にを行い、より積極的な連携・貢献を図ることとしている。
	水資源機構	「治水効果のPRをもっと積極的にすすめるべきではないか。」と指摘されたことを踏まえ、ダムの役割等についての広報を強化し、洪水調節開始時及び終了時に報道機関への情報提供を即時的に伝える態勢作りに努めた。具体例として、平成21年10月8日、名張川流域での出水時において名張川上流3ダムの統合操作を行った際には、洪水調節の開始前より地元記者クラブへの記者発表を実施し、洪水調節後には概要や効果について、地元記者クラブへの記者発表、ホームページへの掲載、広報誌による情報提供等を実施した。また、各種専門誌への投稿や、地元首長、有識者等への説明を実施した。その結果、3ダムの統合操作に関して新聞3紙で記事が掲載されたほか、地元ケーブルテレビでも紹介された。さらに、平成22年5月には(社)土木学会より技術賞の受賞、(財)ダム水源地環境整備センター主催のダム・堰危機管理業務顕彰委員会から最優秀賞を受賞す

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	自動車事故対策機構	<p>るに至った。</p> <p>「確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。」と指摘されたことを踏まえ、業務の効率化について、平成21年度においては、インターネット通信網を利用した新適性診断サービスを提供するネットワーク端末機の支所への導入を進め、業務の効率化を図るとともに、支所レイアウト見直しにより生じた余剰スペースの返還等により事務所賃借料の削減を行うなど、経費削減に積極的に取り組み、一般管理費及び業務経費を削減した。</p> <p>また、管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、平成20年度までに独立行政法人整理合理化計画(H19.12.24 閣議決定)に定められた平成18年度比10%を上回る14.4%(△28人)の削減を行ったところであるが、平成21年度において、さらに1人削減した。</p>
	空港周辺整備機構	<p>「法人の規模、特性等に応じた内部統制の向上は計画的に図られているが、さらに社会的要請には機敏に対処すること」と指摘されたことを踏まえ、平成21年度においては、内部統制の向上を図るための取組みとして、他の独立行政法人等の取組みを踏まえて、コンプライアンスWGにおいて検討を行い、内部評価委員会における事業の進捗状況の把握、会計内部監査、監事及び監査法人による監査などに加え、内部通報制度の導入、規程類のイントラネットへの掲載、役員と管理職による会議の設置、リスクマネジメントのためのリスクの洗い出し、並びに契約監視委員会の設置及び契約内容の点検・見直し等を行った。</p>
	海上災害防止センター	<p>「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%(18年度)から41%(20年度)に引き下げたこと、規程の見直し(包括的随契条項の見直し、総合評価方式の導入、複数年度契約の拡大及び入札手続きの効率化等)を行ったことは評価できる。随意契約によるものが真にやむを得ないものには配慮しつつ、今後とも「随意契約見直し計画」及び改正後の規程に基づき一般競争入札を着実に推進するとともに、情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ることとしている。</p>
	都市再生機構	<p>入札及び契約の適正化の推進について、「競争性のある契約方式に移行したものについても、民間事業者が実質的に参入できないハードルを作っていないか検証が必要である」と指摘されたことを踏まえ、一般競争入札等の実施にあたっては、国における取組みを参考にして、参入障壁とならないような応募要件等により競争を実施した。結果として1者応札、1者応募となったものについては、より一層の競争性を確保するため、平成21年7月に1者応札等についての改善方を策定し、公表した。さらに、平成21年12月に新たに設置した監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、1者応札等となった契約についての点検を行い、その点検結果を踏まえた新たな「随意契約等見直し契約」を策定し、公表した。</p>
	奄美群島振興開発基金	<p>「債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、これらの取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある」と指摘されたことを踏まえ、平成21年度においては、期中債権管理部門(業務課)において、地区別担当制を導入し担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当することで、資金需要の動向把握、相談機会の増加等を通じ、地域密着の度合いを更に高め地域金融機関として効果的な業務運営を図ることに務めた。また、期中債権管理部門(業務課)及び特別に債権管理を行う部門(管理課)の債権管理業務において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行った。</p>
	日本高速道路保有・債務返済機構	<p>「金利動向、経済状況による交通量の減少、緊急経済対策としての料金割引など、経済状況は多くの要因に左右される。このような中、金利や需要動向のモニタリングとその経営への反映についてより重要性が増している。」と指摘されたことを踏まえ、料金収入や交通動向、債務返済の状況について計画と実績の対比を行うなど、適時、各種割引施策の実施状況等も含めた総合的な要因分析を行った。特に、債務返済に重大な影響を及ぼすおそれのある金利動向については、国債金利や機構債の流通市場における取引実勢に関するデータにより、今後の資金</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>調達に及ぼす影響を常にモニタリングを行った。</p> <p>また、外部資金調達(特に財投機関債の発行)の都度、調達年限、調達額、調達コスト等が、債務返済の枠組みに適合しているかどうかを常にチェックするとともに、年間を通じた調達コスト見通しの把握に努めた。</p>
	住宅金融支援機構	<p>証券化支援業務について、「幅広い視野から出来る限り低利の資金を安定的に確保するための取り組みについて、不断の検証を行いつつ、着実に実施する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、MBS投資家数の回復と対国債スプレッドの縮小を目標に、広報活動において、事前に投資家から質問事項等を徴求し、これに即した資料準備を行った上でIR活動を行った。また、起債運営においては、マーケティングを開始する1週間程度前にプレヒアリングを行い、需要動向を把握した上でマーケティング等に繋げるなど、従来以上に投資家との対話を重視し、丁寧な対応を行った。この結果、徐々にではあるが投資家数は回復基調をたどっている(リーマンショック直後は15社程度となったが、平成21年度末にかけて30~40社程度となっている)。MBSの対10年国債スプレッドは、過去最高を記録した平成21年1月の105bpから平成22年3月には51bpと、リーマンショック以前の水準となった。</p>
環境省	国立環境研究所	<p>共同研究について、実施件数等の要因分析を行いつつ、その推進を図る必要があると指摘されたことを踏まえ、より円滑な共同研究の実施のための環境整備に務めた結果、平成20年度よりも契約件数が増加した。</p> <p>研究内容は評価できるものの、外部評価を受けた分野が少ないと指摘されたことを踏まえ、すべての分野について、外部評価を行った。評価委員会の見解とそれに対する対処方針を、HPを通じて一般に公開している。</p> <p>国立環境研究所 HP について、利用件数が減少していると指摘されたことを踏まえ、SEO(Search Engine Optimization)対策、回遊対策等を実施し、イベント等においてPR活動をするなど認知度の向上に努めたところ、平成21年度における利用件数は17年度に比べて13%、20年度に比べて1%増加した。</p>
	環境再生保全機構	<p>「今後は、さらに効率化を図る観点から、オンライン申請の利用を引き続き、強力に促進する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、オンライン申請を行っていない都道府県等(補償給付事業:20都道府県等、公害保健福祉事業:26都道府県等)に対して、文書により導入の依頼(平成21年7月、平成22年3月)を行うとともに、環境省主催の会議等や現地指導の場等を利用し、オンライン申請の情報提供及び導入依頼を行った。その結果、オンライン申請の導入率は45%から68%(補償給付事業:29/41都道府県等、公害保健福祉事業:28/43都道府県等)となった。</p>
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	<p>本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況について、業務運営の効率化の観点から望ましいものではないと指摘されたことを踏まえ、平成23年2月に本部事務所を東京都港区に移転・集約した。</p>
法務省	日本司法支援センター	<p>民事法律扶助の償還金確保について、更に工夫を凝らした取組が必要であるとの意見を踏まえ、初期滞納者や長期未収納者に対する督促を充実させるなどの工夫を行い、前年度を上回る償還金収入を得ることができた。</p>

イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成23年9月までにすべての府省で、その所

管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成 21 年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。

評価結果の役員人事への反映状況については、平成 23 年 9 月現在、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の各府省又はその所管する法人において公表されている。

図表 47. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

<p>○「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項</p> <p>3 独立行政法人</p> <p>(2) 組織及び運営の基本</p> <p>ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p> <p>○「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅱ 新たな公務員制度の概要</p> <p>3 適正な再就職ルール確立</p> <p>(2) 特殊法人等への再就職に係るルール</p> <p>③ 独立行政法人</p> <p>イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p>
--

ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成 14 年 7 月 9 日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

これを踏まえた取組例としては、平成 23 年 9 月現在、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の各府省又はその所管する法人が、平成 20 年度業務実績評価の結果を踏まえて、予算等に反映させた事例を公表したところである。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 取組方針等

ア 14年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成13年度業務実績の評価に併せて、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

イ 15年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成14年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」(平成15年7月31日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

ウ 16年度における評価の取組

平成15年10月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されたことを踏まえ、独立行政法人評価分科会では具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16年2月以降、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16年6月30日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会を開催し、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成15年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、17年7月11日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

エ 19年度における評価の取組

平成19年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

オ 20年度における評価の取組

平成20年度においては、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料26「平成19年度業務実績評価の取組について」(平成20年7月14日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を取りまとめた(資料27「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成20年9月5日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

カ 21年度における評価の取組

平成21年度においては、業務実績評価について、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定した(資料28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日決定 平成22年5月31日最終改正政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。また、評価の視点に沿って、独立行政法人評価分科会で決定した「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」において特に留意するとした。契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

キ 22年度における評価の取組

平成22年度においては、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていること及び平成22年3月に総務省の研究会で内部統制について考え方がとりまとめられたことを踏まえ、評価の視点を改正するとともに、独立行政法人評価分科会において「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」を策定した(資料29-1「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、評価が実施された。保有資産について各府省及び各法人の協力を得て実態把握を実施し、調査結果を二次評価で活用した。

(2) 評価活動の概要

平成22年8月下旬ないし9月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成21年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行った(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表48及び図表49を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」と

いう。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した(各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

当該意見の検討に当たっては、i)評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか、効率性・生産性の向上等の視点に立った評価が行われているか、ii)政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか、iii)業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているかに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(図表51参照)(平成22年12月22日通知)。

図表48. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審議内容
平成 22 年 5 月 31 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の退職金に係る業績勘案率案について ・「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」の改正 ・「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」の策定
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」の改正
7 月 26 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の退職金に係る業績勘案率について ・平成 22 年度の事務・事業の見直しについて
9 月 10 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(文部科学省)
9 月 13 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(財務省、国土交通省)
9 月 14 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(総務省、農林水産省)
9 月 15 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(文部科学省、厚生労働省、防衛省)
9 月 16 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(経済産業省、環境省、財務省)
9 月 21 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し当初案に関する各省ヒアリング(国土交通省、文部科学省)
11 月 22 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について
12 月 22 日	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見(案)について
	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の退職金に係る業績勘案率について
平成 23 年 3 月 3 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等について ・役員の退職金に係る業績勘案率案について

図表49. 平成 22 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 (() は開催数)	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (17回)	稲継臨時委員 樫谷委員◆ 河野臨時委員 黒田(玲)委員◆ 田淵臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 13 法人	5月14日 6月15日 6月23日 7月2日 7月15日 8月3日※ 8月18日※ 8月19日※ 8月27日※	9月6日 9月7日 10月14日 10月18日 11月10日 12月2日 2月21日 3月29日(注4)
第2ワーキング・グループ (14回)	阿曾沼臨時委員 荒張臨時委員 岡本臨時委員 木村臨時委員 森泉委員	財務省所管8法人 経済産業省所管 11 法人 環境省所管2法人 法務省所管1法人	6月22日 6月30日 7月20日 7月21日 8月30日※ 9月8日 10月21日※ (WG & 委員視察)	10月26日※ (WG & 委員視察) 11月11日 12月2日 12月9日 2月14日 2月21日 3月31日(注4)
第3ワーキング・グループ (10回)	浅羽臨時委員 梶川臨時委員 黒田(壽)臨時委員◆ 野口臨時委員 宮本臨時委員	文部科学省所管 23 法人	6月22日 6月23日 7月13日※ (WG & 委員視察) 7月20日 7月21日※	8月27日※ 9月8日 10月5日 11月9日 12月7日 2月21日
第4ワーキング・グループ (12回)	河村臨時委員 鈴木臨時委員 高木臨時委員 山本臨時委員 山谷臨時委員	国土交通省所管 20 法人	7月8日 7月9日 7月20日 7月22日 8月23日※ 8月24日※	10月14日 10月19日 11月12日 12月3日 12月10日 2月15日
第5ワーキング・グループ (16回)	縣臨時委員 梅里臨時委員 黒川臨時委員◆ 玉井臨時委員 松田臨時委員◆	内閣府所管4法人 厚生労働省所管 14 法人 防衛省所管1法人 文部科学省所管3法人	4月19日 5月10日 6月25日 7月2日 7月9日 7月16日 8月18日※ 9月9日	10月15日 10月19日 10月20日 11月8日 11月9日 12月6日 12月13日 2月17日
国立大学法人等評価ワーキング・グループ (1回)	浅羽臨時委員 樫谷委員◆ 河野臨時委員 黒田(壽)臨時委員◆ 黒田(玲)委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	11月17日	

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。なお、ワーキング・グループと現地視察を同日に開催したものについては、その旨を () 書きで記載している。
 3 ◆は政策評価・独立行政法人評価委員の改選等により、平成 23 年 2 月以降のワーキング・グループに参加していない委員を表す。
 4 3 月 29 日開催の第 1 ワーキング・グループ及び 3 月 31 日開催の第 2 ワーキング・グループは、構成委員変更後の委員で開催したものである。

(3) 平成 23 年度以降の当面の視点等の決定

平成 23 年 4 月 26 日には、平成 22 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料 29-2「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 22 年 4 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。その中では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的、効率的に行うものとし、平成 21 年度業務実績評価において重点事項とされた保有資産の見直し、内部統制の充実・強化等についてのフォローアップ等を中心に取り組むこととしている。

(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成 20 年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表 50. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	国立公文書館	「総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない」と指摘されたことを踏まえ、「総合評価落札方式に関する契約事務取扱要領」、「企画競争に関する契約事務取扱要領」及び「公募に関する契約事務取扱要領」をそれぞれ整備し、平成 22 年度から施行することとした。
	北方領土問題対策協会	「今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」として、「複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない(言及なし)」と指摘されたことを踏まえ、複数年契約に関して契約事務取扱細則において明確に定めた。
	国民生活センター	「今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、入札及び契約過程並びに契約内容の透明性を確保するため、監事(2人)及び外部有識者(3人)で構成する「独立行政法人国民生活センター契約監視委員会」を設置した。また、「今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱について」を制定し、一括再委託の禁止、再委託の承認及び履行体制の把握及び報告聴取について規定し、当該契約を行う場合の適正な履行を図ることとした。
総務省	情報通信研究機構	法人の給与水準について、「法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証した結果を評価調書等で明らかにし、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価となるようにすべき」と指摘されたことを踏まえ、評価調書において、事務・技術職員のラスパイレス指数が 100 を超える理由及びその検証結果を明らかにするとともに、手当て等の見直しなど、法人の取組状況について評価した。
	統計センター	「今後の評価に当たっては、評価の対象となる年度の給与水準の適切性について評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 21 年度評価において、当該年度の対国家公務員指数に基づき給与水準の適切性について評価を行った。

	平和祈念事業特別基金	平和基金からの助成金により関連財団法人が造成した基金について、「財団の基金事業の実施状況や、基金の管理の適切性についての平和基金の指導状況について評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 21 年度の業務実績評価においては、当該助成金に関する規定等の整備の適切性、当該助成金に係る事業目的の達成度、基金事業の実施状況の分析と事業内容に関する法人の指導状況の適切性について評価を行った。
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	「再委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない」と指摘されたことを踏まえ、本法人から、一括再委託の禁止・一部再委託の事前承認条項を盛り込んだ契約書の様式を制定する等した旨の報告を受けて、契約の第三者委託に関する評価を行った。 その結果、契約書の様式変更により一括再委託の禁止等が明確化され、一般的に契約の適正化が促された旨の評価を行っている。
外務省	国際協力機構	「今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21年度の業務実績においては、国と異なる賞与の支給額算定方法及び深夜の超過勤務手当の支給割合について詳細説明を求め、評価委員会としての適切であるとの評価を行った。
	国際交流基金	「今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、複数年度契約に関する規定を会計規程及び細則において定める措置をとったことを、外務省評価委員会において確認し、これを踏まえた評価を行った。
財務省	酒類総合研究所	「今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規程内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果として明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、複数年契約及び公募に関する規程の整備を行った旨報告を受け、それを踏まえた評価を行った。
	造幣局	「随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、随意契約見直し計画に基づく取組状況について、引き続き評価を行った。 「今後の評価に当たっては、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、法人において一部の法定外福利費を見直したことについて評価を行った。
	国立印刷局	「随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、随意契約見直し計画に基づく取組状況について、引き続き評価を行った。 「今後の評価に当たっては、社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、国と異なる諸手当及び一部の法人独自の諸手当を見直したことについて評価を行った。 「今後の評価に当たっては、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、法人において一部の法定外福利費を見直したことについて評価を行った。
	日本万国博覧会記念機構	「今後の評価に当たっては、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、法定外福利費について法人から詳細な資料の提出を求めた上で、「福利厚生代行サービスについては労働組合と協議中であるものの、文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人から

		の支出(フィットネスクラブ法人会員)については、労働組合と協議の上、廃止しており、適切に見直しが進められているものと認められる(注:福利厚生代行サービスについても平成22年8月2日付で廃止)」との評価を行った。
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	運営費交付金債務の発生が、業務運営に与える影響について、「今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21年度の業務評価においては、運営費交付金債務残高の発生理由を明らかにした。平成21年度の業務運営に関する計画は全て達成しており、未実施の事業等はなく、運営費交付金の執行状況の業務運営への影響は特に問題ないと判断し、適切に評価を実施した。
	大学入試センター	進学情報提供事業の効果について、「今後の評価に当たっては、インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業について、その効果を明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、その効果を検証する指標として、ハートシステムへのアクセス数の増加や、ハートシステムの必要性(高等学校へのアンケート)を明らかにさせた上で、評価を実施した。
	科学技術振興機構	開発委託金回収債権(約140億円)の回収については、業務実績報告書において明らかにされているが、評価結果においては明らかにされていなかったため、「今後の評価に当たっては、開発委託金回収債権の回収等を適切に実施する観点からの検証結果を評価結果において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、開発委託金回収債権の回収計画と回収状況や、貸倒懸念債権等の比率の民間金融機関との比較結果などを明らかにし、現時点における問題の有無などの検証結果を明らかにした。
	理化学研究所	一般管理費及び事業費に係る効率化目標の設定及び目標の達成状況について、「今後の評価に当たっては、一般管理費及び事業費の効率化のための取組を推進する観点から、当該取組の実施状況等について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、一般管理費の削減目標に対する大幅な達成状況や、事業費の削減状況等、当該取組の実施状況等に対する評価を実施した。
	日本学生支援機構	奨学金の回収に係る評価については、A評定とする理由が不明確であったため、「今後の評価に当たっては、評定理由を明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、奨学金の回収に係る定量的な基準を定め、評価を実施した。
	海洋研究開発機構	給与水準については、過去にした同水準に対する指摘も踏まえて、「今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、管理職割合の高い理由の合理性について評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、管理職割合の高い理由の合理性として、管理部門と研究推進部門及び船舶運航部門が密に連携して迅速に判断を下し、高度な業務を遂行するため多くの管理職員を必要としていること、業務効率化を推進した結果、常勤職員においてはより担当業務が高度化する傾向があるため、結果として管理職員の割合が高くなっていることを明らかにした。また、人事院勧告に準じた給与改正、国と異なる手当の廃止、給与・手当等の見直し等が進められている等の取組みについて評価した。
	日本原子力研究開発機構	自己収入について、20年度以降の自己収入の増大に関する包括的な定量的目標は策定されているものの、個別に全ての自己収入についての定量的目標は策定されていなかったため、「今後の評価に当たっては、共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を設定した上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度における主要な収入項目それぞれの定量的目標を定め、適切な方策が講じられていることを確認し、評価に反映した。
厚生労働省	全法人共通	政策評価・独法評価委員会からの業務実績評価についての意見を受け、平成21年12月16日独立行政法人評価委員会を開催、厚生労働大臣より独立行政法人評価委員会に対して要請(①組織のスリム化、適正化に向けた取り組みが適切になされているか、②事業費における冗費の点検・削減、契約の適切性、③事務事業の見直しが適切にされているか)についての厳正な評価を行うことを受け、独法評価委員長名の文書を所管13法人の理事長へ通知。次年度の業績評価資料等に反映する見直しを行った。

農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	<p>一般競争入札における1者応札について、農林水産省所管の他の独立行政法人に係る平成 20 年度業務実績評価において、「今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである」と指摘された。この指摘を踏まえ、本法人の平成 21 年度に係る業務実績の評価では、本法人が1者応札の改善方策を策定し、参加資格の緩和、入札公告期間の拡大を実施したほか、農研機構契約監視委員会を設置し、契約の点検・見直しを行っていることを明らかにした上で評価を実施した。</p>
経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>「地下備蓄方式の国家石油ガス備蓄基地(波方基地)の建設について、当該建設工事の 20 年度における工事实績は明らかにされているものの、工事全体における進捗状況及び進捗率等は明らかにされていない。今後の評価に当たっては、当該建設工事の工事全体における進捗状況及び進捗率等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、工事の完成に向けた全体計画において、21 年度に実施すべきとして設定された計画と21 年度の工事实績とを対照させることで、工事全体における進捗状況を踏まえた評価を行った。</p>
	中小企業基盤整備機構	<p>「戦略的基盤技術高度化支援事業については、業務実績については事業報告書等において明らかにされているものの、成果については記載されておらず評価もされていない。廃止される事業についても、廃止されるまでの間における業務実績の評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21年度の評価においては、当該事業の成果を確認するとともに成果に対する評価を行った。</p> <p>「本法人の平成 20 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 125.3(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(異動保障の受給者が多いこと)が挙げられているものの、これらの法人の説明に対する貴委員会としての認識が示されておらず、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものとはなっていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21年度評価においては、法人の説明に対する委員会としての認識を示した上で評価を行った。また、21年度における給与水準の適正化に関する取組みについて、①過年度から継続的に実施している事項に加えて、新たにエリア限定職制度を創設するなど積極的に取り組んでいることが確認され、ラスパイレス指数も着実に低減されていること、②これら取組みについては、監事からも現水準よりも更なる引き下げの努力が必要との指摘を踏まえ、今後とも給与水準に係る自己改革を継続することとしていることなどを評価することにより、法人の不断の取組を促したところである。</p>
国土交通省	建築研究所	<p>最上級の評定を付す場合について、「今後の評価に当たっては、当該取組に基づく有用な成果について具体的に明らかにするなど、最上級の評定を付す根拠について明確にすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21 年度業務実績評価において、国土交通省独立行政法人評価委員会がより評価しやすくするよう、業務実績報告書等説明資料の充実を図った。</p> <p>総人件費改革について、「今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、予算額の削減状況だけでなく、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21 年度業務実績評価において、決算ベースでの検証を行った。</p>
	港湾空港技術研究所	<p>研究所職員数について、「今後の評価に当たっては、行政職職員の削減状況を明らかにした上で、評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、一般職(行政職)職員数の推移(18年度から21年度)を21年度業務実績報告書において明らかにしている。</p>
	奄美群島振興開発基金	<p>融資業務について、「今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、21 年度業務実績評価において、個別の融資案件について事業完了報告にかかる疎明資</p>

		料の徴求、実地確認等の事業完了確認事務の徹底を図っており、その後の融資債権の管理は期中管理の徹底などの取組を注視していくこととしている。
環境省	環境再生保全機構	公害健康被害補償予防業務勘定において、「今後の評価に当たっては、法人における会計処理方法の検証の取組を明確にした上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、公害健康被害補償制度における汚染原因者負担の原則に基づく特殊な会計処理について検討した結果、機構の財務諸表適正化の観点から、一般的な会計基準に従った会計処理に変更するための省令改正を行い、会計処理方法の改善を図った。
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	契約の適正化に関する評価結果について、「契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべき」「再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべき」と指摘されたことを踏まえ、平成21年度の業務実績に関する項目別評価表に、契約に係る規程類の整備の状況や整備内容の適切性、再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置の実施状況を追加し、これらの評価を行った。
法務省	日本司法支援センター	契約の適正化を図る観点から、契約に関する規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で評価を行うべきと指摘されたことを踏まえ、平成21年度評価においては、契約に係る詳細な資料の提出を求め、概ね国と同様の基準となっていることから、適切であると評価した。

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔平成21年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(＝一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(＝二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 5～19を参照。

1 平成21年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成21年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの(指摘事項は203事項)。

(※) 独立行政法人99法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日委員会決定)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上等の視点に立った評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の重要事項

上記の評価の視点のうち、保有資産等の見直し及び内部統制に関する事項については、

- i) 不要資産の国庫納付等について定めた独立行政法人通則法の一部改正(公布5月、施行11月。)、
- ii) 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の報告書の公表(平成22年3月)等を背景に重要事項として位置付け。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 保有資産等の見直し

① 府省評価委員会は、「勧告の方向性」(H22.11.26委員会決定)又は「見直しの基本方針」(H22.12.7閣議決定)(注)の指摘に沿った独法の取組について評価することが必要(37法人)9評価委員会

【二次評価で把握した実態】

- ◆ 職員宿舍の入居が低調な法人(5法人)
- ◆ 利用率が低調な宿泊施設、教育研修施設等(8法人9施設)
- ◆ 未利用地、遊休施設等(10法人36か所)
- ◆ 本部が首都圏にある東京事務所(15法人22事務所)
- ◆ 多数の独法が事務所を設置する都市の海外事務所(17法人44事務所)

- 「勧告の方向性」
 - 「見直しの基本方針」
- ⇒ 個々施設ごとに、
廃止、国庫納付、共用化等を指摘

⇒ 今後、廃止、国庫納付、共用化等の取組が独法において着実に実施されているか評価することが必要

※ 上記のほか、知的財産について「府省評価委員会は、実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況が明らかでない法人について、その見直しの適切性について評価することが必要である」旨指摘(11法人)5評価委員会

(注)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

②【提言】独法による資産の見直し状況を国民にオープンにする方策の検討と、その厳格なチェックを行うための枠組みの整備が必要

- ◆ 独法による不断の見直しを促していくため、
 - i) 独法による資産の見直し状況を国民に分かりやすい形で公表すること、
 - ii) その取組について、詳細な資産情報を基にした厳格な検証が必要
- ◆ 不要資産の国庫納付等を定めた改正独法通則法の趣旨や「見直しの基本方針」に沿った措置を独法に求めていく上でも有用

2

イ 内部統制の充実・強化

独立行政法人における内部統制とは

●「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」(「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告」(平成22年3月公表))

●国民からの信頼を確保するためには、独立行政法人自らが組織風土を含むマネジメント改革に積極的に取り組む必要

●マネジメント改革のための手段として内部統制は重要なツール ⇒ 内部統制の充実・強化に取り組む必要

●今回は、内部統制を整備・運用する立場にある法人の長のマネジメント等に着目

(例)

- ◇リーダーシップを発揮できる環境が整備されているか。(ミッションの重要性と各役職員の役割の認識、リスクを組織として共有等)
- ◇内部統制の現状・課題の把握とその対応が的確に行われているか。

●府省評価委員会の評価結果の中には、取組の検証が十分に行われていないと考えられるものがみられた。

(例)

- ◇委員会の設置、規程の整備等をもって内部統制が適切であると評価しているもの
- ◇課題の指摘が抽象的となっているもの

①内部統制の充実・強化に向けた課題等を府省評価委員会として積極的に指摘することが必要

②参考となるような取組を行っている府省評価委員会・法人の具体例を提示

- ◆府省評価委員会の取組の推奨例
 - 審議実績のない業務実施監視委員会について、その在り方を再検討するよう指摘(外務省評価委員会)
 - マネジメント等に関する方針や仕組みは整備されているが、実行面で不十分との指摘(文部科学省評価委員会)
- ◆法人の取組の推奨例
 - 職員アンケートにより、「運営方針」の各職員への浸透度をフォローアップ(労働者健康福祉機構)
 - 理事長を含めた役員が、現場事務所職員一人一人からヒアリングを実施(水資源機構)

3

3 業務実績評価結果の概要

【本概要の見方】

本概要は、独立行政法人等に対する府省評価委員会の評価の結果と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を、平成 21 年度の業務実績に対する評価を中心に法人ごとに簡潔に整理したものである。

本概要における記載事項は、以下のとおり整理している。

なお、国立大学法人評価委員会及び日本司法支援センター評価委員会の評価結果の概要と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等についても、独立行政法人に準じ記載している。

- ① 「法人名」:平成 21 年度末における法人名を記載しており、法人名の右に記載している〈特定〉は同年度において特定独立行政法人であったことを、〈非特定〉は同年度において非特定独立行政法人であったことを示している。
括弧内は、21 年度末において法人の長に就いていた者の氏名を記載している。
- ② 「目的」及び「主要業務」:各独立行政法人等の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた個別法において規定された法人の目的及び業務のうち主要なものを記載している。
- ③ 「委員会名」、「分科会名」:平成 21 年度における業務の実績の評価を行った委員会及び分科会(部会)並びにその長の氏名を記載している。
- ④ 「ホームページ」:法人のウェブサイトのトップページ及び府省評価委員会による平成 21 年度における業務の実績の評価結果が掲示されているウェブサイトの URL をそれぞれ「法人」及び「評価結果」に記載している。
- ⑤ 「中期目標期間」:平成 21 年度を含む中期目標期間を記載している。

(「1. 府省評価委員会による評価結果」)

- ⑥ 表中の斜線は、当該年度において評価項目としていないものを示している。
- ⑦ 表中の「-」(〈総合評価〉を除く。)は、当該年度において評価項目としているが評価対象とすべき実績がないものを示している。
- ⑧ 平成 21 年度を含む過去最大 5 事業年度の評価結果について記載している。また、当該期間において中期目標期間が終了している法人については、当該中期目標期間の業務の実績の評価についても併せて記載している。
- ⑨ 「評価項目」は、原則として、府省評価委員会が定める評価項目の上位 2 段階目までを記載しており、本表に記載している期間中において評価項目の変更がある場合には、変更前、変更後の項目をいずれも記載している。なお、項番は、府省評価委員会の定めるものとは必ずしも一致するものではない。
- ⑩ 表中の各欄には、府省評価委員会が定める評価方法に基づく評価結果(評定)を記載している。
- ⑪ 「評価項目」に記載している評価項目単位で評定が付されていない場合には、当該評価項目単位より下位の複数の評価項目の評定とそれらの数を記載している(例:a×2, b×1)。

(「2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.〇.〇)(主なものの要約)」)

- ⑫ 「(1)総合評価」は、府省評価委員会における総合評価において評定を付している法人については(総合評価に至った理由)を、評定を付していない法人については(総合評価の内容)を、府省評価委員会が平成 22 年度に行った 21 年度の法人の業務実績評価結果の総合評価結果の内容を要約し記載している。
- ⑬ 「(2)項目別評価」の「1との関連」は、「1. 府省評価委員会による評価結果」に付している項番に対応している。
- ⑭ 「(2)項目別評価」の「独立行政法人の業務実績」は、(1との関連)に記載した評価項目に係る法人の主な業務実績を要約し記載している。
- ⑮ 「(2)項目別評価」の「府省評価委員会による評価結果等」は、府省評価委員会が平成 22 年度に行った 21 年度の法人の業務実績評価の結果のうち、「独立行政法人の業務実績」に対応する主なものの内容を要約し記載している。

(「3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)」)

- ⑯ 府省評価委員会が平成 22 年度に行った 21 年度の法人の業務実績評価を受け政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめた意見のうち、当該法人に対するものを記載している。

① 内 閣 府

法人名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)＜特定＞ (館長:高山 正也)
目的	国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史資料として重要な公文書等」という。)の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。4 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。5 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。6 上記1から5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:御厨 貴)
ホームページ	法人: http://www.archives.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化						—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「—」を記入している。
(1) 民間委託の促進						—	
(2) 業務執行体制の見直し						—	
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況						—	
(4) 業務の効率化	A×2	A×2	A×2	A+×1 A×1	A×2		
(5) 業務・システム最適化計画	A	A	A	A	A		
(6) 総人件費改革に関する措置		A	A	A	A		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討	A	A	A	A	A		
(2) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×40	A×40	A×47	A×55	A×8	—	
(3) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A×13	A×10 B×1	A×12	A+×2 A×9	A×3	—	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	—	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	A	A	A	A	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画							
(2) 人事に関する計画	A	A	A	A	A×2	—	
(3) 中期目標期間を超える債務負担			A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成17年度からスタートした第2期中期目標の最終年度の実施状況について調査・分析し総合的に評価を行ったところ、各取組は計画に即し順調に実施され、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げている。館長以下役職員は、「パブリック・アーカイブズビジョン」の基本理念の実現を目指し、自主的、主体的な努力の成果が認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 受入から目録作成原稿作成までは、つくば分館において、パート職員を活用し一元的に行い、平成21年5月に各府省から受け入れた公文書等及び同年11月に広島大学及び熊本大学から受け入れた民事判決原本は同年12月までにパソコン入力による目録原稿作成作業を完了した。 司法府(裁判所)からの移管の合意を受け 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史公文書等の受入れ及び保存については、前年度に引き続き、パート職員の利用により計画通りに目録原稿作成作業が行われている。また、司法府(裁判所)からの移管の合意を受けて、平成22年2月に受け入れた裁判文書について、裁判所移管民事判決原本目録作成マニュアルを作成し、同年3月までに目録作成業務を効率的に処理するな

		て、平成22年2月に受け入れた裁判文書については、新たに裁判所移管民事判決原本目録作成マニュアルを作成し、同年3月までに目録作成業務を効率的に処理した。	ど、効率的に業務を推進しており高く評価できる。 「業務・システム最適化計画」の工程表に基づき、館とアジア歴史資料センターとのデジタル資産の共有化について、デジタル画像45万コマを作成し、アジア歴史資料センターへ提供したほか、次期デジタルアーカイブ設計開発等業務を進め、次年度当初に本格運用を実現するなど、最適化への取組も計画的に実施されている。 など
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置（受入れのための適切な措置）	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 移管の申出がなく、保存期限が満了となる行政文書約127万ファイルについて、各府省等へ出向いての協議、把握・精査を行った。その結果、3,020ファイルについて当館への移管が適当であるとの結論に達し、3月9日付けで館長から内閣総理大臣にその旨の意見を申し述べた。 館長からの意見を踏まえて内閣総理大臣が決定した「平成21年度公文書等移管計画」（平成22年3月26日決定）では、13,103ファイルの公文書等及び広報資料621件が移管されることとなった。なお、新たな部局からの移管があったこと、地方支分部局からの移管文書が増加したことなどにより、前年度より730ファイルの増加となった。 <p>など</p>	「平成21年度公文書等移管計画」では、新たな部局からの移管、地方支分部局からの移管文書の増加により前年度より730ファイル多い、13,103ファイルの公文書等及び621件の広報資料が移管されることとなったことは高く評価できる。また、最高裁判所と根気強く地道に協議を重ね、「移管の定め」の締結を実現し、司法部からの裁判文書及び司法行政文書の館への移管の途を拓いたことは大いに評価できるものであり、限られた人員による現行体制の下で可能な限り移管に向けた努力が行われている。 など
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置（保存のための適切な措置）	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に行う電子公文書等の移管・保存・利用システム的设计・開発等に向けて、システムの概算要求額の積算書の作成及びシステムの調達計画書並びに要件定義書等必要な書類の作成を実施した。 平成22年度においては、電子公文書等の移管・保存・利用システム的设计・開発を行い、平成23年度から電子公文書等の移管等を開始する。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れた歴史公文書等全てについて、くん蒸、簿冊ラベルの作成・貼付作業、表紙等の軽修復及び書庫への排架等の一連の作業が実施されたほか、書庫内の温湿度管理、火災対策、保存対策方針に基づく修復や媒体変換等が適切に行われ、当初の計画以上の実績を上げたことは評価できる。 平成23年度からの電子公文書等の移管・保存の開始に向けて、内閣府と一体となって電子公文書等の移管・保存・利用システム的设计・開発等に向けた取組を行うなど、電子公文書の移管システムの構築を確実に進めており評価できる。平成23年度におけるスムーズな開始に向けて、引き続き適切な取組を期待したい。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供（アジア歴史資料データベース構築）	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 3館からの平成21年度分画像受入れは順調に行われ、公文書館からは45.2万画像、外交史料館から69万画像、防衛研究所図書館から138.4万画像、合計252.6万画像を年度内に入手した。この252.6万画像のうち11.6万画像について目録データ作成・画像変換作業を経て年度内に公開した。残り241万画像についても1年以内の公開に向け作業中である。 	<ul style="list-style-type: none"> 3館からの画像入手が順調に行われ、国立公文書館から45万、外交史料館から69万、防衛研究所図書館から138万の合計252万画像を入手し、公開画像数が目標を上回る2,005万画像に達するなど、利用者の利便性を考慮しながら充実したデータベースの構築が進行していることは評価できる。 平成20年度に入手した253万画像について1年以内の公開を達成したことは評価できる。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供（アジア歴史資料センターの広報）	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 高校、大学、研究機関等の15箇所において、教員、研究者、学生等を対象にアジ歴の紹介と検索方法等のデモンストレーションを行い、認知度向上と利活用の推進を図った。 中国、韓国、欧米等の関係機関や大学を訪問し、講演等を含めてアジ歴の活動を紹介するとともに、協力の方途につき意見交換を行った。また、中国、韓国を始め海外関係機関の関係者がアジ歴を訪問した際に説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> YahooやGoogle、新聞系のサイト等、アクセス数の多いサイトを効率的に活用して広報を進め、また、教育・研究機関等15か所において教員、研究者、学生等を対象にアジ歴の紹介と検索方法等のデモンストレーションを行うなど、国内・海外の関連機関・組織、国民に向けた積極的な広報のための諸策が講じられており評価できる。 国内に所在するアジア歴史資料に関する平成20年度調査報告書について、所蔵機関の承諾が得られた112機関のものをHP上で公開するなど、利用者の利便性向上に大きく資する試みを効率的に行っている点は評価できる。今後は、モニターアンケート結果の分析及び活用、また「アジ歴トピックス」の更なる内容の充実に期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)の施行に向けた対応について、評価結果において、「法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる」としている。

しかしながら、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)の「第1-1 事務及び事業の全般的見直し」において、「遅くとも公文書管理法が施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行うものとする」と指摘したところであり、また、平成22年度予算において、公文書管理法の施行準備作業のため、新規に非常勤専門員10人が措置されたが、このうち2人は同作業とは直接関係のないアジア歴史資料センターに配置されていたとの指摘もあるところである。

このため、次年度の評価に当たっては、公文書管理法の施行に伴い増加する業務に適切かつ効率的に対応しつつ、組織や予算の肥大化を防ぐため、既存の事務及び事業について、具体的な業務フローや事務処理手順を洗い出し、分析した上で、無駄の排除、外部委託等の活用という観点から徹底した見直しが行われているか、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。

- 本法人は、アジア歴史資料センターの認知度の向上、利活用の促進を図るための広報活動を行っており、平成21年度計画において、「インターネットによる各種広告をはじめとする利活用者拡大措置を多角的に展開し、その効果も検証しつつ、潜在的利用者の掘り起こしを更に図っていく」としている。

しかしながら、当該項目に関する評価結果をみると、「国内・海外の関連機関・組織、国民に向けた積極的な広報のための諸策が講じられており評価できる」としているのみで、広報効果の把握・検証、評価は行われていない。なお、例えば、21年度のアジア歴史資料センターの情報提供サイトへのアクセスは昨年度の実績を下回っている状況もみられるところである。

このため、今後の評価に当たっては、法人に各種広報活動による効果を検証させた上で、広報活動に改善の余地がないか厳格に評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中名生 隆)
目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 重要消費者紛争の解決を図ること。7 上記1から6の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:山本 豊)
ホームページ	法人: http://www.kokusen.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	<p>1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。</p> <p>2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> <p>3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。</p> <p>4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	A	A	—	A	A	
(2) 最適化計画の策定	A	A	A	—			
(3) 人件費					A	A	
(4) 給与水準					A	A	
(5) 随意契約の見直し					A	A	
(6) 保有資産の有効活用					A	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集等	A×7 B×1	A×6	A×9	—	A×9	A×9 B×2	
(2) 国民への情報提供	A×7	A×7	A×7	—	A×12	A×10	
(3) 苦情相談	A×7 B×1	A×8	A×7	—	A×5	A×5	
(4) 裁判外紛争解決手続の実施					A	A	
(5) 関連機関との連携	A×9	A×8	A×8	—	A×8	A×10	
(6) 研修	A×9	A×9	A×9	—	A×8	A×7	
(7) 商品テスト	A×6	A×5 B×1	A×6	—	A×7	A×7	
(8) 調査研究	A×2	A×2	A×2	—			
(9) 中核機関としての役割強化					A	A	
(10) 地方公共団体に対する支援						A	
3.予算	A	A	A	—	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等に関する計画							
6.剰余金の使途							
7.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画		A	A	—	A		
(2) 人事に関する計画	A×2	A×3	A×2	—	A×2	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	A	A	—	A	A	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 消費者庁の設立に伴い、国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められる。21年度は効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。
- 業務運営の効率化については、一般管理費(人件費を除く)、業務経費、人件費の削減に努めている。
- 消費生活情報の収集・分析・提供については、PIO-NETの刷新等については、完全オンライン化を実現したシステムを導入し、平成22年度からの運用開始に向けて旧システムからのデータ移行を実施するなど計画を適切に実施した。事故情報データベースの整備については、平成21年12月に「事故情報データベース利用指針」を作成すると共に、関係機関向けデー

データベースの運用を開始した。「事故情報データベース」に蓄積された情報の有効活用に努められたい。

- 国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に、積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に取り組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。
- 苦情相談の充実・強化については、助言、移送、共同処理等の実を挙げることを通じて、経由相談を適切に実施し、また、センサー機能維持の観点に立って、直接相談を適切に実施し、中核的機関に相応しい取り組みを行いえたこと認められる。さらに、土日祝日相談窓口の開設についても計画を適切に実施したと認められる。
- 裁判外紛争解決手続きの実施については、改正国民生活センター法による新規事業の初年度の実績として満足のいく実施状況と認める。今後も、紛争解決委員会が、法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組まれることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
消費生活情報の収集・分析・提供	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 完全オンライン化を実現したWebシステムを導入し、平成22年度からの運用開始に向けて旧システムからのデータ移行を実施した。また、システムの刷新に伴い、「消費生活相談カード記載要領(PIO-NET2010対応版)」を作成・配布し、全国7ブロックで計35回の操作研修会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> • PIO-NETの刷新については、完全オンライン化を実現したシステムを導入し、平成22年度からの運用開始に向けて旧システムからのデータ移行を実施した。平成21年6月に全自治体に向けて第2次の「PIO-NET追加配備要望調査」を実施し、第2次要望調査以降も消費生活センターからの要望に応え、計416箇所(第1次配備分271箇所、第2次配備分145箇所)への追加配備を行うなど、計画を適切に実施したと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
国民への情報提供	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21年度においては、記者説明会を機動的に26回開催し、計64件の情報提供を行った。このうち、国民生活センターが実施した調査分析及び商品テスト等の結果については、目標の50件を上回る63件の情報提供を行った。 • 平成21年度に報道機関等を通じて行った情報提供(63件)のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど25件において事業者名を含む情報提供を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 記者説明会を26回開催し、計64件の情報提供を行った。国民生活センターの中核業務である情報提供に積極的に取り組み、目標件数(50件)を上回る実績を達成したと認められる。 • 調査分析及び商品テスト等の結果についての情報提供(63件)のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど25件において事業者名を含む情報提供を行い、この面でも積極的に取り組んだと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
苦情相談	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年度に引き続き、職員及び消費生活相談員で構成する6分野の専門チームを設け、弁護士等の専門家にヒアリングを行ったほか、相談処理の方法に関する学習会を開催し、経由相談の移送、共同処理等、直接相談においてはあっせんの充実に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> • 経由相談の件数は前年度に比べて減少しているが、受付センターから移送されたものが19件、共同処理等が605件と相談処理の面で充実を図った。助言、移送、共同処理等の実を挙げることを通じて、中核的機関に相応しい取り組みを行うことができたこと認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
裁判外紛争解決手続の実施	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20年5月に公布された国民生活センター法の改正により平成21年4月から施行された裁判外紛争解決手続(ADR)を実施するために体制を整備するとともに、重要消費者紛争について和解仲介手続を実施し、結果概要の公表を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • ADR実施のための体制整備が進められ、新規事業の初年度の実績として満足の行く実施状況であると認める。今後も、紛争解決委員会が、法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組まれることを期待する。
商品テストの強化	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21年度に97件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために16件の情報提供を行った。記者説明会等を通じて公表した16件のうち15件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。 • 専門性が高いテストの実施や評価に当っては、独立行政法人や大学、医療機関の専門的な知見や技術情報等をテストに活用した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 97件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために16件の情報提供を行うとともに、15件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。 • 定型的な43項目のテストは(財)日本食品分析センターなどに委託、また専門性が高い32項目のテストについては、財団法人化学技術戦略推進機構などに委託し、テスト業務の効率化・内容の充実にも努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を開発し、これに基づく情報を消費者庁等に対して定期的に提供している。早期警戒指標の整備に関する評価結果において、「急増指標」については、6月から消費者庁、警察庁、経済産業省、消費生活センターへ毎月提供すると共に、消費者行政フォーラムの「早期警戒指標コーナー」に掲載した。また、「特商法指標」については、6月から消費者庁、警察庁、経済産業省及び地方公共団体の法執行部署に対し3ヶ月毎(計4回)に提供しており、計画を適切に実施したと認められる」としている。

しかしながら、早期警戒指標を開発した趣旨に鑑みれば、早期警戒指標によって新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出できているか、消費者被害の未然防止・拡大防止にどう寄与しているかといった観点により重要である。

このため、今後の評価に当たっては、早期警戒指標の有効性、情報提供の効果についても評価を行うべきである。

- 本法人は、国民への情報提供について、中期計画に基づき、「PIO-NET等で収集される情報を迅速に分析して取りまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う」としている。

当該項目に関する評価結果をみると、「記者説明会を26回開催し、情報提供を行った。国民生活センターの中核業務である情報提供に積極的に取り組み、目標件数(50件)を上回る実績を達成したと認められる」とされているが、PIO-NET等で収集された情報が迅速に分析され、タイムリーに公表されたかどうかについての評価が行われていない。

このため、今後の評価に当たっては、年間の記者説明会の開催回数や情報提供件数にとどまらず、収集情報の分析、取りまとめ、公表といった情報提供に至る各プロセスが適時に行われているかについても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:間瀬 雅晴)
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。3 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。5 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第4条に規定する業務(貸付業務)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.hoppou.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価及び第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化					A×7	A×6	
(1) 一般管理費の削減状況	A	A	A	—			
(2) 業務経費の削減状況	A	A	A	—			
(3) 能力向上の内容・方法	A	A		—			
(4) 役職員の給与水準見直し		A	A	—			
(5) 主たる事務所の移転			A	—			
(6) 随意契約の適正化			A	—			
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×16	A×16	A×14	—	A×9	A×11	
(2)北方4島との交流事業					A×3 B×1	A×4	
(3)北方領土問題等に関する調査研究	A×2	A×1 B×1	A	—	A	A	
(4) 元島民等の援護	A×8 B×1	A×9	A×10	—	A×3	A×3	
(5)北方地域旧漁業権者等に対する融資事業					A×4	A×4	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	—	A	A	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定							
(2) 貸付業務勘定	A	A	A	—	A	A	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	—	A	A	
6.剰余金の使途	A	A	A	—		—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画						A	
(2) 人事に関する計画	A×2	A	A	—	A×2	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

• 北方領土問題の長期化と、元島民の高齢化・減少の進展という厳しい状況の下、少ない要員ながら全体として計画に即した着実な取組が認められる。中核となる事業についての取組、特に国民世論の啓発や北方四島交流事業、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業については、その実績を高く評価する。なお、アンケート調査を行い、成果を検証している事業については、当該結果を次年度に反映することを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民世論の啓発に関する事項)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 支援実績 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民大会 34回 18,502千円 ▶ 研修会・講演会 19回 4,236千円 ▶ キャラバン・署名活動等 35回 9,502千円 ▶ パネル展 34回 3,158千円 	<ul style="list-style-type: none"> • 北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や、北方領土啓発施設の展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認めら

		<p>▶北連協等が行う啓発活動 11回 15,981千円</p> <p>▶合計 133回 51,378千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援条件 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。 支援対象 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方領土問題青少年・教育指導者研修会や北方領土ゼミナールが、前年度のアンケート結果を反映して、より参加者の視点に立ったプログラムに改善された上で実施されたと認められる。また、北方領土問題教育者会議の設立が着実に進んでいるが、引き続き未設置の県における教育者会議の設置を推進するとともに、組織が設置された都道府県における北方領土教育の成果・実績を継続的に集約し、青少年に対する啓発を一層推進するよう期待する。 わかりやすい情報の提供については、協会ホームページの青少年向けページの充実・改善が図られる等の努力が認められる。 各事業については、アンケート調査を実施し、成果の検証を行っているが、肯定的な回答が大多数を占めていることに満足することなく、更なる改善につながるようなアンケートの実施を期待する。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方4島との交流事業)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 北対協主催 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施。 道推進委員会主催 一般訪問3回、後継者2回、青少年1回の計6回の訪問を計画し、ロシア側の手続の遅延により1回は中止となったものの、その他5回は予定通り実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、目的に沿って計画通り実施されたと認められる。また、北方四島住民の訪問団に対するアンケートを実施するなど、本事業のさらなる発展に向けた努力が認められる。 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保については、事業者を選定し、「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」による進行監理を行うなど、平成24年度の供用開始に向けた作業が適切に行われていると認められる。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方地域旧漁業権者等に対する融資事業)	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査。生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか(目的外利用防止)を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる世帯の可処分所得を重点に審査。資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っている。収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査。 信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、21年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促を30件、実態調査を42件実施し、管理・回収に努力。1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用。時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はなし。破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を密にし適切に対処。また破綻先債権については、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努め、回収促進を図り、破綻先債権額は、前年度末に対して9,899千円減少。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月の「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」改正法施行に伴う融資制度の変更にに関する周知については、効果的な方法で広報が実施されたと認められる。 関係金融機関との連携強化については、計画通り実施されたと認められる。 リスク管理債権の適正な管理については、債権の保全及び信用リスクの管理が適正に行われ、リスク管理債権比率は1.95%であり、計画の3.31%以下の水準を維持しており、適切に行われていると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22(個別意見))

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(平成17年9月1日設立)〈非特定〉 (理事長:シドニー・ブレナー)
目的	沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発、その成果の普及・活用の促進。2 研究者の交流を促進するための業務を行うこと。3 科学技術の研究開発を行う者への施設や設備の提供。4 国際的に卓越した科学技術研究者の養成。5 大学院大学の設置の準備。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(分科会長:平澤 冷)
ホームページ	法人: http://www.oist.jp/j/index.html 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html
中期目標期間	3年7か月間(平成17年9月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—		—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 研究活動	A×3	A×2 B×1	A×3			A	
(2) 研究・教育活動、研究者の採用				A	—		
(3) 研究成果の普及	A×3	A×2	A+×1 A×2	A×2	—	A	
(4) 研究者養成活動	A×2	A×2	A	A	—	A	
(5) 大学院大学設置準備活動	B	B	A	B	—	A	
(6) 施設整備	A×2	A	A	A	—		
(7) 効果的な広報・情報の発信等						A	
2.業務運営の効率化							
(1) 組織運営及び財務管理	A×3	A×9 B×1	A×12 B×1	A×5 B×1	—		
(2) 活動評価	A	A	—	A×2	—		
(3) 管理運営業務の効率化						A	
(4) 予算の適正かつ効率的な執行						C	
(5) 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化						A	
(6) 給与水準の適正化						A	
(7) 保有資産の有効活用						A	
(8) 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化						B	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	—	A	
4.短期借入金の限度額	A						
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	A	A	—	—	—	B	
(2) 人事に関する計画	A	A	A	B	—	A	
(3) 積立金の処分に関する事項							
(4) 事務局体制の整備						B	
(5) 社会的責任を果たすための取組						A×3 C×1	
8.整理合理化計画等に基づく措置			A×3				

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度においては、恩納村のキャンパス予定地において、第1研究棟及び管理棟の供用が開始され、主任研究員の採用も着実に進められる等、大学院大学の開学に向けた取組が着実に進んでいると評価できる。また、平成22年度末の認可申請に向けて、必要な検討が進められている。
- 他方、施設整備における予算超過問題に見られたように、管理運営面には脆弱な点が見られた。機構においては、組織体制の改善に取り組んでいるところであるが、平成24年度の開学や学校法人への移行に向け、適切な運営体制が構築されるよう、計画的に取組を進めていく必要がある。
- 沖縄において国際的に卓越した教育研究を行うという大学院大学の挑戦的な目的を実現するためには、広く国民の理解を得ることが必要不可欠である。事業仕分けが一般に広く支持されていることから明らかなように、公費の効率的・効果的な使

用に関する国民の関心は高い。機構が日本の法律に基づき多額の公費の投入を受けて運営される機関であり、それ故に一定の制約と義務が課せられていることを改めて自覚していただきたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・教育活動、研究者の採用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の沖縄科学技術大学院大学の開学を目指し、先端的な学際分野における教育研究を行うという大学院大学のあり方(中期目標別紙)を踏まえつつ、着実に研究体制の拡充を図った。主任研究者の採用活動については、大学院大学に求められる研究分野間バランスに重点を置きながら展開した。これにより、これまでに確立されてきた研究分野の更なる充実にあわせ、革新的な研究を行うことができる主任研究者の新規採用による研究分野の拡充が図られた。その結果、平成21年度には5人の主任研究者が新たに着任し、年度末時点の研究ユニット数は22となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の教育機関としての大学院大学の開学に向け、着実に採用活動が行われている。平成22年度末の認可申請に向け、研究者の質の確保を前提とし、世界最高水準の大学院大学に相応しい研究者の採用に更なる努力が必要である。
研究成果の普及	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に発足した4ユニットを含めた23研究ユニットによる研究成果は下記のとおりとなっており、論文発表と口頭発表については件数増加が認められなかったが、書籍出版等とポスター発表については件数増加が認められた。 <ul style="list-style-type: none"> - 論文発表: 50件 (平成20年: 51件) - 書籍出版等: 13件 (平成20年: 8件) - 口頭発表: 83件 (平成20年度: 127件) - ポスター発表: 105件 (平成20年度: 86件) * 論文発表・書籍出版等は暦年集計、口頭発表・ポスター発表は年度集計 * 平成21年度の発表件数については、新キャンパスへ移転の準備や作業による影響も考慮する必要があり、平成22年度以降は着実に増加するものと推測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の発表状況については、論文発表及び口頭発表で発表件数が減少しているものの、在籍期間が長い研究者が着実に成果を上げている。 研究者に対する知的財産に対する研修の実施及び専門職員の配置により、研究成果の適切な管理・保護のための人的体制の整備に取り組んでいる。
大学院大学設置準備活動	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 大学院大学設立準備ワーキンググループにおいて、内外の大学院プログラム等に関する調査結果を参考にしつつ、研究科、専攻のあり方、カリキュラム編成方針、教育・研究指導方法、科目履修モデル、学位論文審査体制等について検討を行い、教育課程の策定作業を進めると同時に、学校法人の寄附行為、学則、事務組織等、認可申請に必要な主要事項の草案をまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> 認可申請に必要な主要事項について、所要の検討が順調に進められている。 優秀な学生を獲得するための検討には一定の進展が見られるものの、内外の熾烈な競争に打ち勝つため、一層の工夫と努力を求めたい。学園移行後も、厳格な予算執行管理や、研究部門と事務部門の連携の確保等に留意し、適切な管理体制が構築されるよう、計画的に取組を進められたい。
組織運営及び財務管理	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の大学院大学の開学に向けて業務が拡大する中、組織の肥大化を避けるため、以下のとおり、管理運営業務の効率化に努めた。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究部門における事務の効率化 (2) 研究の技術的支援の効率化 (3) 一般管理の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> 従来分散配置されていた研究ユニットが新キャンパスに収容された時点を逃さず、集約化の実をあげたことは評価に値する。
人事に関する計画	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度においては、定年制・任期制・パート職員を合わせ、専門知識を有する37名と新規学卒者1名の合計38名の事務職員を採用した。採用活動は、専門誌、新聞、機構ウェブサイト、人材紹介会社を活用して最適な候補者を多く集めるように努力した。 空席であった人事課長は平成21年9月、総務課長は平成22年3月に、それぞれの分野で長年の経験を有する人材を採用した。期末の常勤職員(任期制を除く。)は29名であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 空席であった主要ポストの一部について、必要な職員の採用を行った。 今後の業務量の増大や給与水準の適正化を念頭に置き、中堅人材と新卒職員、あるいは定年制職員と任期制職員をバランス良く採用する必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし。

② 総務省

法人名	独立行政法人情報通信研究機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宮原 秀夫)
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び校正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会(分科会長:森永 規彦)
ホームページ	法人: http://www.nict.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000002.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*		1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * H21年度:総体的に見れば、当該年度における中期計画は十分達成されたと評価できる。 H20年度:平成20年度における中期計画の達成度は良好であると評価できる。 H19年度:(H18年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分上回る成果が得られたものと評価できる。 H18年度:中期目標・中期計画のうち当該年度における計画目標を総体的にみて期待されるレベルを上回って達成したと認められる。 H17年度:業務の実績は、総合的に見て、当該年度の目標を十分に達成したと評価できる。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発業務等	AA×7 A×6	AA×5 A×8					
(2)電波関連業務	A×3	AA×2 A×1					
(3)(1)及び(2)に係る「成果の普及」に関する事項	A	A					
(4)共同利用施設整備業務	A	A					
(5)助成金交付業務	A	A					
(6)海外研究者招へい業務	A	A					
(7)通信・放送事業分野の情報提供等業務	AA	AA					
(8)(1)～(7)に関するその他の事項	A	A					
(9)基盤技術研究促進業務	A	A					
(10)通信・放送事業分野の事業振興等業務	A	A					
(11)通信・放送承継業務	A	A					
(12)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及			AA	A	A	A	
(13)研究開発計画			AA×5 A×12	AA×4 A×10 B×3	AA×6 A×9 B×1	AA×4 A×11 B×1	
(14)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援			A	AA	A	A	
(15)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援			A	AA	A	B	
2. 業務運営の効率化							
(1)共通事項	AA	A					
(2)業務事項	A	A					
(3)組織体制の最適化			A	B	B	B	
(4)業務運営の効率化			A	A	B	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算計画							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4. 短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
6. 剰余金の使途							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画							

(2)人事に関する計画							
(3)積立金の処分に関する事項							
(4)その他研究機構の業務の運営に関し必要な事項							

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(当該年度又は中期目標の期間における中期計画の達成度)

- 総体的に見れば、当該年度における中期計画は十分達成されたと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	1(12)	<ul style="list-style-type: none"> • 「新世代ネットワーク技術戦略」を作成・公表し、産学官連携の推進に寄与した。 • 第2 回日EU 新世代ネットワーク共催シンポジウムを日本で平成21 年10 月に、第2 回NICT-NSF共同ワークショップをハワイで同年12 月にそれぞれ開催。 • 音声・言語資源分野の研究開発を推進する「MASTAR プロジェクト」を開始し、産学官の連携により研究開発と成果の普及展開を進めるために設立された「高度言語情報融合フォーラム(ALAGIN)」により産官連携を支援した。 • 平成20 年度に実施した外部評価、内部評価及び総務省独立行政法人評価委員会において、研究開発課題や研究実施体制の再検討が必要と指摘された「ユニバーサルプラットフォーム技術に関する研究開発」について、研究開発課題の見直しを行った。など 	<ul style="list-style-type: none"> • 海外の主要国におけるICT分野の研究開発投資は近年ますます増大しているが、それに比べて日本のICT分野の研究開発投資は多いとは言えない。このような状況の中、NICTにおける研究の3つの研究開発領域への重点化と効率化は国際競争力の維持・強化、安心・安全な社会の確立及び知的活力の創造に向けて、極めて重要であり、必要性が高い。 • 国民のニーズを意識した成果の発信を効率よく実施するために「新成果管理公開システム」を開発するなど効率化に向けての施策が進んでいる。 • 外部評価・内部評価、総務省独立行政法人評価の結果は、研究開発課題の見直し及び組織の再編成に反映され、業務の効率化に寄与している。特に、平成20 年度の評価結果を受けた「ユニバーサルプラットフォーム技術に関する研究開発」の研究課題の見直しと、研究を実施していたユニバーサルシティグループを廃止して、見直した研究課題を他のグループで実施することとした組織の再編成は評価できる。
無線ネットワーク技術に関する研究開発	1(13)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成20 年度に引き続き、ミリ波帯周波数を用い、1Gbps 以上の速度で伝送することを目的とした無線PAN システムの無線伝送方式(物理層、MAC 層、指向性アンテナ制御プロトコル)の理論検討、標準化活動等を行った。なかでも理論検討結果は米国IEEE 論文誌で7件採録され、研究結果が世界的にみても高い水準であることが証明された。また、当該研究成果を盛り込んだIEEE802.15.3c 標準化がNICT 中心で完全終了した。 • この標準化に合わせ、プロトタイプ的设计、試作を行い、IEEE802.15.3c 準拠で1.5Gbps以上の無線伝送速度が可能な、ワイヤレスパーソナルエリアネットワーク(WPAN)の基礎試作に世界で初めて成功した。など 	<ul style="list-style-type: none"> • 「無線PAN(パーソナルエリアネットワーク)のプロトタイプによる特性検証、機能拡張に向けた研究開発、採択済みの標準方式の普及促進」という年度計画に対して、ミリ波帯における無線伝送方式の理論検討ならびに標準化活動を推進した。理論検討はIEEE論文誌に7件採録され、世界的にも高い水準の研究成果をあげている。 • 無線関連の標準化全般で、昨年度180件という寄与文書に対し、今年度は255件という多数の文書を出し大きく貢献している。 • 特に他より進んでいるコグニティブ無線関連では寄与文書数が、昨年89件に対し、今年200件と大幅に増加し、顕著な貢献をしている。この標準化の貢献ならびに研究成果が評価され、船井情報科学振興財団より船井学術賞を受賞している。など
宇宙・地球環境に関する研究開発	1(13)	<ul style="list-style-type: none"> • リアルタイムの観測データなどによる宇宙環境情報の提供に関しては、着実に情報提供を行うとともに、提供データや情報のデータベース化に着手した。観測データやシミュレーションデータなど可視化データの自動CG化アプリケーションを開発し、ユーザが理解し易い可視化システムを構築した。 • JAXA と共同で開発した国際宇宙ステーション搭載超伝導サブミリ波リム放射サウンダ(JEM/SMILES)は平成21 年9 月に打ち上げられ、絶対4 度機械式冷凍機による超伝導技術による宇宙からのサブミリ波大気信号の測定を世界で初めて実現した。など 	<ul style="list-style-type: none"> • ネットワーク等を介して宇宙天気情報を毎日提供している。利用者(民間企業、大学・研究所等)が事業、研究に活用し不可欠なものとなっていることから効率性は高いと言える。 • 地球表面において1m以下の識別を可能とする航空機搭載合成開口レーダの設計を終了した。試作したレーダにより識別能力30cmを実現した。目標を十分達成しており高く評価できる。 • サブミリ波サウンダを国際宇宙ステーションに搭載し、中層大気中の微小成分のグローバル観測に世界で初めて成功した。衛星搭載機器の研究開発レベルは、国際的に第1線にある。
業務運営の効率化	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21 年度予算実施計画時において、一般管理費を圧縮して配賦するとともに、プロジェクト原価計算処理を行うことにより、費用認識と節約意識の向上を図る等の取組みを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • リスク管理委員会を中心とするリスク管理体制の確立は、管理責任体制が明瞭となり機構運営の効率化が図れる。 • 一者応札が多いという認識のもと、「NICT契約監視委員会」の設置など契約プロセスの改善が図られ、

	<ul style="list-style-type: none"> • 特許等の知財収入については、平成21年度の特許等の知財収入は、約28,051千円となり、平成20年度決算比で約16.4%の増額となった。 • リスク管理委員会において、機構としてはじめてコンプライアンス推進に関する年度計画「平成21年度コンプライアンス推進行動計画」を策定し、計画に基づいて、①コンプライアンス意識の醸成②リスク管理体制の整備・強化③「研究費不正使用防止計画」の策定の措置を講じた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>個々の契約の点検が確実に実施できている。職員に対し、契約の際の仕様書作成に関する研修を実施するなど実効性のある改善がなされている。アウトソースする業務の切り出し方などについては、研究者・技術者をもっと巻き込んだ分析により、高い次元での取組が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般管理費、事業費の削減は、計画に対し十分に達成している。 • 知財収入は10%の増額目標に対して16.4%の増額を実現した。
--	---	--

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> • 新世代ネットワーク技術領域の研究開発業務については、行政刷新会議による事業仕分け(第2弾)における「事業規模の縮減・ガバナンスの強化」との評価の結果を受け、平成23年度概算要求額の算定において、委託研究課題の精査等を行った。 評価結果では、例えば、「最先端の研究開発テストベッドネットワークの構築」について、「実施計画に則り、年度計画の目標またはそれ以上を達成し、世界的に見ても高い研究成果をあげており、効率的に研究開発を進めている」など、中期目標の達成状況の観点から評価を行い、全ての項目について「AA」や「A」などとなっているが、事業仕分けについて特段の言及はない。 今後の評価に当たっては、事業仕分け等の評価の結果にも言及した評価を行うべきである。 • 民間基盤技術研究促進業務については、行政刷新会議による事業仕分け(第2弾)における「事業の廃止」との評価の結果を受け、平成22年度以降の新規採択を行わないこととされた。 評価結果では、「産・官・学の有機的な連携による研究開発促進や民間における基盤技術研究支援は必要性が大いに認められる」など、中期目標の達成状況の観点から評価が行われているが、事業仕分けについて特段の言及はない。 今後の評価に当たっては、事業仕分け等の評価の結果にも言及した評価を行うべきである。 • 情報通信ベンチャーへの出資業務については、行政刷新会議による事業仕分け(第2弾)における「事業の廃止」との結果を受け、新規出資の廃止が決定された。 評価結果では、「情報通信ベンチャーの創業支援のための支援・推進業務は、情報通信分野の産業育成・競争力の強化と共に、国民全体が利便性の高い通信・放送サービスを楽しむ社会を実現するために必要である」など、中期目標の達成状況の観点から評価が行われているが、事業仕分けについて特段の言及はない。 今後の評価に当たっては、事業仕分け等の評価の結果にも言及した評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人統計センター(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長: 戸谷 好秀)
目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長: 森永 規彦)
分科会名	統計センター分科会(分科会長: 佐藤 修三)
ホームページ	法人: http://www.nstac.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000002.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「-」と記載している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務運営の高度化・効率化	AA	AA	AA	AA	AA	AA	
(2)効率的な人員の活用	A	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化		A	A	A	AA	AA	
(4)随意契約の見直し					A	A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組			A	A			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×2 A×7	AA×3 A×6	AA×4 A×7	AA×3 A×10	AA×3 A×7 B×3	AA×5 A×6 B×1	
(2)受託製表	A×11 B×1	A×11	A×11 B×1	A×15 B×1	AA×3 A×9 B×1	AA×1 A×9 B×1	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	A	A	A	A	A	AA	
(4)技術の研究	A	A	A	A	A	AA	
(5)製表結果の精度確保・秘密の保護					A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他の業務運営							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分					-	-	
(4)その他	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 中期計画においては、投入量を分析し、その結果を活用して業務運営の高度化・効率化を推進することとされているところ、項目別評価を総合すると、平成21年度においても、20年度に引き続き各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、概ね要求された品質で期限までに結果が提供されていると認められる。
- 業務経費及び一般管理費の削減については、前年度比6.6%の削減を達成した結果、効果比較年度の19年度に対する割合は89.4%となり、中期計画における目標数値(平成24年度までに85%以下)に向けて着実に削減を達成しつつある。また、常勤役員数についても、中期計画における目標値である「平成24年度末に前期末(平成19年度末)比94%以下」に向けて着実に削減を達成しつつあり、これらの効率化を引き続き推進することが望まれる。
- 役員員の給与については、対国家公務員で94.4、対他法人で89.1となっており、適正な水準に保たれていると認められる。
- 業務・システムの最適化計画の実施については、平成23年度までに約3.9億円の削減目標を立てているところ、21年度までにおいて、効果比較年度の18年度に比べて約3億円の経費削減を実現しており、同計画に引き続き取り組んでいくことが望まれる。
- 新統計法に基づき平成21年度から新たに開始された公的統計の二次利用業務について、順調に業務が実施されていると認められる。

- ・製表業務に関する技術研究については、オートコーディングシステム及びデータエディティングに関する研究が重点的に進められており、21年度において住宅・土地統計調査及び経済センサス-基礎調査の格付業務でその導入成果が現れたところである。今後も、国勢調査及び経済センサス-活動調査における実用化に向けた研究が進められており、更なる業務の高度化・効率化が期待される。
- ・人材の確保・育成による組織の能率向上も着実に進められている。
- ・以上のことから、全体としては、第2期中期目標期間（平成20～24年度）の2年目となる21年度において、中期計画を十分達成したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																								
業務運営の高度化・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年10月に策定した「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」に基づき、平成17年国勢調査の集計業務のうちサーバ等を利用した業務の完了により、21年8月にクライアント/サーバ機器のうちサーバ等の撤去を行った。この結果、平成21年度は、効果比較年度の18年度に比べて約3億円の経費削減となった。 ・業務の効率化により、人員削減の前倒し・加速化を進め年度末の常勤職員数は850人となった(年度目標863人)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年8月に平成17年国勢調査集計用のクライアント/サーバ機器のうちサーバ等を撤去したことで、21年度は、効果比較年度の18年度に比べて約3億円の経費削減となるなど、経常的な業務経費及び一般管理費の効率的執行を進めるとともに、業務の効率化等においても着実な常勤職員数の削減に取り組む、目標を上回る21年度末850人(年度目標863人)を実現し、更に削減の前倒し・加速化を進めるなど、効率性が十分に認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>																								
国勢調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査に係る実績は、8,635人日(対計画915人日(10%)減)であった。 <p>投入量減少の主な要因としては、特別集計(同居児等に関する追加集計)が委託元の事情等により平成22年度に事務が移行したことなどが挙げられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投入量については、平成17年国勢調査で予定していた特別集計(同居児等に関する追加集計)の事務が委託元の事情等により平成22年度に移行したことなどにより、業務全体では予定より減少(対計画915人日(10%)減)しており、業務に即応した人員配置の積極的な実行による業務運営が行われていると認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>																								
公害等調整委員会事務局委託業務(公害苦情調査)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情調査の実施状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">提出状況</th> <th rowspan="2">満足度</th> </tr> <tr> <th>予定</th> <th>実績</th> <th>期限</th> <th>適合度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公害苦情調査</td> <td>平成18年調査</td> <td>21.10</td> <td>21.10.2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	区分		提出状況				満足度	予定	実績	期限	適合度	公害苦情調査	平成18年調査	21.10	21.10.2	○	○	a							<ul style="list-style-type: none"> ・公害等調整委員会事務局から提示された製表基準書に基づき、適切に作成した事務処理マニュアルにより製表業務が行われ、定められた期限までに製表結果を提出している。統計センターに委託した製表業務に対する同局の満足度についても、「満足」という状況である。また、投入量は予定より減少(対計画115人日(25%)減)しており、効率的な業務運営が行われていると認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
区分		提出状況				満足度																					
		予定	実績	期限	適合度																						
公害苦情調査	平成18年調査	21.10	21.10.2	○	○	a																					

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・本法人では、「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」(平成19年10月29日独立行政法人統計センター策定。以下「最適化計画」という。)に基づき、業務・システムの最適化を図っており、現行中期目標期間中の最終年度(平成23年度)には、効果比較年度の18年度と比較して年間約3.9億円のコスト削減を見込んでいるところである。
- 貴委員会においては、「業務・システムの最適化に関する事項」について、21年度には、最適化計画で定められた当該年度の経費削減目標(約2.4億円)を上回る経費削減効果(約3.0億円)があったこと等を理由として、評定をAA評定(目標を大幅に上回って達成)としている。しかしながら、当委員会では、業務・システムの最適化は、最適化計画の完了後に計画どおりの最適化が図られたか否かが重要であり、計画途中段階の年度において最上級の評定を付することには慎重であるべきだと認識している。
- 今後の評価に当たっては、当委員会の認識も参考としつつ、厳格な評価を行うことを期待する。

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:増田 弘)
目的	今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井 昭宏)
ホームページ	法人: http://www.heiwa.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/1008m.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 *第1期中期目標期間:目標を十分達成 H21:目標を十分達成 H20:目標を概ね達成 H19:目標を概ね達成 H18:目標を十分達成 H17:目標を十分達成
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務経費の削減	AA	AA	A	A	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)任意契約の見直し					A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資料の収集、保管及び展示	AA×3	AA×2 A×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	
(2)調査研究	A×2 B×1	AA×1 A×1	A×2	A×3	A×1 B×1	A×2	
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	AA×2 A×2	AA×3 A×1	A×2 B×2	A×2 B×2	AA×1 A×3	A×4	
(4)書状等の贈呈事業	AA×1 A×2	A×3	A×1 B×1	A×2 B×1	A		
(5)特別記念事業等			A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×3	A×2 B×1	
(6)その他の重点事項	A×4 B×1	A×4 B×1	AA×1 A×3 B×1 D×1	AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×4 B×2	AA×1 A×4	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A	A	
(3)その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×3	A×3	A×4	A×3 B×1	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 関係者の労苦についてその理解を深め、後世に継承する事業である資料の収集、資料館の展示内容の充実、特別企画展、地方展、フォーラム、高校生平和祈念ビデオ制作コンクール、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いなどについては、確実に実施し成果を挙げているところであるが、入場者数が目標を下回っている場合もあり、平成22年9月までの入場者数増のための取組が望まれる。
- 法人の所有する資料等については、平成22年10月以降国に引き継ぐことを踏まえた諸措置を講じているところであるが、移管後の複製資料の使用許可を整理する必要があるものが一部残っていることなどから、引き続き更なる措置を講じるよう努力すべきである。
- インターネット資料館の構築をはじめとして、ホームページの内容を充実させ、情報発信に努めたことは高く評価できる。
- このほか、特別記念事業については、一部に時間がかかったものがあるものの、事業を着実に実施したことは評価できる。なお、経費総額や人件費の削減については、引き続き更なる削減のための努力を行っていくことを期待したい。
- 以上のことから項目別評価を総合すると「目標を十分達成した」と認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
資料の展示	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平和祈念展示資料館 常設展示会場の展示内容の充実のため、特設展示コーナーについて、4月から翌年1月末までテーマを決め、展示資料の入れ替えを計画的に行った。 開館日の弾力化を図る措置として、21年度においても、休館日(月曜日)の臨時開館を継続した。 21年度の入館者数は、49,268人であり、21年度の目標値(52,000人)の94.7%であるが、20年度と比べ2.1%増となった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館の啓発活動としての積極的な集客対策や連携した特別企画展、平和祈念展、関係団体とも連携した地方展示会、関係資料の貸出等「目標を十分達成」と判断できる。 常設展示会場にあつては展示内容充実のための特設展示コーナーの設置等について、4月～翌年1月末まで3～4か月単位で3テーマを切れ目ない特設展示コーナーを設け、積極的な集客に努めている。 開館日・開館時間の弾力化等を図る措置としては21年度においても定休日(月曜日)の臨時開館を継続している。 21年度の入館者数は、49,268人であり、21年度の目標値(52,000人)の94.7%となった。 など
語り部の積極的活用	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> ゴールデンウィークや夏休み期間中及び収蔵資料展開催期間中(平成22年2月19日～3月29日)は、労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を平和祈念展示資料館に配置し、多くの入館者に実体験を語りかけることにより、理解と感銘を与える語り部の語りは素晴らしく、積極活用の場を設けている。また、「総合語り部」を常駐させることにより予約なしで来館した多くの中学生グループの総合学習等に対しても個別に対応できる体制を整えている。この結果「総合語り部」の配置は、予約を含め述べ148人となった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 「語り部」を積極的に活用するとの目標に対し、①「語り部」を資料館に年間延62人配置(目標年間延60人)更に「総合語り部」を年間延べ148人配置していること、② ゴールデンウィーク及び2・3月の収蔵資料展において入館者からの大きな関心と評価を得ていること、③ 小学校への派遣実績は、小学校14校、学童延べ37クラス、1,148人(前年度比21人増)に対し、本人の当時の経験を紙芝居にするなど子供たちに積極的に「語り部」が対応していること。 • これらのことから、「目標を十分達成」と評価できる。 など
ホームページの充実	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平和祈念フォーラムの開催案内など、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともに、ホームページの上から催事への参加申し込みができるシステムを活用し利用者の利便性の向上に努めた。 7月に基金ホームページの情報ソースに平和、抑留、強制労働、シベリア、ソ連の5つのキーワードを追加した。 資料館のトップ画面のリニューアルに着手し9月28日からより検索しやすい画面に更新した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページのトップ画面をリニューアル制作し、より検索しやすい画面構成にするなどホームページ利用者の利便向上を図るとともに、「基金記録史(設立経緯版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めたこと、「インターネット資料館の構築」をしたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を上回る約92万件のアクセスがあったことから「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人では中期目標で定めた「保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する」ことについて、平成21年度計画では「展示資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。」としており、これに基づき21年度にインターネット資料館を構築公開しているところである。

これについて、貴委員会では「直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の苦勞についてご理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に高齢化が進む語り部の29本の動画を編集できてきたことは大きな成果である」などとして、評定をAA評定(目標を大幅に上回って達成)との評価が上回っている。

しかしながら、本成果が中期目標や年度計画に対して、具体的に何が大きく上回ったのかが十分に説明されているとは言い難い。

今後の評価に当たっては、中期目標等において法人の達成すべき目標を明確にさせた上で評価を行い、また、最上級の評定を付すに当たっては、その目標に対して具体的に何が大きく上回ったのかを明らかにすべきである。

法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成19年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平井 正夫)
目的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会(分科会長:下和田 功)
ホームページ	法人: http://www.yuchokampo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000002.html
中期目標期間	4年6か月間(平成19年10月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>		—	—	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化				※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「—」と記載している。
(1)組織運営の効率化	AA	AA	A	
(2)業務経費の削減	A	B,A	A,A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A	A,A	A×4	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	A	A×2	
(3)監督方針の策定、確認等	B	A	—	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	A	B	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	B	B	
(6)情報の公表等	A	A	A	
(7)預金者等への周知	A	B	B	
3.財務内容の改善に関する事項				
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	—	—	—	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	
4.その他業務運営に関する重要事項				
(1)施設及び整備に関する計画				
(2)適切な労働環境の確保	A	A,A	A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	A	B	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	A	A	
(5)その他	C	A	A,A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 効率的な組織運営とサービスその他の業務の質の向上が求められる中、月1回、超勤時間、超勤経費の使用状況を点検し特定の課への業務集中の改善をはかることや、想定外の業務への派遣職員の活用は、少人数で効率的な組織運営を可能とするため必要かつ有効な取り組みである。また、有効な人件費の削減方策を実施することにより、人件費を目標以上の2.9%削減。年齢・地域・学歴を勘案したラスパイルズ指数は95.3%となった。
- 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用については、運用計画を遵守。特に、(株)かんぽ生命保険における運用状況に関しては、毎月説明を受け運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について、運用実績の検証を実施。また、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るリスク(株価及び為替水準)について検証。
- 提供するサービスの質の確保については、中期計画に掲げる取扱いについて、標準処理期間内での処理割合9割以上を求め、実際に標準処理期間内で9割以上が処理されている。業務の実施状況の継続的な分析について、利用者評価調査を実施したことは調査結果を業務の質の維持向上に役立てたことは評価できる。
- 機構が直接受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に関し、お客様応答マニュアルの活用ならびにお客様対応事例集の更新・拡充を実施。また、委託先及び再委託先に対しては、適切に確認・指導等を実施。
- 預入・据置期間が経過する郵便貯金の預金者に対し、権利消滅する前に案内を送付、ホームページでの公表、新聞広告をはじめとする様々な媒体での広報活動を行い効率的な早期払戻しを呼びかけている。簡易生命保険においても、新たに支払義務が発生した保険金等について支払通知書を発行、ホームページでの公表、新聞広告を行うなど積極的に効率的な広

報活動を行っている。今後は睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、広告にかかる認知度の評価のみならず、事案の解消・残存実績やその推移による効果検証・分析を行うことが望ましい。

- 財務内容については、利益剰余金の発生原因は分析され、主な要因たる権利消滅金・時効完成益については、適切な管理を行っている。
- その他、個人情報管理規程に基づき、研修を行い、遵守状況をチェックシートで定期点検 など。
- 以上のことから、項目別評価を総合すると「目標を十分に達成」したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務経費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 支出の厳格な見直し、契約状況の点検・見直しに努め経費の効率的使用に努めた結果、一般管理費及び業務経費の合計について、平成20年度の5億88百万円に対して平成21年度は4億48百万円となり約24%の低減が図られた。 • 競争性のない随意契約は独立行政法人通則法第38条第4項の規定に基づく財務諸表の官報公告1件のみとなり事実上解消した。 • 少額随意契約については、昨年同様複数の業者から見積もりを徴することを徹底し経費の効率的な使用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 随意契約の縮小は、機構では財務諸表の官報公告1件のみとなり事実上解消した。また、「一者応札・一者応募」の割合は、前年度が30件中12件(40%)だったものが21年度は25件中8件(32%)へと改善した。
照会等に対する迅速かつ的確な対応	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に対応するため、電話対応の基本等を盛り込んだお客様応答マニュアルの活用と併せ、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務における実際の対応事例を分類した「お客様応対事例集」を更新・拡充し、お客様からのご意見・照会等の際に活用し、迅速かつ的確に対応した。 • 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、中期計画において実施すべき事項を具体的に盛り込んだ年度計画を定めるとともに、委託先及び再委託先に対する監督項目等を規定した監督方針を定め、確認・指導等を行うことにより、委託先及び再委託先が郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等から受け付ける照会等に対して、迅速かつ的確に対応することを求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 機構が直接受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に関し、お客様応答マニュアルの活用ならびにお客様応対事例集の更新・拡充を実施したことは、お客さまへの迅速・的確な対応へ向け必要な取組である。今後、さらにこれまで講じてきた改善策の効果測定や苦情・申告の内容及び増減傾向の分析を踏まえた更新・拡充を行うことで、より迅速で的確なお客様対応が講じられるものと考ええる。 • 簡易生命保険業務に関する苦情・申告等の数や内容を公表し、機構の対応状況の明確化に努めていることは、国民に対して提供するサービスの質的向上に資する有効な取り組みである。 • 照会等に対し迅速な対応を行うため、長期未決苦情の状況を確認することは必要かつ有効な取り組みである。郵便貯金業務についても、苦情解決までの期間別の発生状況・発生件数の推移についてより深度ある分析を行うこと等、長期未決苦情の早期解決に向けたより一層の取り組みが期待される。
その他(環境に配慮した物品及びサービスの調達)の推進)	4(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」において定められている基準を満たす物品を調達するなどグリーン調達に努めた結果、調達数量や機能上の要件等の点で調達できなかった4品目を除いた41品目について、目標を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21年度のグリーン調達では、4品目を除く41品目が達成されたことは評価できる。4品目が「調達数量」や「機能上の要件等」の点で調達できなかったが、目標に掲げながら調達できなかったことや代替品を活用できなかったことは課題として残る。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

③ 外 務 省

法人名	独立行政法人国際協力機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:緒方 貞子)
目的	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
主要業務	1 国際約束に基づく開発途上国への技術協力(研修員受入、専門家派遣等)。2 国際約束に基づく有償資金協力の実施。3 国際約束に基づく無償資金協力の実施。4 開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の推進。5 移住者に対する支援、指導等。6 技術協力等のための人材の養成及び確保。7 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。8 業務に関連する調査及び研究の実施。9 国際緊急援助隊の派遣。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際協力機構分科会(分科会長:井口 武雄)
ホームページ	法人: http://www.jica.go.jp/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/hyoka_21.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17 年度	H18 年度	第1期中期 目標期間	H19 年度	H20 年度	H21 年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評価を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							2. また、外務省評価委員会では、平成21年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1)組織運営の機動性の向上	A	A	S	A	A	ハ	
(2)業務運営全体の効率化	A	A	A	A	A	ハ	
(3)施設、設備の効率的利用	A	S	S				
(4)改正機構法の施行に向けた準備				A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)統合効果の発揮					A	ハ	
(2)事業に関する横断的事項					A	ハ	
(3)各事業毎の目標							
(イ)技術協力					A	ハ	
(ロ)有償資金協力					A	ハ	
(ハ)無償資金協力					A	ロ	
(ニ)国民等の協力活動					A	ロ	
(ホ)海外移住					A	ハ	
(ヘ)災害援助等協力					S	イ	
(ト)人材育成確保					A	ハ	
(チ)調査及び研究					A	ハ	
(リ)受託業務					A	ハ	
(以下、(1)～(8)は平成19年度評価までの分類)							
(1)総論	A	A	A	A			
(2)技術協力	A	A	A	A			
(3)無償資金協力の実施促進	A	A	A	A			
(4)国民等の協力活動	A	A	A	A			
(5)海外移住	A	A	A	A			
(6)災害援助等協力事業	S	S	S	A			
(7)人材育成確保	A	S	S	A			
(8)附帯業務	A	A	A	A			
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	ハ	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	A	ハ	
5.重要資産の譲渡等	A	A	A	A	B	ハ	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	-	-	-	-	-	-	
(1)施設・整備に関する計画	A	A	A	A	A	ハ	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	ハ	
(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項				A	A	ハ	
(4)その他必要な事項	A	A	A	A	A	ハ	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.24)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(全般的評価)

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成21年度業務実績については、JICAが「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行(20年10月1日)による旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合時に整備した組織及び業務の流れについて定着が進み、統合効果も発揮しつつあること等を確認し、総じて順調であると評価できる。

(今後の業務において特に考慮すべき事項)

- 我が国の平和と豊かさを維持していくためには、これまで以上に国際社会全体の平和と繁栄に貢献していくことが求められており、国際社会の課題を解決するために取り組む開発援助は、「慈善活動」ではなく我が国を含む世界の共同利益追求のために必要な「手段」である。その国際的な課題解決に取り組む最前線機関としての機構に対しては、技術協力から資金協力まで包括的な支援を提供できる機関としての国際社会からの高い期待に応え、より戦略的・効果的な援助を実施していくことが要請されている。併せて、国内の経済・財政状況が極めて厳しい中、国民への説明責任を果たすべく公正かつ効果的な組織・業務運営に取り組むとともに、開発援助の意義及び成果の発信等により、国民の理解、参加を促進していくべきである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営における機 動性の向上	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、組織体制及び業務の流れの定着を図るべく、定期モニタリングを行うとともに、統合後初の国内機関長会議・在外事務所長会議も通じ、課題の把握と改善策の検討に努め、解決に向けた取組を行った。 在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善に着手するとともに、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。 海外拠点についてはシンガポールを廃止するとともに、海外拠点の配置及び体制の包括的な見直しについて、業務の実施状況等に基づき検討を進めた。 国内機関については、21年度末の利用実績は増加した。開発効果を高め、かつ地域の期待に応え、国際協力に対する国民の支持を得ていくといった国内機関の機能強化について、行政刷新会議の事業仕分けの議論等も踏まえつつ、今後の運営に反映させるべく検討を進めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、定期モニタリングを通じ、課題の把握と改善策の検討に努めており、統合後の組織体制及び業務は順調に定着してきている。 在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。 海外拠点についてはシンガポールを廃止するとともに、海外拠点の配置及び体制の包括的な見直しについて、業務の実施状況等に基づき検討を進めた。 国内機関については、21年度末の利用実績は増加しており、機関の機能強化や行政刷新会議の事業仕分けによる指摘を踏まえた施設の見直しの検討を進めている。 今後もモニタリングにより課題を把握し、組織体制の定着に向けた取組を継続することが期待される。また、行政刷新会議の議論も踏まえ、国内・海外の拠点の配置適正化に向けた取組を加速させるとともに、保有施設等の見直しについては、広尾センターや研究所の機能の確保に留意する必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>
統合効果の発揮	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、開発効果の最大化を実現すべく、国・地域の開発課題の把握・分析を通じ各国の優先開発課題を明確にしつつ国別の援助実施方針を作成する等、国別・地域別アプローチを強化した。 国別の援助方針の下、プログラム・アプローチを一層強化するため「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を作成し、重点的に戦略性を高めていく協力プログラムを選定の上、さらなる戦略性向上のための取組を行った。 協力準備調査を実施し、協力プログラム及び個別案件の形成や迅速化に取り組んだ。 このような取組の結果、技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策から実施まで、行政から草の根までを対象とし技術・資金を複合的に活用した包括的な支援の促進による開発効果の増大等、統合のシナジー効果が発現してきている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、開発効果の最大化を目指し、各国の優先開発課題を明確にした国別の援助実施方針を作成する等、国別・地域別アプローチを強化した。 国別援助実施方針の下、プログラム・アプローチを一層強化するために、「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を作成し、重点的に戦略性を高めていく協力プログラムを選定し、さらなる戦略性向上のための取組を行っている。 協力準備調査の導入により、政府への調査実施提案から貸付契約まで1年半を切る案件や政府の調査要請から贈与契約締結まで1年弱となる案件が出てきている。 技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策から実施まで、行政から草の根までを対象とし技術・資金を複合的に活用した包括的な支援の促進による開発効果の増大等、統合のシナジー効果が発現してきていることが確認された。 <p style="text-align: right;">など</p>
事業に関する横断的 事項	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法全体として整合性 	<ul style="list-style-type: none"> 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、3つの援助手法全体で整合性のある評価手法を確立して運用を開始し、ほぼ全て

		<p>のある評価手法を確立し、運用を開始した。また、ほぼ全ての事後評価を外部評価とするとともに、事業評価の活動について、外部有識者事業評価委員会に報告し助言を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい事業評価体系及び事業評価結果のわかりやすい形での対外的な説明・理解促進を図ったほか、データベースやセミナーを通じて評価結果の活用促進に引き続き取り組んだ。 <p>など</p>	<p>の事後評価を外部評価化したことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引続き、客観的な評価を継続するとともに、開発効果向上のため評価結果や教訓が着実に反映される仕組みを明確にし、相手国政府等との間でも評価結果や教訓が共有されることを期待する。 <p>など</p>
国民等の協力活動	2(3) (ニ)	<ul style="list-style-type: none"> NGOとの連携については、NGO-JICA協議会を通じ、効果的なパートナーシップのあり方や寄附金事業について検討を行った。 草の根技術協力事業については、21年度補正予算(第1号)による政策増に着実に対応し、NGO等の要望を可能な限り反映させた形で迅速に制度設計を行い、18年度比3割増の案件を実施するとともに、複数年度契約の導入等事務手続きの改善を図り、事業費上限金額の見直しに着手した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> NGOとの連携については、NGO-JICA協議会を通じ、効果的なパートナーシップのあり方や寄附金事業について検討を行った。 草の根技術協力事業については、21年度第1次補正予算による政策増に着実に対応した。 <p>など</p>
災害援助等協力	2(3) (ハ)	<ul style="list-style-type: none"> 21年度の国際緊急援助隊の派遣(うち、救助チーム1件、医療チーム3件)においては、事前に派遣した調査チームによる機動的な情報収集・調整やチャーター機を利用した効率的な隊員・資機材の輸送により、被災地において迅速かつ円滑に救援活動を実施した。 インドネシアでは、これまでの研修・訓練等の成果により、初めて救助チームと医療チームを同時に派遣した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の国際緊急援助隊の派遣においては、事前に派遣した調査チームによる機動的な情報収集・調整やチャーター機を利用した効率的な隊員・資機材の輸送により、被災地において迅速かつ円滑に救援活動を実施した。特に、インドネシアでは、初めて救助チームと医療チームを同時に派遣する等、極めて優れた実績を挙げた。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の主要な事務及び事業に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)の「第8 在外強化の取組の促進」において、「国内人員が在外人員を上回っている現状を踏まえ、現場主義の強化を図る観点から、次期中期目標期間内で取り組むべき目標を設定した上で、国内人員の在外へのシフト等在外強化の取組を一層促進するものとする。」と指摘したところである。この指摘等を踏まえて、現行中期計画では、「開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。」としている。しかしながら、在外事務所の定員数をみると平成19年度(定員数456人)、20年度(同413人)、21年度(同413人)と20年度に19年度定員から定員数が減って以降、変化は見られず、国内の定員数が在外の定員数を上回っている状況にある。

評価結果では、現場(海外拠点)の機能強化について、「在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。」などと評価が行われているが、在外事務所の定員数の適切性について評価が十分行われたとは言い難い。

今後の評価に当たっては、当委員会の上記の指摘を踏まえ、在外事務所で行うべき業務内容を検証した上で、それに基づき、在外事務所の定員数の適切性について評価を行うべきである。
- 本法人については、行政刷新会議による事業仕分け(第1弾・第2弾)において、①国内施設の運営費、②調査研究の経費(JICA研究所を含む。)、③技術協力、研修、政策増等の経費、④人件費、旅費、事務費、業務委託費等、⑤有償資金協力、⑥取引契約関係、⑦職員宿舎が対象となり、その評価の結果は①から④は、「事業規模の縮減(見直しは不十分)」、⑤は、「審査機能の強化」、⑥は、「事業規模の縮減。密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、しっかりした情報公開義務付けを前提とする。」、⑦は、「事業規模の縮減(事業の廃止を含めた検討)」とされたところである。^(注)

貴委員会の平成21年度業務実績評価は、上記の事業仕分けの評価の結果も踏まえた上で行われたものと承知している。今後の評価に当たっても、事業仕分けの評価の結果等を踏まえた本法人の取組について、より適切な評価を行うことを期待する。

(注)上記の行政刷新会議による事業仕分けの評価の結果は、全て事業仕分け(第2弾)におけるものである。

法人名	独立行政法人国際交流基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小倉 和夫)
目的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1～6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建島 哲)
ホームページ	法人: http://www.jpf.go.jp/j/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_21/index.html
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. また、外務省評価委員会では、平成21年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 業務の合理化と経費節減	A	A	A	A	A	ハ	
(2) 組織運営における機動性、効率性の向上	A	A	A	A	A	ハ	
(3) 業績評価の実施	A	A	A	B	B	ハ	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	—	—	—	—	
(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	A	A	A	A	A	ハ	
(2) 効果的な事業の実施	A	A	A				
(3) 国民に対して提供するサービスの強化	A	A	A	A	A	ハ	
(項目別評定)							
(4) 文化芸術交流の促進	A	A	A	A	A	ハ	
(5) 海外における日本語教育、学習の支援	A	A	A	A	A	ロ	
(6) 海外日本研究及び知的交流の促進	A	A	A	A	A	ロ	
(7) 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	A	A	A	A	A	ハ	
(8) その他	A	A	A	A	A	ハ	
(9) アジア大洋州地域	A	A	A				
(10) 米州地域	A	A	A				
(11) 欧州・中東・アフリカ地域	A	A	A				
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	ハ	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要な財産の処分	—	—	—	A	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 人事管理の為の取り組み	A	A	A	A	A	ハ	
(2) 施設・設備の改修、運営	A	B	A	A	A	ハ	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.24)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成21年度の独立行政法人国際交流基金の業務実績全体を総括すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けた効率化・経費節減、中期計画に沿った各事業分野の事業実施、外務省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会による平成20年度業務実績評価の指摘事項を踏まえた改善努力等、総じて順調な取組が行われたと評価できる。また、年度途中の11月に行われた行政刷新会議事業仕分けや、新設の契約監視委員会に適切に対応したことも評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業績評価の実施	1(3)	国際交流基金は、次の方法により自己評価を実施。	プログラムの事後評価では、評価指標と外部専門家による評価を行い、客観性の確保に努め、

		<p>① 事業担当部署によりプログラム評価を実施。</p> <p>② ①の結果について、外部専門家に評価を依頼。</p> <p>③ ①、②の結果を集約し、外部有識者からなる「国際交流基金評価に関する有識者委員会」に諮り、基金の自己評価内容等について意見を求め、基金の自己評価の妥当性を点検。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省評価委員会の平成 20 年度業務実績評価における各種指摘について、例えば以下のとおり、順次対応を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 職員への「職場環境調査」アンケートの継続実施とそれを受けた管理職研修など、人事管理制度の運用改善。 ② 拠点機関助成における、助成対象機関の状況に応じた、より効率的・効果的な援助内容の検討。 専門評価者及び「評価に関する有識者委員会」の中には、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者を含めた。 など 	<p>事前評価ではガイドラインを策定し各事業部門で定義・考え方の統一を図るなど、プログラムの事前・事後評価は順調に実施された。あわせて評価手法の調査研究を進め、得られた知見を踏まえて事業効果測定の検討を開始しており、中期計画の実施状況は順調である。</p> <p>22 年度は、アウトカム指向の評価実施に向けた取組を含め、事業効果を測定するプロジェクトを着実に実施し、得られた成果により評価手法を改善していくことを期待する。(ハ)</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 日本語能力試験	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度には、海外各試験実施地の現地試験実施経費について、ほぼ受験料収入で賄うことが可能となった。受験料収入のみで賄えない実施地は1都市のみであり、基金の負担額は計 82 千円(平成 20 年度は、3都市(計 445 千円))であった。 また、現地の収支が黒字となり余剰金が発生した場合は、基金に還元を求めており 21 年度は 755 百万円(20 年度は 235 百万円)の還元。 平成 21 年度から、本試験を7月にも実施し、例年実施している 12 月の試験と合わせ、年2回実施した。 海外において日本語試験を 52 か国・148 都市で実施し(平成 20 年度は 50 か国・141 都市)、555,849 名(同 390,624 名)が受験。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 年複数回の実施、試験実施地の増加、年少向けインターネット試験の運営等により、受験者数の大幅増加と受益者負担の適正化による経費の効率化を達成した。外部専門家からも良好な評価を受けており、計画を上回って順調な状況にあり、優れた実績を挙げていると評価する。(ロ)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 知的交流の促進	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画による重点化方針に基づき、米国(事業実績額が知的交流事業全体に占める割合 52.5%)、中国(同 19.1%)、韓国(同 2.7%)に重点化して実施。 日米交流強化のためのイニシアチブの一環として、有力シンクタンクとの連携事業等の具体化策を実施した。また、地理的・歴史的関係の深いアジア・大洋州地域としての共通の課題解決のための議論を深める事業、中東・アフリカとの知的対話を深めるための会議の開催・中東グループ招へい等、地域特性に応じた事業を実施した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 外交上、知的交流・対話の必要性が特に高い東アジア(中国・韓国)及び米国を対象に、将来的にネットワークの構築への寄与が期待できるキーパーソン及び機関との交流や支援を行っており、これらプログラムの外部専門家からの評価も良好である。事業の実施状況は、計画どおり順調である。 日本への関心、研究効果、後に続く研究者への影響は長期的スパンで現れるものであり、今後も計画的に実施を継続する必要がある。 また、20 年度実績評価では、シンポジウムやグループ招へいについてさらに効果的な広報を行うよう指摘があったが、いまだ不十分と思われるため、22 年度における実施を期待する。(ハ)

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

〔個別意見〕

- 本法人の実施するフィルムライブラリー充実(本部)事業については、会計検査院の平成 20 年度決算検査報告で、前払い上映権付きフィルムについて、①利用が低調で前払い上映権料を多数失効させている、②一回も上映されずに前払い上映権料の全部を失効させていたフィルムについて契約更新して、新たに前払い上映権料を支払っているなどの事態が生じており、改善の必要があるとの指摘を受けたところである。これについて、21 年度末現在における前払い上映権付きフィルムの使用実績や残存回数、同年度における同フィルムの契約更新の状況等の詳細について業務実績報告書では言及されておらず、また、評価結果においても、同フィルムの状況についての認識が十分に明らかにされていない。今後の評価に当たっては、前払い上映権付きフィルムの使用実績や残存回数、同年度における同フィルムの契約更新の状況等についても業務実績報告書で言及させた上で、これについての貴委員会の認識を評価の結果において明らかにすべきである。
- 本法人については、行政刷新会議による事業仕分け(第1弾・第2弾)において、①運営費交付金、②運用資金、③日本語国際センターの設置運営、④海外日本語教師を対象とする日本語研修、⑤関西国際センターの設置運営、⑥外交官・公務員を対象とする日本語研修、⑦日本語能力試験が対象となり、その評価の結果は、①、②は、「見直しを行う」、③から⑥は、「当該法人が実施し、事業規模と国費は縮減(自己収入の拡大、人件費の見直し等)」、⑦は、「当該法人が実施し、事業規模は維持(国費への依存から一日も早く脱却)」とされたところである。貴委員会の平成 21 年度業務実績評価は、上記の事業仕分けの評価の結果も踏まえた上で行われたものと承知している。今後の評価に当たっても、事業仕分けの評価の結果等を踏まえた本法人の取組について、より適切な評価を行うことを期待する。

④ 財 務 省

法人名	独立行政法人酒類総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平松 順一)
目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。2 酒類の品質に関する評価を行うこと。3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	酒類総合研究所分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.nrib.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途については、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 施設・設備の整備については、未実施の場合に「A」又は「○」と評価。 6. 「※」については、中期目標期間のみの評価項目。 7. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入。 8. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	B	A	A	
(1)業務運営	A	A	A×2	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2)職場環境の整備、職員の資質の向上	/	/	A	A	A	A	
(3)施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	B	B	A	A	A	B	
(4)物件費の経費節減	A	A	/	/	/	/	
(5)事務の効率的処理	A	A	/	/	/	/	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A	
(2)酒類の品質評価	A	A	A	A	A	B	
(3)酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A ⁺ ×3 A×12 B×2	A ⁺ ×2 A×14 B×1	A ⁺ ×1 A×12 B×1	A ⁺ ×2 A×11 B×1	A ⁺ ×2 A×10 B×2	A ⁺ ×1 A×9 B×1	
(4)研究・調査の成果の公表及び活性化	A ⁺ ×1 A×2	A ⁺ ×1 A×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	
(5)成果の普及	B	A	A×2	A×2	A×2	A×2	
(6)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7)酒類及び酒類業に関する講習等	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(8)その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	/	A	A	A	A	
財務内容の改善※	/	A	/	/	/	/	
(1)運営費交付金・自己収入※	/	A	/	/	/	/	
(2)借入金の抑制※	/	○	/	/	/	/	
4. 短期借入金	○	/	○	○	○	○	
5. 重要な財産の処分(譲渡等)	○	/	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	○	/	○	○	○	○	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の公開と保護	/	/	A	A	A	A	
(3)施設・設備の整備	○	/	/	/	/	/	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21事業年度の業務の実績は、平成21年3月31日付で変更した第2期中期計画に照らして、順調である。
- 研究業務については、特に、麹菌や酵母におけるポストゲノム手法による醸造特性の解明や飲酒の生理機能に関する研究は、顕著な成果を積み重ねており、高く評価できる。
- 研究以外の業務については、酒税や酒類産業の育成に関わる行政への協力でも良好な成果を上げている。今後は、研究以外の多種多様な業務内容について、民間の団体や企業との業務のすみ分けに注力しつつ、更なる点検整理を行い、分析業務の民間開放推進、民間への業務委託、鑑評会・講習会等の共催化などを促進することが望まれる。
- 予算、収支計画等については、中期計画に沿って、業務運営の効率化が図られ、予算削減への対応、自己収入等の増加、理事長裁量配賦予算の更なる確保に努めるなど適切である。
- 今後とも、業務の効率的、効果的運営に努めるとともに、大学、各種研究機関、民間企業、業界団体との連携を強化しつつ研究活動を活性化させ、研究レベルの維持・発展を図り、酒類や醸造微生物研究における特色ある研究拠点としての発展を期待する。

(2) 項目別評価			
評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 基盤研究を10課題から7課題に重点化して実施。 理事長裁量予算(59百万円) 公的研究費の具体的な不正防止に対応するため「不正防止計画」を策定し、相談・通報窓口を設置。 「コンプライアンス推進規程」の制定。など 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長裁量予算枠の拡大、コンプライアンス推進規程の整備等、効率的・効果的業務運営に向けた体制整備に努め、成果を着実に上げていると評価できる。
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁の依頼により、次の分析等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢カルバミン酸エチルの分析(136点) ➢炭素安定同位体比の分析(26点) ➢酒質保全効果についての検討 ➢酒類等に含まれる酵母及び酵母DNAの検出 民間等からの受託分析:106件 浮ひよの校正:521点(うち国税庁451点)など 	<ul style="list-style-type: none"> 特に炭素安定同位体比分析による酒類原材料の判別や酒類等に含まれる酵母及び酵母DNAの検出などは、酒類総研が行うべき高度な分析業務として適切である。また、国税庁の依頼による清酒のカルバミン酸エチルの分析、民間等からの受託分析、浮ひよの計器校正等を適切に実施している。更に、民間への委託分析や民間分析機関の紹介なども適切に行われ、分析業務の効率化、民間開放の促進等の目標達成に向けて努めており、評価できる。
酒類の品質評価	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 全国新酒、本格焼酎及び果実酒・リキュールの各鑑評会を開催。 全国新酒鑑評会は19年度から日本酒造組合中央会との共催により実施。本格焼酎鑑評会についても21年度から中央会との共催により実施。 共催により実施している鑑評会については、収支相償の考え方を基本に実施するため、中央会に応分の負担を依頼するとともに、本格焼酎鑑評会の手数料水準を見直して実施。など 	<ul style="list-style-type: none"> 鑑評会の共催化及び鑑評会の実施に伴う収支相償については、日本酒造組合中央会との共催化も進展し、手数料水準を見直すなど目標の達成に向けて努力している。一方で、共催化に関連して、中央会との更なる負担割合の検討など、一層の努力が必要である。
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 特別研究:4課題(麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発等) 基盤研究:7課題(酒類の飲酒生理に関する研究、酒類の品質向上に関する研究等) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期中期目標期間終了時の見直しを踏まえて、引き続き基礎的・基盤的研究への重点化が図られており、多くの分野において、年度計画に沿った良好な進捗を見せている。特に麹菌の総合データベースシステムの開発に当たり、麹菌と近縁な数種の糸状菌の比較ゲノム解析は評価できる。
成果の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 研究等成果の提供等。 <ul style="list-style-type: none"> ➢清酒官能評価講習での活用:3回、35人 ➢ワイン用ブドウ品種の登録 講演会及び講習会への講師派遣:38件 遺伝子資源の提供:31件、200遺伝子資源 刊行物の発行 <ul style="list-style-type: none"> ➢酒類総合研究所報告:700部 ➢広報誌「NRIB(エヌリブ)」:2回、34,000部など 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類業界、消費者ともに刊行物の発行等を通じて分かりやすい形で情報提供しており、評価できる。
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 酒類製造者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢清酒製造技術講習:2回、36人 ➢酒類醸造講習:2回、30人 酒類流通業者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢酒セミナー:17回、509人 ➢酒類販売管理情報の提供:HP掲載等 など 	<ul style="list-style-type: none"> 受講者数、参加者の満足度が高いことから開催の意義と目標は達成されている。ただし、今後、研修参加費の改定など、収支面での検討を行う必要がある。また、講習生を派遣している酒造業経営者との意見交換を通じて、講習会の内容の企画や共同実施の検討など、更なる経営努力が望まれる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の平成21年度における給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案)で103.4(事務・技術職員)と20年度における同法人の対国家公務員指数(年齢勘案)96.9(事務・技術職員)を上回っている。この理由として、21年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、役付職員の割合が高いこと、法人固有の事情(調査対象職員が少数)が挙げられている。しかしながら、この点につき本法人の貴委員会に対する説明が不十分であったことから、本法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を明らかにすべきである。
- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価においては、「契約事務における一連のプロセス」及び「執行、審査の担当者(機関)の相互牽制」についての実態が明らかとなっていないとともに、これら事項に留意した検証が評価結果において言及されていない状況がみられた。今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、法人の実態とともに、評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人造幣局(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:新原 芳明)
目的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.mint.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	B	A	
(1) 事務・事業の見直し	/	/	/	/	A×1 B×1	A×2	
(2) 組織の見直し	/	/	/	/	A	A	
(3) 保有資産の見直し	/	/	/	/	B	A	
(4) 内部管理体制の強化	A	B	A	A	B	A	
(5) その他	/	/	/	/	A	A	
(6) 組織の再編等	A	A	A	A	/	/	
(7) 業務処理・製造工程の効率化	A	A	A	A	/	/	
(8) 人材の有効な活用	A	A	A	A	/	/	
(9) 経費の削減	A ⁺	A	A	A	/	/	
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画	/	/	/	/	A	A	
(2) 貨幣の製造等	/	/	/	/	A×3	A×3	
(3) 勲章等の製造等	/	/	/	/	A×1 B×1	A×2	
(4) 貨幣の製造等	A ⁺ ×2 A×3	A ⁺ ×1 A×4	A×5	A ⁺ ×1 A×4	/	/	
(5) 勲章等の製造等	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	/	/	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	○	—	○	—	○	
6. 剰余金の使途	○	○	○	○	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	/	/	/	/	/	/	
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	B	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	B	A	B	A	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の第2年度目に当たる平成21年度は、全体的に見て中期目標に沿った展開となっている。当年度は、経費削減に向けた取組みをはじめとする事務及び事業の見直し、組織の見直し、保有資産の見直し等が課題とされているところであるが、これらの課題に対し着実に取り組んできた。
- 固定的な経費の削減については、一般管理費および事務費の効率的使用の結果、前中期目標期間中の平均額に対して16.1%削減、総人件費の削減については、平成17年度実績に対して12.8%削減とともに中期計画を上回るペースで達成されている。契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、一般競争入札の割合は86.7%で目標を上回った。
- 貨幣並びに勲章の製造においては、数量面、品質面ともに、発注者との契約どおりに、確実な製造と納入が行われた。これに加えて、他の業務分野の柱である貨幣セットの販売も好調を維持している。財務状況は、利益面を含めて、全体的には引き続き健全である。懸

案であった品位証明事業についても、公共的役割を果たしつつ採算面に配慮するという課題を達成することができたが、今後の業務展開に当たっては引き続き経営努力が望まれる。

- 環境保全面では、エネルギー消費原単位の引き下げが、貨幣製造量自体の減少から、中期計画の目標にやや届かず、今後の検討が望まれる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務・事業の見直し	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から、従来造幣局職員が直接行ってきた造幣局IN等の行事における貨幣セット等の店頭販売を民間委託した。 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣セットの販売についてはこれまで実施している民間委託に加え、貨幣セット等の店頭販売を民間委託するなど、業務全般に渡って経費の節減に努めた。
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度期初の総人員数:978 人(平成 17 年度末人員数に対して削減率 12.1%となり、この時点で中期計画の目標を達成。) 廃止予定宿舎である枚方宿舎2棟のうち1棟については平成 21 年度末をもって廃止し、また、男子寮を平成 21 年度末に廃止した。 	<ul style="list-style-type: none"> 総人員数を平成 17 年度末に対して、平成 21 年度末で 13.0%削減した(目標:平成 18 年度から5年間で10%以上削減)。 職員宿舎については、平成 20 年度に策定した廃止・集約化計画に基づき廃止が行われた。
通貨行政への参画	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州各国の造幣局等を訪問し、偽造抵抗性に優れたバイカラー・クラッド貨幣(2及び1ユーロ貨)の品質管理の状況等を調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> バイカラー・クラッド貨幣の品質管理や偽造貨幣の特徴など、海外の貨幣の動向について情報を収集した。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣製造実績:8億 6,905 万枚 平成 21 年度より、市中から回収された 500 円貨について、再使用することが適当な貨幣(2億5千万枚)を選別し、納品(2,600 万枚)した。 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣の製造量の変更にも柔軟に対応した生産管理の下で、高品質で純正画一な貨幣を、財務大臣の定める製造計画どおり製造し、納品後の返品も実質ゼロを達成するなど順調であった。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣セット販売実績:1,915,366 セット(20 年度:1,421,829 セット) アンケート調査(顧客満足度):4.3(目標:5 段階評価 4.0 以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 記念貨幣の販売は、「天皇陛下御在位 20 年記念」や「地方自治法施行 60 周年記念」を中心に大幅に増加した。 アンケート調査がイベント来場者、購入者に限られており、今後は将来を見据えた、幅広い国民各層を対象とした調査を期待したい。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 勲章等製造請負契約に基づく 27,461 個を確実に製造、納品。 一般工芸品受注・販売実績:38,795 個 	<ul style="list-style-type: none"> 勲章は精巧な技術を持って確実に製造し、内閣府に納品している。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明受託実績:263,505 個 「貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム」に基づく取組を引き続き実施した。 地金・鉱物の分析業務受託実績:65 件 「地金及び鉱物の分析業務に係るアクションプログラム」を着実に進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明等の業務のサービス向上に向けた取り組みを引き続き実施した。 地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラムによる業務改善策を実施した。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益:880 百万円 経常収支比率:102.7%(目標 100%以上) 棚卸資産回転率:3.72 回(目標:平成 19 年度実績(2.32 回)を上回る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な経費削減を行った結果経常収支比率、棚卸資産回転率ともに中期計画の目標や年度計画を上回った。
人事に関する計画	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 内部研修受講者数:956 人(目標 330 人以上) 企業派遣研修受講者数:10 人(目標9人) 	<ul style="list-style-type: none"> 内部研修受講者数と企業等派遣研修受講者数でそれぞれ目標を達成したが、今後は、マネジメント研修の強化、役職員の経営課題の共有など新たな展開が望まれる。
環境保全に関する計画	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水量の対平成 20 年度増減率:電気 4.7%減少、ガス 8.9%減少、水道 5.1%減少。 エネルギー消費原単位(前年度比):本局△ 2.88%改善、広島支局 0.46%増加(目標:△1%以上改善)。 	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水量使用量は順調に削減している。 エネルギー消費原単位は、造幣局全体で、対前年度比 0.3%減少させたものの、目標の1%減にはやや届かなかつた。貨幣製造量の減少が影響していると思われるが、今後の対応策の検討が求められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人では、「平成 20 年度決算検査報告」(平成 21 年 11 月 11 日会計検査院から内閣宛て送付)において、警備業務契約について予定価格の積算を経済的なものとする必要があるとの指摘を受けており、当該指摘を受け、予定価格の作成基準を改善するとともに、21 年度警備業務契約について契約金額を減額する変更契約を締結する措置を講じている。

しかしながら、貴委員会では、当該指摘を受けたこと及び当該指摘を踏まえ本法人が講じた措置の妥当性等について評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、会計検査院からの指摘等の重要な事項については、厳格な評価を行うとともに、評価の結果において、貴委員会としての考え等を明らかにすべきである。
- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価においては、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方」に留意した検証が評価結果において言及されていない状況がみられた。

今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人国立印刷局(平成15年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:南木 通)
目的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.npb.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	A	B	B	B	B	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1) 事務及び事業の見直し	/	/	/	/	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 組織の見直し	/	/	/	/	A	B	
(3) 保有資産の見直し	/	/	/	/	B	A	
(4) 内部管理体制の強化	/	/	/	/	A	A	
(5) 事業運営の効率化目標、その他	/	/	/	/	B	B	
(6) 効率的かつ効果的な業務運営の確立	A	A	B	B	/	/	
(7) 内部管理体制の強化	C	B	B	B	/	/	
(8) 業務運営の効率化に関する指標	A	A	A	A	/	/	
2. 業務の質の向上	B	B	B	B	A	A	
(1) 通貨行政への参画	/	/	/	/	A	A	
(2) 銀行券の製造等	/	/	/	/	A	A	
(3) 旅券、印紙等の製造等	/	/	/	/	A	A	
(4) 官報、法令全書等の提供等	/	/	/	/	A	A	
(5) 銀行券の製造等	A×2 C×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	/	/	
(6) 官報、法令全書等の提供	A	A	A	A	/	/	
3. 予算、収支計画、資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	○	○	○	—	○	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	/	/	/	/	/	/	
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	B	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	B	A	B	A	B	
(4) 環境保全に関する計画	A ⁺	A	A	A	B	A	
(5) 印刷局病院	B	B	B	B	/	/	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 主たる業務である銀行券の製造においては、量的にも、質的にも、確実な製造と納入が遂行され、業務運営の効率化も計画どおりに進められるなど、全体的に見て中期計画に沿った展開となっている。
- 業務運営の効率化においては、偽造面などの守秘性に問題を生じさせない範囲で、業務からの撤退・民間への移行や、外部への業務委託に努めており、中期計画どおり進めている。固定的な経費は、7工場すべてにおいて前中期中期目標期間の平均額を下回り、人員削減も総人員数で平成21年度末において平成17年度末比10.2%削減と、ともに中期計画を上回って達成しているが、間接部門の人員数の削減については、中期計画の目標の達成に向け一層の取組みが必要である。虎の門工場の印刷機能の移転による都内工場の再編を進めつつあるほか、大手町敷地、市ヶ谷センター及び久我山運動場の現物国庫納付に向けた手続きを行うなど、組織・保有資産の見直しを着実に進めている。コンプライアンスを含む内部管理体制の強化についても、体制の整備を進めるなど、改善の努力が評価される。
- 東京病院の移譲については、その前提となる病院経営の健全化に注力している。平成21年度においては、目標としてきたキャッシュ・フローベースでの黒字化まであと一步となっており、移譲の実現に向けて、今後の一層の経営努力を待ちたい。
- 業務の質の向上に関しては、偽造動向等の調査を積極的に行い、偽造防止技術に係わる研究・開発から情報収集、提供まで、順調な展開となり、また旅券の製造等の業務や官報の提供についても中期計画に沿って、支障なく行われている。
- 予算・収支計画・資金計画においては、人員の削減や製造体制の見直しからくる効率的な製造により、経常収支率が115%と年度目

標(100%)を上回るなど、利益を含め財務面の健全性がうかがわれる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務及び事業の見直し	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業及び情報製品事業においては、民間においても十分対応できると認められる製品からは撤退。 官報については、平成20年度から守秘性に問題がない業務の一部について外部委託を行うとともに、発注に当たっては、すべて一般競争入札等競争性のある契約を実施。 民間調査機関を活用し、政府刊行物サービス・センターに関する調査を行い、今後の方向性を検討。 東京病院については、他の医療機関等への移譲に向けて、協議を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容の見直しを進めて、民間企業で対応でき、かつ守秘性等で支障をきたさない分野の業務から撤退したり、外部委託に努めている。 政府刊行物サービス・センターについては、民間調査機関にも調査を依頼し、検討を進めている。 東京病院については、「平成21年度東京病院運営計画」を策定し、診療体制の強化・大学病院等との連携強化などに努めた結果、病床利用率が向上し、医業収益が増加するなどキャッシュ・フローベースの黒字化まであと一歩(△87百万円)と収支改善が進んでいる。他の医療機関への移譲については、地元自治体との協議を継続的に行っている。
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費は、退職不補充等による労務費の削減や燃料費、委託費などの経費の削減により、すべての工場において前中期目標期間中の平均額を下回った。 平成21年度末総人員数:4,540人(17年度末総人員数(5,056人)に対して10.2%減) 間接部門の人員数については、平成21年度期末は1,757人となり、平成20年度期首に比べ5.6%(104人)削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費の削減については、7工場すべてにおいて、中期計画を上回って達成している。 人員削減については、総人員数の削減は順調に進んでいるが、間接部門の人員数の削減については、中期計画の目標の達成に向け一層の取組みが必要である。
銀行券の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画を達成。 印刷部門等における二交替勤務体制による機械稼働及び製紙部門における長期連続操業による機械稼働を継続。 平成16年度から19年度までの実績平均を100とした総合損率の相対比率 製紙部門:99 印刷部門:92 	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画どおり、年間33億枚の製造・納入を支障なく確実に達成した。 製造工程での品質管理・保証体制の強化を図って機器を導入した結果、総合損率の相対比率について、中期計画で定めた目標を達成した(目標:16年度-19年度実績平均を100とし、製紙・印刷部門ともに100以下 実績:製紙99、印刷92)。
旅券、印紙等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 旅券の製造に当たっては、二交替勤務体制を継続し、安定的かつ確実な製造を実施。 次期旅券の仕様を検討するため、偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券の試作品を作製。また、ICに係る認証システムについてもプロトタイプを作製し、動作確認を行うとともに、必要な機能要件について整理。 「コンビニエンスストアにおける地方自治体の証明書類の交付(コンビニ交付)」には、真偽判別要素の一つとして国立印刷局の技術が採用された。 	<ul style="list-style-type: none"> 旅券及び印紙の製造は、数量、品質両面とも確実に行われている。 偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底するとともに、次期旅券仕様の検討など偽造防止技術の高度化に向けた活動にも注力している。 偽造防止技術の各種セキュリティ製品への適用についても取組みをはじめ、コンビニエンスストアにおける地方自治体証明書の発行に印刷局の技術が採用されるなど成果をあげている。
官報、法令全書等の提供等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理の徹底を図るため、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の運用・認証を継続。 官報特別号外(緊急官報)の製造訓練を実施(9月)。国の原子力総合防災訓練時についても、官報特別号外製造訓練を実施。 官報訂正記事箇所:100ページ当たり50(前中期目標期間の実績平均値を100とした相対比率) インターネット版官報の公開期間を拡大(30日間)。 	<ul style="list-style-type: none"> 官報の迅速かつ確実な製造と緊急事態発生時への対応体制の強化に努めている。 官報の訂正記事箇所数について、中期計画を大幅に上回って達成(計画:前中期目標期間の実績平均値(100ページ当たり)を100とし、毎年度100以下、実績:50)したほか、インターネット版官報の利用者へのサービスも向上させた点は評価できる。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支率:115%(目標100%以上) 営業収支率 セキュリティ製品事業:110% 情報製品事業:128% 当期純利益:7,859百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 人員の削減及び人件費以外の経費の削減に努め、採算性を向上させた結果、経常収支率は中期計画の目標(100%以上)を上回る115%、事業別の営業収支率はセキュリティ製品事業は約110%、情報製品事業は約128%といずれも前年度を上回った。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価においては、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されていない状況がみられた。今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中井 昭夫)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:橋本 介三)
ホームページ	法人: http://www.expo70.or.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の評価について、H15年度は公園事業、基金事業ごとに評価を実施。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を付している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理	A×7	A×7	A×7	A×7			
(2)共通事項					A×2 B×2	A×3 B×1	
(3)公園に関する事項					A×2 B×1	A×2 B×1	
(4)基金に関する事項					A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	B	A	A	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	A×4	A×3 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1			
(2)環境保全への積極的な貢献	A×2	A×2	A×2	A×2			
(3)環境保全に関する計画の策定	A	A	A	A			
(4)地域社会への積極的な貢献	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3			
(5)効果的な助成金の交付	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2			
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1			
(7)公園に関する事項					S×1 A2	S×1 A×2	
(8)基金に関する事項					B×2	B×2	
(9)公園事業への繰入れの拡大					B	B	
(10)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A×2	A×2	A×2	A×2	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)公園に関する事項					A	A	
(2)基金に関する事項					-	-	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の譲渡・処分	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	A	-	A	-	-	
7. その他業務運営に関する事項	A	B	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)公園整備等に関する計画	A	B	A	A	A	A	
(3)公園内の安全管理					B	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 日本万国博覧会開催40周年記念事業として、多彩な記念事業が行われたほか、利用者ニーズや潜在ニーズに関する定期的な動向調査、これらを素早く反映させた多彩なイベント企画、広報の拡充・改善等を行った結果、入園者数及びスポーツ施設等の利用件数は高い水準であった前年度からさらに増加し、入場料収入は年度計画を上回った。
- 再任用職員の非常勤化、超過勤務手当の抑制等の取組みにより、人件費削減については中期計画を上回る削減を達成しているほか、経費の削減についても、競争的な契約の徹底等により、中期計画を上回る削減を達成している。
- 公園事業は、「都市の環境再生型モデル公園事業」として独自の発展を遂げている。
- 自然の森再生、イタセンパラやオオタカなどの希少種の保全、剪定などの有機廃材の完全循環型の公園づくり、大規模な太陽光発電の導入、地域ボランティア・教育関係者・大学などの重層的かつ広範囲な連携による公園を舞台にした環境教育の実施、NP法人・ボランティア・市民による花壇などの公園づくり、民間・NPO法人の企画による多彩な市民参加型イベントの定着、四季折々の花が絶えない公園など、その成果に、環境問題に悩む世界の注目が集まっている。平成21年度は、これらの高度な活動

を着実に前進させた上に、日本万国博覧会開催 40 周年の多彩な記念事業を成功させて、文化の情報発信元年にもなったことは高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費を除く一般管理費が 1,975 百万円で年度計画を上回る削減となっている。 18 年度に対する削減率は△4.7%となり、目標に対して十分な進捗状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争的な契約の徹底、NPO 法人等民間のノウハウの活用により、一般管理費の削減については、年度計画を上回る削減となっており、中期計画に対しても、十分な進捗状況となっている。
公園敷地の有効活用等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> これまでに社会福祉施設の用地として4件の貸付契約を締結しており、これによる21年度の貸付料収入は約 53 百万円。 ネーミングライツの売却については、万博記念競技場を対象に利用団体と検討してきたが、協議は進展させることはできなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園敷地の有効活用の観点から、未利用地の貸付を行い、安定的な収益の確保に寄与している。また、少額ではあるが新規貸付が行われたことは評価できる。 ネーミングライツについては、施設利用団体側の事情もあるが、特に新しい展開はなく、今後の交渉の進展を期待する。
公園に関する事項 (利用者に対するサービスの向上)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ①春季と秋季の来園者アンケート調査、②四季折々のイベント開催時の来園者アンケート調査、③機構ホームページ上のアンケート調査、④公園ボランティア活動者への聴き取り調査、⑤オールパスポート会員への聴き取り調査及び⑥自然文化園各ゲート、日本庭園並びに総合案内所に意見箱を設置するなど、3,849 人の来園者の声を適宜把握し、適切な対応を行った。 平成 20・21 年度のアンケート調査結果を踏まえ、ハード面の施設整備では、日本万国博覧会の遺産施設の修復と活用、エキスポランド跡地の施設整備、便益施設の整備及び機能アップを実施した。また、ソフト面では新規イベントの展開や電子情報媒体のソフトの充実等を積極的に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 園内各種施設、大学、民間放送会社などの連携を活発に行い、多様な手法を駆使して利用者ニーズを把握、情報発信することにより、入園者数、スポーツ施設利用件数は、ともに前年度を上回り、年度計画を大きく上回っている。また、日本万国博覧会開催 40 周年記念事業として、鉄鋼館のリニューアルオープン等、多彩な記念事業が行われた。 利用者ニーズや潜在ニーズの動向を定期的なアンケートやヒアリング調査等によって把握し、多彩なイベントの企画や広報の拡充・改善など、サービスの改善に素早く生かす公園運営の仕組みがしっかりと根付いてきており、特に優れた成果をあげていると評価できる。
基金に関する事項 (助成金の交付に係る選考手続等における客観性及び透明性の確保)	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業の条件や対象となる費目などを記載している募集要項に、助成金交付申請の記載例をまとめた申請書類記入要領を合冊し、平成 22 年度の募集を行った。 国内事業の実地調査については、当初 10 件の調査先を選定したが、助成事業の成果等の確認や助成事業者の要望や意見を的確に把握するため、さらに 7 件の調査先を追加(合計 17 事業)し、調査の充実を図った。 国外事業については、韓国(高麗大学校)へ赴いて実地調査を行ったほか、各国の在外公館を通じて、過去の助成事業により取得された財産の現況調査を外務省に依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> 募集事業全体の質の向上に向けて、説明会の実施や広報先を広げるなど適切に実施している。また、実地調査を増やしたり、万博表示の未表記者への助成減額などを進めてきている。 しかしながら、実地調査については、調査内容や成果に対する検証について改善の余地が大きい。より多くの情報や意見を集めることで、助成が何をもたらしたのかについて国民への説明責任を果たすべきである。
基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保	2(10)	<ul style="list-style-type: none"> 基金の管理運用にあたっては、より効果的な運営に努め、責任体制を明確化するため、内部組織体制の整備、運用方針の決定、毎月開催の「債券運用会議」における運用資産明細表の報告に取り組んできた。 基金の管理・運用については、規程に基づき適正な管理・運用に努めた。また、透明性確保の観点から、基金の運用状況や運用益の使途について、ホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金の管理及び運用を適正に行うとともに、責任体制を明確にするため、役員及び幹部職員による「債券運用会議」において、債券運用方針を決定している。 「債券運用会議」を毎月開催し、前月分までの運用資産明細表により、債券の償還、再運用、利金収入の状況や助成金の支払い状況等を報告している等、客観性及び透明性の確保に十分配慮しているものと認められる。
公園内の安全管理	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国立民族学博物館等の公園内施設及び公園管理業務受託者と連携して公園安全管理の向上を図るため、万博記念公園安全管理連絡会議を開催した。 駐車場管理運営等の受託者の決定に当たっては、安全確保・危機管理体制の確立を重要な審査項目として受託業者を決定するとともに、契約・仕様内容においても安全にかかわる条項を明確に記載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の重大事故発生の反省に立って、施設整備・運営、イベントの受託者、企画提案、及び、落雷などの自然災害から事故に至るまで、安全管理の徹底が図られ、それらの取組を HP で公開するなど、安全管理体制の維持及び安全教育の徹底に真摯に取り組んでいると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:首藤 恵)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	B	
(1) 事業の効率化	B	B	A	A	A×1 B×3 C×1	A×1 B×4	
(2) 業務運営体制の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	B×2	
(3) 経費支出の抑制	A	A	A	A	A×3	A×3	
(4) 内部監査の充実	B	A	B	A	B	A	
(5) 内部統制機能の強化					A×1 B×2	A×1 B×2	
(6) 評価・分析の実施	B	B	B	B	B	A	
(7) 情報システムの整備	B	B	B	A	B	A	
(8) 調達方式の適正化					A×1 B×3	A×4	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	A	A	
(1) 事務処理の迅速化	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×3	A×1 B×2	A×2 B×1	
(2) 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×3	A×3 B×1	
(3) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×3	A×4 B×1			
3. 財務内容の改善	B	B	B	B	B	B	
(1) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定					B×3	A×2 B×1	
(2) 引受審査の厳格化等					A×1 B×4	A×4 B×1	
(3) モラルハザード対策					A×2 B×1	A×3	
(4) 求償権の管理・回収の強化等					B	A	
(5) 代位弁済率・事故率の低減					A	A	
(6) 基金協会及び共済団体等に対する貸付け					B	A	
(7) 資産の有効活用					B	B	
4. 予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	—	B	B	
5. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
6. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
7. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	—	—	—	—	B	B	
(1) 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)					A×1 B×2	A×1 B×2	
(2) 積立金の処分に関する事項					○	○	

8. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	A		
9. 人事に関する計画	A	A	B	B		
10. その他						
(1) 人事に関する計画						
(2) 積立金の処分						

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 21 事業年度は、第2期中期目標期間の2年目であるが、その実績を踏まえると、中期目標を十分に達成することが見込めると評価する。
- 農業保険金の支払額の減少に起因して事業費総額は計画削減率を十分に下回っているほか、人件費や一般管理費についても目標を上回る削減がなされた。また、信用保証・保険業務について、大口引受審査の厳格化、部分保証の実施、林業におけるサービスの活用など、効率化に向けて様々な取組を継続して実施したことは評価できる。さらに、内部監査について、内部監査計画を策定し手続書を整備するなど、内部監査の充実は評価できるが、今後はフォローアップの方法・時期などについての一層の改善を期待する。
- 事務処理の迅速化について、標準処理期間内の処理目標を達成していることに加え、関係機関との事前協議や情報共有の努力を評価できる。また、ホームページなどを用いた国民一般への情報発信やアンケート調査による利用者からの情報収集等に関する努力が適切になされるなど、一定の評価ができる。
- 大口保険案件の事前協議やモラルハザード対策、求償権回収の強化については評価できるが、保証・保険料率へのリスクの勘案について十分に説明できるものとなっておらず、一層の改善を期待する。
- 社会的役割に鑑み「民にできないこと」を明確にして業務範囲を見直し、執るべき措置を考える姿勢が望まれ、事業仕分けによる低利預託原資貸付の制度設計の見直し等も視野に入れた業務運営を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費について19年度予算対比で24.0%の減少(削減目標5%)。 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務について、引受審査の厳格化、部分保証の実施等の取組を実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 事業費は削減されているが、自助努力の面よりも他律的要因による面が大きいと考えられ、効率化につながっているかは判定しにくい。 大口引受審査の厳格化、部分保証の実施、林業におけるサービスの活用など、効率化に向けて様々な取組を導入したことは評価できる。 など
経費支出の抑制	13)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について 19 年度予算対比で 33.3%の削減(削減目標6%)。 人件費について17年度決算対比で14.2%の削減(削減目標4%)。 など	<ul style="list-style-type: none"> 目標、計画に沿って様々な面で経費支出削減に取り組んでいる点は評価できる。 人件費削減は一定の評価ができるが、一層の努力を期待する。 など
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各業務に関し、標準処理期間内に処理された件数の割合は全てについて目標(8割以上)を上回った。 など	<ul style="list-style-type: none"> 目標は達成されているが、標準処理期間を普段に検証していくことを期待する。 など
適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 保険料率算定委員会及び保証料率算定委員会を開催し比較分析を行った結果、保険料率・保証料率の見直しは行わず、経済情勢等の動向を注視することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な制度の安定を見据えての料率の設定を常に考えるべきであり、基本的な対応姿勢は評価できるが、適正な資源配分のためには、可能な限りその時々々の経済情勢等に対応したリスクプレミアムを算定する必要があり、一層の努力を期待する。
引受審査の厳格化等	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は 600 件。大口保険金請求対象案件 25 件についてすべて事前協議を実施。 漁業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は 48 件。大口保険請求対象案件 106 件についてすべて事前協議を実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会との事前協議を実施し、審査の厳格化と基金協会との情報共有に努めており、一定の評価はできる。 基金協会との事前協議を実施し、審査的的確化のために基金協会との情報共有を推進するなど、一定の評価ができる。 など
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 21 年度の回収実績は 4,664 百万円(目標 4,489 百万円、達成度合い 103.9%)。回収実績向上のため、基金協会との連携強化に努めたほか、債権回収業者(サービサー)との個別打合せ回数を増やす等の取組を行った。 など	<ul style="list-style-type: none"> 回収金の実績等については一定の評価ができるが、林業信用保証業務に係る回収実績の改善に向けて一層の努力を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:澤田 正晴)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:横山 彰)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第一期中期 目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	A	A	A	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	B	A	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	A ⁺	B	A	A	A	A	
2. 業務の質の向上	B	B	A	A	A	A	
(1)保証業務	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(2)融資業務	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	C	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	C	C	C	C	C	C	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	C	C	C	C	C	C	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	A	B	B	B	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	C	B	C	C	C	C	
4. 短期借入金の限度額	○	—	—	—	○	—	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
8. 人事に関する計画	A	B	B	B	B	B	
9. その他業務運営に関する事項	A			—	A		

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、業務運営の効率化や業務の質の向上、人事に関する計画については努力と成果が認められるものの、財務内容及び予算、収支面では大きな課題が残っており、更なる改善方策の検討が必要である。
- 業務運営の効率化については、全体として、順調に年度計画を達成しており、随意契約の見直し等、調達方式の適正化の取り組み、職員研修の実施、コンプライアンス体制の充実に加え、一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績を上げる等、業務の合理化・効率化を積極的に実行している。特に、対国家公務員ラスパイレス指数については、過去5年間は101以上であったのに対し、21年度は96.2と前年度に比して5.2ポイントの大幅な改善がなされている等、業務の合理化・効率化に向けた取り組みを実施していることは高く評価できる。
- 業務の質の向上については、標準処理期間内の事務処理と中小企業信用情報データベースの活用等に努めている他、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先に対し、事業完了報告に係る説明資料を徴求し、また、実施確認等の事業完了確認事務を徹底して行っている。また、利用者等の利便性向上のため、情報提供やコンサルタント機能の充実による利用者ニーズの把握も着実に実施されているが、業務実績に効果的に反映するため、更なる工夫の余地がある。
- 人事に関する計画については、概ね順調に達成しているが、今後とも適切な人員配置を行い職員の士気を高めるような業績効果を見据えた対応が必要である。
- 一方、財務内容については、リスク管理債権残高は、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み等により昨年度より減少し、計画を達成しているものの、経済状況の悪化等により、リスク管理債権割合、回収率については、計画未達成となっている。今後は、第二期中期計画の達成に向けて、当基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを加速し、財務の健全化を実現する必要がある。
- 予算、収支面での実績については、計画を下回ったことに加えて、収支が赤字となっており、収支の改善に結びつくような対策を検討する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 年間延べ 20 名の通信講座の受講及び外部機関の研修を実施。 コンプライアンス・プログラムを作成・配布し、コンプライアンス委員会(開催回数5回)で協議を行うとともに、役員会への報告等を通じコンプライアンスの徹底に努めた。 競争入札の実績なし。随意契約は4件、3,689千円(20年度4件、4,154千円)、企画競争・公募は1件、3,465千円(20年度1件、8,400千円)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修の実施、コンプライアンス体制の充実、随意契約の見直しなど、業務の合理化・効率化に向け、少人数で工夫しながら、各指標とも概ね順調に達成しており、効率的な組織に努めていると評価できるが、総合評価方式の要領作成及び再委託の措置状況に関する規定整備を行う必要がある。
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は対 20 年度計画比で△14.6% (目標3%)。 総人件費は対 17 年度比で△17.9%(目標4%)。 対国家公務員ラスパイレ指数(事務・技術)は96.2(20年度101.4)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び総人件費の削減については年度計画を上回る実績を上げている。特に、対国家公務員ラスパイレ指数については、21年度は96.2と前年度に比して大幅な改善がなされている。また、福利厚生費についても法令上必要な支出のみであり、問題は認められない。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は89.5%(76件中68件)。 関係金融機関との情報交換を随時行ったほか、保証申込の全案件について中小企業信用情報データベースシステム(CRD)による事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果等を保証の審査項目として活用。 鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」での協議、奄美基金主催の「保証業務関係者会議」での意見徴収・交換等を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切であるかどうか内部で検討し、22年4月からの保証制度等の改善に活かした。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は計画を達成している。また、金融機関との情報交換、CRDの活用による財務諸表分析、スコアリング分析も計画通り行われている。 「保証業務関係者会議」を開催しその協議を踏まえて改善に生かす等、適切な保証条件の決定に向けた調査・検討及び見直しが諮られており、年度計画を順調に達成している。なお、適切な保証条件の設定に留まらず、保証対象事業の実施状況の確認を適切に行うために、関係金融機関との情報交換を随時行っている。
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は97.8%(91件中89件)。 関係金融機関との情報交換を随時行ったほか、融資申込の全案件についてCRDによる事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果等を融資の審査項目として活用。 株式会社日本政策金融公庫の金利情報を毎月入手するとともに、奄美基金主催の「融資業務関係者会議」での意見徴収・交換等を行い、現在の融資制度、融資条件等の設定が適切であるかどうか内部で検討を行った。 個別融資先に対する事業完了報告に係る疎明資料の徴求、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての案件を標準処理期間内に処理し、事務処理の達成度割合を満たしている。関係金融機関との情報交換、CRDの活用も適切に行われている。 リスク区分に応じた段階的な金利設定を行い、融資メニューの活用を図るなど、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが行われており、年度計画を順調に達成している。なお、適切な貸付条件の設定に留まらず、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先から事業完了報告に係る説明資料を徴求し、また、実施確認等の事業完了確認事務を徹底して行っている。
財務内容の改善①(保証業務)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は48.0%(計画40.0%、20年度実績46.7%)。 求償権回収率は4.4%(計画5.3%、20年度実績3.8%)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合や求償権回収率については、年度計画を大幅に下回っている。経済状況の悪化等の影響もあるものの、改善に向け努力を行うとともに、更なる改善方策の検討が必要である。
財務内容の改善②(融資業務)	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は47.0%(計画43.2%、20年度実績46.3%)。 リスク管理債権回収率は8.1%(計画8.4%、20年度実績7.3%)。 21年度末における繰越欠損金は5,055百万円(20年度末より17百万円増加)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権は減少したが、それ以上に貸付残高が減少したため、リスク管理債権割合が悪化しており、年度計画を下回っている。また、求償権回収率も年度計画を大幅に下回っている。経済状況の悪化等の影響もあるものの、改善に向け努力を行うとともに、更なる改善方策の検討が必要である。
予算、収支計画及び資金計画	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 収入総計 3,007 百万円(計画 3,907 百万円)、支出総計 2,559 百万円(計画 3,400 百万円)。 総利益総計△17 百万円(計画 65 百万円)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 予算及び収支が保証、融資業務ともに計画を下回ったことに加え、収支が赤字となっており、繰越欠損金を更に増加させていることから、何らかの業務上の改善を検討し、財務内容の健全化に取り組む必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:島田 精一)
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)
ホームページ	法人: http://www.jhf.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>				
1. 業務運営の効率化	A	B	B	
(1)組織運営の効率化	B	B	B	
(2)一般管理費等の低減	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3)業務・システム最適化	A	A	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	B	B	
(5)業務の点検	B	B	B	
(6)積極的な情報公開	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	
(1)証券化支援業務	A×3 B×5	A×2 B×5 C×1	A×4 B×5	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	A×1 B×2	B×3	
(3)住情報提供業務	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	
(4)住宅資金融通業務	A×2 B×1 C×1	A×1 B×2 C×1	B×2 C×2	
(5)団体信用生命保険等業務	B	B	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	
(1)収支改善	B	C	B	
(2)繰越損失金の低減				
(3)リスク管理の徹底	A×1 B×4	B×4 C×1	B×5	
(4)予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	
4. 短期借入金の限度額	○	○	○	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	○	○	○	
6. 剰余金の使途	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	A	B	B	
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	
(2)人事に関する計画	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3)積立金の使途	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

- 業務の効率化に取り組んでおり、一般管理費やシステムコストの削減など多くの項目において中期計画策定時の想定を上回る進捗を見せている。また、業務の適正化にも努めており、融資審査のモニタリングを実施するなど、適切な融資審査の実行に向けた取り組みを行っている。これらの取り組みを引き続き継続することに加え、入札・契約の適正化などにおいてもさらなる業務の効率化、適正化が望まれる。
- 一部の融資及び債券募集に関連する業務においてガバナンスに不備があったことが外部からの指摘などで明らかになった。組織運営のさらなる適正化に向けて、実効性のある内部統制の確立に向けた検討を行うなど改善の努力が必要である。
- 証券化支援事業でのリスク管理債権比率が想定以上の高まりを見せるなど、リスク管理上の問題が生じていることにも留意する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般管理費は対平成 18 年度比で▲15.3% (目標▲15%)。 • 全額繰上償還請求債権に占める債権回収会社を活用したものの割合は 86.1%(20 年度 81.0%)、債権回収会社による回収金額は 2,053 億円(20 年度 1,937 億円)。 • 22 年度以降に業務委託する債権回収会社の選定を一般競争入札(総合評価落札方式)により 937 百万円削減。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一般管理費の 15%削減の中期目標を2年前倒しで達成しているほか、債権回収業務の業務委託手数料を縮減するなど、一般管理費等の低減は順調である。 <p style="text-align: right;">など</p>
証券化支援業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 21 年度に証券化支援業務に参入した金融機関(1機関)との間で協定書を締結。メガバンクやモーゲージバンク等 40 機関のヒアリング等を実施。 • 瑕疵保険制度の検査等を適合証明の中間現場検査に代替する措置、住宅性能表示制度に基づく建設住宅性能評価書を適合証明の竣工時の現場での検査に代替する措置を導入。 • 標準処理期間内に処理した件数シェアは 80,336 件中 67,656 件の 84.2%(20 年度は 38,785 件中 31,416 件の 81.0%)。 • 融資率上限の引上げ、借換融資の対象化、優良住宅取得支援制度の拡充等を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 取扱金融機関の融資審査のモニタリング、瑕疵保険制度の検査による現場検査の省略など合理化に努めている。 • 標準処理期間内の処理件数の実績は、すでに中期計画を達成しているが、前年度よりもさらに実績を向上させており順調である。 • 経済対策などへの適切な対応による融資率上限の引き上げ、その他の対応策の実施は評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
住宅資金融通業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • バリアフリー対応賃貸住宅融資について、会計検査院の実地検査の結果、融資条件の履行確認を行っておらず、貸付条件違反が常態化していること、また当該条件違反の事態の看過等が原因で対象物件における高齢者の入居率が著しく低い状況となっていることが判明。 • マンションすまい・債による資金調達において、認可額を上回る債券発行を行い、住宅金融支援機構法に違反する事態が生じ、理事長が国土交通大臣より嚴重注意を受け、変更認可申請及び変更届出を提出。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • バリアフリー対応賃貸住宅について貸付条件違反が常態化するなど、事業実施上の要件に関する継続的モニタリングの仕組みがとられていないのではないか。問題への対応が急務。 • 今回の法令違反は実質的な損害は生じるものではないが、キャッシュフローの管理能力への疑念や、ガバナンスの問題がある。申し込みの実績情報の適時の徴収と認可額を超えそうか否かの判断を適時に行う仕組みを構築し、法令に基づく手続きの遵守を徹底するための取り組みが必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- バリアフリー対応賃貸住宅融資については、「平成 20 年度決算検査報告」(平成 21 年 11 月 11 日会計検査院から内閣宛て送付)において、融資物件の多くが入居者募集開始時までに高齢者円滑入居賃貸住宅の登録がされておらず、高齢者の入居の機会を狭めている結果として、高齢者の入居者等が少ない旨の指摘を受けたところであり、これについて、貴委員会の評価結果では、「バリアフリー対応賃貸住宅について貸付条件違反が常態化するなど、事業実施上の要件に関する継続的モニタリングの仕組みがとられていないのではないか。問題への対応が急務。」として、C 評定としている。
また、平成 21 年度に発行されたマンションすまい・債による資金調達において、あらかじめ認可した額を約6億円(発行認可額の1パーセント)上回る債券発行を行い、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)に違反する事態が生じたところであり、これについて、貴委員会の評価結果では、「法令に基づく手続きの遵守を徹底するための取組を行う必要がある。今回の法令違反は実質的な損害は生じるものではないが、キャッシュフローの管理能力への疑念や、ガバナンスの問題がある。申し込みの実績情報の適時の徴収と認可額を超えそうか否かの判断を適時に行う仕組みを構築し、法令に基づく手続きの遵守を徹底するための取組が必要である。」として、C 評定としている。
これらのことを踏まえ、今後の評価に当たっては、是正措置の取組状況及び再発防止のための取組状況を業務実績報告書等で明らかにした上で、その取組が着実に実施されているかについて、評価を行うべきである。

⑤ 文 部 科 学 省

法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小田 豊)
目的	特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行うこと。2 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。3 1に掲げる研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。4 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。5 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:宮崎 英憲)
ホームページ	法人: http://www.nise.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	A	A	
(1)研究活動	A	A	A	A	A	A	
(2)研修事業	A	A	A	A	A	A	
(3)教育相談活動	B	B	A	B	A	A	
(4)情報普及活動	A	A	A	A	S	A	
(5)国際交流活動	A	A	A	A	A	A	
(6)筑波大付属久里浜養護学校との協力	A	A					
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画			A	A	A	A	
4.外部資金導入の推進			A	A	A	A	
5.会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施			A	A	A	A	
6.剰余金の使途			—	—	—	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究、研修等に取り組み、その使命を十分に果たしている。教育現場等へのニーズ調査や意見募集システムにより、おおむね現場のニーズを把握した取組がなされている。総人件費改革や給与水準の適正化等、政府方針に適切に対応し、業務効率化に取り組んでいる。
- 理事長がリーダーシップを発揮し、組織的に業務の効率化を図るとともに、各業務の改善・充実を目指した検討を行い、見直しを行ったことは高く評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究活動	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援教育推進のための研究基本計画」(平成20年8月に発行)に基づき、長期展望に立った障害のある子どもの教育の在り方、特別支援教育制度の推進・改善に関する総合的研究、各障害種別の教育内容・方法に関する研究など各研究課題を戦略的・体系的に立案・実施。 研究課題設定のプロセスを改善し、「研究班」(研究立案・実施母体として平成20年4月に発足)で、研究活動の戦略的・体系的な立案の検討を行い、研究計画原案(研究企画書)を作成、理事長による研究課題決定のプロセスなどを整備し、研究計画立案の体制を充実。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進のための研究基本計画に基づき、各研究課題を戦略的・体系的に立案・実施するための研究課題設定プロセスを整備し、研究計画立案体制の充実が図られたことは評価できる。研究成果の還元については、研究所が成果を提供する、という一方向ではなく、研究所と教育現場がやり取りし、さらに良いものを生み出せる、双方向性のシステムで、しかも広くという視点を持つ必要がある。 ニーズ調査における意見募集の意見数を増やすことは容易なことではない。引き続きの啓発に努めてほしい。 教育現場のニーズ調査は、研究・研修プログラムの立案にとって有効な手法である。一方で、調査法としての限界も想定され、今後このことへの検討が求められる。 <p style="text-align: right;">など</p>

<p>研修事業</p>	<p>1(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度特別支援教育研究研修員制度は、実施要項において、研究系ごとに募集人員を定めるなどの改善を図り、継続12課題、新規3課題を受入可能な研究とし、受入可能人員は対象研究課題毎に各2～3名程度、募集人員は10名として照会。その結果、7道県教育委員会から、5課題に、計8名の特別支援教育研究研修員の推薦を受け、関係教育委員会と調整を図り、審査の上、全員受け入れ。 (平成21年度特別支援教育研究研修員制度の参加率は、80%(8名/10名)) 研修終了直後のアンケート調査(8名中、8名回答)では、研修全体の満足度(「とても有意義」「有意義」の合計)が100% <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県等における特別支援教育の指導者養成に寄与するために「特別支援教育研究研修員制度」を作り、研究系ごとに募集人員を定めるなどの改善を図り、研究所担当職員とともに研究する仕組みを構築するなどの努力をされているが、募集人員の10名には達していない。 今後、募集定員を確保できない要因の分析を行うなどし、研修の在り方の見直しを含めた検討をすべきである。 <p>など</p>																																							
<p>教育相談活動</p>	<p>1(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談、発生頻度の低い障害等に関する教育相談、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談の三つに限定して実施することとした教育相談件数は、下表のとおり。 <table border="1" data-bbox="448 680 959 929"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>臨床的研究</th> <th>低発生等困難</th> <th>国外</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H19</td> <td>相談件数</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>延回数</td> <td>431</td> <td>34</td> <td>11</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H20</td> <td>相談件数</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>50</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>延回数</td> <td>457</td> <td>89</td> <td>101</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H21</td> <td>相談件数</td> <td>32</td> <td>12</td> <td>28</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>延回数</td> <td>504</td> <td>44</td> <td>122</td> <td>670</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>	年度		臨床的研究	低発生等困難	国外	計	H19	相談件数	28	13	10	51	延回数	431	34	11	476	H20	相談件数	39	44	50	133	延回数	457	89	101	647	H21	相談件数	32	12	28	72	延回数	504	44	122	670	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談の内容に限定して実施をする仕組みが定着した。中でも、発生頻度の低い障害等困難な事例に関する教育相談や日本人学校等の保護者等からの教育相談など特総研ならではの教育相談活動が推進されている。 ナショナルセンターとしての相談事業の展開の観点から、自治体レベルでは対応が難しい課題に対して着実な実績を上げている。 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた相談に特化して対応されており、相談に対する来所者の満足度も高い。 <p>など</p>
年度		臨床的研究	低発生等困難	国外	計																																				
H19	相談件数	28	13	10	51																																				
	延回数	431	34	11	476																																				
H20	相談件数	39	44	50	133																																				
	延回数	457	89	101	647																																				
H21	相談件数	32	12	28	72																																				
	延回数	504	44	122	670																																				
<p>情報普及活動</p>	<p>1(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> データベースの新規登録件数は、年間 7,668 件であり、目標の 6,000 件を上回った。 データベースへのアクセス件数は、802,512 件であり、目標の 500,000 件を上回った。 <table border="1" data-bbox="472 1093 959 1184"> <thead> <tr> <th></th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>693,483</td> <td>607,768</td> <td>802,512</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>		19 年度	20 年度	21 年度	アクセス件数	693,483	607,768	802,512	<ul style="list-style-type: none"> 図書、資料等やデータベースの新規登録数、データベースへのアクセス件数など、目標値を大きく上回り、情報発信センターとしての機能を十分発揮している。 資料の収集、情報提供ともに積極的に行われていると認められ、それぞれの数値目標を達成している。 発達障害教育情報センターについては順調に運用されているが、利用者アンケートからは改善の余地がうかがえるので、今後のさらなる取組に期待する。 <p>など</p>																															
	19 年度	20 年度	21 年度																																						
アクセス件数	693,483	607,768	802,512																																						

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人大学入試センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:吉本 高志)
目的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)における教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。2 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。3 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:上原 春男)
ホームページ	法人: http://www.dnc.ac.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、Cの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)組織の整備状況と業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)管理運営業務の効率化状況	A	A	A	B	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	A	A	
(1)センター試験の円滑で適切な実施状況	A	A	A	A	A	A	
(2)調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	A	A	A	A	A	A	
(3)進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	B	B	A	A	A	A	
(4)管理・運営と事業等に関する情報の積極的な公開状況	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する事項等			A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画の策定	—	—	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画の策定・実施状況等	B	B	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- センター試験に参加する大学数の増加や、それに伴う英語リスニングテストの対象者数の増加など、業務の負担増と多様化が進む中、適切かつ安定した事業運営が継続的に実施されていることは評価できる。また、新型インフルエンザ対応として、追試験の全都道府県での実施、実施時期の変更、受験生に対する情報の発信等を行うことにより、進学のための受験の機会を最大限確保した取組については、危機管理の面も含めて高く評価したい。
- また、大学入試に関する専門的な調査研究を行う我が国で唯一の中核的機関として、入学者選抜に関する調査研究の充実に向けた取組に努めている。
- 業務運営の効率化については、継続的に取組が進められた。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織の整備状況と業務の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 人事交流については、職員に多様な職務の機会を与えることで幅広い経験を積ませ、資質能力の向上を図るとともに、人事の停滞による組織の硬直化の防止、相互牽制を図るため、入試業務に支障を来さないよう配慮しながら、国立大学等と人事交流を行っている。平成21年4月1日現在では、課長補佐級以下の職員72人中31人、約43%が人事交流者となっている。 国内外における研究連携の推進、社会とのインターフェイスの構築、研究情報発信の促進を目的とした研究組織を新たに創設することとし、平成21年7月、入学者選抜研究機構(仮称)創設準備室を設置し準備を行った。(平成22年4月入学者選抜研究機構設立) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務及び研究組織において、持続的な組織、体制の見直し・整備が行われている。 事務組織において、入試業務に支障を来さないよう配慮しつつ、組織の硬直防止、相互牽制等のため積極的に国立大学等と人事交流を図ることは評価できる。 研究組織において、国内外の研究者との連携協力体制を構築し、研究成果の情報発信を促進するため、新たな研究組織の整備を準備したことは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

<p>管理運営業務の効率化状況</p>	<p>1(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支出決算額については、人件費及び特殊要因分を除いた一般管理費72,076,273円と業務経費9,627,690,788円をそれぞれ前年度と比較したところ、一般管理費28.55%の減、業務経費1.02%の減となった。 中期計画に対する進捗状況については、本センターは第2期中期計画期間において、平成17年度をベースに毎年度一般管理費3%の削減を行うこととしている。このため、中期計画4年目である平成21年度までに、平成17年度から一般管理費12%の削減を行うことが必要となるが、一般管理費は43.50%の減と計画以上に進行している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について、年度計画を大幅に上回る削減を達成したことは、大いに評価できる。今後も効率化の努力を継続することを期待するが、一方で、既に大幅な削減が達成されていることも考慮し効率化分を業務などの質の向上に充てることなども検討すべきである。 業務経費について、効率化に努め、前年度比1.02%の経費削減を達成できたことは評価できる。また、中期目標期間全体における削減目標の進捗状況についても、3.81%とほぼ順調に進捗しており、今後更なる努力を期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>センター試験の円滑で適切な実施状況</p>	<p>2(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度センター試験の実施結果等を踏まえ各種マニュアルの整備・見直しを図るとともに、5月頃から国内で感染が拡大しはじめた新型インフルエンザ対策として、政府の新型インフルエンザ対策を踏まえ、センター試験の実施時期に蔓延期を迎えた場合に備え、受験機会を確保する観点から、実施上の特例措置を行った。 リスニングにおいては、ICプレーヤーのリニューアルに伴い、各大学に実際の監督者の動き等を映像で分かりやすく解説した「リスニング監督者演習用DVD」を更新し、これをリニューアルしたICプレーヤーの見本機とともに配付して、各大学での監督者説明会等で活用できるようにするとともに、他の資料と同様にデータを専用ホームページからダウンロードできるようにするなど、各大学での利便性の向上にも配慮した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 試験の実施に関しては、参加大学が増加する中で、試験実施のマニュアルを改善し関係機関に周知徹底を図ったことにより、リスニング試験も含めて円滑に実施されたと判断できる。 新型インフルエンザ対策については、発生の当初から関係機関や専門家と協議する場を設置して検討を進め、実施上の特例措置を決定した後、関係機関や受験生に周知徹底を行うなど、所管省庁とも連携し適切な対応がなされたと判断できる。この対応は、危機管理の良い事例と評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況</p>	<p>2(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各アドミッションセンター教員が抱える課題を「中等教育の課題－高等教育の課題」及び「大学共通の課題－個別大学の課題」の2つの軸で形成される枠組みの中に位置付け、個別大学のアドミッションセンターの教員を中心とするメンバーによる研究会(2回)及び報告会(2回)を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個別大学のアドミッションセンターと研究会を開催するなど、大学入学者選抜の改善に係る研究の交流及び協力などの推進が図られたと判断できる。特に、入学者選抜に関する共同利用機能を促進するため、入学者選抜研究機構設立の準備に着手したことは評価でき、今後十分に機能することを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況</p>	<p>2(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年3月までハートシステムとホームページは別システムで運用されていたが、情報提供の強化、利便性の向上及び管理運用の合理化を目指すため、システムの統合を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハートシステムについては、その効果を含め検証し、今後はセンターがなすべき役割を十分認識した上で、厳選した情報を提供するなどの検討を進められたい。 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>施設・設備に関する計画の策定</p>	<p>3(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在保有している14台の光学式マーク読取装置(OMR)については、老朽化に加え、装置に対するメンテナンス保証が平成22年で終了することから、平成18年度より計画的に更新を進めており、平成21年度においては計画していた2台に1台追加し、計3台を更新した。 整理合理化計画を踏まえ、現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について引き続き検討を行い、先行して保有資産の見直しを検討した機関への調査や本センターの立地条件等の内部調査を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> センター試験の成績処理及び成績提供を行う際の要となる光学式マーク読取装置を3台更新するなど、センターの業務に必要な施設設備の整備が計画的に行われていると判断できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:田中 壮一郎)
目的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下この項において「青少年研修」という。)のための施設を設置すること。2 1の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。3 1の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。4 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動。ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動。ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:板本 登)
ホームページ	法人: http://www.niye.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成18年4月に「(独)国立オリンピック記念青少年総合センター」、「(独)国立青年の家」と「(独)国立少年自然の家」の3法人が統合している。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化	B	A	A	A	
(1)青少年をめぐる諸課題への総合的・効率的な対応状況	B	A	A	A	
(2)企画立案機能の強化状況	B	A	A	A	
(3)業務の効率化状況	A	A	A	A	
(4)施設の効率的な利用の促進状況	B	B	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	
(1)企画事業の実施状況	A	A	A	A	
(2)研修支援事業の実施状況	A	A	A	B	
(3)連絡・協力の促進に関する取組み状況	A	A	A	A	
(4)調査研究事業の実施状況	B	A	A	A	
(5)助成業務の実施状況	A	A	A	A	
(6)附帯業務の実施状況	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	
(1)収入の確保等の状況	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	
(1)短期借入金の借入状況	—	—	—	—	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	A	
(1)重要財産の処分等の状況	—	—	—	A	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	
(1)剰余金の使用等の状況	—	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	
(1)施設・設備の整備状況	A	A	A	A	
(2)人事管理の状況	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 青少年教育のナショナルセンターとして取り組むべき、「次代を担うリーダーの育成」などの国の政策課題や喫緊の青少年の課題に対応した事業に重点的に取り組むとともに、各分野の専門家との連携を図り、さらなる事業の充実を期待する。また、事業の成果や調査研究結果の普及状況について、より具体的に把握することが望まれる。
- 包括委託の活用や随意契約から競争性のある契約への移行などの外部委託契約の見直し、地方施設における次長制移行による人員削減などを積極的に推進し、人件費を含む一般管理費及び業務経費について、目標を大きく上回る削減がなされており評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
施設の効率的な利用の促進状況	1(4)	・ 総利用者数は、4,862,280人であり、その内訳は青少年及び青少年教育関係者の研修利用は3,826,884人、一般の研修利用は794,787人、企画事業等での利用者は240,609人であった。また、インフルエンザの影響を受けての利用の取り止めが789団体、108,177人あった。	・ 施設の利用状況は、岩手・宮城内陸地震で受け入れを停止していた施設を除いた実績と比較すると、総利用者数は前年度よりも増加している。また、宿泊室稼働率も年々増加傾向にあり、利用促進の取組の成果が出てきていることがうかがえる。

		<p>た。さらに、自然災害や耐震補強工事等に伴い、15教育施設において合計209,316人の利用受入れの中止・制限を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 花山は、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震で被災したため、平成21年度まで受入を停止している。従って、前年度の利用状況と比較するため、平成21年度の実績から花山の実績を除いた利用者数は、総利用者数が約485万人(約2万人の増加)、宿泊利用者数は約283万人(約12万人の減少)、日帰利用者数は約201万人(約14万人の増加)となった。また、宿泊室の稼働率は全体で61.4%であった。 なお、機構本部において平成20年度に策定した「稼働率向上(利用者増加)のための対策」に基づいて取り組んだ利用促進の取組事例の共有を図るため、「広報・利用促進事例集」を作成した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構の実物資産としては、主に各施設の土地建物が該当するが、各施設の維持管理経費については、管理・業務委託経費の見直しにより経費の削減が図られているとともに、施設利用料については、受益者負担を導入するなど、収入増加の取組が行われており評価できる。 各地方施設の有用性・有効性については、引き続きその検証に努めるとともに、自治体・民間への移管に当たっては、文部科学省と連携しつつ、青少年教育のナショナルセンターとして今後果たすべき役割を十分に検討した上で、取り組むべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>
研修支援事業の実施状況	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の青少年及び青少年教育関係者の研修利用は3,826,884人(宿泊利用:2,528,636人 日帰り利用:1,298,248人)、団体数は55,136団体(宿泊利用:19,437団体 日帰り利用:35,699団体)であった。 平成21年5月、カヌー及びいかだの体験学習を行っていた児童生徒等のカヌー19艇(54人)、いかだ6枚(42人)が強風で沖合に流された。(※活動開始時は雷・強風・波浪注意報が発令されていた。)監視艇による救助や自力での帰還等によって92名は救助されたが、4人(生徒3人、教師1人)が一時行方不明になり、近所の住民の通報により救助に加わった海上保安庁の巡視船によって救助された。 事故発生後、カヌー・ゴムボート・いかだなど海での活動を中止し、「海浜活動事故防止協議会」による原因究明、安全管理体制や指導体制の確立を行い、「海浜活動事故調査報告書」としてとりまとめてHPに公表した後、9月から海浜活動の受け入れを再開した。また、危険度の高いプログラムの安全対策マニュアルの点検・作成に全ての教育施設で取り組むとともに、山系の活動と海系の活動に分けて、2回の安全管理・安全教育に関する職員研修を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大隅青少年自然の家のカヌー転覆事故については、プログラムの実施・中止の判断基準が明確でなかったこと、監視・連絡・救助体制が十分でなかったこと、安全指導内容が十分でなかったことなどが原因であり、安全管理体制が十分でなかったと指摘されている。機構においては、安全管理を考える上で、事故が発生した事実を重く受け止めてもらいたい。 なお、当該事故後に安全管理体制の見直しなどを行っているが、2度とこのようなことが起こらないよう再発防止に努めるとともに、公立施設等に対しても、事故防止に関する情報提供や安全管理研修を実施するなど、我が国全体として安全な体験活動の推進に取り組むことを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
調査研究事業の実施状況	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の体験活動や自立に関する意識等の実態について全国規模の調査を平成18年度から継続して実施しており、平成21年度調査では、青少年の体験や習慣、保護者のしつけや教育等に関する経年変化を見るために、調査を実施。全国の小学校・中学校・高等学校の900校の児童・生徒とその保護者を調査対象とし、約3万5千人から回答があった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」は、体験活動を体系的にとらえ、人間形成にとってどの時期にどのような体験をすることが重要であるかを明らかにするものであり、発達段階に応じた体験活動のプログラム開発など今後の研究成果が期待される。 また、調査研究の成果がいかに関活用されているかを具体的に把握することが望まれる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立女性教育会館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:神田 道子)
目的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。
主要業務	1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。3 1に掲げる施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。6 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:山本 恒夫)
ホームページ	法人: http://www.nwec.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	
1 基幹的指導者に対する研修の実施	A	A	A	A	
2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施等	A	A	A	A	
3 喫緊の課題に関する調査研究の実施等	A	A	A	A	
4 喫緊の課題を担当する指導者に対する研修の実施	A	A	A	A	
5 課題解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流機会の提供	A	A	A	A	
6 男女共同参画等に関する基礎研究の成果の提供	A	A	A	S	
7 男女共同参画等に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、ポータルとデータベースの構築・提供	S	S	S	S	
8 女性アーカイブの構築	A	A	A	A	
9 利用者への学習情報提供	A	A	A	A	
10 利用者の拡大への努力	A	A	A	A	
11 女性関連施設等男女共同参画等に関する全国の関係機関等との連携協力体制の充実	A	A	A	A	
12 男女共同参画等に関する国際協力・連携に資する研修の実施	A	A	A	S	
13 海外の研究者等との交流・女性関連施設等との連携等、相互の研究成果の交換・活用	A	A	A	A	
14 地球規模の課題に資する調査研究の実施等	A	A	A	A	
II. 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	
1 広報の充実	S	A	A	A	
2 運営及び業務の効率化	A	A	A	A	
3 外部資金の導入	A	A	A	A	
4 自己点検・評価等による業務の改善	A	A	A	A	
III. 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	
1 予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	
2 施設・設備の計画的整備	A	A	A	A	
3 関係機関・団体との人事交流等	A	A	A	A	

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	1. A、B、Cの3段階評価(「A」及び「C」評定の中で年度計画の1.5倍、または0.5程度の成果をあげていると評価される項目は、それぞれ「AA」、「CC」とすることができる。) 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>			
I. 業務運営の効率化	—	—	
◎毎事業年度につき1%の業務の効率化	B	B	
1 関係機関との共催事業の開催	A	A	
2 学習プログラムの共同開発	A	A	
3 女性、家庭・家族に関するデータベースの共同構築	A	A	
4 外部委託の推進	A	A	
5 事務、事業、組織、施設管理等の見直しによる業務運営の効率化	A×1 B×2	A×2 B×1	
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	
1 研修事業の充実	A×6	A×6	
2 交流事業の充実	A×3	A×3	
3 調査研究事業の充実	A×5	A×6	

4 情報事業の充実	A×5	A×4 B×1
5 受け入れ事業の充実	A×4 B×1	A×3 B×2
6 広報活動の充実	A×1 B×1	A×1 B×1
III.財務内容の改善に関する事項	—	—
1 自己収入の増加	A	A
2 固定的経費の節減	A	A
IV.その他業務運営に関する事項	—	—
1 施設・設備に関する計画	A	A
2 人事に関する計画	B	B

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国立女性教育会館においては、男女共同参画及び女性教育に関する基幹的な女性教育指導者等の育成を行うとともに、地域においては取り組むことが困難な調査研究や、情報の収集・提供、女性アーカイブの構築等に着実に取り組んでおり、昨年度の業務実績評価を踏まえ、第二期中期目標期間の 4 年目として順調に成果が上がっているものと評価できる。
- 引き続き中期目標の達成に向けた取組により、男女共同参画社会の形成の促進に大きな役割を果たすことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等									
男女共同参画等に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、ポータルとデータベースの構築・提供	I.7	<ul style="list-style-type: none"> データベース化件数について、年度計画の 45 万件を上回る 490,115 件を達成。 アクセス件数について、年度計画の 11 万 5 千件を上回る 297,295 件を達成。 資料等利用者数について、A 評価基準の 6 千人を上回る 9,263 名を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料・情報の収集・提供が精力的に行われ、データベース化、アクセス件数が中期計画上の数値目標を大きく上回る結果となっている実績を高く評価する。 引き続き、信頼性・利便性の高い高品質の情報の収集・提供を期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>									
運営及び業務の効率化	II.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度 A評価</th> <th>H21年度 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費効率化</td> <td>3.02% 削減</td> <td>3.09% 削減</td> </tr> <tr> <td>業務経費効率化</td> <td>1.03% 削減</td> <td>1.17% 削減</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標に掲げた「中期目標期間中に一般管理費については平成17年度と比して15%以上、業務経費については平成17年度と比して5%以上の削減を図る」を実現するため、各課への予算配分に当たって効率的な執行を指示するほか、常に事業実施にあたって予算を意識させた。この結果、平成21年度においては一般管理費については平成20年度予算に対して7.37%の削減を図ったほか、その他の事業経費についても4.50%の削減を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>		H21年度 A評価	H21年度 実績	一般管理費効率化	3.02% 削減	3.09% 削減	業務経費効率化	1.03% 削減	1.17% 削減	<ul style="list-style-type: none"> 退職者の不補充による人件費の削減や、屋内プールの使用休止など、経費削減の努力が見られる。 人件費を削減しているが、ナショナルセンターとして本来業務を推進する上で問題が残らないか、多様でハイレベルなサービス提供のための質の確保が必要であることを留意すべき。 <p style="text-align: right;">など</p>
	H21年度 A評価	H21年度 実績										
一般管理費効率化	3.02% 削減	3.09% 削減										
業務経費効率化	1.03% 削減	1.17% 削減										

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 貴委員会では「地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎研究の成果の提供」に係る評価に当たっては、「活用状況(調査研究成果が女性教育施設等の事業にどう役立っているか等 質的活用状況)」を観点として評価を行うとしている。
しかしながら、平成 21 年度は、調査研究成果として 20 年度に作成した「男女共同参画データブック 2009」について、リーフレットの作成、ニュースレターのメール配信及びワークショップでの活用などの提供実績をもって、年度計画を上回る特筆すべき成果を上げたものとしてS評定(特に優れた実績を上げている。)を付しており、評価の観点として女性教育施設等の事業にどう役立っているかといった質的活用状況については具体的に示されていないものとなっている。
今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、自ら定めた評価の観点である質的活用状況について具体的に明らかにした上で、調査研究成果の提供に係る評価を行うべきである。
- 施設・設備の整備、施設管理に係る評価に当たって、保有資産の管理・運用等については、行政刷新会議による事業仕分け(第1弾)に基づき、個々の施設の有効性・有用性等について全般的に検証を行い、見直したとされている。
しかしながら、利用内容や利用者の範囲、稼働率などのデータに基づく検証結果が明らかとなっていない。
今後の評価に当たっては、法人の設置目的に照らし合わせた上で、各施設の利用実態、稼働状況等を明らかにした上でその保有の必要性についての評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立国語研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (所長:杉戸 清樹) ※法人移管により平成21年10月1日に大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所が発足したため、独立行政法人国立国語研究所については、平成21年9月30日における情報を記載している。
目的	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。3 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.ninjal.ac.jp/ (大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管された現在のものだが、独立行政法人時の公表資料等も本ホームページにおいて公表されている。) 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	3年6ヶ月(平成18年4月1日～平成21年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	
(1)国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献	A	A	A	A	
(2)日本語教育機関等に対する情報の提供	A	A	A	A	
(3)国民に対する効果的かつ効率的な情報発信	A	A	A	A	
(4)内外関係機関との連携協力	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項・その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	1. A、B、Cの3段階評価(必要に応じて、A+及びC-の2段階を追加)。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>			
1. 業務運営の効率化	A	A	
(1)現行組織の見直し有機的な連携等を図るための研究体制の構築等	A	A	
(2)研究所の効率的、効果的運営	A	A	
(3)業務の効率化	B	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	
(1)国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査等	A	A	
(2)資料の作成、公表並びに関係する情報及び資料の整理・提供	A	A	
(3)外国人に対する日本語教育に従事する者等に対する研修	B	A	
(4)附帯する業務	A	A	
3. 資金計画、その他	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 法人移管の伴う諸作業があったにもかかわらず、業務が円滑に実施されたことは評価できる。
- 大規模データベースの構築は順調に進められ、ホームページ上の公開も適切に行われ今後の活用が期待される。
- 日本語教育の情報資料の作成については、過去3年半の成果をまとめ、普及に努めたことは評価できる。
- 調査研究成果の公表は、インターネットを中心に順調に行われ、アクセス件数も高い水準を維持している。なお、法人移管により、研究発表会、フォーラムの開催が見送られたことは残念である。
- 業務の効率化、一般管理費の削減は、省エネルギーなど日常的な取組によって成果が上がっており、随意契約の見直しなど契約についても適正な運用がなされた。
- 人件費削減は退職者の不補充などにより目標が達成され、給与水準も適正な水準に保たれているが、優秀な人材の確保の観点から研究者の処遇への一定の配慮が必要である。
- 業務の整理合理化と効率的な運用により、国立国語研究所は66名体制(17年度)から54名体制(21年度9月末)へと人員が削減された。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																
国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模データベースの構築について、今年度前半に実施した生産実態サブコーパス及び流通実態サブコーパスの構築作業は以下のとおり。 文字入力まで終えたデータの総計は約8,600万語である。 <今年度前半分に作業終了したサンプル数> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>サンプリング</th> <th>電子化</th> <th>タグ付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書籍</td> <td>1,400</td> <td>1,250</td> <td>約3,000</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>650</td> <td>500</td> <td>約150</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>100</td> <td>300</td> <td>約140</td> </tr> </tbody> </table> <当初目標値に対する構築の割合> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>サンプリング</th> <th>電子化</th> <th>タグ付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書籍</td> <td>85%</td> <td>83%</td> <td>83%</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>6%</td> <td>51</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>74%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 文化審議会国語分科会漢字小委員会を傍聴し、「常用漢字表の見直し」についての審議動向を把握した。また、既に審議された「国語力」に関する報告書の作成を行った。国語力に関する調査研究をまとめた成果として、報告書『「国語力観」に関する全国調査－研究発表と分析－』を作成した。 など 		サンプリング	電子化	タグ付け	書籍	1,400	1,250	約3,000	雑誌	650	500	約150	新聞	100	300	約140		サンプリング	電子化	タグ付け	書籍	85%	83%	83%	雑誌	6%	51	32%	新聞	80%	80%	74%	<ul style="list-style-type: none"> 国語研究の基盤となる大規模データベースの構築は、サンプリング、電子化等の作業が順調に進み、公開に必要な著作権処理も着実に行われている。ホームページ上での試験公開も利用者が6万件を超え、検索ツールの開発、公開によって、今後の研究に広く活用されるものとして高く評価できる。 文化審議会の「常用漢字の見直し」作業は最終段階に入っていたため新規の資料提供は行われなかったが、すでにコーパスに基づく資料提供が行われており、審議に資する役割は果たせたといえる。また、国語力観の調査も、予定通り報告書の作成が完了した。 など
	サンプリング	電子化	タグ付け																																
書籍	1,400	1,250	約3,000																																
雑誌	650	500	約150																																
新聞	100	300	約140																																
	サンプリング	電子化	タグ付け																																
書籍	85%	83%	83%																																
雑誌	6%	51	32%																																
新聞	80%	80%	74%																																
日本語教育機関等に対する情報の提供	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「生活言語としての日本語」を柱として、必要な日本語教育情報資料の作成・提供を目標とした。この目標を達成するために、①学習項目一覧と段階的目標基準の開発、②日本語学習のための用例用法辞書の開発、③学習目的別の日本語能力評価基準の開発、の3つのアプローチから、日本語の使用実態を踏まえ、研究を推進してきた。法人移管に対応するため、平成22年度までの計画と目標を変更し、3年半の研究をまとめ、得られた研究成果や知見は、関係機関への資料提供、報告書の刊行と配布、学会等での発表、Webサイトからの発信、成果普及セミナーや研究会の開催などを通じて、その普及と活用の促進に努めた。 など	<ul style="list-style-type: none"> 法人移管に伴い、計画、目標の変更が行われたため、これまでの3年半の研究をまとめ、成果を普及促進することに力が注がれた。これまでの蓄積は「生活言語としての日本語」の教育を進める上で不可欠なもので、学習項目の一覧などの報告書の作成や「日本語観察館」の増補など、ウェブ上での発表がなされたことは、今後の日本語教育に継承される貴重な資料として評価できる。 法人移管により、研究期間が短縮された中で使命を果たし、一定の成果をあげたことは特筆に値する。 など																																
国民に対する効果的かつ効率的な情報発信	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 学術誌や学会等での発表を促進するとともに、『日本語科学』25号を刊行した。『日本語科学』厳正な査読を経た良質の論文を掲載し、専門学術雑誌として充実した内容のものとなった。刊行物の対象となる層に情報が行き届くよう、ホームページ、パンフレット、雑誌等、多様な広報媒体を活用し、適切に行った。 など	<ul style="list-style-type: none"> 学術誌、学会等での発表を継続するとともに、専門学術誌『日本語科学』25号を充実した内容で刊行するなど年度計画を十分達成した。 など																																
内外関係機関との連携協力	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 博報日本語海外研究者招聘プログラムによる海外研究者の招聘を行った。第3回の招聘研究者6人(アメリカ1、インドネシア1、タイ1、中国1、トルコ1、ベトナム1)。それぞれの研究テーマに沿った研究を行うと同時に、研究所の研究員とも、研究会や共同研究を通じた研究活動を行った。 など	<ul style="list-style-type: none"> 博報日本語海外研究者招聘プログラムにより6人の研究者を招聘しての共同研究など、海外との交流が順調に行われている。 など																																

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立科学博物館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (館長:近藤 信司)
目的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。3 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 1から3に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。5 1に掲げる博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:山本 恒夫)
ホームページ	法人: http://www.kahaku.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	A	A	1. H17年度までは、A、B、Cの3段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. H18年度以降の評価項目については、上位3段階目までを記載、17年度及び第1期中期目標期間については中期計画の項目でまとめて記載した。
(1)社会的有用性の高い自然史・科学技術史体系の構築			A	A	A	A	
(1-1)自然史、科学技術史研究の状況			S	A	A	A	
(1-2)研究者等の人材育成の状況			A	A	A	A	
(1-3)国際的な共同研究、交流の状況			A	A	A	S	
(2)ナショナルコレクションの体系的構築と継承			A	A	A	A	
(2-1)標本資料の収集・保管状況			A	A	S	A	
(2-2)標本資料情報の発信状況			A	S	A	S	
(2-3)標本資料等に関するナショナルセンター機能の状況			A	S	A	A	
(3)人々の科学リテラシーの向上			A	A	A	A	
(3-1)展示公開及びサービスの状況			S	S	A	S	
(3-2)学習支援事業の実施状況			A	S	S	S	
(3-3)日本全体を視野に入れた活動の状況			A	A	S	A	
(3-4)知の社会還元を担う人材育成の状況			A	A	A	A	
(4)博物館の整備・公開	A×2	A×2					
(5)自然科学等に関する資料の収集、保管、公衆への供覧	A×3 B×1	A×3 B×1					
(6)自然科学等の研究の推進	A×6	A×7					
(7)教育及び普及	A×8	A×9					
(8)研修事業充実	A	A					
(9)科学系博物館ナショナルセンター機の充実	A×5	A×7					
2.業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)業務運営・組織の状況			A	A	A	A	
(2)経費の削減と財源の多様化の状況			S	A	A	A	
(3)経費の削減率	B	B					
(4)経費の節減努力状況	A	A					
(5)組織運営の改善状況	A	A					
3.財務内容の改善に関する事項			A	A	A	A	
(1)外部資金等の積極的導入と管理業務の効率化			A	A	A	A	
(2)自己収入の増加		A					
(3)固定的経費の節減		A					
4.その他業務運営に関する事項			A	A	A	A	
(1)施設・設備の状況			A	A	A	A	
(2)人事管理の状況			A	A	A	A	
(3)施設整備の推進		A					

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 国際博物館会議のアジア太平洋地域連盟(ICOM-ASPAC)の日本初の国際会議「ICOM-ASPAC 日本会議 2009」の開催に主体的な役割を果たし、「東京宣言」を取りまとめ、アジア・太平洋地域の博物館に関する国際的な連携強化のリーダーシップを

果たした。

- 標本・資料統合データベースの WEB 上での公開など標本資料の可視化の進展がめざましく、高く評価できる。国内外の博物館・研究機関の利用が増加しており、標本資料の可視化は、児童生徒や一般国民の今後の学習支援ツールとしても有効である。
- 展示の回数、企画ともに意欲的に取組み、入館者数が前年度より増加し、中期計画の目標を達成するなどの成果を上げた。また、展示評価の一環として展示の企画段階でアンケートを実施して企画改善を図る先導的な取組が行われた。
- ボランティアの活用や、学会や企業等の外部組織との連携を深め、多様な学習支援活動を先導的に開発・実施している。特に世代に応じた科学リテラシー涵養のためのプログラム開発と体系化は国際的にも関心が持たれており、ナショナルセンターとしての役割を果たしている。
- 業務運営については、事務組織を3部制から2部制へ移行したことや、経営委員会の開催、民間競争入札の導入等、業務の質の向上と効率化で成果を上げている。
- 調査研究や標本資料の収集・保管の推進に向けて、新研究棟や新収蔵庫の整備が着実に進展している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
社会的有用性の高い 自然史・科学技術史 体系の構築	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外の博物館関係者、研究者等を招へいして国際シンポジウムを開催するとともに、国際的な博物館関係会議への協力活動や、海外の博物館、教育・研究機関等からの視察等受入を積極的に行った。特にアジア及び環太平洋地域については、「ICOM-ASPAC 日本会議 2009」を当館が主体的に関わり開催した。また、アジア太平洋地域科学館会議(ASPAC)等の世界の博物館機関を通じて交流を深めたほか、ブータン国ロイヤル植物園、インドネシアボゴール植物園との共同研究等を進めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ICOM-ASPAC 日本会議を科博がナショナルミュージアムとして日本で初めて開催し、連携強化のリーダーシップを果たすとともに、指導的立場に立つことを明確にしたことを高く評価する。 ● ICOM-ASPAC 日本会議において、博物館の人的資源開発への協力、博物館の中核的な価値に関する議論の活性化等について合意するとともに、アジア地区で科博が主導的役割を果たしている GBIF 等、世界共有の資産である文化的・科学的・社会的な情報資源の充実やデジタル化、ネットワークの拡大の推進について合意して、東京宣言を採択し、この地域の博物館の連携強化に貢献したことは高く評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>
ナショナルコレクションの体系的構築と継承	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 標本資料の収集 平成 21 年度末現在、登録標本数 3,937,748 点 21 年度、登録標本増加数 147,737 点 中期目標期間 累計増加数 452,134 点 (目標に対し 226.1%達成) ● 標本・資料統合データベースを新たに公開し、その結果絶滅危惧種などの所在情報や研究中のデータを除いた公開データ件数は約 127 万件となった。 ● 標本資料情報公開増加数 平成 21 年度実績 294,110 件 中期目標期間 累計増加数 376,801 件 (目標に対し 251.2%達成) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録標本数は、約 390 万点と順調に増加している。新収蔵庫と新研究棟の整備により、新たな保管計画も実行段階に入っており高く評価したい。今後、更に長期的な展望に立った保管計画や収集戦略が必要となつてこよう。 ● 標本資料の一般可視化の進展が目覚ましい取組であり、国内外の研究機関等への研究目的の利用も増加傾向にあり、資料の効果的活用が一段と進んでいることから高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
人々の科学リテラシーの向上	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 入館者の確保 平成 21 年度実績:1,774,179 人 中期目標期間累計:7,053,610 人 (目標に対し 117.6%達成) ● 展示評価の実施 事前アンケートに基づいた展示の企画や期間中のアンケートに基づいた、期間中での展示の改善等を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別展、企画展の内容・方法に工夫を加え魅力ある展示を開催している。常設展が着実に入館者数を増加させているのは、それらの努力が反映されたものと思われる。一方で、科博の貴重な資源を適切に反映させていくビジョン・戦略をより明確化する必要があろう。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営委員会の実施 ● 研究活動に関する評価委員会の実施 ● 調査研究と標本資料収集・保管、展示・学習支援活動を一体的に実施しさらなる成果をあげるため、また、組織全体及び職員の潜在力を引き出すために上野本館における事務組織を2部制とするなど効果的な組織への改編を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営委員会でのアドバイス、外部有識者を交えた研究評価委員会、利用者アンケート等様々な方法で外部の意見を取り入れて業務改善を図っている。このことは、ややもすれば硬直化する業務運営を再検討する上で重要である。上野本館における組織の2部制への切替はその成果の一部として評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人物質・材料研究機構(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:潮田 資勝)
目的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.nims.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	A	A	
(1)重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	S×2 A×5	S×3 A×4	S×1 A×8	S×1 A×7 B×1	S×1 A×7 B×1	S×3 A×6	
(2)研究成果の普及及び成果の利用	S×1 A×4	S×2 A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	
(3)中核的機関としての活動	A×4	A×4	S×2 A×5	S×2 A×6	S×2 A×6	S×1 A×7	
(4)その他	A×5	A×5	A×2	A×2	A	A×2	
2. 業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)機構の体制及び運営	S×2 A×7	S×2 A×7	A×7	A×7	A×6 B×1	A×6 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	-	-	-	-	A	A	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	A	
7. その他主務省令で定める事項							
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)国際的研究環境の整備に関する計画			A	A	S	S	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 我が国を代表する物質・材料研究の拠点として十分にその責務を果たしている。国際的な材料開発競争が激化する中、国内外において材料研究を先導する機構の機能を強化することは極めて重要である。
- 平成21年度の実績としては、著しく進展した研究が少ないように見える面もあるが、量から質への転換が定着しつつあり、将来的に有望な研究成果が創出された。また、特許収入が大幅に増加した点が評価できる。
- 新たな中期目標期間に向け、戦略的な社会への成果の還元を目指し、選択と集中を視野に入れて活動を進めることが望まれる。
- クリーブ試験など地道な研究基盤を支えてきた機構の特長を先端的研究に生かし、社会に求められる課題解決を推進することが望まれる。同時に、将来のテーマ発掘につながる個性的な研究の発掘・育成も継続すべき。
- 次代の担い手である若手研究者の育成や活躍の場の拡大、学会活動や標準化の先導等、我が国における物質・材料分野のリーダーとしての活躍が望まれる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 回転対陰極型X線源をベースに高速検出器から成るシステムを完成し、新MEM解析プログラムや中性子・X線小角散乱合金コントラストバリエーション法を開発。イオン・ナノパターンニング技術により2次元ナノパターン形成に成功するとともに、負イオン注入法によるナノ粒子構造制御により、ナノ粒子局所電場増大による光学非線形性の増強に成功。 BN ナノ粒子(直径20-50 nm)やナノシート 	<ul style="list-style-type: none"> 量子ドット等によるリソグラフィの精度向上が企業にとってどの程度有用な技術であるかなどの考慮も必要。 ナノチューブ・ナノシートの研究において、合成技術の高度化とともに、機能材料としての応用を視野に入れた展開が進められ、興味深い特性を示す新物質・材料が創製されている。特に、水処理膜には複数の関連企業に特許の実施許諾が行うまでの成果が出ており、

		<p>(厚さ2-10 nm)の合成に成功し、ポリマーとのコンポジット化により機械的強度を約20%増大できることを確認。また、チタン、ニオブ系酸化ナノシート膜が、温度や膜厚にほとんど依存せず優れた高い誘電・絶縁機能を示すことを発見。さらに新規層状希土類水酸化物を発見し、その剥離ナノシート化にも成功。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日米欧中韓の主要な研究費配分機関、公的研究機関、大学を対象に、物質・材料研究に係わる研究政策や研究動向、主要分野の研究予算推移など幅広い項目について、現地調査等を含めた積極的な調査活動を実施し、調査結果について、「世界における物質・材料研究に関わる研究予算推移」として発行。 など 	<p>特筆すべきユニークな成果が得られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境・エネルギー分野における国際競争の中で、NIMSにおいても様々なテーマが研究され、特筆すべき成果が創出されているが、NIMSの特徴(独自性)が見えにくい。他機関との連携の下でNIMSの立場をより明確にしつつ、今後も一層強化されるべき領域である。 内外の研究開発状況の調査を踏まえ、新たな3件の分野融合クラスターや元素戦略センターを設置したことは、新規課題へのタイムリーかつスピーディーな対応ができていますと評価される。但し、NIMSの持つ無形の知的財産を有効活用しつつ、大学や他機関で立ち上げたものの後追いににならないような戦略が必要であるとともに、どのように実行していくかが問われていることを十分考慮すべき。 など
研究成果の普及及び成果の利用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 特許出願:国内 212 件(前事業年度 220 件)、国外 115 件(同 110 件)の合計 327 件(同 330 件)。国外特許は経費負担が国内特許に比して大きいため、出願に当たっては知的財産の活用促進の観点から、実施許諾の可能性を目利きし、厳選。 特許等実施関係:計 16 件(同 5 件)の特許実施許諾の契約を締結し、実施料は 187 百万円(同 64 百万円)の収入を獲得。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 特許の新規実施許諾件数を16件、実施料収入を平成20年度比の3倍の1.87億円と増加させたことは評価できる。 ここ数年出願件数は減少傾向にあり、特に経費の関連で外国出願の減少が目立つ。過去の成果も含め、特許(技術)の活用促進についても新たな対応が望まれる。 など
中核的機関としての活動	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 強磁場施設等の大型設備について、「共同研究による施設及び設備の共用に関する規程」に基づき、広く外部の材料関係研究との共用を促進しました。特に、強磁場施設については、外部研究機関との共同研究の形態で 87 件(前事業年度 89 件)の共用を実施。 連携大学院制度における大学院生をはじめ 405 名(前事業年度 393 名)の学生・大学院生や外部機関の制度による外来研究者を 45 名(同 24 名)受け入れ、若手研究者 450 名(同 417 名)を機構の研究開発活動に参画させることにより、その資質の向上を図るとともに、柔軟な発想と活力を研究現場に取り入れた。さらに、大学への講師派遣を 193 件(前事業年度 188 件)実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 強磁場施設は、外部機関と共同研究の形態による共用の目標値50件を大幅に上回る87件の共同利用があった。ナノテクノロジー融合センターでは微細加工、ナノ計測・分析などにより金属からバイオを含むソフトマテリアルまでの幅広い研究を支援し、民間企業の活用が進んでいることは高く評価される。 目標の200人を大きく越える450名(228名の外国人を含む)の若手研究者を受け入れ、国内外の学会等への参加も活発であり、海外研究者の招聘も239名に上っている。また、NIMSリクルーター制度、NIMSアンバサダー制度など、人材発掘に継続的な支援を行っており、特筆すべき取り組みと言える。 など
機構の体制及び運営	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 5 月にセクシュアルハラスメント行為による不祥事が発生。その後、ハラスメント全般に関するアンケートを行い、機構内の状況把握と抑止に務めると共にハラスメント全般を対象とした防止講習会を管理職と管理職以外とに分けて実施し、職員の意識向上に努めた。また、倫理規程の徹底的な遵守を目的とした倫理研修も実施。 機構としての法令遵守体制を確立するため、総務部総務課にコンプライアンスチームを設置。同時に、理事長を議長としたコンプライアンス推進会議を設置し、機構におけるコンプライアンスポリシーについて検討を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反等が発覚したため、倫理研修などを実施し、法令遵守のためのコンプライアンス体制も整備した。今後、法令違反やハラスメントの防止への努力を継続欲しい。 安全対策、安全衛生管理において更なる強力な体制が望ましい。また、情報セキュリティに関しては今後一層強化するとともに、意識付けが必要と考えられる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人防災科学技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:岡田 義光)
目的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。5 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.bosai.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	A	A	
(1)防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	S×7 A×8 B×3	S×5 A×12 B×3	A×9 B×3	S×1 A×10 B×1	S×2 A×9	S×1 A×10	
(2)災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	S×2 A×1	S×2 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)中核機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力	A	A	A	A	A	A	
(4)内外の情報の収集・整理・保管・提供	S	A					
(5)内外の研究者及び技術者の養成及び資質の向上	A	A					
(6)要請に応じて職員を派遣して行う研究開発協力	A	A					
(7)研究交流の推進	A	A					
(8)災害発生等の際に必要な業務	A	A					
2. 業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)組織の編成及び運営	A	A	A	A	A	A	
(2)業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	—	—	A	A	A	A	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める事項			A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(4)情報公開			A	A	A	A	
(5)中期目標期間を超える債務負担			—	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として順調に業務が行われている。全国に配置された基盤的地震観測網を、中期計画の目標値95%を上回る約99%の稼働率で極めて安定的に維持・運用した実績は特筆に値する。また、ゆっくり地震の自動検出や相似地震の予測を可能とする解析手法が中期目標・計画の達成水準に近づくなど、モニタリングシステムをはじめとした開発は順調に進んでいる。
- MPLレーダデータ処理システム、降雨推定アルゴリズムを国土交通省の業務用MPLレーダネットワークに実装したことは、特に社会的貢献の大きい成果として評価できる。
- 研究成果の発表等も積極的に進められ、重要性の高い専門誌への掲載論文数が本中期計画の4年目で196件となり、目標の200件にほぼ達成するとともに、日本地震学会論文賞を受賞するなど、十分な学術的成果があがっている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 地殻活動モニタリング及び監視手法の高度化 基盤的地震観測網等から得られるデータをもとに、日本列島及びその周辺域で発生する地震活動や地殻変動に関するモニタリングを実施することにより、迅速な地殻活動情報の収集・解析・発信を行った。平成21年8月の駿河湾の地震(M6.5)などの地震活動等により得られた解析結果は、地震調査委員会等へ審議資料として提供するとともに、インターネットを通じて広く国民に向けた情報発信を行った。また、地震波形データ等と併せて、利便性の高い研究用データベースを構築した。 • 大地震の発生モデルの構築 上記の地殻活動モニタリングシステムで得られる様々な観測データの解析に加えて、機動観測等を追加的に実施することにより、日本列島及び周辺域における地殻活動もモデル構築を行っている。 • 基盤的地震観測網の整備運用と性能向上 本サブテーマでは、有用かつ良質な地殻活動に関する観測データを他のサブテーマに対して供給するために不可欠な、基盤的地震観測網等の維持・運用を安定的に行うことにより、プロジェクト全体の生産性向上に大きく寄与している。また、ここで生産される観測データは、気象庁の監視業務をはじめとする地震防災行政や、大学法人、研究機関における教育活動・学術研究に不可欠なリソースとして機能している。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 全国に配置された基盤的地震観測網を、中期計画の目標値95%を上回る約99%の稼働率で極めて安定的に維持・運用した実績は特筆に値する。取得された高水準のデータは本プロジェクトの推進を支え、日常的な地殻活動のモニタリング精度が向上するとともに、ゆっくり地震の自動検出や相似地震の予測を可能とする観測データの解析手法の完成度が中期目標・計画の達成水準に近づくなど、モニタリングシステムの開発は順調に進んでいる。 また、地震発生領域の詳細な地殻構造の知見に基づく地殻活動のシミュレーションについても順調に進捗している。 基盤的地震観測網のデータは、気象庁による地震活動の監視、緊急地震速報の運用等で貢献度が5割以上となるなど関係機関に活用されるとともに、平成21年8月駿河湾地震等の地震発生に際しては解析結果が所全体の資料提供の目標値である100件を大きく超える236件の資料として地震調査委員会等へ提供され、国民生活の安全に大きく役立っている。さらに、基盤的地震観測網のデータは、インターネットでも公開され、所全体の目標値である1000万件の6割以上を占める690万件のアクセスを得て、大学等における地震研究に大きく貢献していることは高く評価される。SCI対象誌に32編の論文を発表したほか、「十勝沖周辺超低周波地震のアレイ解析」が2009年度日本地震学会論文賞を受賞するなど、学術的成果としても特筆すべきものである。 など
災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 国及び地方公共団体における研究成果の活用 の促進 総務省、文部科学省、国土交通省および気象庁が開催する講演会や啓発DVDの作製などに関して、E-ディフェンスで実施した実験映像の提供を行った。また、地方公共団体の主に木造住宅の耐震補強を担当している部署に対してE-ディフェンスで実施した実験映像の利用を働きかけた結果、17都府県、76市町村においてWeb上や防災講習会などで実験映像が利用されている。 • 国等の委員会への情報提供 地震調査研究推進本部地震調査委員会、大規模地震対策強化地域判定会(旧地震防災対策強化地域判定会)及び地震予知連絡会等、地震関連の国の委員会では、関東・東海地域の地震活動やGPS観測による地殻変動観測などの定期的な情報提供に加え、平成21年8月11日の駿河湾の地震の観測結果といった顕著な地殻活動に関する情報提供を行った。 国等の委員会へ100件以上の情報を提供した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21年8月の駿河湾地震等に的確に対応し、地震調査研究推進本部などへの資料提出は320件に上り、目標値(100件以上)を大幅に上回る実績を示し、防災行政への貢献が多であった。 また、MPレーダの国土交通省河川局の業務への採用が決まり、三大都市圏及び北陸地方にMPレーダネットワークを整備する計画等のための研究協力が開始し、平成22年4月の一部試験運用の開始につながる活動を行うなど、防災行政へ大きく貢献している。 実大三次元振動破壊施設(E-ディフェンス)で実施した実験映像は17都府県、76市町村において防災講習会やウェブ上で利用されたほか、地域防災力を実証する様々な取り組みが藤沢市などで実践されており、現場で実際に使える研究成果の創出は、地方公共団体における防災行政に大きく貢献している。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:米倉 義晴)
目的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.nirs.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	S	A	A	
(1)放射線に関する研究開発等	S×1 A×14	S×1 A×14 B×1	S×4 A×21 B×4	S×5 A×21 B×3	S×7 A×21 B×1	S×4 A×25	
(2)研究成果の普及及び成果の活用の促進	A×2	A×2	A	A	A	A	
(3)研究活動関連サービス	S×1 A×4	A×5	A×4	S×1 A×3	A×4	S×1 A×3	
2. 業務運営の効率化	A×3	A×3	A	B	A	A	
(1)一般管理費の削減、業務の効率化			A	A	A	A	
(2)人件費削減			A	A	A	A	
(3)給与構造改革			A	A	A	A	
(4)研究組織の体制のあり方			A	C	A	A	
(5)企画調整機能・資源配分機能の強化、組織運営・マネジメントの強化			A	C	A	A	
(6)効果的な評価の実施			A	B	A	A	
(7)管理業務の効率化			A	C	B	A	
(8)国際対応機能			B	A	A	A	
(9)緊急被ばく医療業務の効率化・適正化			A	A	A	A	
(10)研究病院の活用と効率的運営			A	A	A	A	
(11)技術基盤の整備・発展			A	A	A	A	
(12)人事制度			B	B	B	A	
(13)内部監査体制の充実強化			A	C	B	A	
3.財務内容の改善に関する事項	A×3	A×3	A	B	A	A	
(1)外部研究資金の獲得			A	A	B	A	
(2)自己収入の充実			A	A	A	A	
(3)経費の効率化			A	C	A	A	
(4)資産の活用状況			A	A	A	A	
4.予算、収支計画等			A	B	A	A	
(1)予算、収支計画、資金計画			A	C	A	A	
(2)短期借入金の限度額			—	A	A	—	
(3)剰余金の使途			A	A	A	A	
5.その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A	B	B	A	
(1)施設、設備の長期計画			S	C	B	A	
(2)人員について			A	A	A	A	
(3)人事について			B	A	B	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 放射線医学総合研究所は、放射線の人体影響とその予防、放射線の医学的応用に関する研究を推進する使命をもっている。また、国外に対しては、IAEA(国際原子力機関)、UNSCEAR(原子放射線に関する国連科学委員会)及びICRP(国際放射線

防護委員会)と協力して、放射線に関する国際的問題に積極的に対応するとともに、放射線の医療応用にリーダー的役割を果たすことが求められる。評価委員会は、同研究所がその目的に向かって、着実に成果を上げつつあることを確認した。

- 重粒子線治療による、これまでの総治療症例数が5千例を超えた。膵がん・肺がんなどの難治性がんに対する治療適応も拡大した。我が国のオリジナリティである重粒子線治療は、放医研のリードにより世界各国に広がりを見せつつあり、輸出可能な日本で唯一の医療技術であると言える。
- 分子イメージング研究は、高比放射能標識プローブなどの開発により、腫瘍、神経機能、創薬研究に大きく貢献したOpen-PETなど次世代技術についても、今中期計画期間中に達成すべき目標を大いに上回る成果が得られた。
- 放医研独自の緊急被ばく医療支援チーム(REMAT)の立ち上げ、IAEA-RANETへの協力の表明など、日本の緊急被ばく医療支援体制が、国際的に貢献するための基礎を確立し、確実に進捗していることが伺えた。
- 胎児期・小児期被ばく感受性、低線量被ばくなど、放射線安全研究を進め、国内外の放射線安全利用や管理規制に貢献している。
- 理事長主導の元に、不祥事を克服し、内部統制の強化が進められた。中期目標を上回る人件費削減など業務運営の効率化にも努力し、それが数値として明確に現れている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
放射線に関する研究 開発等	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 外来治療に関する体制の整備を進め、治療中の入院に関する他病院との連携や月曜日治療枠の有効利用等の効率化を図った結果、治療日が6%減少(181日⇒170日)したにも関わらず、治療患者登録数は前年度に引き続き650名を超えた。(692人、先進医療509、臨床試験183)。効率の向上により1日あたりの治療患者数は約5名増加した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重粒子線治療ほど我が国のオリジナリティが高く、世界をリードしている医療技術は無い。重粒子線がん治療法を、日本から発信できる唯一の医療技術とした放医研の功績は非常に大きく、今後の治療の拡大も大いに期待できる。さらに、放医研は国内外への普及も積極的に推進しており、高く評価できる。 <p>など</p>
研究活動関連サービス	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 放射線被ばく・汚染事故が発生した際に、国際機関や発災国当局の要請に応じて迅速な対応をとるべく、放医研の専門家で構成する緊急被ばく医療支援チーム(Radiation Emergency Medical Assistance Team)を新たに発足した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放医研独自の緊急被ばく医療支援チーム(REMAT)を新たに立ち上げ、アジアにおける緊急被ばく医療支援体制の設立に大きく貢献し、日本の被ばく医療支援システムが国際的に活動できる基盤を作り上げたことは特に評価できる。 <p>など</p>
内部監査体制の充実 強化	2(13)	<ul style="list-style-type: none"> 従来のコンプライアンス室を発展的に改組し、平成21年4月、倫理・コンプライアンス統括室を設置した。 研究所における「基本理念と行動規範」を策定(平成21年3月)し、所内への周知、意識下への定着を図った。 ハラスメント防止・対応に関する総合的な規程を策定するとともに、相談員を各部署において指名し、発生しない・芽のうちに摘む環境作りに取り組んだ。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監事監査において、「以前発生した研究費の不適切使用に関する問題を契機として「業務改善委員会」や「倫理・コンプライアンス統括室」を立ち上げるなどシステムの骨組みがあるが、日常業務の中で制度化や具体的な統制活動の形でのあり方へと広げる必要がある」と指摘されているが、この対応については、内部統制の考え方の職員への浸透など時間をかけて行うべきであるので今後実現していくことが望まれる。 <p>など</p>
経費の効率化	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札を減らすため、平成21年度からは、従来10日間以上としていた一般競争に係る公告期間を20日間以上に延長、競争参加資格要件を必要不可欠なものに見直し、仕様書の内容を初めての事業者にも分かり易いように改める等の改善を行い、これを外部に公表した。 随意契約とする判断を、平成20年度は総務担当理事に依っていたが、平成21年度からはすべて事前に契約審査委員会にて決定することにした。さらに5月には、同委員会の委員に監事を加え審査を厳格化した。この結果、平成21年度の随意契約件数は25件(期間中契約件数566件の4.4%)まで激減した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の約69%が一者応札となっており、公告期間の延長(10日間⇒20日間)や参加資格の見直しなどが実施されているが、応札を促すための更なる努力が必要である。しかし、放医研が持つ特殊性(重粒子線、被ばく治療、PETプローブ作製)から、やむを得ない面があるのも事実である。また、総務省2次評価の対応事項である、契約に係わる規程類は国に準じて改訂済みであること、総合評価方式マニュアルの整備、その他策定中であること、再委託についても原則認めておらず、さらに22年度からは契約書にも共通的な定めを規定していることを確認した。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立美術館(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:青柳 正規)
目的	美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 美術館を設置すること。2 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5 2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.artmuseums.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	【東】 A×11 B×2 【F】 A×12 B×1 【京】 A×10 B×3 【西】 A×11 B×2 【国】 A×11 B×2 【新】A	【東】 S×2 A×11 B×1 【F】 S×1 A×11 B×1 【京】 S×1 A×10 B×2 【西】 S×4 A×7 B×1 C×1 【国】 A×11 B×2 C×1 【新】B	A	A	A	A	1. H17年度までは、A、B、Cの3段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. H17年度以前の第1期中期目標期間は、各館毎の評価のみで、全体評価は行っていない。なお、【】で示した各館の名称は、次のとおり。
(1)美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開			A	A	A	A	
(2)ナショナルコレクションの形成・継承			A	A	A	A	
(3)ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化			B	A	A	A	【東】東京国立近代美術館 【F】東京国立近代美術館フィルムセンター 【京】京都国立近代美術館 【西】国立西洋美術館 【国】国立国際美術館 【新】国立新美術館
2.業務運営の効率化	【東】B 【F】B 【京】A 【西】B 【国】B	【東】A 【F】A 【京】A 【西】A 【国】A	A	A	A	A	
(1)業務の効率化の状況			A	A	A	A	
3.財務、人事、施設整備に関する目標			A	A	A	A	
(1)財務の状況			A	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額			A	A	A	A	
(3)重要な財産の処分等に関する計画			A	A	A	A	
(4)剰余金の使途			A	A	A	A	
(5)人事の状況			A	A	B	A	
(6)施設整備の状況			A	A	A	A	
(7)関連公益法人			A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 21 年度の独立行政法人国立美術館の活動は、当初の目標を期待どおり達成した。調査研究の成果、その延長線上にある展覧会事業、収集事業、普及事業は質の高さを維持していると評価できる。
- 他の美術館を取り巻く状況を見ると、これまでのように単に入館者の増加を目標とするのではなく、新たな発想、例えば入館者の満足度、展覧会の質などを指標とする時期となっている。国立美術館もその活動の中で、国内の美術館に、ある基準となるような方向性を示すことが望まれる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 所蔵作品展 入館者数:844,672人(目標数:709,000人) 企画展 入館者数:3,582,458人(目標数:2,519,000人) 東京国立近代美術館フィルムセンター映画上映等【上映会】 入館者数:113,677人(目標数:121,500人) 東京国立近代美術館フィルムセンター映画上映等【展覧会】 入館者数:15,518人(目標数:11,500人) 情報通信技術(ICT)を活用した展覧会情報や調査研究結果などの公表等 ホームページアクセス件数:50,292,663件(目標数 5,724,279件) 美術情報の収集、記録の作成・蓄積、デジタル化、レファレンス機能の充実【図書資料等の収集】 利用者数:45,442人(目標数:5,374人) 幅広い学習機会の提供(講演会、ギャラリートーク、アーティスト・トーク等) 参加者数:52,354人(目標数:15,307人)など 	<ul style="list-style-type: none"> 各館とも展示替えをしばしば行い、所蔵作品を生かした特定のテーマを設けたり、様々な角度から小企画展を実施するなど、充実した常設展となっている。 大入館者数を目指す共催展とは一線を画す独自性に満ちた企画展が顕著であった。そのいずれもが、各館の日頃の研究成果と結びついており、同時に野心的でもあった。 HP のリニューアルなどによる充実には目覚ましいものがあり、アクセス数は飛躍的に増加している。作品データのデジタル化も意欲的且つ継続的になされ、とくに「想-imagin e」「アートコモンズ」の構築、国立情報学研究所との連携や国際化の要求に応えた英語発信など、新たな方策の研究が熱心に遂行されていると認められる。また、フィルムセンターの画像データのデジタル化も進捗している。 教育普及事業は、ギャラリートークばかりではなく、アーティストトークを積極的に取り入れ、各館とも工夫が見られ充実しており、全体に間口を外に開く姿勢は評価したい。また、地域的な広がりを持った普及活動として「ぐるっとパス」への参加が東京・関西ともに例年どおり実施されたことや、学校教育との連携のもと児童生徒に向けたきめ細かい配慮・教職員対象の取り組みは高い水準にある。など
ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化 (ナショナルセンターとしての人材育成)	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修の実施 平成 21 年度「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」を実施した。 *参加者数 129 名 *実施期間:H21.8.3~H21.8.5 *会場:東京国立近代美術館及び国立新美術館 実施後に本研修の記録集を作成し、平成 18 年~21 年度参加者及び全国の美術館教育関係者へ配布し研修成果の普及を図った。また、本研修において H21 年度「教員免許状更新講習」を実施した(受講者 14 名、全員に履修証明書を授与)。など 	<ul style="list-style-type: none"> 「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」は、教員免許状更新講習と兼ねたためもあって受講を断るほど盛況であった。しかも、研修終了後、冊子にまとめ関係機関に配布した点は高く評価できる。 反面、今後の日本における能力の高い学芸員・美術職員の養成について、法人全体としての計画・目標の策定が不十分である。など
ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化 (フィルムセンターの取組状況)	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国際フィルム・アーカイブ連盟(FIAF)の正会員としての活動 *フィルムセンター主幹が、H21.5.30 に FIAF 会長に就任した。など 日本映画情報システムの運営 文化庁が実施する「日本映画情報システム」については、会議への出席並びに資料提供、当館公開データベースへの接続に関する協力を行った。など 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の映画文化の中核として、少ない人員、予算の中、フィルム・アーカイブ、鑑賞機会の提供、映画諸団体との連携、研究調査の点で本年度は特に優秀な活動を展開したことは極めて高く評価できる。 時代の要請にこたえ、メディア芸術の情報発信の役割を十分果たしている点も評価できる。など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人国立文化財機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:佐々木 丞平)
目的	博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。4 第一号の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。5 文化財に関する調査及び研究を行うこと。6 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。7 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。8 第二号、第三号及び前号の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設(次号において「地方公共団体等」という。)の職員に対する研修を行うこと。9 第二号、第三号及び第五号から第七号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。10 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.nich.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyokka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年	備考
<総合評価>	—	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成19年4月に(独)国立博物館と(独)文化財研究所との統合により発足している。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>				
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	
(1)日本の歴史・伝統文化等の保存と承継の中心拠点としての収蔵品の整備等	A	A	A	
(2)文化財を活用した日本の歴史・伝統文化の国内外への発信	A	A	A	
(3)我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与	A	A	A	
(4)文化財に関する調査及び研究の推進	A	A	A	
(5)文化財の保存・修復に関する国際協力の推進	S	A	A	
(6)情報発信機能の強化	A	A	A	
(7)地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	A	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	
3.財務・人事	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 財政状況が厳しい中、21年度は魅力的な展覧会が多く、博物館4館の入館者数が大幅に増え(前年度比:約25%増)、WEBの閲覧も大きく向上した(前年度比:博物館4館約23%増、研究所2所約16%増)。高齢者のもとより若者の教養と安らぎの場としての博物館に対する国民の関心が高まった証拠であり、企画、展示方法等質の高い活動が成果を上げていていると思われる。新規購入収蔵品等の情報開示もWEBで行われており、透明性はさらに進んでいる。今後も民間手法等も参考に、更なる業務の効率化や質の向上を目指してほしい。
- 文化財の調査・研究については、国民には直接見えにくい活動(無形文化財、発掘、保存技術など)にもかかわらず、網羅性をもって成果を蓄積し、公表にも努めている。また、人材育成や教育ツールの開発などの活動が積極的に行われている点が特に評価できる。
- 表示やツールなどの多言語化をすすめ、ナショナルセンターとしての役割を充実させるとともに、アジアのリーダーとしての存在感を示すような専門家研修やシンポジウムを企画し、国際協力の推進や地方公共団体等への助言を行うなど文化財保護の質的向上が順調に進んでいる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																		
文化財を活用した日本の歴史・伝統文化の国内外への発信 (展示の充実)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 21年度国立博物館入場者数合計 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21年度</td> <td>H20年度</td> </tr> <tr> <td>入場者数合計</td> <td>502万9,198人</td> <td>399万2,715人</td> </tr> </table> ※平成21年度は対20年度比26.0%増 平常展入場者数合計 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21年度</td> <td>H20年度</td> </tr> <tr> <td>入場者数合計</td> <td>101万1,869人</td> <td>90万8,912人</td> </tr> </table> ※平成21年度は対20年度比11.3%増 特別展入場者数合計 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21年度</td> <td>H20年度</td> </tr> <tr> <td>入場者数合計</td> <td>401万7,329人</td> <td>308万3,803人</td> </tr> </table> ※平成21年度は対20年度比30.3%増 		H21年度	H20年度	入場者数合計	502万9,198人	399万2,715人		H21年度	H20年度	入場者数合計	101万1,869人	90万8,912人		H21年度	H20年度	入場者数合計	401万7,329人	308万3,803人	<ul style="list-style-type: none"> 博物館として整備すべき外国語パネルの設置や、広報の工夫など、地道な活動を行うとともに、質の高い特別展の開催とも相まって、500万人を越す過去最大の入館者数を達成したことを高く評価したい。しかし、このときこそ、快適な観覧環境について今後の課題とすべきである。平常展においても展示替えなどの際は、マスコミなどに働きかけ、平常展にも目を向けさせることに力を注ぐ時期が到来していると考えられる。今後は、特別展のみならず平常展へ興味関心を促し、平常展への入館者をより増加させるなど、博物館本来の姿を目指すべきである。
	H21年度	H20年度																			
入場者数合計	502万9,198人	399万2,715人																			
	H21年度	H20年度																			
入場者数合計	101万1,869人	90万8,912人																			
	H21年度	H20年度																			
入場者数合計	401万7,329人	308万3,803人																			

		など	など
文化財を活用した日本の歴史・伝統文化の国内外への発信 (快適な観覧環境の提供)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習ボランティアによるガイドツアー「たてもとの散歩」にて、手話通訳つきガイドを試行(東博)。 特別展覧会において入館待ち時間の情報等をHP等できめ細かく発信(京博)。 大混雑した「国宝阿修羅展」において、休館日に障がい者の日を設けることで、障がい者の方にも静かな観覧環境を提供(九博)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日傘の貸し出しや給水所、また夜間延長など現状で可能な混雑時対策は適切になされている。 休館日に障害者の日を設けたことなど、昨年まで積極的に行われてこなかった障害のある方への配慮が、少しずつでも工夫されていることは評価したい。 できれば今後は、各館とも座高の高い車いすの導入を検討して欲しい。 <p>など</p>
文化財の保存・修復に関する国際協力の推進	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存施策の国際的研究について、世界各地で開催された研究会やワークショップに積極的に参加し、文化財の保存に関わる各種の収集を収集し、分析した。 アジア各国の専門家を招へいしてアジアの文化財について考えるラウンドテーブル形式の国際会議を1回、国内外の専門家を講師とする一般公開の国内専門家向け研究集会を1回、計2回開催した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> アジアにおける国際協力は、「協同」という視点が貫かれ、調査先機関の人材育成を行うとともに、アジアのリーダーとしてのポジションを構築しており、高く評価できる。 ユネスコ等からの受託研究を受け、「地震・戦争」からの復興という要求に着実に応えている。 各国との関係が長年継続し、その間の努力の結果が現れている。 <p>など</p>
地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	1(7)	<ul style="list-style-type: none"> 協力・助言の積極的な実施 <ul style="list-style-type: none"> ○無形文化遺産の保存・伝承・活用に関する助言の実施(30件)。 ○各種文化財の保存修復に関する指導助言の実施(40件)。 ○地方公共団体等が行う遺跡、建造物などの調査・整備・修復・保存等に関する援助助言の実施(337件) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化財に関する研究、保存、修復及び発掘調査に関する地方公共団体等に対する援助や助言については、業務が多忙な中実績を挙げており、評価できる。 <p>など</p>
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> 事務の一元化による業務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ○「研究・学芸系職員連絡協議会」を引き続き実施し、各博物館における翌年度の展覧会企画等について調整を行い、2館以上巡回する展覧会として「細川家の至宝」(東博、九博、京博)、「誕生！中国文明」(東博、九博、奈良博)を計画することとした。 ○機構内各施設のグループウェアの統合化を進めた。(22年度稼働予定) 民間委託の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○全ての施設において、電気設備保守業務、機械設備保守業務、昇降機設備保守点検業務、売札業務、各種事務補助作業、清掃業務、構内樹木等維持管理業務等について、民間委託を実施している。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務の一元化による業務の効率化は評価できる。 巡回展覧会や、グループウェアの統合化等、一体運営に向けて踏み出していることを評価したい。 民間委託の推進についても、委託可能業務について、順調に進めている。自己資金の拡大に向けての努力や、寄付金、科研費の獲得についても積極的に行っている。 <p>など</p>
財務・人事	3	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金の獲得状況 科学研究費補助金の採択件数は増加している。 利益剰余金 期末の利益剰余金は1,163,612千円であり、その内訳は前中期目標期間繰越積立金11,067千円、積立金1,005,041千円、当期末処分利益147,504千円 保有する現金及び預金等 現金及び預金は4,157,564千円で、未払金、運営費交付金債務等が主なものであり、機構が保有する資産として適正に財務管理している。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入の確保は順調である。 制度上、予算設定時に見込めない受託関係及び施設整備関係の乖離については、「主な実績及び自己評価」を見た限りでは特に問題はないと判断している。 前年度と同様、特別展における入場者数の増加が展示事業等収入の増加につながっており、実績も2期連続で増加している。 展示業務をはじめとする法人の業務は、展示施設だけでなく景観(敷地)等を含めた所有する資産全体で実施するものであり、機構が所有する実物資産は、法人の設置目的から全て必要なものである。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人教員研修センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 純一郎)
目的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。2 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:宮崎 英憲)
ホームページ	法人: http://www.nctd.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	4年間(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第2期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1.H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2.H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4.府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学校教育関係職員に対する研修の実施状況	A	A	A	A	A	A	
(2)学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導・助言・援助の実施状況	A ⁺	S	S	A	A	A	
(3)都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関する内容・方法等の情報の収集・蓄積と活用	A	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	B	A	
(1)経費等の縮減・効率化の達成状況	A	A	A	A	A	A	
(2)組織体制の見直しに対する取組状況	A	A	A	A	A	A	
(3)経費等の縮減・効率化の達成状況及び契約の見直し状況				A	A	A	
(4)業務運営の点検・評価の実施状況	A	A	A	A	C	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定めた業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)用地購入、施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)適正配置等による人員の抑制と人件費の削減状況等	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 教育現場のニーズ等を適切に反映しながら、質の高い研修が実施されており、教育現場を担う中核的教員の資質能力向上・育成に成果をあげている。
- 業務運営については、一般管理費や業務経費の削減目標を着実に達成するとともに、自己収入増加の面でも実績をあげており、効率化が図られている。
- 理事長のリーダーシップの下、役職員が教員研修センターの使命に対する認識を共有するために緊密な連携協力を図るなど、平成18年度に発生した物品調達に係る収賄事件を踏まえ、内部統制の強化が図られている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学校教育関係職員に対する研修の実施状況	I(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画及び年度計画に基づき、平成21事業年度に実施すべきとされた24研修について、全て実施した。年間の受講者数は、約8,800人であった。 • 実施すべきとされた地方公共団体からの委託を 	<ul style="list-style-type: none"> • 実施すべきとされた24研修すべてが、計画のとおり着実に実施されている。 • 各自治体の厳しい財政状況や研修の開催時期・方法等の課題も考慮しつつ、受講者確保の努力・改善をつづけていることは評

	<p>受けて実施している研修を除く21研修のうち、中期計画に定める受講者数の85%以上の参加者を得た研修は18研修(85.7%)であった。</p> <table border="1" data-bbox="421 188 943 338"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施した研修</td> <td>21研修</td> <td>21研修</td> </tr> <tr> <td>うち参加者が85%以上</td> <td>19研修</td> <td>18研修</td> </tr> <tr> <td>参加率が85%以上の研修比率</td> <td>90.5%</td> <td>85.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>参加率が85%を下回った要因は、都道府県の財政状況の悪化に伴う教職員旅費の縮減等が考えられる。平成22年度の研修の企画にあたり、都道府県教育委員会管理・指導事務主管部課長会議等において参加への周知徹底を図るとともに、受講者数の85%を下回った研修については、下記見直しを行った。</p> <p>(ア)「教職員等中央研修」(参加率74.1%) ○首都圏・関西圏における非宿泊型研修の拡充 ○研修内容の充実</p> <p>(イ)「教職員等海外派遣研修」(参加率38.0%) ○英語教育コース(6ヶ月)の廃止 ○国際理解教育コース(3ヶ月)の廃止 ○英語教育コース(2ヶ月)の定員見直し ○事前研修の実施(課題協議の時間設定) ○事後研修の実施(研修成果の活用)</p> <p>(ウ)「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」(参加率82.4%) ○テーマの見直し</p> <p style="text-align: right;">など</p>	区分	H20年度	H21年度	実施した研修	21研修	21研修	うち参加者が85%以上	19研修	18研修	参加率が85%以上の研修比率	90.5%	85.7%	<p>価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加率が85%を下回った研修については、その原因分析のもとに受講者数の見直し等必要な措置を講じている。 研修参加率は、おおむね目標数値を達成しているものの、21年度は前年度に比べて参加率85%以上のものが減っている。 参加率が85%以上の研修比率が平成20年度の90.5%より低下している。参加率の向上へ向けての工夫を期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
区分	H20年度	H21年度												
実施した研修	21研修	21研修												
うち参加者が85%以上	19研修	18研修												
参加率が85%以上の研修比率	90.5%	85.7%												
<p>経費等の縮減・効率化</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費等の縮減・効率化に向けて、年度計画に掲げた事項を踏まえつつ、エレベータ等の保守契約を随意契約から一般競争契約へ移行するなど引き続き契約方法の見直しを行った。 (金額の単位は百万円) <table border="1" data-bbox="453 1102 935 1281"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度 予算</th> <th>21年度 決算</th> <th>縮減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>309</td> <td>294</td> <td>△4.9%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>689</td> <td>662</td> <td>△3.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	区分	20年度 予算	21年度 決算	縮減率	一般管理費	309	294	△4.9%	業務経費	689	662	△3.9%	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費が4.9%減、業務経費が3.9%減といずれも目標を大きく上回っており、経費等の効率化が着実になされている。 随意契約の見直しが行われ、随意契約から競争による契約への流れは見えるが、より積極的な姿勢があってもよいのではないか。 新たな随意契約見直し計画の策定や関係規定等の整備、契約監視委員会の設置、関係情報の開示等に積極的に取り組み、競争性、透明性の確保とともに、契約事務の適正化において格段の改善がなされていると認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>
区分	20年度 予算	21年度 決算	縮減率											
一般管理費	309	294	△4.9%											
業務経費	689	662	△3.9%											
<p>業務運営の点検・評価の実施</p>	<p>2(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向け、法人内部に自己点検・評価委員会を設置するとともに、日々の業務において不断に業務を見直し、業務運営の改善を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向け、法人内部に自己点検・評価委員会を設置するとともに、日々の業務において不断に業務が見直され、業務運営の多岐かつ細部にわたっての改善が図られている。 監査体制の整備・充実をはじめ、内部統制の強化に取り組み、不正事件の再発防止に力を尽くすなど、理事長のリーダーシップのもと、職員一丸となって、業務の適切な遂行と信頼回復に努めてきたことは十分評価できる。 理事長のリーダーシップのもと、役職員が教員研修センターの使命に対する認識を共有するために緊密な連携協力を図るなど、平成18年度に発生した物品調達に係る収賄事件を踏まえ、内部統制の強化が図られている。 <p style="text-align: right;">など</p>												

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人科学技術振興機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:北澤 宏一)
目的	新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。4 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。5 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。6 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、研究者の交流を促進するための業務等を行うこと。7 5及び6に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く。)。8 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jst.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		A	A	A	A	A	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
(1)新技術の創出に資する研究	S×1 A×5	S×2 A×4	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×4	S×2 A×3	
(2)新技術の企業化開発	A×5	A×5	A×5	A×4	A×4	A×6	
(3)科学技術情報の流通促進	A×6	S×1 A×5	A×6	A×2	A×1 B×1	A×2	
(4)科学技術に関する研究開発に係る交流支援	A×5	A×4	A×6	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	
(5)科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
(6)関係行政機関の委託等による事業の推進	A	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化				A	A	A	
(1)組織の編成及び運営	A	A	A	S	S	A	
(2)事業費及び一般管理費の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)人件費の抑制		A	A	A	A	A	
(4)業務・システムの最適化		A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A		A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	A	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	—		—	A	A	
6. 剰余金の使途	—	A		—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	—	—	A				
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A				
(3)中期目標期間を超える債務負担	—	—	—				

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 今年度も、「新技術の創出に資する研究」、「新技術の企業化開発」、「科学技術情報の流通促進」、「科学技術に関する研究開発に係る交流・支援」、「科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進」など、機構の行う科学技術振興業務は順調に進捗しており、イノベーションの創出、研究開発力の強化、科学技術外交の戦略的展開、国民の科学技術リテラシーの向上等に大きく貢献している。
- 特に、「戦略的な基礎研究の推進」においては、成功した場合に飛躍的、画期的な成果が期待できるが、実現の可能性の観点からは明確な見通しの得難い研究を支援する“さきがけ大挑戦型”を開始し、イノベーションの創出を強力に推し進めるリスクの高い研究への積極的な挑戦を可能とする制度改正を実現した。「研究開発戦略の立案」は、文部科学省における戦略目標の設定や第4期科学技術基本計画(以下「第4期計画」という。)の検討に大きく貢献し、外部有識者・専門家から“我が国唯一の研究開発戦略の提案機関として、期待以上の活動を展開している。”と評価される質を確保している。「政府開発援助と連携した国際共同研究の推進」においては、開発途上国との科学技術協力の重要性に対する世界の認識を高めるとともに、研究主幹の裁量的追加経費配分による研究加速制度を導入するなど、科学技術外交の戦略的展開に向けた柔軟かつ機動的な研究推進のための制度改正を実現した。「日本科学未来館の整備・運営」においては、最先端の科学技術に関する情報を有効に

発信したことにより、過去最高の入場者数になるとともに、高い満足度を引き出しており、国民の科学技術リテラシーを向上させた。

- 今後は、科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機関として、第4期計画を中心とした科学技術に関する国家戦略に基づき、国家戦略の柱としてのグリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションの推進、国家を支え新たな強みを生む研究開発の推進、我が国の科学・技術基礎体力の抜本的強化に貢献することが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
新技術の創出に資する研究	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 迅速な事務処理等の必要な支援を行い、継続70領域、632課題、新規13領域、260課題について研究を推進。 • 国際的な科学賞の受賞数は66件、招待講演数は2,107件。 • 平成21年度から新たに、実現の可能性の観点からは明確な見通しが得難いが、成功した場合には飛躍的、画期的な成果が期待できる研究、いわゆるハイリスク研究を積極的に採択すべく、さきがけ大挑戦型の公募を開始した。 • 研究開発戦略センター(CRDS)では、技術分野ごとに研究者等の参加を得てワークショップを開催し、当該分野の俯瞰的状況の把握を行い、戦略立案の基礎とした。また、これまでの活動を通じて蓄積した戦略策定方法論を集成し、「研究開発戦略立案ハンドブック」として取りまとめた(平成21年4月)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 課題解決型基礎研究を実施する事業として、第4期科学技術基本計画等を踏まえ、我が国の科学技術政策の中での役割を明確にした上で、今後の事業運営を行うことが必要である。 • 研究開発戦略を立案するCRDSの事業を機構として継続していくことが必要であり、今後は、これまで蓄積してきた戦略提言作成のノウハウや専門的知見を最大限活用して、新成長戦略に掲げる目標の達成や次期科学技術基本計画の推進に高い貢献をしていくことを目指していくとともに、21年度から取組んでいる科学技術と社会との関係をより重視して提言を作成する方向をさらに定着、進化させる必要がある。 • より質の高い提言の作成にいかすため、今後、CRDSの提言等を活用した取組の状況をフォローアップすることについて検討する必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>
科学技術に関する研究開発に係る交流・支援	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 開発途上国との国際共同研究課題について、平成21年度採択課題として21課題、平成22年度採択課題として17課題を採択し、累計49課題を世界28カ国において展開予定であり、科学技術の研究資金配分機関と政府開発援助機関の連携による開発途上国との科学技術の国際共同研究を世界に先駆けて推進する取組みを実現した。(我が国の科学技術外交を推進するために創設された、先鞭的な取組である。) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 日本側研究者申請とODA要請案件とのマッチングの向上策を、JICAとともに引き続き検討する必要がある。 • 課題の募集・審査においては、本事業による科学技術協力が、開発途上国のニーズを満たすだけでなく、我が国としてのサイエンスメリットにもつながるかどうかに、引き続き十分配慮する必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>
科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1(5)	<p>日本科学未来館において以下の実績を残した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自己収入499百万円 ※協賛金含む(増収プログラム330百万円の151%。過去最高。) • 来館者一人当りの国費充当額2,460円/人(開館以来最も効率的な実績) • 来館者数は、開館以来9年連続増加の、過去最高の91.4万人(中期計画70万人/年以上の130%) • ボランティア活動時間66,079.5時間 • メディア取材件数3,229件(中期計画850件/年以上の380%) • 全国科学館職員研修の実施や、未来館の常設展示の普及版や巡回展示の全国の科学館への展開等を図ることにより、全国の科学館の活性化につながる取組みを進めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行政刷新会議「事業仕分け」(平成21年11月13日)の評価結果を踏まえ、平成22年度中に機構による運営業務直執行体制とする必要がある。 • 自己収入の増加や事業費の効率化による国費投入額の減少に留意しつつ、未来館の特性を損なわない来館者数の規模を検討し、今後の事業運営にいかしていく必要がある。 • 第4期科学技術基本計画や新成長戦略を踏まえた展示内容を検討していく必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>
事業費及び一般管理費の効率化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21年度の競争性のない随意契約の実績は、平成18年度の実績と比較し、件数では94%、金額では89%の大幅な削減。 • 平成21年度の1者応札率の実績は、平成19年度の実績と比較し、17%の大幅な削減が図られた。(平成20年度比では12%減) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 最先端の研究開発の特性や研究者の利便性にも考慮しつつ、随意契約の見直し計画や1者応札の改善策等に基づき、透明性・公平性を確保した契約に今後とも取り組む必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人日本学術振興会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小野 元之)
目的	学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。2 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。3 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。4 学術の応用に関する研究を行うこと。5 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。6 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。7 4及び6に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。8 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jsps.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度まではS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務		A	A	A	A	A	
(1)総合的事項	S×2 A×9 B×1	S×3 A×8 B×1	S×3 A×8 B×1	S	S×2 A×10	S×1 A×7	
(2)学術研究の助成	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×5	S	S×4 A×5	S×1 A×3	
(3)研究者の養成	S×1 A×5	S×2 A×5	A×9	A	S×1 A×11	S×1 A×8	
(4)学術に関する国際交流の促進	A×16	A×18	A×19	A	A×11	A×7	
(5)学術の応用に関する研究の実施	A×2	A	A	A	A	A	
(6)学術の社会的連携・協力の推進	A	A	A	A	A	A	
(7)国の助成事業に関する審査・評価の実施	A×2	A×2	A×5	A	A×7	A	
(8)調査・研究の実施	A	A	A	A	A	A	
(9)情報提供及び成果の活用	A×2	A×2	A×2	A	A×2	A	
(10)前各号に付帯する業務	A×3	A×3	A×4	A	A×3	A×3	
(11)平成21年度補正予算(第1号)に係る業務						S×2 A×1	
2. 業務運営の効率化		A	A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A	S	S		A		
(2)職員の能力に応じた人員配置	A	A	A		A		
(3)省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組	A	A	A	A			
(4)情報インフラの整備	A×2	A×2	A×2		A×2	A	
(5)外部委託の促進	A	A	A		A		
(6)随意契約の見直し及び監査の適正化					A		
(7)決算情報・セグメント情報の公表					A		
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A		A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	A	—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—		—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—		—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項				A	—	—	
(1)施設・整備に関する計画	—	—	—		—	—	
(2)人事に関する計画	A	A	A		A	A×2	
(3)積立金の処分に関する事項					—	—	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標の達成に向けて、各事業とも着実に実施されており、学術の振興に大きく寄与している。
- 我が国の学術研究を支えるファンディングエージェンシーとして、研究現場の意見を各種事業に適切に反映させる体制を整備しているなど、学術の特性に配慮した研究者の視点に立った制度・業務運営が行われており、法人としての使命を十分に果たしている。
- 科学研究費補助金事業において、新規採択課題の採否に関する通知の発出を4月1日に行ったことは、研究開始時期の更なる早期化や、研究費の過度の重複の排除の観点から、他の競争的資金の模範となるべき取組みであり高く評価できる。

- ・円滑な研究現場への復帰支援を促進するため、限られた予算の中で、特別研究員(RPD)を充実させたことは、学界のみならず、社会へのメッセージとして多方面に与える影響も大きく、高く評価できる。
- ・平成21年度補正予算で措置された基金事業については、基金の創設により多年度にわたる柔軟な予算執行を可能にするとともに、様々な変更を余儀なくされたにも関わらず、迅速かつ的確に対応した点などは高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
総合的事項	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術研究に高い識見を有する研究者による学術顧問会議を4回開催し、振興会の各種業務について専門的見地から幅広い助言をいただいた。 ・ 振興会の各種公募事業にあたっては、科研費審査委員約6,000名や特別研究員等審査委員約2,000名のピア・レビューに基づいて、公平で公正な審査・評価業務を実施した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者が最適な研究環境の中で研究に専念できるよう、評議員会、学術顧問会議、学術システム研究センターの機能を活用し研究現場の意見を適宜業務に反映できる体制を整備しているなど、全体として研究者の視点に立った制度・業務運営を行っている。 <p>など</p>
学術研究の助成	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤研究(A・B・C)、挑戦的萌芽研究、奨励研究、研究成果公開促進費(学術定期刊行物、学術図書、データベース)及び学術創成研究費については4月1日、基盤研究(S)及び若手研究(S)についても継続研究課題は4月1日、ヒアリング審査を行った新規研究課題については5月11日、若手研究(スタートアップ)については8月25日にそれぞれ交付内定通知を発送した。また、内定者から提出された交付申請書を基に、基盤研究(S・A・B・C)、挑戦的萌芽研究及び若手研究(S)については6月9日、若手研究(スタートアップ)については10月15日にそれぞれ交付決定を行い、補助金を交付した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度の交付業務については、「採否に関する通知」を前年度より7日早い、4月1日に行うとともに、「審査結果の開示通知」は5月29日、「補助金の額の確定」は7月17日に行うなど、迅速に対応した。これにより、研究開始時期の更なる早期化を実現するとともに、他の競争的資金の配分機関に採択結果を迅速に提供することが可能となったことや、さらには、研究費の過度の重複の排除の観点から、他の競争的資金の模範となるべき取組みであり高く評価できる。 <p>など</p>
研究者の養成	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別研究員事業、海外特別研究員事業については、合計2,500人以上を平成21年度に新規に採用した。また、平成22年度採用分については、両事業合わせて11,000人を超える申請を受け、審査を経て、2,800人余りの内定者を選考した。さらに、平成21年度中に、5,700人余りに対し、円滑に研究奨励金、滞在費等を支給した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の研究者養成の中核を担う特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、事業の拡充を図りつつ、円滑に資金を交付するなど効率的に推進している。 <p>など</p>
平成21年度補正予算(第1号)に係る業務	1(11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度補正予算(第1号)により交付された補助金により先端研究助成基金を造成した。基金の造成に当たっては特別の勘定を設け区分経理を行うとともに、基金管理委員会を設置するなど基金の適切な管理・運用体制を構築した。その上で、内閣府が公募・審査を行った「最先端研究開発支援プログラム」に採択された研究課題に対して、先端研究助成基金から助成金の交付を行った。また、最先端研究開発支援プログラムに附帯する調査業務を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金の交付内定から実際の交付までを約2週間の短期間で実施したことは、この要請に応えたものであり高く評価できる。また、内閣府や文部科学省が定めた運用方針を踏まえて取扱要領や交付条件を制定し、中期目標に記載された「研究資金の多年度にわたる柔軟な使用を可能とする」ことに対応できたことも高く評価できる。 <p>など</p>
随意契約の見直し及び監査の適正化	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約監視委員会を平成21年12月に立ち上げ、随意契約と一者応札についての点検を行った。見直しの結果、随意契約によることやむを得ないというもの以外については、一般競争入札を行うこととした。同時に、見直しを徹底するため、各課へ一般競争入札への移行について周知した。 ・ 一者応札への対応として、入札情報の工夫のほか、次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な公告等期間の確保 ・ 履行期間(納入期間)の確保 ・ 競争参加者の入札参加機会拡大 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年12月4日に立ち上げた契約監視委員会において、随意契約と一者応札の点検を受けている。平成20年度にあった83件の随意契約を、見直し計画において、真にやむを得ないものみの31件へ減らす計画としており、随意契約見直し計画については順調に進捗している。また、一者応札についても、平成20年度に一者応札だった13件全てについて、公告期間の確保等の見直しを実施するなどにより、より競争性を高めるための取組に努めている。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 「特別研究員(RPD)」に係る評価に当たっては、「円滑な復帰支援を促進するため、限られた予算の中で、特別研究員(RPD)を充実(前年度比10名増)させたことは、学界のみならず、社会へのメッセージとして多方面に与える影響も大きく、高く評価できる。」等として、S評定(特に優れた実績を上げている。)を付けている。しかしながら、中期目標、中期計画及び年度計画における特別研究員の採用目標数や採用計画が明確でない中で、他の特別研究員の採用と比して、前年度比10名増の48名の採用という実績をもって、特別研究員(RPD)の採用のみをS評定とすることの説明は十分となっていない。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、評価項目についてこれまで以上に、いかに特に優れた実績を上げたかを具体的に説明すべきである。

法人名	独立行政法人理化学研究所(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野依 良治)
目的	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。4 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.riken.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyokka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	<総合評価>	—	—	1. H17年度まではS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					<項目別評価>			
1. 国民に対して提供するサービスその他の質の向上	/	A	A	A	1. 国民に対して提供するサービスその他の質の向上	A	A	
(1)科学技術に関する試験及び研究	S×4 A×12 B×1	S×4 A×14	S×8 A×11	S×5 A×10	(1)先端的融合研究 (2)戦略的・重点的な研究開発	A S	A S	
(2)施設及び設備の共用	A	A	A	A	(3)最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究	A	A	
(3)特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務	A	A	A	A	(4)研究環境の整備・研究成果の社会還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	A	A	
(4)成果の普及・活用の促進	A×5	A×4 B×1	S×1 A×4	S×1 A×4	(5)適切な事業運営に向けた取組	A	B	
(5)研究者及び技術者の養成、及びその資質の向上	A	A	A	A	2. 業務運営の効率化	A	A	
(6)評価	S	S	S	S	(1)研究資源配分の効率化	A	A	
(7)情報公開	A	A	A	A	(2)研究資源活用の効率化 (3)総人件費改革への取組	A A	A A	
2. 業務運営の効率化	/	A	A	A	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	
(1)研究資源配分の効率化	A	A	A	A	4. 短期借入金の限度額	—	—	
(2)研究資源活用の効率化	A×6 B×1	A×8	A×7 B×1	A×2	5. 重要な財産の処分・担保の計画	—	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	6. 剰余金の使途	—	—	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	A	7. その他	A	A	
5. 重要な財産の使途	—	—	—	A	(1)施設・設備に関する計画	A	A	
6. 剰余金の使途	—	—	A	A	(2)人事に関する計画	A	A	
7. その他	/	/	/	/				

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 「創立百周年には理研活動度を倍増する」という目標の達成に向けて、「個人知を理研知に、さらに社会知に」という理事長の強いリーダーシップのもと、理研内の横断研究による「社会知創成事業」を開始したこと、理事長のイニシアティブが組織に著実に浸透し、各研究所長やセンター長のリーダーシップを引き出すことに成功していることを評価する。
- 我が国を代表する研究機関として、第2期中期計画における各年度の目標が達成されていること、加えてそれを超える想定以上の世界的に優れた成果が多数得られていることを高く評価する。
- 研究活動と同様の重要性をもって、高度な研究成果を社会に還元し、国民生活や文化、教育の向上に貢献するための取組をより一層積極的に推進することが望まれる。また、理研の活動に対する国民の理解を得るため、社会とアカデミアに対する説明を更に強化する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ゲノム医科学研究	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国際がんゲノムコンソーシアム(ICGC)では、次世代シーケンサーを用い、1例のHapMap日本人サンプルと3例のウィルス性肝がんペア(がんと正常部)計7例の全ゲノムシーケンスが終了、HapMap日本人サンプルのゲノムを用いて解析アルゴリズムを開発し、1例の肝がんの体細胞突然変異及び構造変化を同定してICGCのデータベースに登録した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次世代シーケンサーを用い、計7例の全ゲノムシーケンズにより得られた膨大な情報の処理を実施し、2例のウィルス性肝がんの体細胞突然変異及び構造変化を同定して国際がんゲノムコンソーシアムのデータベースに登録したことは、想定外の成果であり、高く評価する。 全ゲノム配列決定時代に備え、ゲノム情報と臨床情報を統合できるシステム開発や人材育成を進めるよう期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
研究成果の社会還元 の促進	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 産業界連携制度、産業界との融合的連携研究プログラム等の企業との連携的な研究プログラムの推進、実用化コーディネーターの配置や理研ベンチャーの認定および支援、さらに情報誌やホームページ、各種技術展示会等を通じての情報発信に関する事業を前年度より継続して実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業との契約件数は昨年度と同等の水準を維持しているが、共同研究等による民間企業からの収入は平成20年度に較べて210百万円減少している。また、寄付金においても昨年度に比べ、3百万円減少しており、昨年度の評価においても指摘したが、企業のニーズに合致した共同研究の実施等を通じ、外部資金の積極的な獲得等を図るための取組を強化されたい。 <p style="text-align: right;">など</p>
法令遵守、論理の保持等	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 不正や倫理に関する問題認識を深め、職員一人一人が規範遵守に対する高い意識を獲得するため、研究不正防止のための講演会や法律セミナー等の必要な研修・教育を、全事業所を対象に実施。 平成21年度、主任研究員が業者と共謀して、平成16年11月頃から平成20年5月頃までの間に、架空取引を行ったことで背任罪により逮捕、起訴された。同日、研究所内に外部有識者(弁護士、公認会計士)を含めた調査委員会を設置し、不正行為の原因究明、類似事案に関する研究所内の総点検、再発防止に係る改善方策等の調査・検討を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度9月に発覚した、元主任研究員の背任事件について、再発防止策として、 <ul style="list-style-type: none"> ①注権限の見直し(権限を研究者から事務に移管) ②購入申請から検収に至る業務フローの改善、 ③コンプライアンス意識の醸成を図るための研修方法の強化等を策定したこと については、理化学研究所において引き続き十分なフォローを期待する。 発注業務の効率化・効果性、研究員に対するモラルの向上に配慮しつつ、不正防止の観点から内部統制の整備が望まれる。 <p style="text-align: right;">など</p>
研究資源活用の効率化	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 事務業務の抜本的な効率化や見える化を狙いとしたIT活用による業務プロセス改革を行うため、平成21年度から3カ年にわたる基本推進計画を策定し、平成21年度は事務部門における業務分析を実施。 優れた国内外の研究者・技術者をサポートする事務部門の人材の資質を向上させることにより、業務の効率化に繋げていくための取り組みを実施。平成21年度は、服務、会計、契約、資産管理、知的財産権及び安全管理に関する法令・知識の習得のための研修に加え、研究不正防止のための講演会、法律セミナー等、良好な職場環境の維持に必要とされるハラスメントやメンタルヘルス不全を未然に防ぐためのコミュニケーションに関する研修、研究倫理に関する研修、研究マネジメントに関する研修等を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機動性と柔軟性の高い事務機能を実現するため、事務業務の抜本的な効率化や見える化を狙いとしたIT活用による業務プロセスによる改革を行うため、平成21年度から3カ年にわたる基本計画を策定した。この計画が着実に実施され、所定の目的を達成されることを期待する。さらに、他の研究機関に対する指導的役割を果たすことを期待する。 職員の資質向上のための研修として、研究不正防止のための講演会、法律セミナー、良好な職場環境の維持に必要とされるコミュニケーションに関する研修などを実施しているほか、外国人向け視聴教材の配信体制を整えており、評価する。なお、eラーニングについては、体系的かつ効率的な研修体制の構築に向けた検討を行っているところであり、今後の展開に期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:立川 敬二)
目的	大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。2 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。3 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。4 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。5 1から4に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。7 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。8 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jaxa.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	<総合評価>			1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 ※「外部委託の推進」と合わせて評価
<項目別評価>					<項目別評価>			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務		A			1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化	S×2 A×10 F×1	S×1 A×12	S×2 A×11	S×2 A×10 B×1	(1)衛星による宇宙利用	S×1 A×3	S×1 A×3	
(2)宇宙開発利用による社会経済への貢献	S×2 A×9	A×10	S×3 A×7	S×3 A×8	(2)宇宙科学研究	A×2	A×2	
(3)国際宇宙ステーション事業	A×7	A×5 B×2	S×1 A×5	S×1 A×6	(3)宇宙探査	S	S	
(4)宇宙科学研究	S×2 A×13 B×2	S×2 A×13 C×1	S×4 A×11 C×1	A×7 B×1	(4)国際宇宙ステーション(ISS)	S×1 A×1	S×2	
(5)航空科学技術の研究開発	A×7	S×1 A×6	S×2 A×5	S×2 A×4	(5)宇宙輸送	A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	
(6)基礎的・先端的技術の強化	S×1 A×7	S×2 A×6	S×3 A×5	S×2 A×5	(6)航空科学技術	A	A	
(7)大学院教育	A	A	A	A	(7)宇宙航空技術基盤の強化	A×2	A×2	
(8)人材の育成及び交流	A	A	A	A	(8)教育活動及び人材の交流	A×2	A×2	
(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力	A×2	A×2	A×2	A	(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力	A	A	
(10)成果の普及・活用及び理解増進	A×2	A×2	A×2	A	(10)国際協力	A	A	
(11)国際協力	A	A	S	S	(11)情報開示・広報・普及	A	A	
(12)打上げ等の安全確保	A	A	A	A				
(13)リスク管理	A	A	A	A				
2.業務運営の効率化		A			2.業務運営の効率化	A	A	
(1)3機関統合による総合力の発揮と効率化	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	S	(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	
(2)大学、関係機関、産業界との連携強化	「産学官による研究開発の実施」及び「大学共同利用システム」と合わせて評価				(2)業務の合理化・効率化	A×2	A×2	
(3)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	A	(3)情報技術の活用	A	A	
(4)業務・人員の合理化・効率化	A×3	A×4	A×4	A×4	(4)内部統制・ガバナンスの強化	A×4	A×4	
(5)評価と自己改革	A	A	A	A				
3.予算	A	A	A	A	3.予算、収支計画及	A	A	

					び資金計画		
4.短期借入金の限度額	-	-	-		4.短期借入金の限度額	-	-
5.重要な資産の処分・担保の計画	-	-	-		5.重要な資産の処分・担保の計画	-	-
6.剰余金の使途	-	-	-		6.剰余金の使途	-	-
7.その他		A			7.その他	A	A
(1)施設・設備に関する事項	A	A	A	A	(1)施設・設備に関する事項	A	A
(2)安全・信頼性に関する事項	A	A	A	A	(2)人事に関する計画	A	A
(3)国際約束の履行	「国際協力の推進」と合わせて評価				(3)安全・信頼性に関する事項	A	A
(4)人事に関する計画	A※	A※	A※		(4)中期目標期間を超える債務負担	-	-
(5)中期目標期間を超える債務負担	-	-	-		(5)積立金の使途	-	-
(6)積立金の使途	-	-	-				

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期計画2年目となる平成21年度は、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による温室効果ガスの高精度な全球観測、陸域観測技術衛星「だいち」による災害監視や森林状況把握等への国際的貢献、月周回衛星「かぐや」による月の科学探査、小惑星探査機「はやぶさ」におけるイオンエンジン異常への対処を含む地球帰還に向けた運用、国際宇宙ステーションの日本実験棟「きぼう」の完成、H-IIBロケット初号機によるHTV初号機の打上げ・運用成功及び国際宇宙ステーションに長期滞在した日本人宇宙飛行士の活躍など、数多くの成果を上げ、我が国の高い技術力を世界に示した。 また、業務運営においては、組織の見直し、経費・人件費の合理化・効率化等が着実に進められている。 今後とも、プロジェクト等の成果の検証を通じた更なる業務効率化と質の向上、及び裾野の拡大や成果の社会還元への拡充が期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国際宇宙ステーション (ISS) の日本実験棟 (JEM) の運用・利用	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国内外のユーザに対して安定した宇宙実験環境を提供。外国利用では、ロシア、マレーシアが日本の実験装置を利用。 ISSにおいて宇宙曝露環境を用いた本格的な実験環境を提供できる唯一の施設として完成。船外実験プラットフォーム及び船外パレットをスペースシャトルにより打上げ・組立てを完了し、計画通り初期検証を終え、全天X線監視装置 (MAXI) 等の実験装置の運用を開始。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に実施すべき中期計画を超えて特に優れた実績を上げたものとする。 一方で、「きぼう」利用の科学的成果、宇宙ステーション計画の今後の見通し、多大な資金投入に対する具体的な成果などについての明確化など、次年度以降の年度計画の設定の仕方を含め改善が望まれる。 <p>など</p>
LNG推進系	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 政府による GX ロケット開発着手判断に資するため、GX ロケット計画の重要な協力先である米国企業から情報開示を受けて検討、調整を行い、システム構成、所要経費 (約940億円)、実施体制、スケジュール等、開発着手した場合の開発計画案を整理。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に実施することとされた試験は実施されているが、長く問題視されてきた LNG エンジンの開発の進め方などについて能動的な対応や、対外的な情報発信が不足しているために不信感を招いたことを反省し、機構としての総括を行うべきである。 <p>など</p>
産業界、関係機関及び大学との連携・協力	1(9)	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力協定等の締結数:5件 大学・企業等との共同研究の件数:624件 技術移転(ライセンス供与)契約件数:63件 施設設備供用件数:74件 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> より国民生活の質の向上に寄与するため、単なる数値目標の達成だけでなく、更なる宇宙産業強化と裾野拡大の実現による一層の連携強化と研究・開発が期待される。 <p>など</p>
内部統制・ガバナンスの強化のための体制整備	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度に、それまで個別整備されていた体制を内部統制の必須構成要素 (1. 統制環境、2. リスクの評価、3. 統制活動、4. 情報と伝達、5. モニタリング) の視点から体系的に整理した。 平成 22 年度のリスク縮減活動へ反映させるべく、一般業務における重要リスクの再評価を実施し、PDCA サイクルを意識した活動の定着化へ取り組んだ。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> LNG 推進系開発に見られるような事業遂行にあたる種々のリスク要因に対するマネジメント力の強化が引き続き求められる一方、統制の行き過ぎによる組織全体の活力低下には留意が必要である。また外に向けた制度の整備だけでなく、内なるコミュニケーションを潤滑にすることや、理事会議が十分なチェック・アンド・バランスを働かせることも重要である。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小野 清子)
目的	スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務。2 国際競技力向上のための研究・支援等業務。3 スポーツ振興のための助成業務。4 スポーツ振興投票業務。5 災害共済給付業務及び学校安全支援業務。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:板本 登)
ホームページ	法人: http://www.naash.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化		A	A	A	A	A	
(1)経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(2)組織及び定員配置の見直し	A	A	A	A	A	A	
(3)業務運営の点検・評価の実施	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		A	A	A	A	A	
(1)スポーツ施設の運営・提供	A	A	A	A	A	A	
(2)国際競技力向上のための研究・支援等	A	A	A	A	A	A	
(3)スポーツ振興のための助成	B	B	B	B	A	A	
(4)災害共済給付	A	A	A	A	A	A	
(5)スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進	A	A	A	A	A	A	
(6)学校給食用物資の取扱い	A			A			
(7)一般勘定の積立金の使途	A	A	A				
(8)NTC中核拠点施設の供用開始に向けた準備等		A	A	A			
3. 予算、収支計画及び資金計画		B	A	A	A	A	
(1)スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化		C	A	A	S	S	
(2)自己収入の確保及び予算の効率的な執行	B	B	B	B	A	A	
(3)資金の運用及び管理	A	A	A	A	A	A	
(4)予算、収支計画及び資金計画	B	B	A		A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—		—	—	
5. 重要な財産の譲渡・担保	—	B	—		B	B	
6. 剰余金の使途	—	—	—		—	—	
7. その他業務運営に関する事項		A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)その他の業務運営	A	A	A				
(4)中期目標期間を超える債務負担	B	B	A				
(5)積立金の使途					A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 国立霞ヶ丘競技場(ラグビー場)及び国立代々木競技場(第一体育館)においては、施設整備計画に基づく各種改修工事による整備を進める一方で、工事に伴う稼働日数の減少の影響を最小限に留めるなど、大規模スポーツ施設全体として、利用者の安全に配慮しつつ、効果的・効率的な施設利用を図っていることは評価できる。
- 国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターの施設・設備を活用した効果的な支援を実施するとともに、特にバンクーバーオリンピック期間中においては、現地での支援活動や国内における情報支援を行うなど国際競技力向上のための総合的な支援を実施したことは評価できる。
- 広告宣伝活動や販売店拡充等の取組によるスポーツ振興くじの売上向上により、目標額を大きく上回る助成財源を確保できたことは評価できる。
- 災害共済給付事業のオンライン請求システムの利用促進による業務の効率化、利用者へのサービス向上の観点から踏まえた機能強化の取組を推進するとともに、災害共済給付業務によって得られた事例に基づく調査研究・情報提供を効果的に行ったことは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の節減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度に比較して、一般管理費は約 66 百万円(13.4%)、人件費(管理系)は約 173 百万円(22.1%)を削減。一般管理費総額で、目標値(5%)を上回る約 238 百万円(18.8%)の削減を達成。事業費は、平成 20 年度に比較して約 850 百万円(10.7%)を削減し、目標値(1%)を上回る削減率を達成。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費・事業費及び人件費の削減は、大幅に計画を上回っており、評価できる。今後は、一般管理費等の削減内容等について具体的に明示し、更なる節減に取り組むことを期待する。 <p>など</p>
大規模スポーツ施設における稼働日数の確保	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 長年蓄積してきたスポーツターフ等、施設・設備の維持管理に関するノウハウを活かし、ナショナルスタジアムとして高水準な施設条件を維持した上で、競技者や観客等に安全かつ快適な施設を提供。 国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やアマチュアスポーツ等の利用促進により、稼働日数の確保に努めるとともに、スポーツの利用を第一に確保しつつ、本来目的に支障のない範囲内でスポーツ大会等の利用がない日については、コンサート、ファッションショー等スポーツ以外の一般利用への利用を促進。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ効率的なスポーツ施設の運営・提供が行われており評価できる。今後も、より効率的な運営が行われることを期待する。 概ね稼働目標を確保したことは評価できる。今後も、より適切な施設管理と稼働日数の確保に努めることを期待する。 <p>など</p>
国際競技力向上のための総合的支援	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> バンクーバーオリンピック競技大会に向けて、冬季競技については可能な限りサポート内容を拡充。 ○現地で 2 競技種目(スキージャンプ、スピードスケート)に対して科学的な支援活動を実施。また、栄養分野の研究者が現地に入り、日本選手団に対し現地の食環境等に関する情報を提供。 文部科学省委託事業 チーム「ニッポン」マルチ・サポート事業 ○ターゲットスポーツとなった 8 競技種目(柔道、競泳、男子体操、レスリング、フェンシング、カヌー、トランポリン、トライアスロン)に対し、戦略的・包括的に高度な情報・医・科学サポートを実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> バンクーバーオリンピック競技大会において、現地で 2 競技種目に対する支援活動を実施するとともに、国内支援体制を整備し、情報支援等を行ったこと、文部科学省からのチーム「ニッポン」マルチサポート事業を受託し、8 ターゲット競技種目に対して高度な情報・医・科学サポートを行ったことの 2 点については評価できる。今後も、国際競技力向上のための総合的支援活動の実施に努めることを期待する。 <p>など</p>
スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度の売上は、「BIG」の当せん口数等を中心とした広告宣伝活動、インターネット販売・決済手段の拡充など、売上向上効果が期待できる事項への取組等により、当初の売上目標額 630 億円を大きく上回る約 785 億円を達成。これにより、平成 21 年度の収益は、当初の目標額(156 億円)を大幅に上回る約 240 億円(国庫納付金約 80 億円、スポーツ振興助成準備金繰入約 160 億円)を確保。 平成 21 年度売上目標額 63,000,000,000 円 平成 21 年度売上実績額 78,547,151,700 円 運営業務・契約内容等の見直しによる更なる経費の節減に取り組んだ。 また、民間コンサルタント会社によるシステム投資の妥当性の検証、民間リサーチ会社による広告宣伝効果の検証結果等を踏まえ、より適切かつ効率的な経費の執行に努めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興くじの売上が、売上目標額を大きく上回っており、収益の確保について優れた実績を上げていることは非常に評価できる。今後も、本業務の効率的な実施等による経費節減などにより、更なるスポーツ振興のための助成の確保に努めることを期待する。 業務の効率的な実施等の検証を行い、より適切かつ効率的な経費の執行に努めたことは評価できる。 <p>など</p>
重要な財産の譲渡・担保	5	<ul style="list-style-type: none"> 職員宿舍の売却に向けて、一般競争入札(再度公告)を実施したが、不調。 市場環境の悪化(売却損発生のおそれあり)及び独立行政法人通則法の一部改正見込を踏まえ、現在手続を中断しているが、平成 22 年度に向けて情報収集を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場環境の悪化及び独立行政法人通則法の一部改正見込を踏まえ、売却に向けた手続を中断しているが、処分へ向けて情報収集していることは、ある程度評価できる。今後は、改正された通則法に基づき、現物納付等の適正な処分ができるよう努める必要がある。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人日本芸術文化振興会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:茂木 賢三郎)
目的	芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動、ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの、ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動、2 劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。3 その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。5 2の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.ntj.jac.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. H17年度までは、A+、A、B、C、C-の5段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービス、その他業務の質の向上		A	A	A	A	A	
(1)文化芸術活動に対する援助	A	A	A	A	A	A	
(2)伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	A	A	A	A	A	A	
(3)伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家等の研修	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究の実施・資料の収集活用	A	A	A	A	A	A	
(5)劇場施設の利用	B	B	B	B			
(6)附帯する業務	A	A	A	A			
2. 業務運営の効率化		A	A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)外部評価の実施	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項		A	A	A	A	A	
(1)予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項		A	A	A	A	A	
(1)人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の使途					A	A	
(4)その他振興会の業務運営に関し必要な事項(運営委託)	A	A	B	A	B	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 法人全体として概ね計画どおり実施され、法人の効率的な管理運営における定量的成果があがっている。特に「伝統芸能の公開」「現代舞台芸術の公演」のいずれも、我が国唯一の国立劇場としてのミッションを踏まえた日本の内外に誇れる公演が実現していることを評価する。
- 様々な外的要因はあるが、事業費の増加など効率化の達成率が低下している。劇場特有の契約であっても、随意契約の見直しにつき十分な配慮・検討を重ね、引き続き業務効率化を徹底していく必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																																																											
文化芸術活動に対する援助	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 21年度助成金の交付実績 芸術創造活動特別推進事業助成金:4,899,370千円(529件) 芸術文化振興基金助成金:1,204,000千円(661件) 助成対象活動の調査及び助成方法の検討 ① 会計調査:72件(調査活動件数:214件) ② 公演等調査:270件 合計:342件(目標:220件以上) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支援事業は審査及び公表等の情報提供を含め、助成金の申請受理から交付決定までの期間の短縮及び助成対象活動の調査件数においても一層の成果が認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>																																																																											
伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 公演実績(伝統芸能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>公演数</th> <th>回数</th> <th>入場者数</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌舞伎</td> <td>5公演</td> <td>123回</td> <td>110,520人</td> <td>112,300人</td> </tr> <tr> <td>文楽</td> <td>8公演</td> <td>339回</td> <td>158,874人</td> <td>149,820人</td> </tr> <tr> <td>舞踊等</td> <td>22公演</td> <td>31回</td> <td>16,981人</td> <td>16,120人</td> </tr> <tr> <td>大衆芸能</td> <td>65公演</td> <td>320回</td> <td>63,355人</td> <td>56,420人</td> </tr> <tr> <td>能楽</td> <td>50公演</td> <td>51回</td> <td>30,353人</td> <td>30,240人</td> </tr> <tr> <td>組踊等</td> <td>29公演</td> <td>32回</td> <td>12,431人</td> <td>11,168人</td> </tr> <tr> <td>青少年等鑑賞教室</td> <td>6公演</td> <td>160回</td> <td>151,455人</td> <td>146,782人</td> </tr> </tbody> </table> 公演実績(現代舞台芸術) <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>公演数</th> <th>回数</th> <th>入場者数</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペラ</td> <td>11公演</td> <td>50回</td> <td>71,271人</td> <td>67,820人</td> </tr> <tr> <td>バレエ</td> <td>6公演</td> <td>39回</td> <td>44,965人</td> <td>50,200人</td> </tr> <tr> <td>現代舞踊</td> <td>4公演</td> <td>17回</td> <td>5,338人</td> <td>5,560人</td> </tr> <tr> <td>演劇</td> <td>8公演</td> <td>123回</td> <td>48,942人</td> <td>46,500人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2公演</td> <td>3回</td> <td>3,359人</td> <td>2,790人</td> </tr> <tr> <td>青少年等鑑賞教室</td> <td>4公演</td> <td>16回</td> <td>18,845人</td> <td>18,300人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	分野	公演数	回数	入場者数	目標	歌舞伎	5公演	123回	110,520人	112,300人	文楽	8公演	339回	158,874人	149,820人	舞踊等	22公演	31回	16,981人	16,120人	大衆芸能	65公演	320回	63,355人	56,420人	能楽	50公演	51回	30,353人	30,240人	組踊等	29公演	32回	12,431人	11,168人	青少年等鑑賞教室	6公演	160回	151,455人	146,782人	分野	公演数	回数	入場者数	目標	オペラ	11公演	50回	71,271人	67,820人	バレエ	6公演	39回	44,965人	50,200人	現代舞踊	4公演	17回	5,338人	5,560人	演劇	8公演	123回	48,942人	46,500人	その他	2公演	3回	3,359人	2,790人	青少年等鑑賞教室	4公演	16回	18,845人	18,300人	<p>(伝統芸能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公演は計画どおりに実施されており、伝統芸能の殿堂として全体的に成果をあげているといえる。特に青少年等鑑賞教室については今年度目標を達成したことに対して評価できる。 <p>(現代舞台芸術)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画どおりに公演が実施され、各種の公演が多彩な企画内容となっており、芸術的な成果をあげたことは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
分野	公演数	回数	入場者数	目標																																																																										
歌舞伎	5公演	123回	110,520人	112,300人																																																																										
文楽	8公演	339回	158,874人	149,820人																																																																										
舞踊等	22公演	31回	16,981人	16,120人																																																																										
大衆芸能	65公演	320回	63,355人	56,420人																																																																										
能楽	50公演	51回	30,353人	30,240人																																																																										
組踊等	29公演	32回	12,431人	11,168人																																																																										
青少年等鑑賞教室	6公演	160回	151,455人	146,782人																																																																										
分野	公演数	回数	入場者数	目標																																																																										
オペラ	11公演	50回	71,271人	67,820人																																																																										
バレエ	6公演	39回	44,965人	50,200人																																																																										
現代舞踊	4公演	17回	5,338人	5,560人																																																																										
演劇	8公演	123回	48,942人	46,500人																																																																										
その他	2公演	3回	3,359人	2,790人																																																																										
青少年等鑑賞教室	4公演	16回	18,845人	18,300人																																																																										
伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家等の研修	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 養成研修の実施状況(伝統芸能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度計画</th> <th>研修実績</th> <th>うち修了者</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌舞伎</td> <td>17名程度</td> <td>13名</td> <td>9名</td> <td>24名程度</td> </tr> <tr> <td>大衆芸能</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>4名程度</td> </tr> <tr> <td>能楽</td> <td>4名</td> <td>4名</td> <td>—</td> <td>5名程度</td> </tr> <tr> <td>文楽</td> <td>6名程度</td> <td>4名</td> <td>—</td> <td>6名程度</td> </tr> <tr> <td>組踊</td> <td>9名</td> <td>9名</td> <td>—</td> <td>9名程度</td> </tr> </tbody> </table> 養成研修の実施状況(現代舞台芸術) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度計画</th> <th>研修実績</th> <th>うち修了者</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペラ</td> <td>15名</td> <td>15名</td> <td>5名</td> <td>25名程度</td> </tr> <tr> <td>バレエ</td> <td>12名</td> <td>12名</td> <td>6名</td> <td>30名程度</td> </tr> <tr> <td>演劇</td> <td>44名</td> <td>42名</td> <td>14名</td> <td>75名程度</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	区分	年度計画	研修実績	うち修了者	中期計画	歌舞伎	17名程度	13名	9名	24名程度	大衆芸能	1名	1名	1名	4名程度	能楽	4名	4名	—	5名程度	文楽	6名程度	4名	—	6名程度	組踊	9名	9名	—	9名程度	区分	年度計画	研修実績	うち修了者	中期計画	オペラ	15名	15名	5名	25名程度	バレエ	12名	12名	6名	30名程度	演劇	44名	42名	14名	75名程度	<p>(伝統芸能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統芸能の伝承者の養成は、重要無形文化財の後継者養成の意義を有しているものであり、これが従来からの継続事業として順調に展開されていることは評価すべきである。 <p>(現代舞台芸術)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現代舞台芸術の実演家等の研修は、オペラ、バレエ、演劇の分野の将来をになっていく有能な人材を育成するものであり、計画どおりに事業が実施され、水準の高い成果をあげていることは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>																									
区分	年度計画	研修実績	うち修了者	中期計画																																																																										
歌舞伎	17名程度	13名	9名	24名程度																																																																										
大衆芸能	1名	1名	1名	4名程度																																																																										
能楽	4名	4名	—	5名程度																																																																										
文楽	6名程度	4名	—	6名程度																																																																										
組踊	9名	9名	—	9名程度																																																																										
区分	年度計画	研修実績	うち修了者	中期計画																																																																										
オペラ	15名	15名	5名	25名程度																																																																										
バレエ	12名	12名	6名	30名程度																																																																										
演劇	44名	42名	14名	75名程度																																																																										
その他振興会の業務運営に関し必要な事項(運営委託)	4(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国立劇場おきなわは平成21年4月1日付けで平成21年4月1日から平成22年3月31日までの組踊等沖縄伝統芸能に係る業務及び劇場の管理運営に関する業務委託契約について684,608,000円を限度として締結。委託費の確定額は665,836,000円である。 新国立劇場は平成21年4月1日付けで平成21年4月1日から平成22年3月31日までの現代舞台芸術の公演等及び劇場の管理運営に関する業務委託契約について4,823,206,000円を限度として締結。委託の確定額は、4,810,055,000円である。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 少しずつではあるが、業務運営委託先の体制等について、情報や説明がなされてきているが、引き続きわかりやすい情報開示に努め、透明性を確保する必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>																																																																											

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人日本学生支援機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:梶山 千里)
目的	教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。2 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。3 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。4 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。5 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。6 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。7 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。8 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。9 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:上原 春男)
ホームページ	法人: http://www.jasso.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	<総合評価>	-	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、Cの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
1. 業務運営の効率化		A	A	A	A	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)業務の効率化	A×2	A×3	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	(1)共通的事項	A×2 B×1	
(2)組織の効率化	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	(2)奨学金貸与事業	A×2 B×2	
(3)評価	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	(3)留学生支援事業	A×10	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		A	A	A	A	(4)学生生活支援事業	A×3	
(1)共通的事業	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	(5)その他の附帯業務	A	
(2)学資の貸与その他援助	A×6	S×1 A×5	A×5 B×1	A×6	A×6	2. 業務運営の効率化	A	
(3)留学生への学資の支給その他の援助	A×5	A×5	A×5	A×5	A×5	(1)業務の効率化	A×4	
(4)留学生寄宿舎等の設置及び運営等	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	(2)組織の効果的な機能発揮	A×2	
(5)日本留学試験の実施	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	(3)内部統制・ガバナンスの強化	A×3 B×1	
(6)日本語予備教育の実施	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	
(7)留学生交流推進事業	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	4. 短期借入金の限度額	A	
(8)大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	5. 重要な財産の処分等に関する計画	A	
(9)学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	6. 剰余金の使途	-	
(10)その他附帯業務状況	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	7. その他業務運営に関する事項	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		A	A	A	A	(1)施設及び設備に関する計画	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	A	A	A	(2)人事に関する計画	A×2	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-			
6. 剰余金の使途	-	-	-	A	A			

7. その他業務運営に関する重要事項		A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A×3	A×3	A×3	A×3	A×2	
8. 財務内容の改善に関する事項					A×4	

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 奨学金の回収の抜本的強化、留学生支援事業、学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。 奨学金貸与の的確な実施のための取組、新規返還開始者のリレー口座加入率 100%達成や個人情報情報機関の活用等返還金回収の促進のための様々な取組が一定程度進められており、全体としては計画どおりの対応がなされているものと認められる。 奨学金貸与事業において、回収率が目標値に達成しなかったことや、一部業務(法的処理、機関保証)において、未実施件数が多いこと、基準の未整備があること、マニュアルに基づいた事務処理がなされていなかったこと等が判明したことから、機構全体での業務執行管理のあり方及び組織・体制等について必要な改善措置が直ちに講じられる必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																																																																												
奨学金貸与事業	1 (2)	<p><返還金回収実績(単位:千円)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要回収額</th> <th>回収額</th> <th>回収率 (21年度) (単位:%)</th> <th>回収率 (20年度) (単位:%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8年以上</td> <td>14,545,808</td> <td>633,245</td> <td>4.4%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>1年以上 8年未満</td> <td>39,335,893</td> <td>4,021,692</td> <td>10.2%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>7年以上 8年未満</td> <td>2,864,396</td> <td>191,054</td> <td>6.7%</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>6年以上 7年未満</td> <td>3,433,984</td> <td>249,096</td> <td>7.3%</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>5年以上 6年未満</td> <td>4,097,684</td> <td>315,798</td> <td>7.7%</td> <td>7.9%</td> </tr> <tr> <td>4年以上 5年未満</td> <td>4,975,360</td> <td>419,540</td> <td>8.4%</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>3年以上 4年未満</td> <td>6,199,885</td> <td>598,229</td> <td>9.6%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>2年以上 3年未満</td> <td>7,726,393</td> <td>859,286</td> <td>11.1%</td> <td>10.3%</td> </tr> <tr> <td>1年以上 2年未満</td> <td>10,038,192</td> <td>1,388,688</td> <td>13.8%</td> <td>13.3%</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>16,283,163</td> <td>5,073,520</td> <td>31.2%</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>3月以上 1年未満</td> <td>11,046,680</td> <td>2,663,845</td> <td>24.1%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>5,236,483</td> <td>2,409,674</td> <td>46.0%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>延滞計</td> <td>70,164,864</td> <td>9,728,457</td> <td>13.9%</td> <td>14.2%</td> </tr> <tr> <td>当年度</td> <td>328,166,294</td> <td>308,886,456</td> <td>94.1%</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>398,331,158</td> <td>318,614,913</td> <td>80.0%</td> <td>79.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p><回収率></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>当年度分</th> <th>延滞分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>79.7%</td> <td>94.0%</td> <td>14.2%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>80.0%</td> <td>94.1%</td> <td>13.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>	区分	要回収額	回収額	回収率 (21年度) (単位:%)	回収率 (20年度) (単位:%)	8年以上	14,545,808	633,245	4.4%	4.2%	1年以上 8年未満	39,335,893	4,021,692	10.2%	10.0%	7年以上 8年未満	2,864,396	191,054	6.7%	6.6%	6年以上 7年未満	3,433,984	249,096	7.3%	7.3%	5年以上 6年未満	4,097,684	315,798	7.7%	7.9%	4年以上 5年未満	4,975,360	419,540	8.4%	8.8%	3年以上 4年未満	6,199,885	598,229	9.6%	9.8%	2年以上 3年未満	7,726,393	859,286	11.1%	10.3%	1年以上 2年未満	10,038,192	1,388,688	13.8%	13.3%	1年未満	16,283,163	5,073,520	31.2%	32.2%	3月以上 1年未満	11,046,680	2,663,845	24.1%	-	3月未満	5,236,483	2,409,674	46.0%	-	延滞計	70,164,864	9,728,457	13.9%	14.2%	当年度	328,166,294	308,886,456	94.1%	94.0%	総計	398,331,158	318,614,913	80.0%	79.7%		全体	当年度分	延滞分	平成20年度	79.7%	94.0%	14.2%	平成21年度	80.0%	94.1%	13.9%	<ul style="list-style-type: none"> 延滞年数別に回収率の現状が明らかになったことは、今後回収における費用対効果などきめ細かな分析を可能とするので評価できる。 全体、当年度分の回収率が対前年度比でそれぞれ0.3ポイント、0.1ポイント改善したものの延滞分の回収率が0.3ポイント下回っていることから、総回収率において目標値の80.1%に届かなかった。回収率向上に効果が高いと考えられる延滞暦の浅い区分、特に当年度区分の回収率が対前年度比で0.1ポイントの増加にとどまっていること、更に、延滞1年未満の区分の回収率が対前年度比で0.1ポイント悪化している点などについて、要因を分析し、増加に努める必要がある。 総回収率は、繰上げ返還された金額が支払当年度の返還額に含まれておらず、繰上げ返還の発生が回収率の向上に結びついていない。より実態が反映される指標の追加、債権特性の区分に応じた指標の設定など、一層の工夫が必要と考えられる。
区分	要回収額	回収額	回収率 (21年度) (単位:%)	回収率 (20年度) (単位:%)																																																																																											
8年以上	14,545,808	633,245	4.4%	4.2%																																																																																											
1年以上 8年未満	39,335,893	4,021,692	10.2%	10.0%																																																																																											
7年以上 8年未満	2,864,396	191,054	6.7%	6.6%																																																																																											
6年以上 7年未満	3,433,984	249,096	7.3%	7.3%																																																																																											
5年以上 6年未満	4,097,684	315,798	7.7%	7.9%																																																																																											
4年以上 5年未満	4,975,360	419,540	8.4%	8.8%																																																																																											
3年以上 4年未満	6,199,885	598,229	9.6%	9.8%																																																																																											
2年以上 3年未満	7,726,393	859,286	11.1%	10.3%																																																																																											
1年以上 2年未満	10,038,192	1,388,688	13.8%	13.3%																																																																																											
1年未満	16,283,163	5,073,520	31.2%	32.2%																																																																																											
3月以上 1年未満	11,046,680	2,663,845	24.1%	-																																																																																											
3月未満	5,236,483	2,409,674	46.0%	-																																																																																											
延滞計	70,164,864	9,728,457	13.9%	14.2%																																																																																											
当年度	328,166,294	308,886,456	94.1%	94.0%																																																																																											
総計	398,331,158	318,614,913	80.0%	79.7%																																																																																											
	全体	当年度分	延滞分																																																																																												
平成20年度	79.7%	94.0%	14.2%																																																																																												
平成21年度	80.0%	94.1%	13.9%																																																																																												

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人海洋研究開発機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:加藤 康宏)
目的	平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。2 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。5 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。6 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jamstec.go.jp/j/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービス、その他質の向上		A	A	A	A	A	
(1)海洋科学技術に関する基盤的研究開発	S×1 A×9	A×6 B×1	S×1 A×7	S×2 A×6	S×1 A×7	A×6 B×2	
(2)研究開発成果の普及及び成果活用の促進	S×1 A×2	A	A	A	A	A	
(3)学術研究に関する船舶の運航等の協力	A						
(4)科学技術に関する研究開発または学術研究を行うものへの施設・設備の供用	A×3	A	A	B	A	A	
(5)研究者及び技術者の養成と資質の向上	A						
(6)情報及び資料の収集・整理・保管・提供	A	A	A	A	A	A	
(7)評価の実施	A						
(8)情報公開	A						
2. 業務の効率化							
(1)組織の編成および運営	A×2	A	B	A	A	A	
(2)業務の効率化	B						
3. 予算、収支計画及び資本計画	A	B	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分又は担保の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 余剰金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他の業務運営							
(1)施設・設備に関する計画	A						
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	B	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項	B						

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 世界的に注目される研究や世界トップの技術開発が多数ある等、研究開発の各分野において、質、量とも中期計画や年度計画で想定していたものと同様またはそれ以上の成果を挙げており、第2期中期目標期間初年度として十分な業績であったと評価できる。
- また、得られた成果の多くは、将来の産業化や社会の安全・安心に役立つものと判断され、国民への成果の還元という観点からも評価できる。
- しかしながら、一部の研究開発では総花的に見える部分があるとともに組織的な国際化対応が不十分であるなどの課題もあり、今後、トップダウンで方向性を示し、必要な体制や計画を整備することが必要である。
- 管理、運営面では、マネジメントのリーダーシップのもとで、二次評価の指摘事項等を踏まえた組織、業務の改善が図られていることは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海洋科学技術に関する基盤的研究開発 (国内における科学計画の推進)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 2回開催されたIODP国内科学委員会の運営支援や、より効果的な掘削プロポーザルの育成・実効化を図るための公募型支援制度に基づいて、5件のプロポーザル支援を行った。また、科学諮問組織(SAS)に設置されている7つの委員会・パネル及び関連する会議への委員派遣支援や国際陸上科学掘削計画(ICDP)国内実施委員会の開催支援を行い、日本の国際的なプレゼンスを高め、発言力の向上に貢献した。また、IODPの総合的推進の一環として、IODP研究に参加する乗船研究者計75名に対し、乗船及び会議出席のための支援を行った。 単海トラフ震発生帯掘削計画としてこれまでに実施した5回の研究航海に関し、Scientific Prospectus及びPreliminary Reportを出版、約60件の論文、約130件の成果発表を行った。 2013年より開始される次期海洋掘削計画のフレームワーク策定に向け、我が国のリーダーシップを確保することを目指して国内におけるワークショップの開催、ドイツのプレーメンにて開催された「IODP New Ventures in Exploring Scientific Targets(INVEST)」へ日本人研究者41名を派遣し、日本の国際的なプレゼンス、発言力の向上に貢献した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内における科学計画の推進のため、掘削プロポーザルの支援や国内実施委員会の開催支援を実施するなど、中期計画にそった取組が適切に推進されたと評価できる。 しかしながら、IODP 全体の中で、日本国内からの研究提案が十分ではないという実態があり、我が国の国際プレゼンスを高めるための一層の工夫・努力が必要と判断される。 特に、経済発展に伴い近隣の東アジア国々の国際的な発言力が向上している現状を踏まえると、国際化のための新たな戦略が必要であり、その検討・実施が適切なリーダーシップの下で行うための体制整備は喫緊の課題と考えられる。 <p style="text-align: right;">など</p>
海洋科学技術に関する基盤的研究開発 (研究開発の多様な取り組み)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発促進アワードの推進として、研究領域融合型のシステム科学的アプローチにより新分野を開拓する研究を対象とした「システム地球科学アワード」を実施し、1 課題を採択した。また、観測システムに関する世界トップクラスの技術開発を推進するため、「観測システム・技術開発アワード」を実施し、9 課題を採択した。 国の要請や社会的ニーズに対応し、迅速かつ集中的に大規模な研究開発を行うため、地震津波・防災研究プロジェクト及びIPCC貢献地球環境予測プロジェクトの2つのリーディングプロジェクトを設置した。 国際関係業務を円滑かつ戦略的に推進するため、国際関係業務連絡委員会を設置し、国際関係業務に係る連絡調整及び国際関係業務に係る戦略の検討を行うこととした。平成21年度は同委員会を2回開催し、関連国際動向の情報共有を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独創的・萌芽的な研究開発、国等が主体的に推進するプロジェクトに対応する研究開発の推進、共同研究及び研究協力、外部資金による研究の推進については、意欲的に取り組んでおり、成果も上がっているため、順調に進捗していると評価できる。 しかしながら、国際的なプロジェクトの対応については、中国をはじめとするアジア諸国の台東を鑑みると、国際戦略の重要性は増しており、トップがリーダーシップを発揮し、機構内で取り組む方向をまとめるなどの工夫・努力が早急に必要と判断される。 <p style="text-align: right;">など</p>
施設・設備に関する計画 能力発揮の環境整備に関する事項	7(1) 7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 船舶建造費補助金及び施設整備費補助金について、適切に執行した。 父親のワークライフバランスに関する情報提供を行い、職員の意識向上を図った。 ベビーシッター育児支援事業を活用し、職員の育児支援を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進む船舶については、関係機関、コミュニティと連携を図りつつ、新船建造も視野にいたした長期的な整備を図っていくことが必要と判断される。 人事面ではワークライフバランスや女性の活用等、取組の必要性は意識されているが、具体的な成果が期待できるまでに至っていない。特に女性の採用、登用については、数値目標を設定するなど、積極的に取り組むべきと考えられる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人国立高等専門学校機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:林 勇二郎)
目的	国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。
主要業務	1 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。3 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:上原 春男)
ホームページ	法人: http://www.kosen-k.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyokka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期 目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化		A	A	A	A	A	
業務の効率化、資源配分の状況	A						
業務の効率化状況							
経費配分状況							
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		A	A	A	A	A	
(1)教育に関する事項	S×2 A×3 B×1	A	A	A	A	A	
(2)研究に関する事項	A	A	S	A	A	A	
(3)社会との連携、国際交流等に関する事項	A	S	A	A	A	A	
(4)管理運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(5)その他	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A		A	
収益の確保状況							
予算の効率的な執行状況							
適切な財務内容の実現状況							
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—		—	
5. 重要な財産の処分	A	A	—	A		A	
6. 剰余金の使途	A	A	A	A		A	
剰余金の発生状況							
剰余金の使用状況							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項						A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A		A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A		A	
(3)設備に関する災害復旧に関する計画	A	A	—	—		—	
(4)積立金の使途						A	
8. 財務内容の改善に関する事項					A		
(1)自己収入の増加					A		
(2)固定的経費の削減					A		

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 宮城・富山・香川・熊本の4地区8校の再編整備により、平成21年10月に新しい高等専門学校4校が設置され、順調に運営されていることは評価できる。
- また、教育面での産学連携として、マイクロソフト社、オムロン社、東京エレクトロンFE社等からの支援を得て、ソフトウェア教育や電子制御教育等の環境整備が図られたほか、全教員4,000人を対象にしたカリキュラム調査等を実施し、教育の改善・充実に積極的に取り組んでいることは評価できる。
- 国立高等専門学校を一つの法人としたメリットを活かして、これまで運営の効率化や教育研究の向上に着実な成果が得られているが、今後は実践的・創造的技術者の育成という高専の役割をこれまで以上に果たすため、各高専が特色ある教育を一層展開していくよう、理事長のリーダーシップに期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1)の	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
------	------	-------------	-----------------

	関連		
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標期間における機構の課題に対応した戦略的かつ機動的な資源配分を行うための方針を立て、各国立高等専門学校がそれぞれの特色を活かした運営を行うことができるよう、高専の改革推進、教育環境の整備のための施設・設備の整備、教育の質の向上及び教員の教育力の向上への取組、学生支援・生活支援の充実等への対応として3,369百万円を重点的に配分した。 法人の契約手続きの透明化・適正化を推進することを目的に平成20年1月より実施している「随意契約見直し計画」を確実に実施するとともに、契約事務手続きが全国で同じ方針・手順によってシステムとして処理できるよう平成21年6月に契約事務マニュアルを整備したほか、機構監事や外部有識者を構成員として設置した「契約監視委員会」により、契約状況の点検・見直しを行い、点検結果を各学校に周知徹底したことにより、随意契約の割合は平成20年度実績の16.9%から平成21年度の12.4%に低下している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画に定める効率化を実施しつつ、高専機構本部において各高専の改革推進・教育環境の整備等に配分する経費を確保している。 契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・見直しを実施した。随意契約の割合は対前年度△4.5%となり、競争性の向上が見られる。 公告期間・指名競争入札限度額・予定価格を省略できる基準は国の基準を下回っておらず、包括的随契条項・公益法人随契条項は設けていない。また、総合評価方式や複数年度契約に関する規定、総合評価方式実施マニュアル等の整備はなされている。 <p style="text-align: right;">など</p>
教育に関する事項	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月からの学生受入のため、高度化再編された4高専(仙台、富山、香川、熊本)の学年進行に合わせて策定した整備計画に基づき施設整備を実施した。 マイクロソフト社と日本初の「Microsoft Education Alliance Agreement」を締結し、平成21年12月18日、マイクロソフト社と合同でプレス発表を行った。 全51高専の教員約4,000人を対象に①カリキュラム(全科目の教育内容、教育項目)に関する調査、②エンジニアリングデザイン(ED)教育に関する調査、③共同教育に関する調査を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4地区8高専の統合について、機構本部と高専間で問題意識を共有して課題の整理・解消に取り組み、着実に実施された。 各高専において、地域の要請に即応した新分野の学科の設置や改組等を進める必要がある。 産業界との教育面での連携として、マイクロソフト社と国内で初めての包括連携協定を締結し、国立高専すべての学生及び教職員を対象としたソフトウェア利用環境の向上が図られたことや、東京エレクトロンFE社から支援を得て、電子制御等の教育環境の充実が図られた。 <p style="text-align: right;">など</p>
社会との連携、国際交流等に関する事項	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会との連携を深めるため、理科離れが指摘される小中学生に対する理科教育支援を平成21年度においても実施したほか、地域の中小企業支援団体と連携して、地域の中小企業のニーズに応える29の人材育成プログラムを国立高専・地域共同テクノセンター等で提供し、地元中小企業の技術者再教育を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各高専に地域協同テクノセンターを設け、地域連携が図られている。また、小中学生に対する各種講座等を開催するなど、積極的な取り組みを行っている。 <p style="text-align: right;">など</p>
管理運営に関する事項	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標期間における機構の課題を把握するため、理事長が各校の校長一人ひとりと学校の運営方針、将来構想、課題等について意見交換を行う「理事長ヒアリング」を実施したほか、期間中に実施すべき重点課題を高専機構教職員に提示し、役員会・企画委員会等において検討を進めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後、組織的に強く発展するためには、さらにきめの細かい管理運営が望まれる。22年度から始めた各種の管理運営の取り組みを有効に機能させるとともに、理事長のリーダーシップの下、さらなる内部統制の充実・強化に取り組まれることを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
人事に関する計画	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学校が事務系職員を中心に国立大学法人等との間で人事交流(交流人数:561人)を実施したほか、教員についても「高専・両技科大間教員交流制度」を活用し、積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を推進した。また機構本部、各学校において多様な研修を計画、実施(のべ208回実施、5,388人参加)し、教職員の資質向上を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人等と単に交流するだけでなく、両者のメリットをさらに深く掘り下げ、高専機構としての将来展望に立った人事交流が推進されることを期待する。 教職員に対する各種研修会の実施においても、実績のみならず、どの程度効果があがっているかこれらの研修結果を踏まえて、より専門性及び効率性を追求した事業運営に生かされることを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (機構長:平野 眞一)
目的	独立行政法人大学評価・学位授与機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法に基づき設立されました。機構は、大学等(大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的として、次の業務を行います。
主要業務	1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。2. 学校教育法に定めるところにより、学位(学士、修士、博士)を授与すること。3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5. 文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:上原 春男)
ホームページ	法人: http://www.niad.ac.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	<総合評価>	—	1. H17年度まではA ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
1. 業務運営の効率化	/	A	A	A	A	1. 業務運営の効率化	A	
(1)業務の効率化	A	A	A	A	A	(1)既存経費の見直し、業務の効率化	A	
2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上	/	A	A	A	A	(2)業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置	A	
(1)大学等の教育研究活動等の総合的状況についての評価	A	A	A	A	A	(3)(独)国立大学財務・経営センターとの統合に向けた組織体制の整備	—	
(2)学位授与	A ⁺	A	A	A	A	(4)契約に関する事項	A	
(3)調査及び研究	A	A	A	A	A	2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上	A	
(4)情報の収集、整理、提供	B	A	A	A	A	(1)総合的事項	A	
(5)その他の業務	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	(2)大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	
(6)業務運営	A×2	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	(3)学位授与	A	
3~6. 財務内容の改善	/	A	A	A	/	(4)調査及び研究	A	
(1)財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	A	A	(5)情報の収集、整理、提供	A	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	/	A	A	A	/	(6)認証評価	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	(7)その他上記の業務に付帯する業務	A	
						3~6. 財務内容の改善	A	
						7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	
						(1)人事に関する計画	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 業務のアウトソーシングやペーパーレス化、業務量に応じた事務体制の柔軟な見直し等、業務運営の効率化が着実に実行されている。
- 年度計画を着実に実行するとともに、認証評価事業、国立大学法人評価事業、学位授与事業及び調査研究事業等、効果的・効率的に業務の質の向上が進められている。特に、大学教育の質保証に関する調査研究、国際的情報発信は高く評価され、また、大学の評価文化の定着の促進に大きな貢献を果たしている。

- 現在の日本の高等教育は、大きな転換期にきており、非連続改革の方向性を示すような学術研究が求められるが、専門分野の拡充・発展に関して本機構がどのような貢献が可能かを検討すべきである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学位授与	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 単位積み上げ型による学士の学位授与について、4月期は申請者402人のうち合格と判定された330人に対して平成21年9月末までに学位を授与した。10月期は申請者2,535人のうち合格と判定された2,388人に対して平成22年3月末までに学位を授与した。 省庁大学校の課程修了者に対しては、1007人に学士の学位を、137人に修士の学位を、26人に博士の学位を授与した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学・高等専門学校卒業生等の単位積み上げ型による学位授与事業は的確に実施されていると評価される。 不合格者に対しては、どのような理由で「不可」となったのかの理由が明確となるよう個別文書等による指導等きめ細かい対応を行ったことは高く評価される。 省庁大学校の修了者に対する学位授与事業は的確に実施されていると評価される。 <p>なお、省庁大学校に関しては、仕組みそのものの見直しも必要と考えられることから、その在り方について、国においても継続的に検討を行っていく必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
認証評価	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 大学の評価体制については、評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会 9部会、財務専門部会 1部会を設置した。また、評価結果において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて、審議を行う意見申立審査会を設置した。さらに、各評価部会間の横断的な事項や評価結果の調整等を行う運営小委員会を設置した。 短期大学の評価体制については、評価を実施するため、短期大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会 1部会、財務専門部会 1部会を設置した。また、評価結果において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて、審議を行う意見申立審査会を設置した。さらに、専門委員については、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、9人を選考した。また平成22年度評価における対象短期大学の学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、短期大学関係団体、学協会及び経済団体から推薦のあった候補者の中から専門委員 17人を選考した。 高等専門学校機関別認証評価委員会については、認証評価の申請校がなかったため、平成21年度は、評価部会等は設置していない。平成22年度評価における対象高等専門学校の学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体から推薦のあった候補者の中から専門委員 16人を選考した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認証評価は、実績が積み上がり業務プロセスも効果的となってきており、的確、適切に運営されていると評価される。 評価担当者に対する研修を行って、公正、適切な評価が行えるような基盤を作っていることは評価される。 機構が実施した認証評価についての検証を行い、検証結果をとりまとめる過程での情報を説明会や研修会などで評価実施担当者等にフィードバックしたことは評価される。 法科大学院認証評価に関しては、最初の審査で適格認定を受けられなかった法科大学院の追評価のプロセスも適切に行われ、評価者と非評価者の共通認識が醸成されたと思われる。 <p style="text-align: right;">など</p>
財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は100.1となっている。 総人件費改革への取組については、平成17年度と比較して13.4%の削減となっている。今後とも、業務量に応じ、職員の適正な配置等に努める。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の管理については、適切に実施されている。 総人件費改革への取組については平成17年度との比較で13.4%の削減となっており、目標を十分に達成している。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:豊田 長康)
目的	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立大学法人等」という。)の施設の整備等に必要資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。2 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(施設費貸付事業)を行うこと。3 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(施設費交付事業)を行うこと。4 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のもの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。5 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。6 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:上原 春男)
ホームページ	法人: http://www.zam.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—		<総合評価>		1. H17年度まではA ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						<項目別評価>		
1. 業務運営の効率化		A	A	A	A	1. 業務運営の効率化	A	
(1)業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A	A	A	A	(1)内部統制、組織の見直し及び業務改善の状況	A	
(2)業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A	A	A	A	(2)外部委託の検討・実施状況	A	
(3)事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A	A	A	A	(3)事務情報化の推進状況	A	
(4)業務の効率化	A	A	S	S	S	(4)見直しの実行性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	B	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		A	A	A	A	(5)効率化の実施状況	S	
(1)国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言	A	A	A	A	A	(6)随意契約の適正化等の状況	A	
(2)施設費貸付事業及び施設費交付事業	A	A	A	A	A	(7)大学評価・学位授与機構との統合の状況	—	
(3)寄付金の受け入れ及び配分	B	B	B	B	B	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(4)高等教育財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究	A	A	A	A	A	(1)国立大学法人等の産管理等に関する協力・助言の施状況	A	
(5)セミナー・研修事業の開催	A	A	—	—	A	(2)施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況	A	
(6)国立大学法人等の財務・経営の改善に資する情報提供	A ⁺	A	A	A	A	(3)高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究の実施状況	A	
(7)財務・経営の改善に関する協力・助言	A	A	A	A	A	(4)財務・経営に関する情報提供等の実施状況	A	
(8)大学共同利用施設の管理運営	A	A	A	A	A	(5)国から承継した財産等の処理の実施状況	B	
(9)国立大学法人財務・経営情報システムの構築	B	A	A	A	A	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	
(10)旧特定学校財産の管理処分	A	A	A	A	A	4. 短期借入金の限度額	—	
(11)承継債務の確実な徴収及び償還	A	A	A	A	A	5. 重要な財産を譲渡・担保する計画	—	
3. 予算、収支計画及び資金計画		A	A	A	A	6. 剰余金の使途	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	
5. 重要な財産を譲渡・担保する計画	—	—	—	—	—			
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—			
7. その他主務省令で定める業務		A	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営活動の向上に資する調査研究を行い、21 年度は、中期計画、年度計画に即し、着実に業務を実施し、昨年度の評価での指摘点である内部監査を強化しながら、各業務の効率化や質の向上にこれまで以上に細かく取り組まれ、計画を上回る実績をあげた。
- 本センターは設立以来、国立大学法人等と財務・経営面における情報交換、情報共有を行うことで、国立大学法人側からの信頼感も厚くなり、特に国立大学法人等の施設整備等の支援を効率的・効果的に行える機関として、その役割を十分に果たしている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
見直しの実行性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	1(4)	<p>・ 客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映</p> <p>【国立大学財務・経営支援懇談会】 センターが実施する支援事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成21年6月に開催した。</p> <p>【独立行政法人評価委員会による評価結果への対応】 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、監査室の充実・強化、大学共同利用施設の利用促進のための方策、広島大学本部地区跡地の処分に係る広島市及び広島大学との密接な協議、国立大学付属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究への着手など、必要な対応を実施した。</p> <p>など</p>	<p>・ 第1期中期目標期間評価の結果を踏まえた業務改善の取組やセンターの財務内容等の透明性確保のためのセグメント情報の充実の取組が行われたことは評価できるが、広島大学本部地区跡地処分についてはさらなる取組が望まれる。</p> <p>など</p>
効率化の実施状況	1(5)	<p>・ 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況 文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について厳正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。</p> <p>【一般管理費(退職手当を除く)の効率化の状況】 一般管理費については、ネットワーク等のヘルプデスク業務及びホームページ更新作業の職員による実施等により、14.5%の効率化が図られた。</p> <p>【事業費(退職手当を除く)の効率化の状況】 事業費については、ホームページ更新作業の職員による実施、消耗品費の削減等により、20.9%の効率化が図られた。</p> <p>【大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況】 大学共同利用施設の管理運営費については、共用会議室総合管理等業務の契約内容の見直し等により経費の効率化が図られた。</p> <p>など</p>	<p>・ 目標を上回る大幅な経費削減を実現し、効率化が図られたことは評価できる。</p> <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:岡崎 俊雄)
目的	原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 原子力に関する基礎的研究を行うこと。2 原子力に関する応用の研究を行うこと。3 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究。ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究。ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究。ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究。4 3に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの(原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。)を行うこと。イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物の埋設の方法による最終的な処分。(以下「埋設処分」という。)ロ 埋設処分を行うための施設(以下「埋設施設」という。)の建設及び改良、維持その他の管理並びに埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理。6 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。7 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。8 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。9 1から3までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。10 1から9の業務に附随する業務を行うこと。11 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第5条第2項に規定する業務を行うこと。12 1から11の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、又は処理する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jaea.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成17年10月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—		
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		A	A	A	A	A	1. H17年度はS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
(1)エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した研究開発	S×1 A×6 B×1	S×2 A×6	S×1 A×7	S×1 A×6 C×1	S×1 A×7	S×1 A×6 B×1	
(2)量子ビーム利用のための研究開発	S×1 A×2	S×1 A×2	S×2 A×1	S×1 A×2	S×2 A×1	S×2 A×1	
(3)原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	S×1 A×2	
(4)自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分に係る技術開発	A	A	A	A	A	A	
(5)原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化	A×2	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(6)放射性廃棄物の埋設処分					A	A	
(7)産学官との連携の強化と社会からの要請への対応	A×9	A×9	A×9	S×2 A×7	A×10	A×10	
2. 業務運営の効率化		A	A	A	A	A	
(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	A	A	A	
(2)統合による融合相乗効果	A	A	A	A	A	A	
(3)産業界、大学、関係機関との連携強化による効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)業務・人員の合理化・効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)評価による業務の効率的推進	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		A	A	A	A	A	
(1)予算							
(2)収支計画	A	A	A	A	A	A	
(3)資金計画							
(4)財務の内容に関する事項	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他業務の運営に関する事項		A	A	A	A	A	
(1)安全確保の徹底と信頼性の管理に関する事項	A	A	B	A	A	A	
(2)施設・設備に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(3)放射性廃棄物の処理・処分並びに原子力施設の廃棄措置に関する事項	A	B	A	B	A	A	

(4)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	A
(5)中期目標期間を超える債務負担	—	—	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の業務実績は計画通りに進み、一部の事業については目標を上回る成果をあげた。 ITER計画において基幹技術に革新的な進歩を得たこと、量子ビーム技術開発において世界を先導する成果をあげたこと、量子ビーム利用において新たな計測技術を確立したこと、原子力基礎工学において世界最先端データライブラリの完成などの原子力基盤技術の水準向上に大きく貢献したことなど、業務の質の向上が図られた。 理事長のリーダーシップを支える柔軟な組織体制を構築してプロジェクト推進体制を強化するとともに、一般管理費や人件費、事業費の削減に努めたことにより、業務運営の効率化が図られた。 監事と外部有識者によって構成される委員会において、随意契約の削減や一者応札の改善に向けて取り組んでおり、入札・契約手続きの透明性・公平性の向上と調達コストの低減が図られた。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した研究開発	1(1)	<p>・ 年度計画に基づき、ITER計画における建設計画に沿った機器調達準備やBA活動における六ヶ所BAサイト整備をはじめとした実施機関活動を行うとともに、JT-60の実験データ解析、各種装置の技術開発を通じた炉心プラズマの研究開発や真空技術、先進超伝導技術をはじめとした核融合工学研究を進めそれぞれの分野で世界を先導する高い成果を数多く産み出している。</p> <p>特に、ITER計画では産業界と協力し世界に先駆けて超伝導コイル導体の製造を開始してITER計画における調達活動の着実な進展を世界に示したほか、中性粒子ビーム入射装置開発における大型絶縁体の試作で要求絶縁性能を世界で初めて実証するとともに、我が国のみがすでに調達仕様を達成しているITER用ジャイロトロン信頼性確認実験結果が加熱システム設計やオペレーションシナリオ作りに極めて有益な情報であるとITER機構から高く評価されている。また、炉心プラズマ、核融合工学の研究開発でもJT-60SAへ向けたジャイロトロンの開発で、ITERに適用可能な新方式を開発して、実用的な出力維持時間におけるマイクロ波出力を、従来の世界最高記録1000kWから1500kWに更新した。さらに、中性粒子ビーム入射装置の開発で、イオン源耐電圧の大幅改善により、3Aの水素イオンビームを定格の500kVにまで加速することに世界で初めて成功して、JT-60SAにおける要求を達成するとともに、ITERのNBIの開発に大きく貢献した。</p> <p>など</p>	<p>・ ITER計画については、世界に先駆けて実機に向けた超伝導コイル用線材の量産に入ったこと、ジャイロトロン新しい運転方式を開発し、マイクロ波出力の世界記録を更新したこと、増殖ブランケットを開発したことなどの基幹技術に革新的な進歩を得たことは、核融合における日本の技術力の先進性を世界に示す結果となり、高く評価できる。</p> <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 展示施設等の効率的な運営については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)において、「平成21年度のアクションプランをみると、経費の削減目標や入館者数の目標が20年度のアクションプランにおける当該目標よりも低い水準となっている。展示施設等の更なる利用効率の向上等を図る観点から、目標設定も含めアクションプランを見直すものとする。」としたところである。 しかしながら、平成21年度の評価結果においては、この勧告の方向性を踏まえて、どのように第2期中期目標期間(平成22年度～26年度までの5年間)のアクションプランを策定したのか、その適切性についての評価が明らかにされていない。 今後の評価に当たっては、第2期中期目標期間のアクションプランの適切性を明らかにした上で、展示施設の効率的な運営について毎年度厳格な評価を行うべきである。 平成22年8月26日に発生した「高速増殖原型炉もんじゅの燃料交換片付け作業中における炉内中継装置の落下」について、独立行政法人日本原子力研究開発機構が原子力安全・保安院に提出した中間報告(平成22年10月1日)によると、外部機関への連絡は、本来、事象発生後迅速に行うべきところ、外部への第1報の通報が事象発生から約1時間30分後と、現場担当者の認識不足等の原因により迅速に対応できなかった等とされているところである。今般の事象は、原子炉容器内の装置に係る異常であり、通報遅れについては厳格な原因究明に基づく再発防止対策が行われなければならない。 本件は平成22年度に発生し、平成21年度評価後に起こったものであるが、今後の評価に当たっては、原子力安全・保安院の評価を経て講じることとなる再発防止策が真に有効に機能するか等の観点からの評価を行うべきである。
--

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(平成10年1月1日設立) (理事長:河田 悌一) ※平成15年10月1日より、助成業務について独立行政法人同様に評価を実施。
目的	私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。2 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。3 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。4 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配布を行うこと。5 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:上原 春男)
ホームページ	法人: http://www.shigaku.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/1297159.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—		<総合評価>	—	—	1. H17年度までは、A、B、Cの3段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「総合評価」には「—」を付している。
<項目別評価>					<項目別評価>			
1. 業務運営の効率化に関する事項		A	A	A	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1) 共通事項	A	A	A	A	(1) 私立大学等に対する補助事業	A	A	
(2) 補助事業	A	A	A	A	(2) 学校法人等に対する貸付事業	A	A	
(3) 貸付事業	A×2	A×2	A×2	A×2	(3) 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	A	
(4) 受配者指定寄付金事業	A	A	A	S	(4) 受配者指定寄付金事業	A	A	
(5) 学術研究振興基金事業	A	A	A	A	(5) 学術研究振興基金事業	A	A	
(6) 教育条件・経営情報支援事業	A×4	A×4	A×4	A×4	(6) 事業に関する情報開示	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		A	A	A	2. 業務運営の効率化に関する事項	A	A	
					(1) 効果的な業務運営体制の確立	A	A	
					(2) 経費等の縮減・効率化	A	A	
					(3) 契約の適正化	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項		A	A	A	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	
(1) 適切な財務内容の実施等	A	B	B	B	(1) 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A	A	
(2) 財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A	(2) 財務内容の管理・運営の適正化	A	A	
(3) 人件費改革に向けた取組		A	A	A	(3) 人件費の削減等	B	A	
(4) 期間全体に係る予算					(4) 期間全体に係る予算	A	A	
(5) 期間全体に係る収支計画	B	A	A	A	(5) 期間全体に係る収支計画	A	A	
(6) 期間全体に係る資金計画					(6) 期間全体に係る資金計画	A	A	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A×3 B×1	A×5	A×5	A×5	4. 短期借入金の状況	—	—	
					5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	
					(1) 施設・設備に関する計画	—	—	
					(2) 人事に関する計画	A	A	
					(3) 研修等助成に関する計画	A	A	

画		
(4)中期目標期間を超える債務負担	-	-

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 私立大学等に対する補助金事業や学校法人等に対する貸付事業などの各事業において年度計画を着実に達成するとともに、業務運営の効率化や財務内容の改善が図られている。
- 経費の縮減については、年度計画を大きく上回る成果をあげており、今後も継続的に工夫・改善されることを期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
私立大学等に対する補助事業	1.(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 補助金制度への理解を深め、補助金の適正な申請及び使用等を促すための取組として行った補助金事務担当者研修会において、参加者全員を対象としてアンケートを実施した結果、参加者の理解度は政策レベルのコースが91.5%、実務レベルのコースが90.7%となり、目標とした80%を大きく超えた。 • 補助金交付申請手続きの負担軽減を図るための取組を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 補助金研修会の理解度が評価基準を超えていることや、アンケート結果を分析し、対応を検討したことは評価できる。10%程度とはいえ理解度の低い参加者がいることから、今後は研修会を一層工夫するとともに補助金申請手続き簡素化に向けて文部科学省とも連携して検討されることを望む。 • 補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、特別補助調査票の簡素化及び申請書類の電子化が図られ、成果を上げていると評価できる。今後とも、さらなる負担軽減への取組みを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
学校法人等に対する貸付事業	1.(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 学校法人等のニーズに対応した貸付対象となる貸付事業の見直し、貸付条件の見直しを行った。 • 貸付債権のもつ信用リスクを早期に把握し、適切なリスク管理を行うため、従前の「貸付債権の自己査定基準」の改善点等を洗い出し、貸付債権の格付けの見直し等、債権評価の厳格化を含めた自己査定基準の見直しを行い、より適切なリスク管理を行った。 • 新規滞納法人の発生を抑制するため、平成20年度末貸付残高のある法人1,421 法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を実施するとともに、債務者区分に基づく信用格付けの推移をモニタリングした。さらに、信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人の要因を分析するなど、経営状況等の把握に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 私立学校関係者からの要望等について留意し、貸付事業及び貸付条件の見直しを図られたことは評価できる。 • リスク管理債権の件数と金額が昨年度と比べ減少し、目標より大幅に低い水準となったことは評価できる。 • また、新規滞納法人の発生を抑制するため債務者区分に基づく信用格付けの推移をモニタリングしたことや、信用格付けが低い法人の経営状況を把握したこと、恒常的に滞納を繰り返す法人への取り組みについても評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務運営の効率化に関する事項	2	<ul style="list-style-type: none"> • 事業団全体の業務・相談体制の一層の充実を図るとともに、私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、また、両業務に精通した職員の育成を図るため、両事業本部の職員間の人事異動を積極的に行うなど、相互の業務内容の理解をより深めることに努めた。 • 一般管理費などの予算執行にあたって、四半期ごとに実績額について予算執行の進捗状況、支出内容を精査するとともに、上半期終了後、各部署に対して下半期の予算執行予定の調査及びヒアリング等を行った。これにより、不必要項目の洗い出し、必要案件への予算の流用等を行うなどにより、予算の計画的、効率的な執行を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 効率的かつ機能的な組織運営を推進し、また両業務に精通した職員を育成する観点から、私学振興事業本部と共済事業本部間の人事異動を実施しており、評価できる。 • 一般管理費及び総費用とも評価基準を上回っており、評価できる。 • 経費縮減にあたってはセキュリティや安全性について十分考慮するとともに、今後も継続して経費等の縮減、効率化を進めるため、職員のモチベーションを高めるような取り組みが行われることを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

⑥ 厚生労働省

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:徳留 信寛)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa09.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17 年度	第1期 中期目標期間	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S×1 A×2	A×3					
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B					
(3) 運営体制の改善に関する事項			A	A	A	B	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項			A	B	A	A	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項			A	A	A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項			B	A	B	B	
(7) 評価の充実に関する事項			A	B	A	B	
(8) 業務運営全体での効率化			A	A	B	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 社会的ニーズの把握	A	A					
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施	A×7	A×7					
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表	A	A					
(4) 成果の積極的な普及及び活用	S×1 A×3	A×4					
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進	A×2	A×2					
(6) 研究に関する事項			S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項			A×2 B×2	A×1 B×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	
(8) 情報発信の推進に関する事項			B	A	S	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	A					
(2) 予算、収支計画及び資金計画	B	A					
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項			A	A	B	A	
(4) 経費の抑制に関する事項			A	B	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	B	B					
(2) 職員の人事に関する計画	A	A					
(3) セキュリティの確保			B	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に資する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、概ね中期目標とそれに基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。
- ① 大学や民間の研究機関ではない国の独立行政法人であるという特徴を生かした研究課題を重点的に扱う方向で検討を行う必要がある。
- ② 高齢者介護に関する調査研究事業など、目に見える形で成果を社会に還元できるようにする必要がある。
- ③ 栄養情報担当者(NR)認定制度については、省内事業仕分けの結果を踏まえ、当該研究所の位置づけや関与の在り方、また本制度自体の社会的意義等について十分な検討を行い、今後の展開と方針を明らかにすべきである。
- ④ 業務の効率化・合理化については、外部委託や事務処理システムの導入等中期目標達成に向けた工夫・努力が認められるが、それらの取り組みが実際の業務や人員配置にどう反映されたかを具体的に明らかにする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項(重点調査研究に関する事項(生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究))	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 生活習慣病発症と関係の深い体力である最大酸素摂取量の日本人の現状値の測定を行い、男性では全ての年齢で低下傾向であること、また女性では20歳代から40歳代は低くなっているが、50歳代及び60歳代は、従来値よりも高いという結果が得られた。さらに、「新しいエクササイズガイドの策定に関する研究会」を実施した。その結果、20歳未満の未成年者及び70歳以上の高齢者のための望ましい身体活動量・運動量の基準値の策定等の必要性が明らかになった。 • 中学生80名を対象として、国内で初めて二重標識水(DLW)法および基礎代謝量の実測により得られた身体活動レベルは、現在の食事摂取基準の標準値よりやや高く、身体活動レベルが特に高値を示す者の活動内容(運動や外出)に特徴がみられた。また、小学1～6年生における身体活動レベルも、1.70 ± 0.29とやや高い値が得られた。これらの成果は食事摂取基準の小児のエネルギー必要量策定のための科学的根拠となる。 • 人間ドック受診者を対象に肥満や糖尿病リスク因子抽出のための大規模コホート確立のため、2,000名のコホート参加登録及び基礎データを収集した。また、これまでに収集できたデータを基に順次データベースの作成を行い、食事・身体活動・心理的要因と生活習慣病リスク因子との関連性について一部解析を行った結果、女性においては、鬱症状が糖尿病と関連していることを明らかにし、保健指導の際の新たな視点を示した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • エクササイズガイド2006で示された身体活動量の妥当性の検証、運動で増加する新規PGC-αアイソフォームの発見、食事による脂肪肝発症防止の可能性や脳出血予防の進展への寄与、糖尿病高リスク者の同定の可能性に関する知見等、中期計画を大幅に上回る成果を挙げたものと判断する。
研究に関する事項(調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 費用対効果を勘案しながら、引き続き知的財産権の取得及び活用に向けた取り組みを推進した。「知的財産に関する権利等取扱規程」に基づき平成21年度中に出願した特許等知的財産は4件であり、特許取得及び出願状況についてはホームページで公開。 • 民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取り組みの一層の推進に努め、平成21年度は11件の共同研究及び7件の受託研究を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 知的財産権の活用については、中期計画に沿った実績であると評価する。新たな知的財産権の獲得については、当該研究所の性格上、難しいことは理解できるが、さらなる努力が必要である。共同、受託研究においても増加に向けたさらなる努力が求められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:荒記 俊一)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa09.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、「A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。”) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)産業安全研究所と(独)産業医学総合研究所との統合により設立されている。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化					
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上					
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った研究の実施	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	A	B	
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	A	
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	B	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×3 A×2	S×2 A×2 B×1	S×2 A×3	S×1 A×4	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	S	A	A	S	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	A	B	A	
3.財務内容の改善に関する事項					
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	B	A	A	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
(1) 人事に関する計画	A	A	B	A	
(2) 施設・設備に関する計画	A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、業務運営の効率化を行いながら、研究活動の充実を図るとともに災害調査等にも的確に対応するなど、大きく社会的貢献を果たしており、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で実施したものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
成果の積極的な普及・活用(国内外の基準制定・改訂への科学的技術的貢献)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> ISOやJIS等国内外の基準制改定に関わる70件の検討会等へ、当研究所役職員20名が委員長等として参画。 国内外の基準制定等に関し、 ◇ OECDの「作業環境中のナノマテリアルの評価に関するガイドライン」の見直しにおいて、フラレン、カーボンナノチューブ等の測定事例を提供。 ◇ IECの帯電防止用フレキシブルコンテナの規格制定に当たって、当研究所で蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、ISOやJIS等国内外の基準制定等に関する委員会に職員を派遣し、また、行政からの要請等により法令等の制定、改定等の基礎資料の提供を行うなど、行政ミッション型研究所としての貢献は高く評価できる。

		<p>してきた技術資料等を提供。 等の貢献を行った。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
成果の積極的な普及・活用(知的財産の活用促進)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応する等支援体制を整備。登録特許は35件(うち、外国特許2件)と3年連続して増加(対前年度3件増)、意匠登録は4件。 35件の登録特許について、研究所のホームページにその名称、概要等を公表するなど、特許権の実施促進を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特許権の取得促進のため、担当職員を配置するとともに特許権取得を研究評価内容に位置付け、また、特許権の活用促進のため、研究所ホームページに概要掲載を行うなど、知的財産の活用に向けた積極的な姿勢を評価する。
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は87%(目標80%以上)。 災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするもの等を除き、報告済。また、災害調査等の質的な面について、依頼元である労働基準監督署及び警察署のいずれも高い評価をしており、適切さを確保。 労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っており、また、災害調査等の進行管理については、研究職員所属の各研究グループの部長も日常業務の一環として実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害の原因の調査等については、災害調査19件、刑事訴訟法に基づく鑑定等18件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等17件を迅速・的確に実施しており、また、その報告についても依頼元である労働基準監督署、警察署等から高い評価を受けている。本研究所でしかできない事業であり、その実績及び貢献について高く評価するとともに、これら社会的意義についてさらなるPRを期待する。 労働者死傷病報告のデータベース化など、災害発生状況等の分析にも貢献している。
運営費交付金以外の収入の確保	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 競争的資金等の外部研究資金の獲得については、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行った結果、その合計額は2億440万4千円(対前年比43.5%増)となった。 民間企業等からの寄付金等受入規程の整備を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金、受託研究等の獲得に組織的に取り組んだ結果、目標を上回る実績を挙げたことは高く評価する。また、貸与可能研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直すなど、研究施設の有償貸与をはじめとした自己収入の確保に努めている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:樋爪 龍太郎)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営することを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2 上記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 内部統制の強化					B	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	B	A	A	A	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 確実な退職金支給のための取組					A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) サービスの向上	A×2 B×1	A×3	A×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	
(3) 加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	A	B	B	A	C	A	
(2) 健全な資産運用等	A	B	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する事項					B	B	
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B	B			
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	A	A	A	A			
(3) 中期計画の定期的な進行管理	A	B	B	B			
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	B	A	A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
- ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)においては、一定の解消がされたものの、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
- ② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成22年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、2年続けて加入者が目標に達しなかった清酒製造業退職金共済事業(以下「清退共事業」という。)については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
- ③ 中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新に対しては、引き続き被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。
- ④ 管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
確実な退職金支給のための取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共制度に加入したことを通知した(404,586人)。また、21年度からの新たな取組として、既加入の被共済者については、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の 	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業における退職金未請求者に対する取組については、被共済者に対し制度加入の認識を高めるため、「加入通知書」や「加入状況のおしらせ」の発行により加入周知に努めたことや、21年度計画である19年度、20年度、12年度以前脱退(一

		<p>一部分を、制度加入周知の向上を目的とした被共済者単位に切り離せる仕様(「加入状況のおしらせ」)に変更し、事業主に配布を依頼した(発送期間 4/28～5/7 370,136 件)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職後3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す「退職金等請求依頼書」を送付した(12,325所、未請求者16,575人)。 21年度からの新たな取組として、前記 ii) の通知から3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼した(1,922 所、2,398人、2/22発送)。 給付推進スケジュールに基づき、未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所等の情報提供を、20年度は25,294所に、21年度は34,805所に依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。一部、22年度実施予定のものについても前倒しで実施した。 21年度からの新たな取組として、ホームページで中退共制度加入の事業所名及び過去に中退共制度に加入していた未請求者がいる事業所名を検索することができる「加入事業所検索システム」の掲載を7月より開始した(掲載事業所数 301,376事業所(22.3.31現在))。また、個人事業所掲載にあたり、事前に行った事業主への通知等文書の回答により、屋号掲載の希望に応えるべく、掲載用データの整備を行った(9/28より個人事業所掲載)。さらに、利用者の利便性を図るために、タブをトップページに移動した。22 年10 月を目途に、掲載データの更新として、21年2月以降加入の事業所データを追加することを決定した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>部)の未請求者についての住所提供依頼に加えて22年度計画における対策予定である12年度以前脱退の未請求者について予定を前倒しして住所提供依頼を行うなど、精力的に実施したことにより、着実に成果を上げているところは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
<p>累積欠損金の処理</p>	<p>3(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両事業が「資産運用の基本方針」に定めている、最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施したが、リーマン・ブラザーズの破綻を発端とする金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化という厳しい運用環境により、委託運用(金銭信託)は大幅なマイナス収益となった。一方、加入促進対策の積極的かつ継続的な実施により、中退共では達成率102.7%、林退共では110.8%と目標を上回る加入実績を上げたことにより掛金収入の確保に努めた。 中退共事業においては、運用収益は△169,896百万円(運用等費用控除後)、掛金収入は411,237百万円 林退共事業においては、運用収益は△16百万円(運用等費用控除後)、掛金収入は1,520百万円 事務の効率化等を図り経費節減に努めた。業務経理への繰入額を20年度決算においては、予算と比較して222百万円(中退共事業217百万円、林退共事業5百万円)節約した。 	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業及び林退共事業においては、「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めたが、結果として累積欠損金は中退共事業で19年度末時点の156,381百万円から20年度末時点では349,280百万円に、林退共事業で19年度末時点の1,357百万円から20年度末時点では1,495百万円に増加している。20年度決算において、業務経理への繰入額を予算と比較して222百万円(中退共事業217百万円、林退共事業5百万円)節約する等、事務の効率化による経費節減は着実に実施されている。全体としては、経済環境の激変があったとはいえ、累積欠損金が増加しており、中期計画をやや下回っていると言わざるをえない。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:戸蒔 利和)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。2 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法に規定されたものの運営を行うこと。6 納付金関係業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jeed.or.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化 (1) 効果的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮 (4) 給付金及び助成金業務の効率化	A	A	S	A			
1.業務運営の効率化 (1) 効果的・効率的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 事業の費用対効果 (4) 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮 (5) 給付金及び助成金業務の効率化					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 関係者のニーズ等の把握							
(2) 業務評価の実施及び公表	A	A	A	A			
(3) 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供並びに広報の実施					A	A	
(4) 内部統制の在り方							
(5) 高齢者等及び障害者雇用支援業務の連携によるサービスの充実							
(6) 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること	A	A	A	B	A	A	
(7) 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと	A×1 B×2	A×3	A×3	A×2 B×1	S×1 A×2	A×2 B×1	
(8) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと	A	A	A	A	A	A	
(9) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	
(10) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A	
(11) 納付金関係業務等の実施	A×4 B×1	A×5	A×3 B×2	A×1 B×4	A×6	A×6	
(12) 障害者の技能に関する競技大会の開催	A	A	S	A			
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	A	
(2) 人事に関する計画	A	B	A	B	A	A	
(3) 施設・設備に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 適切に業務を実施したと評価できるが、次の点に留意する必要がある。
 - ① 65歳希望者全員継続雇用の推進、70歳まで働ける企業の普及促進等、政府の高年齢者雇用の目標達成に寄与する必要がある。
 - ② 就職の困難性の高い障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の充実により、医療・教育・福祉等の関係機関との一層の連携強化を図り、潜在的ニーズへの対応を含め、幅広い職業リハビリテーションサービスの効果的な実施を図る必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の一層の効率化及び効果的実施等の観点から、以下の組織体制の見直し等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> － 駐在事務所(全国5か所)の廃止 － 平成20年度に廃止したせき髄損傷者職業センターの業務の福岡障害者職業センターによる引継ぎ － 地域障害者職業センター管理事務の集約化(宮城・山形・福島、愛知・岐阜・静岡・三重、香川・徳島・愛媛・高知の3地域において集約化実施) ・ 新設当初処理日数が従来型助成金の1.5倍を要した中小企業定年引上げ等奨励金について処理の遅滞や申請件数の増減に対応した週単位の機動的な人員再配置、受託法人における処理期間20日以内ルール15日への短縮等の効率化対策を実施する等により、平成24年度までの5年間で平均処理期間を5%短縮する目標に対して、2年目で目標を大幅に上回る平均処理期間12.4%短縮を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費・事業経費の節減や駐在事務所の廃止、地域障害者職業センター管理事務の集約化などの効率化が順調に進んでおり、評価の視点の項目の多くについて、計画を大幅にクリアしていると評価できる。 ・ 「随意契約見直し」は着実に前進しているが、契約全体に占める随意契約の割合を一層低めていく必要がある。
障害者職業センターの設置運営業務の実施	2(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域障害者職業センター業務について、職業リハビリテーションサービスの実施対象数、職業リハビリテーション計画の策定件数、職業準備支援等の実施による就職等に向かう次の段階への移行率、ジョブコーチ支援対象者数、事業主支援計画の策定件数など12の基本評価指標において、すべての数値目標を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の就労支援機関では対応が困難な精神障害者・発達障害者等職業的重度障害者に対する「きめ細かな職業リハビリテーション計画の策定」を実行し、障害者雇用に関する事業主支援計画の策定件数が目標と前年を上回っている点、事業主対象のワークショップ等の実施回数が飛躍的に伸びている点など、評価の視点のいずれの項目も大きく計画を上回って成果を上げたと評価できる。 ・ 潜在的ニーズはもっとあると予想される点、今の体制でどこまでできるのか、高障機構が地域の中で果たしている役割をより明確に示すべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 貴委員会は、評価の参考とするために、平成22年7月から同年8月にかけて、厚生労働省を通じて本法人の業務・マネジメント等に関する国民からの意見募集を実施し、その結果、特段の意見は寄せられなかった旨公表し、評価結果においてもその旨言及されている。

しかしながら、今般、総務省ホームページを通じて、本法人の業務・マネジメント等に関して意見が数件あったにもかかわらず評価結果では特段の意見はなかったものとされているとの指摘があり、事実関係を確認したところ、意見募集の結果が厚生労働省から貴委員会に適切に報告されていなかったことが判明した。このような事態は本法人の業務実績評価に関する国民の信頼を著しく損ねるものであって誠に遺憾である。

したがって、今後は寄せられた意見が適切に貴委員会に報告されるよう再発防止を徹底されたい。
- ・ 本法人の地方業務については、平成22年度に一般競争入札に移行したが、12道県の雇用開発協会等への委託は不適切と判断され、結果として9道県は法人自ら実施することとなった。また、同業務は23年度から委託方式を廃止し、法人自ら直接実施することとなるが、この点についての貴委員会の「23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある」との指摘は重要であり、かかる観点からは、9道県の先行的取組を通じて得られた知識、経験を23年度からの全国実施に当たり業務の実施方法等に的確に反映するとともに、職員に周知徹底することが必要である。

このため、次年度の評価に当たっては、22年度の入札から契約に至るプロセスの検証を踏まえ、委託した38都府県の取組状況と先行して法人自ら直接実施した9道県の取組状況との比較検証、全国実施に向けて法人が講じた措置の検証、更なる運営改善の余地などについて厳格に評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:長野 洋)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://hp.wam.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo09.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A			
(2) 業務管理の充実	A	A	B	A			
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A	A	A			
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備					A	A	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実					A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進					A	A	
(2) 経費の節減					A	A	
3事業毎の業務運営の改善に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×2	A×2	A×2	A×2			
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2	A×2	A×2			
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2	A×2	A×2			
(4) 退職手当共済事業	A	A	A	A			
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	B	A	B			
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)	A×2	A×2	A×2	A×2			
(7) 年金担保貸付事業	S×1 A×1	A×2	A×2	A×2			
(8) 労災年金担保貸付事業	S×1 B×1	A×2	A×2	A×2			
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務		A	A	A			
3.業務の質の向上に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業					A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業					A	A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業					A×2	A×2	
(4) 退職手当共済事業					S	S	
(5) 心身障害者扶養保険事業					B	B	
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)					B	A	

(7) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業					A	A
(8) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあわせん業務					A	A
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 貸付原資についての自己資金調達の拡大	A	A	A	A		
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底						
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保					A	A
(2) 自己資金調達による貸付原資の確保						
(3) 資産の有効活用						
5.その他業務運営						
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
医療貸付事業	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ol style="list-style-type: none"> 政府において策定された「経済危機対策」の一環として、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、融資条件の優遇措置(最優遇金利の適用など)を講じた経営安定化資金制度により、緊急融資を実施した。(実績:505件、40,442百万円) 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、融資率や貸付利率等の優遇措置を講じた。(実績18件、26,091百万円) 出産育児一時金等の直接支払制度の実施(平成21年10月)により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資について、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等の優遇措置を講じた。(実績166件、4,247百万円) など 	<ul style="list-style-type: none"> 国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、特に、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関等に対する経営安定化資金、医療施設の耐震化整備、さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資によって、地域における医療機関等の安定的な経営を支援していることが顕著に認められ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていると高く評価する。 など
退職手当共済事業	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当金の給付事務については、従来、月2回の給付としていたものを平成21年10月から月4回の給付とするともに、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行う等、退職金の早期支給に努めた結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、37.6日となり、対前年度比でさらに7.2日の短縮となった。 電子届出システムに加入届の機能の追加、利用者アンケートを踏まえたシステムの改善を図るとともに、電子届出システムを利用していない共済契約者に対しては、電子届出システム利用案内を送るなど積極的な利用促進を図り、平成22年度からは869法人が新規で電子届出システムを利用することとなった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮や電子届出システムの改善による事務負担の軽減を図るなど、利用者サービスの向上に貢献するとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iry09.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	
(2) 効率的な施設・設備の利用	B	A	B	B	B	A	
(3) 合理化の推進	A	A	A	A	B	A	
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	A	A	S×3 A×1	S×1 A×3	
(2) 調査・研究	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	B×3	A×1 B×1	A×2	
(3) 養成・研修	A	A	B	B	A	A	
(4) 援助・助言	B	A	A	B	B	A	
(5) その他の業務	B	A	B	B	B	A	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	A	A	B	B	B	B	
(7) 業務の電子化	B	A	B	B			
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率							
(2) 経費節減を見込んだ予算	B	A	B	B	B	A	
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置	A	A	A	A	A	A	
(2) 人事評価システム							
(3) 施設整備、改修	B	A	B	B	B	—	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の2年度目として更なる成果を上げたものと評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度においては、21人が地域移行のために退所し、21年度の目標値を達成した(独立行政法人となった平成15年10月以降の合計は89人)。 これにより平成21年度末の施設利用者数は371人と独立行政法人移行時499人(15年10月)と比較して2割5分減。 本人・保護者の同意が得られ、現在関係自治体や事業所と調整中となっている者は、平成21年度末現在で、32人となっている。 など	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度においては、年度目標(15名～20名)を昨年度と同様に上回り、21名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所している。 併せて、地域移行の新規同意者については過去最高の32名となり、年度目標(25名程度の保護者の同意)を上回っている。
自立支援のための取組み(本人及び保護者の同意を得るための取組)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者総会や各寮ごとに行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取組みの状況等の説明を実施。説明の際には、視覚で 	<ul style="list-style-type: none"> 従来から取り組んでいる①保護者・家族等への個別面談重視、②地域移行された方の生活の様子を映像化したDVDの活用、③施設利用者の地元の事業所を調査し、保護

	<p>地域での生活の理解を促すため既に地域移行したものの生活の様子を撮影した写真を編集したDVDを活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間6回発行し、各生活寮で行う広報誌の送付に同封することにより、保護者全員に配布。 少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることを説明。 面接や連絡等のきっかけのつかめない家族等に対して、利用者の近況を伝え、面会を依頼したり、面会希望するが高齢や遠距離等のため、来園することが難しい等の家族に対して、家庭訪問等を行い、地域移行に關しての説明を実施。 平成21年度においては、31人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、21年度の目標値を達成(20年度までに同意を得て調整していた23人と合わせて55人が同意)。 地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施。第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間又は中期間の宿泊体験を実施。第2、第3段階としてできる限り地域生活に近い環境の中で地域生活体験が可能となるよう、施設内及び施設外の地域生活体験ホームを長期間利用する方法により実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>者に紹介することに加え、平成21年度においては、①地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行(年間6回)②来園機会が少ない保護者宅等への訪問による移行への働きかけ③総合施設全職員を対象とする地域移行に關する研修会の開催による、取組み内容の周知の再確認など新たな取組みを行った結果、確実に数字として積み上げてきたことを高く評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行が困難な要因・理由として、①保護者・家族の同意を得ることの困難さ②施設利用者本人の体験不足③移行先の確保の困難等問題があげられるが、これまで蓄積された支援技術と経験を活かして、施設利用者本人の意向を最大限尊重し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に添った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に努め、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組まれない。
<p>自立支援のための取組み(行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援)</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自閉症及び行動障害等に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を「参事」(謝金対応)として平成20年度に引き続き委嘱し、特別支援寮を中心に支援技術の指導及び助言を実施。 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受入については、20年度の2人に引き続き、21年度は3人を新規に受入。これらの対象者に対して、社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的に施設入所支援、就労移行支援を提供し、効果的な支援に努め、21年度には、3人の対象者が地域生活へ移行。また、行動障害等により長期に精神科病院に社会的入院となっていた1人について平成21年度に受け入れ生活支援を実施中。 平成21年5月から、施設外の生活介護事業所「さんぼみち」を定員20人で開始。日中活動のメニューの充実を図るべく、有償ボランティア講師による創作的活動や趣味的活動の多彩なメニューを提供し、利用者の選択性の幅を拡大。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設等を退所した知的障害者の中には福祉サービスを受けていないケースが多く、このことが再犯を繰り返す一因と考えられることから、福祉の支援を必要とする知的障害者が地域社会での生活を円滑に行える支援手法を確立し、全国の福祉施設等における当該支援事業の取組みの普及拡大に資するため、平成20年度から先駆的に取り組んでいる。その実績は、平成20年度の2名の受入に引き続き、平成21年度の3名の合計5名を受け入れた。これらの者には、性犯罪、累犯窃盗を犯した中程度の知的障害者や人間関係が作れず出身地に戻れないなどいづれも支援の難しい事例であるが、5名のうち3名が就労に結びつき、地域生活に移行するなど、当初、入所後2年以内の地域移行を想定した中で半分程度の期間で実現できたことは、評価する。 従前より取り組んでいる著しい行動障害等を有する者に対する支援として、①専門家を参事(非常勤)として平成20年度に引き続き委嘱し、特別支援寮を中心に支援技術の指導及び助言を受け、②その実施体制としてプロジェクトチームを設置し、参事の指導の下で自閉症や行動障害への適切な支援ができる職員の育成を図り、効率的な運営を行った。 著しい行動障害により精神科病院に社会的入院となっていた知的障害者を新たに1名を受け入れ、自立への支援を通じて地域移行を図るための効率的な支援に取り組んだ。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に關する意見(H22.12.22)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:稲上 毅)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jil.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしていたため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	B	A	A	
(1) 労働政策研究	/	/	/	A×4 B×1	A×4 B×1	A×5	
(2) 労働政策についての総合的な調査研究	A×5	A×5	A×5	/	/	/	
(3) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	
(4) 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	A	B	B	B	B	B	
(5) 労働政策研究等の成果の普及・政策提言	/	/	/	A×2	A×2	A×2	
(6) 調査研究結果等の成果の普及・政策提言	A×5	A×5	A×5	/	/	/	
(7) 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修	/	/	/	A	A	A	
(8) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	A	A	/	/	/	
(9) その他の事業	A	A	A	A	A	B	
3.予算、収支計画及び資金計画							
4.短期借入金の限度額	A	B	B				
5.剰余金の使途				B	B	A	
6.その他業務運営に関する重要事項	/	/	/				
6.人事に関する計画	A	B	A	/	/	/	
7.人事に関する計画	/	/	/	B	A	A	
7.施設・設備に関する計画	B	B	B	/	/	/	
8.施設・設備に関する計画	/	/	/	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.24)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を図るとともに、労働政策研究については、取り上げるテーマや、機構が行う必然性について、対外的に分かりやすく、説得力をもって説明できるようにすることが望ましい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各研究テーマについて、理事長をトップとした研究計画ヒアリングを行い、研究の趣旨・目的、最終成果物、スケジュール等につき、明確な目標を掲げた研究計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策テーマの策定に当たり、厚労省との密接な連携の下、機構の問題意識や労使のニーズを踏まえ決定する体制を構築している。 こうしたことから、プロジェクト研究及び課題

	<p>年度途中においては、研究員に対するヒアリングを2回(10月、3月)実施し、適宜、研究計画の見直しを行うなど、調査研究活動を計画的に推進した。また、とりまとめ段階においては理事長参加の下に研究発表会を開催した。このような取組みの結果、21年度は、32件の研究テーマが計画され、ほぼ研究計画どおりに実施し、研究成果をとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究成果は各般の政策の企画・立案に活用されている。労働経済白書等、専門図書への引用件数は540件となり、前年度(540件)と同様、過去最高となった。審議会・研究会、国会答弁のための参考資料として活用されるなど、政策の企画立案、政策議論の活性化に貢献した。 	<p>研究の研究成果は、厚生労働省の審議会等にとどまらず、他府省の審議会等、白書及び専門図書においても多くの利用(引用された研究成果は前年度と同様過去最高の540件)がなされる等、労働政策の企画立案等に質・量の両面で寄与しており、中期計画を上回っていると評価できる。</p>
<p>労働行政担当職員その他の関係者に対する研修</p>	<p>2(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省研修実施要綱及び地方労働行政職員研修計画等に基づき、研修コースの新設(2コース)等の見直しを行うなど厚生労働省の要望に対応した研修実施計画を作成し、研修生からのアンケート結果の分析も踏まえ、研修を効果的かつ効率的に実施した。また、基礎的、一般的な知識やスキルの習得に係る科目については、引き続き民間活用を図ることとし、外部講師の活用や企画競争による研修委託を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たな雇用対策を踏まえた科目の新設や研修生の要望等を踏まえた科目内容の拡充・見直しなどを行うとともに、研究部門が新たに開発するツールを研修に導入する等、研究部門と研修部門の一層の連携がなされた結果、研修生を対象としたアンケートにおいて、「有意義」との回答が中期計画の「85%以上」を上回る「97.0%」に上っており、中期計画を上回っていると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)〈非特定〉 (理事長:丸山 誠)
目的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.ehdo.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 組織体制、経費削減	A	A	A				
(2) 助成金等の支給	B	B	B				
(3) 職業能力開発業務	B	B	B				
1.業務の改善に関する事項							
(1) 雇用開発業務について				A×1 B×1	A×2	A×1 B×1	
(2) 職業能力開発業務について				A×4 B×5	S×1 A×6 B×2	A×6 B×3	
(3) 勤労者財産形成促進業務について				B	B	B	
(4) 助成金の支給、融資等の業務				A	B	A	
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務							
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実	B	B	B				
(2) 雇用開発業務(相談、講習等)	A	A	A				
(3) 雇用開発業務関係助成金等	B	B	B				
(4) 連携及び人材ニーズ把握	B	B	B				
(5) 在職者訓練	A	A	A				
(6) 離職者訓練	A	A	A				
(7) 学卒者訓練	A	A	A				
(8) 新分野展開・指導員育成	B	B	B				
(9) 若年者対策、キャリア・コンサルティング	A	A	A				
(10) 調査・研究	B	B	B				
(11) 職業能力開発関係助成金等	B	B	B				
(12) 財形業務	B	B	B				
(13) 情報提供、福祉施設の譲渡等の業務、特例業務	B	B	B				
2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項							
(1) 組織人員体制について				B	B	A	
(2) 業績評価の実施による業務内容の充実について				B	B	A	
(3) 経費削減等について				A	A	A	
(4) 情報提供について							
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1) 予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金	B	B	B				
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 財形融資の債権管理							
(2) 雇用促進融資の債権管理、雇用促進住宅の譲渡・廃止				B	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事、施設・設備	B	B	B				
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人員に関する事項							
(2) 施設・設備に関する事項				A	A	B	
(3) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 全般として適切に業務を実施してきたと評価できる。今後は、特に以下の点に留意する必要がある。
- ① 機構が保有する職業訓練や就職支援に係るノウハウの都道府県・民間教育機関等の職業訓練実施機関への積極的な提供。
- ② 給与水準の更なる見直しを通じたラスパイレース指数の低減。
- ③ 随意契約等見直し計画の達成に向けた契約状況の更なる点検・見直し。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
雇用開発業務について(助成金の支給、貸付等の業務について)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用開発業務に係る助成金の説明会終了時のアンケート調査において、86.8%の者から説明内容が「大変理解できた」「理解できた」旨の評価を得た。 ・ 各助成金の制度内容等の変更については、変更があった日と同日にホームページで公開し、利用者に対しては説明会や相談業務において助成金の趣旨、目的及び支給のための手続をわかりやすく説明を行った。 ・ 支給要件に合致しているかの確認のため可能な限り直接事業所訪問を実施するとともに、都道府県労働局と連携し雇用保険関係データの照会(OCR照会)を行うこと等、不正受給防止対策の強化を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各助成金の制度変更の内容を変更当日にホームページで公表し、説明会や個別相談等を通じた制度の周知・説明に努めるとともに、不正受給防止対策に取り組み、平成21年度に支給決定した助成金の不正受給件数が1件となるなど、全体としておおむね中期計画を達成していると言える。
職業能力開発業務について(在職者を対象とする職業訓練について)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者に対するアンケート調査において98.3%の者から職業能力の向上に「大変役に立った」「役に立った」との評価を得た。 ・ 受講者を派遣した事業主を対象とするアンケート調査において、97.6%の事業主から受講者が学んできた内容が事業所で「大変役に立っている」「役に立っている」との評価を得た。 ・ 在職者訓練の品質保証を図るため、受講者アンケート等のデータをPPMチャート及びレーダーチャート等で分析し、訓練コースを評価・改善する仕組みである訓練カルテ方式を平成21年度より全国で運用開始した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者と受講を指示した事業主に対するアンケート調査の結果が目標を上回っていることに加え、アンケート調査結果や習得度測定の結果の分析を通じて業務の質の向上に反映しており、全体として中期計画を上回っていると言える。
勤労者財産形成促進業務について	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、見直しを行った上で、ホームページ、パンフレット、リーフレット、申込みに係る手引等を作成するなど、制度の周知・広報を実施した。 ・ 基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に沿って制度の周知・広報に努めるとともに、適正な貸付金利の設定を行う等の取組を着実に実施しており、全体としては中期計画をおおむね達成したと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:伊藤 庄平)
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html

中期目標期間 5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A	A	A	A	
(2) 一般管理費、事業費等の効率化							
(3) 労災病院の再編による効率化	A	S	A	-	A		
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	A	A	A	A	A	A	
(2) 療養施設の運営業務	S×1 A×5	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×4 B×1	A×6	S×1 A×4 B×1	
(3) 健康診断施設の運営業務	A	B	A	A	A		
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A	
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	A	A	B	B	B	B	
(6) 未払賃金の立替払業務	A	A	A	B	A	A	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	A	A	A	A	A	B	
(8) 納骨堂の運営業務	A	B	A	B	B	B	
(9)							
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	B	B	B	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等	B	B	B	B	B	B	
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	B	B	B	
(2) 施設・設備に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

労災病院事業では地域医療支援を更に推進し、労災疾病等研究では労災指定医療機関に対する成果の普及に尽力しており、今後、次に留意した更なる業務運営を期待する。

- ・ 労災病院の地域貢献という観点から、今後とも地域医療連携や救急医療において公的病院として貢献すること
- ・ 労災疾病等研究の中でも、アスベスト、産業中毒、メンタルヘルス、過労死、治療と就労の両立支援など特にニーズが高く、早期診断法等の成果が急がれる分野の対応を期待すること

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
療養施設の運営業務(労災疾病等に係る研究・開発及びその成果の普及の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外では、ヨーロッパ高血圧学会等関連学会において33件の学会発表を行い、国内では日本・職業災害医学会等、関連学会において228件の学会発表を行った。 ・ 労災疾病等13分野のデータ・ベース(ホームページ)へのアクセス件数は270,204件となり、中期目標初年度において、最終年度の目標である20万件以上を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の普及については、ホームページアクセス件数や学会発表件数等、第1期中期目標の最終年度を超える成果を上げたほか、新たな「がんの治療と就労の両立支援」については、がん患者参加方式による「勤労者医療フォーラム」を開催するなど、初年度から積極的な普及活動を行っている。さらに、アジア諸国の要請を受け、今後増加が

		など	懸念される石綿関連疾患やじん肺等の労災疾病の診断法や予防法等の国際的な普及活動も進めている点も評価できる。
療養施設の運営業務 (勤労者医療の地域支援の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ結果、55.0%の紹介率、42.2%の逆紹介率を確保した。 政策医療として地域の労災指定医療機関との連携を強化した結果、紹介率等を承認要件とする「地域医療支援病院」について、平成21年は5施設(合計17施設)が承認され、地域の中核医療機関としてのポジションを更に確固たるものとした。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者医療の地域支援の推進については、患者紹介率・逆紹介率、症例検討会・講習会の参加人数及び受託検査数のすべてにおいて、年度計画の目標値を上回ったほか、二次医療圏において原則一つとされる「地域医療支援病院」の承認を、平成21年度中に新たに5施設も取得し、計17施設としたことは評価できる。
療養施設の運営業務 (一般診療を基盤とした労災病院に関する高度・専門的医療の提供)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 病院機能評価の更新時期を迎えた5施設が再受審し、全て認定を受けた。認定施設数は30施設、認定率は93.8%で、全国病院の認定率29.3%を大きく上回っている。 平成21年度の患者満足度調査は、全労災病院平均で81.8%の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得られ、年度計画(80%)を1.8%上回ることができた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労災病院では、7対1看護体制や専門センター化の推進による診療体制の整備、救急医療体制及び地域医療連携の強化、自己収入による高額医療機器の計画的整備等により、日本医療機能評価機構等による病院機能評価において30施設認定されるなど高度・専門的医療の着実な推進が認められる。患者満足度については、中期計画に定める目標値を超え、全病院平均で81.8%の満足度を確保し、また、サービスの質の向上に取り組む上で、優秀な人材の確保、育成や働きやすい職場環境の整備も進めており、看護師の離職率が前年度より低下していることも評価できる。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 労災病院の繰越欠損金については、平成21年度末現在で384億円を計上しており、その解消に向けては、今後、当期利益を継続的に確保していく必要があるが、平成20年度及び平成21年度に欠損金を計上した主な要因は、金融危機に影響された厚生年金基金資産の減少分の費用計上に伴うものである。したがって、本格的な繰越欠損金解消計画を策定するためには、今後の景気動向の見通し、金融情勢の将来の見通しを踏まえる必要があるが、平成21年度は医業活動に限って見れば4億円の経常利益、△2億円の当期損失まで改善しており、平成22年度は診療報酬改定に伴う大幅な増収や平成21年度の年金資産の運用実績の改善により退職給付費用も圧縮される見込みであり、今後とも医業活動を通じた計画的な経営改善に加え、給与カーブのフラット化による人件費の抑制効果も見込めることから、繰越欠損金の解消に向けて計画的な歩みを進めることができる見通しである。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標により「平成28年度を目途に繰越欠損金を解消する」こととされている労災病院の財務内容の改善については、平成21年度は、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増による影響を昨年度以上に受ける結果となり、昨年度より当期損益が悪化した。しかしながら、繰越欠損金の着実な解消を実現するためには、収益確保に着目した経営改善を更に進めることはもとより、安定的な経営基盤の確立に向け、徹底した業務運営の効率化等への取組も不可欠であると言える。このため、診療報酬のプラス改定や厚生年金基金資産運用実績の改善による見込みだけではなく、次年度以降の課題として、一層の工夫を凝らした業務運営の効率化も含めた解消計画の策定など、更なる取組を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:矢崎 義雄)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	国立病院部会(部会長:猿田 享男)
ホームページ	法人: http://www.hosp.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu09.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×3	
(2) 臨床研究事業	S	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	A	A	S	
(4) 災害等における活動	A	A	A	A	A		
(5) 総合的事項						A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×1 A×2	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善							
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等	S	S	S	S	S	S	
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項							
(3) 再編成業務の実施							
(4) 機構が承継する債務の償還							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標期間の初年度に当たる平成21年度の業務実績については、全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したこと、中期目標の達成に向けて着実な進捗がみられたことを高く評価する。 今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、全国144病院のネットワークを活用して積極的に国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図る姿勢を、期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> クリティカルパスを積極的に活用し治療方針、治療経過等について分かりやすい説明に努めているとともに、既に用いているパスが患者にとってより分かりやすい様式となるように見直しを図っている。 【クリティカルパスの実施件数】 20' 243,729件→21' 255,141件 (15年度97,389件) 「臨床評価指標の改善に関する検討委員会」を設置し、現行の26指標の改善に向けた検討を行った。新指標が対象とする疾病領域は、がん、循環器等の急性期系の領域(17領域)、重症心身障害、神経・筋等のセーフティネット系の領域(5領域)に加え、医療安全、高齢者医療等の疾病横断的領域 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度より実施している患者満足度調査について、総合評価をはじめ、「分かりやすい説明」等の主要な項目で前年度の平均値を上回る満足度が得られており、患者満足度の着実な向上を評価する。 クリティカルパスについては、実施件数が増加し中期計画に掲げた目標に向けて着実に進展していることに加え、病院から在宅医療まで一貫した地域連携による医療を実践するため、地域連携クリティカルパスを実施する病院数の着実な増加を評価する。 EBM推進に向けた取組については、26項目にわたる臨床評価指標について、平成18年度から20年度の3カ年の実績を平成21年度において公表するとともに、「臨床評価指

		を設けることとし、134の指標案をとりまとめた。 など	標の改善に関する検討会」の設置等、中期計画に掲げる臨床評価指標の充実に向けた取組など各般にわたり努力しており、国立病院機構のネットワークを活用した取組や成果としても評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 地域医療への貢献については、地域連携クリティカルパスの実施や地域医療支援病院の増加等により、地域の医療機関との連携について一層の強化・推進が図られ、紹介率・逆紹介率ともに向上しており中期計画に掲げる目標に向けた着実な取組を評価する。
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度においては、平成16年度及び平成17年度に開始した9課題(すべて患者登録終了)については、得られた成果について学会等において成果の発表を行った。 平成18年度の6課題においては患者登録が終了し、平成19年度の3課題においては順調に患者登録が進捗し、平成20年度の2課題のうち1課題においては患者登録を開始し、平成21年度課題として3課題の研究を選定した。 本部が主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に臨床研究中央倫理審査委員会において審議を行い、「新型インフルエンザA(H1N1)に対するインフルエンザHAワクチンの安全性の研究」等の国立病院機構共同研究(指定研究)、平成21年度EBM推進のための大規模臨床研究の新規3課題をはじめ45件の一括審査を行った。また、その審議内容等については、ホームページ上で掲示し、外部に公開している。 など 	<ul style="list-style-type: none"> EBM推進のためのエビデンスづくりについては、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展しており、これまでの一部の成果について発表を行い、平成21年度には新たに3課題の研究を選定した。今後とも引き続き具体的成果の情報発信を大いに期待する。また、新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンに関して、有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たしたことを高く評価する。
業務運営の見直しや効率化による収支改善(医療機器・施設設備に関する計画)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器の更新による機能向上、院外からの予約手続きの簡素化等により、CT及びMRIについては、平成20年度実績に対し8,489件(15.1%)利用数が増加し、地域における有効利用が大幅に進んだ。平成21年度においては、自己資金及び預託金等内部資金を活用することにより、財政融資資金等外部から新たな借入を行わず、必要な投資を行った。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器については、積極的な広報活動による他の医療機関との共同利用の促進や、稼働実績の高い病院の取組を情報共有する等の努力により、その共同利用数、稼働総数が増加しており、それぞれ目標値を大幅に上回ったことは高く評価できる。なお、こうした医療機器の整備等については、新たな借入を行わずに自己資金の積極的活用等で必要な整備量を確保していることも評価に値する。
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得など経営改善に向けた収益の増加や、経費削減等の努力を行い、経常収支388億円、経常収支率104.9%の黒字となり、平成21年度計画における経常収支率102.5%を超えて、年度計画を達成した。 また、純利益348億円の黒字となり、総収支の黒字が維持されている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得等により、経常収支率104.9%、経常利益388億円と機構発足以来6年連続の経常収支プラスであるとともに、平成21年度計画における経常収支率102.5%を大きく上回った。こうした結果は、理事長の卓越したリーダーシップの下、本部の経営指導もさることながら各病院長をはじめ全職員が懸命な努力をした結果であると高く評価する。
固定負債割合の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度(597,145百万円)との比較で8.4%減少(546,903百万円)し、中期計画の目標(5年間で1割削減)を大幅に上回るペースで縮減した など 	<ul style="list-style-type: none"> 建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、病院の機能維持に必要な整備を行いつつ、毎年着実に固定負債を減少させ、平成21年度までの6年間で2,000億円(26.8%)の減少を達成したことを高く評価する。 前中期目標期間からの繰越金などの自己資金を活用することにより、財政融資資金等外部から新たな借入を行わず必要な投資を行ったことも高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(平成16年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:近藤 達也)
目的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務(①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。)2 審査関連業務(①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導および助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GMP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。)3 安全対策業務(① 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析および情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導および助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。)
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.pmda.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo09.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第一期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—		—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(3) 国民に対するサービスの向上	A	B	A	A	A	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 健康被害救済給付業務	A×3 B×1	S×1 A×3	A×4	A×4	A×4	A×4	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×8 B×1	A×8 B×1	A×7 B×2	A×8 B×1	A×7 B×2	A×7	
3.財務内容の改善							
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	B	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2) セキュリティの確保							

2. 府省評価委員会による21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、全体としてPMDAの設立目的に資するものであり、評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の二部会体制に対応するため、21年4月1日に調査課を二課体制へ組織変更するとともに、①請求事案の事実関係調査、②症例経過概要表の作成、③調査報告書の作成を行い、各種文書を厚生労働大臣に提出。また、各種文書の作成・提出にあたっては、過去の類似事例の検索等を行い、請求事案の迅速な処理を図った。 請求から支給・不支給決定までの事務処理の実施状況については、年度内に決定した総件数990件(前年度919件)のうち、8ヵ月 	<ul style="list-style-type: none"> 調査課を2課体制にし、データベースの改修等、処理効率の向上に努めた結果、事務処理期間8ヵ月以内の処理の割合を70%以上という平成21年度計画の数値目標に対し、実績は74.0%であった。また、6ヵ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度355件から当年度360件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。 新たな保健福祉事業として、PSW(精神保健福祉士)の相談員が健康被害救済制度の

		<p>以内に決定した件数は733件であり、達成率は74.0%であったことから前年度実績を維持。6か月以内に決定した件数については360件であり、前年度(355件)を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな保健福祉事業として、福祉の専門家である相談員が、健康被害救済制度の受給者及びその家族に対し、精神面のケア及び福祉サービスに関する助言を行うことを目的とした「精神面などに関する相談事業」を平成22年1月より実施。(平成21年度相談件数22件) <p style="text-align: right;">など</p>	<p>受給者及びその家族に対して精神面のケアや福祉サービスに関する助言を行う「精神面などに関する相談事業」を立ち上げたことを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部門間の連携として、特に救済制度の支給・不支給情報等を個人情報に配慮しつつ安全対策部門に提供し、安全対策に活かされていることについても評価する。
審査等業務及び安全対策業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 優先審査品目における総審査期間(中央値)の平成21年度の承認状況についてみると、審査期間中央値は11.9か月であった。行政側期間の中央値は、3.6箇月で目標を達成していたが、申請者側期間が6.4か月と目標を大きく超過していた。なお、平成21年度の承認件数のうち、優先審査品目が占める割合は、14%となっており、平成20年度の31%より減少した。 平成21年度においては、通常品目の総審査期間の中央値については、平成20年度の22.0か月と比較して19.2か月に短縮された。行政側審査期間(中央値)は、平成20年度と比較して、0.8か月短縮しており、また、申請者側審査期間(中央値)においても、0.7か月短縮している。承認件数は前年度より大幅に増加した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査期間については、新医薬品の優先品目は目標11か月に対して実績11.9か月、通常品目は目標19か月に対して実績19.2か月と目標を若干下回った。しかし、後発医療用医薬品は目標10か月に対して実績7.5か月、一般用医薬品は目標8か月に対して実績4.6か月、医薬部外品は目標5.5か月に対して4.8か月と目標を大きく上回った。 新医薬品に関しては、総審査期間の中央値で見れば、目標を若干下回る結果であるが、優先品目と通常品目のそれぞれの行政側期間と申請者側期間の中央値で見た場合、目標を下回ったものは優先品目の申請者側期間のみであった(目標5か月に対して6.4か月)。申請者側期間を短縮することは、今後も課題であるが、新医薬品審査の通常品目の承認件数は、前年度の53件から当年度は92件と大幅に増加させており、その上でほぼ目標の審査期間を達成した。 増員については未だ達成できておらず、引き続き達成に向けての努力を期待するが、それでも短期間で大幅な増員をしており、管理職や中堅職員が新規採用職員の教育を行いながら審査期間の短縮に努めていることに関して、大変な努力を要しているものと思慮する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の医薬品の承認審査業務については、中期計画において、平成23年度までにドラッグ・ラグを解消するため、21年度から申請者側期間を含む総審査期間を順次短縮していくとの目標を掲げ、また、審査人員も大幅に増員するものとされている。このような状況も踏まえ、昨年度、当委員会は、ドラッグ・ラグ2.5年を23年度に解消するとの目標達成に向け、年度目標が未達成の場合には、その要因分析と改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべき旨指摘している。しかしながら、評価結果をみると、「目標を下回ったものは優先品目の申請者側期間のみであった」、「申請者側期間を短縮することは今後も課題である」などの言及がなされているのみで、新医薬品(優先品目及び通常品目)の審査期間が目標を下回っていることについての要因の分析結果や改善策は明らかにされておらず、十分な分析の下に法人の取組について厳格な評価が行われたものとは言い難い。このため、今後の評価に当たっては、23年度までにドラッグ・ラグを解消するとの目標達成に向けた取組の実効が上がるよう、目標未達の場合における要因分析と改善策を法人に明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。
- 本法人の救済給付の請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、中期計画において、平成25年度までに各年度に支給・不支給決定した全決定件数のうち、60パーセント以上を6か月以内に処理できるようにすることとしている。当該項目に関する評価結果をみると、8か月以内の処理割合70パーセント以上の年度計画の目標に対し実績が74.0パーセントであったこと、6か月以内の処理件数を前年度より増加させるとの同計画の目標に対し20年度355件から21年度360件と増加させたことをもって、A評定(中期計画を上回っている)としている。しかしながら、中期計画との対比でみれば、21年度の6か月以内の処理件数(360件)は全決定件数(990件)の36パーセントと中期計画における目標値60パーセントとは依然として大きな乖離がみられ、また、20年度(355件)から5件増加しているものの、全決定件数に対する割合は38パーセントから36パーセントに低下している状況に鑑みると、25年度までの達成目標であることを考慮してもなお中期計画を上回っているとの評定には疑問がある。このため、今後の評価に当たっては、中期計画に照らして法人の取組実績を十分に検証した上で、厳格に評価を行うとともに、評定理由についても十分説明すべきである。

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:山西 弘一)
目的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通的技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nibio.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa09.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—		1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A	A	A	B	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 全体的事項	A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	
(2) 基盤的技術研究	A×2 B×2	A×3 B×1	S×2 A×2	S×3 A×1	S×4	A×4	
(3) 生物資源研究	A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	
(4) 研究開発振興	A×4	A×3 B×1	A×4	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	A	B	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項							
(2) セキュリティの確保	B	B	A	B	B	B	
(3) 施設及び設備							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては、当該研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化に伴う経費節減等	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は予算額に対して95.5%、事業費は予算額に対して95.3%の執行と、経費節減に努め中期計画に掲げた削減目標を上回り達成。 人件費についても、平成17年度基準額に比べ10.5%(前年度比6.4%)の削減と人件費削減の取組は着実に進展。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、事業費とも目標を大幅に上回る削減実績を上げていること、総人件費改革への取り組みについても目標を大きく上回る削減を達成していること、利益相反に関する取り組みも着実に進展していることから、全体として中期計画を上回る成果を上げていると評価する。
生物資源研究	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 医科学研究用霊長類リソースの開発・整備のための研究として、次に掲げる研究など画期的な成果をあげた。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 老齢ザルを用いたアルツハイマー病の研究について、世界ではじめて軸索輸送の機能低下により、内因性アミロイドのみによる蓄積病変を再現できた。また、世界ではじめてヒト由来の遺伝子導入を行わず、全てカニクイザル遺伝子を用いたiPS細胞の樹立に成功した。 ◇ 当センターで樹立したカニクイザルES細胞を用いて神経系細胞への分化機構 	<ul style="list-style-type: none"> カニクイザルを中心とする霊長類の開発、保存、維持、品質管理、供給で中期計画を上回る成果を上げており、さらに、カニクイザル心筋梗塞モデルの開発、カニクイザルES細胞を用いた神経系細胞への分化機構の解明、風疹ワクチンの安全性評価モデルの確立などの各種疾患の病因解析、全てカニクイザル遺伝子を用いたiPS細胞の樹立など、優れた研究成果も挙げている。また、カニクイザルの繁殖・育成と高品質化に成果を上げるとともに、全てカニクイザル遺伝子を用いたiPS細胞の樹立に成功しており、中期計

		<p>を解析したところ、レチノイン酸はニューロンへの分化、FGF2はアストログリアへの分化に関与していることを明らかにした。</p> <p>◇ カニクイザルを風疹ワクチンの安全性評価モデルとして、利用できることを明らかにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間321頭の育成カニクイザルをワクチン国家検定用、共同利用施設の研究用、所内研究者の研究用等として供給。(目標150頭) <p>など</p>	<p>画を上回る実績を上げていると評価する。</p>
研究開発振興	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 新規研究プロジェクトの採択に当たり、研究内容を重視した案件の採択をより適正に行えるよう、募集テーマに応じた評価項目を設定するなど、国民の治療上の要請に即した研究開発の振興による国民保健の向上という中期目標達成に向けて、中期計画を大幅に上回る成果を達成した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有望案件の発掘、社会的要請に基づく案件の採択、国家政策上重要なテーマの選定、採択により、基礎研究推進事業においては、採択プロジェクトの成果を活用し、抗凝固療法が不要となる革新的な次世代型呼吸循環補助装置が開発され、2009年5月に医療機器として薬事法による承認が取得された。また、希少疾病用医薬品等開発振興事業においては、助成金交付事業の活用により、「新生児けいれん」の治療薬(ノーベルバル静注用250mg)等が開発、上市され、国民保健の向上に寄与している。これらのことから、中期計画を上回る実績を上げたと評価できる。
予算、収支計画及び資金計画	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金、受託研究費、共同研究費等の獲得状況は、20年度と比べて、順調に件数、金額ともに増加している。また、民間企業等との共同研究の拡大に努めた結果、共同研究費が増加した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費ともに中期目標の削減目標を大幅に上回って削減(研究開発振興業務にかかる一般管理費は32.2%削減(目標は15%)、その他の一般管理費は15.1%削減(目標は12%)、研究開発振興業務に係る事業費は80.7%削減(目標は5%)、その他の事業費は11.8%削減(目標は4%))していること、また、研究者一人当たりの競争的研究資金の獲得金額が全研究開発型独法の中で一位となっていることなど、中期計画を上回る成果を達成したと評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 該当なし |
|--|

法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:水島 藤一郎)
目的	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「国民年金法等改正法」という。)第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業(政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。)の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin09.html
中期目標期間	7年間(平成17年10月1日～平成24年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						
1. 効果的な業務運営体制の確立						
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S	S	S	A	S	
(2) 業務管理の充実	A	S	S	A	S	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	S	S	A	S	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	S	S	S	
(1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	A	S	S	S	S	
(2) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	S	A	A	A	A	
(3) 買受需要の把握及び開拓	A	S	A	S	S	
(4) 情報の提供	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善	A	S	S	S	S	
4. その他業務運営						
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	A	A	
(3) 外部有識者からなる機関	A	A	A	A	A	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応						
(6) 終身利用老人ホームの譲渡					S	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 第5事業年度に当たる平成21年度の業務実績については、平成20年のリーマンショック以降、低迷する不動産市場にある中にもかかわらず、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を遂行しつつ、独立行政法人設立の意義を十分に果たしているとともに、高い売却額と経費節減を大幅に実現した点はパフォーマンスとして非常に大きな成果であろう。また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を始めとして、施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、最終事業年度に向けて引き続き指導力を発揮した積極的な取組みを期待したい。 <p>いずれにしても施設整理機構が5カ年の長期戦略の展望に立って、各年度の市場環境へも的確に対応し大きな成果を達成したことは、賞賛に値するものと言えよう。</p>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制強化及び人員削減 ① 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務に的確に対応するため、専任の管理部長を配置するとともに、管理部組織の充実を図った。 ② 施設譲渡業務の進捗を踏まえ、施設部 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制の充実を図るとともに、業務の外部委託も状況の変化にあわせて迅速に取り入れ、かつ、効率的・適切な人員配置に併せて大幅な人員削減を図りつつ、当機構の最大目標である全施設の売却を着実に進め、高い業績を

	<p>の二部体制を統合し一部体制に変更。</p> <p>③ 施設譲渡関連部門(施設部、業務推進部)を中心に人員の見直しを図り、機構人員の大幅な削減(対前年度比5名)を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託の活用 以下の業務を新規に外部に委託 <p>① 本体施設に付随する宿舍の売却業務</p> <p>② 社会保険病院等の不動産鑑定評価業務</p> <p>③ 社会保険浜松病院の譲渡に関する入札補助業務</p> <p>④ 当機構による社会保険病院等の整備工事に関するアドバイザー業務</p> <p>⑤ 終身利用型老人ホーム(厚生年金サテール千葉)のアドバイザー及び売却業務など</p>	<p>実現している点は独法の模範ともなるものであり、大いに評価できる。</p>
<p>年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の売却額は落札ベースで814億円であり、計画比+372億円となった。厳しい経済環境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、直近の価格である売却原価に対し+359億円(179.2%)を確保し、出資価格に対しても△2億円(99.8%)に留めた。 当機構発足以来平成21年度末まで4年半の落札ベースの売却額合計は2,144億円となり、売却原価比で+1,023億円(191.2%)、出資価格比で+238億円(112.5%)となり、譲渡対象301施設の出資価格総額2,015億円に対しても+129億円となったことから、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保。また、特別会計の清算等に伴い、81億円の清算剰余金を確保。 当機構発足以来平成21年度末までの譲渡施設数は、落札ベースで295施設(進捗率98.0%)となり、未売却物件は、平成22年1月追加出資の厚生年金サテール千葉を含め6施設、施設附属の宿舍等14物件となり、全物件の売却を完了する目処が立った。 譲渡に当たっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。 雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて実施。その結果、平成21年度における事業継続率は69%、雇用継続率は71%となった。 厚生労働大臣から譲渡対象として選定された社会保険浜松病院については、地元自治体から意見を聴取するとともに、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した上で譲渡条件を設定し、一般競争入札により落札者を決定し、地域医療に十分配慮した対応を行った。など 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に起きたリーマンショック以降、不動産市況が低迷する中において、H21年度の売却額についても、計画比372億円のプラス、出資価格対比99.8%の実績を確保、発足以来の売却額は2,144億円となり、出資価格比238億円のプラス、112.5%となり、全施設の売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保した。これは事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けるなど資産価値向上のため総合的かつ積極的に取り組んだ結果であり、今後、他の類似の団体においても参考にすべき好例と言え、大いに評価できる。また、施設の譲渡に伴って44の公益法人が解散又は解散予定となっていることは特筆すべき評価に値するものと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の業務は、年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと、年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うことであり、貴委員会において、平成22年度までの間に全ての出資対象施設を譲渡又は廃止する、各年度計画に定める譲渡予定対象施設を譲渡又は廃止する、適正な譲渡価格を設定する等の事項についての達成状況等を基本とした評価が行われている。他方、平成22年8月に本法人の存続期限を2年間延長する法改正がなされたが、同年同月には譲渡対象施設の譲渡が全て完了した旨の発表が法人からなされたところである。このため、存続期限が延長された22年10月以降の法人の業務は、社会保険病院等の運営及び管理(病院運営は公益法人等に委託)並びに厚生労働省から指示された病院の譲渡が中心となることから、次年度の評価に当たっては、法人の業務運営体制等にも留意して、法人の業務実績について評価を行うべきである。

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:川瀬 隆弘)
目的	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。2 前記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.gpif.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin09.html
中期目標期間	4年間(平成18年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期 目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—		1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						
1.業務運営の効率化						
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	A	A	A	
(3) 業務管理の充実	A	A	A	A	A	
(4) 事務の効率的な処理	A	A	A	A	A	
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上						
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 情報公開の徹底	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項						
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×4	A×4	A×3 B×1	A×4	A×4	
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	S×1 A×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	
(4) その他	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直し及び改善の効果が発揮され、業務運営が適切に行われていると評価することができる。また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、必要なリスク管理を行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。
- 年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされている実質的な運用利回りは確保できており、単年度においてもベンチマークとの対比で見ても、概ねベンチマーク並みの収益率を確保できている。また、市場動向も踏まえつつ、キャッシュ・アウトやリバランスを行うことは引き続き課題となっており、機動的な対応が求められている。今後も、長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを大いに期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21事業年度においては、平成20事業年度下期実績評価(10～3月)を4～5月に実施し、その結果を6月期の奨励手当に、上期実績評価(4～9月)を10～11月に実施し、その結果を12月期の奨励手当にそれぞれ反映させた。また、能力評価(1月～12月)については、平成22年1～2月に実施し、3月に「フィードバック面談」を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成22年4月の昇給等へ反映させた。その他、厚生労働省の要請を踏まえ、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加える等の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や能力評価の結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇級への反映など、職員の勤労意欲や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫を行っている。また、理事長直轄の経営管理会議等を活用し、事業運営の改善を図るなど、業務改善に積極的に取り組んでいる。さらに、「情報システム室」を創設し、システム部門の体制強化を図るなど、効率的な業務運営体制の確立に取り組んでおり、評価できる。

		<p>これらの取組により、能力の向上及び勤労意欲の向上等に係る職員の意識改革に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度中途であっても積極的な見直しを心がけ、企画部からシステム部門を独立させ、新たに「情報システム室」を創設したことにより、システム部門の体制強化を図ることができた。 	
業務運営の効率化に伴う経費節減	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運用委託手数料について、引き続きパッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現した。さらに資産管理機関の集約により効率的かつ合理的な水準を実現した。資産管理機関については、資産管理機関の集約効果が平年度化し、平成20事業年度と比べ約45.8億円の集約効果があった。運用受託機関については、資産管理機関の集約化に併せ、単独運用指定信託契約を解除し、新たに投資一任契約を締結する際に運用委託手数料の引下げ交渉を行ったこと等により、変更前と比べ約1.0億円の節減が図られた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果としては、資産管理機関の集約化や運用委託手数料の引き下げによる経費節減効果の実現があげられる。平成19年度より資産管理機関の選定を行い、1つの資産の管理を1つの資産管理機関に集約することとし、平成21年度において資産移管を完了した。また、管理運用委託手数料の水準についても、既存の受託機関、新規の受託機関ともに引下げを図り、経費の節減を実現している。これらの取組により、平成21年度においては、管理運用委託手数料額について前年度比で約47億円の経費節減効果が認められ、評価することができる。
年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21事業年度においては、国内債券、短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、国内株式、外国債券についてはプラスの超過収益率となったが、外国株式についてはマイナスの超過収益率となった。 外国株式がベンチマークに対して下回ったのは、ベンチマーク収益率を上回った銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと及びベンチマーク収益率を下回った食品・生活必需品等のセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与した。 リスク管理ミーティングについては、平成21事業年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関等について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。外国株式アクティブの運用受託機関について、年度初めに株価が大きく変動した際に各社のとった投資行動及びリスク管理状況を確認するために緊急ミーティングを実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、国内株式及び外国債券についてはプラスの超過収益率、短期資産についてはプラス0.06%、国内債券についてはマイナス0.05%と概ねベンチマーク並みの収益率となったが、外国株式についてはマイナスの超過収益率という結果となった。外国株式のマイナスの超過収益率については、特定の業種の構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと等とされており、適切な要因分析がなされている。 管理運用法人においては、運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングを実施し、毎月1回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関との協議を通じ改善を促すなど、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。 また、年度初めに株価が大きく変動したことを踏まえ、緊急に運用受託機関との随時ミーティングを実施し、外国株式アクティブ運用受託機関の投資行動及びリスク管理状況を把握するなど、リスク管理に向けた適切な情報収集を行った点は評価できる。加えて、運用受託機関の評価についても、定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価の結果、79社中、20社について資金配分を停止、1社を解約とするなど、収益率向上に向けた適切な対応を行っている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

- 本法人は、中期計画において、「業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する」としている。しかしながら、当該事項に関する評価結果をみると、人事評価制度の運用、情報システム室の創設によるシステム部門の体制強化等の取組をもってA評価(中期計画を上回っている)としているが、業務実績報告書等における法人の説明及び評価結果のいずれをみても、業務運営の効率的かつ効果的な実施のための組織編成及び人員配置の見直しが行われているかどうかの十分な検証が行われているものとは言い難いものとなっている。特に、人員配置の見直しについては、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)の「第2 組織面の見直し」において、業務を効率的・効果的に行う体制とするため、各部門の人員配置を見直すこと、その際、管理部門を法人の規模に見合った体制とすることを指摘しているところである。
- このため、今後の評価に当たっては、各部門における業務内容、人員配置の状況等を明らかにさせた上で、当委員会の指摘を踏まえた措置状況も含め、実情に即した組織編成及び人員配置の見直しが行われているかどうかについて評価を行うべきである。

⑦ 農 林 水 産 省

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(平成19年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:吉羽 雅昭)
目的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5 3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6 4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。8 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11 1～10の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査。2 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問。3 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査。4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去。5 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取。6 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.famic.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には要因を分析しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)農林水産消費安全技術センター、(独)農薬検査所及び(独)肥飼料検査所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化	A	A	A	
(1)組織体制の強化	A	A	A	
(2)業務運営能力の向上	A	A	A	
(3)外部委託による業務の効率化	A	A	A	
(4)分析機器等に関する効率化	A	A	A	
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	A	A	
(6)人件費の削減	A	A	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	A	A	
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	A	A	
(9)情報提供業務	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	S	A	A	
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	A	A	
(3)窓口業務の全国における実施	A	A	A	
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	A	A	
(5)肥料関係業務	A	A	A	
(6)農薬関係業務	A	A	A	
(7)飼料及び飼料添加物関係業務	A	A	A	
(8)土壤改良資材関係業務	A	A	A	
(9)食品表示監視業務	A	A	A	
(10)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	A	A	
(11)JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	A	A	
(12)農林物資の格付業務	A	A	A	
(13)国際規格に係る業務	A	A	A	
(14)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	A	A	
(15)依頼検査	A	A	-	
(16)緊急時の要請に関する業務	A	A	A	
(17)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	A	A	
(18)カルタヘナ担保法関係業務	-	-	-	
(19)国際協力業務	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	

(3)自己収入の増額に係る取組	A	A	A
(4)随意契約の適正化に係る取組	-	A	A
4.短期借入金の限度額	-	-	-
5.重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	-	A	-
6.剰余金の使途	-	-	-
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A
(3)積立金の処分に関する事項	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

<p>(総合評価に至った理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「依頼検査」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」、「重要な財産の譲渡又は担保に関する計画」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」及び「平成21年度業務実績評価の具体的取組について(平成22年5月31日政・独委)」並びに「平成20年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成21年12月9日政・独委)」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織体制の強化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 次のとおり組織運営及び組織体制の整備を行うことにより、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の業務実績評価結果、平成21年度の業務進ちょく状況、監事監査・内部監査・苦情処理結果等を踏まえ、マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、統合メリットの一層の発揮、中期目標・中期計画の確実な進ちょく管理及び独立行政法人整理合理化計画への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示。 <ul style="list-style-type: none"> 本部の各部及び各地域センターのすべての業務部門にスタッフ制を導入し、各部課長等の指示により、業務の進捗状況等に対応してスタッフ職員の業務内容を調整するなど、効果的に運用。 各分野の専門家からなるプロジェクトチームを次のとおり4件設置し、各部門で蓄積された専門的知見を最大限に活用。 有機資材適合性判定スキーム検討プロジェクトチーム 前作に使用された農薬の作物残留分析等プロジェクトチーム <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 一般管理部門の要員の削減、検査等業務に従事する要員の全体に占める割合の向上の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。
食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> センター全体として取り組むべき次の4課題について、専門技術的知見を有する職員から構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施。 <ul style="list-style-type: none"> 有機資材適合性判定スキームの検討 検査分析能力向上のための研修・精度管理等のあり方の検討 前作に使用された農薬の作物残留分析等 OIEコラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する情報収集・発信(検討の例) 有機農産物のJAS規格に適合しない農業生産資材が「有機農産物に使用できる」として流通し、これらを使用した生産者がJAS法違反に問われる事態が生じていることから、有機資材として適格かどうかを判断し、個別の問い 	<ul style="list-style-type: none"> 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

		<p>合わせに対応する仕組みの構築の可能性を探るため、規格検査部門及び肥飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、想定するスキームの検討、現地調査等を行い、課題を明らかにした。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
自己収入の増額にかかる取組	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入(飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、平成21年度予算額を上回る自己収入(6,426千円)を得た。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人種苗管理センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野村 文昭)
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び回収を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.ncss.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	/	/	/	/	
(3)種苗検査業務の効率化	/	/	A	A	A	A	
(4)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(6)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A	A	A	
(7)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	/	/	/	/	
(8)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	B	B	A	A	A	A	
(9)業務運営一般の効率化		A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	B	B	A	A	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(6)指定種苗の集取及び立入検査等の業務の質の向上	A	A	/	/	/	/	
(7)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	A	-	-	-	-	
5.重要な財産の処分等に関する計画	-	A	A	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 平成21年度事業は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」))」及び「平成21年度業務実績評価の具体的取組について(平成22年5月31日政独委)」並びに「平成20年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成21年12月9日政独委)」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A評価)ものと判断した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 急速増殖によるミニチューバーを生産する農場を北海道中央農場、十勝農場及び嬭恋農場の3農場とし、これら3農場で生産されたミニチューバーを用いて原原種を生産する農場を後志分場、胆振農場及び上北農場とする等の生産計画を作成し、当該計画に即した生産を行った。 ミニチューバーを用いた生産体系への切替えに伴い、標準検査手順書の見直しを行うとともに、原原種生産配布技術指針の見直しを進めた。 整理合理化計画に即し、民間企業が作出した早期普及品種(アンドーバー)の種いも(ハウスチューバー)を受け入れ、原原種122袋を生産・配布した。また、マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる協議会を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 種苗生産の効率化に向けて、ばれいしょ原原種の培養系母本をもとにした急速増殖技術を活用した生産体系の実用化・導入は順調に進んでいるが、培養変異を十分チェックするシステムを整備し、品種の純粋性の維持に注意していく必要がある。 さとうきび原原種生産のコスト低減努力は認められるが、一般栽培の作付け面積の増加にもかかわらず、県からの原原種申請数量の減少から単位当たりコストは前中期目標期間末の水準を上回ることとなり、国・自治体の関係部局と連携して申請数量を適正なものにする必要がある。
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、栽培試験方法等の検討を行い、18種類の植物について栽培を開始した。 栽培試験対象植物の種類数の拡大に合わせ保存する対照品種の充実に努め、75種類 809品種を新たに収集し、累計 5,650品種(前年度 5,388品種)に拡大を図った。特に、栄養繁殖性品種の保存に当たっては、必要度の高い「きく」、「ペラルゴニウム」を中心に34種類 605品種について新たに収集するとともに、既存の保存品種について今後の入手の可否、品種の特性等を考慮し整理を行った。 セイヨウニンジンボク、エキナケア等 15種類について審査基準案の作成に着手し、13種類について審査基準案を作成し、農林水産省に報告した。 <p>など</p>	<p>以下の実績は栽培試験業務の質の向上に資するものであり、高く評価できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を18種類拡大し、目標の2種類程度を大きく上回る達成状況となっている。 栽培試験対象植物種類数の拡大に合わせ保存する対照品種については、新たに目標の2倍以上の809品種の拡大を図っている。 新規植物の種類別審査基準案の作成期間の短縮に向けて、現地調査の活用による効率化に取り組んだ結果、目標の1.5年以内を大幅に上回る8か月となっている。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 資金の配分について、本所が農場等の要求する個々の経費の必要性を精査し、センター全体として調整し配分する方式により、真に必要な業務に資金を配分した。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金は効率的に使われている。経費削減の取組として、一般競争を原則とする契約、一括契約による効率的な執行等を行っている。また、資金配分については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、センター予算全体を調整した上で配分する方式により、選択と集中が可能となっている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人においては、配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入をあげることとしており、平成21年度においては当該生産量の13パーセントにあたる5,854袋についても一般用種いもとして販売した。しかしながら、評価結果においては、一般用種いも等としての販売数量及び価格を掲載し、「規格外種子の活用について順調に進んでいる」との評価があるのみで、収入金額について評価が行われていない。今後の評価に当たっては、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品のうち、どの程度を販売したかについて明らかにした上で、自己収入の増大の観点から、当該販売に係る収入金額についても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人家畜改良センター(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:矢野 秀雄)
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家さんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種さん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附随する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.nlbc.go.jp/index.asp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化(H17までは「業務運営の効率化」)	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減			A	A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A					
(5)他機関との連携	A	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	A	A	A	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	A	A	A	A	B	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	-	A	A	A	A	A	
(7)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(8)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.剰余金の使途	-	A	-	A	A	A	
6.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 個別に評価を行う最下位項目については、A評価 106 項目、B評価3項目であり、大項目についてはすべてがA評価となった。
- B 評価となった特筆すべき事項に加え、業務の重点化や組織体制の見直しなどの取組による業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する取組、自己収入増加への取組や資金の重点的な活用などの財務関連の取組等について、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び行政刷新会議による事業仕分けの結果等を踏まえ総合的に評価した結果、総合評価はA評価とした。ただし、今回の宮崎県における口蹄疫発生による教訓を踏まえれば、遺伝資源の保護やリスク管理を図るために、センターの牧場・支場を更に活用することが有効であることから、このような視点からの業務運営の一層の充実強化を求める。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 要員の合理化 組織体制の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年10月に長野牧場を茨城牧場の支場とするとともに、業務の縮小に見合った要員の合理化を実施した。また、家畜管理、堆肥処理等の作業内容を精査し、定年退職者の状況に応じて外部化を行うなど、計画どおり順調に実施。 業務の重点化、効率的な組織体制の整備等に対応して、一般管理部門等の組織の見直しを行うなど、計画どおり順調に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。今後の組織体制の合理化に当たっては、業務に応じた適正な人員配置を行い、業務の効率的な実施が可能となるよう留意されたい。(A)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 育種改良関連技術	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 生産性に関する形質として、乳用牛の乳房炎については、新たな遺伝子の探索のためサンプルの収集を継続した。また、乳用牛の生時体重、牛の過剰排卵反応性、豚の繁殖性及び鶏の腹腔内脂肪量について、DNA マーカーを分析し候補遺伝子の探索を行うなど、計画どおり順調に実施。 豚の系統造成において、粗脂肪含量を測定し選抜の参考とするなど、計画どおり順調に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別に評価を行った結果、概ね年度計画どおり順調に実施されたと認められる。 各分野ごとに行われている調査研究の成果を早期に家畜の選抜に利用できるよう技術水準の向上に努めること。 家畜の選抜に理化学分析項目を利用する上で改善すべき点も多くみられることから、B評価とした。今後、更に分析を進め、早期に選抜に応用し得るレベルまで技術水準を向上させるべきである。(B)
予算、収支計画及び資金計画 財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> 予算、収支計画及び資金計画を作成し、事務の効率化を推進することで経費の節減を図りつつ、業務が効率的に運営できるよう資金の適切な配分に努め、計画どおり順調に実施。 収入については、当初予算は運営費交付金及び施設整備費補助金とも計画どおりであった。また、受託収入については業務の一環として受託を積極的に行ったことにより、予算に対して約146%、諸収入については農畜産物売払代のうち製品売払代(牛乳、枝肉)が前年度実績より伸びたことにより、予算に対して約71%とそれぞれ増収。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。(A)

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 貴委員会では、契約事務の一層の適正化について、契約手続に際しては、契約監視委員会等によるチェックが定期的に行われ、また、その審査結果等は理事長に報告されており、このことから審査の実行性が確保されるよう努めていると認められると評価を行っている。しかしながら、飼料作物の増殖用種子の配布について競争性のある手続を経ずに配布されるなどの例が見られることから、自己収入に係る契約についても、競争性のある手続を経て配布を行うことを促す評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鷺尾 圭司)
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究。 2 1に掲げる業務に附随する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: http://www.fish-u.ac.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	/	/	A	A	A	A	
(2)教育研究業務の効率化	A	A	/	/	/	/	
(3)業務の効率化	/	/	A	A	A	A	
(4)事務の効率的処理	A	A	/	/	/	/	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	A	A	B	A	A	A	
(3)就職対策の充実	/	/	A	A	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)その他の活動	A	A	/	/	/	/	
(6)学生生活支援等	/	/	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減(業務経費及び一般管理費)	A	A	/	/	/	/	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加	A	A	/	/	/	/	
(3)資金の配分状況	A	A	/	/	/	/	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要資産の譲渡等	-	-	-	A	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	/	/	A	A	A	A	
(2)施設・船舶・設備等整備	A	A	/	/	/	/	
(3)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(4)積立金の処分	/	/	-	-	-	-	
(5)情報の公開と保護	/	/	A	A	A	A	
(6)環境対策・安全管理の推進	/	/	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(所見)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 本科においては、入試制度の改善や、高校訪問等により意欲の高い学生の確保に努め、平成22年度入試における倍率は4.4倍となった。 専攻科においては、学科の教育職員、練習船の海事教育職員及び特任教員等が連携して、講義と実習を組み合わせた体系的なライセンス教育を実施。三級海技士免許取得率は82%、二級海技士免許筆記試験合格率は71%、一級海技士免許筆記試験合格者は12名。 水産学研究科においては、定員20名のところ39名で定員を超えたが、担当教員50名による教育体制により対応。平成22年度入試では、 	<ul style="list-style-type: none"> 少子化の中、入試倍率4.4倍の受験者確保は大変評価できる。 専攻科の三級海技士免許取得率、二級海技士免許筆記試験合格率が前年度をやや下回った。専攻科の成果は海技資格関係免許の取得状況によって判断される。三級を100%に近づけ、専攻科カリキュラムの成果指標にはなっていない二級及び一級は、海技士免許の受験率及び合格率を高める努力が今後も求められる。 水産学研究科の22年度入試における定

		1、2年次生合わせて20名の定員数を踏まえ、募集人員約10名に対し入学者を9名とするなど、研究科における教育・研究の質的向上を図るために、定員の遵守を厳格化した。 など	員管理が実施されたことは評価できる。しかし、大幅な定員超過は学年進行のこともありまだ解消されていない。定員を大幅に超えたために担当教員50名による教育体制により対応したとあるが、教員の質を担保した上で、対応したことがわかるような資料の提示が求められる。
就職対策の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度卒業・修了者の就職率は95.1%である。このうち水産関連分野への就職率(内定者ベース)は77.3%で、課程ごとの内訳は本科77.5%、専攻科71.4%、研究科93.8%となり、専攻科は就職率75%以上という目標を下回っている。また、就職及び進学を合わせた水産分野への就職若しくは進学の割合は81.6%。 学科独自の資格として開設した「水産食品士」の授与などを行い、学校全体での取組と各学科単位での取組の効果的な連携に努めた。 など	<ul style="list-style-type: none"> 大卒の就職率が91.8%と厳しい状況の中、就職率が95.1%は健闘したと言える。一方、本科の学科の一部や専攻科では水産関係への就職率が75%を下回っているところがある。就職率の向上に一層の努力が望まれる。 本科の学科独自に開設した「水産食品士」については、就職活動に有効に作用したかどうかのフォローアップ調査が必要であろう。その結果によっては、この制度を改善し、今後、より有効に活用できるかもしれない。
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 「水産大学校研究報告」の計画的な発行、企業・団体向けの本校紹介パンフレットの新規作成・配付を行ったほか、ジャパン・インターナショナル・シーフードショーなどの産学公交流イベント等に積極的に参加し、研究成果情報の発信とその利活用を推進した。 など	<ul style="list-style-type: none"> 「水産大学校研究報告」や「水産大学校の最近の研究成果から」をホームページ(HP)で積極的に公開している点は評価できるが、運営費交付金が減少傾向にあるなか、「水産大学校研究報告」がHP上での公開に加え、冊子体も発行していることの是非について、検討する時期ではないか。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の専攻科における二級海技士免許筆記試験の合格率については、中期目標及び年度計画において80パーセントを目指すことが示されている。しかしながら、評価結果においては、今年度の合格率が71パーセントとなり、前年度87パーセントをやや下回ったという評価が行われているのみで、目標達成ができなかったことについての評価が行われていない。今後の評価に当たっては、当該年度の合格率について、成果指標である80パーセントを達成しているか否かという点に言及した上で、厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- 本法人の中期目標では、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75パーセント以上確保されるよう努める。」とされているが、平成21年度の専攻科における就職割合は71.4パーセントであった。しかしながら、評価結果においては、「本科(進学者を除く)、専攻科、研究科ごとに集計されていて、H21年度はいずれも75%を超える割合」と正確性に欠ける評価を行っている。今後の評価に当たっては、水産大学校の本科、専攻科、研究科ごとの人材育成の状況について適切な評価を行う観点から、本科、専攻科、研究科それぞれの就職割合について厳格に評価を行うべきである。
- 本法人の中期目標では、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。」とされている。この水産業及びその関連分野への就職割合の算定状況を見ると、卒業・修了者数のうちの就職内定者数を母数とし、そのうち水産業又はその関連分野へ就職した者の割合を算定している。しかしながら、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的を踏まえると、進学者数が増えるほど相対的に減少する就職内定者数を母数として水産業又はその関連分野へ就職した者の割合を算定することは、適切な評価とは認めがたい。今後の評価に当たっては、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照らして適切な評価を行う観点から、水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を見直し、進学者のうち水産分野への進学率等を考慮した評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堀江 武)
目的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。))以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(5に掲げる業務に該当するものを除く。)。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第16条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.naro.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h21/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成18年4月に(独)農業・生物系特定産業技術研究機構、(独)農業工学研究所及び(独)食品総合研究所の3法人が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施	A	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	B	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	A	B	B	B	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	A	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	A	
(6)行政との連携	S	A	A	A	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	S	
(3)情報の公開と保護	A	B	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」、「第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金によるプロジェクト研究に総額1,256百万円、重点事項研究強化費に249百万円を配分し、効率的な研究推進を図った。また、農林水産省については58件(予算額7,535百万円)、他府省については8件(予算額126百万円)の政府受託研究を実施し、政策上重要な研究課題に重点的に取り組んだ。 農林水産省の「実用技術開発事業」については、中核機関として継続41課題、新規採択24課題を実施し、20年度実績を5%上回り1,706百万円を獲得した。文部科学省及び日本学術振興会の「科学研究費補助金」については、研究代表者として継続87課題、新規採択66課題を実施し、20年度実績を25%上回る330百万円を確保した。その他の資金903百万円を含め、21年度に獲得した競争的研究資金の総額は20年度実績を9%上回る3,231百万円であった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金による研究費の重点配分が行われていること、政策上重要な研究課題について国の委託プロジェクトを実施していること、若手・中堅研究者を中心に、研究資金獲得セミナーや応募作業への支援を実施した結果、H20年度を9%上回る競争的資金を獲得したことは評価できる。 <p>など</p>
生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 「民間実用化研究促進事業」については2回の公募を行い、それぞれの公募において各種メディアを通じた事前の周知に努め、2回の公募を通じて26課題の応募を得た。これらの提案について事前評価等を実施して3つの課題の採択を決定した。 20年度に研究支援期間の終了した課題について、21年度の事業実施状況報告を踏まえた追跡調査を適切に実施するため、その実施要領を整備することとしている。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課題選定期間を20年度より7日間短縮するなど、課題の選定に係る業務は適正かつ迅速に行われており評価できる。しかし、応募課題数が20年度の37件から26件に減っているため、その原因を分析し、さらなる業務改善に反映させることを期待する。 研究支援期間が終了した採択課題については、研究成果の公表を行っているが、売上納付の着実な実行に資するよう、事業化の状況等の追跡調査を適切に実施することを期待する。 <p>など</p>
人事に関する計画	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 研究職員の採用は、任期付研究員を主体にパーマネント選考採用と国家公務員採用I種等試験採用を組み合わせで行った。 研究チーム長の公募については、定年退職者の5ポストを対象に公募による選考を行った。 21年度における研究職員の採用者数は、任期付研究員31名、パーマネント研究職員等11名、I種等試験採用9名であった。このうち女性は20年度より5名多い12名であり、採用者数の23.5%を占めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究職員の採用については、研究の重点化や研究課題の着実な達成のために、I種試験に代わる独自の採用試験を新たに実施するとともに、任期付研究員34ポスト、パーマネント選考採用11ポスト、研究チーム長5ポストを募集するなど、人材確保に努めており、評価できる。 女性研究職員の採用者が20年度より5名多い12名となったことも評価できる。 <p>など</p>
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 規制薬品についての一斉点検を平成21年10月に実施した。また、内部研究所は、規制薬品に係る法令・諸規定の教育・訓練、不要薬品の廃棄処分を行った。規制薬品を一元管理するシステムについて、一部研究所にハードウェアなどの基幹システムを導入し運用体制を整備した。しかし、規制薬品の管理簿の不備が1件明らかになった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質等の管理については、規制薬品に係る法令・諸規定の教育と一斉点検を行うとともに、中央農研、作物研等において薬品管理システムの導入を行ったが、さらに規制薬品の管理簿の不備が明らかになるなど、重大な懸念が残っている。このため薬品管理システムの全研究所への導入を進めるとともに、調査・対策委員会等を組織し、リスクマネジメントを徹底する必要がある。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

〔個別意見〕

- 本法人の実施する民間研究促進業務は、財政投融资特別会計からの出資金を基に民間企業等に研究課題を委託し、研究成果を活用した事業化による売上の一部の納付により委託費を回収するスキームである。本業務は、平成18年度から開始され、同年度に委託された研究課題は20年度に研究が終了し、21年度には委託先の事業化に向けた取組が行われたところである。

評価結果では、「研究支援期間が終了した採択課題については、研究成果の公表を行っているが、売上納付の着実な実行に資するよう、事業化の状況等の追跡調査を適切に実施することを期待する。」として、当該項目を含む項目全体の評定をA評価(計画に対して業務が順調に進捗している)としているが、21年度における委託先の事業化に向けた取組状況及びそれに基づく売上納付の可能性について十分な評価が行われたとは言いがたい。

今後の評価に当たっては、当該業務が委託先からの売上納付による委託費の回収がないと繰越欠損金が年々増加するスキームであることに鑑み、着実な売上納付を促すような評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石毛 光雄)
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.nias.affrc.go.jp/index.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h21/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	B	B	B	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	B	B	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化			A	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化			A	A	A	A	
(6)連携、協力の促進	A	A					
(7)管理事務業務の効率化	A	A					
(8)職員の資質の向上	A	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×5	A×5	A	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	B	A	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	B	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	-	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	-	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護			A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進			A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

・「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	・ 研究管理支援部門が行う業務運営の点検・改善の議論を行う場として「研究管理支援部門業務実績評価検討会」を開催し、自己点検評	・ 自己評価については、従来からの研究部門の取組に加え、研究支援部門についても業務実績評価検討会等の仕組みを導入し、業

		<p>価システムの一環に組み入れた。これらの結果は、研究推進戦略会議(「所内会議」と「外部機関との意見交換会」の2回開催)、評価助言会議を通して、問題点等をさらに明確化して、22年度以降への業務の改善等の反映につなげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究職員の業績評価を処遇へ反映させる新たな制度として、「研究職員短期業績評価」を平成21年4月1日から実施して、平成22年3月に評価を確定した。一般職員等の評価については、平成21年7月～11月に試行を実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>務運営の改善に反映させたことは評価できる。研究課題の評価に当たっては、投入資源、成果の普及状況及び前年の評価結果の反映状況にも配慮するとともに、評価結果を予算配分に反映させており評価できる。最終年度に向けては、これまでの研究の流れを踏まえた研究成果のフォローアップを期待する。研究職員の業績評価を本格実施し、その結果を処遇に反映させたことは評価できる。中期計画期間内に一般職員等についても業績評価を導入することを期待する。</p>
アグリバイオリソースの高度化と活用研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 多様な世界の品種に利用可能なSNPを2,935種類同定した。日本型品種については、異なる品種の解析から染色体上の偏りの少ない新規SNPを検出し、総計3,019種類のSNPを同定した コシヒカリ/はやまさり/コシヒカリから由来する戻し交雑自殖固定系統群(BIL)を完成させた。コシヒカリとIR64の背景を入れ替えた染色体断片置換系統群(CSSL)、コシヒカリとLAC23及びコシヒカリとオワリハタモチのCSSLを完成させた。 ブタゲノムシーケンシング国際コンソーシアムに参画し、今年度完了した概要解説(全ゲノムの約98%を解説)に貢献した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たなバイオリソースの開発と高度化において、イネではSNP情報の蓄積が進み、日本型品種間の多様性解析が可能なレベルまでSNPが整備された。 染色体断片置換系統群(CSSL)の作出も順調に進捗し、21年度は新たに日本晴とコシヒカリのCSSLの公開分譲を開始した。 カイクの高精度ゲノム解読に続き、21年度は国際コンソーシアムへの参加によりブタゲノム解読へ貢献したことは、高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
産学官連携、協力の促進・強化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 15名の研究員が連携大学院の教官となり、16名の学生を生物研に受け入れた。酵母抽出液中病害防除物質の単離・同定、NIBS系ミニブタを用いた遺伝子組換えクローンブタの研究開発、蛍光絹糸を利用したひな人形の作成等新たに22件の共同研究契約を締結し、連携協力及び研究推進を図っている。 生物研をセンターバンクとし、農業・食品産業技術総合研究機構及び他の4独法機関をサブバンクとする連携協力のもと、ジーンバンク事業を実施した。 21年度における独立行政法人・国立大学法人・公立試験研究機関・民間企業からの放射線照射依頼の総件数は182件であった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学、国立研究機関、民間等と新規22件を含む68件の共同研究契約を締結するなど、産学官の連携を進めており、19件の特許出願などの成果につながっていることは評価できる。引き続き、こうした連携・協力により研究水準の向上、社会ニーズに対応した研究開発を進めることを期待する。 ジーンバンク事業では、植物遺伝資源検索システムの改良等により、アクセス件数が大幅に増加しており、評価できる。 放射線照射についても、大学との共同研究による照射が124件行われ、公立試験研究機関や民間からの照射依頼件数も増えており、評価できる。
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 一斉点検の中で管理下でない国際規制物資(酢酸ウラニル、25g瓶2本)が実験室の薬品保管庫において発見された。当該物質は直ちに国際規制物資専用の保管庫に移動し施錠して保管するとともに、監督官庁の関係部局に報告するなど必要な措置をとった。コンプライアンス・リスク管理委員会で、一斉点検の取り組みを強化すること、全化学物質とシステムに登録して管理することなどが指示された。 本部地区渡り廊下の窓ガラスに断熱フィルムの貼付、昼休み時間の不要箇所の消灯やOA機器類のこまめな停止等を所内放送するとともに、省エネ意識の醸成に向けた取組を行う等により、21年度の原油換算のエネルギー使用量は、前年度より約3%の減少となっている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職場の安全対策については、新たに「ヒヤリ・ハットの報告」等の取組を始めているが、軽度の労働災害の発生が続いている。20年の特定毒物の発見を受けて、教育・指導の強化、化学物質を一元管理するシステムの試験運用に取り組んでいるが、放射性同位元素等の一斉点検により、新たに核燃料物質である酢酸ウラニルの不適正な管理が判明した。このため、22年度中に全化学物質について一元管理システムへの登録を行うための一斉点検を完了することを期待する。 「省エネルギー中長期計画」等を策定し、業務改善に取り組んだ結果、エネルギー使用量を本部地区で3%、大わし地区で2%削減したことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・本法人では、随意契約については、契約審査委員会を設置し適正な契約事務のための取組を進めているが、評価結果では、随意契約見直し計画については、実施・進捗よく状況等の評価に係る記載がなされていない状況が見られた。
 今後の評価に当たっては、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進捗よく状況等の検証結果について、引き続き評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:佐藤 洋平)
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。 2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.niaes.affrc.go.jp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h21/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	B	B	B	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化			A	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化			A	A	A	A	
(4)連携・協力の促進	A	A					
(5)管理事務業務の効率化	A	A					
(6)職員の資質向上	A	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×3	A×3	A×6	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	S	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	-	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	-	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護			A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進			B	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

・「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> インフラの老朽化対策として、微生物生態実験棟空調設備改修等を実施した。また、将来環境が農作物や土壌に及ぼす影響評価と予測研究の中核となる開放系大気CO2増加(FACE)実験施設整備等を実施した。 新たに特任研究員の制度を設けた。これは、大学や独立行政法人等の研究機関から、高度 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金の重点配分により、研究課題重点化点検の結果に沿ったポストクの雇用や国際会議の開催など、効率的な研究推進が図られたことは評価できる。外部資金に関しては、年間応募スケジュールの周知や研究費獲得に対するインセンティブ付与により、対前年で増加している。開放系大気CO2増加(FACE)実験施設な

		<p>な専門知識を持つ者を本研究所の研究者として招へいし、本研究所の研究及び研究業務の運営について指導・助言を行ってもらう仕組みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月につくば市で開催したMARCOシンポジウムでは、本研究所の中堅・若手研究者が発表者、オーガナイザー、会議運営支援者等として貴重な経験を積むことができた。 平成21年度の新たな博士号取得者は3名で、研究職員中の博士号取得者の割合は81.0%となった。 <p>など</p>	<p>ど、農作物や土壌に対する環境影響評価・予測研究の中核となる拠点を整備したことは評価できる。人材育成に関しては、MARCOシンポジウムを開催し、多くの中堅・若手人材に国際会議の経験を積ませるとともに、研究者の自発的なキャリアアップの促進を図り、若手研究者が著名な表彰を受けたことは評価できる。こうした人材育成の取組の成果を検証し、次期に向け引き続き、的確な人材育成を推進することを期待する。</p>
農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> カドミウム高吸収イネを「早期落水法」で2~3作栽培することにより、土壌のカドミウム濃度を20~40%低減することに成功した。その後栽培した食用イネの玄米中のカドミウム濃度は、未処理の隣接圃場に比べて40~50%低減した。 イネ地上部のうち、最初にもみだけを収穫し、その後天日乾燥した稲わらをロール状にまらめて収穫する「もみ・わら分別収穫法・現地乾燥法」によるカドミウム吸収イネの低コスト処理方法を開発した。 地上部のカドミウム濃度が異なる稲品種間およびナス属植物について、その集積の違いを決定する生理的要因を解析し、導管のカドミウムを輸送する能力に差があることを発見した。 玄米のカドミウム集積に関わる量的形質遺伝子座(QTL)を、新たに第7染色体の短腕側に同定した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有機化学物質のリスク評価及びリスク低減技術の開発については、計画を上回るレベルで研究が進捗している。特に、重金属汚染リスクの評価手法及び対策技術の開発については、カドミウム汚染土壌のファイトレメディエーション技術を品種選択から収穫物の処理法まで体系化し、客土等に比べ安価で広範囲に適用できる技術としてとりまとめたことは、高く評価できる。ファイトレメディエーションは世界各国で様々な手法が研究されているが、本技術は全国規模での現地実証に移行するなど、その中で最も実用化に近い技術として、農林水産研究10大トピックスにも選定されている。今後は、国の行うカドミウム汚染対策において、これらの成果が活用されることが期待される。作物のカドミウム吸収機構の解明及びカドミウムとの関連を踏まえたヒ素のリスク研究も進捗している。デイルドリン分解菌、微粉末活性炭タブレットなど応用が期待される成果とともに、農薬の水生生物に対する新たなリスク評価手法を確立するなどレギュラトリーサイエンスに貢献する成果も得られている。
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国（農林水産省、環境省等）、地方公共団体、他の独立行政法人、各種団体等から委嘱を受け委員会等に専門家の派遣を行った。委員会等への参加件数（委員会数）は136件となり中期計画の目標値の1/5（100件）を達成した。 土壌の重要性や土壌炭素蓄積など農耕地が関係する地球温暖化対策に関する議論に関連し、本研究所は国会側からの要請に基づき、土壌モニタリングの貸し出し、国会議員の視察受け入れ等を行った。 国際機関等への協力として、経済協力開発機構（OECD）農業委員会、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等に延べ11人の研究職員の派遣等を実施した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 昆虫及び植物の分析・鑑定依頼や地球温暖化緩和策などに関する技術相談には適宜対応している。土壌調査法研修会、数理統計研修などを開催し、都道府県の農業研究者等の資質向上に寄与していることは評価できる。行政が行う委員会への専門家の派遣については、従来の取組に加え、国会からの要請に基づき、衆議院環境委員会への資料提供を行っている。また、農環研の研究者が参加した農水省の委員会での検討結果は、農林水産省地球温暖化対策本部の「農林水産分野における温室効果ガス排出削減・吸収効果等についての試算」等に反映されており、農環研の研究成果を政策や事業につなげる取組として評価できる。国際機関への専門家派遣も着実に実施されている
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費補助金による微生物生態実験棟の暖房設備の改修にあたっては、熱源の効率的な利用を図るため新たにガス炊きボイラの導入を実施し、エネルギー利用の効率化とCO2排出削減に向けた改修を実施した。 4月から安全管理専門役を専任とし、引き続き、化学物質の管理強化の取組を進めた。本研究所内の薬品管理をオンラインで一元的に把握できる薬品管理システムを導入した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷軽減に取り組み、電力使用量を3.8%、CO2排出量を6.0%削減していることは評価できる。化学薬品については、薬品管理のオンラインシステムが導入されたこと、使用予定のない薬品の廃棄を進めたことは評価できる。引き続き、安全管理を強化するため、業務体制の整備を進めることを期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

- 本法人の契約に係る規程類に関する評価結果については、「総合評価方式」を導入したことについて記載はあるものの、「総合評価方式を実施する場合の要領・マニュアルが整備されたか」について明らかにされておらず、その適切性についても評価結果において明らかにされていない状況が見られた。

今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:飯山 賢治)
目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。2 1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h21/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	B	B	A	B	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)管理事務業務の効率化	A	A					
(6)職員の資質向上	A	A					
(7)海外滞在職員等の安全と健康の確保	A	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×2	A×2	A	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	B	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	S	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	A	—	—	—	—	—	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	—	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	—	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護			A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進			A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 20年度に実施した中間評価・見直しの結果を受け、21年度はアフリカ食料問題と地球温暖化問題へ対応して内容や規模を拡充した重点化プロジェクト「アフリカ向けイネ品種の評価と改良」と「気候変動が農業生産と農産物市場に及ぼす影響の評価」、次期中期計画における本格実施を見据えた事前調査(フィージビリティスタディー)を行う新規プロジェクト「アフリカ低湿地における低投入稲作技術の開発」、「アフリカにおけるヤムの生産性およ 	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果に基づき、アフリカ食糧問題や地球温暖化問題に対応した重点化プロジェクト等を開始するとともに、評価結果に基づく次年度研究計画の見直しを予算査定に先行させ、評価結果を予算配分に反映させやすくしたことは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

		び利用の向上のための技術開発研究」及び「中国の条件不利地域における低投入環境調和型経営システムの構築」を予定通りに開始した。 など	
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長インセンティブ経費(平成21年度4,000万円)については、研究を加速させるために、パワーアップ経費を設定し、所内から11 課題の応募があり、7 課題を採択した。これにより、現行プロジェクトの推進課題について、病原菌判別システム、エビ養殖技術、有用酵母等の開発、リン酸欠乏耐性を示す陸稲ネリカの探索が行われた。 熱帯・島嶼研究拠点のオープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」の平成21 年度使用実績は、5機関で、内訳は前年度からの継続利用機関3 機関(大学2、他独法1)、平成21 年度新規利用2機関(大学2)となっている。また、平成20 年度をもって利用終了した2 機関(大学2)より、本施設利用で得られたデータをもとに、日本熱帯農業学会、日本土壌肥料学会にそれぞれ発表すると報告された。 など	<ul style="list-style-type: none"> 研究の企画・立案に必要な情報収集・分析や研究の加速のため、理事長インセンティブ経費を重点配分していることは評価できる。 研究施設については、老朽施設の計画的改修を行うとともに、オープンラボや高額機器の共同利用にも引き続き取り組んでおり評価できる。 など
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 学術雑誌、機関誌等に160報の査読論文(うち、(独)緑資源機構から承継した業務関係の論文を除き158 報)を発表し、中期計画上の数値目標(112 報/年度)を達成した。 学会・シンポジウム等の口頭発表は279件であった(うち、(独)緑資源機構から承継した業務関係の口頭発表を除き275 件)。 平成21 年度はJIRCAS 全体では、22件のプレスリリースを行い、プレスリリース後の新聞等での報道件数は、25 件であった。 など	<ul style="list-style-type: none"> 普及に移しうる成果、査読論文、特許出願は順調に進んでおり、プレスリリースについても改善がみられた。 など
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年7月31日に出張先のガーナ国において特別調査員が急逝されるという事態が発生した。これに対し、アフリカ連絡拠点(地域コーディネーター)、農村開発調査領域、企画調整部及び総務部を中心に迅速な対応を行い、早期にご遺体を帰国させることが出来た。当該調査員は、直前の検診において異常は認められず派遣されたものであるが、JIRCASとしてはこのことを重く受け止め、今後も十分な健康管理対策など一層の安全対策に取り組んでいく。 など	<ul style="list-style-type: none"> 海外滞在職員等の安全対策としては、「JIRCAS危険レベル別対応策」に基づき、出張制限などの措置を講ずる体制が整備されており、新型インフルエンザの発生に際しても、適切な対応を実施していることは評価できるが、21年7月にはガーナで特別調査員が急病により死亡した。このことを重く受け止め、海外における十分な健康管理対策など一層の安全対策に取り組むことを期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 評価結果では、研究施設・設備の共同利用については、熱帯・島嶼(しよ)研究拠点のオープンラボ施設「島嶼(しよ)環境技術開発棟」の平成21年度使用実績は、5機関であることもあって、オープンラボの共同利用に引き続き取り組んでおり評価できるとしている。
しかしながら、オープンラボ施設の利用日数実績は、19年度は1,981日であったが、それ以降は利用日数が年々減少しており21年度は406日であったことから、今後の評価に当たっては、利用機関数だけで評価を行うのではなく、利用日数についても評価を行った上で、積極的に利用促進を図ることを促す評価を行うべきである。
- 本法人の契約に係る規程類に関する評価結果については、「総合評価方式」を導入したことについて記載はあるものの、「総合評価方式を実施する場合の要領・マニュアルが整備されたか」について明らかにされておらず、その適切性についても評価結果において明らかにされていない状況が見られた。
今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人森林総合研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鈴木 和夫)
目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3の業務に付帯する業務を行うこと。5 旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	林野分科会(分科会長:太田 猛彦)
ホームページ	法人: http://www.ffpri.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)森林総合研究所と(独)林木育種センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。また、(独)森林総合研究所は平成20年4月に(独)緑資源機構の業務の一部を承継したが、紙面の都合上、承継前の(独)緑資源機構の評価項目は記載していない。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化	A	A	A	
(1)経費の抑制	a	a	a	
(2)効率的・効果的な評価の実施及び活用	a	a	a	
(3)資源の効率的利用及び充実・高度化	a	a	a	
(4)管理業務の効率化	a	a	a	
(5)産学官連携・協力の促進・強化	b	a	a	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	s×1 a×12 b×1	s×1 a×12 b×1	a×13 b×1	
(2)林木育種事業の推進	s×1 a×4	a×5	a×5	
(3)水源林造成事業等の推進	/	s×1 a×13	a×14	
(4)行政機関等との連携	a	a	a	
(5)成果の公表及び普及の促進	a	a	a	
(6)専門分野を活かしたその他の社会貢献	a	a	a	
3.財務内容の改善	A	A	A	
(1)経費節減に係る取り組み	a	a	a	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取り組み	a	a	a	
(3)法人運営における資金の配分状況	a	a	b	
(4)長期借入金等の着実な償還	/	a	a	
(5)業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守	/	a	a	
4.短期借入金の限度額	-	A	-	
5.重要な財産の譲渡に関する計画	/	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定められている業務運営に関する事項等	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	a	a	a	
(2)人事に関する計画	a	a	a	
(3)環境対策・安全管理の推進	a	a	a	
(4)情報の公開と保護	a	a	a	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の評定)

- ・51評価単位の大半については、中期計画に対して順調に進捗、もしくは取組は十分である。一方、課題全体としてコーディネートのより一層の強化が望まれると判断した1評価項目及び財務内容の改善に関するもののうち取組の強化が求められると判断した1評価項目については、中期計画に対して進捗がやや遅れている、もしくは取組がやや不十分であったとした。
- ・大項目に関しては、いずれも「A」と評定した。
- ・総合評価については、上記の評定結果をもとに、評価基準の定める方法により「A」と評定した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の抑制	1 (1)	<p><試験・研究及び林木育種事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の用途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を引き続き強化。主な削減は自動車3台減、北海道地区及び東北地区の暖房用燃料の共同調達、コピー用紙の本所・育種センター共同調達の実施等により、18年度一般管理費比7%相当額85,367千円を含め、運営費交付金全体で190,161千円を削減。また、21年度の業務経費は前年度に比し2.6%減、一般管理費は前年度に比し4.5%の減となった。 <p><水源林造成事業等></p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地部門の出先事務所の一部解約による事務所借料の削減に加え、法人内に支出総点検プロジェクトチームを設置し室内の温度設定の適切な管理・昼休みの消灯等による電気料の削減、複写機の契約単価見直しによる経費の削減、イントラネット活用による郵送費等の削減を図り一般管理費全体で40.6%を削減。 退職者の不補充に加え職員の他法人への移籍等に取り組み、平成21年度期末の職員数(517名)は平成19年度末と比べて150名の減。 事業費については、「森林総合研究所コスト構造改善プログラム」に基づくコスト縮減に努め、効率的に実施したものの厳しい経済情勢に対応した国の方針に従い経済対策や雇用対策として可能な限り事業の進捗を図った結果、次年度への繰越額が結果的に前年度よりも減少したことから、平成19年度に対し1.1%の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 着実に経費等を削減しており、目標を上回る成果が上がっていることは評価できる。 引き続き地道な努力を継続されたい。(a)。
森林への温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> アジアフラックス活動について、国内各地のタワーフラックス観測の精度検証、英語観測マニュアルと観測データのWeb公開を進めた。また、政府による京都議定書報告に必要な全国森林の評価手法を開発するため、土壌炭素蓄積量調査マニュアルを作成し全国の林地の土壌、リター、林床枯死木の調査を進め平成20年度までの調査データをデータベース化した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会的に大変重要な研究であり、多くの外部資金を獲得して着実に成果を上げていることは評価でき、個々の研究は十分な成果をあげていると認められるが、成果が行政的・社会的要求に十分に答え、全体として年度計画を大幅に上回り顕著な成果を上げているといえない。成果の社会還元に一層取り組んでほしい。
材木の新品種の開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止に資する品種として、幹重量(二酸化炭素吸収・固定能力)の大きいスギ24品種及びトドマツ11品種、国土保全・水源涵かん養及び自然環境保全の機能向上に資する品種として、アカマツ及びクロマツのマツノザイセンチュウ抵抗性品種34品種、雪害抵抗性品種1品種、林産物供給機能の向上に資する品種として、成長の優れたアカエゾマツ6品種、計76品種を開発した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 着実に実施されている。今後とも精力的に新品種の開発に取り組まされたい。
特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中に完了させる6区域のうち、3区域を完了した。また、残り3区域について、中期目標期間中に完了させる3区域を含め計画的に事業管理を行い、着実に進捗を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域に対する工事状況の説明に当たっては、当年度の計画はもとより翌年度以降の計画についても適切に説明を行い、地域の理解を深めつつ事業を推進すること。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 借り上げしている岩泉葱畑67(岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字葱畑67-1)宿舎については、借り上げ戸数11戸のうち、入居戸数は5戸(平成21年6月1日現在)であり、入居戸数が過半数を下回っている。このため、今後の評価に当たっては、入居見込みや借り上げ戸数の減の可能性等を把握したうえで経費の効率化を促す評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人水産総合研究センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中前 明)
目的	1 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。2 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。4 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。5 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと。(6に掲げるものを除く)6 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。7 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。8 1～7の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: http://www.fra.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価(A:計画に対して業務が順調に進捗している。B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。)2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。3. 法人は平成18年4月に(独)水産総合研究センターと(独)さけ・ます資源管理センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	
(1)効率的・効果的な評価システムの確立と反映	A	A	A	A	
(2)資金等の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	
(3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	
(5)国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	
(1)効率的、効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	A	A	A	A	
(2)研究開発等の重点的推進	A	A	A	A	
(3)行政との連携	A	A	A	A	
(4)成果の公表、普及・利活用の促進	A	A	A	A	
(5)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	
3.予算収支計画及び資金計画	A	A	A	A	
(1)予算及び収支計画等	A	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	-	-	-	-	
(3)重要な財産の譲渡等	-	A	-	-	
(4)剰余金の使途	-	-	-	-	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備に関する計画	A	A	A	A	
(2)(職員の)人事に関する計画	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	-	-	-	-	
(4)情報の公開と保護	A	A	A	A	
(5)環境・安全管理の推進	A	A	S	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発支援部門の効率化及び充実高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務業務の効率化、高度化 ネットワーク回線の改善により新たに8事業所で、Web化された会計システムの利用が可能となった。 アウトソーシングの促進 微生物等の同定・査定の業務等について、コスト比較を勘案しつつアウトソーシングを行った。 調査船の効率的運用 資源調査等の実施のため、水産庁漁業調査 	<ul style="list-style-type: none"> Web化された会計システムの利用できる事業所が8事業所ふえた点など業務が進捗している。 会計システムの改善、アウトソーシングの促進、調査船の効率的運用等、「研究開発支援部門の効率化及び充実・強化」に関しては計画通り進捗している。 <p style="text-align: right;">など</p>

		船と連携した調査テーマを協議し、調査船調査計画を作成するなど、連携を図った。 など	
水産物の安定供給確保のための研究開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 21年度は種苗生産過程における初期減耗を防除するための無換水飼育法が開発されつつあり、異体類やハタ類などで実証規模での有効性が示された。カンパチ養殖用種苗の国産化を目指し、親魚飼育環境条件の制御で12月の早期採卵が安定するようになるとともに、中国産天然種苗に比べ低コストでの生産が可能となった。 種苗生産が困難な魚介類の安定的な種苗生産技術及び遺伝子情報に基づく育種技術など新たな増養殖技術開発に取り組んでいる。21年度はウナギでは100日齢までの生残率を第1期の10倍程度の上昇を今期の目標とし、飼餌料、飼育方法の改良・改善によって生残率が向上し、今期中の目標値達成の見通しを得た。また、前年度に引き続きマリアナ諸島西方海域で天然ウナギ調査を実施し、抱卵親魚の捕獲など画期的な成果を得た。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産資源の持続的利用について、おおむね計画に沿った研究成果が挙げられている。なかでも、ウナギ、カンパチの種苗生産技術の向上、海産魚仔魚の無換水飼育への取組など、種苗生産における研究の進展には著しいものがある。成果の公表も活発で、現場へのフィードバックも盛んに行われていて、全体的に高く評価できる。 増養殖の成果は確実に得られており、無換水飼育法や餌成分など、増養殖の新しい展開に向けた取り組みは、省力・省コストかつ低環境負荷の増養殖の技術開発への取り組みであり、高く評価できる。これらは長期にわたる検討が必要であり、継続した技術試験を行うことが望まれる。 <p>など</p>
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国際共同研究等を20件、国際ワークショップ・シンポジウムを11件実施した。また、各種国際研究集会や天然資源の開発利用に関する日米会議(UJNR)等に職員を派遣し、国際交流、人材育成を図った。 地方公共団体、民間等との連携を強化するため、北海道、東北等8つの地域ブロック及び2つの共通分野の研究開発推進会議と6つの専門特別部会(水産工学、養殖等)を開催し、農林水産省の事業等への共同提案課題の検討を行った。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講習、研修会の実施と講師派遣は数多くなされており、各種研修生の受け入れも積極的である。特筆すべきは、積極的に多数のインターン実習生等や外国人研究生の受入等を行っており、若い世代への水産業への理解を高める上で重要なことである。進捗状況は高く評価される。 大型プロジェクトの推進、大規模データベース構築と公開、他機関や民間等との連携体制の作出でイニシアティブを取り、順調に進捗している。いずれの要素も今後の水産学・水産業の中心となる上で重要な展開であり、さらなる発展を期待する。 <p>など</p>
環境・安全管理推進	4(5)	<ul style="list-style-type: none"> 苦情相談窓口は各水産研究所等に設置しているが、職員の一層の利便性を考慮して、新たに「セクシュアル・ハラスメント」の相談窓口を外部に設置した。 災害時の迅速な連絡体制の強化を促進するため、災害時の職員安否確認システムの本格運用を開始した。平成21年8月11日に発生した静岡沖地震(最大震度6弱)において、システムが正常に稼働し、該当職員の安否を確認することが出来た。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに「セクシュアル・ハラスメント」の相談窓口を外部に設置したこと、働く人の代表で生委員会を設置していることなどを評価する。 環境・安全管理の推進は、環境報告書2009の公開、職場の安全衛生の点検・確保、外部の「セクシュアル・ハラスメント」相談窓口の設置、職員安否確認システムの本格運用など、評価できる。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:木下 寛之)
目的	主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生産者の経営安定を図るため、 (1)肉用子牛の販売価格の低落時における肉用子牛生産者への補給金の交付 (2)肥育牛生産者及び養豚農家への補てん金の交付 (3)飲用牛乳に比べて価格が安いバター・脱脂粉乳向けの加工原料乳の生産者への補給交付金の交付 (4)主要野菜の著しい低落時の野菜生産者への補給金の交付 (5)さとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産者等への交付金の交付等を実施。 2 農畜産物の需給調整・価格安定を図るため、 (1)畜産物にあつては、①国家貿易機関として、指定乳製品等(バター、脱脂粉乳等)の輸入及び売渡し、②豚肉及び牛肉の価格低落時における買入れ、価格高騰時における売渡し等を実施。 (2)野菜にあつては、野菜の需給調整・価格安定を図るため、野菜の価格高騰時における出荷の前倒しや、価格低落時における市場隔離等の需給調整等を実施。 (3)砂糖・でん粉にあつては、内外価格差を調整するため、輸入糖や輸入コーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収し、さとうきび生産者、でん粉原料用かんしょ生産者及び製造事業者に対し交付金を交付。 3 畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農産物需給等に関する情報の収集・整理・提供を実施。 4 BSEや鳥インフルエンザの発生、配合飼料価格の高騰、燃油価格の高騰等に対応した緊急対策等の実施。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.alic.go.jp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h21/index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 小項目を a、b、c の3段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の削減(抑制)	A	A	A	A	A	A	
(3)業務執行の改善	A	A	A	A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A	A	A	A	
(5)補助事業の効率化等	A	A	A	A	A	A	
(6)業務運営能力等の向上	A	A	A	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)畜産関係業務	A	A	A	A	A	A	
(2)野菜関係業務	A	A	A	A	A	A	
(3)砂糖関係業務	A	A	A	A	A	A	
(4)でん粉関係業務			A	A	A	A	
(5)情報収集提供業務	A	A	A	A	A	A	
(6)蚕糸関係業務	A	A	A	A			
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費及び一般管理費節減に係る取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2)資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
(3)「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用					A	A	
(4)余裕金の効率的な運用状況	A	A	A	A			
4.短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(1)運営費交付金	—	—	—	—	—	—	
(2)国産糖価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(3)でん粉価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(4)生糸売買事業	A	A	A	A			
5.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
6.重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)長期的な借入れを行う場合の留意事項					—	—	
(3)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	

(4)前期中期目標期間繰越積立金の処分					A	A	
---------------------	--	--	--	--	---	---	--

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中項目の積み上げ結果(3段階評価)を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等を勘案して評価を行った結果、大項目の評価は、7項目中5項目が中期計画の達成に向けて順調に行われている(A)。なお、他の2項目については、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費を除く。)については、OA環境の整備等の事務効率化を図るための事務室の改修等を3年計画で実施したことから、平成 21 年度実績は、昨年度比 115%(73 百万円増)となったが、随意契約の見直しや定期的な日常業務の点検、福利厚生の見直し等により、経費削減に努めた結果、平成 19 年度比で 26%の削減。 人件費については、給与水準及び管理職手当の引下げ、地域手当の不採用等を着実に実施するとともに、ポストオフ、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制等を導入。その結果、平成 21 年度実績は、17 年度比で 12%削減。 	<p>a(達成度合は 90%以上であった)</p> <p>a(達成度合は 100%以上であった)</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 ホームページの活用等	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の関心の高い情報を積極的に提供するため、ホームページの掲載情報について、毎月 2回以上の更新。平成 21 年度のホームページへのアクセス件数は年度計画の目標値(543 万件)に対し、637 万件(目標達成度 117.3%)であった。 	a(達成度合は 100%以上であった)
其他省令で定める業務運営に関する事項			
職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の超過勤務時間を集計、増加した場合はその原因を分析し、超過勤務の縮減を図るとともに、適時適切に人事異動を行い、職員の適正な配置に取り組んだ。また、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、年間で 17 名の勘定間異動を実施した。 前期中期目標期間の期末(平成 19 年度)の常勤職員数 217 名に対して、21 年度末の常勤職員数は 215 名。 人件費総額は、計画の 2,144 百万円を下回る 1,895 百万円。 	<p>a(方針通り順調に実施された)</p> <p>a(計画どおり順調に実施された)</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 評価結果では、畜産業振興事業により造成した基金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)等に準じて定めた基準に基づき、平成 21 年度当初に基金を保有している 41 基金について、事業実施期間中の所要額を上回る部分の返還を求める見直しを実施した」として a 評定(取り組みは十分であった)としているが、見直しにおける基金の保有割合の算定方法が適切なものであったかについての検証が行われていない。本法人の保有基金の適切性については、行政刷新会議による事業仕分け(第 1 弾)において指摘されており、また、会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書「牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関する会計検査の結果について」(平成 22 年 8 月 25 日会計検査院から国会へ報告。以下「会計検査院報告」という。)においても保有割合の算出が必ずしも合理的でない基金の存在が指摘されているところである。今後の評価に当たっては、個々の基金の保有割合の算出の合理性について真に合理的な計算方式となっているかについて、貴委員会としても会計検査院報告における算定方法も踏まえて検証を行い、合理性に欠ける算出については改めて算出した上で、本法人が事業実施期間中の所要額を上回る部分の返還を求めることを促す評価を行うべきである。
- 事業説明会、巡回指導等の補助事業業務については、事業執行を円滑、かつ適切に執行するために開催するという目的に照らして、その実施によりどのような成果を挙げたかを評価の対象とすべきである。しかしながら、評価結果においては、事業説明会を実施した回数をもって評価を行っており、どのような成果を挙げたかについては評価を行っていない。今後の評価に当たっては、当該説明会の結果、どのような成果を挙げたかについて業務実績報告書で明らかにするよう促すとともに、成果の面にも留意した評価を行うべきである。
- 評価結果では、畜産経営維持緊急支援資金通事業及び畜産自給力緊急支援事業については、事業実施要綱の制定を迅速に実施したことをもって a 評定(取り組みは十分であった)としている。しかしながら、事業実施要綱の制定は本法人内部の手続の整備であって、本事業の受益者である畜産農家及び畜産関係者に対して、具体的にどのような影響緩和対策等を行ったのかについて評価が行われていない。今後の評価に当たっては、畜産をめぐる情勢の変化に即応して実施する緊急対策の趣旨を踏まえて、事業を実施した成果について適切に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払業務については、輸入糖にかかる調整資金を主な財源として、さとうきび生産者等に交付金を支払っているが、平成 20 年度は約 135.3 億円、21 年度は約 144.7 億円の欠損金が生

じ、21年度末における累積欠損金は約706.8億円となっている。しかしながら、評価結果においては、「繰越欠損金が発生しているが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力している。」として、a評定(借りに至った理由等は適切であった)としているが、欠損金解消に向けた原因や問題点分析についての評価が行われていない。今後の評価に当たっては、貴委員会において、毎年度生じている欠損金の原因や問題点について分析した上で、当該事業の抜本的な見直しの必要性を含めて、欠損が発生しない適切な事業実施を促す評価を行うべきである。

- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果については、「契約事務の一連のプロセスの考え方に留意した検証」が、評価結果において言及されていない状況が見られた。今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人農業者年金基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:伊藤 健一)
目的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理。 2 旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給者の管理。 3 農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。 4 割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.nounen.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には実績及び達成度等を総合的に勘案しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営経費の抑制	A	A	A	A	B	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の合理化	A	A	A	A	A	A	
(4)委託業務の効率的・効果的实施	/	/	/	/	A	A	
(5)業務運営能力の向上等	A	A	A	A	A	A	
(6)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)農業者年金事業	A	A	A	A	A	A	
(2)年金資産の運用	A	A	A	A	A	A	
(3)制度の普及推進等	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
長期借入金	/	/	A	A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
5.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
剰余金の使途	-	-	-	-	/	/	
6.重要な財産の譲渡・担保の計画	/	/	/	/	A	A	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分	-	-	-	-	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の中項目すべてについてA評価となった。これらを踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 給付関係にかかる旧制度の裁定請求書について、請求者本人の生年月日訂正を確認するための書類として住民票又は戸籍抄本(謄本)の添付を行ってきたが、平成22年1月1日農協受付分より請求日時点で効力を有する公的機関が発行した証明書(運転免許証、パスポート)の写しでも確認可能とし、農業者年金加入者の利便性の向上と負担軽減を図った。 電子情報提供システムにおいて、被保険者・受給権者検索機能を強化し、待機者・被保険者の抽出機能の追加及び各サブシステム間のリンク機能の改善の実施など、事務処理の迅速化、効率化、受給権者へのサービス向上のための電算システムの改善・整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 電子情報提供システムのアクセス件数は前年度を上回っている。また、電算システムについては、制度改正に伴う所要の改善、事務処理の迅速化・効率化、受給者等へのサービス向上に資する改善が行われるなど計画どおり順調に実施されている。

委託業務の効率的・効果的实施	1(4)	<p style="text-align: center;">など</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に業務委託手数料を支出した農業委員会及び農業協同組合から業務実績報告書を提出させ、委託業務の実施状況の把握・検証を行った。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務については、業務委託機関から業務実績報告書の提出を受け、委託業務の実施状況について検証が行われている。また、業務委託費については年度計画に設定した目標額を上回る削減が実施されている。今後とも、実施状況の把握を行うなどにより委託業務の効率的・効果的な実施に努めるとともに、業務委託費の計画的な削減に努められたい。 								
評価・点検の実施	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 9月に農業者年金事業の実施状況、平成21年度計画、平成21年度農業者年金の加入推進、年金資産の運用状況を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、農業者年金の加入推進、年金資産の運用状況、独立行政法人農業者年金基金平成22年度計画を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ① 電子情報提供システムにおいて、被保険者、受給者検索機能を強化等サービス向上のための開発。 ② 農業者年金業務担当者会議等で電子情報提供システムの利用方法等の説明会実施 ③ 電子情報提供システムの利用促進用パンフレット作成 ④ 平成21年度加入推進特別対策の実施加入推進部長及び女性農業委員等を対象とした特別研修会を全国30会場で開催 	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び業務受託機関担当者等に対する研修については、計画通り実施され、効果測定も行われており順調に実施されている。今後とも、効果測定の結果を活用するなどの工夫をすることにより、職員及び業務受託機関担当者等の業務運営能力の向上に努められたい。 なお、特別研修会の開催については、女性の新規加入者の割合が前年度実績に満たなかったため「b」評価としている。特別研修では、参加者のその後の活動状況を把握する取組が実施されることとなっているが、女性の新規加入が進まない要因を分析のうえ、女性の加入推進に役立つ研修を行われたい。 								
年金資産の運用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用。 <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用。 ② 受給権者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用。 ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金資産の運用については法令等を遵守した運用が行われ、また、資金運用委員会を開催し運用結果の評価・分析も適切に行われている。また、運用収入等について、各加入者に対し通知を行う等適切に情報提供が行われている。 								
制度の普及推進等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初の担当者会議において、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針(戦略プラン)を業務受託機関等に示すとともに、基金と受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組んだ。 <p>年度別新規加入者数</p> <table border="1" data-bbox="454 1624 949 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>3,707人</td> <td>3,908人</td> <td>105.4%</td> </tr> </tbody> </table>		20年度	21年度	対前年度比	新規加入者数	3,707人	3,908人	105.4%	<ul style="list-style-type: none"> 新規加入者については、平成21年度の加入目標を達成するため、「平成21年度加入推進特別対策」等を実施したが、目標を達成できていないことから、「b」評価とした。 新規加入については、平成19年度以降連続して「b」評価となっている。平成22年度は、平成19年度から平成21年度までの各年度における新規加入者数の平均値の概ね5割増しとする計画としているが、加入推進取組方針(戦略プラン)に基づき基金と業務受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組む、平成22年度においては、計画を確実に達成されたい。
	20年度	21年度	対前年度比								
新規加入者数	3,707人	3,908人	105.4%								

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価 (必要に応じて、A評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、S評価に、C評価とした場合には、要因を分析し、D評価とすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	B	
(2)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)人件費の抑制					A	A	
(5)内部監査の充実	A	A	A	A	A	A	
(6)内部統制機能の強化					A	A	
(7)評価・分析の実施	A	A	A	A	A	A	
(8)情報処理システムの整備(効率的・段階的な開発・運用)	A	A	A	A	A	A	
(9)調達方式の適正化					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の提供・開示	A	A	A	A	A	A	
(3)意見の収集					A	A	
(4)保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	A	A	A			
3.財務内容の改善に関する事項					A	A	
(1)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定					A	A	
(2)引受審査の厳格化等					A	A	
(3)モラルハザード対策					A	A	
(4)求償権の管理・回収の強化等					A	B	
(5)代位弁済率・事故率の低減					A	A	
(6)基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収					A	A	
(7)資産の有効活用					A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	B	B	B	
(1)経費節減(業務経費一般管理費)	A	A	A	A	B	B	
(2)法人運営における資金の配分状況	-	-	-	A	-	-	
(3)業務収支の均衡	A	A	A	B			
(4)責任準備金の適切な計上	A	A	A	A			
5.長期借入金の条件	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額	-	-	-	A	A	-	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人員に関する指標	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の確保及び養成	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項					A	A	
9.重要財産の譲渡等	-	-	-	A			
10.施設及び設備に関する計画	-	-	-	A			

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 法人の中期計画項目について、法人からの自己評価をもとに、評価基準に基づき評価を行った。その結果、3つの大(中)項目及び6つの小項目にB評価はあったものの、総合評価は指数化した評価の基準に従い、総合評価はA評価とした。今後とも役職員が一体となった取組を通じ、農林漁業者の信用力補完という当該法人の重要な役割が十全に発揮されることを期待するとともに、B評価となった項目については改善努力を期待する。
なお、本年度においてS評価、D評価とした項目はなかった。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																
事業費の(削減・)効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)の削減度合(19年度予算対比) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>単位:百万円</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度 予算(A)</th> <th>平成21年度 決算(B)</th> <th>増減率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td>13,727</td> <td>10,431</td> <td>△ 24.0%</td> </tr> <tr> <td>うち保険金(農業)</td> <td>9,328</td> <td>6,114</td> <td>△ 34.5%</td> </tr> <tr> <td>(漁業)</td> <td>2,663</td> <td>2,568</td> <td>△ 3.6%</td> </tr> <tr> <td>代位弁済費</td> <td>1,540</td> <td>1,681</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>回収奨励金</td> <td>28</td> <td>25</td> <td>△ 12.9%</td> </tr> <tr> <td>求償権管理回収助成</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>求償権回収事業委託費</td> <td>140</td> <td>16</td> <td>△ 88.4%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権管理回収事業委託費)については、104億31百万円の支出であり、19年度予算対比で24.0%の減少となった。 		平成19年度 予算(A)	平成21年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A	事業費総額	13,727	10,431	△ 24.0%	うち保険金(農業)	9,328	6,114	△ 34.5%	(漁業)	2,663	2,568	△ 3.6%	代位弁済費	1,540	1,681	9.1%	回収奨励金	28	25	△ 12.9%	求償権管理回収助成	28	28	0.0%	求償権回収事業委託費	140	16	△ 88.4%	<ul style="list-style-type: none"> 事業の効率化については、全勘定を合算した事業費総額でみれば引受審査の厳格化や部分保証の実施等事業費の削減に向けた十分な取り組みが行われ24.0%減少していることからA評価とした。 また、農林漁業の低利預託原資貸付業務については、平成22年4月の事業仕分け第2弾の評価結果を踏まえ、それぞれB評価としたことから、事業の効率化の全体ではB評価とした。
	平成19年度 予算(A)	平成21年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A																																
事業費総額	13,727	10,431	△ 24.0%																																
うち保険金(農業)	9,328	6,114	△ 34.5%																																
(漁業)	2,663	2,568	△ 3.6%																																
代位弁済費	1,540	1,681	9.1%																																
回収奨励金	28	25	△ 12.9%																																
求償権管理回収助成	28	28	0.0%																																
求償権回収事業委託費	140	16	△ 88.4%																																
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。(処理状況(標準処理期間内の処理割合)) <p>農業</p> <p>保険通知の処理・保険料徴収: 99%</p> <p>保険金支払審査 : 98% など</p> <p>林業</p> <p>保証審査 : 90%</p> <p>代位弁済 : 95% など</p> <p>漁業</p> <p>保険通知の処理・保険料徴収: 100%</p> <p>保険金支払審査 : 99% など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目標値(8割)の100%以上であった(A) 																																
経費節減	4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、104億31百万円の支出であり、19年度予算対比で24.0%の減少となった。一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、4億69百万円の支出であり、19年度予算比で33.3%の削減となった。 当期損益は、法人全体で24億44百万円の当期総利益を計上した。将来の保険金支払い等に備える利益剰余金は87億47百万円となった。 林業信用保証業務に要する経費に充てるための政府事業交付金の受け入れが増加したこと等により、当期純損失は5億76百万円となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みはやや不十分であった(B)。 																																

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

⑧ 經 濟 產 業 省

法人名	独立行政法人経済産業研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:及川 耕造)
目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。4 1～3の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	経済産業研究所分科会(分科会長:小野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A ⁺	B	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 業務実績等を勘案し各項目に+または-を付することができる。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A ⁻	A	B	B	B	B	
2 サービスの質の向上	A ⁺	A ⁺	A	-	-	-	
(1)調査及び研究業務	/	/	/	A	A	A	
(2)政策提言・普及業務等	/	/	/	A	A	A	
3 財務内容	A ⁻	A ⁻	C	B	B	B	
4 短期借入金の限度額	-	/	/	/	/	/	
5 剰余金の使途	-	/	/	/	/	/	
6 その他業務運営に関する事項	A ⁻	A ⁻	/	/	/	/	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 契約監視委員会における随意契約事由の妥当性等の検証や「随意契約見直し計画」の改訂に向けた検討を実施し、入札・契約の適正化を進めたほか、人件費総額について基準年度(平成17年度)比で約17%削減し削減目標を達成。内部統制について、定期的に理事長と職員とが直接意見交換する場を設けて経営トップの考え方を職員に感得してもらい、またトップが現場の思いに耳を傾けており、その取り組みは評価できる。 調査及び研究業務に係る各種項目について、平成21年度の数値目標を達成している。特に内部レビューを経て公表された研究論文及び国際シンポジウム、学会等で発表された論文数は過去最高であり、高く評価できる。労働市場改革についての提言やIT投資の生産性向上効果に関する研究成果が経済産業省の産業構造ビジョンの策定に反映され、また中小企業白書や通商白書にもRIETIの研究成果が多数引用されている点は、研究成果が政策立案に著実に貢献していることであり、評価できる。 出版刊行数、シンポジウム・BBLの開催数等アウトプット指数は目標値を上回っている。ホームページのヒット総数が過去最高件数を記録し、特に英語サイトのヒット件数が大幅に伸びて過去最高となっている。国際的な課題について海外の研究機関との連携を進めており、特に中国国务院発展研究中心(DRG)との共同研究は海外への発信の観点から意義がある。JIPデータベースについてOECDの正規統計として採用される等の活用が進むとともに、データベースのシステム化(データ更新の自動化)の促進を図っている。 効率的な予算執行による業務運営を行うことができており、欠損金が発生することもなく健全な予算管理が行われている。競争的資金等の獲得について当初目標以上の成果を上げており、これは組織として収益に対する意識が向上し、組織としての合理化・改善意欲が向上したと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置。平成22年2月1日に第1回会合、平成22年5月12日に第2回会合を開催し、随意契約事由の妥当性等の検証を実施。 随意契約比率は件数ベースで9.1%(目標7.1%、前年度比▲3.6%)、金額ベースで24.3%(目標18.9%、前年度比▲4.0%)。 人件費総額を基準年度比で約17%削減。 役員及び幹部職員による情報共有及び重要事項を討議する会議等を定例的に開催。また、理事長と職員とが直接意見交換する場を設置。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約監視委員会において、随意契約事由の妥当性等の検証を行うとともに、「随意契約見直し計画」の改訂に向けた検討を実施し、入札・契約の適正化を進めたことは評価できる。 随意契約比率は目標に及ばなかったものの、対前年度比では減少傾向を堅持しており評価できる。 人件費総額は約17%の削減となっており、削減目標を達成している点は評価できる。 内部統制は、定期的に理事長と職員とが直接意見交換する場を設けて経営トップの考え方を職員に感得してもらい、またトップが現場の思いに耳を傾けており、その取組は評価できる。

調査及び研究業務	2(1) <ul style="list-style-type: none"> 内部レビューを得た論文の公表数は 121 件 (目標 55 件)。 学術誌、専門誌等で発表された論文数は 65 件 (目標 32 件)。 国際シンポジウム、学会等で発表された論文数は 253 件 (目標 72 件)。 国際シンポジウムを 3 回開催。国際セミナー、国際ワークショップを 13 件開催。BBL セミナーを 20 件開催。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標は調査及び研究業務に係る各種項目について、平成 21 年度の目標を達成しており、質的にも高い評価を得ている。特に内部レビューを経て公表された研究論文数及び国際シンポジウム、学会等で発表された論文数は過去最高であり、高く評価できる。 海外の研究機関との連携を深化させ、海外講師を交えた国際シンポジウムや国際セミナー、国際ワークショップの開催頻度を高める等の取組によって、研究成果が国際的なレベルに上がってきたことと評価できる。 労働市場改革についての提言や IT 投資の生産性向上効果に関する研究結果が経済産業省の産業ビジョンの策定に反映され、また中小企業白書や通商白書にも RIETI の研究成果が多数引用されている点は、研究成果が政策立案に着実に貢献していることであり、評価できる。
政策提言・普及業務等	2(2) <ul style="list-style-type: none"> 研究書の出版刊行総数は 5 冊 (目標 4 冊)。 シンポジウムの開催総数は 8 回 (目標 6 回)。BBL の開催総数は 64 回 (目標 50 回)。 HP のヒット総件数は 125 万件 (目標 40 万件)。研究論文 1 本あたりのダウンロード平均総数は 4,098 件 (目標: 2,400 件)。 論文 (DP) の公表の際、政策合意サマリ (ノンテクニカルサマリ) を作成し公表。英文論文にも日本語の政策合意サマリと論文概要を作成。 中国国务院発展研究中心 (DRC) との間の共同研究について 3 度にわたる共同ワークショップの実施、共同ディスカッションペーパーの取りまとめ。 JIP データベース 2009 を完成し公表。通商白書の生産性分析や日本銀行の政策論議に使われるとともに、OECD の正規統計として採用。今後の JIP データベースの作成に必要な公表データの収集・入力業務をより効率的に実施するために、官民競争入札により業者を選定し、初年度の収集作業を実施。 シンポジウムの全参加者の年間平均満足度は 84% (目標 66%)。BBL の全参加者の年間平均満足度は 87% (目標 66%)。 コンサルティングフェロー (CF) は、原則として特定の研究プロジェクトに所属させ、ファカルティフェロー等とのチームアップを行わせた。平成 21 年度は 60 名の CF が発令され、このうち 34 名が新たに発令。また 5 名が DP の執筆を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出版刊行数、シンポジウム・BBL の開催数等アウトプット指数は目標値を上回っており、活発な活動による成果であると評価できる。ホームページのヒット総数が過去最高件数を記録し、特に、英語サイトのヒット件数が大幅に伸びて過去最高となっていることは、RIETI の認知度が英語圏で普及してきたことであり、評価できる。 国際的な課題について、海外の研究機関との連携を進めており、特に DRC との共同研究は、海外への発信の観点から意義がある。 ノンテクニカルサマリの作成、英文論文に関する日本語の政策合意サマリと論文概要の作成など、研究成果をより多くの人々にわかりやすく伝える努力を重ねており評価できる。 JIP データベースについては OECD の正規統計として採用される等の活用が進むとともに、データベースのシステム化 (データ更新の自動化) の促進を図っている。日本銀行の政策論議で活用される等、JIP データベースの重要性を活かした活用がなされており、評価できる。 コンサルティングフェローの能力向上について、特定の研究プロジェクトに所属させ、DP の作成というプロセスを通じて行われている点が積極的なものとして評価できる。また、BBL が大変充実しており、特に、来日された外国の専門家に時宜を得たテーマで開催されていることは評価できる。
財務内容	3 <ul style="list-style-type: none"> 当期総利益は 15,653 千円。運営費交付金収益が減少したものの、受託収入や科研費収入等の外部資金の獲得及び経常費用における研究業務費の削減により計上。 自己収入実績は 4,753 千円。競争的資金等獲得実績は 8,098 千円。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な予算執行による業務運営を行うことが出来ており、欠損金が発生することもなく、健全な予算管理が行われている。 競争的資金等の獲得については、平成 18 年度評価において課題とされた事項であるが、平成 21 年度においても科研費の獲得、受託収入の獲得等によって当初目的以上の成果を上げた。これは組織として収益に対する意識が向上し、組織としての合理化・改善意欲が向上したと評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:清水 勇)
目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを開覧させ、又は観覧させること。2 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを開覧させること。3 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 上記のほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 工業所有権に関する相談に関すること。6 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。7 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。8 1～7の業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	工業所有権情報・研修館分科会(分科会長:早川 眞一郎)
ホームページ	法人: http://www.inpit.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	B	B	B	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。なお、平成17年度までは大項目のみの評価で、A、B、Cの3段階評価。 2. 「2.サービスの質の向上」について、17年度以前は小項目ごとに分科会委員の評価ポイント(5点満点)で評価。記載した数字は、中項目ごとのポイントの平均点。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	B	B	B	A	
(1)業務の効果的な実施			A				
(2)業務運営の合理化			B				
(3)業務の適正化			A				
(4)人件費削減の取組			B				
2.サービスの質の向上	A	A	B				
(1)情報提供				B	A	B	
(2)流通				B	A	A	
(3)人材育成				B	B	A	
(4)工業所有権情報普及業務	4.9	A	A				
(5)工業所有権関係公報等閲覧業務	4.9	A	B				
(6)審査・審判関係図書等整備業務	4.9	A	B				
(7)工業所有権相談等業務	4.8	A	B				
(8)工業所有権情報流通等業務	4.7	A	B				
(9)情報システムの整備			B				
(10)知的財産関連人材の育成	4.9	A	A				
3.財務内容	B	B	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する重要事項			A	B	B	B	
(1)ユーザーフレンドリーな事業展開			A				
(2)特許庁との連携			B				
(3)広報・普及活動の強化			A				
5.アウトカム	A	A					

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人の第一の使命である日常業務の着実な遂行を完璧に行っている点を高く評価したい。また、社会の今後の変化に迅速に対応するための施策を次々に準備・実施している点について役職員の真摯な取組に敬意を表する。
- 本来のミッションに照らし、質の高いサービスが効率的に提供されており、いくつかの業務は既に成熟の域にある。今後は、次期中期目標・計画期間を見据え、未成熟な領域(知財を活用した目に見えるイノベーションの創出等)をどのように成長させるか踏み込んだ検討と実行が求められる。
- 全体を通じて堅実かつ効率的な運営がなされている。充実した情報提供及び特許庁との連携に基づく質の高い研修・講習会による人材育成は、何れもユーザーから好評を得ていることから、情報・研修館ならではの基幹業務として高く評価できるとともに、将来にわたるさらなる質・量の充実が期待される。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 公報閲覧室の閲覧機器を特許庁審査官が使用する端末と同じ仕様のものに高度化し台数の見直し(112台→59台)。 広島閲覧室を閉室、その他の地方閲覧室の22年度末までの閉室に向けた準備を実施。 契約の妥当性を踏るための契約審査委員会を開催(16回開催、45件の契約審査)。 契約監視委員会の点検結果に基づき、20年度に一者応札・応募となった契約の次回 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット化の時代と利用状況を踏まえた閲覧機器台数の見直し、閲覧室の整理等により閲覧業務の最適化が図られている。 職員数が減少する一方で、サービスの質を低下させることなく維持・向上が図られている点、業務の効果的な実施・業務の効率化の成果がうかがえ評価できる。 契約審査委員会を設置し、審査機関・契約担当部署と事業担当部署の相互けん制は担保されて

		契約更改に向け、適正な規模への事業分割、仕様書の見直し。など	いと判断できる。
情報提供	2(1)	<p>(工業所有権情報普及業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許電子図書館(IPDL)の情報の充実(検索回数:118,921,751回)。 大学等における研究開発支援のため、大学等の利用者を限定して公報に直接アクセスできる公報固定アドレスを12機関(累計289機関)に提供。 大学の研究者が特許公報等を簡易に検索できるよう、「特許連想検索試験システム」のプロトタイプ版を8大学に提供。 他国における我が国出願人の権利の的確な保護のため、公開特許英文抄録(PAJ)を作成(作成件数:303,486件)。など <p>(工業所有権関係公報等閲覧業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 閲覧室利用者:26,715名 特許審査官端末の利用促進のための講習会を実施(9回、延102名)。 端末利用者:延10,385名 など <p>(審査・審判関係図書等整備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査・審判資料を購入・提供(内国図書379冊、外国図書44冊等)。など <p>(工業所有権相談等業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数:56,559件 HP上に産業財産権相談サイトを開設してFAQを提供(アクセス件数:115,513件) など <p>(情報システム業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット出願の普及を図るため、出願件数の多い企業20社を訪問。 インターネット出願への一元化に向けて、全国47都道府県で説明会を実施。など 	<ul style="list-style-type: none"> 特許電子図書館の機能向上や、相談FAQの提供など、質の高いサービス提供に努めている。 特許電子図書館は検索機能や提供情報等に様々な改善が行われ、非常に使いやすくなっており、ユーザーの目線に立った改善を今後とも望む。 大学における研究開発支援のための公報固定アドレス提供、連想検索システム試験は意欲的な取組であり、連想検索については、大学のみならず中小企業にとっても効果的と思われる。実証試験結果を踏まえた今後の展開に期待したい。 公報閲覧のための特許審査官端末の増設と活用のための講習会の実施は検索効率・精度を高める上で有効であり、また、インターネット出願ソフトの機能向上及び普及のための説明会の充実など、全体的にニーズに応え着実に成果を上げていと判断し、B評価とした。
流通	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通アドバイザーを自治体等に派遣。 <ul style="list-style-type: none"> ▶派遣人数:92人 ▶企業訪問回数:22,826回 ▶成約件数:1,303件 特許流通アドバイザーのOJT等により、特許流通に関するノウハウの継承、人材育成支援の実施(55名)。 研究に用いる道具となる物等に関する特許(リサーチツール特許)の権利情報、ライセンス条件等に係る「リサーチツール特許データベース」をリリース。 知的財産権取引ビジネス振興のため、普及啓発活動を実施(25回)するとともに、登録手続を簡素化し登録を促進(103社が登録) など 	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザー派遣人数の減を勘案すると、成約件数は例年と比して遜色ないレベルにある。 アドバイザーがライセンス支援を行うと同時に、地域の人材へOJTによる技術移転のノウハウ継承を行っていることを踏まえれば、質の高いサービス提供を行っていることがうかがえる。 円滑な研究開発を促す観点からのリサーチツール特許データベースの提供、新たに複数のライセンス情報をパッケージとして具体的な利用方法を提供するなど、将来を見据えた事業を行っていることを高く評価し、A評価とした。
人材育成	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁職員(5,919名)に対する研修を実施。 調査業務実施者育成研修の実施(4回、受講者477名)。 中小・ベンチャー企業等が適切な権利の保護・活用等を図ることを支援するための特許侵害警告模擬研修を5回開催(うち地方4回、受講者100名)。 開発済みの35コンテンツを特許庁及び情報・研修館職員に引き続き提供するとともに、26コンテンツをHPで外部に提供。 8コンテンツを開発し、順次リリース。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁職員、調査業務実施者など各必要分野の人材を育成する研修を着実に実施していることに加え、民間の知的財産専門人材のボトムアップという観点から、特許庁職員に対する研修の知見を活かし、特許庁の審査ノウハウ・審査基準等の情報・研修館ならでの研修を提供している。 中小・ベンチャー企業は自前での研修が困難と思われるため、このような施策は必要である。 知財の活用促進に向けた研修の新設やeラーニングコンテンツの充実、研究コンソーシアムにおける知財の出口戦略支援等、ニーズに応えた積極的な取組を評価し、A評価とした。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人日本貿易保険(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 隆史)
目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。3 貿易保険により補される損失と同種の損失についての保険の事業を行う国際機関等を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易保険部会(部会長:横田 絵理)
ホームページ	法人: http://nexi.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010
中期目標期間	3年間(平成21年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第2期中期 目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	B	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。ただし「財務基盤の充実」については+又は-の2段階評価。 2. 平成18年度以降は、大項目単位でも評価を実施。17年度以前は中項目単位のみ。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化		B	C	C	B	B	
(1)業務運営の効率化	A	B	C	C	B	B	
(2)次期システムの効率的な開発及び円滑な運用	B	B	B	B	B	A	
2. サービスの質の向上		A	A	A	A	A	
(1)商品性の改善	A	A	A	AA	A	A	
(2)サービスの向上	A	A	A	A	A	A	
(3)利用者のニーズ把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	A	A	B	A	A	B	
(4)重点的政策分野への戦略化・重点化	A	A	A	AA	A	A	
(5)民間保険会社による参入の円滑化	A	A	A	A	A	B	
3. 財務内容		A	A	B	A	A	
(1)財務基盤の充実	+	+	+	+	+	+	
(2)債権管理・回収の強化	AA	A	A	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 世界的な金融危機、日本経済の低迷、産業競争力低下など我が国企業の対外取引を巡る環境が厳しさを増す一方で、資源・エネルギー確保、環境問題、中小企業の国際展開、インフラ輸出等の諸課題に対応しつつ我が国経済の成長につなげていくため、世界的な経済変動にかかわらず貿易投資を安定的に支える、貿易保険の役割・重要性は増大している。こうした中、日本貿易保険は、国の政策動向に機動的に対応し、環境変化や新たなニーズを踏まえたサービス向上、リスク審査の充実等に努め、中期計画及び年度計画の目標を総じて上回るペースで達成しているものと評価できる。このため、サービスの質の向上の評価はAとする。業務運営においては、高い専門性確保を含む、業務の質の充実と効率性の向上との両立に努めており、支出削減、給与水準の適正確保、システム整備、契約事務の改善等に係る取組は適切と認められる。このため、業務運営の効率化についてはBとする。財務内容については、債権管理・回収の取組を進め、信用事故債権について回収実績率が目標を大きく上回ったことからAとする。ただし、財務基盤については、健全な財務内容は維持されていると認めるところであるが、そもそも25年程度の長期で収支相償となるように料率を設定して運営する貿易保険においては、短期的な収支相償について評価することは相当ではない。12兆円に上る引受残高、引受リスクの複雑化・大型化、成長戦略の実施に当たってのリスクテイク機能の役割の重要性等を踏まえれば、健全な財務基盤を引き続き確保するためにも、既述のリスク審査の充実、業務効率性の向上、債権管理・回収の取組等に一層努めることの重要性を強調したい。以上を総合的に評価し、今年度評価はAとする。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 業務費(人件費を含む)を20年度実績比で約1.2%削減、一般管理費を2.6%削減。 国家公務員との給与水準の比較(ラスパイレズ指数の状況) <ul style="list-style-type: none"> ▶対国家公務員(行政職(一)):132.7 ▶地域・学歴勘案:110.5 監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会を設置し、契約の点検・見直しを実施。 内部統制チームにおいて、重要リスクとして①保険引受けリスク②システムリスク③事務リスク④流動性リスクを抽出し、これらのリスク管理方針の策定に向け検討。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 業務費及び一般管理費の削減目標を達成。 給与水準が国に比べて高くなっているが、地域・学歴構成による影響、国際金融等の専門的人材の確保のため、労働市場における給与水準の影響を踏まえれば、合理性はあるものと認める。 随意契約は、前年度の92%(金額ベース)に比べ、34%と大幅に改善。システム関連契約は、運用・支援に係るものであり、安定稼働のためには随意契約によらざるを得ないと認められる。 システムの保守費用は漸減している。内部統制に係る取り組みも適切と認められる。こうした点を踏まえ今年度評価はBとする。
商品性の改善	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ストックセールス及び海外支店取引を付保対象化。 国際的な金融危機への対応として、海外日 	<ul style="list-style-type: none"> ストックセールス及び海外支店取引について付保対象としたことや、国際的な金融危機対応としてバイヤーズクレジットへの付保率引上げなどの

		<p>系企業(海外子会社)の事業活動に対する資金的支援を積極的に実施。国際協力銀行とのバイヤーズクレジットへの付保率を最大100%に引上げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化支援の実施。 など 	<p>商品性改善に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの取組に対する利用者へのアンケート調査において、評価すると回答した割合が前年度比較で大幅に上昇した。こうした点を踏まえ、今年度評価はAとする。
サービスの向上	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> WEBによる情報提供サービスについては、最新のパソコン環境(IE8、Windows7)への対応等を実施。 海外輸出信用機関との再保険ネットワークの拡充(タイ輸出入銀行、中国輸出信用保険会社)を実施。 意思決定、業務処理の迅速化に係る目標については、概ね達成。 >保険料算出・試算の照会など (目標:翌営業日など→目標どおり) >支払保険金に係る平均査定期間 (目標:全件60日以内→88件中38件未達成、平均50日以下→34日と目標を達成) ホームページやメールマガジンで制度改正、引受けプロジェクト、他機関との協力協定締結等を公表。 など 	<ul style="list-style-type: none"> WEBサービスの拡充や海外輸出信用機関との再保険ネットワークの拡充、中小企業輸出代金の流動化等によるサービス向上が認められる。 信用保険事故の増大にかかわらず、支払保険金に係る査定期間が平均34日間(目標は50日)(なお、一部60日を上回る案件があったが、やむを得ないものと認められる。)となるなど、意思決定、業務処理の迅速化に係る目標については、概ね達成した。お客様アンケートにより、利用者の意見聴取を行い、サービス改善に努めた。こうした点を踏まえ、今年度評価はAとする。
利用者のニーズ把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 保険制度・商品に関するプレス向け情報提供や、主要顧客へのメール配信、セミナー開催など多面的な情報提供を実施。 保険引受け済み案件のモニタリングについて一貫したフォローアップ体制を整備し、突発的な保険事故発生等の不測の事態に備えるための案件管理を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> リスクの高度化・複雑化に対応すべく、モニタリング推進委員会によるフォローアップ体制の整備、外部機関の活用・連携・事例研究会の実施、各種研修に努めた。利用者ニーズの把握、広報・普及、情報開示等も適切に実施した。こうした点を踏まえ、今年度評価はBとする。
重点的政策分野への戦略化・重点化	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 金融危機への機動的な対応。 >海外日系企業の運転資金支援について、5,800億円(累計8,400億円)の引受け など 資源・エネルギーの安定供給確保への支援。 >資源エネルギー総合保険の引受け:5件 など 環境社会構築への支援。 >地球環境保険の引受:5件 など 中堅・中小企業の国際展開への支援。 >バイヤー登録時の信用調査料の無料化を実施 など 航空機、原子力、サービスその他の分野における支援 >航空機分野:米輸銀から再保険の引受け >アジアのインフラ整備促進:2兆円の特別支援枠を設定し、石炭火力発電、国際空港整備などのプロジェクトの引受け など 	<ul style="list-style-type: none"> 国の政策と連携し、金融危機対応の一環としての海外日系企業の運転資金支援、資源・エネルギー案件、環境案件、中小企業の国際展開支援、航空機、インフラ輸出等に積極的かつ機動的に対応した。こうした点を踏まえ、今年度評価はAとする。
民間保険会社による参入の円滑化	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 民間保険会社との協調保険について、具体的案件の実現を図るべく、案件組成に向けた情報交換などを実施。 販売委託先の民間保険会社に対し、保険料体系・諸制度の変更について各社別に説明会を実施するとともに、個別相談、情報・ノウハウの提供を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 金融環境が民間保険会社にとって厳しいものであったが、民間保険会社への情報・ノウハウの提供、共有を含むNEXIの取組は適切なものと認められる。こうした点を踏まえ、今年度評価はBとする。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益は167億円を計上。 非常事故債権:最大の債権残高を有するイラクリスクについて、イラク政府と事務的な協議を重ね、順調に返済。 など 信用事故債権:民間回収専門業者(サービサー)13社を活用し回収。シンガポール向け大型債権の全額以上の回収達成により、債権回収実績率は、112%。(目標20%) 	<ul style="list-style-type: none"> 債権管理・回収の取組を進め、信用事故債権の回収実績率が目標を大きく上回ったことからAとする。12兆円に上る引受残高、引受リスクの複雑化・大型化、成長戦略の実施に当たってのリスクテイク機能の役割の重要性等を踏まえれば、健全な財務基盤を引き続き確保するためにも、既述のリスク審査の充実、業務効率性の向上、債権管理・回収の取組等に一層努めることの重要性を強調したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野間口 有)
目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。2 地質の調査を行うこと。3 計量標準の設定、計量器の検定、検査、研究・開発及びこれらに関する業務並びに計量に関する教習を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 産業技術強化法第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を推進すること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会産業技術総合研究所部会(部会長:木村 孟)
ホームページ	法人: http://www.aist.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	B	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2 サービスの質の向上」について、平成19年度以降は、中項目単位で評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>						
1 業務運営の効率化	B	C	B	B	B	
2 サービスの質の向上	A	—	—	—	—	
(1) 質の高い研究成果の創出とその活用のために講じる方策		A	A	A	A	
(2) 鉱工業の科学技術		A	A	A	A	
(3) 地質の調査		A	A	A	A	
(4) 計量の標準		B	A	A	A	
(5) 情報の公開		B	A	A	A	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 巨大な組織であるにもかかわらず、絶えず研究戦略に応じて組織の改廃を行うとともに、トップと一般研究者、職員とのコミュニケーションを頻繁に行うことによって、当初の目標であったフラットな組織作りに向けて努力を続けている。
- また、産業界のニーズに敏感に対応し、産総研イノベーションスクールによる人材養成を実施する一方、技術研究組合の参画により、研究成果の早期の実用化を目指す努力もしている。
- ロボットの安全性研究、植物工場の実証、ナノテクノロジーの知的財産をはじめ、研究成果が継続的・発展的に拡張している。
- 第2期中期計画期間の最終年となり、組織、研究基盤も見直し、改革により充実したものになり、当該年度での研究成果も世界レベルのものも多く出、成果の実用化等社会貢献も実績を挙げて来ている。
- 産総研のミッションに対する職員の意識の共有化も進み、着実に実行に移され、多くの優れた実績が挙がっている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • コンプライアンスなどに係るリスク管理のPDCAサイクルを着実に遂行し、リスク管理活動の向上を図るため、研究ユニット、地域センター及び研究関連・管理部門等において、年二回のリスク管理活動プランの策定とその自己評価を実施した。 • 人件費削減については、総人員数の管理及び定期昇給幅抑制(平成22年度までの普通定期昇給を1号俸抑制等)により、平成17年度比で△4.0%を確保した。 • 一般競争入札等における十分な公告期間を定め、公告、説明書及び提出様式一覧の記載事項について標準仕様を作成し、全国の調達担当者に周知した。また、入札説明書にアンケート用紙を添付し、入札に参加できない場合はその事由等を聴取した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 設立されて2年目になったコンプライアンス推進本部を中核としたリスク管理、法令順守等の活動は、全職員の参加の下で、PDCAサイクルが着実に実行されることにより、充実しつつあり、現在の体制は他の機関のモデルともなる優れたものとなっている。 • また、一般管理費については3%、業務経費は1%の削減を行うとともに、人件費削減も平成17年度比4%を達成するなど、経営効率化に向けた目標数値をほぼ達成している。また、組織の改廃も積極的に実行しており、組織全体を活性化させる努力を続けている。
質の高い研究成果の創出とその活用のために講じる方策	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • ナノテクノロジー、ロボット、蓄電池、太陽光発電等の分野において、革新的技術を実現するために、産総研が中心的な役割を果たしつつ、多様な人材を集結すると共に、研究機能・設備を活用して世界をリードする研究開発を推進するために、プラットフォーム構築に着手した。 • メタンハイドレート研究センター、活断層・地 	<ul style="list-style-type: none"> • 国立研究所として産総研は、産学官における自らの立ち位置を良く理解し、研究組織のあり方、運営方法、研究予算の配分等において、ボトムアップとトップダウンとの二軸確立、研究ユニット間の連携にも努力しており、絶えず最適な方法に向けた努力をしていると認められ、高く評価できる。 • 特に、経済産業政策への貢献、産業界へのイン

		<p>震研究センターを設立した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に設置期限を迎える8研究センターについて、研究ユニット評価を通じて研究の重点課題ごとに成果の取りまとめを行った。また、これら終了する研究ユニットの最終評価の結果をふまえた上で、研究分野ごとに、成長戦略を踏まえた第3期中期の研究戦略構想を見据えて全研究ユニットの体制を検討し、今後の形態を決定した。 	<p>パクトを強く意識しつつ、産総研全体を通じて極めて戦略的に研究が進められている。</p>
鉱工業の科学技術	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎感染者では、肝炎ウイルスの持続感染に伴い、数年単位で変化してゆく肝臓の線維化が生じることを踏まえ、肝疾患に係る糖鎖関連バイオマーカー探索を実質推進することにより複数発見し、これを利用して、この病態変化を血液検査によって、低侵襲にて定性的かつ定量的に測定できる検査システムの開発に成功した。 超小型モバイル脳波計と高速・高精度の脳内意志解読アルゴリズム等を統合し、実用的なブレインマシンインターフェイス「ニューロコミュニケーション」を開発した。 超高速デバイス(サブバンド間遷移素子を用いた超高速光干渉計型スイッチ、半導体光増幅器のディスクリットデバイス)を用いて、160Gb/s の光時間多重送受装置を開発、実証すると共に、この装置を用いて、NHK技研と協力して、スーパーハイビジョン2チャンネルの送受実験に成功した。 レーザーインクジェット法を活用し、オンデマンドで微細な配線の高速描画を行うことに成功した。 太陽電池に関して、フィルムに熱損傷を与えない温度範囲で水蒸気透過率 0.02g/m2day のバリアフィルムを形成した。 	<ul style="list-style-type: none"> がんへ向かう慢性肝炎を検出する糖鎖バイオマーカーによる低侵襲性検査を実現するとともに、脳波計測による意思伝達を可能とする「ニューロコミュニケーター」を開発した。 スーパーハイビジョン伝送に向けた超高速光デバイス技術・光伝送技術を開発するとともに、オンデマンド微細配線描画を実現する工業用インクジェット技術を開発した。 蓄電池の大幅な高容量化に向けて、新しいタイプのリチウム電池の開発を行うとともに、省エネ光源であるLEDに関し、新たな標準LEDを開発し、また、測光量校正技術の普及を図った。
地質の調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 南アフリカ、モンゴルに分布するアルカリ岩、カーボナタイトに付随する新規希土類鉱床の現地調査を実施し、南アフリカの螢石鉱床及びモンゴルの燐灰石鉱床から希土類品位が高く有望な鉱床を抽出した。特に南アフリカについては、南アフリカ地質研究所等との共同研究において、同国内の鉱床を現地調査し、3つの鉱床から高い希土類資源ポテンシャルを発見した。 	<ul style="list-style-type: none"> 南アフリカとの共同研究により、希土類金属の鉱床を現地調査し、JOGMEC と日本企業が南アフリカの鉱山権益を確保するための必要不可欠となるデータを得たことは高く評価される。 これまでに続き、沿岸海域の音波探査を行い、地質情報空白域の解消に努め、活断層データベースの機能向上などを図ったことに係る社会への貢献度は高い。
計量の標準	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> LED 照明に関し、高強度 LED の全光束校正用の標準器(標準 LED)を開発するとともに、LED 測光量校正技術の産業界の普及を図った。また、LED 照明に係る光度、分光応答度に関して幹事国としてアジア太平洋地域の国際比較を行い、国際的な認知度を高めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 産総研の役割は極めて重要となる計量標準の分野において、標準開発から標準供給まで、世界でトップクラスの標準機関であることを示す成果をあげている。 LED 測光量手法の確立、第三者機関への校正技術の移転は、日本製品の品質向上や信頼性向上に繋がることが期待されるとともに、超精密光格子時計の開発とその国際標準認定取得については、高く評価される。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度は中期目標期間の最終年度であることから、独法会計基準に基づき、利益剰余金187億円の全額を積立金とした。このうち、自己財源で取得した固定資産の簿価相当額162億円を含む、168億円を次期中期目標期間繰越積立金とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容の改善に関しては、着実な努力がなされており、特段の問題はない。 保有資産については、つくばを含む各地域センターは、全国平均で90%弱の高いスペース利用率を実現するなど、産総研全体としての資産の有効活用を図っている。また、いくつかのサイトでは、必要性の精査の結果、現在、整理・廃止が進展中・実行中であり適切である。 金融資産に関し、保有する現預金については、支払い期日管理の徹底など財務管理のきめ細かな対応により、一定の運用利益が期待できる可能性もあり、そのリスク・安全性を踏まえつつ、検討を望みたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構(平成13年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:安井 至)
目的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。3 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。4 評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。5 工業標準化法、ガス事業法、電気用品安全法等、各種法令に基づいた立ち入り検査等の実施
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会 製品評価技術基盤機構部会(部会長:平澤 洽)
ホームページ	法人: http://www.nite.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. H17年度以前は、サービスの質の向上に関する評価について、能動型業務と受動型業務に分けた上で評価を実施。 4. 平成18年度からは、財務内容の改善について大項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)経費及び人件費の削減			A	A	A	A	
(2)組織、人員の配置			A	A	A	B	
(3)業務の電子化			B	B	B	B	
2.サービスの質の向上			A	A	A	A	
(1)バイオテクノロジー分野			AA×1 B×1	AA×1 B×1	AA×1 B×1	A×2	
(2)化学物質管理分野			AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	AA×1 A×1 B×3	A×4 B×1	
(3)適合性認定分野			AA×1 A×1 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 C×1	
(4)生活安全分野			AA×1 A×1 B×2	AA×1 A×1 B×2	AA×1 A×2 B×1	A×1 B×2 C×1	
(5)その他			B				
(6)能動的業務	A	A					
(7)受動的業務	B+	A-					
3.財務内容の改善	A	A	B	B	A	B	
(1)業務経費の効率化	A	A+					
(2)運営費交付金の抑制	A	A					
(3)財務内容の改善	A	A					
4.マネジメント	A	AA-	A	A	A	A	
(1)戦略的な人材育成			A	A	B	B	
(2)戦略的な広報			A	AA	A	A	
(3)マネジメントの改善			A	B	A	A	
5.コストパフォーマンス	A	A					

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 各分野においてNITEの技術力を活用して、国民生活の安全・安心につながる成果をあげ、社会に大きく貢献した。総合評価についてはA評価とした。各項目に関しては、業務運営の効率化、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、マネジメントの改善のそれぞれについてはA評価、適合性認定分野、生活安全分野、財務内容の改善のそれぞれについてはB評価である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 総コスト:9,237百万円(対H20年度比5.1%減) 運営費交付金を充当した業務経費:6,454百万円(対H20年度比3.5%減)。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務負荷が増大する中で、各部門での業務の効率化や重点化、外部人材の効果的な活用、アウトソーシングなど経営資源の効率的な活用に努め、コストベースにおいて昨年度比で一般管理費4.9%、業務経費約3.5%の経費削減を行った。今後も効率化を目的とした改善を進めて、サービスの質を下げることなく、効率的で価値ある重要な活動として継続できる体制に強化し続けることが重要。

<p>バイオテクノロジー分野</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶大量提供用株の収集:10,447 株 (H20 年度: 4,413 株) ▶生物多様性条約の下、新たにブルネイ政府との間でボルネオの微生物探索と利用に関する共同研究契約を締結 など カタールヘナ担保法に基づく立入検査業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶鉱工業分野での第二種使用等の申請書類の事前の技術的な審査・確認の実施(327 件) ▶法令遵守状況の立入検査(4件) など 	<ul style="list-style-type: none"> NITE生物遺伝資源機関(NBRC)から菌株の提供を受けた企業等の数は、過去最高の 2,584 者となり、バイオテクノロジー分野の研究開発や産業化に大きく貢献。 カルタヘナ担保法に基づく大臣確認申請が急増(H20 年度比 2.3 倍)した中、申請書類の事前の技術的な審査・確認を実施。また、申請者のためのマニュアルを作成してホームページで周知、及び事前確認申請が不要な微生物候補リストの作成により、安全確認審査の迅速化・効率化に大きく貢献。さらに、経済産業大臣の指示を受け、法令遵守状況の確認のための立入検査を的確に実施。
<p>化学物質管理分野</p>	<p>2(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶CHRIP のハードウェアの更新とソフトウェアの全面改修。ユーザーから要望の多かった検索速度のアップや検索機能の追加等を実施 ▶業界団体や自治体講習会などへの講師の派遣などにより CHRIP の普及を実施 など 化学物質のリスク評価・管理に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶監視化学物質 544 物質のリスク評価を試行 ▶ストックホルム条約対象物質の特定用途についてのリスク評価書のとりまとめ など 化学物質審査規制法関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶事前審査における審議会説明(376 件) ▶中間物質等の届出書確認作業で約4万件の問題点を指摘 など 化学物質排出把握管理促進法関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶届出:39,472 件(電子届出 17,953 件) など 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶国際機関による検査等の立会い業務 19 件 ▶経済産業省指示による立入検査 26 件 など 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の化学物質管理において、改正化学物質審査規制法の施行支援、国際的な整合性、及びハザードベースやリスクベースでの管理というパラダイムシフトに対応した技術開発や基盤整備で重要な役割を担い、高水準の評価を行って着実に成果をあげている。 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)の維持・更新、利用者への普及を目的とした利便性の向上の取り組み(検索機能の追加、検索速度の向上など)が、H20 年度比 20%増というアクセス数に表れている。 監視化学物質 544 物質や、ストックホルム条約対象物質などについてリスクを評価し、特定用途に使用可能となるよう効果的な運用に貢献。 NITE のもつとも基本的な業務ともいえる分野だけに、産業界からの信頼度と利用実績は評価に値する。今後も化学物質管理に関する様々な国民からの要望に対して、詳細な実態調査を引き続き行った上での解析を行い、科学的根拠に基づき、かつ、実行可能性という観点を十分加味した現実的な解決諸施策の提供に努められることを期待。
<p>適合性認定分野</p>	<p>2(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶国際規格に適合したマネジメントシステムの維持と適切な業務遂行のため、マネジメントシステム文書を見直し、65 件の改正、9 文書の新規制定及び1 文書の廃止 など 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶JNLA75 件、JCSS113 件、MLAP23 件 など 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶工業標準化法に基づく登録等のための調査を実施(事業所調査 16 件、工場立会調査 11 件、試験所立会調査 13 件) など 	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントシステムの文書の制定・改正を積極的に実施公表。 日本の技術の根幹を支える JCSS(計量法校正事業者登録制度)で、登録者が増加しているにもかかわらず的確に登録や変更処理を実施。JNLA(工業標準化法試験事業者登録制度)、MLAP(計量法特定計量証明事業者認定制度)についても着実に処理を実施。 電気用品安全法に基づき NITE が調査を行った登録検査機関が法令違反を行っていたことを発見できなかった。しかし、今後の調査等認定業務の信頼性確保のため、第三者委員会の検討結果を踏まえて適切な対応策を講じた。
<p>生活安全分野</p>	<p>2(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品安全関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶事故情報の総受付件数 4,371 件、うち 3,373 件についてリスク分析を行い、調査を実施 など 標準化関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶ハンドル型電動車いす、浴槽内いす、浴室内すのこ等、51 件の JIS 等の作成、審議に技術面からの支援 など 講習関係業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶電気工事士:1,212 回(154,909 人受講) ▶特定ガス:119 回(10,476 人受講) など 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶製品安全4法に基づく立入検査(合計 238 件) など 	<ul style="list-style-type: none"> 製品事故の効果的な未然・再発防止等を行うために国内外の関係機関との連携を強化し、情報提供をホームページやメディアを使用し積極的に行うなど国民の安全・安心に大きく貢献。 電気用品安全法の技術基準の作成、見直しのあり方を提案し取り入れられるなど、安全面での積極的な情報発信は高く評価される。 講習業務に関して、個人情報を含む書類の廃棄処理過程において不適切な扱いがあり、それに対して、ホームページ上で対外公表し、第三者委員会での検討とその報告を受けた後、改善措置を行った。 フォローアップ型の立入検査により品質に問題のある製品が市場に出回らないように、経済産業省と密接にコンタクトをもって実効性を高めている。

3. 当委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人では、①適合性認定分野に係る過去の調査において、登録検査機関が法令違反を行っていたことを発見できなかったこと、②個人情報を含む講習事業関係書類の廃棄処理過程における不適切な扱いがあったことが明らかとなった。本法人では、これらの事態に対し、それぞれ第三者委員会を設置し検討を行い、当該検討結果を踏まえ、①調査における不適切な検査手法の改善、②書類の取得から廃棄に至る情報の取扱いの安全確保等の措置を講じており、貴委員会では、これらの措置の妥当性について評価を行っている。しかしながら、評価結果においては、当該講じた措置等に対する貴委員会の考え等について、明らかとなっていない。今後の評価に当たっては、法令違反を発見できなかった等の重要な事項については、評価結果において、当該事項に係る具体的な内容を踏まえた貴委員会としての考え等を明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村田 成二)
目的	石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。また、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、認証された排出削減量の取得に参加すること及び排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。
主要業務	1 次に掲げる技術であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。イ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術、ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術、ハ エネルギー使用合理化のための技術。2 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。3 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。4 1に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。5 1ハに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。6 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに1ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。7 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。8 産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。9 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動、認証された排出削減量の取得及び排出量取引に参加すること。等
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会(部会長:岸 輝雄)
ホームページ	法人: http://www.nedo.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 平成19年度以降は、「2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」を3つに細分化し、評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A	A					
(1)研究開発関連業務			A	A	A	A	
(2)新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等			A	A	A	A	
(3)クレジット取得関連業務			B	B	AA	A	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	A	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 内外のステークホルダーからの監視の目が厳しくなる中、年を追ってNEDO自身による様々な努力の成果が目に見えてきたのは大変喜ばしいことです。とはいえ、NEDOの本当の業績は一組織内の対目標比達成率いくらと言った類のものではなく、日本の技術力が向上し、他国との競争力が磨かれることによって日本経済の発展に貢献することだと思います。是非共、皆さんの力でそう言った貢献がもっと目に見えるように更なるご努力を期待しております。
- 全体的に前倒しで目標を達成している。
- これまでの努力と実績に基づき、21年度はさらなる組織的な努力によって、きわめて優れた成果を挙げた。機構に所属する人々の間で、NEDOのミッションが明確化され、共有化された結果であろうと考えられる。
- 先行きの見えない経済状況のなかで、産業競争力の強化は重要度が増している。先進国も新興国も世界を席巻する技術開発を目指しており、技術開発における構想力が求められている。NEDOの役割には期待が大きい反面、再評価を求める議論も重要度を増している。開発成果を客観的に明示し、NEDOの存在価値を証明する努力は不可欠である。今後は平均点の向上だけでなく、突出した成果を発揮することが必然的に求められる。
- 各項目とも十分な成果を出しており、目標を十分に達成していると評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 総務部と企画調整部を統合し、「総務企画部」を設置。さらに、広報室を統合し、情報管理の一元化、戦略的かつタイムリーな情報発信。 「産業技術本部」、「クリーンコール開発推進部」及び「スマートコミュニティ推進室」を設置。 企画段階では、NEDO職員自らが新たなプレーヤーや技術シーズの発掘等を実施。実施段階では、中間評価結果を受け、計画の見直しやテーマの絞り込み(10件)、テーマの加速(6件)等を実施。事業終了後は、事後評価、追跡評価等を 	<ul style="list-style-type: none"> 「総務企画部」や「産業技術本部」、「クリーン開発推進部」の設置等、業務の効率化だけでなく戦略性を持たせた柔軟かつ機動的な組織体制の構築が行われていること等を評価。 業務全般(企画段階・実施段階・事業終了後)のPDSサイクルを確立し、運用が行われていること等を評価。 新システムにクラウドコンピューティング及びシンクライアントを導入し、30～40%に及ぶ大幅な消費電力の削減、セキュリティ対策の強化の取

		<p>実施し、その結果から得られた知見や教訓を今後のマネジメントへ活用すべく、プロジェクトマネジメントガイドラインに反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 理事長が統括する運営会議にて重要事項の審議を行うとともに、監事も運営会議に参加することで、内部統制に係る理事長のリーダーシップと監事の監査機能の強化を確保。法人のミッション等を記載したコンプライアンスマニュアルを作成・配布し、ミッション及びコンプライアンス情報を役員に対し周知徹底。 	<p>り組み等々を評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 運営会議にて重要事項の審議を行うとともに、監事も運営会議に参加することで、内部統制に係る理事長のリーダーシップと監事の監査機能の強化を確保した。コンプライアンスマニュアルを作成・配布し、コンプライアンス推進委員会を開催し外部講師による階層別研修 19 回、職員研修／基礎研修9回を全職員を対象に実施したこと等を評価。
研究開発関連業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発マネジメントの高度化 <ul style="list-style-type: none"> ①「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」を改訂。標準化、知財にかかるマネジメントガイドラインの策定に着手 ②実施プロジェクト数を 19 年度 120 件から 21 年度 118 件に重点化。革新蓄電池、水関連、スマートグリッド等、グリーンイノベーション、ライフイノベーションに資する事業の企画立案に積極的に取り組むとともに国際展開も重点的に実施。また、企画型の研究開発事業の 22 年度新規事業について費用対効果、アウトプットアウトカム目標を明確化。テーマ公募型事業についても経済性を審査項目に盛り込む等により、費用対効果分析を実施。 • 研究開発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ①特許出願の 21 年度実績は、国内 873 件、海外 267 件。 ②15～18 年度までに実用化・企業化促進事業が終了した案件における 21 年度での実用化達成率が 30.4%。 ③若手グラントにおいては、30 件のプレスリリースを実施。また、21 年度の論文数は 620 本(14 本／予算1億円)。 • 人材育成及び技術経営力 <ul style="list-style-type: none"> ①若手研究者への研究開発助成等を通じて 1,722 人の人材養成に貢献。 ②研究委託・助成先の中小企業、ベンチャー企業等に対し、NEDO職員と技術経営の専門家・公認会計士等が、コンサルティングを行うなど、技術経営力の強化に関する助言業務を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 改訂マネジメントガイドラインの普及のための職員研修を実施し、「企業・大学インタビュー2009」の実施、「技術戦略マップ2010」の策定、また、新たに蓄電池分野の技術戦略マップなどを評価。 • 実施プロジェクトの重点化、革新蓄電池、水関連、スマートグリッド等、グリーンイノベーション、ライフイノベーションに資する事業の企画立案の積極的取組、企画型研究開発事業の立案及びテーマ公募型事業の案件採択時において経済性を考慮した費用対効果分析などを評価。 • 新規プロジェクトのパブリックコメントの実施。20 年度に終了事業の事後評価を実施し全てが合格であり、うち10件は優良の結果を得たこと。また、特許出願数は、海外200件と目標を上回り、国内1,000件の目標も上回るが見込まれること等を評価。 • 終了後3年以上経過した案件における実用化達成率、技術的成果実用化見通し等を評価項目とした事後評価における対応などを評価。 • プレスリリースによる若手研究者の成果的の対外的発信を支援し、論文発表などを評価。 • ナショナルプロジェクト、若手研究者への助成、NEDOフェローにおいては、技術経営(MOT)、知財戦略等の知識の習得のため研修の参加等による人材育成の実施。研修を終了した8名全員が本事業の養成目的に合致した業務に従事したこと等を評価。
新エネルギー・省エネルギー導入普及促進関連業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 我が国のエネルギー安全保障や地球温暖化対策の政策に基づき、NEDOは横断的な取り組みを実施。また、代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業により、京都議定書第1約束期間中の温室効果ガス排出削減量が5年間累計で1,550 万トン以上となる見込み。 • スマートコミュニティアライアンスを設立し、352 社が参加。「ウォータープラザ」を開設。事業の実施に伴い、北九州市や周南市と協力に関する覚書を締結。燃料電池自動車・水素インフラの早期普及を目指し、技術開発、実証、基準・標準化を一体的に推進。 • 上海万博の日本館においてゼロエミッションタウンや水資源問題への展示協力を行い、我が国のエネルギー・環境技術を国際的に発信。また、全ての導入普及事業等について終期・目標を明確にした上で、事業評価(毎年度)を行い、その結果を制度改善に反映した。 • 実証試験、導入普及業務により、21 年度は新たに 188 万トンの CO2 を削減。 	<ul style="list-style-type: none"> • 官民一体となった総合的な事業の展開、設備導入補助事業による省エネルギーの推進により、21 年度は省エネ効果として原油換算で約 26.7 万キロリットル／年の削減が見込まれ、太陽光発電ロードマップ(PV2030)を改訂しPV2030+を策定すること等を評価。 • 次世代エネルギー・社会システムの構築を目指し、多様な事業者を連携させる取組としてスマートコミュニティアライアンスを設立、国内初となる先進の水循環システムの開発等を目的とした「ウォータープラザ」を開設し、北九州市や周南市と協力に関する覚書を締結する等を評価。 • 米国、欧州、アジア、中東等 30 カ国以上のMOU(基本協定書)を締結、エネルギー・環境問題の解決とグローバル市場への展開を目指し、世界各国に研究開発・実証事業を展開、水循環システムの実証事業をUAE、中国、オーストラリアの3カ国で開始する等を評価。 • 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業によりCO2削減をしたことを評価。
京都メカニズムクレジット取得事業	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 費用対効果を考慮してGIS(グリーン投資スキーム)によるクレジット取得に注力。その結果、2ヶ国(チェコ、ラトビア)と計 4,150 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット購入契約を締結。また、総契約量累積は、政府取得目標1億トンの 96%に相当する 9,580 万トンとなり目標達成に目途。 	<ul style="list-style-type: none"> • チェコ、ラトビアとのGISによるクレジット取得契約を計 4,150 万トン(二酸化炭素換算)の締結、総契約量累積は、政府取得目標1億トンの 96%に相当する 9,580 万トンとなり、目標達成に目途をつけたこと等を評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:林 康夫)
目的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。2 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。3 貿易取引のあっせんを行うこと。4 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。5 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。6 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。7 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。8 6、7に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。9 6～8に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。10 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会(部長:田中 明彦)
ホームページ	法人: http://www.jetro.go.jp/indexj.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	4年間(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年度からは、サービスの質の向上について中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	A	B	B	B	
2. サービスの質の向上	A	A	A				
(1) 中小企業国際ビジネス支援				A	A	A	
(2) 対日投資拡大				A	A	A	
(3) 途上国との取引拡大				A	A	A	
(4) 調査・研究等				A	A	A	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他	B	B	B	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 各種経費、人件費の削減については目標を上回る効率化を達成。また、組織運営、内部統制の構築その他についても適切な措置がとられており、全体としてきめ細かな運営が行われ、それぞれ成果が上がっている点を評価。
- 特に経済状況が激変する中、国際連携、海外進出支援を広範かつ多様な企業支援をフレキシブルに行った点を高く評価。
- ジェトロの強みを発揮して、アジア諸国、新興国との関係構築に十分な成果をあげた点を評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は年度平均で▲5.08%、業務経費は年度平均で▲3.97%削減。 総人件費改革への取組が行われ為替変動等の影響を除いても平成17年度(基準年度)比で▲9.7%削減。 随契比率は件数ベースで9.1%(目標19.4%)、金額ベースで9.6%(目標9.7%)。 契約に関するマニュアルを整備し、契約手続を適正に実施。監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設置し、点検・見直しを実施。 内部統制の体系的な整理を行うとともに、各要素における具体的な取組を強化。併せて、理事長のリーダーシップのもとに、21年7月に内部統制・コンプライアンス担当の管理職を配置し、全組織的な内部統制の整備及び運用への取組を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 各種経費、人件費の削減については目標を上回る効率化を達成。 国庫予算が縮減傾向にある中で、適切な施策により成果目標を着実に達成。 一般競争入札の拡大に向けた体制構築が進められ、随意契約見直し計画の目標を達成。 内部統制及びコンプライアンス体制が確立されている。
我が国中小企業等の国際ビジネス支援	2(1)	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商談件数は54,197件(目標29,062件)。 中小企業の海外市場販路開拓支援を目的に、海外から一流バイヤーや有識者を招聘し、個別商談会やセミナー開催を通じて日本企業とのマッチングを実施(日本側参加企業数858社)。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役立ち度調査結果は平均96.2%。 	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 量的目標を達成するほか、中小企業への支援として新たな取組を行い中小企業の海外販路拡大に大きく貢献するなど質的にも優れた取組を行った点を高く評価。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的機関でなければなし得ない環境整備への取組等喫緊の課題に対する取組を実施した点を高く評価。

		<ul style="list-style-type: none"> 在外企業が抱える現地法制度等に起因する問題を汲み上げて、現地政府や所管団体等へ問題改善に向けた提言や働きかけを実施。 (国際的企業連携支援) <ul style="list-style-type: none"> 商談件数は13,465件(目標6,500件)。 環境・エネルギー分野では、欧米や新興国における専門見本市に日本ブースを出展。単独での出店が難しい中小・ベンチャー企業には、個々の企業に合わせた支援を行った。 など 	(国際的企業連携支援) <ul style="list-style-type: none"> 量的に目標を大きく上回るのみならず、環境・エネルギー分野等質的にも優れた取組を行い、高いレベルで業務を実施している点を高く評価。
対日投資拡大	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 対日投資案件発掘支援件は1,295件(中期計画上の目標1,200件)。 東京以外の地域への誘致成功件数は52件(全121件の43%)。 日本にはないビジネスモデルを持つ世界的なファストファッション、高級カジュアル企業を誘致し、大きな雇用の創設と新たな内需掘り起こしに貢献。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 対日投資案件発掘支援件数について目標を上回り、我が国の経済活性化に繋がる大規模な案件への支援や二次投資への促進等、質的に優れた取組を行い成果を上げている点を高く評価。
開発途上国との貿易取引拡大	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 商談件数2,128件(目標2,090件)、役立ち度調査結果は平均95.6%(目標7割)。 TICADIV(第4回アフリカ開発会議)のフォローアップの一環として実施しFOODEX2010では、アフリカ企業に対する出展勧誘を特に強化して取り組んだ結果、過去最大規模の出展となった。 BOPビジネスに関する情報の収集と発信を目的として、先行事例調査、潜在ニーズ調査、普及・啓発活動を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 商談件数等は目標を上回る成果を達成し、TICADIVのフォローアップとして実施されている対日輸出支援で一定の成果を上げたほか、BOPビジネスに関する情報発信により日本企業の関心を喚起した取組など質的にすぐれた取組を実施した点を高く評価。
調査・研究等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 役立ち度調査結果(全て9割以上)、外部専門家による査読結果(4.5点)、ウェブサイト(ジェトロ海外情報ファイル)へのアクセス件数(約1,232万件)、研究所ウェブサイトへのアクセス件数(約1,780万件)及び論文ダウンロード数(約258万件)、研究所図書館の資料利用冊数のいずれも中期計画上の目標を達成。 東アジア共同体構想に向けた取組の第一歩として注目された国際シンポジウム「世界経済危機と東アジア経済の再構築」をERIAと共催で開催。 貿易投資相談件数は8万件を超え、過去最高水準に達した。輸出商談を中心に各地の中小企業等の販路開拓をきめ細かく支援し、現地の貿易関連制度や経済事情等の情報提供、具体的ビジネス・ノウハウのアドバイスを実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家による査読、ウェブサイトへのアクセス件数等、目標を大幅に上回る成果を達成しているほか、東アジア共同体構想実現のための調査・研究などの面で優れた取組を多く実施している点を高く評価。 海外で開催されるセミナー等の参加者からの評価は高く、目標を大幅に上回る成果を達成。 個別ニーズへの対応等、中小企業の販路拡大に大きく貢献している貿易投資相談への取組について利用者から高評価。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入総額39.7億円。 中期計画で計画的に処分することが定められている2つのFAZ支援センターについて、20年度までに売却手続を完了。 本部会議室の有料貸出。 職員宿舎の集約化を検討。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入の増加に向けた努力を行い、財政依存度引き下げへの取り組みが十分行われている。 財産処分は概ね計画的に推進中。 積極的に遊休財産の処分を進め、その資金の活用が重要。
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> 10年目以下の職員を対象に業務実地研修を新規に実施。 研究職員に対し国際的なジャーナルへの論文投稿を促進し、外国人のシニア研究者によるセミナー及びワークショップを開催。 階層別研修において管理職、課長代理研修を増設。 研究職の採用活動において博士号取得者の3名を内定(うち、海外の大学で取得(見込)した者2名)。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の削減等、効率化を進めている中において、限られた人的資源を最大限活用して質・量ともに高度な目標を達成するための人材育成を行っている点を高く評価。研究職の博士号取得者の採用等、研究職職員の質を向上させるための取組を行っている点も高く評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:曾我部 捷洋)
目的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。4 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保(安全確保)に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。5 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会(部会長:大橋 弘忠)
ホームページ	法人: http://www.jnes.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	B	B	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. 「2. サービスの質の向上」については、19年度から、中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	A	B	A	B	B	
2. サービスの質の向上	A	B	B				
(1)検査等業務				A	A	A	
(2)安全審査関連業務				AA	A	A	
(3)防災関連業務				A	A	B	
(4)安全研究・安全情報関連業務				A	A	A	
(5)国際業務、広報業務				A	A	A	
3. 財務内容	A	B	B	B	B	B	
4. その他業務運営に関する重要な事項	B	B	B	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成21年度には、中越沖地震後2年半停止していた柏崎刈羽原子力発電所が順次運転を再開しているが、耐震安全性や設備健全性の確認において、安全研究等で得られた新たな知見によって、追加点検が必要な設備の抽出や経年劣化を考慮して健全性評価を行うなど、起動にあたって国が行う安全性確認に大いに貢献した。また、高速増殖原型炉もんじゅについても14年ぶりに運転を再開したが、同様に国が行う耐震安全性、設備健全性のみならず、運転管理面での妥当性確認において、各種検査や安全解析等を通じて技術的な支援を行った。これらのほか、平成15年以来の法令改正による新検査制度の円滑な運用開始、新技術等に係る安全審査の実効性向上を図るためのトピカルレポート制度の定着、政策効果を厳格に評価し、必要性の高い分野に重点化した安全研究の実施などを主な課題として、各種検査業務、安全審査業務、安全研究・安全情報関連業務などに取り組んできたが、いずれの課題に対しても専門家集団としての組織力と機構が有する最新知見や解析評価技術によって、成果が得られたことは評価できる。
- 平成21年4月には、組織発足以来の大幅な組織改編を行ったところであるが、自らその有効性について評価しており、専門性の強化、意志決定の迅速化、業務や予算執行の効率化など成果を上げてきている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な実務能力の継承、人員構成の適正化のため、人件費にも配慮しつつ、新規卒卒者及び中途者を採用。 教育資料作成ワーキング・グループを発足し、22年度の新卒採用者からの適用を念頭に、基礎的知識・知見の取得並びに業務遂行能力の向上を目的に、機構の専門技術者35名を選任し、8分野、30項目の教育資料を整備。 原子力安全行政上の要請を分析・把握し、機構発足以来の初めての大規模組織改編を実施。企画部、総務部、原子力システム安全部、廃棄物燃料輸送安全部、検査業務部の組織変更を行ったほか、JNES柏崎耐震安全センターの設置を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ここ数年間で約1/3の職員が定年退職を迎える年齢構成となっていることから、積極的な人材確保・育成・活用に努めるとともに、組織的な実務能力の継承を図るため、専門技術者の知識と経験を集約した教育資料の整備や専門性を深化させるための併任検査員制度の導入等を進めている。 21年4月に大規模組織改編を行ったが、自らその有効性について評価しており、一元的管理による業務や予算執行の一層の効率化、専門性の強化、意志決定の迅速化、業務重複の排除等の効果が発揮できているとしている。耐震研究活動の拠点として、柏崎耐震安全センターの設置を決定し、準備を進めていることは年度計画を超えた成果。
検査等業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 法律に規定される検査等に加え、「長期停止プラント(高速増殖原型炉もんじゅ)の設備健全性確認計画書」に基づく設備点検等に係る妥当性確認などのための立入検査(13人・日)、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所第1号機、3～7号機の設備点検状況に係る妥当性確認などのための立入検査(29人・日)を実施。 新たに開始した保全計画書の技術検討業務等を円滑に行うため、各現場での実態や実績から事業者共通 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の検査に加え、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所や高速増殖原型炉もんじゅの再起動に向けての立入検査にも着実に対応した。また、平成15年以来の法令改正を伴う新検査制度の運用開始にあたって、事業者等との情報交換によって、各現場での実態や実績から共通の課題・要望などを抽出して、機動的に早期解決に向けた取り

		の課題・要望などを抽出して、機動的に早期解決を図ることを目的に、「電気事業連合会・JNES間 定例打合せ会」を開催。認識の共有化等を図った。	組みが行われたことからA評価が妥当である。
安全審査関連業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料輸送容器等の設計承認申請(20年度から継続)」、「リサイクル燃料貯蔵(株) リサイクル燃料備蓄センターの事業許可申請」等の案件について保安院から依頼を受けてクロスチェック解析を含め、許認可等に当たっての技術支援を実施したほか、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機40年目の高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に係る国の審査を支援。 事業者より国に提出された高速増殖原型炉もんじゅ、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所1号機及び5号機等の新耐震設計審査指針に基づく耐震バックチェックの報告書に関して、クロスチェック解析を実施。 中越沖地震に対する東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所1号機及び5号機の構造健全性に係るクロスチェック解析を実施。 高速増殖原型炉もんじゅの安全性確認支援については、①安全総点検結果の妥当性確認、②保安規定の妥当性確認を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 許認可等に関するクロスチェック解析、高経年化対策に関する技術評価、耐震バックチェックのクロスチェック解析など、当該機構が有する最新知見や解析コード等を用いた解析評価等の技術支援が的確に行われた。また、我が国プラントの安全性のより一層の向上を図る観点から、国内外の安全情報のうち重要な案件を抽出し、技術的妥当性の確認や審査方法の検討などについての技術支援も積極的に行われており、A評価が妥当である。 新たな知見等を反映して行った耐震安全性の再評価や機器の健全性評価等の技術支援によって、中越沖地震で停止していた柏崎刈羽原子力発電所が約2年半ぶりに順次運転を再開できたこと、さらには、14年間停止していたもんじゅについても同様に安全性評価等の技術支援によって運転を再開できたことは評価できる。
防災関連業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 政府による原子力総合防災訓練の準備・運営に関する支援のほか、地方自治体(12自治体)の防災訓練を支援するとともに、要望に応じて訓練の評価結果を自治体に提出。 防災専門官等広域支援現地訓練(2か所、約40名)、オフサイトセンター活動訓練(16か所、約1,300名)、核物質防護研修会(16か所、約370名)、核燃料輸送講習(3か所、約220名)、火災対応のための研修等(6か所、約180名)を実施。 21年度は、8月の静岡県駿河湾地震の発生、3月の福島県沖地震の発生時に、支援要員が緊急参集し、機器・設備の立ち上げ支援、健全性確認等を実施。2月の大津波警報発令時は、防災専門官からの要請に基づき参集し、原子力発電所の津波対策やその事前評価データを原子力安全・保安院に提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方自治体が実施する防災訓練の支援を着実に実行したとともに、防災関係者に対する原子力防災研修、火災対応研修、更にはオフサイトセンターを活用した習熟訓練も実施された。 21年度に発生した大規模自然災害時(静岡県駿河湾地震、福島県沖地震、チリ地震による大津波警報発令時)には、常日頃から構築している緊急時対応体制の下で、オフサイトセンター及びERCの機器・設備並びにERSSの迅速な立上げ、さらに大津波発令時には原子力発電所の津波対策や事前評価データを提供するなど、防災対応の充実・強化に貢献している。
安全研究・安全情報関連業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 高燃焼度燃料破損限界試験、余裕深度処分に関する調査、アクシデントマネジメントに係る知識ベース整備等のテーマについて、「質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現」との外部評価を得た。 規制ニーズに基づき実施される安全研究の円滑な推進に資するために必要な施策の企画・立案、調整を行うことを目的に設置されている安全企画委員会において、2事業の見直しを決定し、22年度の実行予算で約1%の削減を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度においては、テーマの75%は概ね計画通りの成果であるとの評価であるが、25%については質又は量において当初計画を上回る成果が得られたとの外部評価を得ており、安全規制の基盤整備へ貢献していることから、A評価が妥当である。 規制ニーズ等に的確に対応した業務運営を推進する観点から、2事業の見直しを決定し、22年度の実行予算で約1%の削減を図った。
国際業務、広報業務	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議等と原子力安全規制に係る技術的な情報交換会合等を通じて、海外における原子力安全及び安全規制に係る情報を収集。 中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムの耐震専門家25人を招請し、「アジア耐震安全研修」等を実施。 アクセシビリティ・ユーザビリティの向上を図るため、ホームページを全面的に刷新し改善。パンフレット類については、デジタルカタログを導入し、スムーズな開示を可能とした。また、「高経年化を迎えた原子力発電所の安全確保策」をテーマに機構単独のシンポジウムを開催(参加者50名以上)。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的にリーダーシップを発揮し、国際機関への貢献、多国間の規制関係者会合などを積極的に実施した。特に、近隣アジア諸国においては、アジア原子力安全ネットワークのリーダーとして主導し、原子力関係者のレベルアップを図る観点から、各種研修やセミナーを実施した。 広報業務においては、ユーザーニーズを踏まえて、ホームページのリニューアルやパンフレット類におけるデジタルカタログの導入による開示の迅速化を図っている。また、最近の課題をテーマとしたシンポジウムを開催するとともに、内容を充実強化するためのフォローアップも行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人情報処理推進機構(平成16年1月5日設立)〈非特定〉 (理事長:西垣 浩司)
目的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
主要業務	1 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであつて、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。2 1のプログラムについて、対価を得て、普及すること。3 情報処理サービス業者等が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。4 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。5 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価を行うこと。6 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。7 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する教材の開発・提供及び指導・助言を行うこと。8 情報処理技術者試験に関する試験事務。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	情報処理推進機構分科会(分科会長:松山 隆司)
ホームページ	法人: http://www.ipa.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. サービスの質の向上」については、18年度を除き、大項目単位の評価は行っていない。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	B	B	B	B	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		A					
(1)情報セキュリティ対策の強化	AA	A	A	A	A	A	
(2)ソフトウェアエンジニアリングの推進	AA	A	A	A	B	A	
(3)IT人材育成の戦略的推進	A	A	A	A	A	A	
(4)開放的な技術・技術標準の普及等					B	B	
(5)ソフトウェア開発分野	B	B	B	B			
(6)情報発信等(シンクタンク機能を含む)		B					
3. 財務内容	A	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 「業務運営の効率化」については、外部有識者等へのヒアリングを通じた業務の見直し、予算計画への反映や個別課題に対応したタスクフォースの設置などの機動的な組織運営、人件費削減計画を上回る削減率の実施等、概ね中期計画を達成したと認められること、「サービスの質の向上」については、主要事業のうち、①「情報セキュリティ対策の強化」は巧妙化する新たな攻撃手口・脅威の増大に対応して、注意喚起にとどまらず具体的な対策ツールの迅速かつ効果的な提供により被害拡大防止に大きく貢献したこと、②「IT人材育成の戦略的推進」はITスキル標準を一般に広げるためのパスポート試験の実施などによる情報処理技術者試験の受験者数の増加の実績など、「財務内容」については、普及啓発事業有料化に関する規程を整備し自己収入の拡大に積極的に取り組んでいることから、平成21年度の総合評価は、質・量のいずれか的一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現した項目が多数あることから、「A」評価とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 成果を民間に移管し民間自身が主体となって導入推進を行うという新たな成果普及モデル構築や普及啓発事業の有料化、広報会議の設置。 TV・新聞・雑誌等へのメディア掲載件数は前年度比57%増、ウェブページのアクセス数も前年度比18%増。 一般競争入札等に移行した結果、随意契約見直し計画で掲げた目標(79件以下、886百万円)及び20年度実績を更に上回る見直し(21件、549百万円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務・組織の効果的・効率的な運営に向け、新たな取組を積極的に開始していることを評価。 普及啓発事業の有料化に関するタスクフォースを設置し、自己収入の拡大に向けた取組みを行っていることを評価。 情報発信力の強化に積極的に取り組んでいる点を評価。 人件費削減や契約の適正化に真摯に取り組む、目標値を大きく上回る削減等を達成していることを高く評価。
情報セキュリティ対策の強化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ガンプラー対策の注意喚起、対策ツールの開発・公開。報道での紹介もあり、月間400万件超のアクセス。ウイルス・不正アクセス対策や脆弱性に関する注意喚起・呼びかけ等を年間111件発信。 20年度に作成した中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインに合わせた学習コンテ 	<ul style="list-style-type: none"> ガンプラーによる脅威の被害拡大防止に大きく貢献したことを高く評価。 具体的な対策の提示により中小企業の情報セキュリティ対策意識の向上に寄与したことを高く評価。 社会的に重要なシステム、組込み機器、生体認証等のセキュリティ強化に向け、業界に先ん

		<p>ンツツールを開発・公開(21年度末までに22,396件ダウンロード)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要インフラ制御システムのセキュリティ向上を図るため、欧米を含む国内外の脆弱性低減に関する調査を実施 	<p>じた取組みを推進し、有効な成果を提供していることを高く評価。</p>
ソフトウェアエンジニアリングの推進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 東京証券取引所の新システム(arrowhead)にIPAが開発したプロジェクト管理ツールを提供し、世界最高水準の機能と信頼性を誇るシステムを実現。 自システムの信頼性向上に関する取組み状況を客観的に評価することができる自己診断ツールの提供。 ETSSの普及啓発、導入支援等については民間自身が主体となって実施するという新たな成果普及モデルを構築。 IPAが確立したソフトウェアエンジニアリング手法等をもとに国際規格原案を起草、提案し、国際標準化を主導。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムごとに求められる信頼性レベル及び対策実施状況を「見える化」し、より実効性の高い具体的な手法・ツール等を提供したことを評価 新たな成果普及モデルを他の例にも展開することにより、地域・中小企業を含む民間の自発的な取組みが更に活発化することを期待。 日本の主導により国際規格が成立したこと、わが国の国際競争力の確保に向けた活動を評価。
IT人材育成の戦略的推進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画を推進する上でのフレームワーク作りをほぼ完了。企業での利用促進を図り、ITスキル標準の大手ベンダ企業への普及率は82.4%。21年度の情報処理技術者試験応募者数は直近4年間で最多の613,848名(前年比13.7%増)。ITパスポート試験の応募者総数が新設した試験区分では過去最大(118,701名)となる。 内容を一新したIT人材白書を公開。IT人材育成施策の評価ツールとして活用ができるようIT人材育成に関する各課題についてテーマ設定を行い、分析機能を強化。 ベトナム企業3社へのベトナム版ITスキル標準の導入を完了。 	<ul style="list-style-type: none"> 共通キャリア・スキルフレームワークの利用促進や3スキル標準と情報処理技術者試験の普及拡大により、人材投資の効率化やキャリアパスの明確化による効果的なIT人材育成の実現、ひいては企業力・組織力強化によるわが国の産業競争力の強化を期待。 22年4月に「IT人材白書2010」の概要を公開し、新聞3紙の他、ウェブニュースにも多数掲載されるなど、高い関心を獲得していることを評価。 ベトナムでの企業導入事例をモデルケースとしてフィリピンをはじめとする他のアジア各国に横展開しており、日本のITベンダ企業のコスト低減と品質向上に寄与することを高く評価。
開放的な技術・技術標準の普及等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> オープンソフトウェアの評価を国際的な共通基準で行うための協調体制確立に向け、Qualipsoネットワークへ加盟。 OSS等を活用したクラウドコンピューティング構築において緊急性が高く重要なテーマ(クラウド相互運用性を拡大するための標準化動向等)の調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> Qualipso ネットワークの会議においてIPAの既往の国際的貢献の実績を踏まえてOSS評価運用のポリシー作成を要請されるなど、中期計画で想定していなかった重要な役割を果たしていることを高く評価。 クラウドコンピューティングの普及に伴い、OSS及びオープンな標準の重要度が向上する中で緊急性が高く重要な調査を実施し、オープンソフトウェアの利用を促進したことを評価。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発事業の有料化に関するタスクフォースを設置。情報セキュリティ評価・認証業務の自己収入(約38百万円)に加え、主催イベントでも出展料を徴収。 中国支部を廃止。試験会場の確保・試験運営業務は北海道、東北、九州支部において民間競争入札を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画の想定を超えた自己収入の拡大に向けた取組みを積極的に行っていることを評価。 第二期中期目標期間中に全てに支部を対象に民間競争入札を実施することとしており、問題がない場合は支部を順次廃止するなど、実物資産(借上事務所)の見直しを着実に進め、適切に管理している。 償却済の債権の回収に当たっては、債務者の状況に見合った返済を基本方針として地道な回収を継続した結果、31百万円を回収したことを評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の平成21年度計画では、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」として、「1. 自己収入拡大への取組み」を掲げており、「(1)ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、引き続き積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。」としている。しかしながら、本法人における自己収入拡大への取組みに関して、自己収入総額については、貴委員会による評価は行われているものの、暗号モジュール試験認証手数料収入については、20年度に比べ約97パーセント(8,874千円)の大幅な減少となっているにもかかわらず、その減少理由や年度計画の達成状況について業務実績報告書等において明らかにされておらず、貴委員会による評価も行われていない。今後の評価に当たっては、法人全体の業務実績にとどまらず、各業務の実績を踏まえ、年度計画等の達成状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(平成16年2月29日設立)〈非特定〉 (理事長:河野 博文)
目的	石油及び可燃性天然ガス並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに付随する選鉱、製錬その他の事業等に必要な資金を供給するための出資。2 金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け。3 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の採掘等に必要な資金に係る債務の保証。4 石油等及び金属鉱物の探鉱をする権利等の取得。5 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証。6 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査。7 金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査に必要な助成金の交付。8 金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供。9 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造調査に必要な船舶の貸付け。10 国の委託を受けた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理。11 前号の業務に関連する石油の取得、保有及び譲渡。12 石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付け。13 金属鉱産物の備蓄。14 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け。15 金属鉱業等による鉱害防止のために必要な資金の債務保証。16 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定による鉱害防止積立金の管理。17 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに必要な費用の支払い。18 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導。19 地方公共団体の委託を受けた坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設の運営。20 1～19の業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会(部会長:森田 信男)
ホームページ	法人: http://www.jogmec.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	B	B	B	A	
2. サービスの質の向上		A	A				
(1)石油開発	A	A	A	A	A	A	
(2)金属開発	A	A	A	A	A	A	
(3)資源備蓄	A	A	A	A	B	A	
(4)鉱害防止	A	B	B	B	A	A	
3. 財務内容の改善	A	B	A	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 人件費については対17年度比▲17.2%を達成しており、中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現した点は高く評価できる。随契削減については、目標を大幅に上回って前倒し、21年度に全基地について一般競争入札を実施した点は高く評価できる。計画を超えた一般管理費・業務経費の削減を行っており、目標を達成している。 資源外交の支援、機構トップによる積極的な資源外交等により主要産油国での権益確保へ結びついたことは高く評価できる。我が国企業へのリスクマネー供給について昨年度実績以上の件数を達成し、供給源の多様化に寄与している点は高く評価できる。 レアメタル・レアアース、リチウム等の重要な資源の権益確保のために資源国との関係強化を推進しており高く評価できる。リスクマネー供給について採択件数・支援金額共に過去最高実績を達成しており高く評価できる。 コスト削減に向け競争入札の導入の継続促進、工事仕様・内容等の見直しを実施した結果、中期計画の目標値を下回った点は高く評価できる。国家石油ガス地下備蓄建設工事の完了年度が中期計画に比べ遅れているものの、課題に適切に対処していること、他の備蓄業務の実績については極めて高く評価できる。 地方公共団体に対する地道な技術支援に取り組み、鉱害防止支援を着実に進展させ成果を上げている点は高く評価できる。長年の経験、データの蓄積を活かした資源保有国への支援などの積極的な取り組み、またこれらの取り組みを資源外交ツールに繋げている点は高く評価できる。 自己収入56億円(前年度比約5億円増)を計上しており評価できる。当期損失▲26億円を計上している原因を検証した結果、業務運営に問題があるものではない。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は前年度比▲3.5%、業務経費は前年度比▲1.1%の削減。人件費について対17年度比▲17.2%の削減。 コンプライアンス維持・強化のため監査法人から講師を招き全員研修を実施。公的研究費の不正使用等に係る内規を制定し、相談・通報窓口等所要の体制を整備。国と異 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費について中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現した点は高く評価できる。ラスパイレス指数は依然として120を上回っているが、毎年度着実に改善している点は評価できる。 随契削減について目標を大幅に上回って前倒し、21年度に全基地について一般競争入札を

		<p>なる諸手当や法定外福利費を見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> 随契比率は件数ベースで42%（前年度比▲12%）、金額ベースで58%（前年度比▲6%）。計画を前倒し、21年度中に全10箇所の国備基地操業委託について一般競争入札を実施。 など 	<p>実施した点は高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画を超えた一般管理費・業務経費の削減の削減を行っており、目標を達成している。 積極的に広報活動を行うと共に、広報機会を適切に捉えて組織のプレゼンスを向上させた点は高く評価できる。
石油開発	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> イラク国際入札への参加資格を獲得し支援体制構築、PDVSAと包括協力に関するMOU及び共同スタディ契約締結。ADNOCの要請に基づくCO2EORスタディ開始。 探鉱・資産買収出資7件、債務保証3件を採択。 露企業との東シベリア共同探鉱について、既存1件に加え、新規2案件を形成。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 資源外交の支援、機構トップによる積極的な資源外交等により主要産油国での権益確保へ結びついたことは高く評価できる。 我が国企業へのリスクマネー供給について昨年度採択実績以上の件数を達成。 太平洋パイプラインの建設が進展し、東シベリアでの露企業との探鉱活動が具体的な進展を見せている点は高く評価できる。
金属開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> JOGMECトップによるボリビア政府との交渉を行ったほか、リチウム回収技術開発を支援。南部アフリカでのレアメタル確保を推進。ベトナム、カザフスタンで資源外交とJOGMECスキームを連携させた民間企業支援を展開。 17カ国46地域でJV調査を実施し、うち2地域を我が国企業等へ引継ぎ。 JOGMEC発足以降初の債務保証2件、初の探鉱出資1件、探鉱融資9件。 など 	<ul style="list-style-type: none"> レアメタル・レアアース、リチウム等の重要な資源の権益確保のために資源国との関係強化を推進しており高く評価できる。 JV調査を実施し我が国企業等へ引き継いだことにより、権益確保に貢献したことは高く評価できる。 リスクマネー供給について採択件数・支援金額共に過去最高実績を達成しており高く評価できる。
資源備蓄	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 22年度からの国備石油基地操業の一般競争入札等導入につき、中期計画を前倒しで全基地で実施。 国家石油製品備蓄の開始、UAEとの共同備蓄を開始。 ASEAN+3の石油備蓄協力。 波方・倉敷両基地の24年度完成に向けて、湧水、金属管発錆へ対応しつつ、石油ガス地下備蓄基地建設を推進。 インジウム・ガリウムの追加等、レアメタル備蓄拡充。 など 	<ul style="list-style-type: none"> コスト削減に向け、競争入札導入の継続促進、工事仕様・内容等の見直しを実施した結果、目標値を下回った点は高く評価できる。 計画を前倒し、国家石油備蓄基地操業への一般競争入札を全10基地で実施した結果、3年間で約50億円の削減効果が見込まれる点は高く評価できる。 国家石油ガス地下備蓄建設工事の完了年度が計画に比べ遅れているものの、課題に対して適切に対処していること、他の備蓄業務の実績については極めて高く評価できる。
鉱害防止	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 小杉沢鉱山（秋田県）の工事支援により秋田県の鉱害防止工事（35カ所）が全て終了するなど、地方公共団体の鉱害防止対策が確実に進展。 金属資源保有国への情報提供・研修の実施により、我が国資源権益確保を側面支援。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対する地道な技術支援の取り組みを行い、鉱害防止支援を着実に進展させ、成果を上げている点は高く評価できる。 長年の経験、データの蓄積を活かした資源保有国への支援などに積極的に取り組み、資源外交ツールに繋げている点は高く評価できる。 半永久的に続く鉱害防止事業のコストの大幅な削減や環境負荷の軽減に繋げる意欲的な試みを推進したことは高く評価できる。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入56億円（前年度比約5億円増）。 計画の一部前倒しを図りつつ、保有資産の売却処分を推進。 当期損失▲26億円。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入の拡大が認められ評価できる。 当期損失の発生原因について検証した結果、機構の業務運営に問題があるものではないと判断。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見（H22.12.22）（個別意見）

- 本法人においては、平成22年11月に元職員が収賄容疑で逮捕される事件が発生している。今般の事件を踏まえ、本法人における適切な業務運営を確保するため、法人内部における内部統制システムについて、厳格な評価を行うとともに、今後の評価に当たっては、再発防止策の適正な運用が確保されているかについて検証し、必要な改善を促すべきである。
- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価においては、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方」に留意した検証が評価結果において言及されていない状況がみられた。今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:前田 正博)
目的	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
主要業務	1新たな価値を創造する事業展開の促進(専門家の派遣、ビジネスマッチング、ファンド出資、インキュベーション事業等)に関する業務。 2経営基盤の強化(中小企業大学校における人材育成、工場等の共同化や商店街等における施設整備に対する融資の実施、地域の経営資源の活用等による事業化支援、中心市街地等における商業機能強化支援等)に関する業務。 3 経営環境変化への対応の円滑化(中小企業再生支援協議会への支援、再生ファンドへの出資、小規模企業及び中小企業を対象とした共済事業等)に関する業務。 4 期限の定められている業務(産業用地の分譲等)。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	中小企業基盤整備機構分科会(分科会長:伊丹 敬之)
ホームページ	法人: http://www.smrj.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2010/
中期目標期間	5年(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
〈総合評価〉	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. 「2. サービスの質の向上」については、19年度から、中項目を設定した上で、中項目ごとの評価に変更。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
〈項目別評価〉							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2. サービスの質の向上	A	A					
(1)新たな価値を創造する事業展開の促進			A	A	A	A	
(2)経営基盤の強化			A	A	A	A	
(3)経営環境の変化への対応の円滑化			B	A	A	A	
(4)期限の定められている業務			B	B	A	B	
3. 財務内容	A	B	B	C	B	B	
4. 業務運営に関する総括的・横断的事項	A	A	A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 中期計画目標において設定された削減目標(一般管理費、人件費、運営費交付金)について、いずれも目標を大きく上回る削減を達成したことは高く評価できる。
- ・ 多くの企業が業績不振に苦しむ環境下であって、売上高平均伸び率、課題解決率、事業化率等について、所期の目標を高い水準で達成した上で、さらに当初計画では目標を設定していなかった業績の向上、雇用の確保等の点においても、大きな事業効果が現れたことは高く評価できる。
- ・ 中小企業にとって経営環境が厳しさを増す中で、地域資源活用支援事業、農商工連携支援事業の本格展開と、人材育成、国際化支援等、地域・中小企業活性化のための対策等を高い水準で実施したことは高く評価できる。
- ・ セーフティネットの充実と再生支援の強化について、機構の全国ネットワークを活かし、所期の目標を極めて高い水準で達成したことは高く評価できる。
- ・ 機構が運営管理している田川工業用水道事業については、理事長以下が率先して関係地方公共団体、受水企業等と交渉を進め、25年度末までに移管することで福岡県と合意、昭和57年来の懸案の課題が解決したことは高く評価できる。
- ・ 繰越欠損金削減計画を策定し、運用管理を徹底することにより繰越欠損金を大幅に削減したことは高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費の削減:前年度比 6.8%削減(中期計画目標 毎年度平均で前年度比3%以上) ・ 総人件費の削減:17年度と比較して 12.5%削減(中期計画目標 18年度からの5年間で5%以上を23年度まで継続) ・ 運営費交付金を充当して行う業務経費(退職手当を除く)の削減:前年度比 8.8%削減(中期計画目標 毎年度平均で前年度比1%以上) ・ (内部研修)研修テーマ数 75 テーマ(20年度の1.7倍)、研修回数 132回(同1.9倍)、延べ受講者数 1,799人(同1.8倍) (研修への派遣)中小企業診断士養成課程4人、省庁や外部研修機関が実施する新政策、金融・経営、会計・内部監査等専門分野の研修 60人 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画目標において設定された削減目標(一般管理費、人件費、運営費交付金)については、いずれも目標を大きく上回る削減を達成したことを高く評価。 ・ コーディネート能力等に優れた人材を育成するため、職員に対する内部研修及び職員の研修への派遣について積極的に取り組んだことを高く評価。 ・ KPI(重要業績評価指標)等の仕組みを導入し、全役員・全管理職員等が事業の進捗状況等を共有することにより組織全体として効率的かつ効果的に事業を推進したことを高く評価。
新たな価値を創造する事業展開の促進	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家継続派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 課題解決率:100%(中期計画目標 80%) ➢ 売上高平均伸び率:28.1%(中期計画目標 25%) ・ 販路開拓コーディネート事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 支援企業数 112社 ➢ マッチング率:80.4%(中期計画目標 50%) ・ 新連携支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家継続派遣事業については、課題解決率 100%(中期計画目標 80%)、支援企業の売上高平均伸び率 28.1%(同 25%)ともに高い水準で中期計画目標を達成したことを高く評価。さらに、経常利益平均が 12,197.0%増、従業員数平均が 11.9%増と大きな事業効果が発現。 ・ 販路開拓コーディネート事業については、中期計

		<ul style="list-style-type: none"> ➢相談等件数:7,670 件 ➢法律認定件数:119 件(累計:702 件) ➢事業化件数:106 件(累計:517 件) ➢事業化率:86.0%(中期計画目標 50%) <p style="text-align: right;">など</p>	<p>画目標を大きく上回るマッチング率を達成したことを高く評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新連携支援事業については、厳しい経済環境下にあっても、中期計画目標を大きく上回る 86.0% の事業化率を達成した上で、従業員数平均が 8.3% 増と大きな事業効果が現れたことを高く評価。さらに、これまでの販売達成金額累計は 893 億円と大きな事業効果が発現。
経営基盤の強化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 地域資源活用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢相談等件数:10,592 件 ➢法律認定件数:240 件(累計:823 件) ➢事業化件数:228 件(累計:490 件) ➢事業化率:76.1%(中期計画目標 50%) • 農商工連携支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢相談等件数:6,624 件 ➢法律認定件数:187 件(累計:370 件) ➢事業化件数:126 件(累計:157 件) • 人材育成事業(中小企業大学校) <ul style="list-style-type: none"> ➢受講者数:29,482 人 ➢研修回数:1,012 回 ➢受講者の役立ち度:96.7%(中期計画目標 90%) • 高度化事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢貸付先の目標達成度:100%(中期計画目標 80%) • 施策情報の提供(J-Net21) <ul style="list-style-type: none"> ➢年間アクセス件数:3,564 万件(中期計画目標:第 2 期中期計画最終年度における年間アクセス件数 2,500 万件) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 機構のネットワーク等を活かした全国ベースの販路開拓支援、事業化に向けた一貫したハンズオン支援等により、①地域資源活用支援事業については中期計画目標を大きく上回る事業化率を達成したこと、さらに販売達成金額累計は 259 億円と大きな事業効果が発現、②農商工連携支援事業については事業開始2年で 126 件(累計 157 件)の事業化を達成したことを高く評価。 • 人材育成事業(中小企業大学校)については、施策課題に対応した研修を幅広く実施、長期研修に幹部を派遣する企業は中小企業全体と比較して売上高の増加率は高く(長期研修派遣企業 120.1%/中小企業全体 96.8%)、雇用確保の点等で高い事業効果が現れたことを高く評価。 • 高度化事業の貸付先の目標達成度、施策情報の提供(J-Net21 のアクセス件数)等については、中期計画目標を大幅に上回り達成したことを高く評価。
経営環境の変化への対応の円滑化	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業倒産防止共済事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢加入件数:30,497 件(年度計画目標 16,000 件) ➢審査期間 10 営業日以内の割合:86.0%(中期計画目標 80%) • 小規模企業共済事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢加入件数:80,785 件(年度計画目標 60,800 件) • 中小企業再生支援協議会への支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢助言件数:5,804 件(20 年度の 1.4 倍) ➢協働支援件数:75 案件(39 協議会)(同 3.8 倍) ➢再生支援専門家の派遣:8 案件、475 人日(同 1.8 倍) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体、金融機関、税務関係団体、中小企業支援団体等、地域機関との連携による加入促進等を積極的に展開した結果、①中小企業倒産防止共済事業については年度計画目標を大きく上回る加入件数 30,497 件(目標の 1.9 倍)を達成したこと、②小規模企業共済事業については年度計画目標を大きく上回る加入件数 80,785 件(目標の 1.3 倍)を達成したことを高く評価。 • 全国の再生支援協議会(47 協議会)の活動を支援するため、助言・情報提供、研修等を実施し、20 年度実績を大きく上回る支援を実施したことを高く評価。
期限の定められている業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 産業用地業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢企業等接触件数:8,689 件(年度計画目標 6,000 件) • 田川工業用水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢平成 25 年度末までに移管することで福岡県と合意し、昭和 57 年来の懸案の課題を解決 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 産業用地業務については、顧客開拓に注力し、年度計画目標を大きく上回る 8,689 件の接触件数を達成したことを高く評価。 • 田川工業用水道事業については、理事長以下が率先して関係地方公共団体等と交渉を進めた結果、昭和 57 年来の懸案の課題が解決したことを高く評価。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> • 法人全体の当期総利益 2,297 億円 • 小規模企業共済勘定 <ul style="list-style-type: none"> ➢21 年8月に基本ポートフォリオを改定し、繰越欠損金削減計画(21 年度から 13~15 年で欠損金を解消する計画)を策定 ➢繰越欠損金:7,602 億円(2,301 億円の削減)(発足時:9,363 億円、20 年度:9,903 億円) • 一般勘定(高度化事業) <ul style="list-style-type: none"> ➢17 年度末の不良債権額(1,765 億円)に対する 21 年度末不良債権額:910 億円(中期計画目標:17 年度末不良債権額 1,765 億円を 22 年度までの5年間で概ね半減) • 中小企業倒産防止共済勘定 <ul style="list-style-type: none"> ➢共済貸付金回収業務(回収率の向上等)累計回収率の推移:18 年度 84.9%→21 年度 85.3% <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 法人全体として、多額の利益を計上したことを高く評価。 • 繰越欠損金削減計画を策定し、運用管理を徹底することにより繰越欠損金を大幅に削減したことを高く評価。 • 高度化事業については 17 年度末不良債権額を 22 年度までの5年間で概ね半減する目標の達成に向けた取組みを着実に実施したこと、償還猶予先に対して経営改善計画を策定させ、アドバイザー派遣、診断等により財務改善支援を実施したことなどを高く評価 • 中小企業倒産防止共済制度における共済貸付金回収業務については、延滞発生直後の早期督促等回収向上を図るための各種対策を継続して実施していることを高く評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

⑨ 国 土 交 通 省

法人名	独立行政法人土木研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:坂本 忠彦)
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	土木研究所分科会(分科会長:高橋 保)
ホームページ	法人: http://www.pwri.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	極めて順調	S	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 法人は平成18年4月に(独)土木研究所と(独)北海道開発土木研究所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>					
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					
(1)研究開発の基本的方針	4点×2	4点×2	4点×2	S×2	
(2)技術的課題に対する取組	3点	3点	3点	A	
(3)他の研究機関との連携等	4点	4点	4点	S	
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4点	4点	4点	S	
(5)技術の指導及び研究成果の普及	4点×6 3点×1	5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	S×4 A×3	
(6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	4点	5点	5点	SS	
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3点	3点	3点	A	
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3点	3点	3点	S	
2.業務運営の効率化					
(1)組織運営における機動性の向上	3点	4点	4点	S	
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3点	3点	3点	A	
(3)業務運営全体の効率化	3点	4点	4点	S	
(4)施設、設備の効率的利用	4点	3点	4点	S	
3.予算、収支計画及び資金計画					
(1)予算	3点	3点	3点	A	
(2)収支計画					
(3)資金計画					
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	
5.重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	
6.剰余金の使途		—	—	S	
7.その他の主務省令で定める業務運営に関する事項					
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	S	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 重点プロジェクト研究および戦略研究に対して目標(60%)を大幅に上回る73%の研究費が充当され重点化が図られているとともに、損傷を受けた鉄筋コンクリート橋脚に対する早期応急復旧技術の開発等、国の技術基準に直接反映されるような、社会ニーズに的確に対応した質の高い研究成果が得られていることは評価。
- 平成21年度に作成・改訂された39件の技術基準類に土木研究所の研究成果が反映された。この数が前年度よりほぼ倍増していることを評価。また、社会的背景(環境汚染、洪水、土砂災害)を踏まえた「道路土工要綱」や建設コスト縮減と耐震性能の向上を目的とした「北海道における複合地盤杭基礎の設計施工法に関するガイドライン」へ土木研究所の研究成果が反映されていることは、社会のニーズに的確に受け止めた研究による成果普及の好事例として評価できる。
- 剰余金について、目的積立金の承認の基準が厳しい中、国土交通大臣・財務大臣の承認手続を経て、法人の経営努力により生じた目的積立金として承認を受けている(内閣府の20年度の調査では、現中期目標期間(18年度以降)において目的積立金の認定を受けている研究開発独法は、調査対象の29法人中、土木研究所を含め7独法に過ぎず、その中で土木研究所の認定額は4番目に多い)。この目的積立金制度の積極的な活用により、ICHARM棟を改修し、研究基盤を整備・充実したことを高く評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「重点プロジェクト研究」、「戦略研究」、「一般研究」及び「萌芽的研究」の研究カテゴリーと合わせ、「研究方針研究」により長期展望に基づき、将来必要となる技術等の抽出や研究の方向性の検討を行うなど、体系的に研究を推進した。このうち、研究所の中期目標の達成に係わる重点プロジェクト研究及び戦略研究に対し、全研究予算の73%を充当するなど、中期目標の達成に向けての重点的な研究開発を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 重点プロジェクト研究および戦略研究に対して目標(60%)を大幅に上回る73%の研究費が充当され重点化が図られている。 重点プロジェクト研究も重要ではあるが、基礎的な研究が行いにくくなる可能性も大きいので、十分注意されたい。 土砂災害などに対し、新たな災害対応の取り組みが期待される。 量的な拡大だけでなく、研究成果がどのように国民生活に貢献するのかという見通しや、他機関との連携も必要である。
他の研究機関との連携等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国内の研究機関等との積極的な情報交流や、より高度な研究の実現と研究成果の汎用性の向上を図るため、国内機関との協定の締結や、協力活動を行った。協定については、新たに香川高等専門学校と構造物メンテナンス研究センター(CAESAR)との間で「市町村の道路管理者の橋梁維持管理技術力育成に関する協定書」を締結した。協力活動については、20年度に続き、産業技術総合研究所との間で締結した連携・協力協定に基づく活動等を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 香川高専とCAESARとの「橋梁維持管理技術力育成に関する協定書」に基づく研究協力は、地方の実情把握と的確な対策に目配りをする上で重要な一歩であり、このような協定事例の増加を期待。 他機関との連携について、土木研究所が積極的・戦略的に進めることも重要。 共同研究や、国際交流の成果内容について、具体的な記述を望む。 研究連携の量的な拡大だけでなく、交流が研究内容の向上にどう貢献したかについても留意を望む。
技術の指導及び研究成果の普及(技術の指導)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 各地で発生した地震災害、土砂災害、道路斜面災害等の災害に対し、国土交通省や地方公共団体からの要請を受け、現地調査や復旧対策等の指導助言を行った。21年度に国、地方公共団体等からの要請に基づき、延べ37人の職員を派遣した。 	<ul style="list-style-type: none"> 駿河湾を震源とする地震への対応、山口県防府市の土砂災害への対応等、災害時緊急派遣に積極的に対処し、適切な災害対応への多大な貢献は、高い技術力を持つ土木研究所ならではの取組として高く評価 事後後の対応だけでなく、事前対応を図る方法に関する研究も重要。
技術の指導及び研究成果の普及(技術基準及びその関連資料の作成への反映等)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 土木研究所の研究成果を世に広く提供するため、国土交通省をはじめとする中央官庁や、学術団体、公益法人などの各機関が発行する各種技術基準類の策定・改定作業に積極的に参加した。また、研究によって得られた最新の知見ならびに多くの経験等を整理し、有益なマニュアル等を作成・公開した。 	<ul style="list-style-type: none"> 策定・改訂が予定される基準類への参画活動が高い水準で継続されていることを評価。 国際標準を確保すればインフラ輸出にもプラスであり、技術基準やその関連資料作成も国際化を意識することを提案。
水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> アジア開発銀行(ADB)が専門家グループに作成を依頼した水安全保障に関する報告書「アジア水安全保障展望II(Asian Water Development Outlook II, AWDO 2010)」において、ICHARMは水災害リスクの軽減と洪水管理をテーマとする知識ハブとして、災害危機管理、コミュニティ防災、適応策に焦点をあてた重要事項を担当し、水災害リスク評価指標の開発などを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> アジアの水災害軽減に向けたアジア開発銀行(ADB)と共同の「地域技術協力プロジェクト(RETA7276)(平成21年11月協定書調印)による連携を高く評価。ADBが日本の機関とこのような連携を行うことは初めてであり、ICHARMの高い技術力、これまでの国際貢献活動の実績が国際的に評価されて画期的な実績である。
組織運営における機動性の向上	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 20年度予算より創設した、理事長の総合的な判断のもと、研究予算の一部を特定の研究課題に重点的に配分する「理事長特別枠」制度について、さらに拡充を行った。21年度は20年度に選定した5課題に加え新たに10課題を選定した。また22年度実施課題として、6課題を選定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究の一体化強化のために設けられた理事長特別枠による研究課題を充実させたことは、トップマネジメントの模範となる活動として高く評価。 研究グループ制、研究ユニット制といった社会行政ニーズに柔軟に対応できる組織により、効率的な研究実施体制がとられていることを評価。 「土研コーディネートシステム」等により地方整備局等の事業実施機関や民間研究機関との技術相談機能の充実を図り、前年度を大幅に上回る相談(217件(20年度)→915件(21年度))に対応していることを評価。 講演会やフォーラムの機会を利用した臨時の技術相談窓口の設置したことを積極的な取組として評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人建築研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:村上 周三)
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)
ホームページ	法人: http://www.kenken.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h21jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	極めて順調	S	順調	順調	極めて順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価の項目1.(2)の()内は第2期中期計画における項目名を表す。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性向上	3点	A	3点	3点	4点	A	
(2)研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充 (2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築)	4点×2	S×2	4点	3点	4点	A	
(3)業務運営全体の効率化	3点×3	A×3	3点×3	3点×3	3点×3	A×3	
(4)施設、設備の効率的利用	4点	S	3点	3点	4点	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	4点×1 3点×1	S×1 A×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	5点×1 4点×1	S×2	
(2)他の研究機関等との連携等	4点×2	S×2	4点×2	4点×2	4点×2	S×2	
(3)外部資金の活用			3点	3点	3点	A	
(4)技術の指導				4点	5点	S	
(5)研究成果等の普及	4点×4	S×4	4点×5	4点×4	5点×1 4点×3	S×3 A×1	
(6)地震工学に関する研修	5点	SS	4点	5点	5点	S	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	3点	A	3点	3点	4点	A	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	4点	S	—	—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3点	A	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点	A	3点	3点	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はAとする。
(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
<ul style="list-style-type: none"> 社会経済的な変動に伴って研究課題も変化するので、進捗状況をみながら研究方向を的確に判断するため、臨機応変に対応できる体制により、研究開発に取り組まれたい。 一般住宅において環境問題に対する国民の意識の一層の向上につながる研究を期待する。 優良住宅を社会資産として整備して海外に技術移転できる研究、住宅・建築等の国際技術基準につながる研究、建築技術の高度化に伴い複雑化する技術基準の円滑な運用に資する研究に取り組まれたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針 (社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 社会的要請の変化に対応するため、建築研究所は、「低炭素社会の構築」「住宅等の長期使用」「超高層建築物の安全 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度末に変更した中期計画で新たな柱とした「低炭素社会」「住宅等の長期使用」「超高層建築物」「アスベスト」など、社会的関心

<p>応)</p>		<p>対策」「アスベスト対策」の4つを見直しの柱とし、平成 20 年度末に重点的研究開発課題の見直しを行った。これを踏まえ、平成 21 年度の建築研究所は、重点的研究開発課題に対応した具体的な研究開発課題として、平成 21 年 4 月より新たに開始した 12 課題を含め、計 16 課題に取り組んだ。</p>	<p>やニーズの高い 12 課題を新たに重点的研究開発課題として適確に設定し推進した。また、「建設廃棄物に由来する再生骨材・木震再生材料の活用技術の開発」など建築基準法、省エネルギー法、住宅品質確保法等国の技術基準に反映されるような質の高い成果をあげており、極めて適切に対応している。</p>
<p>研究成果等の普及(建築・都市計画技術の高度化並びに建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発の計画的な推進)</p>	<p>1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築研究所の基盤研究の中には、今後、産業界や学会の動向、社会的情勢を踏まえ、重点的研究開発課題に発展する可能性が高い研究も含まれている。例えば、「鉄筋コンクリート構造部材の損傷評価手法の精緻化に関する基礎的研究」では、長周期地震動の発生時に高層建築物が多数回の繰り返し作用応力で損傷する可能性があることから、高強度鉄筋コンクリート造による柱梁部材と柱梁接合部の構造実験を実施し、その破壊モードを特定している。今後、建築研究所が平成21年度より実施している超高層建築物の安全対策に関する重点的研究開発課題を深化する場合には、この基盤研究の知見を取り込むことが考えられる。また、「人口減少社会等の変化に対応した土地利用計画に関する研究」では、高度経済成長期に今後の市街化を見込み市街化区域として線引きしていた地域について、自治体がその後の人口減少社会等の変化に対応し、市街化調整区域に戻す土地利用計画を実施する可能性を有していることから、その先進地域として埼玉県の事例を取り上げ、今後の対応について検討している。同様の状況は大都市圏地域に共通する課題であることから、今後、建築研究所の重点的研究開発課題に発展する可能性を有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波の発生過程を解明するプログラムの開発、ノンエンジニアド住宅の耐震性向上に関する課題等や気候変動、環境問題、蒸暑地域住宅の研究等、アジアなど開発途上国における地震災害低減、環境改善に関する課題のほか、鉄筋コンクリート部材の損傷評価など社会的ニーズに応える研究にも意欲的に取り組んでおり、高強度鉄筋コンクリート造による柱梁部材と柱梁接合部の構造実験をとおして長周期地震動の発生時に高層建築物多数回繰り返し作用応力で損傷する可能性に関するデータと知見を整備するなど、社会的に注目され、かつ将来の技術基準整備につながる成果も着実にでている。
<p>地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動</p>	<p>2(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 35 年(1960 年)の研修開始より 50 年目となった平成 21 年度は、長期・短期併せて開発途上国等からの 30 名程度に研修を行う目標に対し、55 名の研修生を受け入れた。これにより、研修修了者の総数(平成 22 年 3 月末時点)は、96 カ国・地域から 1,435 名に達した。国際地震工学研修では、地震工学等に関する知識の深化、技術の進歩が早いことから、常に最新のデータや技術的知見を反映するよう、毎年カリキュラム等の見直しを行っている。また、JICA が修了生に対して行うアンケート結果も、見直しの際に活用している(平成 21 年度のアンケート結果は、例年と同様、修了生の満足度は高かった)。このようなこともあり、開発途上国においても、新たに国際地震工学研修を受講したいという要望は依然として高く、また、過去に受講した研修生からも、最新の技術を再習得したいという要望もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去 50 年間途上国を中心に世界の地震学及び地震工学の普及を行った結果、研修終了後それぞれの国で要職に就き活躍する人が増えていることはこれまでの地震工学国際研修の優れた成果である。特に東南アジアなど途上国の耐震技術の向上に向け、これからの貢献をさらに期待したい。 ・地震カタログの作成・公表や講義ノート(英語)の公表などの成果については、今後の活用状況を調べる必要がある。 ・地震多発国からの研修生を重点的に受入れ、日本の地震工学分野の先進性をアピールされたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大橋 徹郎)
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証。4 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査。5 前各号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.ntscl.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17 年度	第1期中期 目標期間	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	備考
<総合評価>	極めて 順調	S	極めて 順調	極めて 順調	極めて 順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	4点×2	S×2					
(2)人材活用	4点	S					
(3)業務の効率化	3点	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)中期目標期間中に実施する研究	4点	S					
(2)重点研究領域における研究の推進	4点	S					
(3)研究者の資質向上	4点	S					
(4)研究者評価の実施	4点	S					
(5)研究交流の推進	4点×2	S					
(6)国際活動の活発化	4点	S					
(7)受託研究、受託試験の実施	5点	SS					
(8)施設・設備の外部による活用	3点	A					
(9)成果普及、活用促進	4点	S					
(10)自動車等の審査業務	4点	S					
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	3点	A					
(2)収支計画	3点						
(3)資金計画	3点						
4.短期借入金の限度額	—						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	—						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	4点	A					
(2)人事に関する計画	4点×1 3点×1	S					
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.質の高い研究成果の創出			5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	5点×1 4点×6	S×4 A×3	
2.自動車等の審査業務の確実な実施			4点×2 3点×1	4点×3	4点×3	S×1 A×2	
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施			4点	4点	4点	A	
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応			4点	4点	4点	S	
5.組織横断的事項			4点	4点	4点	A	
II.業務運営の効率化							
1.研究活動の効率的推進			4点	4点	4点	A	
2.自動車等の審査業務の効率的推進			4点	4点	4点	A	
3.管理・間接業務の効率化			3点	3点	3点	A	
III.予算、収支計画及び資金計画							
IV.短期借入金の限度額			3点	—	—	—	

V.重要財産の処分計画				—	—	—
VI.剰余金の使途				—	—	—
VII.その他業務運営に関する事項			4点	4点	3点	A

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。 <p>(課題・改善点、業務運営に対する意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度は世界市場において日本企業が製作する車両のリコールが発生したが、こうした外国で発生するリコール事案についてもこの研究所の役割がより発揮され得る機会があったのではないかと考える。また、国に先行して社会動向を分析して新基準に関する研究を行うなどの取り組みでもこの研究所の役割が存在すると思われる。 今後は、このような市場の国際化や新技術への対応にもさらなる積極的な対応を期待する。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的・計画的な 人材確保	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 衝突安全性、車輪・レール工学、材料強度学、材料疲労学、材料設計学などの専門分野を有する客員研究員 15 名を招聘。 研究成果から得た知見を生かし、各分野の専門家として国土交通省や環境省の検討会やワーキンググループ、事務局等にのべ 173 名(うち若手研究員 32 名、常勤研究職員一人当たり 4.0 件)の職員を参画。 自動車等審査部門に 4 名の研究職員を併任させ、専門能力を新技術(プラグインハイブリッド、リチウムイオン電池、配光可変型前照灯)を採用した車両の審査に活用。 自動車安全研究領域部門に 6 名の自動車等審査職員を併任させ、自動車審査部門と共同で、側面衝突時における乗員保護装置の性能評価手法に係る試験、研究を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な人材確保、研究者の育成および職員の意欲向上など、人的な資源の活用と活性化について積極的な試みが多く見られ、少ない所員といった環境を解決する多くの取り組みがみられる。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全環境研究所は、自動車審査及びリコール技術検証業務と研究業務をひとつの組織で実施しており、他の研究開発系の独立行政法人とは異なる面を有している。研究所ではこの特質を前向きに捉え、職員の交流等を推進することで、各業務に相乗効果を発揮することに努めている。
諸外国の関係機 関との連携強化	I 4	<ul style="list-style-type: none"> 研究者 8 名及び自動車審査官 9 名で国連における 7 つの専門家会議毎に担当者を定め、当該会議及び国内対応会議に参加。 国連の 27 の専門家会議にのべ 33 名の担当者が参画し、研究成果及び審査方法の知見を活用し、自動車の国際基準調和について専門的立場から技術的な支援を実施。 各専門家会議の下に設置されている 14 件のインフォーマルグループ(基準原案作成の作業部会)に政府代表構成員として参加。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国を支援して国際基準調和活動に積極的に対応することで、日本の自動車産業が有する先進的な技術を世界のデファクトスタンダードにすることに成功している。
審査結果及びリコ ールに係る技術 的検証結果等の 審査方法への反 映	II 2	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年に発覚した、リコールに係る不正行為に関連し、当該メーカーに対して、厳格な審査を実施(4 件)。 リコールに係る技術的な検証結果を審査業務に活用するほか、審査で得た情報をリコール技術検証部に提供するなど、日頃から密に情報共有、意思疎通。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度は世界市場において日本企業が製作する車両のリコールが発生したが、こうした外国で発生するリコール事案についてもこの研究所の役割がより発揮され得る機会があったのではないかと考える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> リコール技術検証業務については、評価結果において、着実な実施状況にあると認められるとされており、総合評価においても、「平成 21 年度は世界市場において日本企業が製作する車両のリコールが発生したが、こうした外国で発生するリコール事案についても本法人の役割がより発揮され得る機会があったのではないかと」とされている。自動車リコールについては、平成 21 年秋以来、国内外でしばしば大きく報道がなされる中、内閣府消費者委員会より、平成 22 年 8 月 27 日に「自動車リコール制度に関する建議」が公表され、リコール技術検証業務についても再リコールへの対応を行うよう指摘されており、引き続き社会的関心が高い状況にある。また、当委員会においても、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 22 年 11 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会)において、リコール技術検証業務について、高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合への対応、またユーザー目線に立った迅速かつ確実な対応等を行う必要性等について指摘しているところである。今後の評価に当たっては、このような指摘への対応など、本法人が次期中期計画に基づき行う取組の進捗状況について業務実績報告書等で明らかにした上で、法人の取組が適切なものとなっているかという観点から、引き続き重点的に評価を行うよう留意すべきである。

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:井上 四郎)
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.nmri.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm

中期目標期間 5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VI.までは第2期中期計画における項目を表す。</p> <p>5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の改善	4点×3 3点×1	S×3 A×1					
(2)競争的環境の醸成	4点	S					
(3)一般管理費の縮減	4点	A					
(4)研究所の運営総経費に占める研究業務経費割合の拡大	4点	S					
(5)アウトソーシングの推進	3点	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究対象領域の設定	4点	S					
(2)中期目標期間中に重点的に取り組む研究	4点	SS×1 S×1 A×1					
(3)効率的な研究実施	4点	S					
(4)研究交流の促進	4点	S					
(5)研究成果の普及、情報提供	4点	S					
(6)施設・設備の外部利用等	3点	S					
(7)国際活動の活性化	4点	S					
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算							
(2)収支計画	4点						
(3)資金計画		S					
4.短期借入金の限度額	—						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	4点						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	4点	S					
(2)人事に関する計画	3点	A					
I.中期計画の期間							
II.基本方針							
III.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.戦略的企画と研究マネジメントの強化			4点	4点	4点	A	
2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究			5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	S×2 A×2	
3.基礎研究活動の活性化			4点	4点	4点	A	
4.国際活動の活性化			4点	5点	4点	S	
5.研究開発成果の普及、活用の促進			4点	4点	4点	S	
IV.業務運営の効率化							
1.柔軟かつ効率的な組織運営			4点				
2.事業運営全般の効率化			3点	4点	3点	A	
V.財務に関する事項			3点	3点	3点	A	
VI.業務運営に関する重要事項			3点	4点	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 本研究所の国際活動の最終目標は、技術的バックグラウンドの提供にとどまらず、国際基準策定のリーダーシップをとり続けることとすべく、今後も一層国際的情報発信を行うことを期待する。
- 行政を支援するという研究所の性格のため、一般国民にその活動が理解されにくい環境にあると考える。独法を巡る厳しい環境下、成果の発信に一層努め、理解促進を図ることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
政策課題解決のために重点的に取り組む研究	Ⅲ2	<ul style="list-style-type: none"> • 船舶の事故原因分析手法の構築では、研究所が有する先進的な技術を駆使し、正確かつ効率的なデータ計測・解析、これまでにない事故状況のリアルな再現等の総合的な事故解析システムを構築。 • 超大型コンテナ船の安全評価手法構築では、評価手法が存在しなかったパラメトリック横揺れ(波浪中の復原力が大きく変動することにより引き起こされる大振幅横揺れ)の評価手法として、船体運動の計算において世界のトップランナーである研究所が開発した 6 自由度の時系列計算法を応用するとともに、同計算法による計算結果を波浪分布表を用いて 25 年の長期間に展開するという横揺れ角長期予測法を世界に先駆けて開発し、IMO において安全基準適合の評価手法として提案し、認知された。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • すべての事項について年度計画を超える成果を上げるとともに、特に、船舶の事故原因分析手法の構築及び超大型コンテナ船の安全評価手法構築について年度計画を超える目覚ましい成果をあげていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
国際活動の活性化	Ⅲ4	<ul style="list-style-type: none"> • 船舶からの CO2 排出削減に関し、①研究所が保有する船舶に関するデータベースを活用し、船種(タンカー、ばら積貨物船、コンテナ船等)、大きさ毎の燃費効率指標の平均値を算出するとともに、②今後実用化が見込まれる多種多様な CO2 排出削減技術について、専門的知見を踏まえてその実現時期を設定するとともに、21 年度の研究成果により燃費効率指標の計算が可能となった船型要目最適化プログラム(HOPE)を用いて、各々の技術による CO2 排出削減量(燃費改善幅)を算出し、国に提供。これを元に我が国は、他産業に先がけ、国際海運の分野で国際条約による CO2 排出削減のための我が国提案を元にした条約改正案の策定に貢献。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • すべての事項について年度計画を超える成果を上げるとともに、特に、IMO への積極的かつ効果的な参加及び行政の支援、中でも CO2 排出削減のための我が国提案を元にした条約改正案の策定に貢献した研究所の活躍については、年度計画を超える目覚ましい成果をあげていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
研究開発成果の普及及び活用の促進	Ⅲ5	<ul style="list-style-type: none"> • 研究所が開発した総合的な事故解析技術を活用し、運輸安全委員会から多様な事故解析を 6 件受託。いずれも迅速に解析し年度内に報告。運輸安全委員会が 21 年度に報告した重大海難事故 10 件のうち、7 件が衝突、沈没等の船舶の運航性能・技術に関するものであり、そのうち、5 件については、研究所の事故解析結果に基づくものであり、事故原因究明に大いに貢献。 • 知財戦略により、特許出願及びプログラム登録数が年度計画の 2 倍となったことに加え、民間との共同研究成果を共同出願し、民間利用を確実にすること、知的財産利用に向けた研究連携主管による働きかけなどにより、使用料収入も過去最高額の 34 百万円に達した。 • 民間企業で経験のある知財専門家を配置し、特許、論文、技術広報、規制等の様々な技術情報を解析するとともに、特許出願計画策定をサポートするなど体制を整備。さらに、今後の特許権の維持に関する基本方針を策定し、使用許諾が見込めないものについては、維持費用が高額となる登録 7 年目以降、維持しないとするなど、特許権維持費用を抑制。 • 特許使用料収入は 2 百万円、プログラム使用料収入は 32 百万円を超え、いずれも過去最高額。 	<ul style="list-style-type: none"> • 民間出身の知財専門家を積極的に活用して、今後の特許権の維持に関する基本方針を策定し、使用許諾が見込めないものについては、維持費用が高額となる登録 7 年目以降、維持しないとするなど、特許権維持費用の抑制を図ることとしたことは、他の独法に見られない取り組みであり、評価できる。 • 事故解析センターの事業を軌道に乗せたことは中期計画にも無かったことであり、大いに評価できる。 • 知財収入が過去最高額を達成したことは、運営費交付金に大きく依存せざるをえない研究開発独法の状況に鑑み、その努力を高く評価すべきである。 • 研究成果の政策立案への貢献に留まらず、運輸安全委員会からの事故解析を受託するなど、成果の普及及び活用の促進が伺える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:金澤 寛)
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2 1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4 1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5 前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田 勝彦)
ホームページ	法人: http://www.pari.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	極めて順調	SS	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目IV.までは第2期中期計画における項目を表す。</p> <p>5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	5点	SS					
(2)人材活用	5点×1 4点×2	S					
(3)業務運営	3点×2	A					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究活動の推進	5点×1 4点×5	SS×1 S×3					
(2)他機関との有機的連携	4点×3	S					
(3)研究成果の公開・普及及び技術移転	5点×1 4点×5	SS					
(4)研究者評価	4点	S					
(5)国土交通大臣指示への対応	5点	S					
3.予算、収支計画及び資金計画	3点						
4.短期借入金の限度額	—						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	3点	A					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	S					
(2)人事に関する計画	4点	A					
I.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営			4点	4点	5点	S	
(2)効率的な研究体制の整備			4点	4点	4点	S	
(3)管理業務の効率化			4点	4点	4点	A	
(4)非公務員化への適切な対応			3点	3点	4点	A	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出			4点×6	4点×6	5点×1 4点×5	S×3 A×3	
(2)研究成果の広範な普及・活用			5点×1 4点×7	5点×1 4点×6 3点×1	5点×2 4点×	S×4 A×4	
(3)人材の確保・育成			4点×2	4点×1 3点×1	4点×2	A×2	
III.適切な予算執行			3点	3点	3点	A	
IV.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画			3点	3点	4点	A	
(2)人事に関する計画			3点	3点	4点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 中期目標の達成状況として、全ての項目について「優れた」又は「着実な」実績を上げていると認められるため。
- (課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 国内外の研究機関・研究者とのネットワークの有効活用を図るように工夫頂きたい。特に研究所のネットワークを活用して、インフラ海外輸出にも貢献されるよう期待している。

- 新たに整備された「大規模地震津波実験施設」等を活用して、当研究所が国内外の災害発生時の技術支援の中心的役割を果たす組織となることを期待している。
- 研究成果を社会へより広く発信・周知するため、ホームページ等の内容やデザインを改善し、その機能や利用度の充実を図る必要がある。
- 学術論文の発表・公表に関して、国際的に高い評価を受けている登録論文集への投稿もさらに促したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な 研究所運 営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 研究所運営に係る多様な事項について、理事長によるトップマネジメントを中心とした迅速な意志決定に努め、戦略的な研究所運営に取り組んだ。その際、幅広い視点から多角的な検討を行うため、経営戦略会議及び幹部会を各会議の性格に応じて適宜開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 経営戦略会議等により効率的な研究所運営、役職員間での意見交換及び他機関との情報交換及び人事交流などの「戦略的な研究所運営」の取組みにより、港湾空港分野における世界最高水準の研究及び技術開発を通じて、羽田空港の再拡張事業、地震・津波・高潮などの沿岸域の防災分野、災害緊急対応など、社会に貢献しており、中期目標の達成に向けて、高く評価できる。 • 絶えず、法人の理念、使命と目標と戦略のベクトルが整合しているのかを検証しながら、その都度、具体的目標に適切に対応できる研究所運営を引き続き実行していただきたい。
研究の重 点的実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 21 年度は、11 の研究テーマの中に 10 の重点研究課題を設定し、重点研究課題に含まれる研究実施項目の研究促進を図った。平成 21 年度の重点研究課題の研究費の全研究費に対する配分比率の実績値は、84.6%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究部、研究室の枠を越えて、3つの研究分野・11の研究テーマについて設定し、研究予算などに関して綿密な検討を行い、研究全体を総合的に調整し実施する体制を整え研究を重点的に実施するとともに、重要性・緊急性の高い研究として位置づけた重点研究課題に対する研究費の全研究費に対する配分比率の 21 年度の実績値は 84.6%(目標値は 60%程度以上)で目標を達成しており、優れた実施状況にある。 • また、社会・行政ニーズに応えるべく、非常に緻密な組織体制を構成し、人員・資金など限られた研究資源を適切かつ重点的に投入することで、効率的に研究成果をあげている。なかでも、今日的課題となっている気候変動への対応等、重要性・緊急性を基準とした重点研究課題を設置するとともに、そのうち、特に緊急に実施すべき6つの研究テーマを「特別研究」として位置づけて、更なる研究資源の重点化を図り、迅速かつ効率的に研究を推進したことは高く評価できる。 • これらの取組みにより、大規模地震防災、津波防災に関するテーマなどをはじめほとんどの研究テーマについて外部評価委員会より高い評価を得られており、多数の学会賞を受賞するなど大きな成果をあげている。
災害発生 時の迅速 な支援	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 21 年度は、勤務時間外に研究所近傍で大規模地震が発生し、公共交通機関が不通になったという想定に基づき実施要領を作成し、平成 21 年 9 月 10 日に主に以下の点に重点を置いて予行演習を実施した。 • 研究所近傍在住職員の徒歩による参集、災害対策本部の設置・運営、各班の体制整備等の訓練。 • 携帯電話のメールを活用した全職員(非常勤職員や研修生等を含む)の安否及び参集状況の確認訓練。 • 薬品・油類等の危険物の保管状況や危険箇所の確認及び地震発生直後の被災状況調査訓練。 • 発電機、災害対策本部内でのパソコン・LANの稼働、等災害対策本部機能の確認。 • 事業継続のための応急資材・備蓄品等の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究所災害対策マニュアルに基づき、研究所近傍で発生する大規模地震を想定し、徒歩参集・対策本部の設置・安否確認・被災状況調査・事業継続のための資材備蓄品の確認等を含む総合的かつ実践的な予行演習を実施し、業務継続計画の実効性を確認している。また、災害時の参集ルート確保のため、陸上自衛隊通信学校と覚書を締結するとともに、災害時の連絡手段確保のための中央防災無線の整備を行うなどの改善が図られるなど、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 • 非常時での災害発生時の迅速な支援として極めてよい体制を整えており、その成果も評価されている。 • 新たに整備された「大規模地震津波実験施設」、新たな組織「アジア・太平洋沿岸防災研究センター」なども活用して、港湾空港技術研究所が国内外の災害発生時の技術支援の中心組織となることを期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人電子航法研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:平澤 愛祥)
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.enri.go.jp/index.shtml 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。</p> <p>5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価</p> <p>6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)研究実施体制の効率化	4点	S					
(2)人材活用に関する計画	4点	S					
(3)業務運営の効率化	4点	S					
(4)施設・設備利用の効率化	3点						
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)重点研究開発課題の設定	4点	SS					
(2)基盤的研究	4点						
(3)国の推進するプロジェクト等への参画	4点						
(4)競争的資金	4点						
(5)研究者の資質向上	4点						
(6)共同研究・受託研究等	4点	S					
(7)国際交流・貢献	4点						
(8)人材交流	4点	S					
(9)研究成果の普及、成果の活用促進等	4点×2 3点×1						
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	3点	A					
(2)収支計画	3点						
(3)資金計画	3点						
4.短期借入金の限度額	—						
5.重要財産の処分計画	—						
6.剰余金の使途	3点						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	A					
(2)人事に関する計画	3点×2	A					
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営			4点	4点	4点	A	
(2)人材活用			4点	4点	4点	S	
(3)業務運営			4点	4点	4点	A	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化			4点×3	4点×3	4点×3	S×3	
(2)基盤的研究			3点	4点	4点	A	
(3)研究開発の実施過程における措置			4点	4点	4点	A	
(4)共同研究・受託研究等			3点	4点	4点	A	
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等			4点×2	4点×2	4点×2	S×1 A×1	
III.予算、収支計画及び資金計画			3点	4点	4点	A	
IV.短期借入金の限度額			—	—	—	—	
V.重要財産の処分計画			—	—	—	—	
VI.剰余金の使途			—	—	3点	—	
VII.その他業務運営に関する事項			3点	3点	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

電子航法研究所は、行政の技術課題を解決することを任務としており、行政ニーズへの貢献を通じて社会に貢献している。各分野において秀でた実績をあげ、高いレベルで行政支援を実現している。

特に、この研究所の活動のコアとなる3つの重点研究開発分野への対応に関し、「空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発」、「混雑空港の容量拡大に関する研究開発」及び「予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発」のいずれの分野においても、研究所の能力を十分に発揮している。特に、ICAO への問題提起、電離層擾乱の影響評価とその成果の国際展開、トランスポンダの誤作動実態評価等は期待以上の成果を出しており、年度計画を上回る目覚ましい成果を上げている。また、若手研究者の育成に力を入れており、ICAS で日本から初めて受賞者を出すなど顕著な業務実績を上げたことは高く評価できる。さらに、ICAO 等での国際標準策定に貢献するとともにアジア地域での中核的研究機関として積極的に活動を開始する等の実績は、研究所の国際プレゼンス向上に高く寄与している。

これら以外の事項についても、確実に年度計画を達成している。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

競争的資金については、その現状に満足することなく、より高いレベルの実績を目指すことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材活用	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の任用では、インターンシップでの学生の受け入れや、連携大学院制度を活用した大学との連携強化等を通じて、若手研究者の育成にも積極的に取り組んでいる。 外部人材の活用では、大学、研究機関、エアライン等から29名の外部人材を活用。 人材の育成では、平成20年度に策定した「研修指針」に基づき、幅広い層を対象とした研修カリキュラムを企画、実施。また、研究開発力強化法に基づく「人材活用に関する方針」を新たに策定。 	—
業務運営	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度までに「内部統制検討委員会」において、役職員が遵守、心得るべき事項をまとめた「コンプライアンスマニュアル」を策定し、外部の専門家(コンサルタント)を活用して導入研修を実施したことを受け、平成21年度から内部統制・コンプライアンス強化を実行。 「随意契約見直し計画」に基づき、少額随契以外は原則一般競争入札に移行することとした基本方針を着実に実行。その結果、特命随意契約は前年度の9件から6件へと減少。また、一者応札率が高くなる傾向にあったが、応札者増加に向けた取り組みを強化し、平成21年度の一者応札率は50%未満となった。 	—
社会ニーズに対応した研究開発の重点化	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> 「①空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発」として、重点研究開発4課題を実施。 「②混雑空港の容量拡大に関する研究開発」として、重点研究開発3課題を実施。 「③予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発」として、重点研究開発6課題を実施。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 活動のコアとなる3つの重点研究開発分野への対応に関し、いずれの分野においても、研究所の能力を十分に発揮している。特に、ICAO への問題提起、電離層擾乱の影響評価とその成果の国際展開、トランスポンダの誤作動実態評価等は期待以上の成果を出しており、年度計画を上回る目覚ましい成果を上げている。
研究成果の普及、成果の活用促進等 ③国際協力等	II (5)	<ul style="list-style-type: none"> 航空分野ではこれまで欧米の研究機関がリードしてきたが、研究所では第3極としてアジア地域への活動を強化。 ICAO などの国際会議や学会、シンポジウムで積極的に研究発表を行い、目標の48件を大幅に上回る76件を達成しており、国際学会での査読付き論文発表が大幅に増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ICAO等での国際標準策定のための人材派遣は研究所の特徴からすれば重要な業務である。また、アジア地域での中核的研究機関としての取り組みも引き続き重要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人航海訓練所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:岡野 良成)
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: http://www.kohkun.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	A	順調	順調	順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	A	3点	4点	4点	A	
(2)人材の活用	3点	A	3点	3点	4点	S	
(3)業務運営の効率化	3点×2	A×2	3点×3	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	S×1 A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	4点×1 3点×9	A×4	3点×9	4点×3 3点×6	4点×5 3点×4	S×5 A×4	
(2)研究の実施	3点×2	A×2	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×3	S×1 A×1	4点×1 3点×2	4点×3	4点×3	S×3	
(4)業務全般に関する項目						A	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)		A					
(1)自己収入の確保	3点		3点	3点	3点	A	
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点		3点	3点	3点	A	
4.短期借入金の限度額	—		—	—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—		—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—		—	3点	3点	A	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	A	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点	A	3点	3点	4点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 教育訓練の内容に関しては、業界のニーズを十分に引き上げ、それに対応した実習を実施することが重要である。
- 海事思想普及および次世代人材確保のため、全国の小・中学校へ現役の職員を派遣して講演を行うなど、今まで以上の対応を期待したい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用の推進	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、民間船社等との間で、目標を上回る69名の人事交流を実施。(昨年度実績62名) • 民間船社からの教官派遣を、前年度の14名から26名へ増加させ船内組織の活性化と訓練の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 民間船社からの派遣教員を大幅に増加させ、商船の現状を反映するなど、その知見を活用した訓練の充実が図られている。 • 期間中の目標及び昨年度の実績を上回る人事交流を実施し、船内組織の活性化と訓練の充実に向けて努めている。
業務運営の効率化の推進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 旅費の効率的執行や光熱水料等の節減により、中期計画の初年度予算(平成18年度)に対して、一般管理費を約16%(11,016千円)抑制。 • 業務経費については、その6割を船舶の燃料費と修繕費が占める中、燃料油高騰時に 	<ul style="list-style-type: none"> • 燃料費高騰という厳しい環境の中で、コスト意識を持って効率的な運航を工夫し、目標値を上回るコスト抑制を達成している。 • 一般管理費、業務経費ともに、目標値を大きく上回る経費削減を達成している。

		実施した効率的な運航の結果、同予算額に対し約 11% (193,418 千円) 抑制。	
航海訓練の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 訓練生の海事英語能力を向上させ、英語の必要性を改めて強く認識させている。また、訓練実施後の試験成績が、上半期では全体平均で 16.3%、下半期では同じく 20.0% 上昇した。 研究を通じて独自に開発したプログラムを活用して安全管理能力の向上を図ることができるよう、教官用テキストを作成し、これを利用して、実習生・乗組員 515 人に対し、演習を実施 社船実習に関し、関係実務担当者との意見交換、社船実習連絡協議会への参画等により関係者間の連携強化を実施 船員養成機関の在籍者数調査の結果や社船実習生数等を考慮し、より効率的かつ効果的な訓練が可能となるよう、平成 22 年度の実習生配乗計画を作成 船員教育機関及び海運業界等との意見交換会を 43 回、海運業界等の関係者が練習船の現場を視察する練習船視察会を 10 回開催。この他、内航業界の協力を得て、内航用練習船の建造に関するヒアリングを実施し、その結果や意見交換会を通じて把握した内航業界のニーズなどを比較し、ニーズの変化とその全体像の把握に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人船員指揮監督能力、国際条約、社船実習等の制度改革をサポートする教育現場体制がよく機能している。 海事英語訓練における能力別のクラス分け、外人講師の増加、独自開発教材の利用等の創意・工夫により、試験結果が平均 20% 上昇するなど、英語力を向上させている。 社船実習において、意見交換・アンケート調査を実施するなど、関係者間の連携強化により、効果的な実施に努めている。 労働安全衛生マネジメントに着目し、能力向上を図っている。 船舶運航の安全管理に対する意識を高めている。 実習生の定員に対する充足率が 80% を超えたことは、男女別やその他の事情を考慮すれば限界に近い数字であり、養成課程が多岐化する中で効率的かつ効果的な訓練が実施できるよう、配乗計画の策定において関係者と連絡を密にとるとともに、様々な検討、工夫を行うなど相当の努力がなされている。 目標を大きく上回る意見交換会を開催し、業界のニーズの把握と訓練への反映に努めている。また、ヒアリングの実施により、業界が求める内航新人船員像を明らかにし、訓練のあり方の見直しに役立っている。
研究成果等海事に係る知見の普及・活用	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 安全推進会議を 2 回開催し、その成果として、ヒヤリハット報告を 17 件から 162 件に増加させるとともに、それらの分析によりヒヤリハット報告の重要性を再確認 SMS(安全管理システム)に係る監査計画に従って、各船及び陸上の担当部門に対する監査を実施し、その際に行った意見交換の結果や年次審査における検査官の指摘を、SMS の見直しに反映させている。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長出席の安全推進会議の定期開催、ヒヤリハット報告の推進などにより安全意識を高めており、その結果として、事故・故障等及び軽微災害が減少している。
海事思想普及等に関する業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 寄港地において 19 回の実事関係イベントに参加。(20 年度は 9 回) 一般公開等を 31 回実施し、108,012 名が見学し(20 年度は 25 回、102,102 名)、パンフレットを 180,770 部配布 練習船見学会を、見学者の年齢や見学目的等に合わせて 16 回実施し、1,126 名を迎え入れ。(20 年度は 31 回、1,541 名) 「咸臨丸サンフランシスコ寄港 150 周年記念行事」に帆船海王丸が参加するにあたり、浦賀の小学校においてシップスクールを実施。 寄港地周辺の船員教育機関の生徒募集活動(オープンキャンパス等)と連携して、セイルドリル船上見学や特別船内見学を実施し、入学志望者の確保に寄与 海王丸において、青少年を対象とした体験航海を 9 回実施し、合計 100 名の参加者を受け入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標を上回る回数的一般公開を実施し、10 万人を超える見学者を受け入れるなど、昨年を上回る実績を上げている。 海事関係イベントへの参加、シップスクール、咸臨丸のサンフランシスコ寄港 150 周年記念行事に関するプレスリリース、多数の広報物の発行等、あらゆる機会を捉えて積極的に海事思想の普及を図っている。 熱意を持った活発な活動は高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

・該当なし。

法人名	独立行政法人海技教育機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鋤柄 好利)
目的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3 前二号の業務に附随する業務。4 国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: http://www.mtea.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	1. 総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 法人は平成18年4月に(独)海技大学校と(独)海員学校が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化					
(1)組織運営の効率化	3点	3点	4点	A	
(2)人材の活用	3点	4点	3点	S	
(3)業務運営の効率化	3点×3	3点×3	4点×1 3点×2	S×1 A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					
(1)海技教育の実施	4点×1 3点×11	4点×5 3点×7	4点×6 3点×6	SS×1 S×5 A×6	
(2)研究の実施	3点	4点	4点	S	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×2	4点×3	4点×2 3点×1	S A×2	
3.予算					
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点	A	
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	3点	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	
5.重要財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項					
(1)施設・設備に関する計画	-	-	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点	3点	4点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> • 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。(課題・改善点、業務運営に対する意見等) • インターンシップに関しては廃止の方向で検討されているが、別の手段で社会を体験できる機会をつくるよう検討されたい。 • 操船シミュレータについては、プログラムや機器類の更なる充実による教育の質的向上が期待される。 • 広報活動においては、学校訪問で直接学生に話をする事ができるとなおい。 • 海運会社からの業務協力体制を確保、推進し、充実させることを検討されたい。 • 年度計画における目標値は、単に当初の設定を踏襲するのではなく、実績等を加味しながら、年の経過とともに適切に再設定されているか吟味すべきである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 目標値を上回る16名の人事交流を行い、他の機関のノウハウを取り入れることによる業務の質の改善や、他の機関との有機的な連携を促進(20年度は10名)。特に現場実態に即した教育を目指して、海運企業との人事交流を増やし、受入、派遣の合計で5名(昨年度2名)の人事交流を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 教育機関、海事行政機関、民間海運企業との人事交流を積極的に行い、交流数は目標値を5割以上上回っている。 • 特に海運企業との人事交流を通じて、現場の状況、実態の把握及び教育の質の向上を図っている。 • 外部のノウハウを導入することにより、事務処理の効率化を図っている。
業務運営の効率化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 船員教育のあり方に関する検討会における報告を踏まえ、船舶保安管理者コースについて、船主団体の要望を受けてフィリピン 	<ul style="list-style-type: none"> • 船主団体の要望を受けて、海外での船舶保安管理者コースを増・新設し、受講者の拡大に努めている。

		での講習回数を増やし、新たにインド、ブルガリアでも開催。また、海技教育機構運営改革懇談会の報告を踏まえ、学生に対する基礎学力向上のための通信教育体制の整備を実施。															
海技教育の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 次の6コースの教育を実施。 [入学者数] <table border="0"> <tr><td>運航実務コース</td><td>1,933名</td></tr> <tr><td>海事教育通信コース</td><td>191名</td></tr> <tr><td>水先コース</td><td>92名</td></tr> <tr><td>船舶保安管理者コース</td><td>637名</td></tr> <tr><td>外航基幹職員養成コース</td><td>33名</td></tr> <tr><td>国際協力コース</td><td>43名</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,929名</td></tr> </table> 求人状況の大幅な悪化を推測し、例年より早くから準備を開始し、これまでの活動に加えて、業界団体の会合に出向いて求人依頼を行う等、積極的な活動を実施。また、船社との情報交換を密に行うとともに、三者面談等により生徒・学生の希望を個別に調査し、両者の情報をつき合わせて調整しながら求人へのとりこぼしがないよう就職指導を行った。この結果、求人数が平成20年度に比べて約35%減少したにもかかわらず、全ての科・コースで20年度を上回る実績を上げ、目標値を大きく上回っただけでなく、海上技術コースにおいては、海上就職率100%を達成。 [実績値] <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本科 97.3% (昨年 93.8%) ▶ 専修科 97.9% (同 96.1%) ▶ 海上技術コース 100.0% (同 96.0%) 合格率を向上させるため、これまでの補講等に加え、合宿の実施、「あがり症講座」、「発問に対し大きな声で答える練習」、礼儀や身だしなみまでの実践的な指導、「ポケット版問題集」等の取り組みを実施。これらの取り組みの結果、本科と海技専攻課程においては目標を上回る実績を、専修科においても、ほぼ目標に相当する実績を上げている。 [実績値] <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本科 四級海技士(航海及び機関) 81.6% ▶ 専修科 四級海技士(航海及び機関) 89.6% ▶ 海技専攻課程(三級、四級、五級海技士)91.8% 	運航実務コース	1,933名	海事教育通信コース	191名	水先コース	92名	船舶保安管理者コース	637名	外航基幹職員養成コース	33名	国際協力コース	43名	計	2,929名	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどのコースにおいて定員を大きく上回る入学者を受け入れている。とりわけ船舶保安管理者コースは海外での講習回数も増加し、定員の6倍以上を受け入れている。また、海運会社の要望に直結した教育を実施している。 求人数が前年度比35%減少したにもかかわらず、すべての科・コースで就職率が目標値及び前年度実績を大きく上回っている。 とくに、海上技術コースにおいては、海上就職率100%を、本科においても97.3%を達成しており、大いに評価し得る。 就職事情が厳しい中で、これらの実績を上げたことは、船社との情報交換や学生へのきめ細やかな就職指導など、日頃からの優れた対応によるものであり、特筆すべき成果である。 合格率向上のため、新たに「あがり症講座」「大きな声で答える練習」等のメンタル面でのサポート強化等、きめ細かい取り組みを行っている。また、本科の合格率が、目標を大きく上回っている。
運航実務コース	1,933名																
海事教育通信コース	191名																
水先コース	92名																
船舶保安管理者コース	637名																
外航基幹職員養成コース	33名																
国際協力コース	43名																
計	2,929名																
成果の普及・活用促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画を上回る研究の公表を行い、研究成果の普及に努めたことで、学外から講演依頼を受け、AIS等に関する講演を行い、船舶の安全運航等に寄与している。 (a) ・ 論文発表又は国際学会発表 15件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内学会発表等 6件 (b) ・ 平成20年度研究発表会(21年7月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度研究報告書(22年3月) (c) ・ ホームページで研究成果を外部へ公表 	<ul style="list-style-type: none"> 論文発表又は国際学会発表において目標件数を大きく上回っている。 公表には、国際学会発表12件、査読論文3件(内、1件は国際ジャーナル)などの成果が含まれている。 学外からの依頼による講演を行い、研究成果を積極的に公表することにより、船舶の安全運航等、社会貢献に努めている。 														

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし。

法人名	独立行政法人航空大学校(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:殿谷 正行)
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下 國生)
ホームページ	法人: http://www.kouku-dai.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	A	順調	順調	順調	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	A	3点	3点	4点	S	
(2)人材の活用	3点	A	3点	4点	4点	S	
(3)業務運営の効率化	4点×2 3点×1	S×1 A×3	3点×5	3点×5	4点×1 3点×4	S×1 A×4	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)教育の質の向上	4点×2 3点×4	S×1 A×5	3点×5	4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	S×2 A×3	
(2)航空安全に係る教育等の充実	3点×3	A×3	3点×4	4点×1 3点×3	3点×4	A×4	
(3)他機関との有機的連携		A					
(3)航空技術安全行政への技術支援機能の充実			3点×2	3点×2	3点×2	S×1 A×1	
(4)成果の活用・普及	3点×2	A×2	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	
(5)企画調整機能の拡充			3点	3点	3点	A	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	3点	A	3点	3点	3点	A	
4.短期借入金の限度額	—			—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—			—	—	—	
6.剰余金の使途	—			—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	A	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	3点×2	A	3点×2	3点×2	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 航空大学校の設立目的に沿って着実に業務を遂行しており、業務方法の改善、工夫などにも積極的に取り組んでいることは評価できる。
- 人員削減及び経費の縮減計画を着実にこなし、業務運営の効率化に努めていることは評価できる。
- 単発事業用課程における技量の見極めについて、教育規程の改定による訓練の効率化、併せて質の向上が図られていること、応募基準の改定、合格基準の緩和等についても、創意・工夫の努力がなされていることは評価できる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 今後の新たな技能証明(MPL)の資格設置など、パイロット養成のあり方も変革の時期にあり、長期的な検討が必要である。
- 受験者の身体検査基準(視機能)や身長要件を緩和したことにより、受験生の更なる確保が図られたことは評価できる。これらの身体的要件の変更と安全との検証、および更なる緩和の可否について引き続き検討を期待する。
- 組織運営の効率化に努めるとともに、一層の効果的な教育、効果的な組織運営を目指して欲しい。
- 最大の課題は「航空機運航における安全維持」である。訓練機の事故発生に対しては迅速な対応により、学生訓練への影響を最小限に抑えたものの、胴体着陸という事故の発生を重く受け止め、今後のより一層の安全対策に向けた契機となることを切望する。
- 航空大学校における操縦の基礎教育は、民間の乗員養成機関とは違い経済的な要素に左右されず、どこまで基本的な手順の追及を行うことができるか否かであり、最近ではコストにかなり視点が行き過ぎて、航空大学校本来の操縦士養成が出来にくくなっていると思われる。例えば、単発事業用課程における修了要件の見直しについては、航空大学校の操縦訓練という視点から十分吟味して欲しい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
------	---------	-------------	-----------------

組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各業務の効率化を次のとおり図り、常勤職員2名を削減。 <ol style="list-style-type: none"> 整備管理業務のうち、発動機・プロペラなどの時間管理部品について、修理作業発注から完了後の保管までを委託し常勤職員1名を削減。 運航管理業務の一部について、民間委託化等を推進するため、契約職員へ業務の移行を行い、常勤職員1名を削減。 入学試験職務適性に係る分析・評価に係る一般競争について、総合評価落札方式の導入により、委託先の審査業務の効率化等を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい要員体制の中で、安全の確保を図りつつ、業務内容の見直し等を行い、常勤職員の2名削減を行ったことは評価できる。
人材の活用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約18% (21名)について、国等との人事交流を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画を大幅に上回る人事交流が実施され、組織の活性化と人件費抑制を図ったことは評価できる
業務運営の効率化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 学生へのアンケート調査を継続的に実施しており、検証にあたってはそれを踏まえた評価を行い、シラバスの高質化に努めた。 単発事業用課程における新シラバスの検証を行い、単発事業用課程修了における最終技能審査の見直しにより、最終技能審査細部実施要領を改定し、技能審査の合理化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 新シラバスの実施と効果の検証を行うことによって、教育方法の改善を教育の質的成果に結びつけるように努力していることは評価できる。 単発事業用課程修了時の技能審査要件の飛行訓練時間見直しを行うことによって、教育・訓練業務の合理化とともに、質の向上も図られたことは評価できる。 シラバスにおいて、PCDAサイクルが実施されていることは評価できる。
調査・研究の実施等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 単発事業用課程について、これまで蓄積された経験を踏まえ、教育内容・手法・評価法も含めシラバスの変更を行った。今後、検証予定。 米国フライト・セーフティ・インターナショナルに教官を派遣し、乗員養成に係る実態調査を実施。特に身体要件に関しては、調査結果を受けて身長要件の見直し(163→158cm 以上)。JAL ナハ°訓練所において実機飛行に関する調査、さらに JAL テクニカルセンターにおいては Multi Crew Co-Operation に係る予備研修を受講。 	<ul style="list-style-type: none"> 乗員養成に関わる実態調査を基に、入学志願者の身長要件を見直したことは、受験者の増加につながり評価できる。また、安全委員会での蓄積したパイロットレポート等のデータを用いて、いち早く安全管理システムを導入するための分析・評価の試行を行っていることは評価できる。 教育の質の向上及び効率化を図るための調査・研究の成果を教育・訓練シラバスの変更や受験生の募集に反映させるなど、積極的な取り組みは評価できる。
受験者数の拡大、現行の入学試験の内容等の評価等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度入学生からの段階的な授業料の値上げによる受験生の減少が懸念されたが、受験者拡大に向け、継続的な広報活動に加え、ホームページの改善など広報業務の充実に努めた結果、受験者数をほぼ例年並みに確保(633名)。 航空会社の採用担当者等と情報交換を行い、22 年度入学試験から身体検査合格基準(視機能)の一部緩和を実施。それにより三次試験の受験者数の拡大が図られ、より資質の高い学生の確保を図った。また、23 年度入学の応募に向け、身長基準を見直し、受験生の更なる確保を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業料の値上げによる受験者数の減少懸念にもかかわらず、広報活動、ホームページの改善等の取り組みを積極的に行い、受験生の拡大に向けた対策を講じ、例年並みの志願者数を確保したこと、また、視機能に関わる合格基準を緩和したことにより、三次試験受験者の大幅な増加を図るなど、あらゆる角度からの検討により、より資質の高い72名の学生を確保できたことは評価できる。
航空技術安全行政への技術支援の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 2010 年 11 月から操縦士養成機関に対し導入が義務付けられている安全管理システム(SMS)について、ICAO のマニュアルを調査し、「操縦士養成機関連絡会議」において操縦士養成を行っている事業者、私立大学及び航空局に説明を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ICAO のマニュアルの調査で得られたSMSに関する知見を操縦士養成機関連絡会議において情報提供するなど、SMSの導入にも貢献しており、国土交通省を含め関係機関との連携強化が図られ、行政へのフィードバックが積極的に行われていることは評価できる。
航空思想の普及、啓発	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 各校において、「空の日」行事を実施。また、「航空教室」(15 回)や「市民航空講座」(9回)を実施。 稚内、福岡及び大分の各空港で開催されたスカイフェスタにも参加して、航空思想の普及、啓発や地域との融和に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画を上回る回数・内容の行事を通じて、航空思想の普及等に努めたことは評価できる。 航空大学校が積極的に操縦訓練へ理解、将来を担う航空従事者への確保に向けて、「航空教室」「市民航空講座」などの活動を継続していることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

・ 該当なし。

法人名	自動車検査独立行政法人(平成14年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:竹内 浄)
目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)
ホームページ	法人: http://www.navi.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h21jiseki.htm
中期目標期間	4年(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	3点	3点	S				
(2)人材活用	3点	3点	A				
(3)業務の効率化	4点	3点	S				
(4)主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討	—	3点	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	4点×1 3点×1	3点×2	S				
(2)審査に係る利用者の方々の利便性の向上	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	B				
(3)適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	4点×2	4点×1 3点×1	S				
(4)国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施	5点×1 4点×2 3点×1	4点×1 3点×3	S				
(5)国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力	4点×1 3点×2	3点×3	A				
(6)自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保	3点×4	4点×1 3点×2	A				
(7)国際的視野に立った業務のあり方の検討	3点	3点	A				
(8)海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じた自動車検査に関する専門技術的な支援	3点	3点	A				
3.予算	3点	3点					
4.短期借入金	—	—	A				
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	—					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	A				
(2)人事に関する計画	3点×2	3点	A				
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底				4点×1 3点×8	4点×5 3点×4	S×3 A×6	
2.検査情報の電子化等による検査の高度化				5点×1 4点×2 —×1	4点×1 3点×3	S×2 A×2	
3.受検者等の安全性・利便性の向上				4点×1 3点×4	4点×4 3点×1	S×3 A×2	
4.自動車社会の秩序維持				4点×2	4点×3	S×4	

				3点×3	3点×2	A×1
II.業務運営の効率化						
1.組織運営				4点×1 3点×1	3点×2	A×2
2.業務運営				3点×3	4点×1 3点×2	S×1 A×2
3.主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等				3点	3点	A
III.予算、収支計画及び資金計画				3点	3点	A
IV.短期借入金の限度額				—	—	—
V.重要財産の処分計画				—	—	—
VI.剰余金の使途				—	—	—
VII.その他業務運営に関する事項						
1.施設及び設備に関する計画				3点	3点	A
2.人事に関する事項				3点	3点	A

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評点の最頻値 (課題・改善点、業務運営に対する意見等) 車両不具合情報システムによる各事務所からのリコールに繋がる情報収集の推進を図り、リコール対象車の早期発見について更なる貢献に取り組むことが必要。 また、アンケート調査や予約システムの改善など、利用者の視点に立ったサービス向上への取り組みについて、今後の実績に期待する。 自動車審査高度化施設の運用開始に向けて、今後も電子化、IT化を進め、効率的な業務の実施とともにユーザー利便の充実に努めることが望まれる。さらに、将来的に自動車審査高度化施設を活用することにより、リコールに繋がる不具合情報の抽出等が期待されることから、関係機関と連携を密にして本施設が早期に全国で運用されることを望む。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
新たな審査方法の検討	I 2	<ul style="list-style-type: none"> 車載式故障診断装置(OBD)の排出ガス検査への活用について、諸外国に役職員を派遣して OBD を活用した排出ガス検査に関する活用状況等の調査を行うとともに、外部の専門家等で構成する「自動車検査用機械器具の改善に関する調査・研究検討会」において、実用化に向けた検討を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> OBD は非常に重要な今後の技術。積極的な検討を評価。 (総合評価) 新たな審査方法としては車載式故障診断装置(OBD)の活用に関する検討を行っており、今後の重要な技術として、積極的に取り組んでいる。
受検者の要望の	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 検査場におけるサービスの向上や施設の改善に資するため、全国の主要な自動車検査場10か所において、受検者に対するアンケート調査を実施しており、受検者のニーズの把握に努力。 調査の結果については、受検者の属性等を踏まえて分析を行った上で、次年度の検査官等研修において、安全作業に関する研修を充実させるとともに、「ヒヤリハット」の事例検討行い、事故防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の視点に立ったサービス向上のため、積極的に行ってほしい。 アンケート調査等による事故防止の実績などを明らかにするよう努力してほしい。
不正改造車対策の強化	I 4	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めており、13万台の車両について街頭検査を実施。 街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「初日の出暴走」の不正改造車に対する特別街頭検査など、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施。 効果的・効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計を用いた場合の測定方法及び判定値を審査事務規程に規定。 	<ul style="list-style-type: none"> (総合評価) 自動車社会の秩序維持を目指し、不正改造防止のための啓発活動を行っている。街頭検査においては社会的な要請への対応に努めるとともに、審査件数についても目標値を大きく上回る実績を上げている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石川 裕己)
目的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会(分科会長:家田 仁)
ホームページ	法人: http://www.jrtt.go.jp/ 評価結果: http://www.jrtt.go.jp/01Organization/Plan/pdf/gyomuhyoka_h21.pdf
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	A	<p>1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印の項目に関しては、項目2.(4)と併せて評価している。また、*印の項目に関しては、項目1.(1)において評価している。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1) 総括的業務	3点×9	3点×8	3点×8	A×2			
(2) 鉄道建設業務	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×2 A×2			
(3) 船舶共有建造業務	3点	3点	3点	A			
(4) 造船業構造転換業務				A			
(5) 国鉄清算業務	3点	3点	3点	A			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 鉄道建設業務	5点×3 4点×4 3点×1	5点×1 4点×3 3点×4	4点×4 3点×4	SS×1 S×3 A×2			
(2) 船舶共有建造業務	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2			
(3) 鉄道助成業務	3点×3	3点×3	3点×3	A×2			
(4) 技術支援、調査研究開発、国際協力等業務	5点×1 4点×4 3点×5	5点×1 4点×2 3点×7	4点×4 3点×6	SS×1 S×3 A×1			
(5) 造船業構造転換業務	3点	3点		A			
(6) 国鉄清算業務	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	3点×2	S×2 A×1			
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	3点				
(2) 総括的業務	4点×2	4点×2	3点×2	S			
(3) 船舶共有建造業務	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×2			
(4) 改造融資業務等の適正な処理	3点	3点	3点	A			
(5) 実用化助成業務		3点※	3点※				
(6) 造船業構造転換業務	3点	3点	3点	A			
(7) 内航海運活性化融資業務	3点	3点	3点	A			
4. 短期借入金の限度額	3点	3点	3点				
5. 重要財産の処分計画	—	—	—				
6. 剰余金の使途	—	—	—				
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	—	—	—				
(2) 人事に関する計画	3点*	3点*	3点*				
(3) 契約に関する計画	3点	3点	3点				
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 鉄道建設業務					4点×3 3点×6	S×4 A×5	
(2) 船舶共有建造業務					5点×1 4点×1	S×1 A×1	
(3) 鉄道助成業務					3点	A	
(4) 技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する支援等					4点×3 3点×1	S×3 A×1	
(5) 国鉄清算業務					3点×2	A×2	

(6)業務全般に関する項目					3点×3	A×3
2.業務運営の効率化						
(1)組織の見直し					3点	A
(2)経費・事業費の削減					3点×2	A×2
(3)随意契約の見直し					3点	A
(4)資産の有効活用					3点	A
3.予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算、収支計画及び資金計画					3点	A
(2)財務内容の改善					4点×1 3点×3	A×4
4.短期借入金の限度額					3点	A
5.重要な財産の譲渡等に関する計画					—	—
6.剰余金の使途					—	—
7.その他業務運営に関する重要事項						
(1)人事に関する計画					3点	A
(2)積立金の使途					—	—

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)
<ul style="list-style-type: none"> 各事業分野において、目標を上回る成果を達成しており、着実な業務実績をあげているものと評価できる。評点の分布状況からみて総合評定はAとした。
(法人の業績の実績)
<ul style="list-style-type: none"> 鉄道建設業務、船舶共有建造業務のいずれも高い技術力を生かし、積極的な技術開発とその実施がなされている。鉄道に関しては学会から賞を授与されており、SESに関しては、常に一步先の技術の導入に向けて努力がなされている点が、高く評価される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
鉄道建設業務	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 建設中の整備新幹線の各線については、完成予定を達成できるよう、引き続き事業の進捗を図った。特に、東北新幹線(八戸・新青森間)、九州新幹線(博多・新八代間)は、平成 16 年政府・与党申合せにより完成目標時期を2年前倒し(平成 22 年度末)されたが、技術開発の推進及び厳しい工程管理により工期短縮に尽力し、平成 22 年度の開業に目途がついた。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設中の東北新幹線、九州新幹線につき、完成目標時期の2年前倒しを図るべく、雪対策を含む技術開発の推進や工程管理の強化によって、工期の短縮に目途をつけたことは、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 完成目標時期の大幅な短縮を可能にした技術開発の推進と工程管理の強化は高く評価されねばならない。
船舶建造等における技術支援	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 1990 年代初頭と比較してトンマイル当たり二酸化炭素排出量を 16%以上低減できる先進二酸化炭素低減化船の船型を機構が開発するとともに、その船型を共有建造で利用できるように新しい技術基準を策定した。 平成 17 年度から国土交通省と連携して環境負荷低減、内航海運活性化、物流効率化といった課題に対応するために、環境にやさしく経済的な電気推進船SESの建造促進に取り組んでいるところ、平成 21 年度は新たに5隻が竣工し、これまでで計 11 隻が竣工した。 	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素低減化船の技術支援について、新しい技術基準を設け事業者への支援を図ったことは大いに評価できる。 新たなCO2削減目標を設定した先進的SES普及のための汎用機器の活用による構造コストの削減など、創意工夫を凝らした積極的な技術支援活動は評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:間宮 忠敏)
目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4 国際観光に関する調査及び研究。5 国際観光に関する出版物の刊行。6 前各号の業務に附帯する業務。7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)
ホームページ	法人: http://www.jnto.go.jp/jpn/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	S	順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。</p> <p>5. 項目2.(3)の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>6. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>7. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	4点	4点	4点	S			
(1)組織運営	3点	3点	3点	A			
(2)職員の意欲向上と能力啓発	3点	4点	4点	S			
(3)業務運営の効率化の推進	4点×3	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S			
(4)人件費削減の取組み		4点	4点	S			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動	4点×3 3点×3 2点×1	4点×4 3点×3	4点×4 3点×3	S×4 A×2			
(2)効率的・効果的な業務運営の促進	4点×2 3点×4 ※	4点×1 3点×5 ※	4点×1 3点×5 ※	S×1 A×3			
(3)事業成果の公表((3)情報の公開)	4点	4点	4点	S			
(4)附帯する業務	3点	3点	3点				
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保	3点	4点	4点				
(2)予算(人件費の見積を含む。)	3点	3点	3点				
(3)収支計画及び資金計画	3点	3点	3点	S			
4.短期借入金の限度額	—	—	—				
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	—	—				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	※	※	※				
(2)事業パートナーとの連携強化	※	※	※	A			
(3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請	3点	3点	3点				
I.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.効率化目標の設定					4点	A	
2.総人件費改革					3点	A	
3.組織体制の整備					4点	A	
4.関係機関との連携強化					3点	A	
5.随意契約の見直し					3点	A	
6.民間からの出向者等の活用					4点	S	
7.プロパー職員の育成等					4点	S	
8.内部統制の公表					3点	A	
9.活動成果の明確化					3点	S	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.海外宣伝業務					4点×2 3点×2	S×2 A×2	
2.国内受入体制整備支援業務					3点×2	A×2	

3.国際会議等の誘致・開催支援業務					3点	B
III.予算、収支計画及び資金計画						
1.自己収入の確保						
2.予算(人件費の見積りを含む。)					3点	A
3.収支計画及び資金計画						
IV.短期借入金の限度額					-	-
V.重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画					-	-
VI.剰余金の使途					-	-
VII.その他業務運営に関する事項						
1.人事に関する計画						
2.積立金の使途						
3.その他中期目標を達成するために必要な事項					※	※

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 世界的な経済不況や新型インフルエンザ等の外的要因の中、運営費交付金対象業務経費の増加や国際会議誘致件数の減少はあったが、業務運営の効率化や業務の質の向上に積極的に取り組み、中期計画の着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、「訪日外国人3000万人プログラム」への積極的な連携・貢献を図ること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率化目標の設定	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減に努力し、対平成 19 年度比3百万円(▲2.89%)を削減。一方、運営費交付金対象業務経費は一般競争入札等の活用、海外事務所の移転等業務運営の効率化を推進したものの、その一方で世界的経済不況や新型インフルエンザにより落ち込んだ訪日市場の回復のために各市場でプロモーション事業を重点的に展開したことや、予期せぬ海外事務所の移転経費が発生したことから、対平成 19 年度比 18 百万円(2.63%)増。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、平成 21 年度は対平成 19 年度比で3百万円(▲2.89%)を削減。一方、運営費交付金対象業務経費については、平成 21 年度は世界的経済不況や新型インフルエンザに対応してプロモーション事業を重点的に展開したことから、対平成 19 年度比 18 百万円(2.63%)増。
広告宣伝・メディア広報事業	II 1	<ul style="list-style-type: none"> 「地図表記の多言語化」を図るとともに、「交通機関乗り換え案内機能の提供」を英語、韓国語、中国語(繁体字、簡体字)の4言語で運用を開始。 動画ライブラリやフォトライブラリーの充実を図ったことから、ウェブサイトのアクセス数は、対 20 年度実績で 61%増の約 1 億 870 万ページビューとなり、年度計画目標を大幅に上回った。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトのアクセス数は、対 20 年度実績で 61%増の約 1 億 870 万ページビューとなり、平成 21 年度計画の数値目標である 7,200 万ページビューを大幅に上回る。ただし、前年度と比べメディアへの協力件数は増加しているが、その掲載・放映件数の確認数は減少。
国際会議等の誘致・開催支援業務	II 3	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議誘致成功件数は、目標を大幅に下回り63件。平成 20 年度から機構が実績として扱う国際会議の対象を「20 名以上」から国際団体連合の定義に合わせ「50 名以上」に引き上げ厳しい条件を自らに課すところとなったなかで、21 年度計画では対前年度 7.1%増の 75 件を目標値として設定し、人材育成関連セミナー、国際会議誘致・開催貢献者表彰、交付金交付等国際会議の開催支援を積極的に実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界的不況の中、国際会議誘致成功件数は、目標を大幅に下回り 63 件であった。 世界的不況により国際会議の開催を躊躇したり誘致を見送った主催者が多かったことが考えられる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人水資源機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：青山 俊樹）
目的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水資源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：濱田 政則）
ホームページ	法人： http://www.water.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jiseki.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	A	1.総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2.項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	3点	3点	4点	A			
(2)効率的な業務運営	3点	3点	3点	A			
(3)事務的経費の節減	4点						
(4)人件費の削減		4点	4点	S			
(5)事業費の縮減	3点	3点	3点	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)計画的で的確な事業の実施 ※18年度計画のみ(1)業務執行に係る基本姿勢	4点×2 3点×1	4点×1 3点×1 1点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2			
(2)的確な施設の管理	4点×2	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2			
(3)災害復旧工事の実施	3点	3点	3点	A			
(4)総合的なコストの縮減	4点	4点	4点	S			
(5)環境保全への配慮	4点	4点	4点	S			
(6)危機管理	3点	3点	3点	A			
(7)工事及び施設管理の委託	3点	3点	3点	A			
(8)関係機関との連携(建設)	3点	3点	3点	A			
(8)関係機関との連携(管理)	4点	3点	3点	A			
(9)説明責任の向上	3点	3点	3点	A			
(10)事業関連地域との連携促進	3点	3点	3点	A			
(11)技術力の維持・向上	4点	4点	4点	S			
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)				A			
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	3点	3点	3点				
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
(1)一般積立金							
(2)その他積立金							
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	3点	A			
(2)人事に関する計画	3点	3点	3点	A			
(3)積立金の使途	3点	3点	3点	A			
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項	3点	3点	3点	A			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理					4点×2 3点×1	SS×1 A×2	
(2)リスクへの的確な対応					3点	A	
(3)計画的で的確な施設の整備					4点×2	A×2	

(4)環境の保全					4点	S
(5)技術力の維持・向上と技術支援					4点	S
(6)関係機関との連携					2点	A
(7)水源地域等との連携						
(8)広報・広聴活動の充実					3点	A
(9)内部統制の強化と説明責任の向上					3点	S
2.業務運営の効率化						
(1)機動的な組織運営						
(2)効率的な業務運営						
(3)事務的経費の節減					4点	S
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減						
(5)コスト構造改善の推進					3点	S
(6)事業費の縮減						
(7)適切な資産管理					3点	A
3.予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算						
(2)収支計画						
(3)資金計画					3点	A
4.短期借入金の限度額						
5.重要な財産の処分等の計画						
6.剰余金の使途						
7.その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画						
(2)人事に関する計画						
(3)積立金の使途					3点	A
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項						

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果 (H22. 9. 17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

・評価項目 16 項目のうち、SSが 1、Sが 5、Aが 10 項目の評価となっており、記述による評価も踏まえ、総合評定については、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められることからAとした。

(課題・改善点、業務運営に関する意見等)

- ・リスク管理については、不測の事態が、さまざまな局面で生じることが考えられるため、重点的施策として、多様なシナリオの検討を行い、予防的施策のプログラムの導入を検討すべきと考える。
- ・機構は、業務全般において関係機関との連携や外因性リスクへの対応等を着実に進めていた。一方で、自らが水質事故を起こしたことは重大であり、このことを重く受け止め、組織内で事故の発生原因や今後の対策に関する情報の共有及び現場の管理体制の再検討をするとともに、利害者や関係機関等に対し、適時適切な情報提供等を行う等、積極的な連鎖を図り、再発防止に努められたい。
- ・水資源機構の自己評価で厳しく指摘された群馬用水の水質事故問題は、工事の事前説明の未実施、発生後の関係者への情報提供・対応の遅れ、問題の重要性への認識度などが大きな要因と思われる。徳山ダム問題などこれまでの苦い教訓がどこまで組織全体に活かされているのか。機構全体として節発防止のための不断の努力、問題が生じたときの機敏な対応が一層求められる。
- ・しかしながら、人員の削減、コスト削減、低価格入札の増加が、将来、重大な事故発生要因となる可能性を否定できない。この点に関する対処方策を早急に考案し、管理運営における安全性や安定性の確保を図る必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
洪水被害の防止又は軽減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年は、主に前線による降雨で洪水が発生した。このような状況下において、全 22 ダムのうち 11 ダムにおいて、延べ 16 回の洪水調節を実施(平成 20 年度は 4 ダム、延べ 13 回)し、洪水被害の軽減を図った。印旛沼開発施設では延べ 4 回の洪水に対し合計約 4,856 万 m³(印旛沼利水容量の 3.7 杯分)の排水を実施し、浸水被害の軽減を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な判断がなければ、甚大な被害が発生する状況にあったことを考慮すると、今回の対応は社会的に高く評価されるべきものである。 ・名張川の洪水被害の回避は、これまでの経験や技術の蓄積と現場の努力とによって実現したものであり、建設から運用の時代への転換に対応したスキルを高く評価する。
入札契約制度の競争性・透明性の確保	1(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の業務実績 業界各社へのアンケート調査等を実施し、平成 21 年 9 月に「1 者応札についての取り組みについて」を取りまとめ、全社的に取り組むとともに、ホームページ上に公表した。その結果、平成 20 年度の 1 者応札率が 70.0%であったのに対し、平成 21 年度は 49.2% (第 4 四半期の 1 者応札率は、 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会において、個別のリスクに係る対応等について審議し、リスク管理体制の整備を図っている。 ・耐震性強化に積極的に取り組み、ダム施設等の耐震性照査、豊川用水等で耐震補強にも取り組んでいる。 ・水輸送局バックや移動式海水淡水化装置等の活用等の代替水源確保策も順調に取り組

	<p>19.7%) であり、実質的な競争性が高まりつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 府省評価委員会による評価結果等 特に一者応札については、山間僻地事業活動という特殊事情のもと、業界各社へのアンケート調査等を実施し、「一者応札の改善への取り組みについて」を取りまとめ全社的に対応することにより、改善策実施後の第4四半期には、一者応札率が、19.7%となるなどその取り組み及び成果は高く評価できる。 	<p>んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ対応、チリ中部沿岸地震に伴う津波への防災対応、北朝鮮飛翔対発射への防災対応など、リスク管理の取り組みが着実に進められており評価できる。
--	---	---

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:金澤 悟)
目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療養護施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: http://www.nasva.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	A	順調	順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	3点	A				
(2)人材の活用	4点	4点	S				
(3)業務運営の効率化	4点×4 3点×10 2点×2	4点×7 3点×8 2点×1	S×6 A×3				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務	4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	S×1 A×4				
(2)適性診断業務	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×2 A×3				
(3)重度後遺障害者に対する援護	4点×3 3点×3 2点×2	4点×3 3点×4 2点×1	S×2 A×1 B×1				
(4)交通遺児等に対する支援	3点	3点	A				
(5)広報活動	3点×2	3点×2					
(6)自動車損害賠償保障制度の周知宣伝	3点×2	3点×2	A				
(7)情報提供	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×1 A×3				
3.予算、収支計画及び資金計画	3点	3点					
4.短期借入金の限度額	—	—	A				
5.重要財産の処分計画	—	—					
6.剰余金の使途	—	—					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	A				
(2)人事に関する計画	3点	3点	S				
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化				3点	3点	A	
(2)人材の活用				3点	4点	S	
(3)業務運営の効率化				5点×1 4点×2 3点×6 1点×1	4点×4 3点×6	S×3 A×6	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務				3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×1	
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援				4点	4点	S	
(3)療護施設の設置・運営				4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×3	
(4)介護料支給等支援業務				3点×1 2点×1	3点×2	S×1 A×1	
(5)交通遺児等への生活資金の貸付				4点×1 3点×1	3点×2	A×2	
(6)自動車事故による被害者への情報提供の充実				4点	3点	A	

(7)自動車アセスメント情報提供業務				4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	A×6
(8)自動車事故対策に関する広報活動				3点	3点	A
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画				3点	3点	A
Ⅳ.短期借入金の限度額				—	—	—
Ⅴ.重要財産の処分計画				—	—	—
Ⅵ.剰余金の使途				—	—	—
Ⅶ.その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画				2点	3点	A
(2)人事に関する計画				3点	3点	S

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

・ 業務運営評価及び総合評価から本法人の業務実績は中期目標・年度計画にしたがって、順調に業務を実施、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると判断されるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。
- ・ 今後、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供や教育訓練を積極的に行うことが求められる。この取組は、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を受けて政府が考える施策を実効あるものにするためにも必要である。
- ・ 一般病院の療護施設機能の一部委託については順調に進められているところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待するとともに、治療改善効果の分析は、療護施設の治療・看護水準のさらなる向上のためにも引き続き分析結果を公表していくべきである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援	Ⅱ2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに適性診断の実施機関になろうとする団体に対してカウンセラー教育訓練や指導主任者教育訓練等の研修を実施。 ・ 当機構以外の認定された適性診断実施機関に対して指導主任者の教育訓練(7団体 23名)、カウンセラーの教育訓練(5 団体 6 名)を実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供や教育訓練を積極的に行うことが求められる。この取組は、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を受けて政府が考える施策を実効あるものにするためにも必要である。
療護施設の設置・運営	Ⅱ3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度においては、療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価する「遷延性意識障害度評価表」(ナスバスコア)によるデータの蓄積を進め、平成 21 年 12 月及び平成 22 年 3 月のセンター長会議において統計的な分析及び公表内容等の検討を行い、平成 22 年 3 月末に4療護センター入院患者のナスバスコアによる治療改善効果の分析結果を初めて公表。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般病院の療護施設機能の一部委託については順調に進められているところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待するとともに、治療改善効果の分析は、療護施設の治療・看護水準のさらなる向上のためにも引き続き分析結果を公表していくべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見 (H22.12.22) (個別意見)

- ・ 安全指導業務(指導講習事業、適性診断事業)については、国土交通省自動車交通局安全政策課より、平成 22 年6月 30 日に報道発表された「安全指導業務の実施に関する民間参入の促進について」において、民間参入の促進を図ることとしている。本法人では、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対し、認定取得支援を実施しており、評価結果においては、「民間団体への支援体制の強化が図られていると認められるため、優れた実施状況にあると評定した」との評価が行われている。しかしながら、平成 20 年度業務実績評価においては、本法人の支援の結果、認定団体が1団体増えたとの定量的な成果に基づいて評価が行われているが、平成 21 年度は認定団体が増えていない点について評価結果等において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、民間参入の促進によって支援を必要とする団体が増加することが予想されることから、支援体制の強化のみならず、それによってどの程度認定団体が増加したのか定量的な成果も明らかにした上で、評価を行うべきである。
- ・ 交通遺児等への生活資金の貸付業務については、貸倒懸念債権等の増加要因を景気の低迷により返済が滞っているためとし、本法人において債権回収マニュアルの一層の徹底を図ることによって回収実績の向上を図ることとしていることから、評価結果においては、「着実な実施状況であると認められる」とされている。しかしながら、現行の中期目標期間を3年過ぎ、貸倒懸念債権等が増加する一方であるにもかかわらず、平成 19 年度から 21 年度の評価の結果を見ると、ほぼ同様の内容となっており、状況の改善を促すような評価が行われていない。今後の評価に当たっては、貸倒懸念債権等の増加要因について景気の低迷以外の要因がないか検証した上で、「債権回収マニュアル」の徹底以外にも具体的な改善方策を検討するよう、評価の結果において法人に促すべきである。

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：竹内 壽太郎）
目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。4 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。5 1から4の業務に附帯する業務。6 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	空港周辺整備機構分科会（分科会長：盛岡 通）
ホームページ	法人： http://www.oeia.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	S	順調	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	3点	3点	S	4点	A	
(2)人材の活用	4点	3点	3点	A	3点	A	
(3)業務の効率化	5点×1 4点×2 3点×1	4点×2	4点×2	SS×1 S×3	4点×1 3点×2	A×2	
2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	3点×4	3点×4	3点×4	A×5	3点×2	A×2	
(2)業務の確実な実施	5点×1 3点×5	5点×1 4点×2 3点×3	4点×2 3点×4	SS×2 A×4			
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施					3点×8	S×1 A×8	
(3)空港と周辺地域の共生	3点	3点	3点	A			
(3)随意契約の見直し					4点	S	
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備					—	—	
(5)業務の確実な実施					4点×2 3点×3	S×2 A×2 B×1	
(6)空港と周辺地域の共生					3点	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)				S			
(1)予算	4点	4点	4点		4点	A	
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4. 短期借入金の限度額	—	—	—		—	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—		—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—		—	—	
7. その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	4点×2	4点×2	4点×2 3点×1	S×2 A×1	3点×2	A×2	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17) (主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
(課題・改善点、業務運営に関する意見等)
- 中村地区問題、大井地区整備、共同住宅事業、代替地造成事業等が終了し、民家防音工事補助事業に定額制を導入したこと等により、業務は減少しているため、組織及び役職員の再編・スリム化を検証する時期。
- 凍結された独法整理合理化計画の精神を受け継ぎ、昨年の独法の抜本的見直しの閣議決定及び今後の中期目標・計画の見直しが行われる中、空港周辺対策、組織の在り方のいかなる方向付けにも迅速に対応できるよう、業務改善の準備を整えておくべき。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
再開発整備事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 大井地区再開発整備事業(その3)については、地元住民や地元自治体等関係機関とも頻りに調整を図りつつ整備を進め、平成22年3月に施設整備(躯体及び外装工事等)が完了した。当該施設整備の完了により、国、福岡県、福岡市及び空港周辺整備機構の4者で平成4年に策定した「大井地区地区整備基本計画(再開発整備)」に基づく同地区の再開発について、全体計画が概成することとなる。第1種区域内(第2種区域を除く)で行っている事業については、国、貸付先及び関係機関等との調整を図り、平成21年度末で2件事業を廃止した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「大井地区再開発整備事業(その3)は地元住民・自治体等関係機関と頻りに調整を図りつつ整備を進め、平成21年度に施設整備を完了した。これは、福岡空港周辺における長年の懸案であった大井地区の再開発整備事業全体計画が概成することとなり、今後の同地区の活性化に大きく寄与するもので、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。また、第1種区域(第2種区域を除く)で行っている事業について、国、貸付先及び関係機関等との調整を図り、平成21年度末で2件の事業を廃止した。
民家防音工事補助事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 事業執行方法の改善等の観点から、更新工事調査に加え、更新工事についても原則として全ての施工業者を一般競争入札で決定することとし、特段の理由により申請者が施工業者を決める場合は、他の入札結果を勘案した低減率を積算額に乗じることとして事業費の大幅な縮減を図った。 平成22年度からの新制度の円滑な導入に向けて、国及び地方公共団体と調整を図りつつ、周辺住民への広報等を適切に実施した。また、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しについては、リーフレットを作成し市を通じて各戸に配布するとともに、市の広報誌や機構ホームページでも周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新工事における競争入札を徹底したことから、平成20年度の500件弱から平成21年度は1,000件を超えるに至った。事業費についても、平成20年度が36百万円に対して平成21年度は180百万円(144百万円増)と大幅な縮減を図ったことは、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。また、平成22年度からの新制度の円滑な導入に向けて、国及び地方公共団体と調整をはかりつつ、周辺住民に対しても、リーフレットの作成及びホームページでの掲載等、適切に実施している。
大阪国際空港周辺の緑地整備	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、買収予定地約1.36haのうち0.37ha(利用緑地約0.07ha、緩衝緑地第1期事業0.3ha)を買収し、用地取得進捗率を約97.0%(平成20年度末現在約96.0%)とした。残りの買収予定地については、補償交渉の難航等により、翌年度へ繰越することとした。また、買収済みの土地約0.81haについて造成・植栽を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 用地補償交渉において相手地域住民の理解が得ることが出来ず、難航を極める中、予算を一部繰越すこととなり、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得は約0.37haを買収し、用地取得率が約97%となった。また、買収済みの土地0.81haについては、年度計画通り造成・植栽を実施しており、中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果において、「契約事務の一連のプロセスの考え方に留意した検証」及び「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制」について、言及されていない状況が見られた。今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか検証した上で、評価の結果において明らかにすべき。

法人名	独立行政法人海上災害防止センター（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：富賀見 栄一）
目的	海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	海上災害防止センター分科会（分科会長：藤野 正隆）
ホームページ	法人： http://www.mdpc.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissei.htm
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	A	<p>1.総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2.項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	—	—	—	A	3点	—	
(2)業務運営の効率化	4点×1 3点×1	4点×2 3点×2	4点×3	S×3 A×1	4点×2 3点×3	S×1 A×4	
(3)関係機関等との連携強化	3点	3点	3点	A	3点×2	A×2	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	4点	4点	4点	S			
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	3点×2	3点×2	3点×2	A×3	4点×3	S×1 A×4	
(2)機材事業	3点×2	3点×2	3点×2	A	3点×2	A×2	
(3)海上防災訓練事業	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	4点×1 3点×1	S×1 A×1	
(4)調査研究等事業	3点×2	4点	3点	A×2	3点×2	A×2	
(5)国際協力推進事業	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	3点×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)	—			A			
(1)自己収入の確保	3点	3点	3点		3点	A	
(2)予算							
(3)収支計画	—						
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—		—	—	
5.重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—		—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—		—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	3点	3点	3点	A	3点×2	A×2	
(2)人事に関する計画	3点×2	3点×2	3点×2	A	3点×2	A×2	
(3)積立金の使途					—	—	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)（主なものの要約）

(1)総合評価

<p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最頻値の評定であるため。 <p>(課題・改善点、業務運営に対する意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%（18年度）から32.9%（21年度）に引き下げたことは評価できる。今後とも「随意契約見直し計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を着実に推進するとともに、21年度に設置した契約審査委員会及び契約監視委員会の活用や情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。
--

- 一者応札については、20年度は22件であったところ、21年度は3件まで減少しており改善の跡が伺えるが、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の手続きを検証し、必要な改善策を講じることにより、今後も引き続き契約の適正化に取り組むこと。
- 給与水準(ラスパレス指数 107.6)について、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施にあたっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があることを勧告すれば、妥当な数値であると思料する。今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- 内部統制については、役職員で構成するプロジェクトチームにより、専門家等からの意見聴取、内部規程の整備等を実施したことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人件費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の人件費を278,565千円とし、平成17年度(310,516千円/決算額)に対して10.3%(31,951千円)に相当する額を削減し、21年度計画の目標値を達成。 主な削減項目:退職者に替えて若年のプロパー職員を採用。 	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標を上回る削減を達成したことは評価できる。 なお、センターは、海上防災に関する高い知見と経験を有した熟練の職員の存在が大きな利点となっている。人件費削減等の局所的な効率性が優先される余地、その利点が損なわれてはならない。
随意契約の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「随意契約見直し計画」に基づき、平成18年度に90%だった随意契約件数の割合を、32.9%まで引き下げ。 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検、見直しを行い、新たな「随意契約等見直し計画」を策定。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%(18年度)から32.9%(21年度)に引き下げたことは評価できる。今後とも「随意契約見直し計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を着実に推進するとともに、21年度に設置した契約審査委員会及び契約監視委員会の活用や情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。 一者応札については、20年度は22件であったところ、21年度は3件まで減少しており改善の跡が伺えるが、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の手続きを検証し、必要な改善策を講じることにより、今後も引き続き契約の適正化に取り組むこと。
HNS防除体制の充実強化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 海上災害セーフティサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として評価できる。
海上防災訓練事業	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 標準コースを11回(計456名)、消防実習コースを8回(計251名)、それぞれ実施。 標準コースの受講希望者が予定を上回ったため、他の訓練を変更することなく、1回追加して実施。 利用者ニーズに応え、コンビナートコース火災マネジメントコースを新たに開設し、大規模危険物施設火災対応管理能力の向上を目的とした訓練を計15名の受講生に対して実施。 原子力発電所火災コースについても新たに開設し、計5回の火災消火訓練を計165名の受講生に対して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 船員法に基づく法定訓練を実施する一方、社会的ニーズに応え新たな防災訓練コースを開設するとともに、民間企業(電力、ガス、石油・石化企業等)からの委託による海上防災訓練を積極的に実施し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小川 忠男)
目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者とならうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:小林 重敬)
ホームページ	法人: http://www.ur-net.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期 目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3点	3点	3点	3点	A		
2 事業リスクの管理	4点	4点	3点	4点	S		
3 事業評価の実施	4点	4点	4点	3点	S		
4 一般管理・事業費の削減	3点	3点	4点	4点	A		
5 総合的なコストの縮減	3点	3点	4点	3点	A		
6 入札及び契約の適正化の推進	3点	3点	3点	3点	A		
7 積極的な情報公開	3点	3点	3点	3点	A		
8 業務・システム最適化の実現	—	3点	3点	3点	A		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 公の政策目的に資する都市再生の推進						A×4	
2 住宅セーフティネットとしての役割への重点化・個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用						S×2 A×1 B×1	
3 新規に事業実施しないこととされた業務						A×2	
4 業務遂行に当たっての取組						A×3	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 都市機能の高度化及び都市の再生	4点×2 3点×3 2点×1	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	4点×2 3点×4	S×2 A×4		
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	4点×1 3点×3	3点×4	A×2		
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	4点×2 2点×1	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×2 A×2		
4 事業遂行に当たっての取組	3点×3	4点×1 3点×2	3点×3	3点×3	A×3		
II 業務運営の効率化に関する目標を							

達成するためとるべき措置						
1 業務運営の効率化						A
2 適切な事業リスクの管理等						A
3 一般管理費・事業費の効率化						S
4 総合的なコスト構造の改善						
5 入札及び契約の適正化の推進						A
6 業務・システム最適化の実現						-
(財務内容の改善に関する事項)						S
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画	5点	5点	4点	3点		A
Ⅳ 短期借入金の限度額						-
Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	-	-	-	-		-
Ⅵ 剰余金の使途	-	-	-	-		-
(その他業務運営に関する重要な事項)						A×1 B×1
Ⅶ その他業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	-	-	-	-		-
2 人事に関する計画	3点	3点	3点	3点		A
3 子会社・関連会社等の整理合理化	4点	3点	2点	2点		
3 関係法人に係る取組						A
4 中期目標期間を超える負債負担	-	-	-	-		-
5 都市再生機構法第33条第2項に規定する積立金の使途						-

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果 (H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ いずれの事業においても、毎年度、中期目標の達成に向けて努力することは当然のことであるが、一方で、我が国を取り巻く社会経済情勢が激しく変化する中、「UR賃貸住宅」をはじめ機構が保有する限られた資源をいかに配分し、有効活用していくべきかといった視点から、中期目標・中期計画の見直しも含め、常に柔軟な発想や臨機応変な対応が求められる。
- ・ 機構がこれまでに蓄積してきたノウハウを活かし、開発途上国等海外のまちづくり分野において技術支援等を展開していくことは、宗教・文化の違いやリスクの存在に十分な留意が必要ではあるが、今後の検討に値するテーマである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
住宅セーフティネットとしての役割への重点化	I 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽選による新規賃貸住宅の入居者募集においては、全ての募集において、子育て、高齢者世帯等の当選率を一般の方の当選率に対し 20 倍としており、現行制度導入前(平成19年度)と比較して、平成 21 年度の子育て、高齢者世帯等の申込割合は約5ポイント上昇。また、既存賃貸住宅の入居者募集においては、子育て、高齢者世帯等のみを対象とした優先申込期間(7日間)の設定について、周辺に子育て施設や高齢者施設が立地するなど良好な環境が整った 40 団地で試行的に実施。 ・ 新たな団地内施設整備により新規に2件を誘致し、既存の空き施設においては、子育て支援施設6件、高齢者支援施設 16 件が開業し、平成 21 年度末時点の施設数は、子育て支援施設が 85 件、高齢者支援施設が 171 件となった。また、団地再生事業に伴い生み出される整備敷地の活用により、高齢者施設4件、子育て支援施設2件、障害者支援施設1件を誘致し、地域の福祉拠点の形成を推進。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、子育て世帯等に対する優先入居措置については、施行対象団地での取組は評価できるが、平成 20 年度に実施した措置の効果検証を平成 21 年度中に行い、対象団地の拡大等を検討することとなり、優先入居措置の適切な実施に向けて取組を加速されたい。 ・ 賃貸住宅の空家等を活用した保育ママ(家庭的保育)制度の導入は、今後大いに期待される取組みであり、NPO 法人や民間事業者との連携を一層進めるべきである。
賃貸住宅の適切な管理等	II 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建替対象団地における一般募集停止中の住宅及び施設に加え、建替え以外の団地再生や用途転換等の対象団地については、平成 21 年度末時点では 4,357 戸(うち、平成 21 年度募集分:1,699 戸)の住宅と 189 施設において定期借家制度を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期借家契約の幅広い導入については、建替対象団地における一般募集停止中の住宅及び施設に加え、建替え以外の団地再生や用途転換等の対象団地については、平成 21 年度末時点では 4,357 戸(うち、平成 21 年度募集分:1,699 戸)の住宅と 189 施設において

		し、資産の有効活用を図った。また、平成21年度は、収益性の改善・向上の取り組みとして耐震診断等の準備のため補充停止していた団地のうち、耐震診断スケジュールに影響のないものについては定期借家での活用を図った。	定期借家制度を導入し、資産の有効活用を図った。
個別団地毎の特性に応じた再生・活用の推進等	II 2	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度中に2,850戸のストック再編に着手した。ストック再編の着手については、長引く不動産市況の低迷から整備敷地の供給見通しを立てることが難しく、事業計画の見直しが必要になったことや、個別地区の整備方針に係る関係者との協議・調整に時間を要したことなどから、着手計画の大幅な見直しを余儀なくされた。このため、次年度以降に着手を計画していた地区の一部においても協議を進め、今年度に前倒して1,180戸の再編に着手したが、全体として着手戸数は計画比で大幅な減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ストック再編の着手は、年度計画の想定戸数9,000戸のところ、2,850戸に留まっている。長引く不動産市況の低迷から整備敷地の供給見通しを立てることが難しく、事業計画の見直しが必要になったなど、経済状況からやむを得なかった面もあるが、ストックの再生・再編は、機構の重要な政策課題であり、個別地区の整備方針に係る関係者との協議・調整や、着手計画見直しをより戦略的に行う必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 消防用設備点検業務について、「平成20年度決算検査報告」(平成21年11月11日会計検査院から内閣宛て送付)において、「消防用設備点検等業務の委託費の積算に当たり、一般管理費等率の適用を誤っていたため、契約額が割高となっている」との指摘を受けている。また、共同聴視施設維持管理業務に係る契約について、「平成20年度決算検査報告」(平成21年11月11日内閣送付)において、「電気料等の年間支払回数等を過大に算出して委託料を算定していたため、委託料の支払額が過大となっている」との指摘を受けているが、業務実績報告書においては本件についての言及がなく、このため、本件を踏まえた契約事務の適性化についての評価が行われていない。今後の評価に当たっては、本件と類似の事案の再発防止を図る取組が着実に実施されているかという観点から契約事務の適切性について厳格な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:澤田 正晴)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:来生 新)
ホームページ	法人:http://www.amami.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	順調	順調	概ね順調	概ね順調	A	A	<p>1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)業務運営体制の効率化	3点	3点	3点	3点	A	A	
(2)一般管理費の削減	4点	4点	4点	4点	S	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)保証業務	3点×2	3点×2	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	S×1 A×1	
(2)融資業務	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)財務内容の改善	3点×1 2点×1 1点×1	4点×1 2点×2	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×1 1点×1	C	A×1 B×2	
(2)予算							
(3)収支計画							
(4)資金計画	3点	3点	3点	1点		B	
4.短期借入金の限度額	4点	3点	3点	3点		A	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—		—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—		—	
7.施設・設備に関する計画	—	—	—	—		—	
8.人事に関する計画	3点	3点	3点	3点	A	A	
9.その他業務運営に関する重要事項	3点	3点	3点	3点	A		

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.9.17)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 奄美基金は、唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が行われていると認められる。
- また、一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化、引き続き事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取組みを実施していることは高く評価される。
- 一方で、高いリスク管理債権割合及び累積欠損金については、リスク管理債権額の減少や当期純損失の抑制により、それぞれ解消に向けた動きが見受けられるところであり、財務の健全化に向けた取組みを進めている状況にある。
- 以上、総合勘案するに年度計画については順調に達成していると認め、上記総合評定とするに至ったものである。
- なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を再認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取組みを行っていく必要がある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 債権管理体制の強化、金融機関との協同等による経営・再生支援の取組み、期中管理の徹底等が行われた結果、リスク管理債権額は昨年度より減少し、更に一般管理費の抑制が行われ、財務内容の健全化に向けた努力が行われているところであるが、引き続き第二期中期計画の達成に向けて、リスク管理債権割合の抑制、財務内容の健全化等に向けての取組みを進めていく必要がある。
- また、最近においては保証及び融資残高が共に減少する傾向にあり、昨今の不況の影響を受けていることなどが要因と考えられるが、奄美群島振興開発基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き群島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。
- 更に、組織運営では、昇給抑制を行うなど給与削減の措置を図った結果、平成21年度はラスパイレス指数が96.2となったところ

ではあるが、一方で当該基金は職員数が18人程度の小規模な組織でもあることから、限られた人材を活用していくためにも、引き続き職員の能力向上を図り、人事考課の活用等により職員のモラルの維持・向上に努めて行く必要がある。

- 今後とも奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、改善に向けた取り組みを総合的に進める必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、効率的な出張を行うための体制の見直し等により、年度計画(対20年度計画比で3%以上削減)を上回り14.6%の削減。 人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対17年度比で4%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り17.9%の削減。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化、引き続き事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は、89.5%。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底。平成21年度における平均処理日数は3.58日。 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時実施。 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に実施。システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近においては保証及び融資残高が共に減少する傾向にあり、昨今の不況の影響を受けていることなどが要因と考えられるが、奄美群島振興開発基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き群島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。 業務の質の向上についても中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど迅速な情報提供が行われている。また、関係機関との情報交換を通じてのコンサルタント機能の充実、利用者ニーズの把握の実施なども計画どおりの実績となっている。
財務内容の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行う等リスク管理債権の抑制に努力。 上記の取り組みにより新規リスク管理債権の発生が減少(544百万円→256百万円)したこと、回収不能となった求償権償却処理(758百万円)を実施したこと等により、リスク管理債権は、昨年度に比して752百万円、計画に比して585百万円の減少。 求償権の回収率は、債務者の分割弁済が減少したが、不動産の処分、保証人等の代位弁済による回収が増加したことから、回収額が昨年度を上回った(147百万円→173百万円)こと等により4.4%となり、昨年度に比して0.6ポイント上回っているものの、対計画比では0.9ポイント下回っている。リスク管理債権の割合については、保証債務残高の減少等により昨年度に比して1.3ポイント、計画に比して8.0ポイント上回る。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高いリスク管理債権割合及び累積欠損金については、リスク管理債権額の減少や当期純損失の抑制により、それぞれ解消に向けた動きが見受けられるところであり、財務の健全化に向けた取り組みを進めている状況にある。 債権管理体制の強化、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等が行われた結果、リスク管理債権額は昨年度より減少し、更に一般管理費の抑制が行われ、財務内容の健全化に向けた努力が行われているところであるが、引き続き第二期中期計画の達成に向けて、リスク管理債権割合の抑制、財務内容の健全化等に向けての取り組みを進めていく必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（平成17年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：勢山 廣直）
目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会（分科会長：杉山 雅洋）
ホームページ	法人： http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h21jisseki.htm
中期目標期間	4年6か月間（平成17年10月1日～平成22年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調		A	1. 総合評価は、17年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、17年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3点	3点	4点	3点	A	A	
2 業務リスクの管理	4点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×2	
3 業務コストの縮減	3点	3点	3点	3点	S	S	
4 積極的な情報公開	4点×2 3点×3	4点×1 3点×5	4点×1 3点×6	4点×3 3点×4	S×1 A×6	S	
5 業務評価の実施	—	3点	3点	3点	A	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A×2	A×2	
2 承継債務、会社からの引受け債務の早期の確実な返済	4点×1 3点×3	3点×3	3点×3	3点×3	A×3	A×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×4	3点×2 2点×1	3点×2	3点×3	A×3	A×4	
4 会社に対する首都高速道路、阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	3点	3点	3点	A	A	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	3点	—	3点	3点	—	A	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	3点	4点	4点	4点	S	S	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	3点	3点	3点	A	A	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—	—	—	—	—	—	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	3点	3点	3点	A	A	
10 業務遂行に当たっての取組	4点×1 3点×4 2点×1	3点×5	3点×5	4点×2 3点×3	S×1 A×4	S×2 A×4	
III 予算、収支計画及び資金計							

画						
1 財務体質の強化	3点×3	3点×2	3点×2	3点×2	S×1 A×1	A
2 予算						
3 収支計画	3点	3点	3点	3点	A	—
4 資金計画						
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	—	—
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	3点×1 2点×1	3点×4	3点×4	4点×1 3点×3	S×1 A×3	S×1 A×3
2 人事に関する計画						

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果 (H22. 9. 17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 経済危機や高速道路制度の変革など変動要因が多数存在する中で、また協定締結時の高い透明性が要請される中で、よりきめ細かいモニタリングと機敏な対応が従来にもまして必要とされている。
- ・ 欧米の有料道路制度に関する調査研究結果の報告書を一部の機関や有識者だけでなく、そのままの形では効果は小さいと思われるので、一般向けの解説版の提供なども検討してはどうだろうか。
- ・ 技術開発は非常に重要であり、さらに加速させることが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務リスクの管理	I 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な年限の政府保証債及び財投機関債を発行し、安定的に低利の資金を調達した。低金利の環境の下、超長期の資金調達を行うことにより、借換え時の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高めるとともに、金利コスト低減にも取り組んだ。 ・ 政府保証債（平成21年度発行予定総額1兆8,160億円）については、超長期債（期間10年超）（総額4,201億円）を含む1兆8,145億円を調達した。 ・ 財投機関債（平成21年度発行予定総額5,030億円）については、総額5,203億円を調達した。 ・ 独立行政法人として初めて海外市場で財投機関債（30年債）を発行したほか、期間40年の政府保証債を初めて発行する等、調達の多様化に一層取り組んだ。また、新たに期間2年と6年の財投機関債の発行にも取り組んだ。 ・ この結果、平成21年度における資金調達の総額は2兆3,348億円、調達した資金の平均コストは1.65%（応募者利回りの平均）となり、計画で設定している平成21年度の調達コスト4.0%（10年固定金利を想定）を下回った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低金利という時代の追い風を受けてではあるが、高いレベルでの金利費用削減が達成されていて評価できる。 ・ 今年度も、金利コストの低減に取り組むと共に、市況の悪い中で、借換資金を安定的に確保している。 ・ 資金調達の多様化に著しく努力されて多大な成果を上げられたことは、高く評価すべきと考える。
業務コストの縮減	I 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的に低利での資金調達を行うことにより業務コストの縮減を図った。また、高速道路の道路管理者の権限代行その他の業務及び鉄道の管理を行うための業務管理費は、予算額3,112百万円に対して実績額2,469百万円に、一般管理費は、予算額2,064百万円に対して実績額1,448百万円になり、いずれも予算額を下回った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ とするとルーズになりがちな一般管理費を大幅にコスト縮減されたことは評価に値する。 ・ 一般管理費の削減は評価できる。
積極的な情報公開	I 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度財務諸表を官報に公告するとともに、財務諸表等をホームページに掲載するなどして公開した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等で開示が義務付けられている情報に加え、機構の検討会等の資料、海外調査報告書や高速道路の開通情報及び開通

		<ul style="list-style-type: none"> 債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況、建設・維持・管理の状況、道路資産の保有及び貸付状況を内容とする高速道路事業関連情報についても記者発表を行うとともに、ホームページにも掲載した。 高速道路事業関連情報の開示にあたっては、セグメント情報について全国路線網、地域路線網（4路線網）及び一の路線（8路線）ごとに公表するとともに、全国路線網については、会社別の情報もあわせて公開した。また、会社の協力により提供を受けた会社情報を総括し、高速道路関連の情報を6社分、一覧形式で分かりやすく提示した。 財投機関債を発行する都度、債券説明書を作成し、ホームページに掲載した。 	<p>後の整備効果等の会社情報を掲載し内容の充実に努めると共に、英語版ホームページにおいても更新している。</p> <ul style="list-style-type: none"> HPは分かりやすく構築されている。整備効果や渋滞状況など国民的関心の高いテーマについての情報提供が充実し、多数のアクセスと意見が寄せられたことは特に評価できる。 アクセス数の増加は、HPが見やすくなりやすくなっていることも理由の一つではないかと推測される。 アクセス件数が大幅の伸び、情報伝達が促進されていることは好ましいことである。情報公開におけるHPの重要性を考えた場合に、より高いレベルを目指されたい。
高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	II6	<ul style="list-style-type: none"> 「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」を2回開催し、36件について経営努力要件適合性を認定した。また、工事が完了した19案件について助成金約1.8億円を交付した。 高速道路会社の経営努力による費用の縮減をより一層助長するため、制度運用の工夫として、工事の途中段階においても経営努力要件適合性を認定することとした結果、申請件数は大幅に増加した。平成21年度に経営努力要件適合性を認定した36件のうち34件はこの方式によるものであり、平成22年度審議案件としても23件の申請があった。 	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブ助成は順調に進展していて、効果を上げつつある。また、会社の業績に反映させる仕組みとの併存により相乗効果も期待できる。 費用の縮減に係る助成制度をより使いやすくするために工夫を重ねており、その結果、申請件数が大幅に増加した。 コスト縮減を促進する仕組みを積極的に活用されている。制度が実際に利用されることが大切で、そのための努力を工夫されたことは高く評価できる。 このような広範な、そしてうまく構成されたインセンティブ機能はさらに工夫・拡大されたい。
人事に関する計画	VII2	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度における退職手当等を除く人件費については、効率的な組織運営や業務運営を図ることにより、平成17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額（実績ベース）と比較して、目標の5%を上回る削減実績を達成（15.9%）することができた。 人事院勧告を考慮し、夏季特別手当について前年度比▲0.2ヶ月、年末特別手当について前年度比▲0.15ヶ月とし、前年度比年間▲0.35ヶ月引下げを実施した。また、12月に役職員の本給改定及び住居手当の廃止を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な組織運営や業務運営を図ることにより、平成17年度換算額（実績ベース）に比べ、15.9%の削減を行っている。 目標・計画を大幅に越える削減が達成されている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見（H22.12.22）（個別意見）

- 道路業務収入について、「平成20年度決算検査報告」（平成21年11月11日会計検査院から内閣宛て送付）において、「高架下の占用許可物件等に係る占用料の徴収に当たり、占用料を徴収していなかったり、占用料の算定を誤ったりしていたため、徴収額が不足している」との指摘を受けているが、評価結果をみると、道路業務収入において、占用料の徴収が適切に行われているかという観点に立った評価が行われていない。
このことを踏まえ、今後の評価に当たっては、高架下の占用許可物件に係る占用料の算定や徴収の審査の適切性について評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）〈非特定〉 （理事長：島田 精一）
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）
ホームページ	法人： http://www.jhf.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h21jisseki.htm
中期目標期間	5年間（平成19年4月1日～平成24年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	概ね順調	順調	A	1. 総合評価は、19年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、19年度から20年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度では、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>				
I 業務運営の効率化				
1 組織運営の効率化	3点	3点	A	
2 一般管理費等の低減	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	
3 業務・システム最適化	3点	4点	A	
4 入札及び計画の適正化	3点	3点	A	
5 業務の点検	3点	3点	A	
6 積極的な情報公開	4点	3点	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上				
1 証券化支援業務	4点×2 3点×5 2点×1	3点×7 2点×1	S×2 A×7	
2 住宅融資保険業務	3点×2 2点×1	4点×1 3点×2	A×3	
3 住情報提供業務	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	A×3	
4 住宅資金融通業務	3点×3 2点×1	4点×1 3点×2 2点×1	A×2 B×2	
5 団体信用生命保険等業務	2点	3点	A	
III 予算、収支計画及び資金計画				
1 収支改善	2点	2点	A	
2 繰越損失金の低減				
3 リスク管理の徹底	3点×5	3点×4 2点×1	A×5	
4 予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	3点	4点	A	
VI 剰余金の使途	—	—	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	
2 人事に関する計画	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2	
3 積立金の使途	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.9.17) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。
(課題・改善点、業務運営に関する意見等)
- 証券化支援業務及び賃貸住宅融資業務に係るリスク管理債権について、継続的に状況を把握し、その変化について詳細な原因分析を行うとともに、リスク管理債権の圧縮に向けた不断の取組みを行っていく必要がある。また、リスク管理債権の状況やその圧縮に向けた取組状況等については、国土交通省に対して定期的に報告を行うべきである。
- 財形住宅資金貸付勘定においては、事務コスト等が貸付金利として設定した水準以下になったことから、45 億円の利益剰余金が発生し、年度末の積立金は 418 億円となっている。積立金については、機構全体で 3,310 億円の累積損失が存在する状況に鑑み、これらの利益剰余金を特定の目的のために積み立てることをせず、業務の運営のために必要な資金や、欠損が発生した場合の補填に充てることとしており、合理的な処理であると認められる。 など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	I 2	<p>・人件費については、平成 21 年8月の人事院勧告を踏まえた本俸及び賞与月数の引き下げを行った。また、退職者の見込みを踏まえ、新規採用を抑制するなど計画的な人員管理により、人件費削減に取り組んだ。</p> <p>平成 20 年度と同様に、事務的経費の節減を継続するとともに、事務用品等の本店一括購入契約による単価の引き下げ、一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の採用により経費の削減に取り組んだ。</p> <p>また、中期計画削減目標(年度毎)と平成 20 年度執行見込みを勘案して、当年度の経費の配分計画を策定し、その計画を更に厳格に実行することにより、経費の削減に取り組んだ。</p> <p>以上の取組の結果、平成 18 年度決算の 16,369 百万円に対し、中期計画策定時の想定を上回る 15.3%の削減となる 13,857 百万円となり、中期目標の水準である 15%削減を2年前倒しで達成した。</p>	<p>・一般管理費については、計画的な人員管理や事務用品等の調達方式の変更等により、中期計画策定時の想定を大幅に上回る 15.3%(対平成 18 年度比)削減を実現し、中期計画における目標(対平成 18 年度比▲15%)を2年前倒しで達成した。</p>
住宅資金融通業務	II 4	<p>・バリアフリー対応賃貸住宅融資においては、入居者募集開始時までに高齢者円滑入居賃貸住宅の登録(以下「高円賃登録」という。)を行うことを融資条件としている。しかし、会計検査院の実地検査の結果、機構が当該条件の履行確認を行っておらず、貸付条件違反が常態化していること、また、当該条件違反の事態を看過したこと等が原因で、貸付対象物件における高齢者の入居率が著しく低い状況となっていることが判明した。当該事態を踏まえ、会計検査院より、借入者に対して貸付条件を遵守させる措置を講じるとともに、高齢者の優先募集期間を設けることを貸付条件とするなど、高齢者の入居に結びつくような実効性のある措置を講じるよう、指摘を受けた。機構においては、当該指摘を踏まえ、平成 22 年1月以降の受付分から、以下の取組や手続の変更を行った。</p> <p>・入居者募集開始時までの高円賃登録の確認を徹底する。具体的には、入居者募集の1週間以上前に借入申込者から賃貸計画承認申請書を提出させ、当該申請書に高円賃登録のエビデンス(高齢者住宅財団のホームページのコピー)を添付してもらう。機構は内容を確認し、問題ない場合は承認書を発行する。機構による承認がされるまでは、募集行為は一切行えない。</p> <p>・入居募集の際に高齢者を入居対象としていることを書面にて誓約させる。</p> <p>・融資実行後、賃貸人が故意に登録を抹消し、又は登録を抹消された場合は、機構から貸付金の全額繰上償還請求をされることを理解している旨を書面にて賃貸人に誓約させる。</p> <p>・機構ホームページに機構のバリアフリー対応</p>	<p>・バリアフリー対応賃貸住宅融資については、会計検査院より、融資物件の多くが入居者募集開始時までに高齢者円滑入居賃貸住宅の登録がされておらず、高齢者の入居の機会を狭めている結果として、高齢者の入居者等が少ない旨の指摘を受けた。このため、平成 22 年1月以降の受付分から、高円賃登録の確認の徹底、高齢者を入居対象としていることの書面による誓約、高齢者優先募集期間の設定を貸付条件とするなど、高齢者の入居機会を最大限確保するための是正措置を行っている。</p> <p>・会計検査院の指摘に対する是正措置を着実に実行する必要がある。</p>

		<p>高円貸登録賃貸住宅の物件情報を融資実行前の段階から掲載し、高齢者であることを理由に入居を拒否することのない賃貸住宅の情報を機構から発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸人に対して「募集広告を行う際は「高齢者であることを理由に入居を拒否することのない住宅金融支援機構融資を受けた賃貸住宅」である旨を明示すること」を貸付条件とする。 ・入居者の募集(空室募集を含む)にあたっては、一般募集の前に、高齢者のみを対象とする「高齢者優先募集期間」(3日間以上)を設定することを貸付条件とする。 ・融資の趣旨を明確化するため、名称を「バリアフリー対応賃貸住宅融資」から「バリアフリー対応高円貸登録賃貸住宅融資」へ変更した。 	
住宅資金融通業務	II 4	<ul style="list-style-type: none"> ・機構では、積立管理組合の経年の積み立て実績を基に発行見込額を推計し、発行総額についての認可申請を行いました。過去の実績を上回る払い込みがあったこと、また、債券の申込み期間中に発行認可額との対比で進捗管理が十分でなかったため、発行した債券の総額が認可額を上回ることでまいりました。 ・本件に係る債券発行については、積立管理組合との関係では有効とみなされるため、マンションすまい・る債をご購入のお客様にご迷惑をおかけすることはございません。 ・しかし、主務大臣と機構との関係においては、機構法附則第8条及び住宅地債券令第9条に違反する状態となりました。そのため、本日、理事長が国土交通大臣より厳重注意を受け、即日、変更認可申請及び変更届出を提出しました。 ・これまで、発行額が認可を受けた額を超えることがなかったため、債券の申込期間中に発行認可額との対比で進捗管理が十分ではありませんでした。今後、発行認可の額を超えて債券を発行してしまう事態になったことを十分に反省し、今後は役員によるガバナンスをさらに強化し適正な業務執行を徹底するとともに、発行実務においては、払込期限での申込状況を確認し、発行認可額と対比して変更の必要があれば速やかに変更認可を申請し、発行までの間に変更認可を受けることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に発行されたマンションすまい・る債による資金調達において、あらかじめ認可した額を約6億円(発行認可額の 1%)上回る債券発行を行い、住宅金融支援機構法に違反する事態が生じた。これは、機構における発行見込額の推計の問題と、進捗管理が十分でなかったことによるものである。このため、このような問題の再発防止を図ることを目的として、マンションすまい・る債について、申込実績の管理、払込期限の厳格な運用、マンション管理組合への注意喚起等の徹底を行っている。 ・法令に基づく手続の遵守を徹底するための取組を行う必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・バリアフリー対応賃貸住宅融資については、「平成 20 年度決算検査報告」(平成 21 年 11 月 11 日会計検査院から内閣宛て送付)において、融資物件の多くが入居者募集開始時まで高齢者円滑入居賃貸住宅の登録がされておらず、高齢者の入居の機会を狭めている結果として、高齢者の入居者等が少ない旨の指摘を受けたところであり、これについて、貴委員会の評価結果で、会計検査院の指摘に対する是正措置を着実に実行する必要があるとの意見により、B(「概ね着実に」実施している場合の評定)評価としている。

また、平成 21 年度に発行されたマンションすまい・る債による資金調達において、あらかじめ認可した額を約 6 億円(発行認可額の 1 パーセント)上回る債券発行を行い、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律 82 号)に違反する事態が生じたところであり、評価結果においては、これは、機構における発行見込額の推計の問題と、進捗管理が十分でなかったことによるものである。このため、このような問題の再発防止を図ることを目的として、マンションすまい・る債について、申込実績の管理、払い込み期限の厳格な運用、マンション管理組合への注意喚起等の徹底を行っているとの評定理由により、B(「概ね着実に」実施している場合の評定)評価としている。

これらのことを踏まえ、今後の評価に当たっては、是正措置の取組状況及び再発防止のための取組状況を業務実績報告書等で明らかにした上で、その取組が着実に実施されているかについて評価を行うべき。

⑩ 環 境 省

法人名	独立行政法人国立環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大垣 眞一郎)
目的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。)を行うこと。2 環境の保全に関する国内及び国外の情報(水俣病に関するものを除く。)の収集、整理及び提供を行うこと。3 2の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	国立環境研究所部会(部会長:高月 紘)
ホームページ	法人: http://www.nies.go.jp/ 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. (7)物品一括購入における業務費削減努力」及び「3. 財務内容の改善に関する事項」の※で記載した部分は、2. (3)で評価していることを示す。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスの質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)環境研究に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(2)環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(3)研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進			A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)戦略的かつ機動的な組織の編成	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の効率的な活用	A	A	A	A	A	A	
(3)財務の効率化	A	A	B	A	B	B	
(4)効率的な施設運用	A	A	A	A	A	A	
(5)情報技術等を活用した業務の効率化			A	A	A	A	
(6)業務における環境配慮	A	B	A	B	A	A	
(7)物品一括購入における業務費削減努力	A	※					
(8)業務運営の進行管理	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項	※	※	※	※	※	※	
4. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 環境研究については、重点研究プログラム、先導的・基盤的研究、知的研究基盤整備のいずれについても、適切な研究体制のもと、中期計画の目標の達成に向けて予定された各種のプログラムが着実かつ適切に進められ、外部評価においても高い評価を得ている。また、研究成果の評価・評価結果の研究への反映も概ね適切になされている。 環境情報の収集・整理・提供については、総じて精力的な取組がなされ、目に見える成果を上げているといえる。引き続き、環境情報のユーザーや利用方法の把握に努め、正確かつ適切な環境情報をできるだけ広い範囲で利用できるよう工夫することが望まれる。 研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進については、研究成果の発信、産学官の交流、社会貢献など、全般に適切に取り組まれている。また、我が国の環境政策への寄与についても、大きく貢献している。 業務運営については、コンプライアンスの徹底、重点課題への研究者の重点配置等、人的資源の効率的活用を図っているほか、コスト削減についても成果を上げてきており、全体的に業務運営の改善が図られている。一方で、人材活用や契約関係の面では課題もあり、一研究機関のみでは解決が難しいものもあることから、社会への働きかけ等も含めた対応が必要である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
環境研究に関する業務	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 海外機関との文書に基づく共同研究等は16ヶ国、1国際機関を相手として43件。海外からの研究者・研修生等については430名を受け入れ年度目標を達成。 20年度の外部研究評価の結果を受けて、研究内容の一部改変。 	<ul style="list-style-type: none"> 他機関との共同研究が大幅増となり、海外の研究機関との連携も進展しているなど、着実な連携・協力が進められ、環境研究の戦略的な推進が図られている。 4つの重点研究プログラムについては、外部評価においても高い評価を受けている。評価結

		<ul style="list-style-type: none"> 重点研究プログラム、知的研究基盤の整備及び基盤的な調査・研究活動については、年度計画に基づいて適切に実施。 中核プロジェクトの一つが日中科学技術協力委員会において、日中科学技術プロジェクトとして認定される等、共同研究の相手方から評価されている。 	<p>果を受けて研究テーマの見直しを適宜行うなど、改善も図られており、着実に進捗している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 8分野の基盤的調査研究において、外部評価を積極的に活用して高い評価を得ており、着実に進展している。 外部評価委員会が適切に機能し、結果も公表されるなど、充実した評価がなされている。評価結果の反映については、対処方針が取りまとめられるなど、適切に行われている。
環境情報の収集・整理・提供に関する業務	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の環境研究・技術ニュースを日々更新するとともに、環境技術解説を充実。 既存コンテンツの運用、新コンテンツを開発し、プレスリリース、イベント等におけるPR活動を行い認知度向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境技術ポータルサイトの利用件数が2.1倍増という成果を得たことは高く評価。 自動車CO2排出マップ等新規コンテンツの追加、認知度向上に努めるなどにより、関連サイトの利用件数が目標とした1割増を達成し、着実な進展が図られた。
研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> プレスリリース(43件)、テレビ等の報道・出演(94件)、新聞報道(476件)。 査読付き発表論文数(458件)、誌上発表件数(699件)、口頭発表件数(1,449件)はいずれも年度目標を達成。 公開シンポジウムを2か所で開催(参加者は、合計697名)したほか、一般公開の来訪者は延べ3,941名(2日間)、視察者・見学者の受入れは、国内1,696名(95件)、海外430名(46件)。 国の審議会等477件に、延べ661名が参画し、年度目標を達成。 	<ul style="list-style-type: none"> プレスリリース、研究論文の発表数等の実績が大幅に増大しており、研究成果の発信に優れた成果を上げたものと評価。 目標として研究論文の発表数を掲げているが、その「質」の評価も重要となってくることに留意すべき。 公開シンポジウムや研究所の一般公開など、国民への普及・啓発活動に努力しており、適切な取組がなされている。客層の分析等を通じて今後の活動にフィードバックするとともに、アンケート結果等について実績報告書に記載すべき。 各種審議会、その他の検討会等へ積極的な参画が進められているとともに、環境政策への寄与についても成果を上げている。
戦略的かつ機動的な組織の編成	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究上の不正行為、及び研究費の不正使用を防止するために整備した規程について、新規採用者オリエンテーション等において周知徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織内の周知徹底も含め、コンプライアンスを図るための体制の維持・充実が図られており、概ね適切な取組がなされている。
人材の効率的な活用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 重点研究プログラムを実施する3センター、1グループに研究者を重点的に配置。 研究体制充実のため、公募により幅広く研究系の職員の採用を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費削減の制約がある中で様々な工夫を凝らしており、人材の効率的な活用が図られている。一方で、契約研究員、高度技能専門員等の増加に伴い、研究レベルの維持、複雑な人事管理等の課題が生じてくる可能性がある。一研究所では対処しがたい問題でもあり、社会に訴えていくことも考えていく必要がある。
財務の効率化	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費は、2,153百万円で、17年度決算額比4%以上の削減目標達成。 受託収入等自己収入は、3,493百万円(対前年度比148百万円減)を確保(うち競争的資金2,074百万円)。 一般競争入札における一者応札率は66.2%(20年度64.6%)。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の削減については計画どおり進捗しているが、業務費については目標をわずかに達成していない。また、自己収入についても競争的資金の獲得は増えたものの、全体として目標額に到達していない。 契約の見直しについては、一者応札率が高止まりである状況も見られ、更なる透明性・競争性の確保のための工夫が求められる。
効率的な施設運用	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 大型研究施設を他機関との共同研究に50件中28件で利用。研究施設スペース(572㎡)の利用再配分を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型研究施設の計画的な改修等が図られ、適正に運用されている。
業務における環境配慮	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量については、対13年度比・総排出量で26.6%の削減、電気・ガスのエネルギー消費量は、対12年度比で30.4%の削減等、いずれも計画目標を上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> CO2削減、省エネ、廃棄物削減等に着実に取り組み、削減目標値等を大幅に上回る成果を持続的に上げていることは非常に高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人環境再生保全機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:湊 亮策)
目的	公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
主要業務	1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害に係る健康被害の補償及び予防に関する業務を行うこと。2 民間団体の環境保全活動への支援及びこれらの活動の振興に必要な調査研究、情報の収集・整理・提供等を行うこと。3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に対する助成を行うこと。4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場の維持管理積立金の管理を行うこと。5 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害者の救済に関する業務(被害者の認定、救済金の給付、拠出金の徴収)を行うこと。6 1～5からの業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	環境再生保全機構部会(部会長:佐野 角夫)
ホームページ	法人: http://www.erca.go.jp/index.html 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期 目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)公害健康被害補償業務	A	A	A	A	A	A	
(2)公害健康被害予防事業	A	A	A	A	A	B	
(3)地球環境基金業務	A	A	A	A	A	A	
(4)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	A	A	B	B	B	B	
(5)維持管理積立金の管理業務	A	A	B	B	B	A	
(6)石綿健康被害救済業務	a×1 b×1	A	A	A	A	A	
2 業務運営の効率化	A	A	B	A	A	A	
(1)組織運営	A	A	B	B	B	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)業務における環境配慮	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
(1)財務の状況	/	/	/	A	A	A	
(2)承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	A	A	
(3)短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(4)重要な財産の処分等に関する計画	/	/	/	/	/	A	
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分に関する事項	/	/	/	/	/	A	
(3)役職員の給与水準等	/	/	/	B	B	/	
(4)その他	A	A	-	A	A	/	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.24)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度においては、年度計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項については、十分な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
公害健康被害補償業務	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 汚染負荷量賦課金の徴収に関しては、申告額に対する収納率99%以上を維持。 都道府県に対する納付金の納付に関しては、納付業務システムの改良、現地指導、情報提供及びオンライン申請を推進することで、事務処理の効率化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 賦課金の徴収に関しては、今後は、オンライン申請を強力に推進する必要がある。 納付金の納付に関しては、オンライン申請の推進等により、オンライン申請が昨年度の45%から68%へと大幅に増加した。
公害健康被害予防事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 収入については、運用方針に基づき、安全かつ有利な運用を行った。助成事業については、健康相談・健康診査・機能訓練のソフト3事業を優先的に採択する等重点化し、実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の結果分析、並びにそれを踏まえた今後の改善策が十分説明されていない。また、長期的な事業効果の把握、水泳以外の事業効果等に関する調査について検討すべき。 研究成果が具体的にどのように業務に反映さ

		<ul style="list-style-type: none"> ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための試行調査を実施し、事業参加者の行動の変化や症状の改善の効果を把握した。 	<p>れたかについて、明確化されておらず、また、エコドライブは、環境改善事業としての有効性は疑問である。</p>
地球環境基金業務	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業に関しては、平成20年度事後評価結果を踏まえ、調査研究の実施体制についての情報を提出書類に追加するなどの内容を平成22年度募集案内に反映させた。 振興事業に関しては、3か年計画で開始した環境NGO・NPOの活動状況調査について、北海道など4ブロックのデータを収集し、2,052件の環境保全活動団体の情報を収集した。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業に関しては、国の政策に基づく重点分野に重点化し、また、事後評価結果を、助成金募集案内に反映させ、情報提供を強化するなど、利用者の利便性の向上を図った。 振興事業に関しては、環境NGO・NPOの活動の調査結果及びアンケート調査を踏まえて研修内容を一層充実すべき。
石綿健康被害救済業務	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 前年度未処理分と今年度申請受付分等をあわせ2,284件(前年度2,711件)について審査、1,759件の認定等(前年度1,693件)を行い、法改正や周知事業での掘りおこしに関わる認定・給付の対応も含め、適切な処理を行うことができた。 船舶所有者からの一般拠出金については、未納者への催促を効果的に行うことにより、適正かつ円滑に徴収し収納することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律改正の周知、広報及び認定・支給に係わる事務処理を迅速かつ的確に行った。また、保健所担当者向けに申請手続についての説明会を円滑に開催した。 拠出金は、適正かつ円滑に徴収・収納された。法律改正に伴う徴収方法の変更については、周知徹底を図った。
組織運営の効率化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 人事配置と業務分担の見直しにより、管理職職員数の削減等、効率化を進めた。 「コンプライアンス・マニュアル」の作成と研修を行った。今後は組織全体に十分に浸透させるため、絶えず見直しと検証を行い、役職員への研修などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を4名削減や業務分担の一部見直しが行われ組織運営の効率化に適切に対処している。今後は、全面的な組織全体の見直しを行うことにより、組織運営の一層の効率化を図るとともに、内部統制体制の強化に向けた取り組みを強力に推進する必要がある。
業務運営の効率化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費については、ともに計画を上回る削減を行った。 人件費・給与水準の適正化については、管理職の俸給表の額の引き下げを行い、管理職職員数を削減した。 契約に関しては、競争的契約の割合を高め、一者応札・応募の割合を低下させることができた。また、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の改善・見直しを行い、その内容が契約監視委員会において妥当とされた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費は、一般競争入札による調達コストの削減効果により縮減され、また、契約に関しては、競争的契約の割合を高め、一定額以上の契約はホームページで公表し、随意契約の審査体制を強化した。他方、依然国家公務員より給与水準が高いため、組織全体の見直し、人員の最適配置、管理職の削減等により、役職員の給与水準の適正化を図るべきである。
財務の状況	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、運営費交付金の縮減が図れた。 各基金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。また、資金管理委員会の審査機能の整備に向けた検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の総利益は17億円となり、利益剰余金は、前年度末の108億円に対して、平成21年度末は、95億円となった。 損益の要因分析については、改善が必要である。
継承業務に係る債権・債務の適切な処理	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 正常債権以外の債権の状態及び取組状況を可視化し、延滞発生時の初期動作等に重点的な取組みを行った結果、正常債権以外の債権の圧縮を図ることができた。 サービスの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成21年度期首の委託債権残高の2割増(28億円)を数値目標としているが、今年度新たに18億円の新規委託を行った。これにより、数値目標に対する達成率は64%となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、382億円と前年度末に比べ54億円減少した。 サービスの新規委託については、新たに18億円の委託を行い、中期目標に対する達成率は64%となった。 今後とも、個別債権管理を厳格に行い、回収を強力に推進すべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 「平成21年度決算検査報告」(平成22年11月5日会計検査院から内閣宛て送付)において、平成18年度及び19年度に本法人が行った公害健康被害予防事業について、「公害健康被害予防事業の調査研究業務に係る委託費の経理が不当」と指摘されている。今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするとともに、再発防止に係る体制整備や再発防止措置の適正な運用が行われているかについて厳格な評価を行うべきである。

⑪ 防 衛 省

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(平成14年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:長岡 憲宗)
目的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(駐留軍等労働者)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施(労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。)に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給(額の決定、給与の支払を除く。)に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施(法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰(永年勤続に係るものに限る。)を除く。)に関する業務を行うこと。
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会(委員長:東海 幹夫)
分科会名	-
ホームページ	法人: http://www.lmo.go.jp/ 評価結果: http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/dokuritsu/gijiroku/kekka.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年1月9日に主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更されている。 平成17年度以前の評価は内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果を記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いとしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)業務の運営体制	A×3	-	A×5	A×4 B×1	A×5	A×5	
(2)経費の抑制	A×6	-	A	A	A	A	
(3)職員の意識の高揚	A×2	-					
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1)駐留軍等労働者の募集	A×3	-	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2)駐留軍等労働者の福利厚生施策	A×2	-	A×3	A×3	A×3	A	
(3)駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成	A×2	-	A	A×1 B×1	A	A×2	
3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	A	-	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産の譲渡等	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	A	-	-	-	-	-	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A×2	-	A×2	A×2	A×2	A×2	
8.年度計画以外の業務実績等							
(1)随意契約の適正化				A	A	A	
(2)保有資産					A	A	
(3)官民競争入札					-	A	
(4)内部統制					A×2	A	
(5)給与水準及び総人件費改革					A	A	
(6)目的積立金					A	A	
(7)本部事務所の移転					C×2	C×2	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21事業年度業務実績については、全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向けて着実に進捗しているものと認められる。
- 具体的には、平成21年度は今中期目標期間(5年間)の4年目にあたり、その中期目標を着実に達成すべく、業務運営の効率化を図りつつある。年度計画(平成21年度)に掲げている「年度平均4%の人員削減」や「人件費概ね4%、物件費概ね2%の経費の抑制」など、次年度以降を見通しつつ、その抑制率を大きく上回る経費の抑制を図っている。
- 本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、防衛省からの改善措置要求の趣旨及び業務運営の効率化の観点から改善が図られるべき課題を残しており、今後、防衛省と十分に調整を行い、適切な対応を執ることを期待する。
- 今中期目標期間においても、支部の統合を含めての組織の見直し及び事務の効率化等を引き続き促進させ、その着実な実施によって、より一層の成果を上げていくことを期待する。また、計画に沿って事業を実施することにとどまらず、計画の前倒し着手に積極的に取り組み、成果の拡大を図ることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の募集)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に紹介率の低下を招いた要因分析を行い(前年度 87.7%)、これらの要因分析を踏まえて、在日米軍と資格要件の緩和等について調整を図り、また応募者の増加を図る周知活動に努力。その結果、紹介率は95.1%となった。 平成 20 年5月に開始した、沖縄支部におけるインターネットを利用した事前募集の通年通知実施を、本年度も継続。その結果、インターネット利用による応募者数の全体に占める割合は、前年度の 61%から本年度 70%へと9ポイントの伸びを示した(前年度の伸び5ポイント)。 空軍横田地区について、既に実施しているAAFES(横田防衛事務所)労働者に加え、ほかの労働者についても、機構を通じて募集する方式に変更することについて大筋で空軍の理解を得、日米間において実施に向けての具体的な調整を行い、求人が困難な救命職等の特殊又は高度な資格要件が求められる職種等について機構を通じて募集する方式に変更している。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駐留軍等労働者の募集については、前年度の紹介率低下の要因分析を行い、在日米軍と必要な調整を行うなどの努力の結果、紹介率が95.1%となったことは評価できる。年々インターネットによる募集の割合が増加しているが、これは募集方法を変えたことによるものではないことを確認した。引き続き、メディアの活用のある方を検討し、効果的な募集を行うことを期待する。 関東地区における駐留軍等労働者の募集方式の変更については、平成20年度までに既に実施している職種に加え、空軍による募集では求人が困難な救命職等の職種について、機構を通じて募集する方式に変更している。引き続き、米軍と必要な調整を行い、機構を通じて募集する方式への変更の推進に努めることを期待する。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のための施策の一環として、保育所設置に関する駐留軍等労働者のニーズを把握するため、50歳未満の駐留軍等労働者を対象にアンケート調査を実施し、その実現に向けた検討を行った。 平成 21 年 8 月に国家公務員の給与に係る人事院勧告があったことから、その内容を分析し、その結果を基に、国家公務員の給与に係る人事院勧告に伴う駐留軍等労働者の給与に関するMLC、MC、IHAの改正案を作成し国へ提示。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のため、駐留軍等労働者を対象としたアンケート調査を行い、その実現に向けた検討を行っている。今後も国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の特性を踏まえつつ、引き続き多角的な視点から検討を行うことを期待する。 必要となる課題の調査、分析、改善案の作成及び国への提示の状況については、平成 21 年8月の人事院勧告に伴う駐留軍等労働者の給与に関する改正案を作成し、国に提示された。米軍再編に関しては、今後、国との連携の下、再編の状況を踏まえつつ適切な対応が執られることを期待する。
年度計画以外の業務実績等(本部事務所の移転)	8(7)	<ul style="list-style-type: none"> 防衛省からの指摘を踏まえ、蒲田事務所に理事長が常駐するとともに、電子メール等を活用するほか、さらにOAシステムを整備し、横浜事務所との間における電子決済の導入や文書情報の共有化を図るなど、本部機能の更なる強化を図った。 本部機能の強化等の観点から、蒲田事務所を横田支部内に移転し、企画調整及び監査部門を配置することについて検討したところ、費用対効果やスペースの面で課題があることなどを整理した。 2か所体制における業務運営については、電子メール等を活用するほか、さらにOAシステムを整備し、横浜事務所との間における電子決済の導入や文書情報の共有化を図るなど、更なる効率化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度における防衛省からの改善措置要求を受け、蒲田事務所に理事長を常駐させるなどの措置を執りつつある。しかしながら、機構法に定める主たる事務所のあり方としては適切なものとは言い難い。 本部事務所の機能が2箇所に分かれている現状については、業務運営の効率化の観点から望ましいものではない。今後、防衛省からの改善措置要求の趣旨及び業務運営の効率化の観点から、防衛省と十分に調整を行い、適切な対応を執ることを期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

⑫ 法 務 省

法人名	日本司法支援センター(平成18年4月10日設立) (理事長:寺井 一弘) ※平成18事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1 法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2 資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3 国選弁護士等になろうとする弁護士との契約、国選弁護士候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護士等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護関連業務。4 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5 刑事手続への適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援の情報収集、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:山本 和彦)
分科会名	—
ホームページ	法人: http://www.houterasu.or.jp/ 評価結果: http://www.moj.go.jp/housei/sougouhouritsushien/shingi_shien.html

中期目標期間 4年間(平成18年4月10日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. A、B、Cの3段階評価。ただし、中期目標に係る業務の実績に関する評価については、委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合にはA ⁺ と評価できる。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						
1. 総合法律支援の充実のための措置						
(1) 総括	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×3	A×2 B×3	A×2 B×3	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	A	A	A×2	A×2	A×1 B×1	
(3) 民事法律扶助	B	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A ⁺ ×1 B×1	
(4) 国選弁護士確保	B	B	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	
(5) 司法過疎対策	B	B	B	B	B	
(6) 犯罪被害者支援	A	A	A	A×2	A ⁺	
2. 業務運営の効率化						
(1) 総括	A	A	A	A	A	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A	A	A×2	A×2	A×2	
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	B	A×1 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	
(4) 司法過疎対策	A	B	B	B	B	
3. 提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1) 情報提供	A	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(2) 民事法律扶助	B	B	B×2	B×2	B×2	
(3) 国選弁護士確保	A	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(4) 犯罪被害者支援	A	A	A×4	A×4 B×1	A ⁺ ×1 A×3	
(5) 司法過疎対策	A	A	A	A	A	
(6) 関係機関連携強化	A	A	A	A	A	
4. 財務内容の改善	B	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×1 B×2	
5. 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	
6. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	
7. 重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	—	
8. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	
9. その他業務運営に関する事項						
(1) 施設・設備に関する計画			A	A	A	
(2) 人事に関する計画	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 21年5月の裁判員制度の施行や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応できるだけの人・物的体制を整える中で、中期目標期間終了時の体制整備の総仕上げを行うとともに、前年度までに軌道に乗せた各種業務を円滑に遂行しつつ、現実の業務遂行の場面で何らかの改善等が必要になった場合には、適切に改善に向けた取組を行うことが求められたため、このような業務遂行、取組が行われたか否かを指標として評価。

- 21年度の業務実績を総括的にみると、おおむね順調に中期計画の履行が進捗していたと認められるが、昨年度に続き、第2期中期目標期間に向けて、一部で改善に向け更なる努力を要する面(①支援センターの認知度が依然低いこと、②常勤弁護士の確保に難航していること、③民事法律扶助の償還金確保に向け、更に工夫を凝らした取組が必要であること)もあった。
- 体制整備については、21年度の業務量拡大を踏まえた対応が行われ、多様な雇用形態の活用、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程による人件費管理・人事評価、職員に対する研修等がされている。また、各種業務を円滑に遂行する上で不可欠な関係機関・団体との連携関係を強化し、利用者及び関係機関等の意見・要望等を業務運営に反映するための地方協議会、有識者の意見を業務運営に反映するための顧問会議の開催等の取組も地道に継続されており、これらの体制整備に関する取組は評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
総括	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的な広報活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> コールセンターにおける情報提供件数は前年度比約40%増、民事法律扶助の法律相談援助件数は前年度比約32%増 22年2月下旬の認知度調査では、認知度が37.3%と前年度(同24.3%)と比べ大幅に増 各地方事務所において、1回以上の地方協議会の開催(合計86回) 常勤弁護士採用説明会の開催(29回) 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターにおける情報提供件数等の増加、認知度調査の結果が向上したことなどから、広報活動に関する各種取組が一定の成果を上げたことは認められるが、約37%の認知度は決して満足できる数値とは言えず、より一層効果的で効率的な広報活動を工夫し、認知度向上に努めることが必要。 認知度の向上に対応した利用増加や司法過疎地域の解消を図るためにも、採用する常勤弁護士の質にも配慮しつつ、確実に所要の常勤弁護士を採用できるよう、更なる採用活動の充実強化を期待。
総括 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	2(1) 2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 物品等の調達については、原則として競争的手法によることとし、いわゆる少額随意契約による場合でも、複数の業者から見積書を徴するなどして、一般管理費の節減を図った。 コールセンターの21年度契約内容は、20年度実績から、年間受付件数を電話377,267件(前年度比約138%増)、メール24,574件(同150%増)と推定してその件数に応じた要員を配置しつつ、その他の諸経費について見直したことにより20年度契約金額より低額にするなど、必要な業務量に応じた効率的な業務運営を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容に応じた弾力的で多様な雇用形態の導入、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の策定、採用・昇給・昇格の公正なルール適用等、適正な人員配置及び人件費管理を引き続き実施。物件費等についても、一般競争入札等の競争的手法によることを原則としており、全体的に、効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組は良好と評価。 コールセンターにおいて電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に実施。増加することが見込まれた業務量に応じてオペレーター等の配置を行いつつも、外部委託費の総額を前年度よりも低額に抑えるなど、適切な取組を実施。全体として、効率的な業務運営を行っていることと評価。
情報提供	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> FAQを随時更新等。約750問をHPで公開。 コールセンター、地方事務所及びウェブによる利用者アンケートを実施。 コールセンター:5段階評価で4.4の満足度 地方事務所:5段階評価で4.3の満足度 ウェブ:3.6の満足度 	<ul style="list-style-type: none"> FAQのより一層の充実、使いやすさの更なる向上に取り組むことを期待。 利用者の満足度やニーズを把握するための調査について、回答率の向上及び調査の客観性の確保に配慮するとともに、オペレーターごとの対応のばらつき等の解消など情報提供の質の向上に生かしていくことを期待。
民事法律扶助	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 援助申込みから審査実施までの期間(短縮:13地方事務所、横ばい:35地方事務所) 犯罪被害者に対する法律相談援助件数:3,307件(前年度の約5.7倍)、代理援助件数:1,105件(同約6倍) 精通弁護士数1,822名のうち1,664名(294名増)を契約弁護士として確保 	<ul style="list-style-type: none"> 援助申込みから審査実施までの期間を短縮できたのは13地方事務所にとどまり、審査体制の更なる合理化を含む、援助申込みから法律相談援助を経て代理援助又は書類作成援助が行われるまでの期間の短縮へ向けた取組を期待。 全ての地方事務所では犯罪被害者に対する充実した援助が着実に実行されていることについては評価。
国選弁護人確保	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議の場を通じて、迅速かつ確実に指名通知が行える当番制名簿により、選任態勢の確保を図った地方事務所がある。 全ての地方事務所において、指名通知の目標時間を定め、おおむね所定の目標時間内に指名通知が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ確実な国選弁護人選任態勢確保に向けた具体的な取組が行われている地方事務所があることを評価。 全ての地方事務所においておおむね所定の目標時間内に指名通知が行われていることを評価。 関係団体と協議するなどして、国選弁護活動の充実を図るといった観点から契約弁護士の質の向上に向けた取組について検討すべき。
犯罪被害者支援	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員のほか、同担当以外の職員についても、犯罪被害者への二次被害を防止するため、犯罪被害者支援に関する研修を実施。 犯罪被害者に精通している弁護士:1,839名 精通弁護士の紹介件数:898件 被害者参加弁護士契約弁護士数:2,219名 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援に精通した窓口対応専門職員を適切に配置していることを評価。 統計データ等を指標として犯罪被害者の総数を把握し、それとの対比で業務の効果測定を行う仕組みを構築するなど業務の質の向上に向けた努力を引き続き期待。 犯罪被害者に対するより適切な情報提供等の支援が行えるような態勢を構築するなどの取組も期待。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

⑬ 国立大学法人・
大学共同利用機関法人

法人名	国立大学法人(86法人)(平成16年4月1日設立) 大学共同利用機関法人(4法人)(平成16年4月1日設立)
目的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。
主要業務	《国立大学法人》 1 国立大学を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 《大学共同利用機関法人》 1 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。2 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。4 当該大学共同利用機関における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
委員会名	国立大学法人評価委員会(委員長:村松 岐夫)
分科会名	国立大学法人分科会(分科会長:宮原 秀夫)、大学共同利用機関法人分科会(分科会長:伊井 春樹)
ホームページ	法人:資料3参照、評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1298836.htm
中期目標期間	6年間(平成16年4月1日～平成22年3月31日)

1. 国立大学法人評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度 (全95法人)	H18年度 (全91法人)	H19年度 (全91法人)	H20年度 (全90法人)	H21年度 (全90法人)	第1期中 期目標 期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—		
<項目別評価>							
1. 業務運営の改善・効率化							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	11法人 (12%)	4法人 (4%)	8法人 (9%)	12法人 (13%)	8法人 (9%)	28法人 (31%)	1. 年度評価については、「特筆すべき進捗状況にある」、「順調に進んでいる」、「おおむね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「重大な改善事項がある」の5段階評価であり、中期目標期間評価については、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」、「重大な改善事項がある」の5段階評価。
順調に進んでいる(良好である)	54法人 (57%)	66法人 (73%)	57法人 (62%)	52法人 (58%)	61法人 (68%)	48法人 (54%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	22法人 (23%)	18法人 (20%)	19法人 (21%)	19法人 (21%)	17法人 (19%)	13法人 (14%)	
やや遅れている(不十分である)	8法人 (8%)	3法人 (3%)	7法人 (8%)	7法人 (8%)	4法人 (4%)	1法人 (1%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
2. 財務内容の改善							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	3法人 (3%)	2. 詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
順調に進んでいる(良好である)	82法人 (86%)	81法人 (89%)	84法人 (93%)	77法人 (86%)	83法人 (92%)	79法人 (88%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	11法人 (12%)	7法人 (8%)	5法人 (5%)	10法人 (11%)	7法人 (8%)	7法人 (8%)	
やや遅れている(不十分である)	2法人 (2%)	3法人 (3%)	2法人 (2%)	3法人 (3%)	0法人 (0%)	1法人 (1%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
3. 自己点検・評価及び情報提供							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	5法人 (5%)	7法人 (8%)	0法人 (0%)	1法人 (1%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	3. 国立大学法人評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
順調に進んでいる(良好である)	79法人 (83%)	80法人 (88%)	82法人 (91%)	87法人 (97%)	87法人 (97%)	88法人 (98%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	8法人 (8%)	3法人 (3%)	3法人 (3%)	1法人 (1%)	2法人 (2%)	1法人 (1%)	
やや遅れている(不十分である)	3法人 (3%)	1法人 (1%)	6法人 (6%)	1法人 (1%)	1法人 (1%)	1法人 (1%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	
4. その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	0法人 (0%)	3法人 (3%)	4. 法人数は、統合前の旧法人を含む。
順調に進んでいる(良好である)	84法人 (88%)	80法人 (88%)	76法人 (84%)	81法人 (90%)	87法人 (97%)	75法人 (84%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	9法人 (9%)	10法人 (11%)	12法人 (13%)	7法人 (8%)	1法人 (1%)	9法人 (10%)	
やや遅れている(不十分である)	2法人 (2%)	1法人 (1%)	3法人 (3%)	2法人 (2%)	2法人 (2%)	3法人 (3%)	

である)	(2%)	(1%)	(3%)	(2%)	(2%)	(3%)
重大な改善事項がある (重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)

2. 国立大学法人評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.11.5) (主なものの要約)

(1) 全体の状況

- 第1期中期目標期間の最終年度に当たり、それぞれの法人が、中期目標・中期計画の達成に向けて、基本的には順調に進捗している。
- 業務運営の状況では、それぞれの法人において、学長・機構長のリーダーシップの下、様々な改革がなされ、取組として定着してきており、平成 20 年度と比較して、教職員の個人評価結果を給与等処遇へ反映している法人が大幅に増加している。
- 一方、様々な背景があるものの、大学院専門職学位課程において、一定の学生収容定員の充足率を満たしていない法人が見られた。
- 教育研究の状況では、それぞれの法人の特色に応じた教育研究活動の活性化や地域社会等への貢献に積極的に取り組んでいる。

(2) 項目別評価(一例)

評価項目	(1との 関連)	国立大学法人評価委員会による評価結果等
業務運営の改善・ 効率化	1	・教職員の個人評価結果を給与等処遇へ反映している法人が平成 20 年度と比較すると 14 法人(28%)増の 64 法人(71%)と大幅に増加しており、全体の 7 割を超えている。
財務内容の改善	2	・近隣の国立大学等との間で、物品の共同調達を実施し、一括購入による経費削減・合理化に向けた取組が広がりつつある。【東北大学、宮城教育大学、山形大学、福島大学 等】
自己点検・評価及 び情報提供	3	・定期的なウェブサイトのデザイン・構成等の見直しにより閲覧性の向上や情報提供の迅速化を行い、民間調査機関から「使いやすさ」が評価を得られているなど、より良い情報発信ツールになるよう取り組んでいる。【東京農工大学、徳島大学 等】
その他業務運営 (施設設備の整備・ 活用、安全管理 等)	4	・共同研究のリエゾンオフィス等に活用するための共同利用スペースを確保するなど、既存施設の有効活用について、平成 19 年度から全法人が取り組んでおり、取組として定着してきている。 ・研究費の不正使用防止のための取組については、全法人においてガイドラインや関係規程の制定等、体制・ルールが整備されているものの、2 法人(2%)について適切な運用がされていなかった。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

平成 21 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- 国立大学法人等については、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成 21 年6月5日 文部科学大臣決定)及び「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成 21 年6月5日 文部科学大臣決定)において、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めるものとされており、第2期中期目標期間においては、各法人が不断の見直しを行う中で新たに処分を決定した土地等についても、中期計画に定める土地等の譲渡計画に適時・適切に反映して、保有資産の処分等に努めることになっている。他方、独立行政法人の保有資産については、平成 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証するものとし、各法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うなどの方針が示されるとともに、事務所等の見直しの方向性が示されたところである。今後の評価に当たっては、減損会計情報等を活用しつつ、こうした独立行政法人における取組も参考に、各法人における資産の保有の必要性及び有効活用についての不断の見直しや、不要とされた資産の処分に向けた取組等を促すとともに、その見直しや進捗の適切性が国民に明らかになるような評価を行うべきである。
- 第2期中期目標期間を迎えるに当たり、国立大学法人においては、大学の機能別分化を進めるため、各法人の目指す方向性が明らかになるよう、各法人の特性を踏まえた一層の個性化が明確となる中期目標・中期計画の策定が図られている。また、大学共同利用機関法人においては、新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、各機関間の連携を取りながら機構長のリーダーシップの下で法人としての一体的運営を一層推進する中期目標・中期計画の策定が図られている。今後の評価に当たっては、法人の自律性に配慮しつつ、各法人の目指す方向に向けた法人の積極的な取組を促す観点から、財務情報等も活用し、引き続き学長・機構長裁量経費の活用や自己収入の拡大・一般管理費の節減等により捻出した財源の計画的な活用による資源配分の取組について評価を行うべきである。
- 国立大学法人等は、第2期中期目標期間において、法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、学外者の意見の一層の活用を図ることとされている。貴委員会は、第1期中期目標期間の最終年度である平成 21 年度の業務実績評価において、経営協議会における学外委員からの意見を基に具体的に改善した取組事例等の公表状況及び経営協議会の議事録等の公表状況について評価を行い、各法人において的確に公表がなされている場合に注目される取組として評価結果等に記載することで法人の改善を促している。今後の評価に当たっては、経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、引き続き経営協議会に関する情報の公表状況に関する評価を行い、公表が行われていない法人については課題として評価結果等に記載するなど、その厳格な運用に努めるべきである。

国立大学法人等は、第2期中期目標期間において、特に、国立大学法人にあっては、機能別分化を、大学共同利用機関法人にあっては、一体的運営を進めるものとされており、それを実現するためには、各法人において、明確なミッションを掲げ、学長等のリーダーシップの下、役員会、教育研究評議会、経営協議会を始めとした法人内の各組織がそれぞれ求められる役割を果たし、目標に向けて、法人全体として機能することが重要である。このため、今後、国立大学法人等の評価においても、このような視点に立った評価が必要となるので、独立行政法人(注)や民間における内部統制も参考にしつつ、評価に取り組むことが期待される。

(注) 独立行政法人等の評価においては、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が本年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)により、独立行政法人における内部統制についての概念が整理され、具体的な取組が提示されたことを受け、当委員会では内部統制に関する二次評価を実施している。

第3節 平成22年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

(1) 取組方針の決定

平成22年度においても政策評価・独立行政法人評価委員会では「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日 政策評価・独立行政法人評価委員会)に基づき、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととしている。特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を行うこととしている(図表52、53及び資料25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会)」参照)。

図表52. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

I 事務・事業の見直しの方針 (1. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針)

- これまで以上に厳しい見直し
- 特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討

<アクション>

- ◆ 「独立行政法人見直しの3原則」等の「経済財政改革の基本方針2007」、関連閣議決定その他の政府の改革方針を踏まえる
- ◆ 行政減量・効率化有識者会議、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会等と連携する。 → P.7
- ◆ 多種多様な独立行政法人を通じて見直しの視点を網羅するものとして、平成18年度に定めた「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」を、今年度の見直し対象法人に対しても適用する。 → P.3

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

図表53. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針(見直しの視点)

事務・事業の見直しの視点

<基本的考え方> 法人の業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る。

共通的な4つの見直しの視点

① 業務の廃止・縮小・重点化	「官から民へ」の観点から徹底的に見直し(引き続き行う業務は、国の施策の重点化・効率化に対応したものに限定) 国の政策そのものの必要性、事業のニーズ・効果、コスト、収支改善の見込み等のチェック
② 経費の縮減・業務運営の効率化	上記①を検討した上で、経費の縮減の徹底・業務運営の効率化を検討 このため、例えば、(ア)業務縮小部門はもとより間接部門、出先機関等について整理合理化、(イ)原則一般競争入札の徹底、(ウ)業務の民間委託を検討
③ 自己収入の増加	サービスの有料化や料金水準の引上げなどによる受益と負担の関係を適正化、土地・建物等の資産について有効活用や売却等による、法人の自己収入の増加を検討
④ ディスクロージャーの充実	事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理などを検討

1 国の施策に対応した業務の重点化・効率化 2 収支改善と国民負担の縮減(業務実施コストの改善)

業務の種類ごとの見直しの視点

法人ごとに以下のような個別具体の業務の性質や実態に即して検討

融資等業務	教育・訓練・研修業務	施設の設定・運営業務	助成業務	調査・研究開発業務
-------	------------	------------	------	-----------

※ 以上は、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」としてまとめられ、平成19年度以降も当面適用する事務・事業の見直しの視点である。

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

(2) 見直し作業

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 22 年度に事業を見直す 42 法人を所管する9つの省の主務大臣から平成 22 年8月末までに見直し当初案の提出を受け、独立行政法人評価分科会において各府省のヒアリングを実施するとともに、各ワーキング・グループが中心となって見直し作業を実施した(図表 48 および図表 49 参照)。

なお、平成 22 年度においては、別途、行政刷新会議を中心に、全ての独立行政法人の全事務・事業と全資産を改めて精査し、見直しが必要な事項に対し講ずべき措置を検討する作業が行われた。平成 22 年度の見直し作業に当たっては、行政刷新会議と連携を図り、当会議による独立行政法人の事務・事業の見直しに当委員会の議論を活用できるよう、「勧告の方向性」の審議を前倒しするなど、同会議に最大限の協力を行ったところであり、勧告の方向性の指摘は平成 22 年 12 月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に反映された(資料 30「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)参照)。

(3) 勧告の方向性による指摘等

独立行政法人評価分科会及び各ワーキング・グループにおける見直しのための審議を受け、政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 22 年 11 月 26 日に独立行政法人 42 法人に係る主要な事務・事業の見直しについて、「平成 22 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめ、各主務大臣に対して通知した。その概要は図表 54 に示すとおりである。

図表54. 平成 22 年度における「勧告の方向性」(報道資料)

政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」 (概要)

「平成22年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」

【勧告の方向性とは】

中期目標の期間(3～5年)が終了する際、各主務大臣が組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。その中で、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、主務大臣に通知します。本年は、平成22年度に中期目標期間が終了する42の独立行政法人を対象に指摘(延べ485項目)を取りまとめています。
⇒ 見直しの具体例は1頁～3頁、法人別の主な指摘事項は4頁～15頁を参照。

1. 見直しの具体例

(1) 共通指摘事項

共通的に以下の事項を指摘

- 効率化目標の設定等
- 給与水準の適正化等
- 契約の点検・見直し
- 保有資産の見直し
- 内部統制の充実・強化
- など

(2) 法人の在り方を含む見直し

- 酒類総合研究所(財務省)
 - ・ 分析・鑑定業務の**税務行政に直結する業務への重点化、品質評価業務及び講習業務の民間実施化等**
 - ・ 法人の在り方について、**国の判断・責任の下での実施を含めて検討**
- 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター(農林水産省)
 - ・ 研究成果の一層の向上や管理部門の一層の効率化等のため、**事務・事業の一体的実施を含めて、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的見直し**
- 工業所有権情報・研修館(経済産業省)
 - ・ 工業所有権情報普及業務の特許庁自らによる実施を含めた抜本的見直し、特許庁新システムの稼働に伴う特許電子図書館業務の廃止
 - ・ 法人の在り方について、**国の判断・責任の下での実施を含めて検討**
- 駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省)
 - ・ **労務管理等業務の徹底効率化による大幅な要員縮減**。併せて**国自ら実施を含め、最適な業務実施体制を検討**

など

(3) 事務・事業の縮減等

- 国立青少年教育振興機構(文部科学省)
 - ・ 青少年交流の家・自然の家の自治体・民間等への移管等に当たって厳格な進行管理を行い着実に推進
- 国立健康・栄養研究所(厚生労働省)
 - ・ 健康増進法に基づく特別用途食品の試験について、民間の登録試験機関を積極的に活用し、**研究所は検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に重点化**
- 農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省)
 - ・ 農業者大学校については、定員の充足状況にかんがみ、存廃を含めた評価を行うべきとの昨年の政独委の二次評価を踏まえ、**その在り方について抜本的見直し**
- 自動車検査(国土交通省)
 - ・ 民間参入の拡大による業務量の縮減等を踏まえた、要員配置の見直しや検査コース数の削減

など

(4) その他の事務・事業の見直し

- 情報通信研究機構(総務省)
 - ・ 産業界における実用化と国際標準化を意識した国際競争力強化に向けた研究開発の取組
- 放射線医学総合研究所(文部科学省)
 - ・ 重粒子線がん治療推進のためのロードマップの策定
- 航空大学校(国土交通省)
 - ・ 私立大学校等民間の航空機操縦士養成機関への訓練ノウハウ等の技術支援を引き続き実施
- 国立環境研究所(環境省)
 - ・ 国内外における環境研究の中核的役割を担う研究機関としての具体的責務及び戦略を中期目標に明記
 - ・ エコチル調査について、医療等他分野の研究にも最大限活用し得る仕組みを構築

など

2

(5) 事務所・保有資産の見直し

<東京事務所等の見直し>

- 国立特別支援教育総合研究所(文部科学省)
- 物質・材料研究機構(文部科学省)
- 教員研修センター(文部科学省)
- 農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省)
- 森林総合研究所(農林水産省)
- 経済産業研究所(経済産業省)
- 自動車検査(国土交通省)・本部の移転検討

<海外事務所の共用化の検討>

- 情報通信研究機構(総務省)
- 日本貿易振興機構(経済産業省)

<職員宿舎、宿泊施設等の廃止等>

- 農業生物資源研究所(農林水産省)
- 森林総合研究所(農林水産省)
- 日本貿易振興機構(経済産業省)

<施設設備等の見直し>

- 国立女性教育会館(文部科学省)

<土地・建物等の国庫納付>

- 国立科学博物館(文部科学省)・新宿分館
- 物質・材料研究機構(文部科学省)・目黒地区事務所
- 日本貿易振興機構(経済産業省)・JETRO会館等
- 土木研究所(国土交通省)・別海実験場等
- 国立環境研究所(環境省)・生態系研究フィールドⅡ
- 駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省)・旧コザ支部等

<金融資産の国庫納付>

- 農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省)
 - ・ ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業関連(約2億円)
- 水産総合研究センター(農林水産省)
 - ・ 海洋水産資源開発勘定の金融資産のうち、真に必要な緩衝財源を除いた額

など

2. 行政刷新会議への協力

今年度の見直しに当たっては、行政刷新会議における独立行政法人の事務・事業の見直しの「基本方針」策定に当委員会の議論を活用できるよう、「**勸告の方向性**」の審議を前倒しするなど、**同会議に最大限の協力**

3

3. 平成22年度見直し対象法人の概要及び勧告の方向性の主な指摘事項

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
総務省	情報通信研究機構	・情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発 ・周波数標準値の設定、標準電波の発射、標準時の通報 ・高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	427人	475 (341) 億円	1) 成果の早期発現による産業界における実用化支援や、国際標準化を意識した研究開発の推進による技術力強化による国際競争力強化に向けた研究開発の取組。 2) 研究開発課題の外部委託経費（平成22年度予算62億円）等の精査を行い、予算を縮減。 3) 民間基盤技術研究促進事業及び情報通信ベンチャーへの出資業務に係る繰越欠損金（それぞれ平成21年度末約562億円、約29億円）の解消に向け、委託・出資対象事業の運営改善に資する助言を積極的に実施。 4) アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、その必要性を検討の上、事務所スペースの縮減、他法人等の事務所との共用化などによる経費削減。 5) 特許収入（平成21年度実績約7.9百万円）に比し権利維持費用（平成21年度実績約33.9百万円）が非常に高いことから、特許収入につながる可能性の判断の厳格化等による保有コストの縮減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の拡大を図る。	3
農林水産省	農林水産消費安全技術センター(注3)	・JAS法等関係法令の規定に基づく立入検査 ・JAS規格又は品質表示基準が定められた農林物資の検査 ・肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査	667人	75 (71) 億円	1) 食品表示監視業務の科学的検査を実施しているセンター等の配置人員の適正化。 2) 国民生活センターの商品テスト事業の効果的かつ迅速な実施のため、技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築。 3) 相談窓口業務については、企業等からの技術的な相談に特化する等、業務を縮減。 4) 独法制度の全体的見直しの議論を踏まえ、役職員の身分の在り方を改めて検証。	73
	種苗管理センター	・植物新品種の知的財産権（育成者権）の付与の可否を国が判定する際に必要な栽培試験 ・種苗購入者の適切な選択に資するための表示検査・品質検査 ・病害虫のまん延防止のための健全無病なばれ	305人	34 (28) 億円	1) 品種保護Gメンの海外派遣は効果的なものに限定。 2) 種苗検査業務については、実験室における品質検査を本所にすべて集約化することを踏まえて配置人員を適正化。 3) 余剰原原種等の一般種いも等としての販売（余剰原原種等生産量の13%）を増加し、自己収入の拡大を図る。また、でん粉用の余剰原原種等の加工業者への販売は一般競争入札などにより実施。	77

4

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
		いしよ及びさとうきびの原原種(元だね)の一元供給				
	家畜改良センター	・家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善 ・飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布	852人	93 (81) 億円	1) 家畜の改良・増殖業務について、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術と保有する多様なシステムを活用した家畜改良の素材となる種苗の供給に重点化し、事業規模をスリム化。 2) 飼料作物に係る種苗の生産・配布等業務について特定の団体が配布を受けている状況にあることから、競争性のある手続を経て配布。 3) 種苗検査業務の都道府県への移管については、コストの事前検証と責任の明確化を前提に、都道府県の意見を聴きつつ、移管を推進。 4) 調査研究業務については、本法人が実施する家畜の改良や作物増殖に応用できる技術の開発に重点化し、他の研究機関との役割分担を明確にした上で研究課題の重複を排除。 5) 土地や建物等の資産を賃し付ける際には（（社）ジャパンケネルクラブ、（社）家畜改良事業団）、家畜改良センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの、又は、公共的又は公益的な見地から土地・建物等の利用が必要不可欠なものに限定し、貸付けに当たっては正当な対価を徴収。	81
	水産大学校	・水産に関する学理及び技術の教授及び研究	185人	29 (21) 億円	1) 水産大学校が行っている水産に関する学理及び技術の教授及び研究については、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るなど、水産を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について検討。	87
	農業環境技術研究所	・農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究	171人	42 (33) 億円	1) 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センターについては、研究課題の成果の一層の向上等シナジー効果の発現や管理部門の一層の効率化の推進等のため、事務及び事業の一体的実施を含めて、その在り方や業務の実施方法について抜本的見直し（以下「農業関係4研究開発法人の抜本的見直し」という。） （農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター共通事項）	91
	農業・食品産業技術総合研究機構	・農業及び食品産業に関する技術の総合的な試験研究 ・農業、食品産業等に関する試験研究の委託とその成果の普及	2,909人	581 (486) 億円	1) 農業関係4研究開発法人の抜本的見直し 2) 農業・農村の多面的機能関係の研究（農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発、地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発及び農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会的解明）については、農業政策上の喫緊の重要課題ではなく、継続する緊急性、必要性はないことから平成22年度限りで廃止。 3) 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務（平成22年度予算額2.7億円）については、農業者大学校の定員の充足状況にかんがみ、また、存廃を含めた評価を行うべき	91

5

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
		・農業機械の改良に関する試験研究 ・近代的な農業経営に関する学理と技術の教授			との昨年の政独委の二次評価等を踏まえ、その在り方について抜本的見直し。 4) 民間研究促進業務(平成23年度予算要求額26億円)については、平成22年度中に売上納付を予定している企業があるものの、繰越欠損金(平成21年度末約▲19億円)の状況等にかんがみ、23年度から新規案件の募集・採択を停止し、次期中期目標期間中においては、既存採択案件について確実な売上納付を促進すること等を検討。 5) 基礎的研究業務(平成23年度予算要求額約60億円)のうち競争的資金業務については、自己への資金配分が可能となっていることから抜本的見直し。また、実施主体については、今後、国又は他の専門的機関等への一元化の検討。 6) 基礎的研究業務のうちウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業については、開始から10年が経過し、いまだ普及に至っていない成果の多くが既に陳腐化しており事業化が見込めないことから平成22年度限りで廃止し、保有資産(約2億円)を国庫納付。 7) 東京事務所及び東京リエゾンオフィスについては、本部を含め移転先を検討し、平成23年度中に東京23区外へ移転。	
	農業生物資源研究所	・生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究	381人	120 (72) 億円	1) 農業関係4研究開発法人の抜本的見直し。 2) 放射線育種場の寄宿舎については利用率が低下していることから廃止。 3) 放射線育種場の依頼照射手数料については、独法及び国立大学法人の手数料の有料化を検討。	91
	国際農林水産業研究センター	・熱帯、亜熱帯地域、その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究	187人	40 (38) 億円	1) 農業関係4研究開発法人の抜本的見直し 2) オープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」について、利用促進。	91
	森林総合研究所	・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究 ・林木の優良な種苗の生産及び配布 ・水源をかん養するための森林の造成に係る事業の実施 ・農用地及び土地改良施設等の整備	1,268人	746 (436) 億円	1) 森林・林業分野の試験及び研究業務については、森林・林業政策上の優先事項を踏まえて、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、研究課題を重点化。 2) 研究課題の重点化を踏まえ、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究については、平成22年度限りで廃止。 3) 森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化。 4) 水源林造成事業においては、分取造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積るなど、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、森林施業のコストの削	101

6

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
					減に向けた取組を徹底。 5) 森林農地整備センター本部(川崎市)及び関東整備局(港区)については、本法人本所(つくば市)との統合を含め、移転・共用化を検討した上で実施。 6) 水源林造成事業については、将来の実施主体の検討を早急に進め、結論を得る。 7) 職員宿舎8号(杉並区)、成宗分室(杉並区)及び職員共同住宅(盛岡市)については、国へ返納又は売却。	
	水産総合研究センター	・水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究 ・さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のために必要なもの) ・海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査	958人	272 (192) 億円	1) 試験研究・技術開発業務については、都道府県、民間企業、大学等との役割分担を踏まえ、一層の重点化。 2) 「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」については、試験研究の重点化の観点から廃止。 3) 海洋水産資源開発助定の金融資産約21億円のうち、真に必要な緩衝財源(約10億円)を除いて国庫納付。	107
財務省	酒類総合研究所	・酒類の高度な分析・鑑定(これらに伴う手法の開発を含む) ・酒類の品質に関する評価 ・酒類及び酒類業に関する講習 ・酒類及び酒類業に関する研究・調査	46人	11 (11) 億円	1) 分析・鑑定業務については、国税庁の税務行政に直結する業務に、より重点化。 2) 研究・調査業務については、行政ニーズに更に直結した分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に特化。 3) 品質評価業務及び講習業務については、民間による単独実施又は共催化。共催化できないものは、廃止。 4) 法人の在り方については、国の判断・責任の下で実施することを含めて検討。	11
経済産業省	経済産業研究所	・内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する政策研究	44人	16 (15) 億円	1) 法人のミッションを実現する上で次期中期目標期間中に達成すべき水準を客観的かつ定量的に定め、次の経済産業政策に資する政策研究にリソースをより重点的に投入。 2) 毎年度、運営費交付金債務残高が発生(平成18年度～21年度:4.3億円)しており、予算規模を適正な水準まで縮小するとともに、研究プロジェクトの進行管理を厳格化。 3) 分室については、廃止又は規模の縮減。(4割を超える減)	115

7

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
	工業所有権情報・研修館	<ul style="list-style-type: none"> ・発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本並びにひな形を収集し、保管し、陳列し、並びにこれらを閲覧又は観覧 ・工業所有権の流通促進をはかるため必要な情報の収集・整理及び提供 ・特許庁の職員その他の工業所有権に関する事業に従事する者に対する研修 	100人	129 (128) 億円	<ol style="list-style-type: none"> 1) ①特許庁の審査・審判業務に必要な図書等を収集する審査・審判関係図書等整備業務、②委託を受けた関連公益法人が実施している和文・英文抄録の作成等を行う工業所有権情報普及業務については、特許庁自ら実施することを含め、抜本的に見直し。 2) 特許庁業務・システム最適化計画に基づく新システムの稼働に伴い、一部の業務が廃止されることを踏まえ、計画的に組織・人員の削減等を実施。 3) 特許庁職員に対する研修は、特許庁自ら実施することを含め、抜本的に見直し。 4) 法人の在り方については、独法の形態で行うことが真に必要なかつ効率的かについて、国の判断・責任の下で実施することを含めて検討し、抜本的に見直し。 	119
	製品評価技術基盤機構(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・工業製品その他の物資に関する技術上の評価 ・工業製品その他の物資に関する試験・分析・検査等を行う事業者の技術的能力の評価 ・工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報収集・評価・整理及び提供 	396人	84 (72) 億円	<ol style="list-style-type: none"> 1) 生活安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野及び適合性認定分野の業務を一体的に実施することの必要性等については、国民に分かりやすい形で明示。 2) 法人の技術的・専門的優位性も踏まえ、国民生活センターとの間において、効果的かつ効率的な連携体制を構築。その際、他の独法等との関係にも留意。 3) 電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務の廃止。 4) 当法人の特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許微生物寄託センターについては、一元化。 5) 独法制度の全体の見直しの議論を踏まえ、法人の業務及び役職員の身分の在り方を改めて検証。 	125
	日本貿易振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ・対日投資拡大 ・我が国中小企業等の国際ビジネス支援(知財保護等の現地活動支援や農産品等の輸出促進等) ・開発途上国との貿易取引拡大(EPA、WTOの推進等) ・海外調査・開発途上国 	1,543人	378 (273) 億円	<ol style="list-style-type: none"> 1) 日本企業の海外展開支援については、海外ネットワークを有効活用した基盤的な事業に重点化。 2) 対日投資ビジネスサポートセンターについては、その規模について見直しを行い、効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止。 3) アジア経済研究所については、日本貿易振興機構との統合によるシナジー効果を検証しつつ、両者の業務を効率化。 4) 国内事務所(36か所)及び海外事務所(72か所)については、設置の必要性等を検証し、他法人との共用化等の可能性について検討。 5) 保有資産等(ジェトロ会館、宿舍等)については、国庫納付や集約化等を図る。 	133

8

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
		経済研究、情報提供、海外へのメッセージ発信				
環境省	国立環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する調査及び研究 ・環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供 	240人	165 (128) 億円	<ol style="list-style-type: none"> 1) 次期中期目標においては、環境政策への貢献と国内外における環境研究の中核的役割を担う研究機関として、具体的責務及び戦略を明記。 2) 地球温暖化対策研究については、森林総合研究所等関連する研究を行う他の機関との研究課題の重複を排除しつつ、連携を強化。 3) エコチル調査により得られたデータ等については、医療等他分野の研究にも最大限活用し得るよう仕組みを構築。 4) 生態系研究フィールドⅡについては、研究終了後(平成27年度)速やかに国庫納付。(平成21年度簿価:18億円) 	187
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する研究のうち実際の研究を総合的に実施 ・特別支援教育関係職員に対する専門的・技術的な研修 	72人	12 (12) 億円	<ol style="list-style-type: none"> 1) 特別支援教育に関する研究については、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、先導的な指導方法の開発に係る研究など国の政策的課題や教育現場の課題に対応した実際的な研究に一層の精選、重点化。 2) 特別支援教育研究研修員制度については、参加者数が少ないことや参加都道府県に偏りがみられることから、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、その在り方を含め見直し。 3) リエゾンオフィス(芝浦)は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約。(平成21年度賃借料約2百万円) 	17
	大学入試センター	・センター試験に関する問題作成・採点その他一括して処理することが適当な業務	99人	108 (1) 億円	<ol style="list-style-type: none"> 1) 大学入試センター研究者が行う調査研究については、大学入試センター試験の実施や大学入学者選抜方法の改善に係る調査研究に集中・特化。 2) 法科大学院適性試験の終了やハートシステム、ガイドブックによる進学情報の提供事業の廃止に伴う要員の合理化。 	21
	国立青少年教育振興機構	・我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育指導者等の研修事業や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業等を実施	540人	161 (100) 億円	<ol style="list-style-type: none"> 1) 地方27施設の自治体・民間への移管等について、具体的な数値目標や時期及び方法を定めた行程表の作成に取り組むとともに、移管が整わなかった場合の対応を明らかにするなど、厳格な進行管理を行い着実に推進。 2) 地方27施設が自治体・民間へ移管等されるまでの間にあっても、企画事業については、国の政策課題に対応した、公立施設等において活用される先導的・モデル的体験活動事業等に厳選・特化。 3) 地方27施設が自治体・民間へ移管等されるまでの間にあっても、自己収入の確保及び受益者負担の観点から、各種施設の利用料金、活動プログラムに係る費用等の設定を見直し。 	25

9

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
	国立女性教育会館	・基幹的女性教育指導者等に対する研修及び研修のための施設の設置 ・女性教育・男女共同参画に関する専門的な調査及び研究 ・女性教育・男女共同参画に関する情報及び資料の収集及び提供 ・女性教育・男女共同参画に関する国際協力・連携に資する研修、調査研究の実施	24人	24 (6) 億円	1) 研修事業については、研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映。 2) 同会館の施設設備等について、研修に真に必要な施設への限定及び維持管理費の縮減の観点から見直し、供用廃止等必要な措置を講ずるとともに、不要な敷地は埼玉県に返却することにより土地借料を削減。(平成21年度借地料約42百万円の一部)	29
	国立科学博物館	・博物館の設置 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査研究 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料収集、保管、公衆への観覧、教育普及事業	129人	34 (30) 億円	1) 経常研究について、研究テーマの選定、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において国立科学博物館のミッションを的確に踏まえたものとなるよう外部研究者を交えた評価を行うなど、組織的ガバナンスを強化。 2) 新宿分館の研究業務等の筑波地区への移転に伴う新宿分館地区の土地処分及び産業技術史資料情報センターの筑波地区への移転に伴う同センター設置場所に係る賃貸借契約の解消を早期に実施。(新宿分館の土地・建物：平成21年度簿価約50億円、センター賃貸料：21年度約18百万円)	33
	物質・材料研究機構	・物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	920人	166 (156) 億円	1) 目黒地区事務所を廃止するとともに、跡地を国庫納付し、事務職員を合理化。(平成21年度簿価24.8億円(土地)) 2) 東京会議室(虎ノ門)は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約するとともに、要員を合理化。 3) 研究領域及びプロジェクトの重点化に伴う組織体制の見直しに当たって、事務職員の配置を見直すとともに、要員を合理化。	37

10

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
	防災科学技術研究所	・防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	194人	105 (80) 億円	1) 防災科学技術研究の効率的・効果的な推進、成果の普及、他機関等との役割分担の明確化、研究内容の重複排除を図るため、①研究課題・テーマの選定や実施に当たっての事前調整、共同研究を含む連携の強化、②知的財産の活用戦略・方針の策定などを措置。 2) 実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を始めとする施設及び設備について、外部利用の更なる拡大を推進。 3) 地震防災研究フロンティア研究センターの研究成果をつけば本所に移管し、同センターを廃止するとともに、事務職員を合理化。(平成21年度賃借料12百万円/年) 4) 研究領域の見直しに伴う組織体制の見直しに当たっては、研究各部・センターの事務職員の配置を見直し、データ入力などの業務について非常勤化するなどにより、要員を合理化。	41
	放射線医学総合研究所	・放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発	483人	145 (121) 億円	1) 重粒子線がん治療について、国内外への早期普及を図るため、短期的、中長期的な課題や関係機関との相互協力の在り方等の全体像を明らかにした上で、研究所としての具体的かつ戦略的なロードマップを策定。 2) 那珂湊支所の平成22年度末の廃止に伴う事務職員の合理化を含め、研究部門の事務職員について、各センターの業務の特性、業務量、常勤職員と非常勤職員の業務分担等を踏まえ、更なる合理化。 3) 研究施設等整備利用長期計画について、経費の縮減等を図る観点から、不要不急な施設の建設は行わないよう計画全体を見直し。	45
	国立美術館	・美術館の設置 ・美術に関する作品その他の資料の収集・保管・公衆への観覧	119人	136 (126) 億円	1) 教育普及事業として公私立美術館の学芸担当職員を対象に実施しているキュレーター研修について、低調な参加実績を踏まえ、ナショナルセンターとして国立美術館が有する専門知識や技術を全国に普及していくための研修となるようその在り方を見直し。	49
	国立文化財機構	・博物館の設置 ・文化財の収集・保管・公衆への観覧 ・文化財に関する調査及び研究	347人	133 (122) 億円	1) 一般管理業務について、効率的な運営を確保する観点から、公用車の運転業務など外部委託できる業務の精査を引き続き行い、計画的にアウトソーシング。	53
	教員研修センター	・学校教育関係職員に対する研修 ・学校教育関係職員に対する研修に関する指導、	42人	15 (14) 億円	1) 学校管理研修について、国の教育政策上真に必要な研修に厳選、特化し、都道府県ごとの参加者に著しい差のある研修については国が行う研修としての妥当性を検証し、規模、方法の適正化を図り、廃止を含めた研修の在り方を見直し。	57

11

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
		助言及び援助			2) 喫緊の重要課題研修について、研修内容を不断に見直し都道府県ごとの参加者に著しい差のある研修については国が行う研修としての妥当性を検証し、規模、方法の適正化を図り、廃止を含めた研修の在り方を見直し。 3) 東京事務所（虎ノ門）は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約。	
国土交通省	土木研究所	・土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと ・土木技術に関する指導及び成果の普及を図ること	480人	125 (96) 億円	1) 基準策定関連等の研究に重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。 2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。 3) 北海道開発局から移管された寒地技術推進室については、業務運営の効率化の観点等から更なる集約化。 4) 土木研究所が保有する別海実験場及び湧別実験場については、平成23年度に廃止し、国庫に納付。朝霧環境材料観測施設については、21年度に一部廃止したところであるが、23年度に国庫に納付。	141
	建築研究所	・建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発業務 ・建築・都市計画に関する指導、成果普及業務	87人	22 (20) 億円	1) 民間では実施できない研究及び基準策定関連等の研究に重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。 2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。また、国際地震工学研修についても、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにした上で効率的・効果的に実施。 3) 知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努める。	145
	交通安全環境研究所	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと	97人	28 (19) 億円	1) 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定関連等の研究など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。 2) 民間の関連研究機関等との連携について、知見・技術の活用や人的交流を積極的に行うなど、技術基準の策定等を行っている独立行政法人としての中立性に留意しつつ、連携を強化。 3) 自動車アセスメント事業の当研究所への移管に当たっては、事業全体の効率化、トータルコスト削減につながる実施手法・体制を検討。また、検討に当たっては、事業移管による定量的な経費削減効果を明示。 4) 自動車審査業務及びリコール技術検証業務の見直しに当たっては、既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた業務実施体制を検討。	149

12

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
	海上技術安全研究所	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと	220人	39 (33) 億円	1) 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定関連等の研究など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。 2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。 3) 特許等の知的財産権について、実施料の算定が適切なものとなっているか検証した上で、必要に応じて見直しを行い、自己収入を拡大。 4) 大阪支所については、地方公共団体等による中小企業支援策が実施されていることを踏まえ、地方公共団体等への業務の移管を含め、大阪支所の在り方について抜本的に見直し。	153
	港湾空港技術研究所	・港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うこと ・港湾及び空港の整備等の業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと	104人	28 (15) 億円	1) 港湾及び空港の整備等に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。 2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。	157
	電子航法研究所	・電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと ・電子航法に関する業務に係る成果を普及すること	60人	22 (17) 億円	1) 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定関連等の研究など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。 2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携を強化。また、航空交通量の伸びが大きいと予測されるアジア太平洋地域との航空管制機関及び研究開発機関等との連携については、積極的に技術交流を推進。	161
	航海訓練所	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学部を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと	433人	61 (60) 億円	1) 航海訓練所の練習船「大成丸」の代替に当たっては、燃費効率の高い船舶を導入するなどにより燃料費等運航経費を縮減。また、練習船隊の要員を縮減。 2) 訓練受託費の段階的な引き上げ、運航業務研修費用の見直し、教科参考資料の市販等により自己収入を拡大。また、船員の供給を受ける内航海運会社についても、受益者負担を求めるとを検討。 3) 船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関15校及び民間海運会社の間で人事交流を含めた連携を強化。	165

13

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
	海技教育機構	・船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること ・船舶の運航に関する高度な学術及び技能に関する研究を行うこと	201人	28 (26) 億円	1) 教育管理業務に情報通信技術を活用することにより、教育管理業務の効率化を図り、要員の合理化を推進。 2) 海上技術学校及び海上技術短期大学の授業料について、段階的に引き上げることににより自己収入を拡大。 また、海技大学が行う船舶運航実務課程の講習の実施に当たっては、講習に要した費用負担の拡大を海運会社、受講者に確実に求める。 3) 船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関 15 校及び民間海運会社の間で人事交流を含めた連携を強化。	169
	航空大学校	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること	116人	29 (28) 億円	1) 私立大学等民間の航空機操縦士養成機関が安定的な操縦士の供給源の一つとなるよう、訓練ノウハウの提供等引き続き技術支援を実施。 2) 独法化以降に航空大学校の卒業生の採用実績のある国内航空会社間の負担が公平となるような仕組みを導入。また、新たな航空会社の受益者負担の導入に当たっては、適正な額となるよう具体的な負担の程度を検討。	173
	自動車検査	自動車保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと	850人	131 (40) 億円	1) 「3次元測定・画像取得装置」及び「自動車審査高度化施設」の導入・運用を内容とする「検査の高度化」については、その効果について定量的に検証し、公表するとともに、引き続き業務運営を効率化。 2) 指定整備率の向上や法人の業務の重点化等による今後の継続検査に関する業務量の縮減状況を踏まえ、検査コース数の削減、継続検査業務に従事する職員を中心とする人員削減を含めた要員配置の見直し、事務所等の集約・統合化を検討。 3) 経費削減の観点から、主たる事務所（本部）について東京都 23 区を除く地域への移転を早急に検討し、平成 23 年度中に結論を得る。	177
	海上災害防止センター	・海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を徴収すること ・船舶所有者その他の者の委託により、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること	29人	31 (-) 億円	1) 「緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施」等必要な枠組みを維持した上で、国により指定された法人の業務として実施。	181

14

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数	H22 予算 ()はうち国の 財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	頁
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	・国民の健康の保持増進及び栄養に関する研究 ・健康増進法の規定に基づく国民健康・栄養調査の集計事務、特別用途表示の許可等に係る試験及び収去食品の試験	46人	8 (7) 億円	1) 健康増進法に基づく特別用途食品の試験については、民間の登録試験機関を積極的に活用することとし、研究所は検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に重点化。 2) 栄養情報担当者（NR）認定制度については、研究所の業務としては早期に廃止するとともに、要員を合理化。 3) 医薬基盤研究所、労働安全衛生総合研究所との統合に関し結論を得るに当たっては、具体的なメリット及びデメリットの慎重な検討が必要。	63
	労働安全衛生総合研究所	・事業場の災害予防並びに労働者の健康増進及び職業性疾病に関する研究	111人	24 (23) 億円	1) 労働災害の防止等の課題に的確に対応するため、実際の労働現場に研究者自らがより積極的に足を運び、現場の抱える課題や問題点、職場環境を見聞した上で、研究課題等の選定に的確に反映。 2) 研究成果については、労働安全衛生関係法令等への反映度合い、労働災害の減少度合いなど具体的な数値で目標を示し、その達成度を厳格に評価。 3) 国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所との統合に関し結論を得るに当たっては、具体的なメリット及びデメリットの慎重な検討が必要。	67
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構（注3）	・駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務 ・駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務 ・駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務	327人	35 (35) 億円	1) 労務管理等業務について、徹底した効率化を行い、要員を大幅に縮減。あわせて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置。 2) 大田区蒲田と横浜市に分散している本部機能について、業務の効率化、経費の節減を図る観点から早期に集約化。 3) 旧コザ支部の土地等については、改正独法通則法に則して国庫納付。（平成 21 年度簿価 81 百万円（土地）） 4) 機構の各支部・分室については、保有資産の有効活用等の観点から、近傍に所在する防衛事務所庁舎への入居などを検討。	195

(注1) 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成 22 年1月現在。

(注2) H22 予算は当初予算ベースの 22 年度計画における支出予算の総額(他勘定への繰入れを含む。)。また、括弧内は、そのうち国の財政支出である。なお、国の財政支出は「平成 22 年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。

(注3) 役職員に国家公務員の身分を与えている独立行政法人(特定独法)。

15

(4) 見直し内容の決定及び新中期目標等への反映

平成 22 年度に見直しを行った独立行政法人 42 法人については、各主務大臣は、勧告の方向性を踏まえ、その趣旨が反映された主要な事務及び事業の見直し案(以下「見直し最終案」という。)を策定し、公表した。

見直し最終案を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものとなっているか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成 23 年3月3日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標等の審議を行ったが、結果として、各府省において策定された新中期目標等は、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。

資料編

資料 1-1 独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号
最終改正 平成 23 年法律第 74 号
(平成 23 年 10 月 1 日時点)

目次

第一章 総則

第一節 通則 (第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会 (第十二条)

第三節 設立 (第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員 (第十八条—第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等 (第二十九条—第三十五条)

第四章 財務及び会計 (第三十六条—第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人 (第五十一条—第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則 (第六十四条—第六十八条)

第七章 罰則 (第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律 (以下「個別法」という。) と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であることを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼ

すと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎等)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令 (当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。) で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産 (以下「不要財産」という。) を処分しなければならない。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、

独立行政法人という文字を用いてはならない。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会 (独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立 (設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすること

によって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。
- 3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。
- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

- 2 監事は、主務大臣が任命する。
- 3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。
- 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（代表権の制限）

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

（代理人の選任）

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

（業務の範囲）

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

い。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第

一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の

経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額

について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少

するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員(の)の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員(以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員(非常勤の者を除く。次条において同じ。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(役員(の)の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項第三号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第百九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。)並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の

基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。)」とあるのは「役員(の)の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで)」とあるのは「独立行政法

人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで」と、同法第十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三号第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。
（役員の災害補償）

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外）

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

（職員の給与）

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従

業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 削除

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

- 2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」と

あるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四号中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二号の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五

分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二号中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第八項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。
(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受け

た者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。
- 3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章(第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員(の兼職禁止))

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(の報酬等)について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員(の給与等))

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員(の給与)は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員(の給与及び退職手当)の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当(の支給)の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜

査のために認められたものと解してはならない。
(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。
(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はそのほう助をした者も、同様とする。

- 一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者
- 二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者
- 三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者
- 四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者
- 五 第五十四条の二第三項の規定による検査を

拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。）

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立

行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 （平成一一年法律第一四一号から平成二二年法律第六一号まで） 略

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

資料 1-2 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令

平成 12 年政令第 316 号

最終改正 平成 23 年政令第 166 号

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

(会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲)

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

- 一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。
- 二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

(不要財産の国庫納付)

第二条の二 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五 現物による国庫納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)

第二条の三 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二条の四 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 不要財産と認められる理由

三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

五 譲渡によって得られる収入の見込額

六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

八 譲渡の方法

九 譲渡の予定時期

十 譲渡収入による国庫納付の予定時期

十一 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。

一 当該不要財産の内容

二 譲渡によって得られた収入の額（第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収

入額」という。))

三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四 譲渡した時期

3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。

5 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二条の五 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があった場合について準用する。

(簿価超過額の国庫への納付)

第二条の六 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額(以下この条において「簿価超過額」という。)があった場合には、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二条の四第五項(前条第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 独立行政法人は、簿価超過額があった場合において、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二条の四第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の

指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

(国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

第二条の七 通則法第四十六条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第二条の八 主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかったものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。

3 主務大臣は、前項の報告があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(主務大臣への報告)

第三条 通則法第六十条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第四条 通則法第六十条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第五項の規定により休職者とされた者

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第二条第一項の規定により派遣された者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員(同法第二十二号の規定による勤務を

している者を含む。)

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

（積立金の処分に係る承認の手続）

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

- 一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第六条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第七条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

（教育公務員の範囲）

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第九条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十条、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法

(平成十五年法律第百十五号) 第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第百三十五号) 第十条 に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)
- 二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
(国の貸付金の償還期間等)
- 2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則 (平成一二年政令第三三三号から平成二二年政令第四一号まで) 略

附 則 (平成二二年政令第二二六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第三条の規定に基づき主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、同令第二条の六第二項中「第二条の四第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の報告書」とあるのは「第二条の四第一項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二十三年政令第一〇九号) 略

附 則 (平成二十三年政令第一六六号) 略

別表(第五条、第六条、第八条関係) 略

内閣府所管 4

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管 4

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管 23

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 19

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人
- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 103 法人

(注1)○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))である。

(注2)法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略して表示している。

(別添) 独立行政法人国立病院機構 病院一覧

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水四条 2-3-54	011-811-9111	http://www.sap-cc.org/
北海道医療センター	063-0005	北海道札幌市西区山の手 5 条 7-1-1	011-611-8111	http://www.hosp.go.jp/~hokkaidomc/
函館病院	041-8512	北海道函館市川原町 18-16	0138-51-6281	http://hnh-hosp.jp/
旭川医療センター	070-8644	北海道旭川市花咲町 7-4048	0166-51-3161	http://www.hosp.go.jp/~asahikawamc/
帯広病院	080-8518	北海道帯広市西 18 条北 2-16	0155-33-3155	http://www.obihp.jp/
八雲病院	049-3198	北海道二世郡八雲町宮園町 128	0137-63-2126	http://www.hosp.go.jp/~yakumo/
弘前病院	036-8545	青森県弘前市大字富野町 1	0172-32-4311	http://www2.networks.ne.jp/~hirosaki/
八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上 3-13-1	0178-45-6111	http://www.hosp.go.jp/~hatinohe/
青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	0172-62-4055	http://www.aoi-mori.net/~aomori/index01.html
盛岡病院	020-0133	岩手県盛岡市青山 1-25-1	019-647-2195	http://www.hosp.go.jp/~morioka/
花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪 500	0198-24-0511	http://www.nho-hanamaki.jp/
岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下 48	0191-25-2221	http://www.hosp.go.jp/~iwate/
釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町 4-7-1	0193-23-7111	http://www.hosp.go.jp/~kamaisi/
仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111	http://www.snh.go.jp/
西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	022-245-2111	http://www.hosp.go.jp/~nisitaga/
宮城病院	989-2202	宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原 100	0223-37-1131	http://www.mnh.go.jp/
あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002	http://www.hosp.go.jp/~akita/
山形病院	990-0876	山形県山形市行才 126-2	023-684-5566	http://www.hosp.go.jp/~yamagata/
米沢病院	992-1202	山形県米沢市大字三沢 26100-1	0238-22-3210	http://www.omn.ne.jp/~kokuryou/
福島病院	962-8507	福島県須賀川市芦田塚 13	0248-75-2131	http://fukushima-hosp.com/
いわき病院	970-0224	福島県いわき市平豊間字兔渡路 291	0246-55-8261	http://www.hosp.go.jp/~iwaki/
水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280	029-240-7711	http://www.hosp.go.jp/~mito-mc/
霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津 2-7-14	029-822-5050	http://www.hosp.go.jp/~kasumi/
茨城東病院	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼 825	029-282-1151	http://www.hosp.go.jp/~ibaraki/
栃木病院	320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭 1-10-37	028-622-5241	http://www.hosp.go.jp/~tochigi/
宇都宮病院	329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町 2160	028-673-2111	http://www.hosp.go.jp/~utsuno/
高崎総合医療センター	370-0829	群馬県高崎市高松町 36	027-322-5901	http://www.tnho.jp/index.html
沼田病院	378-0051	群馬県沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181	http://www.numata-hosp.jp/
西群馬病院	377-8511	群馬県渋川市金井 2854	0279-23-3030	http://www.hosp.go.jp/~gunma/
西埼玉中央病院	359-1151	埼玉県所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111	http://www.hosp.go.jp/~saitama/hospital/byouin_shoukai.html
埼玉病院	351-0102	埼玉県和光市諏訪 2-1	048-462-1101	http://www.hosp.go.jp/~saitamhp/
東埼玉病院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜 4147	048-768-1161	http://www.hosp.go.jp/~esaitama/
千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2	043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/
千葉東病院	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町 673	043-261-5171	http://www.hosp.go.jp/~chibae2/
下総精神医療センター	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町 578	043-291-1221	http://www.hosp.go.jp/~simofusa/
下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511	http://www.hosp.go.jp/~simosizu/
東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	http://www.ntmc.go.jp/
災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町 3256	042-526-5511	http://www.hosp.go.jp/~tdmc/
東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	http://www.hosp.go.jp/~tokyo/
村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園 2-37-1	042-561-1221	http://www.murayama-hosp.jp/
横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621	http://www.yokohama-mc.com/
久里浜アルコール症センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	http://www.kurihama-alcoholism-center.jp/
箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭 412	0465-22-3196	http://www.hosp.go.jp/~hakone/
相模原病院	252-0392	神奈川県相模原市桜台 18-1	042-742-8311	http://www.hosp.go.jp/~sagami/
神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合 666-1	0463-81-1771	http://kanagawa-hosp.org/
西新潟中央病院	950-2085	新潟県新潟市西区真砂 1-14-1	025-265-3171	http://www.masa.go.jp/
新潟病院	945-8585	新潟県柏崎市赤坂町 3-52	0257-22-2126	http://www.niigata-nh.go.jp/
さいがた病院	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟 468-1	025-534-3131	http://www.saigata-nh.go.jp/
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町 11-35	055-253-6131	http://www.kofu-hosp.com/
東長野病院	381-8567	長野県長野市上野 2-477	026-296-1111	http://www.hosp.go.jp/~enagano/index/topindex.htm

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
まつもと医療センター				
松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南 2-20-30	0263-58-4567	http://mmcmatsu.jp/index.html
中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘 811	0263-58-3121	http://mmccyuushin.jp/index.html
信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑が丘 1-27-21	0268-22-1890	http://www.nagano-hosp.go.jp/
小諸高原病院	384-8540	長野県小諸市甲 4598	0267-22-0870	http://www.hosp.go.jp/~komoro/
富山病院	939-2692	富山県富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	http://www.toyama-hosp.jp/
北陸病院	939-1893	富山県南砺市信末 5963	0763-62-1340	http://www.hosp.go.jp/~hokuriku/
金沢医療センター	920-8650	石川県金沢市下石引町 1-1	076-262-4161	http://www.kanazawa-hosp.jp/
医王病院	920-0192	石川県金沢市岩出町二 73-1	076-258-1180	http://www.hosp.go.jp/~iou/
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部 3-1	0767-53-1890	http://www.hosp.go.jp/~nanao/
石川病院	922-0405	石川県加賀市手塚町サ 150	0761-74-0700	http://www.hosp.go.jp/~isikawa/
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良 1300-7	058-232-7755	http://www.hosp.go.jp/~ngr/
静岡てんかん・神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山 886	054-245-5446	http://www.shizuokamind.org/
静岡富士病院	418-0103	静岡県富士宮市上井出 814	0544-54-0700	http://www.hosp.go.jp/~fuji/
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜北区於呂 4201-2	053-583-3111	http://www.tenryu-hosp.jp/
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000	http://www.hosp.go.jp/~tsh/top.html
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-1-1	052-951-1111	http://www.nnh.go.jp/
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市中区梅森坂 5-101	052-801-1151	http://www.hosp.go.jp/~tomei/
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋守山区大森北 2-1301	052-798-9711	http://www.hosp.go.jp/~eowari/
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50	0532-62-0301	http://www.hosp.go.jp/~tmc/
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町 357	059-232-2531	http://www.hosp.go.jp/~mieh/
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登 3-2-1	059-378-1321	http://www.hosp.go.jp/~suzukaww/
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町 2158-5	059-259-1211	http://www.miechuo-hosp.jp/
榑原病院	514-1292	三重県津市榑原町 777	059-252-0211	http://www.hosp.go.jp/~sakakihp/
福井病院	914-0195	福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	http://www.hosp.go.jp/~fukui/
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北潟 238-1	0776-79-1211	http://www.hosp.go.jp/~awara/
滋賀病院	527-8505	滋賀県東近江市五智町 255	0748-22-3030	http://www.hosp.go.jp/~snh/
紫香楽病院	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧 997	0748-83-0101	http://www.hosp.go.jp/~sigaraki/
京都医療センター	612-8555	京都府京都市伏見区深草向畑町 1-1	075-641-9161	http://www.hosp.go.jp/~kyotolan/
宇多野病院	616-8255	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町 8	075-461-5121	http://web.kyoto-inet.or.jp/org/utano/index.htm
舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永 2410	0773-62-2680	http://www.hosp.go.jp/~maizuru/
南京都病院	610-0113	京都府城陽市中芦原 11	0774-52-0065	http://www.hosp.go.jp/~skyoto/
大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	http://www.onh.go.jp/
近畿中央胸部疾患センター	591-8555	大阪府堺市北区長曾根町 1180	072-252-3021	http://www.hosp.go.jp/~kch/
刀根山病院	560-8552	大阪府豊中市刀根山 5-1-1	06-6853-2001	http://www.hosp.go.jp/~toneyama/
大阪南医療センター	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町 2-1	0721-53-5761	http://www.ommedc.jp/
神戸医療センター	654-0155	兵庫県神戸市須磨区西落合 3-1-1	078-791-0111	http://www.kobemc.go.jp/
姫路医療センター	670-8520	兵庫県姫路市本町 68	079-225-3211	http://www.hosp.go.jp/~hmj/
兵庫青野原病院	675-1350	兵庫県小野市南青野	0794-66-2233	http://www.hosp.go.jp/~aono/
兵庫中央病院	669-1592	兵庫県三田市大原 1314	079-563-2121	http://www.hosp.go.jp/~hch/
奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条 2-789	0742-45-4591	http://www.hosp.go.jp/~westnara/
やまと精神医療センター	639-1042	奈良県大和郡山市小泉町 2815	0743-52-3081	http://www.hosp.go.jp/~shoraiso/
南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町 27-1	0739-26-7050	http://www.hosp.go.jp/~swymp2/
和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138	0738-22-3256	http://www.wakayama-hosp.jp/
鳥取医療センター	689-0203	鳥取県鳥取市三津 876	0857-59-1111	http://www.hosp.go.jp/~nistratori/
米子医療センター	683-8518	鳥取県米子市車尾 4-17-1	0859-33-7111	http://www.nho-yonago.jp/
松江医療センター	690-8556	島根県松江市上乃木 5-8-31	0852-21-6131	http://www.hosp.go.jp/~matsue/
浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市浅井町 777-12	0855-25-0505	http://www.hosp.go.jp/~hamada/
岡山医療センター	701-1192	岡山県岡山市田益 1711-1	086-294-9911	http://okayamamc.jp/index.php
南岡山医療センター	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島 4066	086-482-1121	http://www.sokayama.jp/
呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町 3-1	0823-22-3111	http://www.kure-nh.go.jp/
福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町 4-14-17	084-922-0001	http://www.fukuyama-hosp.go.jp/
広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波 4-1-1	0827-57-7151	http://www.hiro-nishi-nh.jp/
東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	http://www.hiro-hosp.jp/

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方 92	0823-82-3000	http://www.hosp.go.jp/~kamo/
関門医療センター	752-8510	山口県下関市長府外浦町 1-1	083-241-1199	http://www.hosp.go.jp/~simo/
山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波 685	0836-58-2300	http://www.yamaguchi-hosp.jp/
岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市黒磯町 2-5-1	0827-31-7121	http://www.iwakuni-nh.go.jp/
柳井病院	742-1352	山口県柳井市大字伊保庄 95	0820-27-0211	http://www.hosp.go.jp/~yanaihp/
東徳島医療センター	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺字大向 1-1	088-672-1171	http://www.hosp.go.jp/~eastt/
徳島病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地 1354	0883-24-2161	http://www.hosp.go.jp/~tokushima/
高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙 8	087-841-2146	http://www.hosp.go.jp/~takamath/
普通寺病院	765-8507	香川県善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-2211	http://www.hosp.go.jp/~zentuujh/
香川小児病院	765-8501	香川県善通寺市善通寺町 2603	0877-62-0885	http://www.hosp.go.jp/~kagawasy/
四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲 160	089-999-1111	http://www.shikoku-cc.go.jp/index.html
愛媛病院	791-0281	愛媛県東温市横河原 366	089-964-2411	http://www.ehime-nh.go.jp/
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町 1-2-25	088-844-3111	http://www.kochihp.com/
小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-1	093-921-8881	http://www.kokura-hp.jp/
九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目 3-1-1	092-541-3231	http://www.ia-nkcc.jp/
九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700	http://www.kyumed.jp/
福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原 4-39-1	092-565-5534	http://www.hosp.go.jp/~mfukuoka/
大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橋 1044-1	0944-58-1122	http://www.hosp.go.jp/~oomuta/
福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331	http://www.fe-med.jp/
佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出 1-20-1	0952-30-7141	http://www.hosp.go.jp/~saga/
肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 160	0952-52-3231	http://www.hosp.go.jp/~hizen/
東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7324	0942-94-2048	http://www.higashisaga-hosp.jp/
嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙 2436	0954-43-1120	http://www.uresino.go.jp/
長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町 6-41	095-823-2261	http://www.nagasaki-n.jp/
長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原 2-1001-1	0957-52-3121	http://www.hosp.go.jp/~nagasaki/
長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1	0956-82-3121	http://www.nkmc.jp/
熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市二の丸 1-5	096-353-6501	http://www.hosp.go.jp/~knh/
熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福 2338	0964-32-0826	http://www.hosp.go.jp/~kumanann/
菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原 208	096-248-2111	http://www.hosp.go.jp/~kikutihp/
熊本再春荘病院	861-1196	熊本県合志市須屋 2659	096-242-1000	http://www.hosp.go.jp/~saisyun/
大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田 2-11-45	097-593-1111	http://www.hosp.go.jp/~oita/
別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内竈 1473	0977-67-1111	http://www.beppu-iryuu.jp/
西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見 4548	0977-24-1221	http://www.nbnh.jp/
宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉 4374-1	0985-56-2311	http://www.hosp.go.jp/~mhigashi/
都城病院	885-0014	宮崎県都城市祝吉町 5033-1	0986-23-4111	http://www.nho-miyakon.jp/
宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4	0983-27-1036	http://www.hosp.go.jp/~miyazaki/
鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151	http://kagomc.jp/
指宿病院	891-0498	鹿児島県指宿市十二町 4145	0993-22-2231	http://www.hosp.go.jp/~ibusuki1/
南九州病院	899-5293	鹿児島県始良郡加治木町木田 1882	0995-62-2121	http://www.skyusyu.jp/
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14	098-898-2121	http://www.okinawa-hosp.jp/index.jsp
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1	098-968-2133	http://www.hosp.go.jp/~ryukyu1/index.html

(注) 各病院の名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されている。

資料3 国立大学法人等の一覧

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

〔国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく法人〕(90 法人)

● 国立大学法人(86 法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
北海道大学	060-0808	北海道札幌市北区北 8 条西 5	011-716-2111	http://www.hokudai.ac.jp/
北海道教育大学	002-8501	北海道札幌市北区あいの里 5 条 3-1-3	011-778-0207	http://www.hokkyodai.ac.jp/
室蘭工業大学	050-8585	北海道室蘭市水元町 27-1	0143-46-5000	http://www.muroran-it.ac.jp/
小樽商科大学	047-8501	北海道小樽市緑 3-5-21	0134-27-5206	http://www.otaru-uc.ac.jp/
帯広畜産大学	080-8555	北海道帯広市稲田町西 2 線 11	0155-49-5216	http://www.obihiro.ac.jp/
旭川医科大学	078-8510	北海道旭川市緑が丘東 2 条 1-1-1	0166-65-2111	http://www.asahikawa-med.ac.jp/
北見工業大学	090-8507	北海道北見市公園町 165	0157-26-9113	http://www.kitami-it.ac.jp/
弘前大学	036-8560	青森県弘前市文京町 1	0172-36-2111	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
岩手大学	020-8550	岩手県盛岡市上田 3-18-8	019-621-6006	http://www.iwate-u.ac.jp/
東北大学	980-8577	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1	022-217-4807	http://www.tohoku.ac.jp/
宮城教育大学	980-0845	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149	022-214-3305	http://www.miyakyo-u.ac.jp/
秋田大学	010-8502	秋田県秋田市手形学園町 1-1	018-889-2207	http://www.akita-u.ac.jp/
山形大学	990-8560	山形県山形市小白川町 1-4-12	023-628-4006	http://www.yamagata-u.ac.jp/index_j.html
福島大学	960-1296	福島県福島市金谷川 1	024-548-5151	http://www.fukushima-u.ac.jp/
茨城大学	310-8512	茨城県水戸市文京 2-1-1	029-228-8007	http://www.ibaraki.ac.jp/
筑波大学	305-8577	茨城県つくば市天王台 1-1-1	029-853-2024	http://www.tsukuba.ac.jp/
筑波技術大学	305-8520	茨城県つくば市天久保 4-3-15	029-858-9305	http://www.tsukuba-tech.ac.jp/
宇都宮大学	321-8505	栃木県宇都宮市峰町 350	028-649-8172	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/
群馬大学	371-8510	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-220-7111	http://www.gunma-u.ac.jp/
埼玉大学	338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	048-858-3005	http://www.saitama-u.ac.jp/
千葉大学	263-8522	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33	043-290-2006	http://www.chiba-u.ac.jp/
東京大学	113-8654	東京都文京区本郷 7-3-1	03-5841-2012	http://www.u-tokyo.ac.jp/index_i.html
東京医科歯科大学	113-8510	東京都文京区湯島 1-5-45	03-5803-5021	http://www.tmd.ac.jp/
東京外国語大学	183-8534	東京都府中市朝日町 3-11-1	042-330-5526	http://www.tufts.ac.jp/
東京学芸大学	184-8501	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7108	http://www.u-gakugei.ac.jp/
東京農工大学	183-8538	東京都府中市晴見町 3-8-1	042-367-5504	http://www.tuat.ac.jp/
東京芸術大学	110-8714	東京都台東区上野公園 12-8	050-5525-2013	http://www.geidai.ac.jp/
東京工業大学	152-8550	東京都目黒区大岡山 2-12-1	03-5734-2036	http://www.titech.ac.jp/
東京海洋大学	108-8477	東京都港区港南 4-5-7	03-5463-0400	http://www.kaiyodai.ac.jp/
お茶の水女子大学	112-8610	東京都文京区大塚 2-1-1	03-5978-5862	http://www.ocha.ac.jp/
電気通信大学	182-8585	東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	042-443-5015	http://www.uec.ac.jp/
一橋大学	186-8601	東京都国立市中 2-1	042-580-8000	http://www.hit-u.ac.jp/
横浜国立大学	240-8501	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1	045-339-3014	http://www.ynu.ac.jp/
新潟大学	950-2181	新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050	025-223-6161	http://www.niigata-u.ac.jp/
長岡技術科学大学	940-2188	新潟県長岡市上富岡町 1603-1	0258-46-6000	http://www.nagaokaut.ac.jp/
上越教育大学	943-8512	新潟県上越市山屋敷町 1 番地	025-522-2411	http://www.juen.ac.jp/
富山大学	930-8555	富山県富山市五福 3190	076-445-6111	http://www.u-toyama.ac.jp/
金沢大学	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-5111	http://www.kanazawa-u.ac.jp/
福井大学	910-8507	福井県福井市文京 3-9-1	0776-27-8936	http://www.u-fukui.ac.jp/
山梨大学	400-8510	山梨県甲府市武田 4-4-37	055-220-8004	http://www.yamanashi.ac.jp/
信州大学	390-8621	長野県松本市旭 3-1-1	0263-35-4600	http://www.shinshu-u.ac.jp/
岐阜大学	501-1193	岐阜県岐阜市柳戸 1-1	058-293-2006	http://www.gifu-u.ac.jp/
静岡大学	422-8529	静岡県静岡市駿河区大谷 836	054-237-1111	http://www.shizuoka.ac.jp/
浜松医科大学	431-3192	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2113	http://www.hama-med.ac.jp/
名古屋大学	464-8601	愛知県名古屋市千種区不老町	052-789-5111	http://www.nagoya-u.ac.jp/
愛知教育大学	448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1	0566-26-2115	http://www.aichi-edu.ac.jp/
名古屋工業大学	466-8555	愛知県名古屋市昭和区御器所町	052-735-5000	http://www.nitech.ac.jp/
豊橋技術科学大学	441-8580	愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1	0532-47-0111	http://www.tut.ac.jp/
三重大学	514-8507	三重県津市栗真町屋町 1577	059-232-1211	http://www.mie-u.ac.jp/
滋賀大学	522-8522	滋賀県彦根市馬場 1-1-1	0749-27-1005	http://www.shiga-u.ac.jp/
滋賀医科大学	520-2192	滋賀県大津市瀬田月輪町	077-548-2111	http://www.shiga-med.ac.jp/
京都大学	606-8501	京都府京都市左京区吉田本町	075-753-2021	http://www.kyoto-u.ac.jp/
京都教育大学	612-8522	京都府京都市伏見区深草藤森町 1	075-644-8106	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
京都工芸繊維大学	606-8585	京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町	075-724-7014	http://www.kit.ac.jp/
大阪大学	565-0871	大阪府吹田市山田丘 1-1	06-6877-5111	http://www.osaka-u.ac.jp/ja
大阪教育大学	582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1	072-978-3213	http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/
兵庫教育大学	673-1494	兵庫県加東市下久米 942-1	0795-44-2010	http://www.hyogo-u.ac.jp/
神戸大学	657-8501	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1	078-803-5031	http://www.kobe-u.ac.jp/

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
奈良教育大学	630-8528	奈良県奈良市高畑町	0742-27-9105	http://www.nara-edu.ac.jp/
奈良女子大学	630-8506	奈良県奈良市北魚屋東町	0742-20-3204	http://www.nara-wu.ac.jp/
和歌山大学	640-8510	和歌山県和歌山市栄谷 930	073-457-7007	http://www.wakayama-u.ac.jp/
鳥取大学	680-8550	鳥取県鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5007	http://www.tottori-u.ac.jp/
島根大学	690-8504	島根県松江市西川津町 1060	0852-32-6100	http://www.shimane-u.ac.jp/
岡山大学	700-8530	岡山県岡山市北区津島中 1-1-1	086-252-1111	http://www.okayama-u.ac.jp/
広島大学	739-8511	広島県東広島市鏡山 1-3-2	082-422-1111	http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html
山口大学	753-8511	山口県山口市吉田 1677-1	083-933-5000	http://www.yamaguchi-u.ac.jp/
徳島大学	770-8501	徳島県徳島市新蔵町 2-24	088-656-7000	http://www.tokushima-u.ac.jp/
鳴門教育大学	772-8502	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748	088-687-6000	http://www.naruto-u.ac.jp/
香川大学	760-8521	香川県高松市幸町 1-1	087-832-1000	http://www.kagawa-u.ac.jp/
愛媛大学	790-8577	愛媛県松山市道後樋又 10-13	089-927-9000	http://www.ehime-u.ac.jp/
高知大学	780-8520	高知県高知市曙町 2-5-1	088-844-0111	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/
福岡教育大学	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町 1-1	0940-35-1200	http://www.fukuoka-edu.ac.jp/
九州大学	812-8581	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1	092-642-2111	http://www.kyushu-u.ac.jp/
九州工業大学	804-8550	福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1	093-884-3006	http://www.kyutech.ac.jp
佐賀大学	840-8502	佐賀県佐賀市本庄町 1	0952-28-8113	http://www.saga-u.ac.jp/
長崎大学	852-8521	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-2016	http://www.nagasaki-u.ac.jp/
熊本大学	860-8555	熊本県熊本市黒髪 2-39-1	096-344-2111	http://www.kumamoto-u.ac.jp/
大分大学	870-1192	大分県大分市大字旦野原 700	097-554-7406	http://www.oita-u.ac.jp/
宮崎大学	889-2192	宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1	0985-58-2854	http://www.miyazaki-u.ac.jp/
鹿児島大学	890-8580	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24	099-285-7111	http://www.kagoshima-u.ac.jp/
鹿屋体育大学	891-2393	鹿児島県鹿屋市白水町 1	0994-46-4111	http://www.nifs-k.ac.jp/
琉球大学	903-0213	沖縄県中頭郡西原町字千原 1	098-895-8012	http://www.u-ryukyuu.ac.jp/
総合研究大学院大学	240-0193	神奈川県三浦郡葉山町(湘南国際村)	046-858-1500	http://www.soken.ac.jp/
政策研究大学院大学	106-8677	東京都港区六本木 7-22-1	03-6439-6000	http://www.grips.ac.jp/jp/
北陸先端科学技術大学院大学	923-1292	石川県能美市旭台 1-1	0761-51-1111	http://www.jaist.ac.jp/
奈良先端科学技術大学院大学	630-0192	奈良県生駒市高山町 8916-5(けいはんな学研都市)	0743-72-5111	http://www.naist.jp/

(注 1) 法人の名称に含まれる、「国立大学法人」の部分は省略して表示している。

(注 2) 各国立大学法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1304745.htm(平成 23 年 3 月)

● 大学共同利用機関法人(4法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
人間文化研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-9200	http://www.nihu.jp/
自然科学研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-5425-1300	http://www.nins.jp/
高エネルギー加速器研究機構	305-0801	茨城県つくば市大穂 1-1	029-864-1171	http://www.kek.jp/
情報・システム研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-6200	http://www.rois.ac.jp/

(注 3) 法人の名称に含まれる、「大学共同利用機関法人」の部分は省略して表示している。

(注 4) 各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1304993.htm(平成 23 年 3 月)

[日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第 48 号)に基づく業務](1業務)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務)	102-8145	東京都千代田区富士見 1-10-12	03-3230-1321	http://www.shigaku.go.jp/

日本私立学校振興・共済事業団の中期目標・中期計画

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_mokuhyo.htm(中期目標)

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_keikaku.htm(中期計画)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数										
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1	
内閣府	○	国立公文書館	41	43	42	42	42	42	41	41	40	39	
		北方領土問題対策協会			19	19	19	19	19	18	18	18	
		沖縄科学技術研究基盤整備機構					14	93	140	171	200	255	
消費者庁		国民生活センター			117	115	115	116	115	119	124	126	
		情報通信研究機構	430	432	423	460	465	461	441	430	427	440	
	○	統計センター			937	929	908	910	885	860	852	847	
総務省		平和祈念事業特別基金			19	19	19	19	18	16	16	15	
		郵便貯金・簡易生命保険管理機構							40	40	40	40	
		国際協力機構			1,329	1,328	1,327	1,326	1,326	1,664	1,664	1,664	
外務省		国際交流基金			233	222	216	216	224	218	221	216	
		酒類総合研究所	50	50	50	50	50	48	47	49	46	47	
	○	造幣局			1,217	1,171	1,143	1,115	1,076	1,037	1,010	969	
財務省	○	国立印刷局			5,512	5,378	5,217	5,081	4,945	4,810	4,695	4,590	
		日本万国博覧会記念機構			54	51	54	53	50	48	48	48	
		国立特別支援教育総合研究所	80	80	78	76	77	74	73	72	72	70	
文部科学省		大学入試センター	103	101	105	108	103	104	102	101	99	94	
		国立青少年教育振興機構	63	62	62	62	63		607	590	552	540	537
		国立青年の家	305	301	303	305	307						
		国立少年自然の家	265	265	265	265	264						
		国立女性教育会館	28	28	27	28	27	27	27	27	24	25	
		国立科学博物館	146	148	148	145	141	139	133	129	129	130	
		物質・材料研究機構	548	548	542	542	549	900	860	873	920	922	
		防災科学技術研究所	112	109	107	109	110	239	212	196	194	189	
		放射線医学総合研究所	364	366	365	357	360	526	533	511	483	476	
		国立美術館	113	113	121	128	127	125	125	125	119	114	
		国立文化財機構	209	217	221	227	226	218	345	346	347	343	
		国立博物館	126	126	125	126	125	126					
		文化財研究所											
		教員研修センター	53	53	51	52	51	50	48	46	42	40	
		科学技術振興機構			2,749	2,884	2,814	2,436	2,096	1,709	1,588	1,668	
		日本学術振興会			94	99	99	98	98	102	127	133	
		理化学研究所			2,623	2,825	3,229	3,446	3,298	3,107	3,170	3,335	
		宇宙航空研究開発機構			2,305	2,300	2,244	2,239	2,179	2,157	2,120	2,138	
		日本スポーツ振興センター			407	385	357	348	333	328	345	344	
		日本芸術文化振興会			326	321	318	306	305	299	306	301	
		日本学生支援機構					532	534	513	486	452	449	466
		海洋研究開発機構					953	1,037	961	909	925	944	968
		国立高等専門学校機構					6,671	6,661	6,689	6,584	6,454	6,386	6,332
		大学評価・学位授与機構					141	144	139	140	145	139	132
		国立大学財務・経営センター					26	25	22	24	24	24	24
		日本原子力研究開発機構					4,853	4,715	4,659	4,683	4,679	4,725	
		国立健康・栄養研究所	40	52	51	47	46	47	46	46	46	44	
厚生労働省		労働安全衛生総合研究所	49	49	49	49	49						
		産業安全研究所											
		産業医学総合研究所	76	75	74	73	72	119	117	117	111	103	
		勤労者退職金共済機構			269	270	267	262	257	257	257	255	
		高齢・障害者雇用支援機構			736	708	715	714	714	714	722	716	
		福祉医療機構			264	252	251	271	259	253	260	255	
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園			310	305	299	288	261	255	255	252	
		労働政策研究・研修機構			140	137	135	134	129	125	121	118	
		雇用・能力開発機構			4,386	4,228	4,228	4,059	3,930	3,817	3,684	3,571	
		労働者健康福祉機構			13,667	13,549	13,549	13,621	13,803	13,763	13,911	14,144	
	○	国立病院機構			46,153	47,423	47,423	48,346	49,473	50,043	51,058	52,303	
		医薬品医療機器総合機構			259	291	291	312	344	424	527	601	
		医薬基盤研究所					81	86	85	83	79	81	
		年金・健康保険福祉施設整理機構					34	36	37	38	38	29	
		年金積立金管理運用						81	77	76	75	72	
		国立がん研究センター										1,514	
		国立循環器病研究センター										1,010	
		国立精神・神経医療研究センター										629	
		国立国際医療研究センター										1,503	
		国立成育医療研究センター										813	
		国立長寿医療研究センター										380	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数											
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1		
農林水産省	○	農林水産消費安全技術センター	453	454	512	509	498	474	688	688	667	673		
		肥飼料検査所	137	139	150	151	152	148						
		農薬検査所	65	64	69	71	72	72						
			種苗管理センター	330	329	333	334	327	324	314	308	305	302	
			家畜改良センター	932	926	928	921	908	897	883	869	852	832	
			水産大学校	196	193	192	191	192	192	193	190	185	187	
			農業・食品産業技術総合研究機構	2,800	2,778	2,867	2,845	2,798	3,027	2,984	2,946	2,909	2,896	
		農業・生物系特定産業技術研究機構		131	134	130	131	130						
		農業工学研究所		131	128	125	125	128						
		食品総合研究所		43	43	42	42	39						
			農業生物資源研究所	426	423	418	414	401	394	388	387	381	374	
			農業環境技術研究所	192	193	192	191	189	186	178	180	171	172	
			国際農林水産業研究センター	162	158	161	158	158	155	151	189	187	181	
			森林総合研究所	689	685	672	667	664	658	785	1,326	1,268	1,199	
				林木育種センター	146	147	145	145	147					144
			水産総合研究センター	144	143	143	142	135	1,005	1,009	972	958	987	
				さけ・ます資源管理センター	775	759	885	876						870
			農畜産業振興機構			212	208	207	204	195	193	198	198	
			農業者年金基金			85	82	80	78	77	77	76	76	
			農林漁業信用基金			125	123	119	117	112	106	109	111	
経済産業省		経済産業研究所	38	38	55	45	45	49	47	48	44	46		
		工業所有権情報・研修館	53	55	55	79	78	111	106	101	100	97		
		日本貿易保険	158	157	153	147	153	146	141	149	153	134		
		産業技術総合研究所	3,195	3,177	3,130	3,175	3,214	3,226	3,191	3,115	3,077	3,032		
		○	製品評価技術基盤機構	407	408	421	434	424	416	411	405	396	401	
			新エネルギー・産業技術総合開発機構			1,262	1,256	1,256	1,046	958	944	1,037	923	
			日本貿易振興機構			1,671	1,645	1,609	1,663	1,628	1,578	1,543	1,506	
			原子力安全基盤機構			394	433	451	446	450	465	446	415	
			情報処理推進機構				210	206	197	192	180	182	181	
			石油天然ガス・金属鉱物資源機構				473	509	493	484	472	476	470	
			中小企業基盤整備機構				839	849	839	810	800	890	814	
	国土交通省		土木研究所	210	214	212	215	209	372	362	486	480	471	
		土木研究所		178	177	174	171	169						
				北海道開発土木研究所	96	97	98	93	96	94	94	92	87	85
				建築研究所	99	102	100	99	98	96	99	101	97	100
			交通安全環境研究所	227	227	224	224	219	216	212	211	220	219	
			海上技術安全研究所	112	110	108	107	110	110	103	106	104	104	
			港湾空港技術研究所	64	64	64	65	63	60	60	60	60	60	
			電子航法研究所	464	459	453	444	442	435	434	425	433	421	
			航海訓練所	84	82	82	79	79	213	207	203	201	207	
			海技教育機構	148	148	147	144	137						
			海員学校	123	123	120	121	119	118	118	116	116	114	
			航空大学校			873	874	871	860	859	851	850	831	
			自動車検査		874									
			鉄道建設・運輸施設整備支援機構			1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	1,672	1,593	
			国際観光振興機構			102	102	105	101	97	94	88	92	
			水資源機構			1,828	1,739	1,594	1,576	1,546	1,528	1,524	1,488	
			自動車事故対策機構			340	337	336	334	334	334	334	334	
			空港周辺整備機構			91	94	89	86	82	77	74	62	
			海上災害防止センター			30	29	29	31	29	29	29	29	
			都市再生機構				4,459	4,302	4,149	4,030	4,003	3,922	3,836	
			奄美群島振興開発基金				20	20	20	19	18	18	18	
			日本高速道路保有・債務返済機構					85	85	85	84	84	84	
			住宅金融支援機構						998	979	960	936		
環境省			国立環境研究所	256	263	272	274	262	253	249	243	240	252	
			環境再生保全機構				125	114	156	154	152	146	145	
防衛省		○	駐留軍等労働者労務管理機構	406	400	399	399	392	374	364	337	327	312	
			計	16,865	18,095	46,005	124,894	130,652	131,167	131,736	131,806	132,467	139,213	

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 法人名及び特定・非特定とは、23年1月現在のものを示す。
 3 「職員数」は各年の1月1日現在の職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)である。
 4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
 5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
 6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

職員の給与水準

(1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	25	47.7	7,893	109.5	108.3	▲ 1.2	95.2	94.8	▲ 0.4	
	北方領土問題対策協会	15	44.8	6,472	95.4	96.2	▲ 0.8	86.8	88.0	▲ 1.2	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	22	39.0	6,916	122.8	118.9	▲ 3.9	133.3	129.5	▲ 3.8	
消費者庁	国民生活センター	105	41.4	6,936	114.6	111.1	▲ 3.5	103.1	100.1	▲ 3.0	
総務省	情報通信研究機構	111	45.3	7,329	103.9	104.8	▲ 0.9	112.5	114.0	▲ 1.5	
	◎ 統計センター	593	42.0	6,084	94.4	95.4	▲ 1.0	86.3	87.1	▲ 0.8	
	平和祈念事業特別基金	7	50.2	8,269	110.8	109.0	▲ 1.8	94.0	95.8	▲ 1.8	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	29	42.1	7,098	109.5	109.6	▲ 0.1	95.3	95.3	▲ 0.0	
法務省	日本司法支援センター	429	37.9	4,531	83.1	81.0	▲ 2.1	83.5	80.1	▲ 3.4	
外務省	国際協力機構	879	41.5	7,999	130.3	127.8	▲ 2.5	111.2	109.3	▲ 1.9	
	国際交流基金	111	41.3	7,567	122.0	120.5	▲ 1.5	101.7	100.2	▲ 1.5	
財務省	酒類総合研究所	5	38.1	5,087	103.4	91.3	▲ 12.1	108.7	93.0	▲ 15.7	
	◎ 造幣局	332	45.0	6,655	97.4	98.0	▲ 0.6	94.4	95.1	▲ 0.7	
	◎ 国立印刷局	3,727	45.0	6,134	88.7	88.8	▲ 0.1	86.5	86.7	▲ 0.2	
	日本万国博覧会記念機構	34	42.6	7,344	111.2	112.7	▲ 1.5	110.9	113.2	▲ 2.3	
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	18	43.2	6,219	94.6	94.3	▲ 0.3	97.2	96.4	▲ 0.8	
	大学入試センター	50	39.7	5,989	99.9	100.0	▲ 0.1	87.2	87.0	▲ 0.2	
	国立青少年教育振興機構	357	42.0	6,008	95.6	95.1	▲ 0.5	97.9	99.1	▲ 1.2	
	国立女性教育会館	17	43.9	6,121	83.1	91.2	▲ 8.1	89.4	99.1	▲ 9.7	
	国立科学博物館	43	41.2	6,349	103.8	101.8	▲ 2.0	91.2	89.2	▲ 2.0	
	物質・材料研究機構	72	39.9	5,893	102.1	100.9	▲ 1.2	102.7	102.0	▲ 0.7	
	防災科学技術研究所	27	43.5	6,901	105.0	104.5	▲ 0.5	105.7	105.4	▲ 0.3	
	放射線医学総合研究所	109	41.3	5,152	85.0	83.9	▲ 1.1	86.4	86.1	▲ 0.3	
	国立美術館	40	39.8	5,986	105.1	99.7	▲ 5.4	94.6	90.7	▲ 3.9	
	国立文化財機構	98	41.4	6,060	96.9	96.9	▲ 0.0	90.9	91.5	▲ 0.6	
	教員研修センター	28	46.6	7,198	97.1	99.2	▲ 2.1	94.9	96.5	▲ 1.6	
	科学技術振興機構	490	41.4	7,175	116.7	114.4	▲ 2.3	100.8	98.9	▲ 1.9	
	日本学術振興会	81	35.1	5,705	116.9	111.7	▲ 5.2	100.7	97.7	▲ 3.0	
	理化学研究所	287	42.8	7,393	113.8	113.9	▲ 0.1	111.1	112.1	▲ 1.0	
	宇宙航空研究開発機構	407	44.1	7,956	119.1	118.6	▲ 0.5	115.2	114.7	▲ 0.5	
	日本スポーツ振興センター	274	42.9	7,040	110.0	109.1	▲ 0.9	101.1	100.0	▲ 1.1	
	日本芸術文化振興会	208	47.2	7,043	101.7	101.6	▲ 0.1	88.4	88.1	▲ 0.3	
	日本学生支援機構	324	44.9	7,219	107.8	106.6	▲ 1.2	94.4	93.2	▲ 1.2	
	海洋研究開発機構	217	42.0	7,144	115.0	114.1	▲ 0.9	115.9	117.1	▲ 1.2	
	国立高等専門学校機構	1,818	42.1	5,284	83.2	83.7	▲ 0.5	88.9	90.2	▲ 1.3	
	大学評価・学位授与機構	68	34.4	4,929	100.1	99.9	▲ 0.2	101.2	101.7	▲ 0.5	
	国立大学財務・経営センター	10	39.7	6,232	111.7	102.5	▲ 9.2	98.2	95.1	▲ 3.1	
	日本原子力研究開発機構	2,666	44.7	7,776	116.4	115.5	▲ 0.9	124.2	123.8	▲ 0.4	
	厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所	6	43.8	7,690	107.6	114.4	▲ 6.8	97.4	98.8	▲ 1.4
		労働安全衛生総合研究所	4	37.8	6,198	103.0	107.5	▲ 4.5	101.6	107.5	▲ 5.9
		勤労者退職金共済機構	207	42.3	7,242	111.0	112.7	▲ 1.7	98.8	100.3	▲ 1.5
		高齢・障害者雇用支援機構	194	40.6	6,566	112.2	107.3	▲ 4.9	101.4	100.0	▲ 1.4
福祉医療機構		226	39.8	7,049	119.1	117.4	▲ 1.7	103.5	102.2	▲ 1.3	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		24	47.0	6,843	94.1	96.0	▲ 1.9	98.6	101.8	▲ 3.2	
労働政策研究・研修機構		54	45.4	8,170	118.4	117.7	▲ 0.7	102.7	102.5	▲ 0.2	
雇用・能力開発機構		981	46.0	7,334	106.6	104.4	▲ 2.2	108.3	106.4	▲ 1.9	
労働者健康福祉機構		1,123	44.0	6,748	101.7	102.0	▲ 0.3	105.2	105.7	▲ 0.5	
◎ 国立病院機構		2,439	42.0	6,199	97.2	98.3	▲ 1.1	102.5	104.0	▲ 1.5	
医薬品医療機器総合機構		398	36.9	6,661	122.7	122.1	▲ 0.6	104.0	104.2	▲ 0.2	
医薬基盤研究所		17	39.5	6,649	109.0	113.2	▲ 4.2	110.5	116.1	▲ 5.6	
年金・健康保険福祉施設整理機構		10	43.1	6,516	110.0	103.7	▲ 6.3	99.8	95.6	▲ 4.2	
年金積立金管理運用		65	44.1	8,180	119.5	120.9	▲ 1.4	99.8	100.6	▲ 0.8	
国立がん研究センター		※	59	43.0	6,959	-	105.2	-	-	98.6	-
国立循環器病研究センター		※	36	41.1	6,276	-	99.2	-	-	99.8	-
国立精神・神経医療研究センター		※	32	40.1	6,436	-	107.2	-	-	108.1	-
国立国際医療研究センター		※	72	41.1	6,473	-	104.9	-	-	97.3	-
国立成育医療研究センター		※	38	43.1	7,168	-	109.5	-	-	98.1	-
国立長寿医療研究センター		※	22	43.3	6,459	-	99.2	-	-	105.9	-
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	554	43.6	6,593	99.0	98.8	▲ 0.2	100.3	100.4	▲ 0.1	
	種苗管理センター	216	44.2	6,485	98.3	97.8	▲ 0.5	104.9	104.4	▲ 0.5	
	家畜改良センター	288	42.4	6,113	98.6	96.7	▲ 1.9	106.5	105.0	▲ 1.5	
	水産大学校	31	44.1	5,753	85.4	86.2	▲ 0.8	92.5	94.1	▲ 1.6	
	農業・食品産業技術総合研究機構	536	43.9	6,420	96.0	96.7	▲ 0.7	99.8	100.8	▲ 1.0	
	農業生物資源研究所	66	41.7	6,138	98.6	97.9	▲ 0.7	100.8	100.3	▲ 0.5	
	農業環境技術研究所	27	42.3	6,366	98.2	99.9	▲ 1.7	99.1	101.1	▲ 2.0	
	国際農林水産業研究センター	27	45.3	6,998	104.7	101.2	▲ 3.5	104.5	102.7	▲ 1.8	
	森林総合研究所	583	43.7	6,606	102.0	100.1	▲ 1.9	105.4	103.7	▲ 1.7	
	水産総合研究センター	250	42.3	6,067	95.9	95.4	▲ 0.5	100.9	101.3	▲ 0.4	
	農畜産業振興機構	169	42.6	8,024	126.4	124.1	▲ 2.3	107.1	105.4	▲ 1.7	
	農業者年金基金	47	43.7	7,689	113.5	117.3	▲ 3.8	99.5	101.7	▲ 2.2	
	農林漁業信用基金	92	44.9	7,948	113.7	115.4	▲ 1.7	97.3	98.7	▲ 1.4	

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差	
経済産業省	経済産業研究所	27	42.6	6,164	96.1	93.3	▲ 2.8	80.1	78.1	▲ 2.0	
	工業所有権情報・研修館	48	46.8	8,138	112.5	113.3	0.8	100.8	101.7	0.9	
	日本貿易保険	95	43.2	8,476	132.7	128.7	▲ 4.0	110.5	107.2	▲ 3.3	
	産業技術総合研究所	575	44.0	7,019	104.7	105.2	0.5	104.8	105.7	0.9	
	◎ 製品評価技術基盤機構	318	45.1	7,302	105.2	105.3	0.1	97.6	97.9	0.3	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	350	42.1	6,642	104.0	103.6	▲ 0.4	103.7	103.7	0.0	
	日本貿易振興機構	472	40.1	7,378	123.7	122.9	▲ 0.8	109.6	109.0	▲ 0.6	
	原子力安全基盤機構	242	49.3	9,061	118.5	119.3	0.8	101.5	102.2	0.7	
	情報処理推進機構	113	44.3	7,754	113.9	113.9	0.0	95.6	95.7	0.1	
国土交通省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	311	45.0	8,032	121.2	117.0	▲ 4.2	120.6	117.0	▲ 3.6	
	中小企業基盤整備機構	625	42.7	7,334	121.2	112.5	▲ 8.7	111.8	103.7	▲ 8.1	
	土木研究所	92	42.8	6,126	95.9	94.6	▲ 1.3	99.3	98.3	▲ 1.0	
	建築研究所	23	44.4	6,958	104.3	101.7	▲ 2.6	104.1	102.5	▲ 1.6	
	交通安全環境研究所	38	36.8	5,842	102.3	105.9	3.6	104.0	109.1	5.1	
	海上技術安全研究所	33	39.2	5,795	104.4	99.8	▲ 4.6	105.4	102.3	▲ 3.1	
	港湾空港技術研究所	11	41.0	6,149	101.9	96.8	▲ 5.1	103.6	99.5	▲ 4.1	
	電子航法研究所	5	41.9	6,747	103.6	104.6	1.0	107.4	105.5	▲ 1.9	
	航海訓練所	18	41.4	6,537	99.1	103.9	4.8	99.5	105.1	5.6	
	海技教育機構	55	47.8	7,031	96.0	96.5	0.5	99.6	98.2	▲ 1.4	
	航空大学校	18	39.3	5,931	106.3	103.9	▲ 2.4	114.8	113.2	▲ 1.6	
	自動車検査	508	36.1	5,049	95.9	95.3	▲ 0.6	99.5	99.5	0.0	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,240	47.4	8,125	114.2	113.0	▲ 1.2	114.7	113.6	▲ 1.1	
	国際観光振興機構	45	43.0	7,172	107.7	108.9	1.2	90.7	91.3	0.6	
	水資源機構	1,325	43.3	7,360	116.0	112.6	▲ 3.4	121.6	118.7	▲ 2.9	
	自動車事故対策機構	240	47.0	7,548	104.2	104.7	0.5	103.9	104.4	0.5	
	空港周辺整備機構	37	44.3	7,210	106.6	106.6	0.0	108.5	108.6	0.1	
	海上災害防止センター	20	44.9	7,812	107.6	114.7	7.1	109.4	117.3	7.9	
	都市再生機構	3,176	45.4	8,265	118.5	118.3	▲ 0.2	113.0	112.4	▲ 0.6	
	奄美群島振興開発基金	16	41.4	5,805	96.2	93.4	▲ 2.8	103.6	100.5	▲ 3.1	
	日本高速道路保有・債務返済機構	49	39.7	7,255	115.3	120.7	5.4	101.3	107.1	5.8	
	住宅金融支援機構	836	42.8	8,186	127.6	125.5	▲ 2.1	114.9	114.2	▲ 0.7	
	環境省	国立環境研究所	43	44.0	6,899	97.9	102.5	4.6	97.5	102.0	4.5
		環境再生保全機構	94	42.9	7,272	112.1	112.8	0.7	110.5	111.6	1.1
	防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	264	40.5	5,560	89.6	91.3	1.7	91.6	90.8	▲ 0.8
	全法人(105法人)		34,388	43.5	6,951	106.2	105.5	▲ 0.7	104.4	103.9	▲ 0.5

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
- 3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。
- 4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
- 5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	1	—	—	82.1	91.2	9.1	79.7	88.8	9.1	
総務省	情報通信研究機構	265	46.3	8,693	93.0	96.4	3.4	106.0	110.4	4.4	
財務省	酒類総合研究所	27	44.5	7,898	94.3	93.5	▲ 0.8	105.4	103.8	▲ 1.6	
	◎ 造幣局	7	45.9	6,886	77.2	79.0	1.8	76.6	76.0	▲ 0.6	
	◎ 国立印刷局	91	41.1	6,046	77.6	77.1	▲ 0.5	88.8	96.1	7.3	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	39	49.0	8,650	88.9	88.5	▲ 0.4	90.5	93.0	2.5	
	国立女性教育会館	2	—	—	68.5	68.5	0.0	75.1	73.2	▲ 1.9	
	国立科学博物館	64	49.7	9,199	94.8	93.9	▲ 0.9	91.9	91.2	▲ 0.7	
	物質・材料研究機構	386	46.3	9,132	101.3	101.3	0.0	104.6	101.0	▲ 3.6	
	防災科学技術研究所	55	45.1	8,829	102.6	102.6	0.0	107.9	104.5	▲ 3.4	
	放射線医学総合研究所	166	45.5	8,153	94.0	93.0	▲ 1.0	96.4	97.7	1.3	
	国立美術館	54	44.9	8,265	95.8	94.8	▲ 1.0	92.8	92.5	▲ 0.3	
	国立文化財機構	158	44.2	8,300	99.6	98.3	▲ 1.3	99.4	99.7	0.3	
	理化学研究所	305	46.0	9,890	111.6	110.4	▲ 1.2	111.3	108.9	▲ 2.4	
	宇宙航空研究開発機構	831	42.7	8,203	102.5	101.4	▲ 1.1	107.3	104.5	▲ 2.8	
	日本スポーツ振興センター	14	45.1	8,489	98.2	96.7	▲ 1.5	94.0	93.4	▲ 0.6	
	海洋研究開発機構	57	44.4	8,287	97.4	96.1	▲ 1.3	99.6	99.2	▲ 0.4	
	日本原子力研究開発機構	947	44.1	8,660	104.2	103.2	▲ 1.0	118.0	116.9	▲ 1.1	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	16	51.1	10,416	102.4	101.6	▲ 0.8	98.2	98.2	0.0
労働安全衛生総合研究所		61	48.0	8,818	93.6	92.6	▲ 1.0	93.4	90.0	▲ 3.4	
高齢・障害者雇用支援機構		19	48.9	8,306	94.4	87.3	▲ 7.1	96.8	92.3	▲ 4.5	
労働政策研究・研修機構		22	47.5	9,214	100.4	99.4	▲ 1.0	98.2	98.0	▲ 0.2	
◎ 国立病院機構		10	47.9	7,660	83.4	82.8	▲ 0.6	86.3	87.4	1.1	
医薬基盤研究所		24	47.0	8,394	94.4	92.2	▲ 2.2	97.7	95.5	▲ 2.2	
国立がん研究センター		※	89	45.3	10,266	—	116.1	—	—	113.6	—
国立循環器病研究センター		※	69	47.9	9,637	—	103.4	—	—	101.1	—
国立精神・神経医療研究センター		※	51	47.6	10,541	—	112.8	—	—	109.3	—
国立国際医療研究センター		※	24	51.5	12,173	—	118.4	—	—	114.2	—
国立成育医療研究センター	※	27	51.5	11,946	—	118.4	—	—	114.0	—	
国立長寿医療研究センター	※	29	50.5	10,814	—	108.0	—	—	112.2	—	
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	1	—	—	97.3	90.7	▲ 6.6	96.9	87.1	▲ 9.8	
	農業・食品産業技術総合研究機構	1,301	45.5	8,557	97.8	97.6	▲ 0.2	105.0	103.3	▲ 1.7	
	農業生物資源研究所	214	47.7	9,276	98.3	99.0	0.7	99.8	97.1	▲ 2.7	
	農業環境技術研究所	102	47.3	9,307	100.9	101.2	0.3	102.0	98.9	▲ 3.1	
	国際農林水産業研究センター	82	47.8	9,338	99.5	100.4	0.9	102.7	100.5	▲ 2.2	
	森林総合研究所	427	45.9	8,795	98.9	99.0	0.1	103.3	100.8	▲ 2.5	
	水産総合研究センター	454	47.0	8,372	91.7	91.3	▲ 0.4	99.9	99.2	▲ 0.7	
経済産業省	経済産業研究所	7	41.5	9,929	129.5	124.1	▲ 5.4	124.2	119.6	▲ 4.6	
	産業技術総合研究所	1,910	46.6	9,425	104.6	104.1	▲ 0.5	106.9	103.4	▲ 3.5	
	日本貿易振興機構	88	44.2	7,833	92.1	92.0	▲ 0.1	93.7	95.5	1.8	
国土交通省	土木研究所	251	42.6	7,361	91.6	90.7	▲ 0.9	104.2	103.1	▲ 1.1	
	建築研究所	42	48.5	10,063	102.7	105.6	2.9	103.8	102.3	▲ 1.5	
	交通安全環境研究所	31	48.0	9,060	96.1	96.6	0.5	98.9	96.1	▲ 2.8	
	海上技術安全研究所	129	45.7	8,796	101.0	99.9	▲ 1.1	105.3	106.4	1.1	
	港湾空港技術研究所	60	41.6	8,136	104.4	103.9	▲ 0.5	109.4	110.3	0.9	
	電子航法研究所	35	42.8	8,295	105.7	104.9	▲ 0.8	108.5	104.4	▲ 4.1	
環境省	国立環境研究所	138	48.2	9,722	102.7	104.0	1.3	103.8	101.2	▲ 2.6	
全法人(47法人)		9,182	45.6	8,839	100.3	100.4	0.1	105.4	103.8	▲ 1.6	

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。

4 対象人員数が2人以下の法人については、個人情報の保護の観点から、「平均年齢」及び「平均年間給与額」欄の記載を省略している。

5 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の研究職員の給与と、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

6 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(3) 病院医師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)		対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
				平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	14	47.6	11,469	11,435	90.1	91.4	1.3	91.3	95.4	4.1
文科省	放射線医学総合研究所	16	48.9	12,747	12,205	98.2	96.9	▲ 1.3	98.2	98.9	0.7
厚労省	労働者健康福祉機構	1,249	47.5	13,359	13,361	107.5	107.3	▲ 0.2	104.2	106.5	2.3
	◎ 国立病院機構	3,749	46.8	13,646	13,778	109.7	110.9	1.2	105.7	108.4	2.7
	国立がん研究センター ※	187	46.6	-	14,451	-	116.3	-	-	121.6	-
	国立循環器病研究センター ※	103	46.3	-	13,365	-	108.1	-	-	119.6	-
	国立精神・神経医療研究センター ※	53	46.2	-	13,824	-	111.3	-	-	122.6	-
	国立国際医療研究センター ※	168	47.2	-	13,759	-	110.1	-	-	119.0	-
	国立成育医療研究センター ※	105	47.5	-	13,558	-	108.4	-	-	118.3	-
	国立長寿医療研究センター ※	41	47.5	-	15,114	-	120.2	-	-	119.0	-
全法人(10法人)		5,685	47.0	13,564	13,696	109.1	110.2	1.1	105.3	109.2	3.9

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。
 4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の医師の給与を、国家公務員(医療職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
 5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(4) 病院看護師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)		対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
				平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	対前年度差	平成21年度	平成22年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	60	44.6	5,868	5,695	101.0	102.5	1.5	95.2	95.7	0.5
文科省	放射線医学総合研究所	32	45.8	5,596	5,552	94.8	99.0	4.2	92.7	95.8	3.1
厚労省	労働者健康福祉機構	5,990	37.6	5,438	5,385	106.6	109.8	3.2	107.8	109.2	1.4
	◎ 国立病院機構	24,713	37.4	4,815	4,812	94.3	98.3	4.0	95.6	97.3	1.7
	国立がん研究センター ※	555	33.0	-	4,907	-	107.2	-	-	104.2	-
	国立循環器病研究センター ※	414	31.9	-	4,854	-	109.1	-	-	103.8	-
	国立精神・神経医療研究センター ※	247	38.7	-	5,626	-	112.3	-	-	108.2	-
	国立国際医療研究センター ※	479	35.1	-	5,391	-	113.7	-	-	107.6	-
	国立成育医療研究センター ※	319	34.6	-	5,284	-	113.0	-	-	105.9	-
	国立長寿医療研究センター ※	132	39.0	-	5,214	-	103.6	-	-	102.6	-
全法人(10法人)		32,941	37.3	4,931	4,941	96.5	101.2	4.7	97.8	100.0	2.2

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
 3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。
 4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の看護師の給与を、国家公務員(医療職(三))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
 5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

1) 専任・技術職員	対国家公務員指数的な理由	対国家公務員指数的な理由				平成23年度に算込まれる対国家公務員指数的な理由		年齢	年齢+地域+学歴	年齢+地域+学歴	年齢+地域+学歴	年齢+地域+学歴
		年齢	年齢+地域	年齢+学歴	年齢+地域+学歴	年齢	年齢+地域+学歴					
1 内閣府	国立公文書館	108.3	96.8	106.1	94.8			110.9	97	110.9	97	23年度
2 内閣府	沖積科学技術研究開発機構	118.9	130.5	115.2	129.3			-	-	-	-	-
3 消費者庁	国民生活センター	111.1	1.35	107.0	100.1			111.0	100.0	111.0	100.0	23年度
4 消費者庁	情報通信研究機構	104.8	1.37	106.3	114.0			103.9	112.5	103.9	112.5	23年度
5 総務省	平和祈念事業特別基金	109.0	94.9	108.5	95.0			108	100以下	108	100以下	24年度
6 総務省	総合防災・緊急生命保護管理機構	109.6	94.7	109.1	95.3			114	100	114	100	23年度
7 外務省	国際協力機構	127.8	113.9	122.7	109.3			128.8	109.3	128.8	109.3	23年度
8 外務省	国際交流基金	120.5	105.5	114.8	100.2			120.5	100.2	120.5	100.2	23年度

	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な水準及び具体的な期間)	平成23年度に算込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期間
	年齢 + 地域	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 学歴				年齢 + 地域 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		
9	財務省	日本万国博覧会記念機構	112.7	1.34	112.7	113.2	<p>【講ずる措置】 管理手当の見直し等 【平成23年度に算込まれる比較指標及び参考指標】 比較指標 110.4 参考指標 地域動向 111.3 参考指標 学歴動向 109.5 参考指標 地域・学歴動向 110.9</p> <p>【具体的な改善策】 労務協議を経て、管理職手当及び勤動手当の見直しを実施する。</p> <p>【給与水準是正の目標水準及び具体的な期間】 目標水準 108程度 具体的な期間は平成24年度末(なお、労働関係法等の適用を受ける当機構においては、労務協議を経て給与水準を決定する必要があり、当該協議が整っていないことから、目前に向けて引き続き労務交渉を行うこととし、引き続き労務協議の進展を待てる。</p> <p>【支出総額(平成22年度決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合】 平成22年度の支出総額(3542百万円)中、給与・報酬等支給総額(422百万円)に占める割合は、11.9%となっている。</p> <p>【管理職の割合及び管理職割合の改善の取組状況】 管理職の割合は18.7%(平成22年度末)と、主任職員の数(48名中8名)となっている。独立行政法人化以降、4期(10年度体制から第4期)センター体制に組織を工夫し、これにより管理職割合を向上させているが、今後もより効率的・効果的に業務を運営できるよう組織体制の見直しを検討していく。</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合】 大卒以上の高学歴者の割合は58.3%(平成23年4月1日時点の常勤職員48名中28名)となっている。</p>	110.4	110.9	108程度	24年度末
10	文部科学省	国立科学博物館	101.8	89.8	100.7	89.2	<p>地域差を是正した給与水準の比較では、国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適切であると考ええる。</p>	100程度	100以下	100程度(年齢)	23年度
11	文部科学省	物質・材料研究機構	100.9	101.3	102.9	102.0	<p>若年層の職員割合が多く、業績評価において職員割合に選出している若年層の職員が高い評価を受ける割合が多いことから、高い評価区分が適用されているため比較対象と比べて高くなっていると考えられる。</p>	100.0	101.0	100(年齢) 101(年齢+地域+学歴)	23年度
12	文部科学省	防災科学技術研究所	104.5	105.8	104.1	105.4	<p>人事交流者に対する地域手当の異動保障等の影響により比較指標は高くなっているが、法人の給与水準は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考ええる。</p>	103.0	103.8	100.0程度	27年度
13	文部科学省	科学技術振興機構	114.4	102.5	110.3	98.9	<p>①地域手当の高い地域(1級)に勤務する比率が高いこと(機構:83.3%(国:28.4%) ②当機構はイノベーション創出に向けて、一貫した研究開発マネジメントを担っており、産業界、研究者、企業など様々なユーザー及び市民と密接に協働・連携し、事業を行っている。そのため、それらの利便性を必要に応じて業務活動が東京中心となっている。 ③最先端の研究開発動向に適した専門能力の高い学歴者職員の比率が高いこと ④当機構の研究開発の支援、マネジメントなどを行う職員の業務遂行に際しては、広範囲分野にわたる最先端の研究開発動向の把握能力が重要で、研究開発支援センター・パートナー制度など幅広い地域間連携力と有する専門能力の高い人材が求められ、大学卒業後(機構:94.7%(国:51.6%)、うち修士卒や博士卒(機構:48.7%(国:4.9%))の人員を積極的に採用している。 ⑤また、企業や研究機関での研究開発経験を持つ中途採用人材(中途採用比率:34.8%)を、年齢にかかわらず、柔軟に採用している。</p>	-	-	100以下 地域 + 学歴	-
14	文部科学省	日本学術振興会	111.7	99.2	108.7	97.1	<p>1. 研究助成・学術の国際交流等を推進する業務を行う中、職員に大卒以上の高学歴者が多く含まれており、割合(人事費当り)が、(大学卒以上の割合 国51.65% 当法人90.0%) 2. 文部科学省の事業を円滑に一体的に実施していることから、国と地域的に近接している必要があり、勤務地が東京特別区のみである。また、小規模な組織であり、地方に出張機関がない。 (地域手当支給区分)1級地在職者の割合 国23.38% 当法人100% 3. 小規模な組織のため、機会を確保しております。また、人事交流者が70%と多く、大学大卒以上の割合 国14.40% 当法人42.31% (仕事内容)①学術の推進、②職員1人当たりの業務負担(経費)の増大、③事業の推進、④研究費の審査・配分等における学術的有識者との連携、⑤学術的発展に資する研究開発、⑥学術的発展の推進、⑦学術的発展に資する高度な判断能力、高い語学力が求められ、優秀な管理職が必要とされる。そのため、結果として国等と比べて、管理職の割合が高くなっている。 (管理職の割合 国15.30% 当法人16.15% (国は行政機関)①6級以上、当法人は課長級以上の者を対象とした。) (上記における国の割合については、平成22年度国家公務員給与等調整額の行政機関(一)の値を使用した。)</p>	111程度	100以下	100以下 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
15	文部科学省	理化学研究所	113.9	1.36	109.9	112.2	<p>【法人の運営体制の特殊性】 理化学研究所では、行政改革に適切に対応していくと共に、プロジェクト研究の効率的推進の観点から、専任・技術員について組織的に任期制職員、派遣職員を活用しているが、任期制職員等は給与体系等に雇用関係が異なるため給与水準の比較対象となっていない。このため、一年間平均給与総額に対して賞与相当額を控除して任期制年俸制職員32人が比較対象となったものの、比較対象は定期制職員(少額給付金による使用)を中心とする一部の任期制職員(ある基幹職員287人)のみとなっている。賞与相当額に對して賞与相当額の低い職員の多数の任期制年俸制職員(645人)等は比較対象であり、当該部分を含めると実質的に適切に相当の対国家公務員指数は当該年度より高くなっている。</p> <p>【管理職の割合】 管理職の割合は給与水準比較対象中では、27.5%(79人)であるが、比較対象の多くの任期制職員が派遣職員であるため、12.0%(33人)であり、国家公務員と比べて低い割合となっている。</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合】 第3期科学技術基本計画における戦略重点科学技術の推進と社会からの期待の高まりに、これら、算定対象者に高度な人材が必要となる一方で、行政改革を推進した人事制度に際しては、少額給付金を活用すること、高学歴者教育を受けた人材が中心に採用されており、このため、高学歴者が多く、大学院以上の学歴を有する者も26.8%あり、高学歴となっている。</p> <p>【職務制の合理的運用】 理化学研究所は、年度末人員では事務職員1人当たり研究職職員数6.4人をサポートしており、他の独立行政法人と比較しても事務職員の少額確保による合理的・効果的な人員運用に努めている。</p> <p>【福利厚生面での比較】 理化学研究所における宿舍等については、借上り住宅制度があるものの入居後10年以内であり、また、現在は一般管理職削減の弊害で新入人員を阻んでいる。一方、国家公務員は定年退職から退職金の増大で入居可能となっており、住宅面では十分措置されていると高い評価、このように福利厚生面での有利・不利を対国家公務員指数では十分に反映させていないと認識している。</p> <p>【まとめ】 比較対象となる職員構成や給与の見直しにより対国家公務員指数が1.3倍となっているが、これは、算定対象者に業績反復度の高い多くの任期制の専任職員が中心となっていること、定年退職後の専任職員入居の合理化に伴い、少額給付金と並行して給与水準を抑制していること、福利厚生面において国家公務員と比較して十分でない部分があり、対国家公務員指数に反映されていないと認識している。</p>	120以下(注)	120以下(注)	120(年齢) + 地域 + 学歴	23年度
16	文部科学省	宇宙航空研究開発機構	118.6	115.8	117.1	114.7	<p>JAXAの業務としては、最先端技術を取り扱う企業等との契約受託、契約締結業務に加えて、プロジェクト全体の企画・立案・調整等、先進的な宇宙開発の推進・マネジメントに関する業務が中心となっており、先進的な業務に携わる特性がある。このような業務を遂行するために、高度な専門性(高度専門職)の増加要請と豊富な経験を持ったプロジェクトリーダー(高度専門職)の増加要請が顕著であり、これにより、当機構の技術系管理職、管理職割合の増加要因と見なせる。また、福利厚生面において国家公務員と比較して十分でない部分があり、対国家公務員指数に反映されていないと認識している。</p> <p>一方、JAXAは学術と多岐にわたる技術開発に携わっており、業務の広さがあることから、福利厚生面を比較対象と比べて高くなっている。1階級、3職級の在勤割合、JAXA:0.1%、国:4.3.1%</p>	118.6以下	114.7以下	118.6(年齢)	23年度

対国家公務員指数	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善及び具体的な期)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数			
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴	目標 水準	目標 期限
17	文部科学省	日本スポーツ振興センター	109.1	100.1	108.0	100.0		100.0以下 地域 + 学歴	23年度		
18	文部科学省	日本芸術文化振興会	101.6	90.7	98.7	88.0		90年度 年齢 + 地域 + 学歴	23年度		
19	文部科学省	日本学生支援機構	106.6	95.6	103.7	93.2		107.0以下 100.0以下	23年度		
20	文部科学省	海洋研究開発機構	114.1	118.2	111.2	117.1		116.4	115.3	116.4	23年度
21	文部科学省	国立大学財務経営センター	102.5	96.3	101.9	95.0		105.0 (年齢)	100.0 (注)	100.0 (注)	23年度
22	文部科学省	日本原子力研究開発機構	115.5	124.2	115.6	123.8		115.5以下 123.8	22年度以下 (年齢)	23年度	
23	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	114.4	99.4	112.7	98.8		107.6	97.4	97.4 年齢 + 地域 + 学歴	27年度
24	厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	107.5	107.3	106.3	107.5		105.5	105.5	100.0以下	27年度
25	厚生労働省	勤労者退職金共済機構	112.7	89.9	112.7	100.0		112.0程度	100.0以下	27年度	
26	厚生労働省	高齢・障害者雇用支援機構	107.3	102.6	103.6	100.0		106.9	109.1	100.0程度 (年齢)	25年度

	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準向上の 具体的な内容及び具体的な時期)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期限		
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴				
55	国土交通省	交通安全環境研究所	105.9	108.2	106.5	109.1	事務・技術職が国の水準を上回っている要因としては、次の点に起因する。 ・年齢階層48～51歳(対象者2名)は全て管理職員である。 ・年齢階層52～55歳の対象職員は1名のみで、年齢階層内の最上位年齢55歳であり、かつ管理職員である。 ・地域手当の異動経路、扶養手当、住宅手当及び専任手当の支給の対比となる職員の割合が影響している可能性がある。 以上の点について、調査対象の職員数が少ないことからそれぞれの状況が全体の異なる人事状況を大きく変えているものである。給与水準は、専任手当等給与水準は国家公務員の給与水準と同様であり、指数が国の水準を上回っている点については、調査対象職員数が少ないことに起因する指数の変動の範囲内としてやむを得ないものとする。	国と同一の給与体系となっているが、国家公務員の水準を上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することにより、引き続き改善を図る必要がある。	・継続、専任手当等給与水準は、国家公務員の給与と同様であり、引き続き、国に準じて給与水準の適正な取組を行っている。	104程度	106程度	100.0 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	27年度
56	国土交通省	航空航法研究所	104.6	105.0	105.9	105.5	当研究所は平成13年度の独立行政法人化以前は国の機関であったことから、職員給与は国に準じて支給しているところであるが、専任手当に関する支給額は、扶養手当は14,517円(国に占める月額平均)より467円(※)、地域手当は48,651円(国に占める月額平均)より4,400円(※)、専任手当の特別調整額、管理職手当は14,446円(※)より11,685円(※)、専任手当等その他の200円(※)より1,167円(※)となっているため、対国家公務員指数が高くなっている。 なお、事務・技術職員の調査対象人員は18人少なく、指数算出のための効果が低いため、人事異動に伴う人的な事情等により、指数が大きく左右されてしまっていることがある。 ※「平成22年度国家公務員給与等実態調査(人事院)」から引用	国と同一の給与体系となっているが、国家公務員の水準を上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することにより、引き続き改善を図る必要がある。	・継続、専任手当等給与水準は国家公務員の給与に準じて定めていることにより引き続き国に準じた適正な取組を行う。 当研究所の給与水準を大きく上回る要因は、国の組織と人事交流による地域手当の異動経路等の支給であり、人事交流の工夫により対国家公務員給与水準の差を縮小する取組を行っている。 ・中期計画において、平成27年度までに対国家公務員指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直すこととしている。	104.8	105.7	100以下 (年齢)	27年度
57	国土交通省	航海訓練所	103.9	104.6	105.2	105.1	本調査の対象が18人少額であり、1人の給与変動が全体の指数に大きな影響を与える特徴がある中、今年度は対象職員に管理職員2人が加わったことで給与水準を上回ったことに起因している。	国と同一の給与体系となっているが、国家公務員の水準を上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することにより、引き続き改善を図る必要がある。	当所は行政職員24人(うち管理職員3人)の組織である。今回の調査対象人員は異動により18人となっている。当所の調査対象職員はその大半が国の交流職員であり、異動のタイミングによる給与変動が対国家公務員指数に大きな影響を与える特徴があることから、今後も当所の対国家公務員指数については、高値が続くものと考えられる。このため、国と人事交流の確保等において、引き続き人事の適正を求めるとの努力を行ってきたい。	100.9	102	当所はその大半が国との交流職員であり、異動のタイミング等による給与変動が対国家公務員指数に大きな影響を与える特徴があることから、今後も当所の対国家公務員指数については、高値が続くものと考えられる。このため、国と人事交流の確保等において、引き続き人事の適正を求めるとの努力を行ってきたい。	23年度
58	国土交通省	航空大学校	103.9	130.0	106.0	113.3	当校は平成13年度の独立行政法人化以前は国の機関であったことから、職員給与は国に準じて支給しているところであるが、都市圏(東京都特別区、大阪市)の専任に在籍していた国家公務員からの出向等があり、これらの職員に対する地域手当の異動経路(調査対象人員中66.7%が支給)や専任手当(調査対象人員中16.7%が支給)等の支給が、対国家公務員指数(特に地域圏、地域・学歴圏)を押し上げる要因となっている。 なお、事務・技術職員の調査対象人員は18人少なく、指数算出のための効果が低いため、人事異動に伴う人的な事情等により、指数が大きく左右されてしまっていることがある。 ① 国公務員における各手当の支給割合(※) ・地域手当(異動経路 非支給地)：25.4% ・専任手当：8.0% ※「平成22年度国家公務員給与等実態調査(人事院)」より算出 ② 国公務員における地域手当の支給割合(平成22年度) ・1級地(19%)：東京都特別区 ・2級地(15%)：大阪市等 ・3級地(12%)：名古屋市等 ・非支給地(54%)：宮崎県、徳島県、香川県、高松市等	国と同一の給与体系となっているが、国家公務員の水準を上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することにより、引き続き改善を図る必要がある。	内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、国の組織等と人事交流を行うこととしているが、都市圏に勤務していた者を受け入れる場合には、当該者に地域手当の異動経路が支給されることとなることに加え、専任手当を支給することとなる場合もあり、これが対国家公務員指数を押し上げる要因となっている。 中長期計画において平成27年度までに対国家公務員指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直すこととしており、上記を解消するために、引き続き国に準じた給与水準の改正を行うと共に、今後の人事交流の在り方について、検討することとする。 【平成23年度に見込まれる対国家公務員指数】 年齢圏 101.7、年齢・地域・学歴圏 110.7	101.7	110.7	100以下 (年齢)	27年度
59	国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	113.0	131.1	113.1	113.8	給与の支給基準については、鉄道建設技術などの高度な知識・技術を有する優秀な人材を確保するため、国家公務員と同程度の給与水準を基本とする考え方をとし、初任給を定額とし、人事異動を給与手当てで行われる国家公務員の給与改定に準じて改定を行ってきたところである。しかし、指数で見た給与水準については、次の理由から国家公務員に比べて高くなっている。 1 勤務地分布の特性 (1) 勤務地 当機構の大半の職員(約90%)が従事する鉄道建設事業においては、東日本の拠点を東京支社(東京都特別区)に西日本の拠点を大阪支社(大阪府大阪市)に置いていること、また、電機、機械関係業務を効率化の観点から、東京支社に一任化していることなどから、大阪圏に勤務する職員の割合が高くなっている。 【大都市(国の地域手当1級地～3級地までの地域)に勤務する職員の割合】 国家公務員:43.1% 機構:51.9% 【地域手当支給時に勤務する職員の割合】 国家公務員:28.1% 機構:19.7% (2) 高い頻度での広域異動 鉄道建設事業は、専任業務であり、余剰人員を抱えられないために、大半の職員を対象として、専任の業務、業務量の変動に合わせた高い頻度で全国規模での人事異動を実施せざるを得ない。このため、全国規模の転勤が2～3年程度で繰り返されることが常態化しており、これに伴って関連する手当が支給される者の割合が高くなっている。 【広域異動手当(異動前後の勤務地間の距離200km以上)を受給する職員の割合】 国家公務員:5.1% 機構:15.1% 【専任手当支給者の割合】 国家公務員:8.0% 機構:22.4% 2 人員構成等による特性 (1) 管理職 新採用を抑制するとともに業務のアウトソーシングを積極的に進め、事務、管理の業務が中心となり、国家公務員に比べ管理職の割合が高くなっている。 【管理職の割合】 国家公務員:15.3% 機構:22.3% (2) 扶養家族 扶養家族を有する職員の割合が平均年齢の低い(国家公務員:41.9歳、機構:47.4歳)等から高い影響がある。 【扶養手当支給者の割合】 国家公務員:37.5% 機構:62.3% 3 人材確保の観点 2～3年周期で全国異動をする勤務条件に加え、国家公務員に比べ身分が不安定であることを前提としながら、優秀な人材を確保する必要があるが、当機構の給与水準はこのような事情を考慮した結果であると考えられている。 【採用状況】 国家公務員:大卒程度(1種+2種試験)2,38名(51.3%) 高卒程度 3種試験)2,894名(48.7%) 機構:大卒:大学院卒 29名(100%) 【主な資格の保有者(平成22年度末現在)】 博士12名、技術士122名、鉄道設計士27名、一級建築士37名	国家公務員の水準を大きく上回っているため、右記講ずる措置を着実に実施することに加え、手当を含めた役職員給与の在り方について、専任人において厳しく検証した上で、国の理解と納得が得られるよう変更を速急に実施し、取り組む必要がある。	1 平成22年度においては、本社長補佐手当の廃止に伴う経過措置による支給割合を縮減し、また他の独立行政法人の取組も参考にした職員採用形態の多様化を図ったことにより、対国家公務員指数は13.0と高くなった。 2 平成23年度においては、本社長補佐手当の廃止に伴う経過措置を前年度末に完了させたことにより、当該手当相当分を削減する。また、職員採用形態の多様化に向けた取り組みも、引き続き実施することとする。 3 平成24年度以降も、継続や専任手当の見直し等も含めて、他の独立行政法人の取組等を検証し、当機構への適用の可否を検討し、可能なものから実施する。	114程度	114程度	114程度	23年度
60	国土交通省	国際観光振興機構	108.9	94.4	105.2	91.1	当機構の職員は9名が高卒(原)大学卒又は大学院卒の者で構成されていること、当機構の事務所は、東京都特別区に所在しており、地方組織が無いことから、年齢のみを前提とした対国家公務員指数と比べると高くなっている。	国に準じた給与体系となっているが、給与水準について国家公務員を上回っており、引き続き改善を図る必要がある。	当機構の現状では、年齢圏での対国家公務員指数では108.9と上回っているものの、実態に即した地域等(地域圏及び地域・学歴圏)で見れば、それぞれ94.4及び91.1は対国家公務員指数を下回っている状況にある。 これらの現状を踏まえ、職員給与については、今後とも地域等の指数の動向を注視しつつ、国家公務員給与改定を毎年1回、引き続き、地域等を勘案した対国家公務員指数が100を上回らないよう、適切な措置を講じていくこととしている。	108	95	100未満 年齢 + 地域 + 学歴	23年度

	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善、給与水準最正の 目録水準及び賃金の期)	平成23年度に算込まれる 対国家公務員指数		目録 水準	目録 期限	
	年齢	年齢 地域	年齢 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴			
61	国土交通省	水資源機構	112.6	119.1	112.6	118.7	<p>機構の給与水準については、以下の理由により高くなっているものと考えます。</p> <p>(1)事業の性格から業務場所は山間僻地が多く、また、水の安定供給のため安全管理上24時間体制を取り、災害発生時は流域住民の安全確保や守り込み、業務終了後にも山間僻地に当たる状況下において、労働かつ困難な状況の中で、緊急事態を持って業務を行う必要があること等を考慮し、人材確保等に十分な給与水準としていること。</p> <p>※水対応 平成22年度実績</p> <p>機構の管理する7水系で対応した施設×対応日数で算出 宮川水系 29.6日 筑後川水系 22.7日</p> <p>2防災対応 平成22年度実績 防災業務 注意態勢、第一・第二警戒態勢、非常態勢を執った回数 1.225回 延べ2,306日</p> <p>3水資源機構 平成22年度実績 「水質」において「機構」が対応した水事事故(油濁、化学物質等の流入等) 39件 (ただし、水質被害の拡大防止に向けた結果、39件件において利害者への直接的な供給影響を回避した。) (対応方法別内訳) オゾンマシ等故障 17件 水質調査等 2件 油濁・電圧 10件 その他 10件</p> <p>(2)全国(水資源開発水事に指定された水系)に事業所があることから、職員を本社において一括採用し、全国一律の給与水準で配置していること、また、労務として賃金体系が国職並みの水準を定めており、昇給率も昇給率の比率が国公務員(行政職)とほぼ同等であること。</p> <p>(3)地方における国家公務員は、地方機関で採用される者も多く、昇給率も昇給率の比率は機構と比較して低くなっていること。</p> <p>平成22年4月1日現在における国家公務員 行政職(一) 平成22年度国家公務員給与等実態調査による)と機構との比較 昇給率 機構 2.3%</p>	1ポイント程度 低減	1ポイント程度 低減	平成21年度 の対国 家公務員 指数が約5 年間で10% ポイント程度 低減	平成21年 度の対国 家公務員 指数が約5 年間で10% ポイント程度 低減	
62	国土交通省	自動車事故対策機構	104.7	104.8	104.0	104.1	<p>全国同一水準のサービス機会を確保するため、全国に50箇所を配置し、それぞれに専門知識経験を有する管理職を配置しているため、管理職割合が高いこと。</p> <p>業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため、大学卒業者が多い利用者や都市部で集中していることから、業務遂行上、地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員の割合が高いこと。</p>	105程度	104程度	105程度 (年齢)	104程度 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
63	国土交通省	空港周辺整備機構	106.6	109.0	106.3	108.7	<p>当機構の職員給与は平成15年の独立行政法人化以降の取組により、国に比べて高くなっていることであるが、当機構においては日本郵政からの出資者も多く、また、それぞれに地域手当の支給対象となっている者が多くいることから、対国家公務員指数の状況を見た給与水準については、国家公務員に比べ高くなっている。</p> <p>・奨励手当 地域手当の奨励手当を受けている者の割合は行政職を除く(一)の運用職員(4級地)10.6%に対して、機構21.6%となっている。また、奨励手当を受けざる者も昇給率が高くなる傾向があることなどから、対国家公務員指数(地域手当)を高くしている結果となっている。</p> <p>(参考) 国家公務員における地域手当の支給割合 平成22年度 ・1級地 18% 東京都特別区 ・2級地 15% 大阪市等 ・3級地 12% 名古屋市等 ・4級地 10% 空港周辺整備機構所在地(池田市及び福岡市)等</p>	106.5	108.5	106.5 (年齢)	105.5 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
64	国土交通省	海上防災防止センター	114.7	115.3	115.8	117.2	<p>○世界的にも稀有な災害対応専門組織であること ○当センターの業務内容は、危険かつ緊急的な海上災害への対応という高度な専門性及び経験を要するものであり、一般事務には比べ危険性及び困難性が非常に高く、事業の重要性の高さのため、十分に当該職種の確保し、かつ経験等の豊かな職員を配置している。</p> <p>また、当センターは「海洋防災センター」などの有識者団体との防犯・及び「タンカーの火災消火」といった2つの災害に対応する世界的にも稀有な組織であり、その固有な業務をわすれざる職員が行っている。</p> <p>○業務遂行上の業務遂行に必要とする人材を確保すること ○当センターは、業務の合理化・効率化の取組みの一環として、支庁庁舎を本拠(横浜市)に集約し、3支所を併設的に運用してきていることである。国家公務員の水準を大きく上回っているため、右記講ずる措置を講ずる必要があることである。右記講ずる措置を講ずる必要があることである。右記講ずる措置を講ずる必要があることである。</p> <p>(参考) 国家公務員における地域手当の支給割合 平成22年度 ・1級地 18% 東京都特別区 ・2級地 15% 大阪市等 ・3級地 12% 名古屋市等 ・4級地 10% 空港周辺整備機構所在地(池田市及び福岡市)等</p>	113.7	116.3	110以下 (年齢)	27年度	
65	国土交通省	都市再生機構	118.3	114.4	115.0	112.4	<p>1 経緯 機構は、公的機関であることから国の給与水準を参考としているものの、民間の事業に類似した事業を行っていることから、公団としての設立当初、同様の事業を実施している民間の給与水準を参考に国家公務員より高くなることとなり、また、国家公務員とは異なり労働市場が限られた法人であることから、国から自主交渉調整が別途行われ、その範囲内で労務交渉を経て給与決定を実施してきた経緯があります。</p> <p>2 定量的な理由 国に比べて高いのは、 ① 勤務地による差(国は全国広範囲に所在、機構は主に大都市に所在) ② 地域手当4級地以上の支給地に勤務する職員の割合:国54%、機構99% ③ 学歴構成による差 【20歳以上の割合:国52%、機構60%】 【うち、大学卒業7割:国51%、機構99%】 【※:上記以外に、 ④ 昇給率:国57%、機構70%】 ⑤ 昇給率に差がある理由 【昇給率に差がある理由】 ① 昇給率に差がある理由 ② 昇給率に差がある理由 ③ 昇給率に差がある理由 ④ 昇給率に差がある理由 ⑤ 昇給率に差がある理由 ⑥ 昇給率に差がある理由 ⑦ 昇給率に差がある理由 ⑧ 昇給率に差がある理由 ⑨ 昇給率に差がある理由 ⑩ 昇給率に差がある理由 ⑪ 昇給率に差がある理由 ⑫ 昇給率に差がある理由 ⑬ 昇給率に差がある理由 ⑭ 昇給率に差がある理由 ⑮ 昇給率に差がある理由 ⑯ 昇給率に差がある理由 ⑰ 昇給率に差がある理由 ⑱ 昇給率に差がある理由 ⑲ 昇給率に差がある理由 ⑳ 昇給率に差がある理由 ㉑ 昇給率に差がある理由 ㉒ 昇給率に差がある理由 ㉓ 昇給率に差がある理由 ㉔ 昇給率に差がある理由 ㉕ 昇給率に差がある理由 ㉖ 昇給率に差がある理由 ㉗ 昇給率に差がある理由 ㉘ 昇給率に差がある理由 ㉙ 昇給率に差がある理由 ㉚ 昇給率に差がある理由 ㉛ 昇給率に差がある理由 ㉜ 昇給率に差がある理由 ㉝ 昇給率に差がある理由 ㉞ 昇給率に差がある理由 ㉟ 昇給率に差がある理由 ㊱ 昇給率に差がある理由 ㊲ 昇給率に差がある理由 ㊳ 昇給率に差がある理由 ㊴ 昇給率に差がある理由 ㊵ 昇給率に差がある理由 ㊶ 昇給率に差がある理由 ㊷ 昇給率に差がある理由 ㊸ 昇給率に差がある理由 ㊹ 昇給率に差がある理由 ㊺ 昇給率に差がある理由 ㊻ 昇給率に差がある理由 ㊼ 昇給率に差がある理由 ㊽ 昇給率に差がある理由 ㊾ 昇給率に差がある理由 ㊿ 昇給率に差がある理由</p> <p>3 人材確保の必要性 更に、当機構は都市再生等の事業の実施機関であり、都市再生等の業務を適切かつ円滑に推進するためには、都市再生機構や民間企業等の事業手法、ノウハウに関する高度な専門的知識が求められること、専門性の高い人材を継続的に確保し定着させる必要性があることを考慮する必要があります。 【※:昇給率の取得率 平成23年1月現在】 ・技術士 約30名 ・不動産鑑定士(補) 約20名 ・宅地建物取引主任者 約90名 ・1級建築士 約600名 ・2級建築士 約110名 ・マンション管理士 約170名</p> <p>4 上記の通り、当機構の給与水準については、過去からの経緯や、勤務地、学歴等の定量的な理由のほか、事業を的確に実施するために必要とされた人材を継続的に確保する必要があること、結果として対国家公務員指数が高くなる傾向にあります。</p> <p>なお、現在、現地業務等のアサインをめぐって常勤職員数の計画的削減に取り組んでいるところであり、その結果、企画・立案等の業務に従事する者の割合が高くなる傾向にあります。</p>	118程度 (年齢)	112程度	118程度 年齢 + 地域 + 学歴	23年度	

	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な施策、給与水準修正の 目録水準及び具体的な期間)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期間	
	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢 + 地域 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴			
66	国土交通省	日本高速道路保有・償還業務機構	120.7	108.4	117.8	107.1	<p>高速道路機構は、勤務地が東京と大阪のみであることに加え、企業で言えば本社の企画・財務部門などの専門性の高い職務業務に特化した組織であり、しかも高層階級の組織であるため、フロンティア職を有せず、高度な専門性・ノウハウを有する者の出向のみで業務運営を行っていることが、給与水準を高める要因となっているものと考えられる。</p> <p>(1) 勤務地による差異 ① 地域手当18%以上の支給地(東京都特別区、大阪府)に勤務する者の占める割合 機構:100% ⇨ 国(行一):33.4%</p> <p>② 地域手当18%以上の支給地(東京都特別区)に勤務する者の占める割合 機構:83.7% ⇨ 国(行一):28.4%</p> <p>(2) 職員の学歴構成による差異(大卒以上の占める割合) 機構:73.5% ⇨ 国(行一):51.6%</p> <p>(3) 管理職(課長以上)の割合による差異 機構:20.4% ⇨ 国(行一)階級の特別調整額1種及び2種受給者:3.9%</p> <p>(4) 当機構には現場組織はなく、企業で言えば本社の企画・財務部門やIT・デザインカンパニーのように専門性の高い職に専任した組織であること</p> <p>※国(行一)の割合については、「平成22年度国家公務員給与等実態調査」による。</p>	<p>当機構は、平成17年10月の設立以来、民間で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、専門的な技術的な人材の出向を得て、組織として業務ノウハウの蓄積を図ってきたところですが、今後とも、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、国民に提供される給与水準とするため、出向者を通じて待遇を高めるなど、適切な待遇の人員配置や効率的な組織運営を進めてまいります。</p>	116程度	106程度	116程度(年齢)	23年度
67	国土交通省	住宅金融支援機構	125.5	116.7	121.8	114.2	<p>当機構は、住宅金融公庫を前身とし、市場型運営の新たな住宅金融システムを構築し、長期・固定の民間住宅ローンの安定的供給を実現するための証券化支援業務を中心とする金融機関として平成19年4月1日に設立されたものである。</p> <p>→ついた点から、当機構の給与水準については、Ⅱ-1②-ア「給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方」に記載した給与水準の決定に際しての考慮事項を踏まえつつ、民間金融機関等の例も参考としながら判断している。</p> <p>→下表は、当機構と職員数や支店数が同程度の規模の民間金融機関等との比較表であるが、給与水準については概ね同水準となっている。</p>	<p>【措置の内容】 給与水準の適正化については、当機構の前身である住宅金融公庫の時代から以下のとおり取り組んでいる。 ① 公募における職級(※ 平成17年度) ・本俸を平均9%下げ ・管理職は平成17年10月先行実施 ・平均基準率を従前の水準の2割引き(※) ② 機構における取組状況(平成19年度～) ・平成19年度 ・本俸を平均3%引き下げ ・賞与の年間支給月数を0.3か月引き下げ(4.7か月→4.45か月) ・平成20年度 ・平成20年4月1日現在の年間支給月数ベース ・平成20年度 ・管理職(平成19年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均9%引きを実施 ・業務職(平成21年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均9%引きを実施 ・本俸月額及び賞与支給月数の引き下げ(平均改定率▲0.24%)及び賞与支給月数の引き下げ(▲0.35か月(4.50か月→4.15か月))を実施 ・平成22年度 ・業務職(平成22年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均9%引きを実施 ・業務職(平成22年度に総合職であった職員)本俸の現給保障を打ち切り(平成19年3月比で9%引き) ・管理職手当の支給割合を見直し、支給総額ベースで約3%引き ・本俸月額及び賞与支給月数の引き下げ ・国家公務員の給与と改定し、本俸月額の引き下げ(平均改定率▲0.19%)及び賞与支給月数の引き下げ(▲0.20か月(4.30か月→4.10か月))を実施 ・平成23年度 ・管理職手当の高額率の引き下げ</p> <p>【現状における物量及び今後の対国家公務員指数の見込み】 給与水準の適正化に向けた取組の結果、平成22年度は平成17年度の水準に比べ地域・学歴考慮後で11.8ポイント、年齢のみを勘案した場合は3.5ポイント低下している。</p> <p>これらにより、給与水準の適正化については、平成23年度の地域・学歴を勘案した後の対国家公務員指数は114.2(平成17年度基準)と見込まれている。なお、年齢のみを勘案した対国家公務員指数は125程度と見込まれている。</p>	125程度	114.2未満	125程度(年齢)	23年度
68	環境省	国立環境研究所	102.5	102.7	101.4	102.0	<p>事務職員の給与水準が対象人員が4.3人と少ないため、一人の給与変動が全体の指数に大きな影響を与えるという特徴があり、これまでと同様人事変動の影響が大きくなった。具体的には、平成22年度は国との人事異動により、給与水準の上昇の割合が年度間で異なること、また、当法人人事交流者が地域手当上位地域からの転入者が多数を占め、その経路に異なる影響により、指数が10%程度低下したと見られる。</p> <p>但し、その大半が所管の強い官庁職員への転入であることと給与水準が高くなっている要因の一つと考えられる。</p>	<p>国との人事交流等、法人として予期できない予定要素により指数が10%を越え、今後ともこの傾向に留意しつつ、適正な給与水準を確保していく必要がある。</p>	102.5	102	平成22年度と同水準	23年度以降
69	環境省	環境再生保全機構	112.8	113.2	109.6	111.6	<p>当機構は、環境分野の政策実施機関として、環境分野における専門性と知識・経験を有する人材を確保してきたことから、次世代の技術者の育成の割合が国に比べ高くなっていることが対国家公務員指数を上昇する要因の一つと考えられる。</p> <p>また、当機構は特殊法人として、官公署運営の委託業務や委託業務の委託業務が実施していた多岐にわたる業務を承継して、本業務の専門性を高めた結果、機構の管理職割合(24.5%)が国(15.3%)より高くなっていること、対国家公務員指数を上げる要因の一つと考えられる。</p>	<p>機構の職員構成が国家公務員に比べ、水学以上の職員の割合が高くなる(管理職23.0%、国16%)、また、管理職の管理職率も高い(機構24.5%、国15.3%)ため、指数が高くなっているものと考えられる。</p> <p>なお、毎年、給与水準の適正化の各取組が実施されてきたことにより、対国家公務員指数は適度に低下している(114.7(H19)、113.9(H20)、112.1(H21))。平成22年度においては、管理職の経年的な年齢上昇、各職級(4歳→71歳、課長級3歳→64歳)等の要因により、高齢層の平均給与が上昇し、一時的に指数が上昇(0.7ポイント)したと考えられ、引き続き、業務の業績を考慮しつつ、企業一般の慣例に適合した水準に向けた取組を進めようとする。</p>	概ね112程度(年齢)	概ね109程度+地域+学歴	概ね112程度	23年度

(注) 1 「独立行政法人の役員員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日「総務省行政管理局」に基づき、政策評価-独立行政法人役員委員会作成した)である。
2 本表は、独立行政法人の給与水準(事務・技術職員)が対国家公務員指数(年齢・地域)が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずる給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期間を載せ、また、そのほか、対国家公務員指数(年齢・地域)は、年齢階層に加え、在勤地域における対国家公務員指数(以下「国」という。)の地域手当の地区別区分を比較要素として算出した指数である。一般的に、法人の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢階層による指数に比べ年齢・地域階層による指数は低く(低額)のに対し、国の地域手当支給割合の低い地域(東京圏)であれば年齢階層による指数に比べ年齢・地域階層による指数は高く(高額)の傾向がある。また、法人の所在地が都市にあっても国の機関が存在しない地域である場合は、当該地域に対しては国の地域手当の地区別区分の設定がないことから、その法人の所在地に一律に国の地域手当の非支給地域に当たると整理しているため、その法人については、年齢階層による指数に比べ年齢・地域階層による指数は高く(高額)の傾向がある。

②) 研究職	項目	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 具体的な改善策、給与水準是正の 目標水準及び具体的期限	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期間
		年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
1	文部科学省 物質・材料研究機構	101.3	100.1	102.2	101.6	国内で認められた我が国の物質・材料研究の拠点として、材料研究開発と先端分野の産学連携を推進し、今後も優れた研究成果を挙げている。また、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化と並行して国際社会で活躍する優れた研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指数が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。	国内に優れた世界最高峰の研究機関として物質・材料研究分野で中核的な役割を果たすためには、今後も博士課程研究者の高度な採用で優秀な国内外の研究者の採用を講ずることが不可欠である。特に、博士課程研究者の確保が重要である。また、給与上の優遇措置を講ずることは、優秀な研究者の確保に不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化と並行して国際社会で活躍する優れた研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指数が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。	102.0	103.0	102	103	23年度
2	文部科学省 防災科学技術研究所	102.6	105.0	102.3	104.5	全国に配置された基礎的地震観測網の維持・運用等において業績を挙げ、東日本大震災を踏まえて、今後も優れた研究成果を挙げている。また、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化と並行して国際社会で活躍する優れた研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指数が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。	人事院勧告を踏まえた給与水準の見直しを行うとともに、適正な人事管理に努め、業務の確保については可能な限り年齢に応じた人事管理に努めることとする。	102.6	104.5	102.6	102.6	27年度
3	文部科学省 理化学研究所	110.4	108.7	110.1	108.9	世界最高水準の研究機関として多様な分野で顕著な研究成果を挙げ、研究開発の国際競争力の強化と並行して国際社会で活躍する優れた研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指数が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。	1. 人事院勧告を踏まえた給与と定 2. 手当の改正 3. 労務改善 4. 少数精鋭主義の維持 5. 定年制研究職員の定年制 6. 対象職員の範囲 7. 平成23年度に見込まれる指数 8. 人事院勧告を踏まえた給与水準の見直しを行うとともに、適正な人事管理に努めることとする。	110以下 (定)	110以下 (定)	110 (年齢) 110 (年齢 + 地域 + 学歴)	110 (年齢) 110 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
4	文部科学省 宇宙航空研究開発機構	101.4	103.0	104.0	104.5	小惑星探査機はやぶさ2の地球帰還、日本探査機きぼうの完成など、数多くの成果を挙げ、我が国の高い技術力を世界に示してきた。今後も優れた研究成果を挙げている。また、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化と並行して国際社会で活躍する優れた研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指数が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。	1. 手当の見直し (1) 平成23年度以降、期末手当の支給月数の削減を引き続き検討している。 (2) 平成22年度より、地域調整手当を一律5%（ただし、東京都特別区のみ6%）とし、段階的な引下げを行っている。 (3) 平成22年度より、地域調整手当に連動する手当を復旧し、段階的な削減を行っている。 2. 労務改善 3. 給与水準については、今後も、独立行政法人原則による給与と人事院勧告を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて給与と人事院勧告との乖離を縮減し、給与水準の是正を図ることに努めることとする。 4. 給与水準の是正 5. 平成23年度に見込まれる指数 6. 人事院勧告を踏まえた給与水準の見直しを行うとともに、適正な人事管理に努めることとする。	101.4以下	104.5以下	101.4 (年齢)	104.5 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
5	文部科学省 日本原子力研究開発機構	1.32	121.7	102.5	116.9	核融合研究開発、量子ドーム応用研究等において世界をリードする業績を挙げ、我が国の最先端技術の発展に大きく貢献している。また、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化と並行して国際社会で活躍する優れた研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指数が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。	○平成23年度に見込まれる対国家公務員指数(年齢・地域・学歴) ○実質的改善率 1. 給与水準の是正 2. 労務改善 3. 給与水準については、今後も、独立行政法人原則による給与と人事院勧告を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて給与と人事院勧告との乖離を縮減し、給与水準の是正を図ることに努めることとする。 4. 給与水準の是正 5. 平成23年度に見込まれる指数 6. 人事院勧告を踏まえた給与水準の見直しを行うとともに、適正な人事管理に努めることとする。	103.2以下	116.9	平成22年度 (以下、年齢)	116.9	23年度
6	厚生労働省 国立健康・栄養研究所	101.6	99.0	100.3	99.2	地域・学歴等を考慮しても、給与水準が国家公務員より低い水準となっている。今後とも適正な給与水準の是正について十分検討していくこととする。	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じて給与の見直しを行っている。また、給与水準については、今後も、独立行政法人原則による給与と人事院勧告を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて給与と人事院勧告との乖離を縮減し、給与水準の是正を図ることに努めることとする。	101.6	99.2	99.2 (年齢 + 地域 + 学歴)	99.2 (年齢 + 地域 + 学歴)	27年度
7	厚生労働省 国立がん研究センター	116.1	1.32	115.6	113.6	地域・学歴等を考慮しても、国家公務員より高い水準であることが認められる。また、給与水準については、今後も、独立行政法人原則による給与と人事院勧告を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて給与と人事院勧告との乖離を縮減し、給与水準の是正を図ることに努めることとする。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で維持し、平成22年度と同様に、対国家公務員103.4、地域・学歴調整率113.6となることとする。また、給与水準については、今後も、独立行政法人原則による給与と人事院勧告を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて給与と人事院勧告との乖離を縮減し、給与水準の是正を図ることに努めることとする。	116.1	113.6	検討中	113.6	検討中
8	厚生労働省 国立循環器病研究センター	1.34	102.0	102.4	101.1	地域・学歴等を考慮しても、国家公務員より高い水準であることが認められる。また、給与水準については、今後も、独立行政法人原則による給与と人事院勧告を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて給与と人事院勧告との乖離を縮減し、給与水準の是正を図ることに努めることとする。	引き続き、法人の業務の発展を考慮し、社会一般の慣例に適合した給与水準を適正な水準に引き上げることとする。	103.4	101.1	検討中	101.1	検討中

項目	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 具体的改善策・具体的な期日	平成23年度に足される 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期限
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
9	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	112.8	110.5	111.3	109.3	109.3	112.8	109.3	検討中	—
10	厚生労働省	国立国際医療研究センター	118.4	115.2	116.8	114.2	114.2	118.4	114.2	検討中	—
11	厚生労働省	国立成金医療研究センター	118.2	115.0	116.6	114.0	114.0	118.2	114.0	検討中	—
12	厚生労働省	国立長寿医療研究センター	108.0	112.2	106.6	112.2	112.2	108.0	112.2	検討中	—
13	農林水産省	農業環境技術研究所	101.2	99.8	100.2	98.9	98.9	101.2	100.2	100程度 (年齢) 100程度 (地域) 100程度 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
14	農林水産省	国際農林水産業研究センター	100.4	102.3	99.5	100.7	100.7	100.4	100.7	100程度 (年齢) 100程度 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
15	経済産業省	経済産業研究所	124.1	120.0	123.3	119.6	119.6	124.1	120.0	124程度 (年齢)	23年度
16	経済産業省	産業技術総合研究所	104.1	104.0	103.8	103.4	103.4	104.1	104.0	104	23年度
17	国土交通省	建築研究所	105.6	1.32	104.4	102.9	102.9	105.6	102.9	104.5 (年齢) + 地域 + 学歴	23年度
18	国土交通省	港湾空港技術研究所	1.39	109.1	105.5	103.7	103.7	109.1	110.3	103.9 + 地域 + 学歴	27年度
19	国土交通省	電子航法研究所	104.9	104.3	105.2	104.4	104.4	104.9	104.4	101.9 (年齢) + 地域 + 学歴	23年度
20	環境省	国立環境研究所	104.0	102.4	102.8	101.2	101.2	104.0	101.2	平成22年度 と同水準	23年度以降

(注) 1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価「独立行政法人評価委員会」が作成した。
2 本表は、独立行政法人の給与水準(研究員)が対国家公務員指数(年齢年齢)が100を上回る人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずるに足る給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に足される対国家公務員指数及び目標水準・目標期限を取りまとめたものである。
3 対国家公務員指数(年齢・地域・学歴)は、年齢階層に加え、在勤地域における対国家公務員(以下「国」といふ)の地域手当の総額区分比較要素として算出した指数である。一般的に、法人の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢階層による指数は低く(現れる)のに対し、国の地域手当支給割合の高い地域や非支給地域であれば年齢階層による指数は高く(現れる)が、法人の所在地が都市圏であっても国の機関が存在しない地域である場合は、当該地域に対しては国の地域手当の総区分の設定がないことから、その法人の所在地は一律に国の地域手当の非支給地域に当たると整理しているため、その法人については、年齢階層による指数に比べ年齢・地域動向による指数は高くなることとなる。

項目	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 差別的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準是正の 目標水準及び具体的期間)	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期間
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
1 厚生労働省 労働者健康福祉機構	107.3	106.5	107.3	106.5	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。	106.4	106.4	検討中	—	
2 厚生労働省 国立病院機構	110.9	108.4	110.9	108.4	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。	110.9	108.4	検討中	—	
3 厚生労働省 国立がん研究センター	116.3	121.6	116.3	121.6	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。	116.3	121.6	検討中	—	
4 厚生労働省 国立循環器病研究センター	106.1	119.6	106.1	119.6	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、法人の業務の業績を考慮し、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう適切に対応していく。	106.1	119.6	検討中	—	
5 厚生労働省 国立精神・神経医療研究センター	111.3	122.6	111.3	122.6	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	優秀な医師確保のため、医師の確保状況に配慮しつつ、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。	111.3	122.6	検討中	—	
6 厚生労働省 国立国際医療研究センター	110.1	119.0	110.1	119.0	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。	110.1	119.0	検討中	—	
7 厚生労働省 国立成金医療研究センター	108.4	118.3	108.4	118.3	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。	108.4	118.3	検討中	—	
8 厚生労働省 国立長寿医療研究センター	120.2	119.0	120.2	119.0	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後必要な検討を進めてもらいたい。 なお、ラスバイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考えられる。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。	120.2	119.0	検討中	—	

(注) 1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日「職務執行報告書」)に基づき、政策評価「独立行政法人評価委員会」が作成した。
2 本表は、独立行政法人の給与水準(病院医師)が対国家公務員指数(年齢差)が100に当たる人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期間を取りまとめたものである。
3 対国家公務員指数(年齢・地域差)は、年齢階層に加え、在勤地域における国家公務員の地域手当と比較率として算出した指数である。病院医師の給与は、都市に勤務する医師より人材確保が困難な地方に勤務する医師の給与を比較するに当たっては、引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。

独立行政法人	項目	対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期間	平成23年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期間
		年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴				年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
1 財務省	国立印税局	102.5	96.3	100.8	95.7	病院が東京都北区にあるため、地域手当の支給割合が最も高い地域である東京都特別区に在籍する看護師の割合が90%60人中54人となっており、国の医療従事者給与(職種別)の割合が95%1%に比べて、対国家公務員給与水準(給与)より高い水準にあり、高年給帯の対国家公務員給与指数において100を上回っている。	参考指標として掲載する在勤地域区分も比較要素に加えた地域別給与及び地域 学歴動向の対国家公務員指数は、それぞれ96.3、95.7と100を下回っていることから、特別の措置を講ずる必要はないと判断している。	102.5	95.7	-	-	
2 厚生労働省	労働者健康福祉機構	109.8	109.5	106.8	109.2	比較対象である国家公務員の対象範囲が縮小された影響もあると考えられるが、高年給帯の平均給与額を国を下回っているに反し、中高年給帯の平均給与額を国を上回っており、給与水準における対国家公務員給与水準は、給与水準において国を8ポイント上回っている理由として考えられる。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバリス指数を用いて、法の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるよう工夫が必要であると考える。	年功的要素の是正を含めた繰給養の是正を平成22年度に行い、平均2.5%の増給引下げとなる給与改定(最大5%の引下げによる給与カット)の完了が予定されている。 当法人では、急性期医療に対応する優秀な看護師の確保に非常に苦しんでいる現状から、看護師の処遇改善は重要な課題となっている。 今後、平成22年度(実施)と給与改定(2023年度)を踏まえ、看護師の確保状況や確保できない場合に当法人の事業運営に与える影響、国家公務員の看護師の給与、公立・民間医療機関の看護師の給与等を総合的に勘案し、目標水準の達成率の向上について検討を行う取組を進めていく。	109.1	106.5	概ね105	27年度
3 厚生労働省	国立がん研究センター	107.2	101.8	105.9	104.2	専門性の高い看護師の確保と既に勤務している看護師のスキルアップを目的とした専門手当を当該施設独自で創設したこと。また、調査対象の看護師のうち、管理職員に対して支給する給与水準の支給対象者率が9割を占めていること。その他は、地域手当(東京都23区18%、前年実績)を高い水準にしていることと給与水準に上回っている理由の一つと考えられる。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバリス指数を用いて、法の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるよう工夫が必要であると考える。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同等に、対国家公務員107.2、地域・学歴動向104.2と見込まれるが、看護師の確保状況や確保できない場合に当法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化である部分については引ききり削減を進めたいと考えている。また、人事院勧告、民間医療機関の給与及び業務の状況を踏まえて、適切な水準の確保について検討を行う。平成27年度までに対国家公務員指数が地域・学歴動向で概ね104.2となるよう努力していく。	107.2	104.2	概ね104 (年齢 + 地域 + 学歴)	
4 厚生労働省	国立循環器病研究センター	109.1	103.6	108.2	103.8	国家公務員以上の地域手当(3割)は全職員に支給。看護師長以上の職員については、病院における管理職として、国の特別調整手当に相当する支給対象としている。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバリス指数を用いて、法の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるよう工夫が必要であると考える。	引き続き、法人の業務の進展を考慮し、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう適切に対応していく。 平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同等に、対国家公務員109.1、地域・学歴動向103.8と見込まれるが、高度専門医療を担うナショナルセンターとして、優秀な看護師の確保に非常に苦しんでいる現状から、看護師の処遇改善が重要課題である。今後、国家公務員の給与、公立・民間医療機関の給与等を総合的に考慮した上で、適切な水準の確保について検討を行う。平成24年度(実施)までに対国家公務員指数が地域・学歴動向で概ね103.8となるよう努力していく。	109.1	103.8	概ね103 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
5 厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	112.3	107.3	112.1	108.2	看護師については、特殊業務手当の支給対象となる心身障害者(者)として、給与水準の観点から、国に比べて高い水準に設定されていることと、給与水準の観点から、国に比べて高い水準に設定されていることとが給与水準の高い理由として挙げられる。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバリス指数を用いて、法の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるよう工夫が必要であると考える。	看護業務の充実のため、看護師の確保状況に配慮しつつ、国家公務員の看護師の給与、公立・民間医療機関の看護師の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引ききり削減を進めたいと見込まれるが、看護師の確保に非常に苦しんでいる現状から、看護師の確保状況や確保できない場合に当法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、適切な水準の確保について検討を行う。平成24年度(実施)までに対国家公務員指数が地域・学歴動向で概ね108.2となるよう努力していく。	112.3	108.2	概ね108 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
6 厚生労働省	国立国際医療研究センター	137.3	105.6	112.4	107.6	地域手当 戸山地区18%、国府台地区10%が高いことと、専門・高度化した業務遂行に必要な特殊な分野における専門的知識を有する人材を確保するための特別手当(特別管理手当)、国の特別調整手当に相当する支給対象としている。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバリス指数を用いて、法の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるよう工夫が必要であると考える。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同等に、対国家公務員113.7、地域・学歴動向107.6と見込まれるが、看護師の確保状況や確保できない場合に当法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、適切な水準の確保について検討を行う。平成24年度(実施)までに対国家公務員指数が地域・学歴動向で概ね107.6となるよう努力していく。	113.7	107.6	概ね107 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
7 厚生労働省	国立成金医療研究センター	130	104.2	111.9	105.9	①法人は香取県内にあり地域手当において1割地となっている。国の特別調整手当に相当する支給対象としている。 ②地域手当(地域手当)は104.2に相当する。国(医療職)119.5、1%、当法人100%。 ③給与以上の看護師に対しては、病院における管理職として、国の特別調整手当に相当する支給対象としている。 ④国の特別調整手当に相当する支給対象としている。 ⑤国の特別調整手当に相当する支給対象としている。 ⑥国の特別調整手当に相当する支給対象としている。 ⑦国の特別調整手当に相当する支給対象としている。 ⑧国の特別調整手当に相当する支給対象としている。 ⑨国の特別調整手当に相当する支給対象としている。 ⑩国の特別調整手当に相当する支給対象としている。	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバリス指数を用いて、法の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるよう工夫が必要であると考える。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同等に、対国家公務員113.0、地域・学歴動向105.9と見込まれるが、看護師の確保状況や確保できない場合に当法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、適切な水準の確保について検討を行う。平成24年度(実施)までに対国家公務員指数が地域・学歴動向で概ね105.9となるよう努力していく。	113.0	105.9	概ね105 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
8 厚生労働省	国立長寿医療研究センター	136	103.8	131	102.6	①先給の診療報酬の改定により、看護師の確保が非常に困難となっている状況に鑑み、専門看護手当、看護師研修給調整手当を創設することにより、看護師の確保を確保した。②	地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、詳細検証を行っていただきたい。 なお、ラスバリス指数を用いて、法の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるよう工夫が必要であると考える。	平成23年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成22年度とほぼ同等に、対国家公務員113.0、地域・学歴動向102.6と見込まれるが、看護師の確保状況や確保できない場合に当法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、適切な水準の確保について検討を行う。平成24年度(実施)までに対国家公務員指数が地域・学歴動向で概ね102.6となるよう努力していく。	103.6	102.6	概ね102 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度

(注) 1 「独立行政法人の役員給与の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政執行局)に基づき、説明資料「独立行政法人評議委員会資料」を作成した。
2 本表は、独立行政法人の給与水準(病院医師)が対国家公務員指数(年齢動向)が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期間を取りまとめたものである。
3 対国家公務員指数(年齢・地域動向)は、年齢動向に加え、在勤地域における国家公務員(以下「国」という。)の地域手当の地域区分を比較要素とし算出した指数である。一般的に、法人の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢動向による指数は低く、低い地域であれば年齢動向による指数は高く、また、法人の所在地が都市にあっては国の職員が存在しない地域である場合には、当該地域に対しては国の地域手当の地域区分の設定がないことから、その法人の所在地は一律に国の地域手当の非支給地域に当たると整理しているため、その法人については、年齢動向による指数に比べ年齢・地域動向による指数は高く見られることとなる。

役員報酬の支給状況(役員報酬は支給総額を記載)

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
内閣府	◎ 国立公文書館	19,085	16,055	—	2,348	2	39
	北方領土問題対策協会	18,132	10,644	—	1,109	2	16
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	17,306	21,834	11,663	15,996	3	259
消費者庁	国民生活センター	※13,870	13,089	—	6,262	4	126
		◆1,712	13,807				
			※3,839				
			※10,839				
			◆1,334				
			◆890				
総務省	情報通信研究機構	22,276	※10,045	15,215	47,531	7	439
			14,668				
			14,086				
			13,096				
			15,345				
		※5,726					
	◎ 統計センター	18,785	14,875	—	10,553	3	845
			※5,027				
			※9,588				
	平和祈念事業特別基金	※1,809	※4,562	—	17,626	2	14
※9,653		※8,433					
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,589	※5,293	14,411	21,770,945	3	39	
		※9,782					
法務省	日本司法支援センター	17,618	※324	—	44,683	2	890
			※11,125				
外務省	国際協力機構	21,050	18,207	14,349	154,925	12	1,664
			15,763	※7,126			
			14,393	14,275			
			15,705				
			15,778				
			15,343				
			15,762				
			15,788				
		15,681					
	国際交流基金	18,558	15,263	—	16,868	3	214
			15,205				
財務省	酒類総合研究所	13,643	13,488	—	1,139	2	43
	◎ 造幣局	19,725	15,773	14,772	23,222	6	937
			14,385	14,512			
			※6,323				
			※6,383				
	◎ 国立印刷局	20,394	17,638	15,097	76,310	7	4,467
			14,936	15,057			
			14,918				
			15,034				
	日本万国博覧会記念機構	17,028	14,474	13,168	4,066	4	48
		14,032					
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	16,546	14,098	—	1,189	2	69
		大学入試センター	17,484	※5,650			
	国立青少年教育振興機構		※9,465		16,051	4	529
			13,900	※4,681			
			14,187				
		13,910					
	国立女性教育会館	13,888	12,395	—	2,369	2	25
	国立科学博物館	19,009	※5,604	—	3,391	2	129
			※9,355				
	物質・材料研究機構	19,231	15,485	13,868	16,600	5	646
		16,630					
		15,196					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)			
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)	
文 部 科学省	防災科学技術研究所	16,630	15,277	13,530	10,525	3	137	
	放射線医学総合研究所	18,891	14,915	※5,568	14,546	4	410	
			15,073	※9,622				
	国立美術館	18,808	14,606	—	13,553	2	114	
			※13,871					
	国立文化財機構	17,471	14,534	—	13,341	4	344	
			14,871					
			15,888					
	教員研修センター	17,011	14,688	13,669	1,545	3	40	
	科学技術振興機構	17,005	※9,505	11,966	111,184	6	835	
			※5,137					
			12,773					
			13,923					
			13,684					
	日本学術振興会	17,367	14,766	13,079	245,147	4	89	
			※5,337					
			※9,172					
	理化学研究所	20,589	※9,766	13,204	114,322	8	1,892	
			※13,582					13,098
			15,800					
			※5,662					
			15,369					
			13,844					
	宇宙航空研究開発機構	20,942	16,708	14,144	252,308	11	1,979	
			16,140					※7,226
			15,864					※5,958
			15,466					
			13,682					
			15,390					
			15,307					
			14,701					
	日本スポーツ振興センター	17,952	14,923	13,552	105,603	6	331	
			14,983					
15,053								
14,978								
日本芸術文化振興会	17,875	14,883	12,445	20,146	5	301		
		13,677						
		※15,142						
日本学生支援機構	17,637	16,851	13,710	2,117,237	6	461		
		16,014						
		15,811						
		14,548						
海洋研究開発機構	18,011	14,737	12,773	43,054	5	617		
		13,646						
		14,921						
国立高等専門学校機構	17,832	15,161	—	84,114	6	6,317		
		12,843						
		13,328						
		14,135						
		13,348						
大学評価・学位授与機構	17,934	※12,114	—	1,959	3	133		
		13,494						
国立大学財務・経営センター	14,965	14,005	—	159,176	2	24		
日本原子力研究開発機構	※10,723	※6,933	13,974	220,329	11	4,363		
		※8,095					13,016	
		16,603						
		15,229						
		14,881						
		14,599						
		14,845						
		16,558						
14,695								

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
厚生 労働省	国立健康・栄養研究所	17,366	17,134	—	838	2	44
	労働安全衛生総合研究所	16,277	15,354	13,527	2,351	4	85
			14,134				
	勤労者退職金共済機構	※15,601 ※3,374	15,999	13,275	572,215	6	255
			14,410				
			14,294				
			13,519				
	高齢・障害者雇用支援機構	15,788	14,795	12,078	57,633	6	716
			13,114				
			13,293				
			12,120				
	福祉医療機構	16,894	15,127	13,258	201,074	5	254
			15,238				
			13,921				
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	12,843	11,264	—	4,609	3	234
			11,515				
	労働政策研究・研修機構	※13,853 ※3,139	13,976	13,065	2,939	4	115
			14,334				
	雇用・能力開発機構	17,794	14,861	11,582	540,957	5	3,560
			13,497				
			13,419				
	労働者健康福祉機構	※9,321 ※7,549	※7,512	11,716	315,828	6	13,967
			※6,242				
			13,785				
			14,927				
	◎ 国立病院機構	22,760	18,819	13,865	867,576	7	52,303
			※8,556				
			※7,382				
			16,032				
			15,950				
	医薬品医療機器総合機構	16,565	14,640	12,705	31,753	5	588
14,542							
13,341							
医薬基盤研究所	17,650	—	—	11,062	1	81	
年金・健康保険福祉施設整理機構	21,942	—	—	104,238	1	30	
年金積立金管理運用	17,460	15,663	12,141	35,298	3	71	
国立がん研究センター	20,035	—	—	47,539	1	1,474	
国立循環器病研究センター	18,576	17,255	—	23,804	2	912	
国立精神・神経医療研究センター	18,393	16,902	—	22,035	3	593	
		17,921					
国立国際医療研究センター	20,173	15,932	—	44,991	4	1,408	
		17,472					
		17,450					
国立成育医療研究センター	18,686	—	—	18,870	1	781	
国立長寿医療研究センター	19,306	15,081	—	9,971	3	382	
		14,173					
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	13,205	12,727	10,548	7,507	5	673
			12,010				
			10,369				
	種苗管理センター	16,377	13,428	—	3,425	3	302
			11,385				
	家畜改良センター	15,412	12,586	—	9,257	3	820
			10,540				
	水産大学校	14,836	14,198	—	2,888	2	186
	農業・食品産業技術総合研究機構	17,776	16,394	13,593	58,060	15	2,800
			15,816	13,304			
			14,865	12,548			
			14,725				
			15,089				
			16,212				
12,855							
14,036							
12,855							
15,222							
14,024							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
農 林 水産省	農業生物資源研究所	17,850	15,017	10,759	11,973	4	346
			14,074				
	農業環境技術研究所	16,143	13,068	11,089	4,243	3	157
	国際農林水産業研究センター	15,065	13,126	10,754	4,014	3	173
	森林総合研究所	16,837	15,814	12,214	88,031	7	1,107
			15,144				
			14,291				
			16,692				
			15,269				
	水産総合研究センター	13,965	14,328	9,862	27,167	8	935
			14,338	12,393			
			14,747				
			14,687				
			14,718				
	農畜産業振興機構	18,289	16,974	13,000	407,984	9	197
			※15,070	13,046			
			※972				
			15,161				
			15,394				
			※13,853				
		15,001					
		15,100					
農業者年金基金	18,010	14,984	13,162	225,247	4	74	
		15,018					
農林漁業信用基金	19,827	16,826	12,207	223,512	9	117	
		15,531	13,014				
		16,115					
		15,147					
		14,685					
	15,065						
経 済 産業省	経済産業研究所	20,400	—	—	1,969	1	44
	工業所有権情報・研修館	18,009	14,282	—	12,887	2	86
	日本貿易保険	21,029	19,144	13,456	31,094	4	131
		◆1,299	17,703				
	産業技術総合研究所	22,971	18,629	13,380	80,799	13	3,031
			17,224	14,617			
			※6,628				
			※10,003				
			17,384				
			17,188				
			17,162				
			14,955				
			17,423				
			17,273				
			17,690				
			◆626				
			◆2,318				
	◎ 製品評価技術基盤機構	18,137	※8,521	11,888	8,373	4	399
			※5,951				
			14,471				
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	20,774	17,639	13,358	258,976	8	915
			◆804	◆1,021			
			14,220				
			◆1,421				
			15,000				
			◆1,073				
			16,832				
			16,767				
			※8,947				
		※6,697					
日本貿易振興機構	21,712	18,668	14,087	37,795	9	1,496	
		16,284					
		15,501					
		16,423					
		15,531					
		16,213					
		15,723					
		◆746					
	◆646						

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
経 済 産 業 省	原子力安全基盤機構	19,589	18,019	16,632	22,252	6	412
			※9,904	14,924			
			15,948	◆618			
			※6,942				
			◆491				
			◆1,035				
	情報処理推進機構	※8,363	3,215	12,513	10,888	4	175
		※11,132	14,080	◆1,999			
			16,547				
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	21,720	18,776	◆843	1,600,592	10	466
			15,240	◆1,466			
			◆681	11,495			
			15,637	14,702			
			◆681				
			15,618				
			16,431				
			◆2,557				
			12,752				
			※12,953				
			※3,089				
中小企業基盤整備機構			20,462	14,526			
	15,244	14,142					
	15,266	13,889					
	14,413						
	※6,907						
	※8,390						
	※6,035						
	※8,957						
	※6,035						
	※9,177						
	※6,182						
	※8,233						
	◆728						
	◆845						
	◆721						
国 土 交 通 省	土木研究所	※7,083	14,195	13,383	12,541	4	446
		※9,930	14,606				
	建築研究所	15,721	14,220	13,503	2,224	3	84
	交通安全環境研究所	16,630	14,349	—	2,812	2	100
	海上技術安全研究所	16,952	14,187	13,225	3,904	4	210
			14,391				
	港湾空港技術研究所	16,591	5,650	13,203	2,761	3	92
			9,933				
	電子航法研究所	16,814	14,359	13,212	2,151	4	58
	航海訓練所	18,051	14,284	※5,287	6,062	4	425
			14,239	※7,550			
	海技教育機構	16,416	12,460	12,220	2,832	4	208
			13,472				
	航空大学校	13,807	—	8,861	2,883	2	110
	自動車検査	19,256	16,102	14,156	13,132	5	827
			16,085				
			16,054				
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	20,804	18,745	14,036	1,943,687	13	1,590
			17,770	13,974			
			14,150	13,685			
※5,113							
※10,413							
15,413							
14,098							
※6,002							
※9,543							
15,683							
15,621							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
国土交通省	国際観光振興機構	17,996	※4,560	13,430	3,494	5	90
			14,585				
			14,637				
			※10,008				
	水資源機構	19,762	16,917	13,762	203,740	9	1,486
			※6,037	13,892			
			※9,307				
			13,835				
			14,245				
			15,193				
			15,435				
	自動車事故対策機構	17,343	※5,648	※376	14,146	6	334
			※8,742	※11,715			
			14,491	12,450			
			14,599				
	空港周辺整備機構	16,968	15,275	12,740	8,814	6	62
			13,725				
			14,521				
			13,973				
	海上災害防止センター	15,356	13,646	12,754	3,085	4	29
			13,662				
	都市再生機構	20,677	18,027	14,045	2,465,200	13	3,772
			17,170	14,224			
※5,369			※5,442				
16,593			※8,595				
※9,330							
15,460							
15,405							
15,410							
15,519							
※5,028							
※9,973							
奄美群島振興開発基金	※8,839	※4,476	—	3,295	2	18	
		※3,645					
日本高速道路保有・債務返済機構	21,658	17,822	※8,925	4,770,672	6	83	
		14,703	14,738				
		14,784					
住宅金融支援機構	21,360	18,497	14,645	10,269,069	11	915	
		17,910	14,662				
		16,187	14,696				
		16,143					
		16,123					
		16,229					
		16,280					
環境省	国立環境研究所	16,484	15,115	16,513	3	221	
			15,549				
	環境再生保全機構	17,603	◆1,736	12,899	98,427	5	144
※5,900							
◆434							
◆1,303							
13,379							
◆1,736							
12,747							
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	17,371	12,632	12,436	3,488	4	312
			※5,209				

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 年間報酬は平成22年度に支給された実際の総額を記載しており、※は平成22年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。

3 ◆は22年度以前に辞めた者に対して22年度中に支払われた業績給であることを示す。

4 「-」は該当する役員がいないことを示す。

5 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

6 「年間報酬」には、諸手当を含む。

7 「理事」には、副理事長等を含む。

8 「予算額」は、平成22年度計画(変更された場合には変更後の計画)に記載されている業務経費、施設整備費等を含む支出予算の総額である。

9 「役員数」は、平成23年3月31日現在の常勤役員数である。

10 「職員数」は、平成23年3月31日現在の常勤職員数(下記の職員を除く。)である。

・競争的研究資金により雇用される任期付職員

・研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(「第三期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

役員の退職手当の支給状況

(1) 理事長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
消費者庁	国民生活センター	4,235	3	0	平成22年3月31日	1.0
総務省	◎ 統計センター	10,045	6	4	平成21年7月31日	1.0
	平和記念事業特別基金	3,710	2	11	平成21年11月30日	1.0
文部科学省	国立科学博物館	15,322	7	7	平成21年7月31日	1.0
	物質・材料研究機構	19,884	8	3	平成21年6月30日	1.2
	国立大学財務・経営センター	8,271	6	0	平成22年3月31日	1.0
厚生労働省	年金積立金管理運用	6,312	4	0	平成22年3月31日	1.0
農林水産省	水産大学校	5,631	4	0	平成21年3月31日	1.0
	水産総合研究センター	2,205	1	9	平成22年3月31日	1.0
	農業者年金基金	3,028	2	1	平成20年9月30日	1.0
経済産業省	産業技術総合研究所	23,624	8	0	平成21年3月31日	1.0
環境省	国立環境研究所	4,979	4	0	平成21年3月31日	0.9
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	5,351	4	0	平成22年3月31日	0.9
理事長計		112,597				

(2) 理事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
消費者庁	国民生活センター	3,893	3	4	平成21年12月31日	1.0
総務省	情報通信研究機構	5,040	4	0	平成22年3月31日	1.0
	平和祈念事業特別基金	2,786	2	6	平成22年3月31日	1.0
法務省	日本司法支援センター	2,474	4	0	平成22年4月9日	1.0
外務省	国際協力機構	6,162	4	9	平成21年12月31日	1.0
	国際交流基金	2,499	2	0	平成20年6月30日	1.0
		2,948	2	8	平成21年8月5日	0.9
財務省	日本万国博覧会記念機構	3,250	3	1	平成21年6月23日	0.9
		1,556	1	4	平成21年12月31日	1.0
文部科学省	国立青少年教育振興機構	6,696	6	0	平成22年3月31日	1.0
	物質・材料研究機構	2,973	2	0	平成22年3月31日	1.0
		2,297	1	8	平成22年3月31日	1.0
	防災科学技術研究所	1,475	1	2	平成21年9月30日	1.0
	放射線医学総合研究所	3,129	2	9	平成21年3月31日	0.9
	科学技術振興機構	3,093	2	0	平成22年3月31日	1.0
	理化学研究所	8,739	6	3	平成22年3月31日	1.0
		4,403	3	6	平成21年3月31日	1.0
	宇宙航空研究開発機構	2,198	1	6	平成22年3月31日	1.0
		5,133	4	0	平成21年9月30日	1.0
		5,076	4	0	平成22年3月31日	1.0
	日本スポーツ振興センター	2,548	2	2	平成21年9月30日	1.0
	日本芸術文化振興会	2,933	2	6	平成22年3月31日	1.0
	海洋研究開発機構	7,115	5	9	平成22年3月31日	1.0
日本原子力研究開発機構	4,876	3	10	平成21年7月13日	1.0	
厚生労働省		5,088	4	0	平成21年9月30日	1.0
	勤労者退職金共済機構	1,946	1	6	平成21年12月31日	1.0
		3,890	3	4	平成21年12月31日	1.0
		3,014	2	7	平成21年12月31日	1.0
		1,750	1	6	平成21年12月31日	1.0
	高齢・障害者雇用支援機構	1,365	1	2	平成21年9月30日	1.0
		3,010	2	7	平成22年3月31日	1.0
	福祉医療機構	4,373	3	6	平成21年3月31日	1.0
		778	0	7	平成22年3月31日	1.0
		4,669	3	9	平成22年3月31日	1.0
	労働政策研究・研修機構	2,834	2	5	平成21年12月31日	1.0
	労働者健康福祉機構	6,006	4	9	平成22年3月31日	1.0
	◎ 国立病院機構	8,219	5	5	平成21年8月27日	1.2
		924	0	8	平成22年3月31日	1.1
	3,024	2	0	平成22年3月31日	1.2	
医薬品医療機器総合機構	7,182	6	0	平成22年3月31日	1.0	

経 済 産 業 省	産業技術総合研究所	4,839	3	6	平成21年3月31日	1.0
		9,826	6	0	平成21年3月31日	1.0
		4,055	3	0	平成22年3月31日	1.0
	原子力安全基盤機構	4,809	3	6	平成21年12月31日	1.0
		情報処理推進機構	2,067	2	0	平成22年3月31日
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,269	4	1	平成21年6月28日	1.0
		5,269	4	1	平成21年6月28日	1.0
		4,625	3	7	平成21年1月31日	1.0
	中小企業基盤整備機構	2,559	2	1	平成21年7月31日	1.0
		2,355	2	0	平成21年7月14日	1.0
		2,211	1	10	平成22年6月30日	1.0
		2,211	1	10	平成22年6月30日	1.0
農 林 水 産 省	農業・食品産業技術総合研究機構	5,148	4	0	平成21年3月31日	1.0
		1,176	1	0	平成21年3月31日	1.0
		2,352	2	0	平成21年3月31日	1.0
	国際農林水産業研究センター	2,184	2	0	平成21年3月31日	1.0
	森林総合研究所	3,793	3	0	平成21年3月31日	1.0
		5,058	4	0	平成21年3月31日	1.0
	農畜産業振興機構	2,850	2	1	平成21年8月16日	1.0
		3,175	2	5	平成21年12月31日	1.0
		2,266	1	9	平成21年6月30日	1.0
		2,791	2	3	平成21年6月30日	1.0
農業者年金基金	2,370	2	0	平成21年9月30日	1.0	
農林漁業信用基金	7,087	4	7	平成20年4月30日	1.0	
国 土 交 通 省	国際観光振興機構	5,087	4	3	平成22年6月30日	1.0
	水資源機構	1,899	1	6	平成21年12月31日	1.0
		1,477	1	2	平成21年12月31日	1.0
住宅金融支援機構	1,578	1	3	平成20年6月25日	0.9	
環 境 省	環境再生保全機構	2,475	2	0	平成22年3月31日	1.0
		928	0	9	平成22年3月31日	1.0
		1,856	1	6	平成22年3月31日	1.0
防 衛 省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	4,058	4	7	平成20年3月31日	0.9
理 事 計		261,067				

(3) 監事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
文 部 科学省	大学入試センター	3,267	3	0	平成22年3月31日	1.0
	国立青少年教育振興機構	1,956	2	0	平成22年7月31日	1.0
	物質・材料研究機構	6,638	5	3	平成22年3月31日	1.0
	放射線医学総合研究所	1,683	1	4	平成22年7月29日	1.0
	日本学術振興会	5,849	5	6	平成21年9月30日	1.0
	理化学研究所	4,337	4	0	平成21年6月30日	1.0
		2,426	2	3	平成21年12月31日	1.0
	日本スポーツ振興センター	2,127	2	0	平成21年9月30日	1.0
	日本芸術文化振興会	3,712	3	6	平成22年3月31日	1.0
	日本原子力研究開発機構	4,596	4	0	平成21年9月30日	1.0
	4,870	4	3	平成21年12月31日	1.0	
厚 生 労働省	勤労者退職金共済機構	2,118	2	0	平成21年9月30日	1.0
	労働者健康福祉機構	813	0	9	平成22年3月31日	1.0
	医薬品医療機器総合機構	4,476	4	0	平成22年3月31日	1.0
	年金積立金管理運用	1,906	1	9	平成22年3月31日	1.0
経 済 産業省	産業技術総合研究所	4,276	4	0	平成21年3月31日	1.0
	情報処理推進機構	1,679	1	7	平成22年1月4日	1.0
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,542	3	1	平成21年7月31日	1.0
	中小企業基盤整備機構	2,286	2	0	平成21年6月30日	1.0
		2,286	2	0	平成21年6月30日	1.0
農 林 水産省	農業生物資源研究所	1,776	2	0	平成21年3月31日	1.0
	農業環境技術研究所	3,615	4	0	平成21年3月31日	1.0
	水産総合研究センター	3,673	3	9	平成22年3月31日	1.0
	農畜産業振興機構	3,190	3	0	平成21年9月30日	1.0
	農業者年金基金	7,016	6	3	平成21年12月31日	1.0
国土交通省	住宅金融支援機構	2,298	2	0	平成21年3月31日	1.0
監 事 計		86,411				

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
- 3 公表時点において、退職手当支給額の全額が確定し、平成22年度中にその全額を支払い終えた者のみを記載している。
- 4 「理事」には副理事長等を含む。
- 5 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乗ずる率であり、各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

(1) 人件費の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成22年度実績 (b)	(b)-(a)	増減率	増減率 (補正值)	人件費削減に向けた取組内容と不達成の場合、その理由	主務大臣の検証結果
消費者庁	国民生活センター	(千円) 1,053,292	(千円) 941,099	(千円) ▲ 112,193	% ▲ 10.7	% ▲ 7.5	給与改定に際して国家公務員を上回るマイナス改定を実施するとともに、一般職員の特別手当の支給割合の引き下げ、職務手当(管理職手当)の定額化による引き下げ及び管理職数の抑制等による。	検証した結果、適正である。
総務省	情報通信研究機構	4,098,259	3,760,145	▲ 338,114	▲ 8.3	▲ 5.1	国家公務員給与制度改革を適切に反映した役職員の給与制度を構築。	削減目標を達成している。
	平和祈念事業特別基金	196,690	144,286	▲ 52,404	▲ 26.6	▲ 23.4	役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施。	中期計画のとおり適正に実施されている。
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構 *	417,861	378,010	▲ 39,851	▲ 9.5	▲ 5.6	超過勤務手当の管理徹底等による超過勤務手当の抑制及び国家公務員の給与減額改定に合わせ、役員報酬及び職員給与の減額改定等。	人件費については、平成22年度は平成19年度と比較して5.6%削減しており、中期計画(平成23年度)において、平成19年度と比較して、4%以上の削減のとおり実施されている。
外務省	国際協力機構	16,739,530	15,039,929	▲ 1,699,601	▲ 10.2	▲ 7.0	早期退職の奨励及び旧国際協力銀行からの移行職員について所要の給与引下げ等を行ったため、平成17年度と比較して10.2%の減となった。	中期目標において示した人件費削減の取組について、計画通りに推移していることを確認した。
	国際交流基金	2,221,219	1,959,976	▲ 261,243	▲ 11.8	▲ 8.6	平成18年12月に導入した新給与制度の運用等による総人件費の抑制に努めたことに加え、職員の休職、育児休業、退職も重なって、新入職員採用と昇給による増要因を合わせても、総額は対17年度比で8.6%の減となった。	役員人件費(総人件費改革対象分)については、対17年度(基準年)比で5か年で8.6%の削減となっており、5年目(22年度)の目標である5%を大幅に上回る削減を達成した。21年度の外務省評価委員会においても、順調な削減努力がなされていることが確認されている。以上を踏まえ、総人件費削減は順調であると認められる。
財務省	酒類総合研究所 ◇	422,521	344,694	▲ 77,827	▲ 18.4	▲ 15.2	国家公務員の給与構造改革を踏まえて、俸給表の引き下げを行うなど役職員の給与について必要な見直しを行った。	第2期中期計画において、「行政改革の重要方針」等を踏まえ、平成22年度までに、平成17年度における給与、報酬等支給総額の5.9%に相当する額を削減することとしており、平成22年度末において、これを上回る18.4%の削減となっていることから適正に総人件費の削減に取り組んでいる。
	日本万国博覧会記念機構	482,041	421,977	▲ 60,064	▲ 12.5	▲ 9.3	業務の効率化や再任用職員の非常勤化等の取組により、平成22年度の総人件費は平成17年度比▲9.3%(補正值)となり目標を大幅に達成した。	平成22年度の総人件費の削減率は、目標を大幅に上回っており、今後も着実に取組みを継続することが求められる。
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	664,822	577,902	▲ 86,920	▲ 13.1	▲ 9.9	「行政改革の重要方針」において示された、国家公務員定員の削減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	大学入試センター	812,241	737,343	▲ 74,898	▲ 9.2	▲ 6.0	① 中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しに取り組むこととしている。 ② 中期計画において、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度予算額(850,000千円)と比して5年間で5%以上の削減を図ることとしている。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立青少年教育振興機構	4,477,401	3,512,269	▲ 965,132	▲ 21.6	▲ 18.4	計画的な人件費削減の取組により、常勤職員を削減したことで、常勤職員給与が減少したため。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立女性教育会館	209,334	185,004	▲ 24,330	▲ 11.6	▲ 8.4	定年退職者の後任補充の措置や、国に準拠した給与・賞与の減額改定、関係機関等との人事交流の結果。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立科学博物館 ◇	1,221,881	1,108,846	▲ 113,035	▲ 9.3	▲ 6.1	着実に人件費削減を進めているため。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	物質・材料研究機構 ☆#◇	5,450,049	4,998,227	▲ 451,822	▲ 8.3	▲ 5.1	任期付職員について、運営費交付金による雇用を削減し、外部資金、競争的資金による雇用を行った。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	防災科学技術研究所 ☆#◇	1,267,729	1,045,965	▲ 221,764	▲ 17.5	▲ 14.3	計画的に削減を行い目標を達成した。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	放射線医学総合研究所 ☆◇	3,445,569	3,162,997	▲ 282,572	▲ 8.2	▲ 5.0	採用者数を抑制していることが主な要因。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立美術館	1,016,067	922,677	▲ 93,390	▲ 9.2	▲ 6.0	退職者の後任補充および新規採用による職員の若返り等により、5年間で5%以上の削減目標を達成した。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立文化財機構	2,878,750	2,619,439	▲ 259,311	▲ 9.0	▲ 5.8	5年間で5%以上の削減目標を考慮し、定年退職者等の後任補充を計画的に行っていること、業務見直しにより管理職員の兼務を行っていること、一部地域で地域手当の据置きを実施したことなどにより、目標を達成した。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	教員研修センター	416,199	363,019	▲ 53,180	▲ 12.8	▲ 9.6	退職者等の後任補充を行わず人件費の削減を図ったため。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	科学技術振興機構 ☆◇	5,903,150	5,419,092	▲ 484,058	▲ 8.2	▲ 5.0	既存事業の一部廃止や縮小を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与の見直しを行った。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	日本学術振興会 ☆	734,615	671,150	▲ 63,465	▲ 8.6	▲ 5.4	給与体系の見直しによる。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
宇宙航空研究開発機構 ☆#◇	17,870,864	16,282,532	▲ 1,588,332	▲ 8.9	▲ 5.7	人的資源は科学技術を支える知の源泉であり、特に最先端の科学技術の結果である宇宙・航空分野においては、優れた人材の確保が重要である。我が国の中核的研究機関である宇宙航空研究開発機構においては、業務の実施に不可欠な人材の確保・育成・維持に努めつつ、その合理化・効率化を進めているところである。 今後とも退職者(定年及び勧奨)数の推移を踏まえ、計画的な採用(新卒及び経歴者)を実施することにより、給与費の削減に努めることとする。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。	
日本スポーツ振興センター	2,969,565	2,661,329	▲ 308,236	▲ 10.4	▲ 7.2	職員数の減少及び給与構造改革による減。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。	

文 部 科学省	日本芸術文化振興会	2,431,199	2,230,009	▲ 201,190	▲ 8.3	▲ 5.1	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行った。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	日本学生支援機構	4,253,487	3,449,879	▲ 803,608	▲ 18.9	▲ 15.7	前年度に引き続き定形的業務の外部委託推進を図りつつ、職員の期末勤勉手当について、国家公務員と同水準の支給月数とした。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	海洋研究開発機構 ☆#	5,802,460	4,544,452	▲ 1,258,008	▲ 21.7	▲ 18.5	期末手当における国家公務員を超える支給月数の引下げや後職手当の引下げ、特別昇給の廃止など。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立高等専門学校機構	48,837,144	43,346,854	▲ 5,490,290	▲ 11.2	▲ 8.0	人員削減	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	大学評価・学位授与機構	1,017,337	837,407	▲ 179,930	▲ 17.7	▲ 14.5	業務量に応じた人員の適正配置による事務職員数の削減、超過勤務時間数の削減及び国家公務員給与の削減に準じた給与削減等の取組を行った。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	国立大学財務・経営センター	252,248	212,018	▲ 40,230	▲ 15.9	▲ 12.7	当センターにおいては、一般管理費及び事業費に係る人件費に関しては、毎年度それぞれ3%、1%削減することとしている。また、平成22年度計画においても常勤役員に係る人件費を、平成17年度に比べて5%以上を削減することとしている。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
	日本原子力研究開発機構 ☆#	40,687,464	37,123,742	▲ 3,563,722	▲ 8.8	▲ 5.6	中期計画に基づき職員の削減及び給与水準の見直し等により減少した。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所 ◇	429,528	366,765	▲ 62,763	▲ 14.6	▲ 11.4	国家公務員の給与改定に準じ、地域手当の増(1%)があったものの、俸給月額を平均0.1%引き下げるとともに、期末、勤勉手当の支給月数を0.2月引き下げたことに加え、退職者の補充を控えたことにより、対平成17年度14.6%(補正值で11.4%)削減し、削減目標を達成した。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	労働安全衛生総合研究所 ◇	1,015,390	808,295	▲ 207,095	▲ 20.4	▲ 17.2	職員を削減すること等により、平成22年度までに5%の平成17年度人件費削減の目標が達成された。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	勤労者退職金共済機構	2,148,430	1,851,698	▲ 296,732	▲ 13.8	▲ 10.6	計画的な定員削減を実施してきたこと、及び超過勤務の削減の取り組みを行ったため。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	高齢・障害者雇用支援機構	5,429,682	4,782,938	▲ 646,744	▲ 11.9	▲ 8.7	地域手当の支給割合の引き下げ、俸給表の改定、期末手当及び勤勉手当の削減等給与水準の適正化に向けた取組の実施により減少した。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	福祉医療機構	2,412,895	2,022,320	▲ 390,575	▲ 16.2	▲ 13.0	常勤職員数の抑制、管理職ポストの削減など、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行ってきた結果、平成22年度における給与・報酬等支給総額は対基準年度比△13.0%となった。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	労働政策研究・研修機構 ◇	1,201,763	968,964	▲ 232,799	▲ 19.4	▲ 16.2	職員給与の見直し、事務系管理職の賞与削減及び業務の重点化等による人員の抑制等により、「平成22年度までに5%以上の削減」を達成した。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	雇用・能力開発機構	34,203,169	25,081,187	▲ 9,121,982	▲ 26.7	▲ 23.5	「給与・報酬等支給総額」については、中期計画に掲げる人員削減を着実に実施したこと(平成22年度中に常勤職員を117名削減)等により、前年度に比べ19.7億円の削減となった。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
	労働者健康福祉機構	101,685,384	107,156,138	5,470,754	5.4	8.6	平成17年度の総人件費総額は1,017億円であったが、平成22年度においては1,072億円となっており、5.4%増となっている。 その理由については、診療業務(病院)の実施に当たり、良質な医療を提供しつつ、労災病院に求められる役割を着実に果たしていくためには、医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増は不可欠であるため、人件費の増加はやむをえなかったものである。 一方で、こうした義務的・不可避的な増加分を除いた人件費については、賞与削減や俸給表の見直し等を実施するなどの給与改革や施設統廃合、アウトソーシング等による人員減を推進することにより、人件費削減に努めている。(※仮に事務・技術職員のみ比較した場合は、平成22年度の人件費総額は平成17年度比で▲12.8%となる。)	平成22年度の人件費については平成17年度比5.4%(補正值:8.6%)増となっているが、これは平成17年度以降激増したアスベスト疾患への対応、ICU、HCUの整備、急性期医療に対応する看護体制の強化等の必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 また、義務的・不可避的な増(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増)を除いた事務・技能職員の人件費については、▲12.8%(補正值:▲9.6%)削減となっており、効率化の努力も行われているものである。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度損益は13億円の黒字)が図られていること、アスベスト疾患への対応などの政策医療の取組が着実に進められていること等について、国民の皆様へ納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 併せて、国立病院との診療連携の構築、国立病院を含む他の公的病院との再編等について広く検討し、更に効率的な運営が達成されるための検討を進めるべきと考える。

厚生労働省	国立病院機構	304,525,998	326,958,545	22,432,547	7.4	10.6	<p>(注1)「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。</p> <p>なお、人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%、平成22年度は▲1.5%となっている。</p> <p>(注2)注1の「人件費削減率(補正值)」を用いず、国立病院機構の実態に応じて国の給与改定に沿って補正値を算出した場合は、国立病院機構の平成22年度における総人件費改革の対象となる人件費は、333,909百万円となり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費304,526百万円と比較すると29,383百万円の増となり、最終的な総人件費の増は、約9.6%となる。</p>	<p>平成22年度の総人件費については平成17年度比7.4(補正值10.6)%増となっているが、これは医師不足対応等地域医療の確保のための救急・周産期医療等の体制整備、医療観察法、障害者自立支援法等に対応した政策医療を提供するための体制整備等の必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。</p> <p>また、義務的・不可避的な増(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増)分を除いた事務・技能職員の人件費については、▲20.5(補正值▲17.3)%削減となっており、効率化の努力も行われているものである。</p> <p>なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度医療収支は617億円の黒字)が図られていること、医師不足対応等地域医療の確保のための救急・周産期医療等の体制整備、医療観察法、障害者自立支援法等に対応した政策医療を提供するための体制整備などの政策医療の取組が着実に進められている等について、国民の皆様納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。</p>
							<p>(1) 総人件費削減に向けた取組として</p> <p>① 技能職の退職後不補充</p> <p>② 非効率病棟の整理・集約、事務職の削減等</p> <p>③ 独法移行時の給与カーブの変更・調整額の廃止</p> <p>などを行った結果、削減額は平成18年度から平成22年度までの5年間で26,556百万円となり、総人件費改革の基準値である平成17年度人件費304,526百万円の8.2%の削減を行った。</p> <p>(2) 一方、国立病院機構としての役割を果たすための人件費増として、</p> <p>① 他の設置主体では代替困難な医療の体制整備(心臓血管系等医療観察法や障害者自立支援法等)</p> <p>② 地域医療計画を踏まえた救命救急、周産期医療等への対応や政策医療の推進のための対応、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善等のための体制整備</p> <p>③ 医師不足解消に向けた取組・救急等の処遇改善及び地域医療との連携強化のための体制整備</p> <p>などを行った結果、平成18年度から平成22年度までの5年間で55,939百万円の増となっている。</p> <p>引き続き、技能職の退職後不補充、非常勤職員への切替及びアウトソーシング化、非効率病棟となっている病棟の整理・集約等により人件費削減を図っていくが、国立病院機構としての役割を果たしていくためには一定の人件費増は避けられないものとなっている。</p> <p>また、平成20年度及び平成21年度の「業務実績の評価結果」において、厚生労働省独立行政法人評価委員会からは、総人件費改革の取組について、次の意見・評価を受けている。</p> <p>[平成20年度業務実績の評価結果]</p> <p>「総人件費改革等への対応については、技能職の退職後不補充、非効率病棟の職員配置数の適正化等による削減の取組を評価する。一方で、人件費抑制の観点も重要であるが、人員配置の必要性という点では、国立病院機構には、国民に対する安全で質の高い医療の確実な提供と国の医療政策への貢献という課せられた使命があり、その遂行のためには、医師、看護師をはじめとした有能な人材の確保と育成は欠くことができないものである。医療現場における過酷な労働実態の緩和や急性期医療における安全・質の向上が一層求められる中、今後とも、安定した経営基盤のもとに国民に対する適切な医療の提供が行えるよう、業務運営体制の効率化に努めた上で、土台となる人材の確保、育成に努めてもらいたい。」</p> <p>「総人件費改革の取組として、技能職の退職後不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削減等、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成20年度までの削減額164億円(5.41%)については高く評価できる。</p> <p>他方、増額は240億円あり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費と比すと76億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を併せた率(対医療収益)57%は、平成17年決算(57.8%)に比べて0.8ポイント低下しており、人件費増を上回る自己収入を得ている。</p> <p>また、これらは他の設置主体では代替困難な医療観察法等に基づく医療体制の整備、地域医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。</p> <p>今後とも適正な人件費管理を行っていくことはより必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況のなかで、患者の目立った良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であることを考えると、医療現場に対し総人件費改革を一律に適用することは是非を考える時期に来ているのではないかとと思われる。」</p>	
総人件費改革の取組状況								
年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度		
給与・報酬等支給総額 (千円)	304,525,998	305,957,856	312,968,784	314,203,948	319,214,055	326,958,545		
人件費削減率 (%)		0.5	2.8	3.2	4.8	7.4		
人件費削減率(補正值) (%)		0.5	2.1	2.5	6.5	10.6		

							<p>[平成21年度業務実績の評価結果]</p> <p>「総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率業務の整理・集約、事務職の削減等、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成21年度までの削減額226億円(7.41%)については高く評価できる。</p> <p>他方、増額は408億円あり、総人件費改定の基準値である平成17年度の人件費と比べると183億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を併せた率(対医業収益)57.4%は、平成17年決算(57.8%)に比べて0.4ポイント低下している。</p> <p>また、他の設置主体では代替困難な医療観察法等に基づく医療体制の整備、医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。</p> <p>今後とも適正な人件費管理を行っていくことは必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況なかで、患者の目線に立った安全かつ良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を著実に果たしていくためには、引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であるとともに、事務職やコメディカルの配置抑制が既に限界に達していることも踏まえ、医療現場に対する総人件費改革の一律の適用はもはや困難であり、早期撤廃を望む。」</p>	
医薬品医療機器総合機構	4,479,993	4,434,994	▲ 44,999	▲ 1.0	2.2	<p>平成17年度(基準年度)の総人件費総額が44.8(億円)だったものが、平成22年度においては、44.3(億円)になっており、▲1.0%となっているが、人事院勧告を踏まえた補正値を考慮した場合は2.2%増となっている。</p> <p>総人件費改革の取組においては、審査部門の増員分は平成17年度基準額の補正が認められ増員の影響は除外されているが、安全対策部門の増員分については補正が認められないため、結果として安全対策部門の増員分が削減率の押し上げ要因となっている。</p> <p>なお、仮に安全対策部門も補正が認められた場合、平成22年度の人件費総額はH17年度比で▲8.1%となり、削減目標は達成できている。</p>	<p>平成22年度の人件費については平成17年度比2.2%増となっているが、平成21年度に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」(安全対策部門の体制を強化することとなったこと等を踏まえ、肝炎対策、新型インフルエンザ対策等の喫緊の課題に対応するために増員を行ったことにより、総人件費削減目標の5%を達成できなかったもの)と認められる。</p> <p>また、安全対策部門の増員分を除いた人件費については、▲8.1%削減となっており、効率性の努力も行われている。</p> <p>なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、安全対策への取組が著実に進んでいること等について、国民の皆様へ納付いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。</p>	
医薬基盤研究所	◇	641,885	556,184	▲ 85,701	▲ 13.4	▲ 10.2	<p>常勤職員の中途採用や欠員の補充にあたっては若年者の採用をすすめるとともに、非常勤職員の活用を行って常勤職員数及び人件費の抑制に努めたため。</p>	<p>総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。</p>
年金積立金管理運用		803,974	642,449	▲ 161,525	▲ 20.1	▲ 16.9	<p>給与カーブのフラット化、号簿の細分化等給与改定による効果及び人事院勧告による引き下げ効果等。</p>	<p>総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えており、引き続き効率的な運営を行っていただきたい。</p>
国立がん研究センター	☆# ◇※	9,686,612	10,704,394	1,017,782	10.5	12.0	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度)</p> <p>○国立がん研究センターの総人件費は平成22年度107億円となり、平成21年度比で10.5%(補正値12.0%)増となっている。</p> <p>○今般の人件費の増加は、がんその他の悪性新生物に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立がん研究センターの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をもたらしたものである。</p> <p>(※:がんその他の悪性新生物に関する治療の推進、外科医や麻酔科医の確保による診療体制の強化、夜勤体制の強化等)</p> <p>○今後の対応として、事務職員については、他の設置主体に比べて大幅に手薄な人員配置となっている状況に鑑み、業務を適切に執行する上で必要な人員を確保しつつ、技能職の退職後不補充等により、技能職の人件費の削減に努める。また、人件費・材料費の伸びの抑制等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費や知的財産の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、22年度のCRC(治験コーディネーター)増員等を最大限に活用して治験・臨床研究の数の増加に努め、研究成果等について国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に関する議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国家としての研究を担う国立がん研究センターが、より一層の成果を發揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の人件費については、平成21年度比10.5%(補正値12.0%)増となっているが、これは、がんその他の悪性新生物に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。</p> <p>なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、我が国の死亡原因第1位であるがんの克服等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度医業収支は22億円の黒字)が図られていることについて、国民の皆様へ納付いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。</p> <p>また、国立がん研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>
国立循環器病研究センター	※	6,761,655	7,272,502	510,847	7.6	9.1	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度)</p> <p>○国立循環器病研究センターの総人件費は平成22年度72.7億円となり、平成21年度比で7.6%(補正値9.1%)増となっている。</p> <p>○今般の人件費の増加は、循環器病に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立循環器病研究センターの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をもたらしたものである。</p> <p>(※:循環器病に係る治験の推進、救命救急センターやCCUの体制強化等)</p> <p>○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、救急医や外科医、産科医等の適切な配置や臓器移植の取組の強化等により、病院収支の更なる向上に努める。外部研究費等の獲得についても努力するほか、研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数の増加等についても、治験・臨床研究の数の増加等についても、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に関する議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国家としての研究を担う国立循環器病研究センターが、より一層の成果を發揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の人件費については、平成21年度比7.6%(補正値9.1%)増となっているが、これは、循環器病に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。</p> <p>なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、脳卒中、心筋梗塞等の循環器疾患の新たな診断法や治療法の開発等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度医業収支は10億円の黒字)が図られていることについて、国民の皆様へ納付いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。</p> <p>また、国立循環器病研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>

<p>国立精神・神経医療研究センター ※</p>	<p>4,298,832</p>	<p>4,521,246</p>	<p>222,414</p>	<p>5.2</p>	<p>6.7</p>	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度) ○国立精神・神経医療センターの総人件費は平成22年度45.2億円となり、平成21年度比で5.2%(補正値6.7%)増となっている。 ○今般の人員費の増加は、精神・神経疾患、筋疾患及び知能障害その他の診療を担う高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立精神・神経医療研究センターの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※：精神・神経疾患患者の合併症の治療等診療体制の強化、精神科病棟13:1看護、一般病棟7:1看護の実施等) ○今後の対応として、技能職の退職後不補充等により、より一層の人員費削減・効率化が必要と考えている。また、平均在院日数の短縮化や病床回転率の向上、診療報酬に係る上位基準取得等により病院収支の赤字幅の縮減に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人員費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立精神・神経医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人員費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の総人件費については、平成21年度比5.2%(補正値6.7%)増となっているが、これは、精神・神経疾患や筋疾患等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、精神・神経疾患等の新たな診断法や治療法の開発等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において医業収益の向上が図られていることについて、国民の皆様が納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 また、国立精神・神経医療研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>
<p>国立国際医療研究センター ※</p>	<p>10,670,854</p>	<p>11,166,535</p>	<p>495,681</p>	<p>4.6</p>	<p>6.1</p>	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度) ○国立国際医療研究センターの総人件費は平成22年度111.7億円となり、平成21年度比で4.6%(補正値6.1%)増となっている。 ○今般の増員は、新興・再興感染症、糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立国際医療研究センターの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※：新興・再興感染症に係る治験の推進、救命救急センターやNICU、ICU等の体制強化等) ○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人員費の更なる削減に努める。また、結核病棟や精神病棟における平均在院日数のできる限りの短縮化や、昨年8月の病棟建替えに伴う重症患者の受入体制の強化等により、病院収支の赤字幅の縮減に努める。外部研究費等の獲得についても努力するほか、研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の人員費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立国際医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人員費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の総人件費については、平成21年度比4.6%(補正値6.1%)増となっているが、これは、感染症や糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、糖尿病の病態解明や感染症対策等を目的に治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において医業収益の向上が図られていることについて、国民の皆様が納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 また、国立国際医療研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>
<p>国立成育医療研究センター ☆# ○※</p>	<p>5,667,754</p>	<p>6,331,968</p>	<p>664,214</p>	<p>11.7</p>	<p>13.2</p>	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度) ○国立成育医療研究センターの総人件費は平成22年度63.3億円となり、平成21年度比で11.7%(補正値13.2%)増となっている。 ○今般の人員費の増加は、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、NCの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※：成育医療に係る治験の推進、NICUやICU等の体制強化等) ○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人員費の更なる削減に努める。 また、救急医や産科医の適切な配置等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人員費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立成育医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人員費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の総人件費については、平成21年度比11.7%(補正値13.2%)増となっているが、これは、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、小児難病の病態解明や治療法の開発等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において大幅な収支改善(平成22年度医業収支は6億円の黒字)が図られていることについて、国民の皆様が納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 また、国立成育医療研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>
<p>国立長寿医療研究センター ※</p>	<p>2,866,398</p>	<p>2,953,520</p>	<p>87,122</p>	<p>3.0</p>	<p>4.5</p>	<p>(※平成22年度より独立行政法人へ移行したため、基準は平成21年度) ○国立長寿医療研究センターの総人件費は平成22年度29.5億円となり、平成21年度比で3.0%(補正値4.5%)増となっている。 ○今般の人員費の増加は、認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※1)など、国立長寿医療研究センターの役割を著実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※1：認知症に係る治験の推進、救急体制の強化、精神科医等の確保による診療体制強化等) ○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人員費の更なる削減に努める。 また、平均在院日数のできる限りの短縮化や医師の適切な配置等により病院収支の赤字幅の縮減に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。平成23年4月の認知症に係る研究基盤の強化(「認知症先進医療開発センター」の拡充)等を最大限に活用して治験・臨床研究の数増加に努め、研究成果等について国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人員費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立長寿医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人員費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p>	<p>平成22年度の総人件費については、平成21年度比3.0%(補正値4.5%)増となっているが、これは、認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保などの必要性を踏まえ、診療部門で医師及び看護師を増員したものと認識している。 なお、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、この増員等により、認知症の早期診断法や新規治療薬の開発等に向けて治験・臨床研究体制の強化を図ったこと、病院事業において医業収益の向上が図られていることについて、国民の皆様が納得いただけるよう十分な説明責任を果たしていただきたい。 また、国立長寿医療研究センターに与えられているミッションを達成するための、研究の実施体制、研究の成果の評価方法等について、十分な検証を行うべきと考える。</p>

農 林 水産省	農林水産消費安全技術センター	4,886,806	4,366,692	▲ 520,114	▲ 10.6	▲ 7.4	中期計画に基づく削減。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、7.4%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	種苗管理センター	2,111,090	1,931,664	▲ 179,426	▲ 8.5	▲ 5.3	中期計画に基づく削減。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.3%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	家畜改良センター	5,317,225	4,873,448	▲ 443,777	▲ 8.3	▲ 5.1	中期計画に基づく削減。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.1%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	水産大学校	1,436,682	1,306,296	▲ 130,386	▲ 9.1	▲ 5.9	第2期中期計画において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年間で、5%以上の人件費削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを行った。中期計画最終年度である平成22年度は人件費削減率が5.9%となり、目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.9%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農業・食品産業技術総合研究機構 ◇	23,135,042	21,100,435	▲ 2,034,607	▲ 8.8	▲ 5.6	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.6%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.6%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農業生物資源研究所 ◇	3,289,445	2,971,644	▲ 317,801	▲ 9.7	▲ 6.5	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、6.5%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、6.5%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農業環境技術研究所 ◇	1,557,363	1,390,674	▲ 166,689	▲ 10.7	▲ 7.5	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、7.5%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、7.5%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	国際農林水産業研究センター ◇	1,376,381	1,255,215	▲ 121,166	▲ 8.8	▲ 5.6	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.6%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.6%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	森林総合研究所 ◇	6,272,070	5,706,293	▲ 565,777	▲ 9.0	▲ 5.8	採用抑制による常勤職員数の減少化を行った。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.8%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	水産総合研究センター ◇	7,667,558	7,026,895	▲ 640,663	▲ 8.4	▲ 5.2	人件費については、第2期中期計画において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、職員給与について必要な見直しを行った。平成22年度は、第2期中期計画最終年度であったが、人件費削減率が△5.2%となり、目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.2%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農畜産業振興機構	2,189,367	1,829,574	▲ 359,793	▲ 16.4	▲ 13.2	①人件費改革として、平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を策案に推進した。②平成19年度からは「新たな人事管理制度」を導入し、人件費を削減した。③平成22年の人事院勧告に準じ、本俸、期末・勤勉手当を引き下げた。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、13.2%と目標を大きく上回る削減を行ったところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農業者年金基金	754,840	637,038	▲ 117,802	▲ 15.6	▲ 12.4	減少の要因としては、 ①平成22年度計画に基づき常勤職員数の2名削減 ②平成18年度から実施している給与構造改革を踏まえた俸給引下げ措置、 を行ったため。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、12.4%と目標を大きく上回る削減を行ったところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。
	農林漁業信用基金	1,211,881	1,048,620	▲ 163,261	▲ 13.5	▲ 10.3	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、10.3%の削減を行い目標を達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、10.3%と目標を大きく上回る削減を行ったところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。

経 済 産 業 省	経済産業研究所	444,806	367,063	▲ 77,743	▲ 17.5	▲ 14.3	総人件費削減の進捗については、流動的な雇用人材の活用や人員配置の工夫により目標達成に向けて堅調に推移しており、23年度も努力を継続する。	総人件費削減の進捗については、流動的な雇用人材の活用や人員配置の工夫により目標達成に向けて堅調に推移しており、23年度も努力を継続する。
	工業所有権情報・研修館	1,043,901	899,257	▲ 144,644	▲ 13.9	▲ 10.7	5年間で10.7%の人件費削減(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)、人件費5%以上の削減目標を大幅に達成した。	5年間で人件費5%以上の削減目標に対し、10.7%の人件費削減(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)しており、「行政改革の重要方針」による人件費削減を上回る取組を行っているとの評価できる。
	産業技術総合研究所 ☆◇	29,336,933	26,726,067	▲ 2,610,866	▲ 8.9	▲ 5.7	5年間で5%以上の人件費削減(削減率5%)。但し、平成17年度(競争的研究資金による職員にかかる人件費を除く。報酬等支給総額29,336,933千円)を基準としている。	総人件費の削減については、平成22年度の削減目標である平成17年度比△5%に対し、△5.7%となっており、順調に推移していると判断される。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 ◇	6,614,531	5,565,008	▲ 1,049,523	▲ 15.9	▲ 12.7	出向者の抑制、役職員の月別支給額及び賞与の引き下げ、自己都合・定年退職者の発生等	総人件費の削減については、平成22年度の削減目標である平成17年度比△5%に対し、△12.7%となっており、一時的な人員の減がまはれていることをふまえても、順調に進捗していると判断される。
	日本貿易振興機構	13,664,699	11,428,622	▲ 2,236,077	▲ 16.4	▲ 13.2	給与構造改革および採用抑制等を実施。	人事院勧告を参考にした給与改定、給与構造改革および採用抑制を実施することにより、総人件費削減に努めており、左記のとおり平成19年度以降、人件費削減率(補正值)で毎年前年度比1%以上削減されていることから、適切な取組と検証する。
	原子力安全基盤機構	4,688,323	3,990,616	▲ 697,707	▲ 14.9	▲ 11.7	今後、計画的な採用をすすめることにより、削減目標を達成する見込み。	総人件費の削減については、平成22年度の削減目標である平成17年度比△5%に対し、△11.7%となっており、順調に推移していると判断される。
	情報処理推進機構 ☆	1,757,044	1,544,862	▲ 212,182	▲ 12.1	▲ 8.9	雇員の増員の可能な限りの抑制、役職員給与について適切な見直しを実施。	平成22年度は、5年間で5%以上を基本とする削減を上回る12.1%の削減を達成していることから、着実に実施されていることを確認。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,004,745	4,073,681	▲ 931,064	▲ 18.6	▲ 15.4	給与、報酬等支給総額については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、給与、報酬等について必要な見直しを進め、これにより支給額を抑制し、前年度と比較して減額となっている。	総人件費は基準年(平成17年度)に比し、15.4%の削減(平成22年度:補正值)を実現している。今後も、民間及び国家公務員の給与動向等を見つづ、人事制度の適切な運用を図る等、引き続き給与水準の適正化を目指していく。 ※人件費(補正值)とは、人事院勧告を踏まえた官民格差に基づく給与改定分をのぞいた削減率。
	中小企業基盤整備機構	7,982,538	6,668,711	▲ 1,313,827	▲ 16.5	▲ 13.3	平成23年度は、地域手当の据置き継続、エリア限定職の増等給与水準の抑制及び人件費削減に努める。	総人件費の削減については、平成18年度以降の5年間で平成17年度比△5%以上の削減目標に対し、△13.3%となっており、順調に推移していると判断される。当法人は今後も行政改革の重要方針を踏まえた人件費改革を平成23年度まで継続し、今後も総人件費の削減目標や給与水準の低減の計画的かつ着実な達成のため給与水準の適切な運営を行っていく。
国 土 交 通 省	土木研究所 ◇	3,708,094	3,387,751	▲ 320,343	▲ 8.6	▲ 5.4	「行政改革の重要方針」を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	建築研究所 ◇	834,225	761,149	▲ 73,076	▲ 8.8	▲ 5.6	「行政改革の重要方針」を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	交通安全環境研究所 ◇	819,577	733,952	▲ 85,625	▲ 10.4	▲ 7.2	「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成22年度までにおいて、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、役職員の給与にともなう国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを推進する。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	海上技術安全研究所 ◇	1,926,186	1,766,275	▲ 159,911	▲ 8.3	▲ 5.1	各般の事業運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度までに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとする。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	港湾空港技術研究所 ◇	863,828	785,923	▲ 77,905	▲ 9.0	▲ 5.8	「行政改革の重要方針」を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、役職員の給与についても国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを実施する。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	電子航法研究所 ◇	606,377	526,115	▲ 80,262	▲ 13.2	▲ 10.0	国家公務員に準じた人件費削減の取組を行い、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを行った。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	航海訓練所	3,744,390	3,235,307	▲ 509,083	▲ 13.6	▲ 10.4	各般の業務運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	海技教育機構	1,739,035	1,579,960	▲ 159,075	▲ 9.1	▲ 5.9	各般の業務運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16,603,447	13,429,905	▲ 3,173,542	▲ 19.1	▲ 15.9	中期計画における人件費削減の取組み及び定年退職により職員数が減少しているため。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。

国土交通省	国際観光振興機構	1,132,559	943,739	▲ 188,820	▲ 16.7	▲ 13.5	削減5%以上を目標に、人件費改革に取組むとともに、これまで適正かつ厳格な人事考課を実施、これを給与に反映させてきた。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	水資源機構	14,338,034	12,331,853	▲ 2,006,181	▲ 14.0	▲ 10.8	給与抑制措置及び人員の削減による。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	自動車事故対策機構	2,909,116	2,543,351	▲ 365,765	▲ 12.6	▲ 9.4	従職員の俸給について約5%の引き下げ(平成21年度初より)、管理職の削減及び国家公務員の給与改正等を踏まえた期末・勤勉手当等の見直しを実施した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	海上災害防止センター	310,515	274,874	▲ 35,641	▲ 11.5	▲ 8.3	給与改正に伴う月額給及び賞与の引き下げ等により前年度に比べ減となった。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	奄美群島振興開発基金	151,912	122,362	▲ 29,550	▲ 19.5	▲ 16.3	・職員の新規採用見送り ・本部職員の特地勤務手当の段階的引き下げ(廃止) (17年度:9%→18年度:6%→19年度:3%→20年度:廃止) ・定期昇給の抑制 ・管理職手当の削減 ・国家公務員に準じた給与改定の実施	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	日本高速道路保有・債務返済機構 △	946,338	787,715	▲ 158,623	▲ 16.8	▲ 13.6	国家公務員の給与に準じた給与の見直し及び適材適所への人員配置・効率的な組織運営による減。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	住宅金融支援機構 ◎	9,755,681	8,096,813	▲ 1,658,868	▲ 17.0	▲ 13.8	・給与水準の適正化に向けた取組(賞与の年間支給月数の引下げ等)及び職員数の減を主な要因として、中期計画において設定した削減目標を上回る削減率となっている。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人(平成18年度は特殊法人・平成19年度以降は独立行政法人)においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
環境省	国立環境研究所 ◇	2,323,935	2,050,347	▲ 273,588	▲ 11.8	▲ 8.9	第2期中期目標期間(平成18年度～平成22年度)において平成17年度給与報酬等支給総額の5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めている。	総人件費については、閣議決定を踏まえた給与削減が適切に実施され、達成されている。

(2) 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準(a) (平成17年度実績)	平成22年度実績 (b)	(b)-(a)	増減率	人員削減に向けた取組内容と不達成の場合、その理由	主務大臣の検証結果
内閣府	国立公文書館	(人) 44	(人) 41	(人) ▲ 3	% ▲ 6.8	中期計画に基づく人員削減。	常勤職員を平成17年度末比6.8%削減するなど、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を着実に推進している。
	北方領土問題対策協会	21	19	▲ 2	▲ 9.5	中期計画に基づく人員削減。	常勤職員を平成17年度末比9.5%削減するなど、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を着実に推進している。
総務省	統計センター	912	848	▲ 64	▲ 7.0	国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行う。	常勤役員数は、国家公務員の定員の純減目標に準じた削減の取組を実施しており、22年度は、848人(年度目標855人)となり、目標達成に向けて着実に改革が進んでいる。
財務省	造幣局	1,112	943	▲ 169	▲ 15.2	中期計画に基づく人員削減。	第2期中期計画において、国の行政機関における定員の純減目標(平成17年度末定員を基準として、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減)より高い目標(平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間で10%以上の削減)を設定しており、平成22年度末においては、目標を上回る15.2%の削減となっている。
	国立印刷局	5,056	4,474	▲ 582	▲ 11.5	中期計画に基づく人員削減。	第2期中期計画において、国の行政機関における定員の純減目標(平成17年度末定員を基準として、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減)より高い目標(平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間で10%以上の削減)を設定しており、平成22年度末においては、目標を上回る11.5%の削減となっている。
文部科学省	理化学研究所 ☆#◇	2,233	1,900	▲ 333	▲ 14.9	中期計画に基づく人員削減。	5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考ええる。
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	302	237	▲ 65	▲ 21.5	中期計画に基づく人員削減。	総人件費削減目標が達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証とされており、引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	年金・健康保険福祉施設整理機構	36	31	▲ 5	▲ 13.9	中期計画において、業務の外部委託等を活用しながら必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立するとことから、外部委託等を活用しながら機動的に組織の見直しを行い、効率的な業務運営体制を構築した結果、平成22年度末の常勤役員は31名となった。	総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証とされており、給与水準については国家公務員を上回っており、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。
経済産業省	日本貿易保険	157	135	▲ 22	▲ 14.0	平成22年度末の人員数は135人となり、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえた「平成17年度末と比較して5%以上の人員削減」という目標を達成した。	NEXIにおいては「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減・人員純減を上回る取組を行っていることを認める。
	製品評価技術基盤機構	429	405	▲ 24	▲ 5.6	新規採用者の抑制	「行政改革推進法」及び「行政改革の重要方針」に基づく総人件費改革の取組については、平成18年度からの5年間で5%以上の純減目標を達成し、適切に実施している。引き続き、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成23年度まで総人件費改革の取組を継続する。
国土交通省	航空大学校	124	112	▲ 12	▲ 9.7	人件費削減の取組については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減方針を踏まえ、第2期中期計画における「人事に関する計画」により、基準日(平成17年4月1日)における常勤役員職員124名を中期目標期間の最終年度(平成22年度)までに約10%程度削減することとしており、目標を達成している。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行ったところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	自動車検査	876	832	▲ 44	▲ 5.0	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行った。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行ったところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	空港周辺整備機構	95	68	▲ 27	▲ 28.4	業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ることとし、組織定員等の見直しを推進した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行ったところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	都市再生機構	4,326	3,785	▲ 541	▲ 12.5	第1期中期計画(平成16年7月から平成20年度末まで)においては、特殊法人最終年度(平成15年度)における旧都市公団と旧地域公団を合わせた職員数約4,700人を、平成20年度末までに4,000人以下の体制とする人員削減目標を掲げ、これを達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行ったところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
環境省	環境再生保全機構	161	149	▲ 12	▲ 7.5	中期計画に基づき常勤職員数を削減	平成20年度に達成済みであるが、平成23年度まで継続すること。
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	396	316	▲ 80	▲ 20.2	中期計画に定めた削減計画に基づき、人員削減を行った。	中期目標を達成しており問題ないと考ええる。

- (注) 1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 各法人は、中期目標・中期計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとなるが、本表(a)欄に示した金額又は人数は、その取組の結果を実績に基づいて測定し、目標達成を判断する際の基準となるものである。
- 3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。
- 4 削減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。
- 5 増減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%、平成22年度は▲1.5%となっている。
- 6 *は平成19年10月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成19年度の当該経費相当額(人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。))相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額」を算出した。
- 7 ☆は、競争的研究資金により任期付職員を雇用している法人であることを示す。競争的研究資金については、公募により交付先が決定され、あらかじめ人件費を見込むことができない。このため、同資金による人件費については削減対象とされていない。
- 8 #は、研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金による任期付職員を雇用している法人であることを示す。同資金については、あらかじめ人件費を見込むことができないことに加え、その政策的意義に鑑み、同資金による人件費については削減対象とはされていない。
- 9 ◇は、国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(「第三期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を雇用している法人であることを示す。研究開発法人における当該人件費については、その政策的意義に鑑み、削減対象とはされていない。
- 10 △は平成17年度途中に設立された法人であり、基準額は設立から平成17年度末までの支給実績を基に推計している。
- 11 ◎は平成19年4月に設立された法人であり、基準額については、中期計画に記載のとおり、「平成18年度の住宅金融公庫の人件費(機構が権利及び義務を承継した保証協会に係る人件費を含む。)」を算出した。

- 12 国民生活センターは、平成21年4月1日及び平成22年4月1日の旧緑資源機構の職員採用に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除外した額となっている。当該人件費については、削減対象とされていない。
- 13 国際協力機構の基準額については、平成20年10月1日の国際協力銀行の海外経済協力業務の承継に伴う増員分(339人)を含んで算出したものとなっている。
- 14 科学技術振興機構は、(注)7、(注)9及び事業仕分けの結果を踏まえた日本科学未来館の運営見直しに伴い雇用される職員の人件費を除外した額となっている。当該人件費については、削減対象とされていない。
- 15 高齢・障害者雇用支援機構の基準額には、第1期中期計画上、「精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラム」に係る人件費は事業開始(平成17年10月)後1年間の人件費を含むとされており、平成18年4月～同年9月までの実績を平成17年度の実績額5,282,594千円に加え記載している。
- 16 医薬品医療機器総合機構の基準額については、平成18年12月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査員について3年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、平成22年度までの医薬品審査員の人件費(1,416,042千円)及び、「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」(平成20年5月19日対日投資有識者会議)において、デバイス・ラグの解消に向けた取組として、医療機器の審査員(35人)を概ね5年で3倍増(100人程度)とするとされたことを踏まえ、平成22年度までの医療機器審査員の人件費(198,743千円)を基準年度(平成17年度)の実績額に加えて補正した額となっている。
- 17 国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所は、平成20年4月1日の旧緑資源機構の業務承継に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除外した額となっている。これらの人件費については、削減対象とされていない。
- 18 工業所有権情報・研修館の基準額については、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34人)を含んで算出したものとなっている。
- 19 土木研究所の基準額については、平成20年4月1日の業務移管に伴う増員分(138人)を含んで算出したものとなっている。
- 20 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学の設置が目的とされ、関係関係申合せにより、その開学については、主任研究員が50人程度に達した時点を目途とするとされていることから、対象法人とはされていない。
- 21 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被告人国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が增大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。
- 22 ※は平成22年4月に設立された法人であり、平成21年度実績を基準額とし、中期計画に記載のとおり、平成22年度は1%以上を基本とする削減に取り組み、この取組を平成23年度まで継続することとされている。

給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	◎ 国立公文書館	388,894	373,221	▲ 15,673	▲ 4.0
	北方領土問題対策協会	155,905	160,590	4,685	3.0
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,388,995	1,744,539	355,544	25.6
消費者庁	国民生活センター	973,993	969,383	▲ 4,610	▲ 0.5
総務省	情報通信研究機構	3,748,859	3,760,145	11,286	0.3
	◎ 統計センター	5,332,912	5,151,801	▲ 181,111	▲ 3.4
	平和祈念事業特別基金	166,409	144,286	▲ 22,123	▲ 13.3
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	394,119	376,216	▲ 17,903	▲ 4.5
法務省	日本司法支援センター #	3,858,961	4,608,131	749,170	19.4
外務省	国際協力機構	15,329,607	15,039,929	▲ 289,678	▲ 1.9
	国際交流基金	2,033,692	1,959,976	▲ 73,716	▲ 3.6
財務省	酒類総合研究所	385,865	360,057	▲ 25,808	▲ 6.7
	◎ 造幣局	6,702,432	6,382,313	▲ 320,119	▲ 4.8
	◎ 国立印刷局	31,068,577	29,981,900	▲ 1,086,677	▲ 3.5
	日本万国博覧会記念機構	435,469	421,977	▲ 13,492	▲ 3.1
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	598,831	577,902	▲ 20,929	▲ 3.5
	大学入試センター	743,793	737,343	▲ 6,450	▲ 0.9
	国立青少年教育振興機構	3,654,553	3,512,269	▲ 142,284	▲ 3.9
	国立女性教育会館	192,116	185,004	▲ 7,112	▲ 3.7
	国立科学博物館	1,100,426	1,108,846	8,420	0.8
	物質・材料研究機構	5,988,880	5,972,877	▲ 16,003	▲ 0.3
	防災科学技術研究所	1,405,577	1,369,287	▲ 36,290	▲ 2.6
	放射線医学総合研究所	3,546,197	3,527,989	▲ 18,208	▲ 0.5
	国立美術館	967,616	922,677	▲ 44,939	▲ 4.6
	国立文化財機構	2,688,829	2,619,439	▲ 69,390	▲ 2.6
	教員研修センター	371,231	363,019	▲ 8,212	▲ 2.2
	科学技術振興機構	10,582,340	10,451,125	▲ 131,215	▲ 1.2
	日本学術振興会	848,120	906,734	58,614	6.9
	理化学研究所	20,692,889	21,168,057	475,168	2.3
	宇宙航空研究開発機構	18,255,540	18,050,870	▲ 204,669	▲ 1.1
	日本スポーツ振興センター	2,695,026	2,685,731	▲ 9,295	▲ 0.3
	日本芸術文化振興会	2,297,045	2,230,009	▲ 67,036	▲ 2.9
	日本学生支援機構	3,485,812	3,449,879	▲ 35,933	▲ 1.0
	海洋研究開発機構	6,532,991	6,629,108	96,117	1.5
	国立高等専門学校機構	44,416,515	43,346,854	▲ 1,069,661	▲ 2.4
	大学評価・学位授与機構	880,531	837,407	▲ 43,124	▲ 4.9
	国立大学財務・経営センター	197,841	212,018	14,177	7.1
	日本原子力研究開発機構	39,361,269	38,969,194	▲ 392,075	▲ 1.0
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	432,084	409,164	▲ 22,920	▲ 5.3
	労働安全衛生総合研究所	962,655	910,067	▲ 52,588	▲ 5.5
	勤労者退職金共済機構	1,879,505	1,851,698	▲ 27,807	▲ 1.5
	高齢・障害者雇用支援機構	5,006,639	4,782,938	▲ 223,701	▲ 4.5
	福祉医療機構	2,096,883	2,022,320	▲ 74,563	▲ 3.6
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,030,356	1,937,829	▲ 92,527	▲ 4.6
	労働政策研究・研修機構	1,032,945	968,964	▲ 63,981	▲ 6.2
	雇用・能力開発機構	27,048,312	25,081,187	▲ 1,967,125	▲ 7.3
	労働者健康福祉機構	104,579,228	107,156,138	2,576,910	2.5
	◎ 国立病院機構	319,214,055	326,958,545	7,744,490	2.4
	医薬品医療機器総合機構	4,030,156	4,434,994	404,838	10.0
	医薬基盤研究所	619,466	628,809	9,343	1.5
	年金・健康保険福祉施設整理機構	237,084	212,698	▲ 24,386	▲ 10.3
	年金積立金管理運用	681,148	642,449	▲ 38,699	▲ 5.7
	国立がん研究センター ※	-	11,002,525	-	-
	国立循環器病研究センター ※	-	7,272,502	-	-
	国立精神・神経医療研究センター ※	-	4,521,246	-	-
	国立国際医療研究センター ※	-	11,166,535	-	-
	国立成育医療研究センター ※	-	6,331,968	-	-
	国立長寿医療研究センター ※	-	2,953,520	-	-

主務省	法人名	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,439,838	4,366,692	▲ 73,146	▲ 1.6
	種苗管理センター	2,001,319	1,931,664	▲ 69,655	▲ 3.5
	家畜改良センター	5,022,329	4,883,684	▲ 138,645	▲ 2.8
	水産大学校	1,342,511	1,306,296	▲ 36,215	▲ 2.7
	農業・食品産業技術総合研究機構	21,989,353	21,702,345	▲ 287,008	▲ 1.3
	農業生物資源研究所	3,162,161	3,140,262	▲ 21,899	▲ 0.7
	農業環境技術研究所	1,461,715	1,472,285	10,570	0.7
	国際農林水産業研究センター	1,627,633	1,574,634	▲ 52,999	▲ 3.3
	森林総合研究所	9,899,803	9,323,533	▲ 576,270	▲ 5.8
	水産総合研究センター	7,305,237	7,269,258	▲ 35,979	▲ 0.5
	農畜産業振興機構	1,894,704	1,829,574	▲ 65,130	▲ 3.4
	農業者年金基金	645,089	637,038	▲ 8,051	▲ 1.2
農林漁業信用基金	1,040,033	1,048,620	8,587	0.8	
経 済 産業省	経済産業研究所	370,007	367,063	▲ 2,944	▲ 0.8
	工業所有権情報・研修館	918,107	899,257	▲ 18,850	▲ 2.1
	日本貿易保険	1,432,330	1,318,187	▲ 114,143	▲ 8.0
	産業技術総合研究所	27,666,924	27,264,374	▲ 402,550	▲ 1.5
	◎ 製品評価技術基盤機構	3,050,416	2,994,550	▲ 55,866	▲ 1.8
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,062,096	5,628,327	▲ 433,769	▲ 7.2
	日本貿易振興機構	12,149,081	11,428,622	▲ 720,459	▲ 5.9
	原子力安全基盤機構	4,412,865	3,990,616	▲ 422,249	▲ 9.6
	情報処理推進機構	1,552,978	1,544,862	▲ 8,116	▲ 0.5
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,141,921	4,073,681	▲ 68,240	▲ 1.6
中小企業基盤整備機構	6,984,073	6,668,711	▲ 315,362	▲ 4.5	
国 土 交通省	土木研究所	3,490,015	3,486,403	▲ 3,612	▲ 0.1
	建築研究所	807,439	784,722	▲ 22,717	▲ 2.8
	交通安全環境研究所	794,410	768,858	▲ 25,552	▲ 3.2
	海上技術安全研究所	1,855,994	1,822,973	▲ 33,021	▲ 1.8
	港湾空港技術研究所	853,008	834,758	▲ 18,250	▲ 2.1
	電子航法研究所	544,233	544,136	▲ 97	▲ 0.0
	航海訓練所	3,302,839	3,235,307	▲ 67,532	▲ 2.0
	海技教育機構	1,607,348	1,579,960	▲ 27,388	▲ 1.7
	航空大学校	884,641	812,771	▲ 71,870	▲ 8.1
	自動車検査	5,116,764	4,997,361	▲ 119,403	▲ 2.3
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13,884,581	13,429,905	▲ 454,676	▲ 3.3
	国際観光振興機構	939,633	943,739	4,106	0.4
	水資源機構	13,185,541	12,331,853	▲ 853,688	▲ 6.5
	自動車事故対策機構	2,549,106	2,543,351	▲ 5,755	▲ 0.2
	空港周辺整備機構	642,147	555,778	▲ 86,369	▲ 13.5
	海上災害防止センター	278,565	274,874	▲ 3,691	▲ 1.3
	都市再生機構	31,947,289	31,600,691	▲ 346,598	▲ 1.1
	奄美群島振興開発基金	124,783	122,362	▲ 2,421	▲ 1.9
	日本高速道路保有・債務返済機構	795,837	787,715	▲ 8,122	▲ 1.0
住宅金融支援機構	8,384,312	8,096,813	▲ 287,499	▲ 3.4	
環境省	国立環境研究所	2,153,350	2,210,099	56,749	2.6
	環境再生保全機構	1,002,076	945,197	▲ 56,879	▲ 5.7
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,950,552	1,841,019	▲ 109,533	▲ 5.6

(注)1 「独立行政法人の役員員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。

4 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

5 #は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が增大することから、対象法人とはされていない。

・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が增大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

6 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成21年度と22年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

最広義人件費

主務省	法人名	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額(千円)	対前年度比(%)	
内閣府	◎ 国立公文書館	760,406	759,124	▲ 1,282	▲ 0.2	
	北方領土問題対策協会	235,330	236,975	1,645	0.7	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	# 1,573,533	1,986,622	413,089	26.3	
消費者庁	国民生活センター	1,519,789	1,577,716	57,927	3.8	
総務省	情報通信研究機構	8,910,937	8,445,153	▲ 465,784	▲ 5.2	
	◎ 統計センター	7,636,891	7,498,824	▲ 138,067	▲ 1.8	
	平和祈念事業特別基金	312,374	260,081	▲ 52,293	▲ 16.7	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	487,391	469,635	▲ 17,756	▲ 3.6	
法務省	日本司法支援センター	# 5,600,142	6,685,099	1,084,957	19.4	
外務省	国際協力機構	19,932,092	19,587,930	▲ 344,162	▲ 1.7	
	国際交流基金	3,325,608	3,323,611	▲ 1,997	▲ 0.1	
財務省	酒類総合研究所	630,715	516,318	▲ 114,397	▲ 18.1	
	◎ 造幣局	10,038,149	9,503,277	▲ 534,872	▲ 5.3	
	◎ 国立印刷局	43,233,808	41,643,617	▲ 1,590,191	▲ 3.7	
	日本万国博覧会記念機構	577,881	567,835	▲ 10,046	▲ 1.7	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	825,229	748,013	▲ 77,216	▲ 9.4	
	大学入試センター	942,206	1,006,738	64,532	6.8	
	国立青少年教育振興機構	4,878,484	4,719,858	▲ 158,626	▲ 3.3	
	国立女性教育会館	290,495	258,450	▲ 32,045	▲ 11.0	
	国立科学博物館	1,621,785	1,791,128	169,343	10.4	
	物質・材料研究機構	9,281,977	9,403,577	121,600	1.3	
	防災科学技術研究所	2,011,828	1,968,395	▲ 43,433	▲ 2.2	
	放射線医学総合研究所	5,341,249	5,211,578	▲ 129,671	▲ 2.4	
	国立美術館	1,495,542	1,354,800	▲ 140,742	▲ 9.4	
	国立文化財機構	4,178,156	4,115,735	▲ 62,421	▲ 1.5	
	教員研修センター	486,639	447,312	▲ 39,327	▲ 8.1	
	科学技術振興機構	16,257,666	16,446,647	188,981	1.2	
	日本学術振興会	1,392,807	1,403,682	10,875	0.8	
	理化学研究所	30,376,977	29,887,284	▲ 489,693	▲ 1.6	
	宇宙航空研究開発機構	25,372,905	25,302,879	▲ 70,025	▲ 0.3	
	日本スポーツ振興センター	4,482,955	4,970,042	487,087	10.9	
	日本芸術文化振興会	3,109,663	2,900,104	▲ 209,559	▲ 6.7	
	日本学生支援機構	5,353,779	5,261,562	▲ 92,217	▲ 1.7	
	海洋研究開発機構	9,101,584	9,223,620	122,036	1.3	
	国立高等専門学校機構	58,199,490	58,591,230	391,740	0.7	
	大学評価・学位授与機構	1,165,339	1,069,472	▲ 95,867	▲ 8.2	
	国立大学財務・経営センター	257,628	280,059	22,431	8.7	
	日本原子力研究開発機構	53,771,056	52,599,271	▲ 1,171,785	▲ 2.2	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	670,142	603,068	▲ 67,074	▲ 10.0
		労働安全衛生総合研究所	1,291,979	1,105,048	▲ 186,931	▲ 14.5
		勤労者退職金共済機構	2,784,290	2,444,988	▲ 339,302	▲ 12.2
		高齢・障害者雇用支援機構	8,810,622	8,525,827	▲ 284,795	▲ 3.2
福祉医療機構		2,954,082	2,828,091	▲ 125,991	▲ 4.3	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		3,099,443	3,110,206	10,763	0.3	
労働政策研究・研修機構		1,588,692	1,439,876	▲ 148,816	▲ 9.4	
雇用・能力開発機構		44,603,860	40,184,310	▲ 4,419,550	▲ 9.9	
労働者健康福祉機構		144,528,242	148,204,448	3,676,206	2.5	
◎ 国立病院機構		427,079,883	445,289,705	18,209,822	4.3	
医薬品医療機器総合機構		6,192,517	6,643,019	450,502	7.3	
医薬基盤研究所		1,313,808	1,425,318	111,510	8.5	
年金・健康保険福祉施設整理機構		380,840	319,690	▲ 61,150	▲ 16.1	
年金積立金管理運用		886,677	770,381	▲ 116,296	▲ 13.1	
国立がん研究センター		※	-	15,232,880	-	-
国立循環器病研究センター		※	-	9,913,621	-	-
国立精神・神経医療研究センター		※	-	6,710,161	-	-
国立国際医療研究センター		※	-	14,885,617	-	-
国立成育医療研究センター		※	-	9,075,058	-	-
国立長寿医療研究センター		※	-	3,829,631	-	-

主務省	法人名	平成21年度 (千円)	平成22年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額(千円)	対前年度比(%)	
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	5,346,918	5,335,420	▲ 11,498	▲ 0.2	
	種苗管理センター	2,509,649	2,407,786	▲ 101,863	▲ 4.1	
	家畜改良センター	6,367,523	6,425,539	58,016	0.9	
	水産大学校	1,749,335	1,663,170	▲ 86,165	▲ 4.9	
	農業・食品産業技術総合研究機構	30,870,909	30,149,598	▲ 721,311	▲ 2.3	
	農業生物資源研究所	4,906,117	4,845,375	▲ 60,742	▲ 1.2	
	農業環境技術研究所	2,087,448	2,184,886	97,438	4.7	
	国際農林水産業研究センター	2,400,235	2,435,369	35,134	1.5	
	森林総合研究所	13,636,343	13,127,101	▲ 509,242	▲ 3.7	
	水産総合研究センター	10,185,668	10,194,888	9,220	0.1	
	農畜産業振興機構	2,625,425	2,302,350	▲ 323,075	▲ 12.3	
	農業者年金基金	772,600	808,804	36,204	4.7	
	農林漁業信用基金	1,341,930	1,336,746	▲ 5,184	▲ 0.4	
経 済 産業省	◎ 経済産業研究所	768,368	796,323	27,955	3.6	
	工業所有権情報・研修館	1,434,881	1,390,844	▲ 44,037	▲ 3.1	
	日本貿易保険	1,824,491	1,695,027	▲ 129,464	▲ 7.1	
	産業技術総合研究所	45,553,562	43,654,032	▲ 1,899,530	▲ 4.2	
	◎ 製品評価技術基盤機構	4,717,354	4,640,725	▲ 76,629	▲ 1.6	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7,092,142	6,547,777	▲ 544,365	▲ 7.7	
	日本貿易振興機構	16,666,056	15,770,393	▲ 895,663	▲ 5.4	
	原子力安全基盤機構	5,807,395	5,678,740	▲ 128,655	▲ 2.2	
	情報処理推進機構	2,753,492	2,865,014	111,522	4.1	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,548,256	7,784,796	236,540	3.1	
	中小企業基盤整備機構	10,969,436	10,464,133	▲ 505,303	▲ 4.6	
	国 土 交通省	土木研究所	4,343,220	4,394,881	51,661	1.2
		建築研究所	1,193,883	1,138,847	▲ 55,036	▲ 4.6
交通安全環境研究所		1,375,541	1,231,016	▲ 144,525	▲ 10.5	
海上技術安全研究所		2,470,686	2,521,266	50,580	2.0	
港湾空港技術研究所		1,242,844	1,271,962	29,118	2.3	
電子航法研究所		700,169	782,308	82,139	11.7	
航海訓練所		4,039,816	4,216,487	176,671	4.4	
海技教育機構		2,170,508	2,120,165	▲ 50,343	▲ 2.3	
航空大学校		1,293,987	1,217,312	▲ 76,675	▲ 5.9	
自動車検査		6,515,727	6,363,223	▲ 152,504	▲ 2.3	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		22,765,589	21,148,501	▲ 1,617,088	▲ 7.1	
国際観光振興機構		1,203,533	1,258,515	54,982	4.6	
水資源機構		18,418,377	17,434,546	▲ 983,831	▲ 5.3	
自動車事故対策機構		3,530,508	3,492,048	▲ 38,460	▲ 1.1	
空港周辺整備機構		842,067	746,734	▲ 95,333	▲ 11.3	
海上災害防止センター		401,850	415,349	13,499	3.4	
都市再生機構		43,140,622	43,072,170	▲ 68,452	▲ 0.2	
奄美群島振興開発基金		150,197	156,136	5,939	4.0	
日本高速道路保有・債務返済機構		937,456	920,395	▲ 17,061	▲ 1.8	
住宅金融支援機構		11,083,666	10,865,158	▲ 218,508	▲ 2.0	
環境省	国立環境研究所	4,731,874	5,174,049	442,175	9.3	
	環境再生保全機構	1,503,355	1,367,337	▲ 136,018	▲ 9.0	
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,270,798	2,146,147	▲ 124,651	▲ 5.5	

(注)1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。

4 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・ 給与、報酬等支給総額(常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・ 退職手当支給額(常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額)
- ・ 非常勤役員等給与(非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・ 福利厚生費(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額)

5 井は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていない。

・ 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

6 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成21年度と22年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

最広義人件費の内訳

主務省	法人名	給与・報酬等 支給総額		退職手当支給 額		非常勤従業員 等給与		福利厚生費		最広義人件費
		(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	
内閣府	◎ 国立公文書館	373,221	49.2	0	0.0	311,387	41.0	74,516	9.8	759,124
	北方領土問題対策協会	160,590	67.8	0	0.0	48,552	20.5	27,833	11.7	236,975
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,744,539	87.8	1,208	0.1	21,808	1.1	219,067	11.0	1,986,622
消費者庁	国民生活センター	969,383	61.4	150,163	9.5	291,779	18.5	166,391	10.5	1,577,716
総務省	情報通信研究機構	3,760,145	44.5	133,093	1.6	3,777,376	44.7	774,539	9.2	8,445,153
	◎ 統計センター	5,151,801	68.7	986,820	13.2	696,347	9.3	663,856	8.9	7,498,824
	平和祈念事業特別基金	144,286	55.5	6,496	2.5	79,510	30.6	29,789	11.5	260,081
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	376,216	80.1	0	0.0	18,600	4.0	74,819	15.9	469,635
法務省	日本司法支援センター #	4,608,131	68.9	42,410	0.6	1,091,254	16.3	943,304	14.1	6,685,099
外務省	国際協力機構	15,039,929	76.8	1,118,505	5.7	873,547	4.5	2,555,949	13.0	19,587,930
	国際交流基金	1,959,976	59.0	210,652	6.3	851,094	25.6	301,889	9.1	3,323,611
財務省	酒類総合研究所	360,057	69.7	1,188	0.2	97,024	18.8	58,049	11.2	516,318
	◎ 造幣局	6,382,313	67.2	938,430	9.9	371,645	3.9	1,810,889	19.1	9,503,277
	◎ 国立印刷局	29,981,900	72.0	3,265,287	7.8	856,516	2.1	7,539,914	18.1	41,643,617
	日本万国博覧会記念機構	421,977	74.3	36,822	6.5	37,506	6.6	71,530	12.6	567,835
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	577,902	77.3	56,196	7.5	38,394	5.1	75,521	10.1	748,013
	大学入試センター	737,343	73.2	43,128	4.3	126,810	12.6	99,457	9.9	1,006,738
	国立青少年教育振興機構	3,512,269	74.4	349,889	7.4	387,733	8.2	469,965	10.0	4,719,858
	国立女性教育会館	185,004	71.6	0	0.0	46,502	18.0	26,944	10.4	258,450
	国立科学博物館	1,108,846	61.9	222,753	12.4	291,628	16.3	167,901	9.4	1,791,128
	物質・材料研究機構	5,972,877	63.5	487,582	5.2	2,023,063	21.5	920,055	9.8	9,403,577
	防災科学技術研究所	1,369,287	69.6	180,249	9.2	241,011	12.2	177,848	9.0	1,968,395
	放射線医学総合研究所	3,527,989	67.7	290,051	5.6	879,688	16.9	513,849	9.9	5,211,578
	国立美術館	922,677	68.1	627	0.0	289,262	21.4	142,234	10.5	1,354,800
	国立文化財機構	2,619,439	63.6	224,063	5.4	875,612	21.3	396,621	9.6	4,115,735
	教員研修センター	363,019	81.2	136	0.0	39,585	8.8	44,572	10.0	447,312
	科学技術振興機構	10,451,125	63.5	261,090	1.6	3,710,648	22.6	2,023,784	12.3	16,446,647
	日本学術振興会	906,734	64.6	7,438	0.5	335,783	23.9	153,727	11.0	1,403,682
	理化学研究所	21,168,057	70.8	444,873	1.5	4,425,462	14.8	3,848,892	12.9	29,887,284
	宇宙航空研究開発機構	18,050,870	71.3	1,555,213	6.1	2,971,082	11.7	2,725,712	10.8	25,302,879
	日本スポーツ振興センター	2,685,731	54.0	464,260	9.3	1,121,704	22.6	698,347	14.1	4,970,042
	日本芸術文化振興会	2,230,009	76.9	156,337	5.4	105,110	3.6	408,648	14.1	2,900,104
	日本学生支援機構	3,449,879	65.6	445,819	8.5	797,307	15.2	568,557	10.8	5,261,562
	海洋研究開発機構	6,629,108	71.9	185,450	2.0	813,545	8.8	1,595,517	17.3	9,223,620
	国立高等専門学校機構	43,346,854	74.0	6,696,739	11.4	2,988,168	5.1	5,559,469	9.5	58,591,230
	大学評価・学位授与機構	837,407	78.3	9,820	0.9	112,485	10.5	109,760	10.3	1,069,472
	国立大学財務・経営センター	212,018	75.7	8,271	3.0	29,825	10.6	29,945	10.7	280,059
	日本原子力研究開発機構	38,969,194	74.1	3,936,029	7.5	2,109,411	4.0	7,584,637	14.4	52,599,271
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所	409,164	67.8	14,350	2.4	119,892	19.9	59,662	9.9	603,068
	労働安全衛生総合研究所	910,067	82.4	64,064	5.8	14,015	1.3	116,902	10.6	1,105,048
	勤労者退職金共済機構	1,851,698	75.7	69,201	2.8	202,366	8.3	321,721	13.2	2,444,986
	高齢・障害者雇用支援機構	4,782,938	56.1	233,927	2.7	2,208,861	25.9	1,300,101	15.2	8,525,827
	福祉医療機構	2,022,320	71.5	134,872	4.8	239,196	8.5	431,703	15.3	2,828,091
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,937,829	62.3	510,347	16.4	339,950	10.9	322,080	10.4	3,110,206
	労働政策研究・研修機構	968,964	67.3	40,297	2.8	222,523	15.5	208,091	14.5	1,439,875
	雇用・能力開発機構	25,081,187	62.4	3,599,025	9.0	5,900,526	14.7	5,603,572	13.9	40,184,310
	労働者健康福祉機構	107,156,138	72.3	7,658,965	5.2	16,956,500	11.4	16,432,845	11.1	148,204,448
	◎ 国立病院機構	326,958,545	73.4	20,729,314	4.7	30,796,208	6.9	66,805,638	15.0	445,289,705
	医薬品医療機器総合機構	4,434,994	66.8	9,386	0.1	1,421,898	21.4	776,741	11.7	6,643,019
	医薬基盤研究所	628,809	44.1	45,461	3.2	578,229	40.6	172,819	12.1	1,425,318
	年金・健康保険福祉施設整理機構	212,698	66.5	1,455	0.5	75,302	23.6	30,235	9.5	319,690
	年金積立金管理運用	642,449	83.4	11,799	1.5	25,638	3.3	90,495	11.7	770,381
	国立がん研究センター ※	11,002,525	72.2	552,521	3.6	2,143,626	14.1	1,534,208	10.1	15,232,880
	国立循環器病研究センター ※	7,272,502	73.4	249,231	2.5	1,402,119	14.1	989,769	10.0	9,913,621
	国立精神・神経医療研究センター ※	4,521,246	67.4	228,584	3.4	1,082,508	16.1	877,823	13.1	6,710,161
	国立国際医療研究センター ※	11,166,535	75.0	101,811	0.7	2,078,256	14.0	1,539,015	10.3	14,885,617
国立成育医療研究センター ※	6,331,968	69.8	107,768	1.2	1,754,050	19.3	881,272	9.7	9,075,058	
国立長寿医療研究センター ※	2,953,520	77.1	164,375	4.3	402,597	10.5	309,139	8.1	3,829,631	

主務省	法人名	給与・報酬等 支給総額	構成比	退職手当支給 額	構成比	非常勤役員 等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費	
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,366,692	81.8	345,188	6.5	49,284	0.9	574,256	10.8	5,335,420	
	種苗管理センター	1,931,664	80.2	102,566	4.3	100,235	4.2	273,321	11.4	2,407,786	
	家畜改良センター	4,883,684	76.0	702,355	10.9	158,538	2.5	680,962	10.6	6,425,539	
	水産大学校	1,306,296	78.5	123,739	7.4	47,648	2.9	185,487	11.2	1,663,170	
	農業・食品産業技術総合研究機構	21,702,345	72.0	1,970,944	6.5	3,185,323	10.6	3,290,986	10.9	30,149,598	
	農業生物資源研究所	3,140,262	64.8	253,926	5.2	933,617	19.3	517,570	10.7	4,845,375	
	農業環境技術研究所	1,472,285	67.4	115,813	5.3	361,095	16.5	235,693	10.8	2,184,886	
	国際農林水産業研究センター	1,574,634	64.7	251,595	10.3	350,766	14.4	258,374	10.6	2,435,369	
	森林総合研究所	9,323,533	71.0	1,561,631	11.9	645,568	4.9	1,596,369	12.2	13,127,101	
	水産総合研究センター	7,269,258	71.3	469,920	4.6	1,303,872	12.8	1,151,836	11.3	10,194,886	
	農畜産業振興機構	1,829,574	79.5	48,094	2.1	128,253	5.6	296,428	12.9	2,302,349	
	農業者年金基金	637,038	78.8	38,021	4.7	30,484	3.8	103,261	12.8	808,804	
	農林漁業信用基金	1,048,620	78.4	95,874	7.2	19,874	1.5	172,377	12.9	1,336,745	
	経 済 産業省	経済産業研究所	367,063	46.1	1,711	0.2	383,433	48.2	44,116	5.5	796,323
工業所有権情報・研修館		899,257	64.7	0	0.0	347,372	25.0	144,215	10.4	1,390,844	
日本貿易保険		1,318,187	77.8	857	0.1	221,918	13.1	154,065	9.1	1,695,027	
産業技術総合研究所		27,264,374	62.5	2,661,709	6.1	9,424,896	21.6	4,303,053	9.9	43,654,032	
◎ 製品評価技術基盤機構		2,994,550	64.5	387,493	8.3	856,938	18.5	401,744	8.7	4,640,725	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		5,628,327	86.0	232,227	3.5	42,549	0.6	644,674	9.8	6,547,777	
日本貿易振興機構		11,428,622	72.5	642,010	4.1	2,292,045	14.5	1,407,716	8.9	15,770,393	
原子力安全基盤機構		3,990,616	70.3	117,624	2.1	946,832	16.7	623,668	11.0	5,678,740	
情報処理推進機構		1,544,862	53.9	52,797	1.8	1,081,962	37.8	185,393	6.5	2,865,014	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		4,073,681	52.3	581,110	7.5	2,310,694	29.7	819,310	10.5	7,784,795	
中小企業基盤整備機構		6,668,711	63.7	1,010,732	9.7	1,691,414	16.2	1,093,276	10.4	10,464,133	
国 土 交通省		土木研究所	3,486,403	79.3	106,209	2.4	418,230	9.5	384,039	8.7	4,394,881
		建築研究所	784,722	68.9	39,464	3.5	186,446	16.4	128,215	11.3	1,138,847
		交通安全環境研究所	768,858	62.5	37,162	3.0	285,531	23.2	139,465	11.3	1,231,016
	海上技術安全研究所	1,822,973	72.3	292,290	11.6	152,571	6.1	253,432	10.1	2,521,266	
	港湾空港技術研究所	834,758	65.6	149,485	11.8	165,964	13.0	121,755	9.6	1,271,962	
	電子航法研究所	544,136	69.6	66,641	8.5	99,988	12.8	71,543	9.1	782,308	
	航海訓練所	3,235,307	76.7	488,976	11.6	19,683	0.5	472,521	11.2	4,216,487	
	海技教育機構	1,579,960	74.5	214,544	10.1	106,745	5.0	218,916	10.3	2,120,165	
	航空大学校	812,771	66.8	126,412	10.4	161,396	13.3	116,733	9.6	1,217,312	
	自動車検査	4,997,361	78.5	266,138	4.2	370,195	5.8	729,529	11.5	6,363,223	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13,429,905	63.5	1,635,425	7.7	2,345,951	11.1	3,737,220	17.7	21,148,501	
	国際観光振興機構	943,739	75.0	72,068	5.7	91,048	7.2	151,660	12.1	1,258,515	
	水資源機構	12,331,853	70.7	1,462,343	8.4	868,900	5.0	2,771,450	15.9	17,434,546	
	自動車事故対策機構	2,543,351	72.8	245,126	7.0	318,945	9.1	384,626	11.0	3,492,048	
	空港周辺整備機構	555,778	74.4	63,128	8.5	38,543	5.2	89,285	12.0	746,734	
	海上災害防止センター	274,874	66.2	4,659	1.1	82,682	19.9	53,134	12.8	415,349	
	都市再生機構	31,600,691	73.4	4,708,772	10.9	914,034	2.1	5,848,673	13.6	43,072,170	
	奄美群島振興開発基金	122,362	78.4	7,062	4.5	8,105	5.2	18,607	11.9	156,136	
	日本高速道路保有・債務返済機構	787,715	85.6	0	0.0	16,611	1.8	116,069	12.6	920,395	
	住宅金融支援機構	8,096,813	74.5	570,141	5.2	963,510	8.9	1,234,694	11.4	10,865,158	
環境省	国立環境研究所	2,210,099	42.7	302,422	5.8	2,132,481	41.2	529,047	10.2	5,174,049	
	環境再生保全機構	945,197	69.1	98,138	7.2	151,385	11.1	172,617	12.6	1,367,337	
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,841,019	85.8	14,361	0.7	50,441	2.4	240,326	11.2	2,146,147	

(注)1 「独立行政法人の役員等の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 ※は平成22年4月1日に設立された法人を示す。

4 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・ 給与・報酬等支給総額(常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・ 退職手当支給額(常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額)
- ・ 非常勤役員等給与(非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・ 福利厚生費(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額)

5 #は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

- ・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係関係申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が拡大することから、対象法人とはされていない。
- ・ 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が拡大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

6 千円未満を切り捨ててあるので、合計額(最広義人件費)が一致しない場合がある。

主務省名	独立行政法人名	役員									
		理事長・理事			監事			合計			
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
内閣府	国立公文書館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	北方領土問題対策協会	2	5	7	0	2	2	2	7	9	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
消費者庁	国民生活センター	4	0	4	0	2	2	4	2	6	
総務省	情報通信研究機構	6	0	6	1	1	2	7	1	8	
	統計センター	3	1	4	0	2	2	3	3	6	
	平和祈念事業特別基金	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
外務省	国際協力機構	10	0	10	2	0	2	12	0	12	
	国際交流基金	3	1	4	0	2	2	3	3	6	
財務省	酒類総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	造幣局	4	0	4	2	0	2	6	0	6	
	国立印刷局	5	0	5	2	0	2	7	0	7	
	日本万国博覧会記念機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	大学入試センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	国立青少年教育振興機構	5	1	6	0	2	2	5	3	8	
	国立女性教育会館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	国立科学博物館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	物質・材料研究機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	防災科学技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	放射線医学総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	国立美術館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	国立文化財機構	4	0	4	0	2	2	4	2	6	
	教員研修センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	科学技術振興機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7	
	日本学術振興会	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	理化学研究所	6	0	6	2	0	2	8	0	8	
	宇宙航空研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11	
	日本スポーツ振興センター	5	0	5	1	1	2	6	1	7	
	日本芸術文化振興会	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	日本学生支援機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7	
	海洋研究開発機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	国立高等専門学校機構	6	1	7	0	2	2	6	3	9	
	大学評価・学位授与機構	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
	国立大学財務・経営センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	日本原子力研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
		労働安全衛生総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
		勤労者退職金共済機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
		高齢・障害者雇用支援機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
福祉医療機構		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		3	0	3	0	2	2	3	2	5	
労働政策研究・研修機構		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
雇用・能力開発機構		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
労働者健康福祉機構		5	0	5	1	1	2	6	1	7	
国立病院機構		6	9	15	1	1	2	7	10	17	
医薬品医療機器総合機構		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
医薬基盤研究所		1	1	2	0	2	2	1	3	4	
年金・健康保険福祉施設整理機構		1	1	2	0	2	2	1	3	4	
年金積立金管理運用		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
国立がん研究センター		1	3	4	0	2	2	1	5	6	
国立循環器病研究センター		2	2	4	0	2	2	2	4	6	
国立精神・神経医療研究センター		3	2	5	0	2	2	3	4	7	
国立国際医療研究センター		4	2	6	0	2	2	4	4	8	
国立成育医療研究センター		1	3	4	0	2	2	1	5	6	
国立長寿医療研究センター	3	1	4	0	2	2	3	3	6		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	役員									
		理事長・理事			監事			合計			
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	種苗管理センター	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
	家畜改良センター	3	2	5	0	2	2	3	4	7	
	水産大学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	農業・食品産業技術総合研究機構	12	0	12	3	0	3	15	0	15	
	農業生物資源研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	農業環境技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	国際農林水産業研究センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	森林総合研究所	6	0	6	1	2	3	7	2	9	
	水産総合研究センター	6	0	6	2	0	2	8	0	8	
	農畜産業振興機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10	
	農業者年金基金	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	農林漁業信用基金	7	0	7	2	0	2	9	0	9	
経済産業省	経済産業研究所	1	1	2	0	2	2	1	3	4	
	工業所有権情報・研修館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	日本貿易保険	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	産業技術総合研究所	11	1	12	2	0	2	13	1	14	
	製品評価技術基盤機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	0	7	1	1	2	8	1	9	
	日本貿易振興機構	8	0	8	1	1	2	9	1	10	
	原子力安全基盤機構	4	0	4	2	0	2	6	0	6	
	情報処理推進機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10	
	中小企業基盤整備機構	9	1	10	3	0	3	12	1	13	
	国土交通省	土木研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
		建築研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
交通安全環境研究所		2	0	2	0	2	2	2	2	4	
海上技術安全研究所		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
港湾空港技術研究所		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
電子航法研究所		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
航海訓練所		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
海技教育機構		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
航空大学校		1	0	1	1	1	2	2	1	3	
自動車検査		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		10	0	10	3	0	3	13	0	13	
国際観光振興機構		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
水資源機構		7	0	7	2	0	2	9	0	9	
自動車事故対策機構		4	0	4	2	0	2	6	0	6	
空港周辺整備機構		5	0	5	1	1	2	6	1	7	
海上災害防止センター		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
都市再生機構		10	0	10	3	0	3	13	0	13	
奄美群島振興開発基金		2	0	2	0	2	2	2	2	4	
日本高速道路保有・債務返済機構		4	0	4	2	0	2	6	0	6	
住宅金融支援機構		8	0	8	3	0	3	11	0	11	
環境省	国立環境研究所	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
	環境再生保全機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
計	104法人	415	38	453	95	119	214	510	157	667	

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 平成23年1月1日現在の状況である。
 3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
 4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
 5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

所管府省名	法人名	役員の状況										子会社等の役員の状況										
		役員数(人)										退職公務員・当該法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	当該子会社等の役員数の計(人)									
		うち退職公務員			うち役員出向者			うち独立行政法人等の退職者					うち退職公務員			うち当該法人の退職者						
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤		非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計		
内閣府	国立公文書館	2	2	4	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	北方領土問題対策協会	2	7	9	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3	1	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
消費者庁	国民生活センター	4	2	6	-	-	-	-	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
総務省	情報通信研究機構	7	1	8	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	統計センター	3	3	6	1	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	平和祈念事業特別基金	2	2	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	3	1	4	1	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
外務省	国際協力機構	12	-	12	2	-	2	4	4	-	4	1	-	21	21	-	1	1	-	2(1)	2(1)	
	国際交流基金	3	3	6	1	-	1	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
財務省	造幣局	6	-	6	3	-	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立印刷局	7	-	7	2	-	2	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	酒類総合研究所	2	2	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日本万国博覧会記念機構	4	1	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	2	2	4	1	-	1	-	1(1)	1	2(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大学入試センター	3	1	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立青少年教育振興機構	4	3	7	1	-	1	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立女性教育会館	2	2	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立科学博物館	2	2	4	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	物質・材料研究機構	5	1	6	-	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	防災科学技術研究所	3	1	4	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射線医学総合研究所	4	1	5	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立美術館	3	2	5	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立文化財機構	4	2	6	1	-	1	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	教員研修センター	3	1	4	2	1	3	-	-	1(1)	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	科学技術振興機構	6	1	7	-	-	-	1	4	-	4	5	8	45	53	-	12	12	5	5(1)	10(1)	
	日本学術振興会	4	1	5	1	-	1	1	3(1)	-	3(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	理化学研究所	8	-	8	-	-	-	2	3	-	3	1	5	11	16	2	1	3	-	-	-	
	宇宙航空研究開発機構	11	-	11	1	-	1	-	8	-	8	6	18	62	80	2	4	6	6(2)	6(2)	12(4)	
	日本スポーツ振興センター	6	1	7	-	-	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日本芸術文化振興会	5	1	6	1	-	1	1	1	-	1	1	1	16	17	-	-	-	-	1	1	
	日本学生支援機構	6	1	7	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	海洋研究開発機構	5	1	6	1	-	1	-	5(1)	-	5(1)	3	16	10	26	1	-	1	3	-	3	
	国立高等専門学校機構	6	3	9	-	-	-	1	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大学評価・学位授与機構	3	2	5	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国立大学財務・経営センター	2	2	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
日本原子力研究開発機構	11	-	11	3	-	3	1	5	-	5	16	65	42	107	1	4	5	43	10	53		
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	2	4	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	労働安全衛生総合研究所	4	1	5	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	勤労者退職金共済機構	6	1	7	1	-	1	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	高齢・障害者雇用支援機構	6	1	7	1	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	福祉医療機構	5	1	6	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3	2	5	2	-	2	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	労働政策研究・研修機構	4	1	5	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	雇用・能力開発機構	5	1	6	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	労働者健康福祉機構	6	1	7	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立病院機構	7	10	17	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	医薬品医療機器総合機構	5	1	6	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	医薬基盤研究所	1	3	4	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	年金積立金管理運用独立行政法人	3	1	4	-	1	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立がん研究センター	1	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立循環器病研究センター	2	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立精神・神経医療研究センター	3	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立国際医療研究センター	4	4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立成育医療研究センター	1	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立長寿医療研究センター	3	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

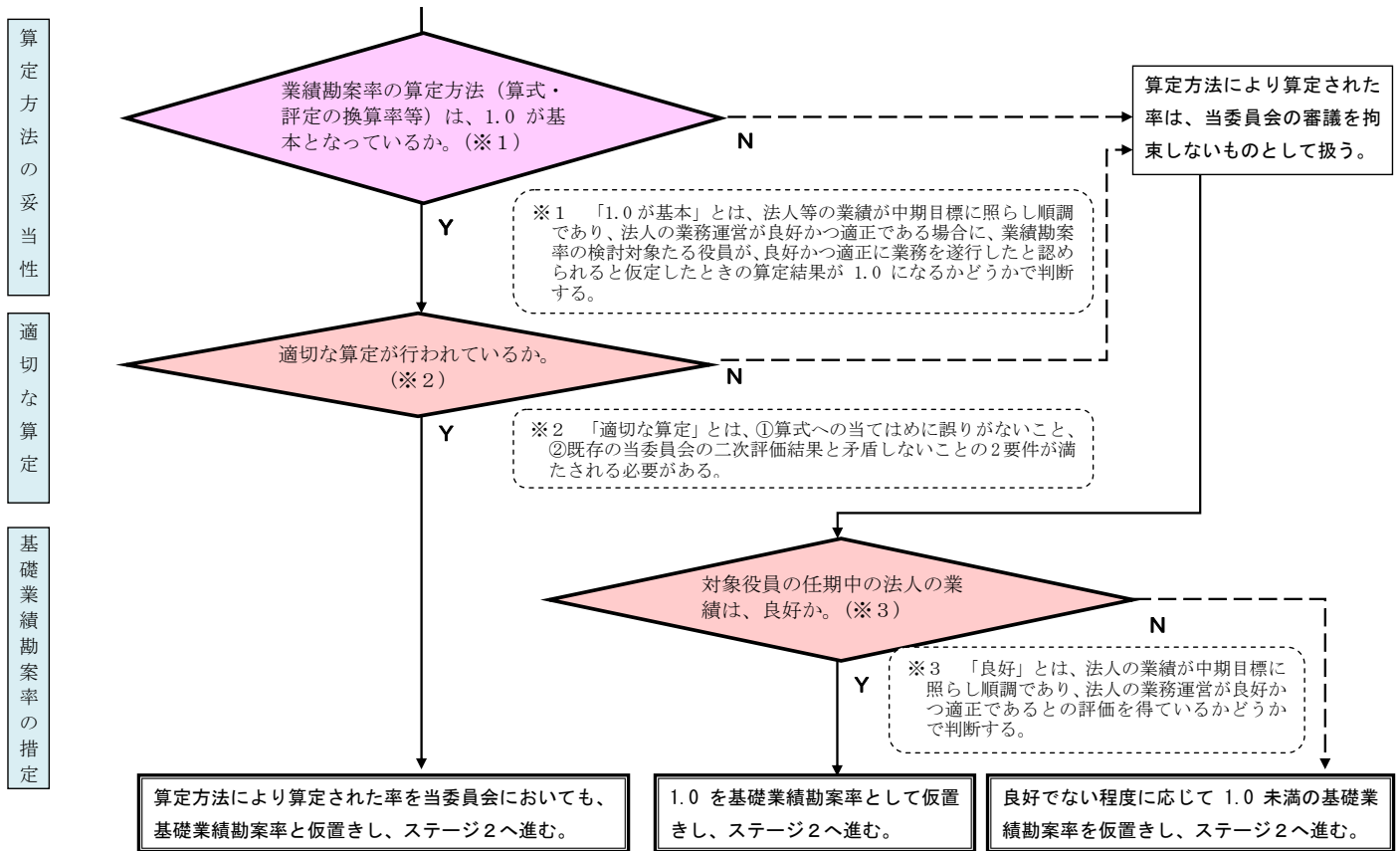
所管府省名	法人名	役員の状況										子会社等の役員の状況										
		役員数(人)										退職公務員・当該法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	当該子会社等の役員数の計(人)									
		うち退職公務員			うち役員出向者			うち独立行政法人等の退職者					うち退職公務員			うち当該法人の退職者						
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤		非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	5	1	6	1	-	1	2	2(1)	-	2(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農畜産業振興機構	10	-	10	2	-	2	4	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業者年金基金	4	1	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農林漁業信用基金	9	-	9	1	-	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	種苗管理センター	3	2	5	1	-	1	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	家畜改良センター	3	4	7	-	1	1	2	1	2(1)	3(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業・食品産業技術総合研究機構	15	-	15	-	-	-	5	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業生物資源研究所	4	1	5	1	-	1	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	農業環境技術研究所	3	1	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国際農林水産業研究センター	3	1	4	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	森林総合研究所	7	2	9	-	1	1	3	3	1	4	1	1	16	17	1	3	4	1(1)	3(1)	4(2)	
	水産総合研究センター	8	-	8	-	-	-	4	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産大学校	2	2	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経済産業省	経済産業研究所	1	3	4	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	工業所有権情報・研修館	2	2	4	1	-	1	-	-	-	-	1	4	14	18	3	2	5	1(1)	-	1(1)	
	日本貿易保険	4	1	5	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	産業技術総合研究所	13	1	14	2	-	2	1	9	-	9	1	1	11	12	-	4	4	-	1(1)	1(1)	
	製品評価技術基盤機構	4	1	5	1	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	8	1	9	2	-	2	2	1	-	1	12	17	228	245	13	17	30	-	-	-	
	日本貿易振興機構	9	1	10	1	-	1	3	6(1)	-	6(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	原子力安全基盤機構	6	-	6	3	-	3	1	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	情報処理推進機構	4	1	5	1	-	1	-	-	-	-	1	1	14	15	-	1	1	-	-	-	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	10	-	10	2	-	2	1	4(1)	-	4(1)	18	50	68	118	11	4	15	5(2)	7	12(2)	
	中小企業基盤整備機構	12	1	13	3	-	3	5	4	-	4	2	3	12	15	-	3	3	3	-	3	
国土交通省	土木研究所	4	1	5	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建築研究所	3	1	4	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	交通安全環境研究所	2	2	4	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	海上技術安全研究所	4	1	5	1	1	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	港湾空港技術研究所	3	1	4	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電子航法研究所	3	1	4	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	航海訓練所	4	1	5	-	1	1	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	海技教育機構	4	1	5	1	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	航空大学校	2	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自動車検査	5	1	6	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13	-	13	2	-	2	3	4	-	4	3	9	16	25	1	2	3	5	4(2)	9(2)	
	国際観光振興機構	5	1	6	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水資源機構	9	-	9	2	-	2	1	2	-	2	1	9	1	10	-	1	1	9	-	9	
	自動車事故対策機構	6	-	6	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	空港周辺整備機構	6	1	7	1	-	1	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	海上災害防止センター	4	1	5	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	都市再生機構	13	-	13	2	-	2	3	4	-	4	17	99	55	154	4	4	8	60(3)	2(1)	62(4)	
	奄美群島振興開発基金	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日本高速道路保有・債務返済機構	6	-	6	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	住宅金融支援機構	11	-	11	4	-	4	1	4	-	4	2	11	6	17	1	-	1	6(1)	1	7(1)	
環境省	国立環境研究所	3	2	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	環境再生保全機構	5	1	6	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4	1	5	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	104法人	510	157	667	80	18	98	108	153(8)	11(2)	164(10)	92	318	648	966	40	63	103	147(10)	42(9)	189(19)	

- (注1) 「平成22年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成22年12月24日 内閣官房及び総務省)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- (注2) 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。))又は④国からの出向者を除く。)をいう。
- (注3) 各法人の役員の状況のうち「独立行政法人等の退職者」は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)(以下「独立行政法人等情報公開法」という。)の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)である。
- (注4) 複数府省共管の法人は、主たる所管府省にのみ掲載している。
- (注5) 「独立行政法人等の退職者」の数には、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。
- (注6) 退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人等の役員となった場合は、双方の欄に記載するとともに、「独立行政法人等の退職者」の欄に()内書きで記載している。
- (注7) 退職公務員が法人役員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者」の欄に()内書きで記載している。

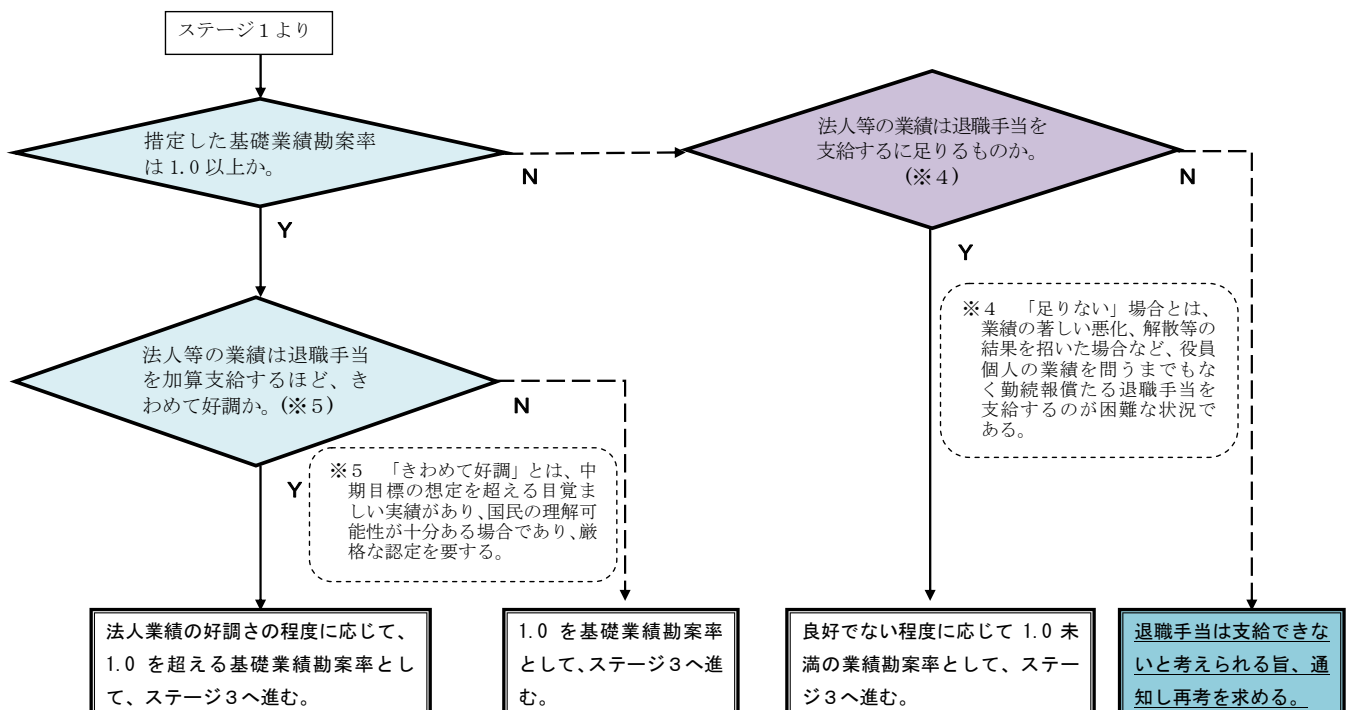
役員退職金に係る業績勘案率に関する方針 (平成 16. 7. 23 独法分科会決定)	補足説明
役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。	
1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1.0 を基本とする」の意味は、独立行政法人において、中期目標の順調な達成など良好かつ適切な業績があげられた期間中に、対象となる役員が適切に職責を果たした場合に、業績勘案率が 1.0 となるという意味である。 ○ 各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委」という。）は、それぞれが業績評価の結果等から業績勘案率を算定する方法（算式・評定の換算率等）を定めている。当分科会としては、その算定方法が方針と合わない場合は、それによって算定された数値（以下「基礎業績勘案率」という。）は当分科会の審議を拘束しないものとする。 ○ 当分科会としては、各府省評価委資料中の基礎業績勘案率を用いることができない場合は、これまで明らかになった評価結果等を踏まえて、1.0 以下の数値を設定する。
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本来、各府省評価委及び当分科会の検討は厳格・適正を確保したものでなければならない。その上で、ここで特に「厳格な検討が求められる」としているのは、国の独立行政法人に対する国民の批判や期待を十分に踏まえて慎重な検討が要する場合を示そうとしたものである。 ○ したがって、例示された「各府省評価委から通知された業績勘案率が 1.0 を超える場合」以外には、例えば、退職役員の在職期間に係る法人等の業績が良好でない場合、退職役員の職責の範囲内において不適切な業務運営が行われた場合などがここでいう「厳格な検討が求められる場合」に該当すると考えられる。 ○ 「客観性の確保」とは、単に算定式と算定過程が明らかであることでは足りず、算定結果について客観的な妥当性が認められることである。
① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左は、1.0 を超える業績勘案率と結論する場合に、「厳格な検討」としては、過去の通常の業績との明確な対比が必要であることを示そうとしたものである。
② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人等の業績の反映重視の結果として、原則として、対象となる役員の在職期間に係る当該法人の業績評価の結果が確定していることが望ましい。しかしながら、役員の在職期間が法人の会計年度の途中から始まったり、途中で終了した場合や、業績評価の結果が確定するのに相当の時間が見込まれるときであって、役員への退職手当の適正な支給の観点から業績勘案率の算定が急がれる場合がある。 左は、そのような場合に、業績評価の結果が確定していない期間について法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定すべきことを示そうとしたものである。

<p>③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。</p>	
<p>④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。</p>	<p>○ 現在の退職手当の算定は、在職時に受けた役員報酬の月額を基礎としている。また、役員報酬は、独立行政法人通則法第 52 条の規定に基づき、法人の業績の実績を考慮して定められる基準により、役員の実績を考慮しながら支給される。したがって、通常であれば、役員報酬に法人等の業績等は反映されており、結果として、退職手当も業績等と整合的であるはずである。しかしながら、既に役員の実績等を考慮して報酬を加減算してある場合に、退職手当の時点で業績勘案率をもって、さらに加減算すれば過度の考慮がなされる結果を招くおそれがある。</p> <p>左は、そのような場合には、過度の加減算がなされた結果を招かないように検討することも含むものである。</p>
<p>⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていること。 ・ 過去の役員の実績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の実績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。 	<p>○ 左の「考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎている」とは、まず、法人の業績が十分であることが必要であることを示そうとするものである。</p> <p>このような考え方の根拠としては、独立行政法人の役員の実績等に関する性格についての次のような理解がある。すなわち、役員の実績等は、通常の実績等ではなく、少なくとも役員が法人経営への貢献に対する報償的な性格を有するものと考えられる。したがって、法人の業績不振等、法人自体が報償を十分に支給できる環境にない場合には、役員の実績等にかかわらず、十全な支給はできないときがある。</p> <p>○ 左の「法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績」とは、役員が、職務の範囲内で自らの活動により貢献した業績を示そうとするものである。</p>
<p>⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。</p>	
<p>⑦ 退職役員の実績期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。</p>	<p>○ 左は、法人等の業績を判断する指標の一つとして、経営努力の結果を示す目的積立金の有無、その金額の水準について勘案すべきことを示そうとするものである。</p>
<p>⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職務に応じた形で算定されていること。</p>	<p>○ 理事長、理事、監事等の職務の評価に当たっては、退職役員の実績が明らかにされるべきである。また、その退職役員の実績に応じて講ずるべきと考えられる措置が適切に講じられる必要がある。</p> <p>○ 不祥事や事故等が起こった場合の事後処理や再発防止策を講ずることなどは、通常であれば、この職務内の措置として認識される。したがって、不祥事や事故等の発生に係る職務に応じた減算がなされるべき場合に、通常の実績等が行われたことでは減算分を相殺するに至らないものと考えられる。</p>
<p>⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。</p>	<p>○ 左は、各府省評価委における十分な検討の確保等の必要性を示そうとするものである。したがって、当分科会としては、業績勘案率の検討に当たって勘案すべき事項について、各府省評価委の検討結果が不明であったり、各府省評価委の検討後に発覚したりした場合などについて、十分な検討の確保がなされていないと認める場合、各府省評価委に対し意見の開陳や再検討を要請することになる。</p>

＜ステージ1 算定方法の分析と基礎業績勘案率の仮置き＞

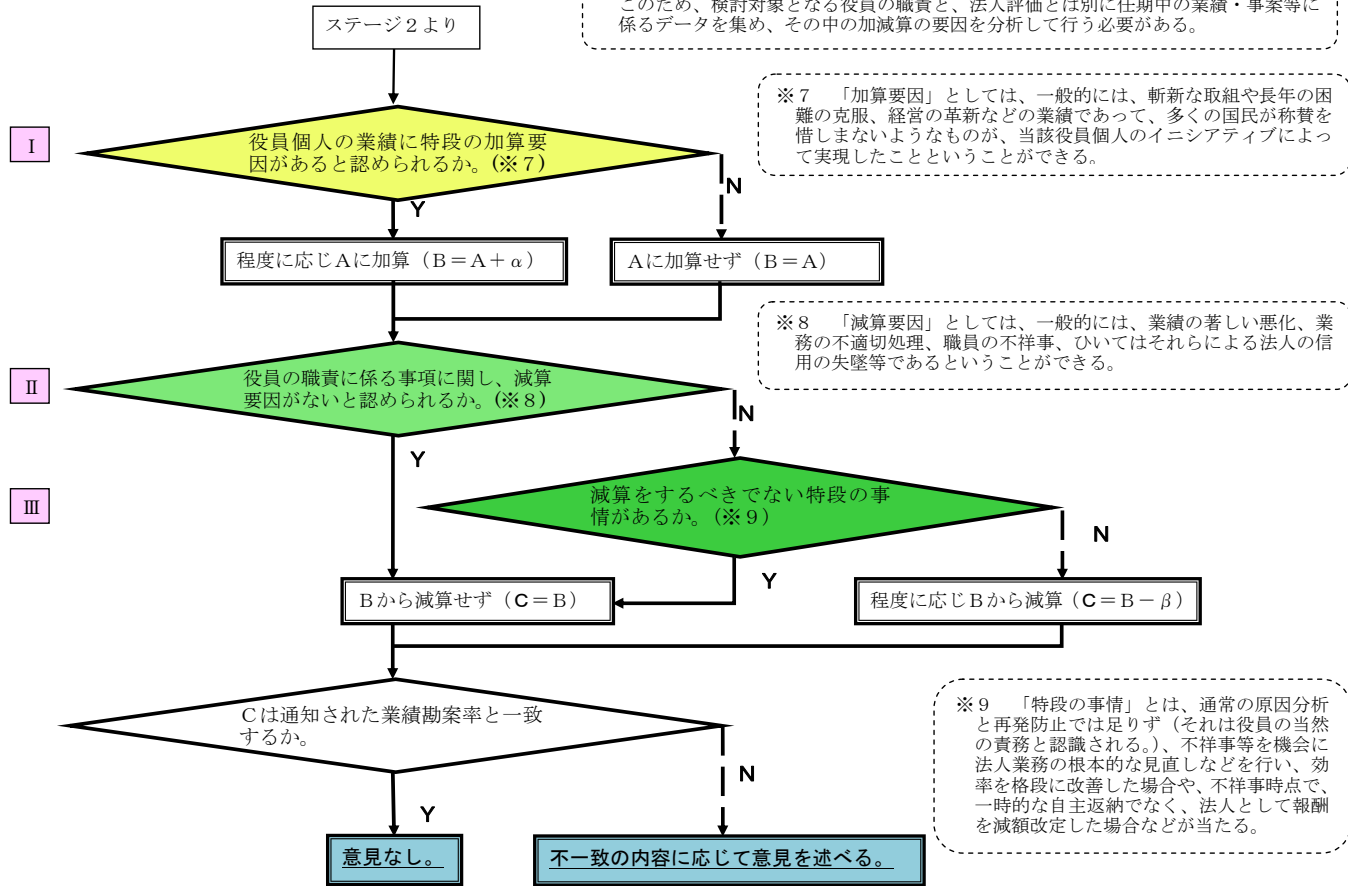


＜ステージ2 仮置き基礎業績勘案率と退職手当支給の可能性等の検討＞



ステージ2で得られた基礎業績勘案率を、ステージ3ではAと表記する。

<ステージ3 個人業績の勘案（3つのチェック）>（※6）



財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称	
内閣府	国立公文書館			
	国民生活センター			
	北方領土問題対策協会	平成22年6月22日	あずさ監査法人	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構			
総務省	情報通信研究機構	平成22年6月3日	有限責任監査法人トーマツ	
	統計センター ※	平成22年6月4日	優成監査法人	
	平和祈念事業特別基金	平成22年6月24日	新日本有限責任監査法人	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	平成22年6月25日	あずさ監査法人	
外務省	国際協力機構	平成22年6月23日	新日本有限責任監査法人	
	国際交流基金	平成22年6月22日	新日本有限責任監査法人	
財務省	酒類総合研究所			
	造幣局	平成22年6月10日	有限責任監査法人トーマツ	
	国立印刷局	平成22年6月11日	あずさ監査法人	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	平成22年6月7日	有限責任監査法人トーマツ	
	国立特別支援教育総合研究所			
	大学入試センター	平成22年6月2日	有限責任監査法人トーマツ	
	国立青少年教育振興機構	平成22年6月11日	新日本有限責任監査法人	
	国立女性教育会館			
	国立国語研究所	平成21年12月2日	あずさ監査法人	
	国立科学博物館	平成22年6月11日	新日本有限責任監査法人	
	物質・材料研究機構	平成22年6月18日	あずさ監査法人	
	防災科学技術研究所	平成22年6月9日	あずさ監査法人	
	放射線医学総合研究所	平成22年6月14日	有限責任監査法人トーマツ	
	国立美術館	平成22年6月21日	新日本有限責任監査法人	
	国立文化財機構	平成22年6月25日	新日本有限責任監査法人	
	教員研修センター ※	平成22年6月4日	優成監査法人	
	科学技術振興機構	平成22年6月9日	有限責任監査法人トーマツ	
	日本学術振興会 ※	平成22年6月11日	有限責任監査法人トーマツ	
	理化学研究所	平成22年6月23日	あずさ監査法人	
	宇宙航空研究開発機構	平成22年6月16日	あずさ監査法人	
	日本スポーツ振興センター	平成22年6月9日	有限責任監査法人トーマツ	
	日本芸術文化振興会	平成22年6月7日	有限責任監査法人トーマツ	
	日本学生支援機構	平成22年6月18日	新日本有限責任監査法人	
	海洋研究開発機構	平成22年6月9日	有限責任監査法人トーマツ	
	国立高等専門学校機構	平成22年6月18日	有限責任監査法人トーマツ	
	大学評価・学位授与機構 ※	平成22年6月18日	有限責任監査法人トーマツ	
	国立大学財務・経営センター	平成22年6月25日	あずさ監査法人	
	日本原子力研究開発機構	平成22年6月18日	あずさ監査法人	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所		
		労働安全衛生総合研究所	平成22年6月24日	あずさ監査法人
		勤労者退職金共済機構	平成22年6月25日	あずさ監査法人
		高齢・障害者雇用支援機構	平成22年6月17日	あずさ監査法人
		福祉医療機構	平成22年6月24日	新日本有限責任監査法人
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	平成22年6月8日	新日本有限責任監査法人
		労働政策研究・研修機構 ※	平成22年6月16日	あずさ監査法人
雇用・能力開発機構		平成22年6月29日	あずさ監査法人	
労働者健康福祉機構		平成22年6月23日	あずさ監査法人	
国立病院機構		平成22年6月21日	新日本有限責任監査法人	
医薬品医療機器総合機構		平成22年6月18日	あずさ監査法人	
医薬基盤研究所		平成22年6月14日	有限責任監査法人トーマツ	
年金・健康保険福祉施設整理機構		平成22年6月16日	有限責任監査法人トーマツ	
年金積立金管理運用		平成22年6月18日	新日本有限責任監査法人	

(次のページへ続く)

(前ページから続く)

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	平成22年6月8日	有限責任監査法人トーマツ	
	種苗管理センター			
	家畜改良センター	平成22年6月22日	新日本有限責任監査法人	
	水産大学校			
	農業・食品産業技術総合研究機構	平成22年6月17日	あずさ監査法人	
	農業生物資源研究所	平成22年5月28日	有限責任監査法人トーマツ	
	農業環境技術研究所	平成22年5月28日	有限責任監査法人トーマツ	
	国際農林水産業研究センター ※	平成22年6月11日	新日本有限責任監査法人	
	森林総合研究所	平成22年6月18日	新日本有限責任監査法人	
	水産総合研究センター	平成22年6月9日	あずさ監査法人	
	農畜産業振興機構	平成22年6月24日	あずさ監査法人	
	農業者年金基金	平成22年6月25日	新日本有限責任監査法人	
	農林漁業信用基金	平成22年6月25日	あずさ監査法人	
	経済産業省	経済産業研究所		
工業所有権情報・研修館				
日本貿易保険		平成22年6月15日	あずさ監査法人	
産業技術総合研究所		平成22年6月11日	あずさ監査法人	
製品評価技術基盤機構		平成22年6月8日	新日本有限責任監査法人	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		平成22年6月21日	あずさ監査法人	
日本貿易振興機構		平成22年6月23日	あずさ監査法人	
原子力安全基盤機構 ※		平成22年6月10日	あずさ監査法人	
情報処理推進機構		平成22年6月23日	あずさ監査法人	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		平成22年6月15日	新日本有限責任監査法人	
中小企業基盤整備機構		平成22年6月17日	新日本有限責任監査法人	
国土交通省		土木研究所	平成22年6月11日	有限責任監査法人トーマツ
		建築研究所	平成22年6月9日	優成監査法人
		交通安全環境研究所	平成22年6月23日	あずさ監査法人
	海上技術安全研究所	平成22年6月21日	あずさ監査法人	
	港湾空港技術研究所	平成22年6月14日	新日本有限責任監査法人	
	電子航法研究所			
	航海訓練所			
	海技教育機構	平成22年6月18日	あずさ監査法人	
	航空大学校			
	自動車検査	平成22年6月14日	新日本有限責任監査法人	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	平成22年6月18日	あずさ監査法人	
	国際観光振興機構			
	水資源機構	平成22年6月25日	あずさ監査法人	
	自動車事故対策機構	平成22年6月22日	あずさ監査法人	
	空港周辺整備機構	平成22年6月9日	あずさ監査法人	
	海上災害防止センター	平成22年6月15日	有限責任監査法人トーマツ	
	都市再生機構	平成22年6月23日	新日本有限責任監査法人	
	奄美群島振興開発基金	平成22年5月31日	優成監査法人	
	日本高速道路保有・債務返済機構	平成22年6月18日	有限責任監査法人トーマツ	
	住宅金融支援機構	平成22年6月25日	あずさ監査法人	
環境省	国立環境研究所	平成22年6月23日	あずさ監査法人	
	環境再生保全機構	平成22年6月21日	あずさ監査法人	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構			
計 (99法人)				

- (注) 1 各法人の平成21年度の会計監査人等による監査報告書に基づき作成した。
 2 資本金額が100億円以上の法人、負債金額が200億円以上の法人及び個別法に長期借入金又は債券発行の規定が置かれている法人が、会計監査人による監査を義務付けられている(通則法第39条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)第2条)。
 なお、当該法人以外で、法人の任意により公認会計士又は監査法人による独立行政法人通則法第39条に準じた監査を受けている法人については、法人名に※を付している。
 3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
 4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
 5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の資本金

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
内閣府	国立公文書館	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180		
	国民生活センター	9,167	9,167	9,167	9,167	9,167		
	北方領土問題対策協会	276	276	276	276	276		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	527	1,357	1,357	1,357	1,357		
総務省	情報通信研究機構	164,037	167,497	171,337	174,197	175,617		
	統計センター	-	-	-	-	-		
	平和祈念事業特別基金	40,000	40,000	20,000	20,000	20,000		
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	7,000	7,000	7,000		
外務省	国際協力機構	88,508	88,508	83,333	83,333	83,333		
	国際交流基金	112,971	112,971	112,971	112,971	112,971		
財務省	酒類総合研究所	9,833	9,833	9,833	9,833	9,833		
	造幣局	66,857	66,857	66,857	66,857	66,857		
	国立印刷局	300,800	300,800	300,800	300,800	300,800		
	日本万国博覧会記念機構	121,978	121,978	121,978	121,978	121,978		
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	6,049	6,049	6,049	6,049	6,049		
	大学入試センター	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592		
	国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念青少年総合センター	83,077	123,687	123,687	123,687	123,687	
		国立青年の家	21,436					
		国立少年自然の家	24,425					
	国立女性教育会館	3,615	3,615	3,615	3,615	3,615		
	国立科学博物館	73,943	73,943	73,943	73,943	73,943		
	物質・材料研究機構	76,459	76,459	76,459	76,459	76,459		
	防災科学技術研究所	58,903	58,903	58,903	58,903	58,903		
	放射線医学総合研究所	33,648	33,648	33,648	33,648	33,648		
	国立美術館	45,949	81,019	81,019	81,019	81,019		
	国立文化財機構	国立博物館	86,247	86,706	104,714	104,714	104,714	
		文化財研究所	17,167	17,167	-	-	-	
	教員研修センター	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891		
	科学技術振興機構	192,882	193,482	193,882	193,882	193,882		
	日本学術振興会	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064		
	理化学研究所	266,048	266,048	266,048	266,048	266,048		
	宇宙航空研究開発機構	544,408	544,408	544,408	544,408	544,408		
	日本スポーツ振興センター	195,356	203,955	226,140	226,140	226,552		
	日本芸術文化振興会	246,819	246,819	246,819	246,819	246,819		
	日本学生支援機構	100	100	100	100	100		
	海洋研究開発機構	84,215	84,215	84,215	84,215	84,215		
	国立高等専門学校機構	278,681	278,680	278,680	278,680	278,680		
	大学評価・学位授与機構	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471		
	国立大学財務・経営センター	9,602	9,602	9,602	9,602	9,602		
	日本原子力研究開発機構	808,594	808,594	808,594	808,594	808,594		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-	-	-	-	
		労働安全衛生総合研究所	産業安全研究所	7,164	11,786	11,786	11,786	11,786
			産業医学総合研究所	4,967				
		勤労者退職金共済機構	-	-	-	-	-	
		高齢・障害者雇用支援機構	12,228	12,228	12,228	12,228	12,228	
		福祉医療機構	290,076	4,016,552	3,574,171	3,009,463	2,685,298	
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	15,189	15,189	15,189	15,189	15,189	
		労働政策研究・研修機構	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	
雇用・能力開発機構		789,286	787,109	783,229	768,292	747,838		
労働者健康福祉機構		156,202	153,713	152,674	149,859	148,280		
国立病院機構		143,758	143,758	143,758	143,758	195,608		
医薬品医療機器総合機構		1,180	1,180	1,180	1,180	1,180		
医薬基盤研究所		53,112	54,489	55,689	56,889	57,685		
年金・健康保険福祉施設整理機構		189,737	179,241	147,911	206,954	143,284		
年金積立金管理運用		-	100	100	100	100		

(次のページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	3,541	3,541	10,386	10,386	10,386	
	農林水産消費技術センター	1,671	1,671				
	肥飼料検査所	3,760	3,760				
	種苗管理センター	9,702	9,702	9,702	9,702	9,702	
	家畜改良センター	48,228	48,228	48,228	48,228	48,228	
	水産大学校	9,459	9,459	9,459	9,459	9,459	
	森林総合研究所	森林総合研究所	47,391	47,391	49,587	692,997	706,315
		林木育種センター	1,909	1,909			
		緑資源機構	653,051	667,031			
	農業・食品産業技術総合研究機構	農業・生物系特定産業技術研究機構	291,553	314,751	315,419	316,135	316,691
		農業工学研究所	20,752				
		食品総合研究所	8,998				
		農業者大学校	2,735				
	農業生物資源研究所	40,319	40,319	40,319	40,319	40,319	
	農業環境技術研究所	34,353	34,353	34,353	34,353	34,353	
	国際農林水産業研究センター	8,470	8,470	8,470	8,470	8,470	
	水産総合研究センター	水産総合研究センター	55,072	60,196	60,196	60,196	60,196
		さけ・ます資源管理センター	5,467				
	農畜産業振興機構	35,990	35,990	35,990	30,960	30,960	
	農業者年金基金	-	-	-	-	-	
農林漁業信用基金	205,236	205,236	205,236	207,797	215,816		
経済産業省	経済産業研究所	-	-	-	-	-	
	工業所有権情報・研修館	-	-	-	-	-	
	日本貿易保険	104,352	104,352	104,352	104,352	104,352	
	産業技術総合研究所	286,086	286,086	286,086	286,086	286,086	
	製品評価技術基盤機構	19,072	19,072	19,072	19,072	19,072	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	170,019	143,711	143,711	129,358	134,858	
	日本貿易振興機構	115,202	88,344	83,590	82,890	82,590	
	原子力安全基盤機構	-	-	-	-	-	
	情報処理推進機構	84,131	84,131	35,981	35,981	35,981	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	177,369	187,929	201,337	247,787	303,258	
	中小企業基盤整備機構	1,094,637	1,096,285	1,095,543	1,094,207	1,118,419	
	土木研究所	土木研究所	28,644	35,868	35,868	35,868	35,868
		北海道開発土木研究所	7,600				
	建築研究所	20,384	20,384	20,384	20,384	20,384	
	交通安全環境研究所	22,625	22,625	22,625	22,625	22,625	
海上技術安全研究所	38,352	38,352	38,352	38,352	38,352		
港湾空港技術研究所	14,053	14,053	14,053	14,053	14,053		
電子航法研究所	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258		
航海訓練所	5,007	5,007	5,007	5,007	5,007		
海技教育機構	海技大学校	4,133	14,578	14,578	14,578	14,578	
	海員学校	11,544					
航空大学校	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970		
自動車検査	12,031	12,031	12,031	12,031	12,031		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	78,501	82,601	86,652	94,603	119,603		
国際観光振興機構	1,398	1,398	1,398	1,398	1,398		
水資源機構	9,060	9,060	9,060	9,060	9,060		
自動車事故対策機構	13,174	13,174	13,174	13,174	13,174		
空港周辺整備機構	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400		
海上災害防止センター	486	486	486	486	486		
都市再生機構	884,301	916,401	948,501	1,000,601	1,058,169		
奄美群島振興開発基金	13,930	14,432	14,934	15,436	15,770		
日本高速道路保有・債務返済機構	4,463,875	4,596,575	4,728,075	4,855,291	4,983,551		
住宅金融支援機構	-	-	319,700	405,700	901,300		
環境省	国立環境研究所	38,666	38,666	38,666	38,666	38,666	
	環境再生保全機構	16,045	16,045	16,045	16,045	16,045	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	977	977	977	977	977	
計 (98法人)		15,006,973	18,894,504	18,889,837	18,635,248	19,093,396	

(注) 1 各年度の貸借対照表に基づき作成した。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

6 国際協力機構の資本金は、有償資金協力業務に係るものを除く。

独立行政法人の平成19年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	1,856	—	—	—	4	—	—	—	—	1,859
	国民生活センター	2,803	—	491	—	253	—	—	—	—	3,547
	北方領土問題対策協会	632	230	—	—	57	—	—	—	—	1,016
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,283	—	4,419	—	—	—	—	—	—	8,702
総務省	情報通信研究機構	36,266	1,019	—	4,359	1,205	6,500	300	—	—	49,649
	統計センター	9,067	—	—	15	0	—	—	1,173	—	10,255
	平和祈念事業特別基金	849	—	—	—	10,406	—	—	—	—	11,255
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	—	—	—	—	11,168,125	—	3,488,755	—	—	14,656,880
外務省	国際協力機構	155,626	—	1,616	2,990	658	—	—	—	0	160,889
	国際交流基金	13,049	—	—	—	3,126	—	—	—	—	16,175
財務省	酒類総合研究所	1,222	—	—	33	36	—	—	—	—	1,291
	造幣局	—	—	—	—	25,405	—	—	—	—	25,405
	国立印刷局	—	—	—	—	87,648	—	—	—	—	87,648
	通関情報処理センター	—	—	—	—	10,858	—	—	—	—	10,858
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	—	—	—	—	3,725	—	—	—	—	3,725
	国立特別支援教育総合研究所	1,207	—	58	—	5	—	—	—	—	1,270
	大学入試センター	444	—	—	—	10,457	—	—	—	—	10,901
	国立青少年教育振興機構	10,913	—	200	—	1,185	—	—	—	—	12,298
	国立女性教育会館	724	—	117	5	89	—	—	—	—	935
	国立国語研究所	1,129	—	—	0	9	—	—	—	—	1,138
	国立科学博物館	3,222	—	—	—	284	—	—	—	—	3,506
	物質・材料研究機構	15,803	—	320	2,819	116	—	—	—	—	19,059
	防災科学技術研究所	8,369	—	150	2,142	107	—	—	—	—	10,768
	放射線医学総合研究所	12,851	—	364	193	2,147	—	—	—	—	15,555
	国立美術館	6,042	—	7,075	—	965	—	—	—	—	14,082
	国立文化財機構	9,042	—	711	26	1,098	—	—	—	—	10,877
	教員研修センター	1,511	—	192	—	142	—	—	—	—	1,845
	科学技術振興機構	103,463	—	—	405	8,594	430	—	43	—	112,935
	日本学術振興会	29,024	130,066	—	254	394	—	—	—	—	159,737
	理化学研究所	62,334	14,740	5,766	6,036	550	—	—	—	—	89,426
	宇宙航空研究開発機構	128,826	46,946	8,036	43,167	657	—	—	—	—	227,632
	日本スポーツ振興センター	5,375	2,564	1,512	—	43,534	—	351	—	970	54,306
	日本芸術文化振興会	11,482	—	801	9	4,777	—	—	—	—	17,069
	日本学生支援機構	21,446	47,703	—	—	15,763	675,899	298,502	—	—	1,059,312
	海洋研究開発機構	37,190	—	810	157	3,752	—	—	—	—	41,909
	国立高等専門学校機構	69,030	—	2,503	—	14,717	—	—	—	—	86,250
	大学評価・学位授与機構	1,996	—	—	—	329	—	—	—	—	2,324
国立大学財務・経営センター	522	—	—	—	7,237	70,600	109,353	—	—	187,712	
メディア教育開発センター	2,083	—	—	—	72	—	—	—	—	2,155	
日本原子力研究開発機構	163,224	3,072	23,431	2,397	13,906	—	—	—	—	206,031	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	812	—	—	150	85	—	—	—	—	1,047
	労働安全衛生総合研究所	2,513	—	396	16	11	—	—	—	—	2,938
	勤労者退職金共済機構	3,662	7,991	—	—	457,914	—	1,345	—	—	470,912
	高齢・障害者雇用支援機構	17,786	34,295	35	—	19,204	—	—	—	—	71,319
	福祉医療機構	10,056	67,926	—	—	242,275	—	11,091	—	—	331,348
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,553	—	68	—	1,621	—	—	—	—	4,242
	労働政策研究・研修機構	3,131	—	193	7	93	—	—	—	—	3,424
	雇用・能力開発機構	79,692	36,054	1,725	0	462,362	—	—	—	—	579,832
	労働者健康福祉機構	11,433	17,348	10,040	0	256,691	5,445	7,492	—	—	308,450
	国立病院機構	49,848	—	9,581	—	735,120	42,991	—	—	—	837,540
	医薬品医療機器総合機構	621	192	—	2,426	11,925	—	—	—	—	15,165
	医薬基盤研究所	11,333	—	264	234	256	1,200	129	—	—	13,417
	年金・健康保険福祉施設整理機構	—	—	—	—	30,585	—	—	28,417	—	59,002
	年金積立金管理運用	—	—	—	—	4,010,115	14,397,125	5,228,631	—	—	23,635,871
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,858	—	731	0	36	—	—	—	—	8,625
	種苗管理センター	2,985	—	208	57	271	—	—	—	—	3,522
	家畜改良センター	8,404	—	436	141	558	—	—	—	—	9,539
	水産大学校	2,186	—	2,515	58	524	—	—	—	—	5,283

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	49,803	—	1,505	7,797	1,111	1,201	302	—	—	61,718	
	農業生物資源研究所	7,526	—	217	3,690	14	—	—	—	—	11,447	
	農業環境技術研究所	3,142	—	100	931	3	—	—	—	—	4,176	
	国際農林水産業研究センター	3,275	—	74	197	7	—	—	—	—	3,554	
	森林総合研究所	10,317	—	256	1,404	62	—	—	—	—	12,038	
	水産総合研究センター	17,503	—	1,582	4,886	2,333	—	—	—	—	26,304	
	農畜産業振興機構	2,002	134,373	—	—	89,629	33,856	3,585	—	—	263,447	
	農業者年金基金	3,963	153,252	—	—	15,397	68,330	—	—	—	240,942	
	農林漁業信用基金	—	1,176	—	2	159,088	66,064	—	—	—	226,330	
	緑資源機構	—	44,053	—	446	27,308	29,088	—	—	—	100,895	
	経済産業省	経済産業研究所	1,619	—	—	2	1	—	—	—	—	1,621
		工業所有権情報・研修館	14,232	—	—	—	80	—	—	—	—	14,312
		日本貿易保険	—	—	—	—	11,059	—	20,546	—	—	31,605
産業技術総合研究所		65,682	—	3,024	13,786	3,873	—	—	—	—	86,365	
製品評価技術基盤機構		7,588	—	102	207	588	—	—	—	—	8,485	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		154,858	48,483	—	12,996	2,042	200	1,791	—	—	220,370	
日本貿易振興機構		24,408	2,301	—	8,783	3,914	—	—	—	—	39,406	
原子力安全基盤機構		22,876	—	—	—	1,504	—	—	—	—	24,380	
情報処理推進機構		5,117	—	—	0	4,077	—	—	—	—	9,194	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		33,296	2,719	—	106,239	33,209	800,734	455,830	—	—	1,432,027	
中小企業基盤整備機構		21,993	68	978	546	689,380	447	552,704	—	—	1,266,116	
国土交通省		土木研究所	6,361	—	495	2,917	76	—	—	—	—	9,849
		建築研究所	2,045	—	90	160	35	—	—	—	—	2,330
	交通安全環境研究所	1,770	—	372	1,974	—	—	—	—	—	4,116	
	海上技術安全研究所	3,010	—	377	851	32	—	—	—	—	4,270	
	港湾空港技術研究所	1,371	—	230	1,349	31	—	—	0	—	2,981	
	電子航法研究所	1,684	—	55	283	—	—	—	0	—	2,022	
	海技教育機構	2,817	—	0	24	119	—	—	—	—	2,960	
	航海訓練所	6,518	—	296	9	25	—	—	—	—	6,848	
	航空大学校	2,855	—	102	—	118	—	—	—	—	3,075	
	自動車検査	7,753	—	1,887	—	2,173	—	—	—	—	11,813	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	738	195,565	—	39,065	1,304,345	465,851	—	—	—	2,005,565	
	国際観光振興機構	2,111	—	—	—	1,694	—	—	—	—	3,805	
	水資源機構	—	62,169	0	1,662	148,264	37,411	—	—	—	249,506	
自動車事故対策機構	8,429	3,132	510	—	1,574	—	942	—	—	14,586		
空港周辺整備機構	—	3,184	—	9,644	1,911	1,025	—	177	—	15,941		
海上災害防止センター	0	—	0	1,255	98	—	—	535	—	1,888		
都市再生機構	—	75,828	—	34,087	1,385,777	1,582,131	—	—	—	3,077,823		
奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	440	802	3,046	—	—	4,288		
日本高速道路保有・債務返済機構	—	22	—	—	1,988,060	3,271,800	—	—	—	5,259,883		
住宅金融支援機構	—	275,000	—	—	1,749,583	4,367,738	5,163,855	—	—	11,556,177		
環境省	国立環境研究所	9,680	—	1,111	4,055	14	—	—	—	—	14,860	
	環境再生保全機構	2,392	19,391	—	—	80,646	16,100	—	1,758	—	120,288	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4,184	—	—	—	—	—	—	—	—	4,184	
計	合計(102法人)	1,660,696	1,430,862	98,127	327,400	25,381,772	25,942,968	15,348,550	32,103	970	70,223,452	

(注) 1 平成19年4月1日現在の状況(ただし、郵便貯金・簡易生命保険管理機構については平成20年1月1日現在の状況)である。

2 予算額は、各法人における平成19年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成19年10月1日に設立し、予算額は6か月分を計上している。

独立行政法人の平成20年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	1,833	-	-	-	4	-	-	-	-	1,837
	国民生活センター	2,951	-	354	-	144	-	-	-	-	3,449
	北方領土問題対策協会	652	188	-	66	84	-	-	-	-	989
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,454	-	6,286	26	-	-	-	-	-	10,766
総務省	情報通信研究機構	35,330	736	58	5,815	1,128	4,200	171	-	-	47,438
	統計センター	9,399	-	-	14	753	-	-	-	-	10,166
	平和祈念事業特別基金 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	750	-	-	-	10,302	-	-	-	-	11,052
外務省	国際協力機構	153,786	-	3,084	2,819	732	-	-	-	697	161,117
	国際交流基金	12,892	-	-	708	3,309	-	-	-	-	16,909
財務省	酒類総合研究所	1,171	-	-	42	37	-	-	-	-	1,249
	造幣局	-	-	-	-	32,050	-	-	-	-	32,050
	国立印刷局	-	-	-	-	82,035	-	-	-	-	82,035
	通関情報処理センター	-	-	-	-	5,692	-	-	-	-	5,692
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,709	-	-	-	-	3,709
	国立特別支援教育総合研究所	1,176	-	48	-	3	-	-	-	-	1,227
	大学入試センター	422	-	-	-	10,553	-	-	-	-	10,975
	国立青少年教育振興機構	10,477	-	245	-	1,248	-	-	-	-	11,970
	国立女性教育会館	645	-	82	5	93	-	-	-	-	825
	国立国語研究所	1,111	-	-	0	9	-	-	-	-	1,120
	国立科学博物館	3,125	-	-	-	287	-	-	-	-	3,412
	物質・材料研究機構	15,429	-	320	2,960	119	-	-	-	-	18,828
	防災科学技術研究所	8,433	-	36	2,145	400	-	-	-	-	11,015
	放射線医学総合研究所	12,407	-	100	631	2,201	-	-	-	-	15,339
	国立美術館	5,790	-	8,970	-	975	-	-	-	-	15,735
	国立文化財機構	8,772	-	1,698	26	1,109	-	-	-	-	11,605
	教員研修センター	1,439	-	192	-	136	-	-	-	-	1,767
	科学技術振興機構	105,058	-	-	303	8,817	-	-	-	471	114,648
	日本学術振興会	28,859	127,118	-	725	405	-	-	-	-	157,108
	理化学研究所	60,139	23,321	7,500	6,482	562	-	-	-	-	98,003
	宇宙航空研究開発機構	130,227	50,975	6,283	51,349	1,000	-	-	-	-	239,834
	日本スポーツ振興センター	7,071	2,563	2,272	1	61,990	-	-	1,369	-	75,717
	日本芸術文化振興会	11,023	-	874	55	4,913	-	-	-	-	16,865
	日本学生支援機構	19,289	58,190	-	361	17,526	975,641	333,839	-	-	1,404,846
	海洋研究開発機構	38,431	-	330	157	4,472	-	-	-	-	43,389
	国立高等専門学校機構	67,659	-	2,587	-	14,807	-	-	-	-	85,053
	大学評価・学位授与機構	1,896	-	-	266	198	-	-	-	-	2,360
国立大学財務・経営センター	496	-	-	-	14,043	67,400	105,149	278	-	187,366	
メディア教育開発センター	1,927	-	-	-	72	-	-	-	-	1,999	
日本原子力研究開発機構	168,697	4,611	12,827	1,164	12,554	-	-	-	-	199,852	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	791	-	-	51	57	-	-	-	-	899
	労働安全衛生総合研究所	2,516	-	251	15	12	-	-	-	-	2,793
	勤労者退職金共済機構	3,519	7,547	-	-	514,007	-	1,331	-	-	526,403
	高齢・障害者雇用支援機構	17,458	27,222	33	-	17,486	-	-	-	-	62,198
	福祉医療機構	4,281	62,899	-	-	229,853	-	-	11,289	-	308,322
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,596	-	90	-	1,526	-	-	-	-	4,212
	労働政策研究・研修機構	3,045	-	267	7	93	-	-	-	-	3,413
	雇用・能力開発機構	76,910	32,875	1,724	0	504,235	-	-	-	-	615,745
	労働者健康福祉機構	10,666	16,340	8,832	0	260,505	5,214	5,484	-	-	307,042
	国立病院機構	47,854	-	6,491	-	749,674	59,486	-	-	-	863,506
	医薬品医療機器総合機構	611	193	-	2,339	13,575	-	-	-	-	16,718
	医薬基盤研究所	11,283	-	273	166	257	1,200	122	-	-	13,300
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	43,051	-	-	42,345	-	85,395
	年金積立金管理運用	-	-	-	-	4,228,891	11,047,755	5,358,555	-	-	20,635,201
	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,405	-	698	0	36	0	380	485	-
種苗管理センター		3,006	-	187	57	143	-	-	200	-	3,594
家畜改良センター		8,072	-	392	141	583	-	-	290	-	9,478
水産大学校		2,100	-	193	58	524	-	-	151	-	3,026

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	49,631	-	2,903	7,797	748	1,401	158	286	-	62,923	
	農業生物資源研究所	7,209	-	279	3,690	14	-	1,069	227	-	12,488	
	農業環境技術研究所	3,306	-	55	931	3	-	-	0	-	4,296	
	国際農林水産業研究センター	3,601	-	38	197	7	-	-	64	-	3,908	
	森林総合研究所	10,180	31,418	287	1,400	25,741	24,553	-	-	-	93,578	
	水産総合研究センター	17,273	-	3,128	4,886	2,332	-	-	853	-	28,472	
	農畜産業振興機構	2,284	106,841	-	-	86,695	53,273	32,960	-	-	282,054	
	農業者年金基金	3,890	125,455	-	-	15,013	270,406	-	-	-	414,763	
	農林漁業信用基金	-	1,830	-	3	144,677	71,376	-	-	-	217,886	
	経済産業省	経済産業研究所	1,599	-	-	2	1	-	-	55	-	1,658
	工業所有権情報・研修館	13,659	-	-	-	81	-	-	-	-	13,740	
日本貿易保険	-	-	-	-	11,149	-	19,682	-	-	30,831		
産業技術総合研究所	64,237	-	4,239	13,435	4,382	-	-	-	-	86,293		
製品評価技術基盤機構	7,466	-	120	316	1,435	-	-	-	-	9,337		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	145,428	51,587	-	30,842	2,235	5,000	1,185	-	-	236,279		
日本貿易振興機構	23,885	2,382	-	8,628	4,181	-	-	-	-	39,076		
原子力安全基盤機構	22,506	-	-	-	1,280	-	-	-	-	23,786		
情報処理推進機構	5,006	-	-	-	3,284	-	-	-	-	8,291		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	27,494	3,055	-	96,160	23,644	828,300	649,416	-	-	1,628,069		
中小企業基盤整備機構	21,641	64	-	307	702,388	16,715	584,516	-	-	1,325,629		
国土交通省	土木研究所	9,492	-	730	2,917	76	-	-	-	13,215		
建築研究所	2,011	-	87	160	35	-	-	-	-	2,293		
交通安全環境研究所	1,730	-	430	1,526	-	-	-	-	-	3,686		
海上技術安全研究所	2,961	-	549	954	41	-	-	-	-	4,505		
港湾空港技術研究所	1,341	-	398	1,275	33	-	-	-	-	3,047		
電子航法研究所	1,640	-	87	283	-	-	-	-	-	2,010		
航海訓練所	6,567	-	52	7	26	-	-	-	-	6,652		
海技教育機構	2,745	-	118	35	142	-	-	-	-	3,040		
航空大学校	2,773	-	103	-	126	-	-	-	-	3,002		
自動車検査	1,544	-	4,058	-	8,670	-	-	-	-	14,273		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	620	208,527	-	41,816	930,927	559,751	324,619	-	-	2,066,260		
国際観光振興機構	2,017	-	-	-	1,585	-	-	-	-	3,602		
水資源機構	-	59,863	-	1,080	165,235	20,500	-	-	-	246,678		
自動車事故対策機構	8,105	3,118	997	-	1,750	-	896	-	-	14,866		
空港周辺整備機構	-	2,103	-	7,392	1,614	580	-	135	-	11,824		
海上災害防止センター	-	-	-	1,747	71	-	-	1,145	0	2,964		
都市再生機構	-	70,224	-	25,810	1,269,800	1,750,607	-	-	-	3,116,441		
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	466	802	2,839	-	-	4,107		
日本高速道路保有・債務返済機構	-	34	-	-	2,010,038	3,150,516	-	-	-	5,160,588		
住宅金融支援機構	-	205,000	-	-	1,559,713	3,907,760	4,838,319	-	-	10,510,792		
環境省	国立環境研究所	9,675	-	499	4,055	-	-	-	-	14,229		
環境再生保全機構	2,197	18,616	-	0	73,031	13,900	-	-	-	107,745		
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,768	-	-	-	-	-	-	-	3,768		
合計(101法人)		1,624,810	1,304,895	92,734	336,605	34,861,407	22,836,336	17,263,116	46,985	1,148	78,368,037	

(注)1 平成20年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成20年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11 国際協力機構の平成20年度計画における予算額(収入)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成21年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,074	-	-	-	5	-	-	-	-	2,079
	国民生活センター	3,202	-	-	-	144	-	-	-	-	3,346
	北方領土問題対策協会	648	181	-	58	79	-	-	-	-	966
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,862	-	5,511	-	-	-	55	-	-	10,428
	情報通信研究機構	34,200	713	60	5,354	446	2,600	943	-	-	44,317
	統計センター	10,350	-	-	15	748	-	-	-	-	11,113
	平和祈念事業特別基金	698	-	-	-	3,876	-	-	-	-	4,574
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	19,021,422	-	4,909,057	-	-	23,930,479
	国際協力機構	155,850	-	2,770	2,693	607	-	-	-	817	162,737
財務省	国際交流基金	12,569	-	-	808	3,772	-	-	-	-	17,149
	酒類総合研究所	1,142	-	-	40	41	-	-	-	-	1,223
	造幣局	-	-	-	-	48,144	-	-	-	-	48,144
文部科学省	国立印刷局	-	-	-	-	80,789	-	-	-	-	80,789
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,040	-	-	-	-	4,040
	国立特別支援教育総合研究所	1,260	-	48	-	3	-	-	-	-	1,311
	大学入試センター	254	-	-	-	10,765	-	-	-	-	11,019
	国立青少年教育振興機構	10,138	-	4,462	-	1,357	-	-	-	-	15,957
	国立女性教育会館	630	-	278	5	97	-	-	-	-	1,010
	国立国語研究所	509	-	-	0	5	-	-	-	-	514
	国立科学博物館	3,120	-	-	-	315	-	-	-	-	3,435
	物質・材料研究機構	15,049	-	278	2,204	124	-	-	-	-	17,655
	防災科学技術研究所	8,230	-	121	2,149	400	-	-	-	-	10,900
	放射線医学総合研究所	11,712	-	64	397	2,201	-	-	-	-	14,374
	国立美術館	5,773	-	6,903	-	985	-	-	-	-	13,661
	国立文化財機構	8,368	-	3,674	26	1,120	-	-	-	-	13,188
	教員研修センター	1,382	-	192	-	137	-	-	-	-	1,711
	科学技術振興機構	106,657	-	-	0	9,015	-	-	-	198	115,870
	日本学術振興会	28,672	128,343	-	598	456	-	-	-	-	158,070
	理化学研究所	59,190	28,897	7,017	8,982	608	-	-	-	-	104,693
	宇宙航空研究開発機構	139,703	46,505	6,242	49,234	1,000	-	-	-	-	242,684
	日本スポーツ振興センター	6,026	2,563	3,063	1	84,578	-	8,078	-	1,002	105,310
	日本芸術文化振興会	10,985	-	900	10	4,433	-	-	-	-	16,328
	日本学生支援機構	18,282	62,814	-	720	20,974	1,165,074	369,134	-	-	1,636,997
	海洋研究開発機構	38,560	-	450	3,954	2,727	-	-	-	-	45,692
	国立高等専門学校機構	66,982	-	1,955	-	14,971	-	-	-	-	83,908
	大学評価・学位授与機構	1,858	-	-	0	274	-	-	-	-	2,131
	国立大学財務・経営センター	482	-	-	-	14,573	59,500	99,354	-	-	173,910
	日本原子力研究開発機構	169,111	6,169	9,038	1,137	12,255	-	-	-	-	197,710
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	789	-	-	45	47	-	-	-	-
労働安全衛生総合研究所		2,536	-	248	14	-	-	12	-	-	2,810
勤労者退職金共済機構		3,270	7,465	-	-	508,943	-	1,181	-	-	520,859
高齢・障害者雇用支援機構		17,756	25,552	61	-	16,942	-	-	-	-	60,311
福祉医療機構		4,138	60,736	-	-	218,269	-	12,708	-	-	295,851
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,382	-	-	-	1,503	-	-	-	-	3,885
労働政策研究・研修機構		2,892	-	316	-	100	-	-	-	-	3,308
雇用・能力開発機構		72,955	31,253	1,724	0	476,317	-	-	-	-	582,249
労働者健康福祉機構		10,694	18,977	2,747	0	267,734	4,146	5,899	-	-	310,197
国立病院機構		45,972	-	3,217	-	759,345	50,500	-	-	-	859,033
医薬品医療機器総合機構		570	588	-	2,310	31,092	-	-	-	-	34,558
医薬基盤研究所		11,152	-	262	406	285	800	111	-	-	13,016
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	45,608	-	-	54,836	-	100,444
年金積立金管理運用		-	-	-	-	3,856,595	371,400	4,739,803	-	-	8,967,798
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,544	-	134	0	28	-	-	343	-	8,049
	種苗管理センター	2,939	-	183	57	143	-	246	98	-	3,667
	家畜改良センター	8,160	-	345	141	629	-	-	163	-	9,438
	水産大学校	2,042	-	327	58	536	-	-	130	-	3,093

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	48,148	-	2,006	7,797	970	901	50	749	-	60,619	
	農業生物資源研究所	7,210	-	175	3,690	1,624	-	-	195	-	12,894	
	農業環境技術研究所	3,155	-	80	931	3	-	-	0	-	4,169	
	国際農林水産業研究センター	3,756	-	84	197	7	-	-	81	-	4,126	
	森林総合研究所	10,124	27,430	258	1,390	23,020	23,918	-	14	-	86,154	
	水産総合研究センター	16,655	-	3,521	4,886	2,332	-	-	662	-	28,056	
	農畜産業振興機構	2,222	106,840	-	-	83,628	64,469	83,263	-	-	340,419	
	農業者年金基金	3,791	125,121	-	-	14,748	92,923	-	-	-	236,582	
	農林漁業信用基金	-	1,788	-	3	160,694	71,187	-	-	-	233,673	
	経済産業省	経済産業研究所	1,577	-	-	3	2	-	-	72	-	1,653
	工業所有権情報・研修館	13,249	-	-	-	81	-	-	-	-	13,330	
	日本貿易保険	-	-	-	-	14,022	-	67,916	-	-	81,938	
	産業技術総合研究所	63,306	-	4,112	13,882	5,325	-	-	-	60	86,685	
	製品評価技術基盤機構	7,392	-	265	248	1,973	-	-	-	-	9,880	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	141,484	39,357	-	43,322	2,325	10,500	667	-	-	237,656	
	日本貿易振興機構	23,319	2,628	-	8,277	5,997	-	-	-	-	40,220	
	原子力安全基盤機構	22,190	-	-	-	1,448	-	-	-	-	23,638	
	情報処理推進機構	4,842	-	-	-	3,250	-	-	-	-	8,092	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	24,523	4,897	-	86,874	21,722	1,119,025	694,980	-	-	1,952,022	
	中小企業基盤整備機構	21,303	881	-	4,199	727,023	1,957	612,551	-	-	1,367,914	
国土交通省	土木研究所	9,330	-	565	2,892	85	-	-	-	-	12,872	
	建築研究所	2,011	-	85	160	42	-	-	-	-	2,298	
	交通安全環境研究所	1,761	-	359	921	-	-	-	-	-	3,041	
	海上技術安全研究所	2,947	-	601	633	41	-	-	-	-	4,222	
	港湾空港技術研究所	1,337	-	326	1,205	35	-	-	730	-	3,633	
	電子航法研究所	1,618	-	125	503	-	-	-	0	-	2,246	
	航海訓練所	6,283	-	0	8	44	-	-	-	-	6,335	
	海技教育機構	2,752	-	71	28	175	-	-	-	-	3,026	
	航空大学校	2,660	-	99	-	127	-	-	-	-	2,886	
	自動車検査	1,373	-	3,720	-	9,055	-	-	-	-	14,147	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	610	223,229	-	47,797	910,861	562,000	325,562	-	-	2,070,059	
	国際観光振興機構	1,999	-	-	-	1,587	-	-	-	-	3,586	
	水資源機構	-	57,663	-	1,369	157,650	21,700	-	-	-	238,382	
	自動車事故対策機構	7,819	3,125	456	-	1,871	-	805	-	-	14,076	
	空港周辺整備機構	-	2,491	-	7,298	1,125	1,819	-	-	-	12,732	
	海上災害防止センター	-	-	-	1,651	100	-	-	1,299	-	3,051	
	都市再生機構	-	61,498	-	25,145	1,166,985	974,519	-	-	-	2,228,147	
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	404	702	2,801	-	-	3,907	
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	29	-	-	1,595,524	2,431,660	-	-	-	4,027,212	
	住宅金融支援機構	-	131,400	-	-	1,500,650	4,329,065	4,540,891	-	-	10,502,006	
	環境省	国立環境研究所	9,292	-	534	4,055	80	-	-	-	-	13,961
		環境再生保全機構	2,114	27,854	-	-	61,433	21,400	-	-	-	112,802
	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,657	-	-	-	-	-	-	-	-	3,657
	合計(99法人)	1,610,128	1,236,987	80,032	350,780	32,009,670	11,381,765	16,476,067	59,570	1,879	63,206,873	

(注)1 平成21年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成21年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11 国際協力機構の平成21年度計画における予算額(収入)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成22年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	2,220	-	123	-	5	-	-	-	-	2,348	
	国民生活センター	3,202	-	-	-	144	-	-	2,916	-	6,262	
	北方領土問題対策協会	655	178	140	61	75	-	-	-	-	1,109	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	8,167	-	5,142	-	89	-	-	2,598	-	15,996	
総務省	情報通信研究機構	30,900	509	5,077	4,904	216	1,400	791	-	-	43,797	
	統計センター	9,784	-	-	15	754	-	-	-	-	10,553	
	平和祈念事業特別基金	354	-	-	-	1,096	-	-	-	-	1,450	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	16,959,843	-	4,811,142	-	-	21,770,984	
外務省	国際協力機構	147,986	-	-	2,014	591	-	594	-	-	151,185	
	国際交流基金	12,851	-	-	824	3,194	-	-	-	-	16,868	
財務省	酒類総合研究所	1,064	-	-	32	43	-	-	-	-	1,139	
	造幣局	-	-	-	-	26,064	-	-	-	-	26,064	
	国立印刷局	-	-	-	-	79,358	-	-	-	-	79,358	
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,182	-	-	-	-	4,182	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,138	-	48	-	3	-	-	-	-	1,189	
	大学入試センター	80	-	-	-	10,741	-	-	-	-	10,821	
	国立青少年教育振興機構	9,761	-	4,787	-	1,503	-	-	-	-	16,051	
	国立女性教育会館	590	-	1,743	5	87	-	-	-	-	2,425	
	国立科学博物館	3,044	-	-	-	347	-	-	-	-	3,391	
	物質・材料研究機構	14,051	-	106	2,314	130	-	-	-	-	16,601	
	防災科学技術研究所	7,973	-	0	2,153	400	-	-	-	-	10,525	
	放射線医学総合研究所	11,444	-	627	30	2,446	-	-	-	-	14,546	
	国立美術館	5,859	-	6,699	-	995	-	-	-	-	13,553	
	国立文化財機構	8,192	-	3,992	26	1,132	-	-	-	-	13,342	
	教員研修センター	1,215	-	192	-	139	-	-	-	-	1,546	
	科学技術振興機構	102,662	-	98	0	8,863	-	-	89	-	111,712	
	日本学術振興会	28,021	170,104	-	506	652	-	-	-	-	199,283	
	理化学研究所	58,312	31,519	2,037	3,155	667	-	-	-	-	95,689	
	宇宙航空研究開発機構	130,392	43,284	6,328	48,055	1,000	-	-	-	-	229,059	
	日本スポーツ振興センター	5,945	2,562	3,815	1	84,649	-	9,000	-	586	106,557	
	日本芸術文化振興会	10,570	4,494	615	6	4,461	-	-	-	-	20,146	
	日本学生支援機構	17,839	62,985	-	477	27,046	1,579,903	424,147	-	-	2,112,398	
	海洋研究開発機構	36,337	1,510	450	2,319	2,439	-	-	-	-	43,054	
	国立高等専門学校機構	66,281	-	2,225	-	15,608	-	-	-	-	84,114	
	大学評価・学位授与機構	1,755	-	-	-	205	-	-	-	-	1,960	
	国立大学財務・経営センター	455	-	-	-	26,726	53,400	77,177	-	-	157,758	
	日本原子力研究開発機構	167,937	7,108	5,939	1,137	11,719	-	-	22,342	-	216,182	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	739	-	-	59	40	-	-	-	-	838
		労働安全衛生総合研究所	2,075	-	231	33	12	-	-	-	-	2,351
		勤労者退職金共済機構	-	8,989	-	-	511,330	-	1,169	-	-	521,488
		高齢・障害者雇用支援機構	14,679	17,185	-	-	14,341	-	-	-	-	46,206
福祉医療機構		4,121	56,500	-	-	475,022	-	15,233	-	-	550,876	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,264	-	291	-	1,481	-	-	-	-	4,036	
労働政策研究・研修機構		2,769	-	70	-	100	-	-	-	-	2,940	
雇用・能力開発機構		61,946	21,531	1,196	0	458,812	-	-	-	-	543,485	
労働者健康福祉機構		9,477	20,355	2,494	0	276,008	3,237	6,763	-	-	318,333	
国立病院機構		43,682	-	3,121	-	803,632	49,184	-	-	-	899,619	
医薬品医療機器総合機構		443	781	-	2,167	28,395	-	-	-	-	31,786	
医薬基盤研究所		9,742	-	175	458	312	400	111	-	-	11,198	
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	44,115	-	-	59,864	-	103,979	
年金積立金管理運用		-	-	-	-	3,930,912	265,900	6,975,931	-	-	11,172,743	
国立がん研究センター		8,803	-	520	-	39,983	2,800	-	-	-	52,105	
国立循環器病研究センター		5,902	-	-	-	20,395	300	-	-	-	26,597	
国立精神・神経医療研究センター		4,595	-	1,618	-	16,498	-	-	-	-	22,713	
国立国際医療研究センター		8,455	-	742	-	37,293	700	-	-	-	47,190	
国立成育医療研究センター		5,008	-	-	-	15,899	-	-	-	-	20,908	
国立長寿医療研究センター	3,459	-	-	-	6,895	-	-	-	-	10,354		

(次ページへ続く)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,969	-	102	0	28	-	-	408	-	7,508	
	種苗管理センター	2,654	-	170	57	143	-	118	115	-	3,257	
	家畜改良センター	7,805	-	345	141	666	-	-	300	-	9,257	
	水産大学校	1,866	-	241	58	536	-	-	188	-	2,889	
	農業・食品産業技術総合研究機構	45,839	-	992	7,797	724	1,701	19	849	-	57,919	
	農業生物資源研究所	6,982	-	216	3,690	15	-	855	216	-	11,973	
	農業環境技術研究所	3,066	-	127	931	3	-	-	116	-	4,243	
	国際農林水産業研究センター	3,714	-	60	197	7	-	-	38	-	4,017	
	森林総合研究所	9,973	22,432	258	1,387	21,997	18,184	-	152	-	74,382	
	水産総合研究センター	16,048	-	3,039	4,886	2,333	-	-	861	-	27,167	
	農畜産業振興機構	1,883	93,106	-	-	98,160	81,300	109,859	-	-	384,310	
	農業者年金基金	3,657	125,750	-	-	14,534	95,992	-	76	-	240,009	
	農林漁業信用基金	-	1,941	-	3	151,809	70,608	-	-	-	224,362	
経済産業省	経済産業研究所	1,530	-	-	4	1	-	-	47	-	1,582	
	工業所有権情報・研修館	12,787	-	-	-	101	-	-	-	-	12,888	
	日本貿易保険	-	-	-	-	14,202	-	16,958	-	-	31,160	
	産業技術総合研究所	61,407	-	1,321	14,154	3,917	-	-	-	-	80,799	
	製品評価技術基盤機構	7,155	-	-	203	1,070	-	-	-	-	8,428	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	132,359	29,544	-	42,824	4,864	5,000	698	-	-	215,290	
	日本貿易振興機構	22,845	2,400	-	5,319	7,232	-	-	-	-	37,796	
	原子力安全基盤機構	20,696	-	-	-	1,556	-	-	-	-	22,252	
	情報処理推進機構	4,697	-	-	-	3,421	-	-	-	-	8,118	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	21,126	6,625	22,473	95,203	16,080	474,941	928,780	-	-	1,565,230	
	中小企業基盤整備機構	20,265	469	-	175	734,040	17,281	607,773	-	-	1,380,000	
	国土交通省	土庫研究所	9,124	-	497	2,835	85	-	-	-	-	12,541
		建築研究所	1,924	-	98	160	42	-	-	-	-	2,224
交通安全環境研究所		1,569	-	322	921	-	-	-	-	-	2,812	
海上技術安全研究所		2,933	-	349	574	49	-	-	-	-	3,905	
港湾空港技術研究所		1,385	-	132	1,139	35	-	-	70	-	2,761	
電子航法研究所		1,597	-	139	415	-	-	-	0	-	2,151	
航海訓練所		5,951	-	0	5	106	-	-	-	-	6,062	
海技教育機構		2,509	-	112	28	183	-	-	-	-	2,832	
航空大学校		2,653	-	103	-	127	-	-	-	-	2,883	
自動車検査		1,257	-	2,717	-	9,158	-	-	-	-	13,132	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		529	178,097	-	36,134	878,417	433,024	325,155	-	-	1,851,356	
国際観光振興機構		1,905	-	-	-	1,589	-	-	-	-	3,494	
水資源機構		-	41,391	-	1,144	150,080	19,000	-	-	-	211,614	
自動車事故対策機構		7,420	3,133	384	-	2,023	-	764	-	-	13,724	
空港周辺整備機構		-	1,617	-	5,965	1,180	67	-	-	-	8,828	
海上災害防止センター		-	-	-	1,616	76	-	-	1,391	0	3,085	
都市再生機構		-	41,906	-	23,861	1,125,554	1,273,780	-	-	-	2,465,101	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	327	334	2,629	-	-	3,289		
日本高速道路保有・債務返済機構	-	28	-	-	1,436,355	3,331,866	-	-	-	4,768,250		
住宅金融支援機構	-	104,914	-	-	1,680,908	3,927,678	4,565,565	-	-	10,279,065		
環境省	国立環境研究所	12,127	-	292	4,055	39	-	-	-	-	16,513	
	環境再生保全機構	1,990	27,400	-	-	57,750	11,400	-	-	-	98,539	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,488	-	-	-	-	-	-	-	-	3,488	
合計(104法人)		1,568,879	1,130,347	95,130	326,632	30,380,609	11,719,380	18,881,231	92,636	586	64,195,427	

(注)1 平成22年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成22年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11 国際協力機構の平成22年度計画における予算額(収入)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成23年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,130	-	254	-	38	-	-	-	-	2,421
	国民生活センター	3,144	-	-	-	144	-	-	3,195	-	6,482
	北方領土問題対策協会	1,326	171	71	53	65	-	-	-	-	1,685
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,406	-	1,402	-	126	-	-	4,912	-	11,846
	情報通信研究機構	30,281	474	58	4,087	81	-	561	-	-	35,542
	統計センター	9,426	-	-	22	682	-	-	-	-	10,130
外務省	平和祈念事業特別基金	-	-	-	-	4,413	-	-	-	-	4,413
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	15,188,277	-	3,407,933	-	-	18,596,209
	国際協力機構	143,301	-	-	1,512	573	-	1,596	-	57	147,039
財務省	国際交流基金	13,032	-	-	448	2,923	-	-	-	-	16,402
	酒類総合研究所	1,020	-	-	32	43	-	-	-	-	1,095
	造幣局	-	-	-	-	26,058	-	-	-	-	26,058
文部科学省	国立印刷局	-	-	-	-	74,468	-	-	-	-	74,468
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,760	-	-	-	-	3,760
	国立特別支援教育総合研究所	1,082	-	28	-	4	-	-	-	-	1,114
厚生労働省	大学入試センター	-	-	-	-	11,093	-	-	-	-	11,093
	国立青少年教育振興機構	9,478	-	57	-	1,518	-	-	-	-	11,053
	国立女性教育会館	562	-	-	5	117	-	-	-	-	684
	国立科学博物館	3,385	-	-	-	388	-	-	-	-	3,773
	物質・材料研究機構	13,624	1,448	210	3,028	391	-	-	-	-	18,700
	防災科学技術研究所	7,516	-	70	1,097	400	-	-	-	-	9,083
	放射線医学総合研究所	11,124	-	472	-	2,446	-	-	-	-	14,042
	国立美術館	5,973	-	6,063	-	1,044	-	-	-	-	13,080
	国立文化財機構	7,941	-	4,792	26	1,188	-	-	-	-	13,947
	教員研修センター	1,123	-	173	-	140	-	-	-	-	1,436
	科学技術振興機構	104,818	-	142	5,371	7,017	-	-	-	353	117,896
	日本学術振興会	29,230	160,475	-	563	523	-	-	-	-	190,790
	理化学研究所	58,378	28,861	1,066	4,248	697	-	-	-	-	93,249
	宇宙航空研究開発機構	122,426	42,641	7,532	36,358	1,000	-	-	-	-	209,958
	日本スポーツ振興センター	6,135	2,561	3,046	996	84,501	-	16,106	-	303	113,648
	日本芸術文化振興会	10,244	4,299	412	5	4,659	-	-	-	-	19,619
	日本学生支援機構	15,755	57,903	-	350	32,589	1,677,246	463,874	-	-	2,247,718
	海洋研究開発機構	36,028	1,290	477	2,752	1,509	-	-	-	-	42,058
	国立高等専門学校機構	63,854	-	1,953	-	16,048	-	-	-	-	81,855
	大学評価・学位授与機構	1,484	-	-	-	158	-	-	-	-	1,642
	国立大学財務・経営センター	393	-	-	-	25,049	59,800	79,137	-	-	164,378
	日本原子力研究開発機構	160,411	12,292	8,791	1,132	11,541	-	-	-	31,510	225,677
	国立健康・栄養研究所	691	-	-	63	36	-	-	-	-	791
	労働安全衛生総合研究所	2,048	-	211	54	14	-	-	-	-	2,327
	勤労者退職金共済機構	-	8,784	-	-	512,442	-	1,161	-	-	522,387
	高齢・障害者雇用支援機構	14,051	12,302	169	-	20,592	-	-	-	-	47,113
	福祉医療機構	3,948	46,261	-	-	185,218	-	16,132	-	-	251,559
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,261	-	-	-	1,526	-	-	-	-	3,787
	労働政策研究・研修機構	2,596	-	70	-	100	-	-	-	-	2,766
	雇用・能力開発機構	58,502	17,310	1,135	0	394,974	-	-	-	-	471,922
労働者健康福祉機構	9,049	19,473	2,457	-	286,905	2,799	8,234	-	-	328,917	
国立病院機構	36,202	-	2,472	-	848,736	32,186	3,256	-	-	922,851	
医薬品医療機器総合機構	353	1,221	-	2,070	24,215	-	-	-	-	27,858	
医薬基盤研究所	7,998	-	889	268	298	-	111	-	-	9,564	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	876	-	-	24,596	-	25,472	
年金積立金管理運用	-	-	-	-	3,799,998	215,200	6,670,993	-	-	10,686,191	
国立がん研究センター	8,755	-	1,019	-	58,830	4,969	-	-	-	73,573	
国立循環器病研究センター	5,428	-	629	-	39,566	-	-	-	-	45,622	
国立精神・神経医療研究センター	4,513	-	-	-	11,673	-	-	-	-	16,186	
国立国際医療研究センター	7,514	-	1,004	-	34,072	2,500	-	-	-	45,090	
国立成育医療研究センター	4,666	-	400	-	16,829	-	-	-	-	21,894	
国立長寿医療研究センター	3,613	-	-	-	7,281	-	-	-	-	10,894	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等				その他
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,834	-	71	0	48	-	-	-	6,954	
	種苗管理センター	2,741	-	23	57	204	-	-	-	3,026	
	家畜改良センター	7,386	-	310	201	1,329	-	-	-	9,226	
	水産大学校	1,969	-	203	131	544	-	-	-	2,846	
	農業・食品産業技術総合研究機構	44,765	-	1,278	6,643	611	300	36	-	53,632	
	農業生物資源研究所	6,882	-	226	2,611	14	-	-	-	9,734	
	農業環境技術研究所	3,018	-	132	711	1	-	-	-	3,863	
	国際農林水産業研究センター	3,532	-	48	282	16	-	-	-	3,879	
	森林総合研究所	9,765	16,515	232	1,507	19,261	17,780	-	-	65,060	
	水産総合研究センター	15,787	760	2,117	2,832	1,709	-	-	-	23,204	
	農畜産業振興機構	1,887	130,490	-	-	92,771	54,279	62,056	-	341,482	
	農業者年金基金	3,364	124,672	-	-	14,605	90,593	-	229	233,464	
	農林漁業信用基金	-	2,321	-	3	165,067	72,808	-	-	240,199	
	経済産業省	経済産業研究所	1,492	-	-	-	5	-	0	-	1,497
	工業所有権情報・研修館	9,636	-	-	-	100	-	-	-	9,737	
	日本貿易振興機構	-	-	-	-	14,112	-	26,857	-	40,969	
	産業技術総合研究所	60,390	-	1,600	12,917	6,377	-	-	-	81,284	
製品評価技術基盤機構	7,040	-	29	81	629	-	-	-	7,779		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	128,706	3,123	-	16,336	3,992	1,200	1,127	-	154,484		
日本貿易振興機構	22,729	2,485	-	1,476	3,114	-	-	-	29,804		
原子力安全基盤機構	20,090	-	-	-	1,482	-	-	-	21,572		
情報処理推進機構	4,035	-	-	-	3,388	-	87	-	7,510		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	18,146	7,228	2,480	83,565	22,522	1,018,993	423,489	-	1,576,424		
中小企業基盤整備機構	19,800	100	-	55	725,647	11,844	585,572	-	1,343,016		
国土交通省	土木研究所	8,540	-	482	438	57	-	-	-	9,517	
	建築研究所	1,745	-	96	160	42	-	-	-	2,043	
	交通安全環境研究所	1,676	-	165	498	-	-	-	-	2,339	
	海上技術安全研究所	2,795	-	-	563	-	41	-	-	3,399	
	港湾空港技術研究所	1,248	-	149	1,025	-	76	-	-	2,498	
	電子航法研究所	1,499	-	99	253	-	-	-	-	1,851	
	航海訓練所	5,608	-	450	-	113	-	-	-	6,171	
	海技教育機構	2,482	-	112	28	190	-	-	-	2,812	
	航空大学校	2,304	-	73	-	574	-	-	-	2,951	
	自動車検査	892	-	1,419	-	8,966	-	11	-	11,288	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	522	184,906	-	40,793	848,896	476,234	326,772	-	1,878,122	
	国際観光振興機構	1,972	-	-	-	1,138	-	-	-	3,110	
	水資源機構	-	32,840	-	1,001	137,519	18,800	-	-	190,160	
	自動車事故対策機構	7,144	3,210	380	-	1,947	-	722	-	13,402	
	空港周辺整備機構	-	1,411	-	3,115	1,218	-	-	58	5,802	
	海上災害防止センター	-	-	-	1,730	201	-	-	-	1,931	
	都市再生機構	-	34,439	-	22,323	998,289	1,113,632	-	-	2,168,685	
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	308	334	2,537	-	3,179	
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	17	-	-	1,392,466	2,620,796	-	-	4,013,280	
	住宅金融支援機構	-	89,826	-	-	1,469,399	3,215,113	4,892,966	-	9,667,304	
	環境省	国立環境研究所	13,523	-	263	3,611	46	-	-	-	17,443
		環境再生保全機構	1,929	24,722	-	-	54,310	7,800	-	-	88,761
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,397	-	-	-	-	-	-	-	3,397	
	合計(104法人)	1,509,488	1,076,831	59,961	269,486	27,743,079	10,715,206	16,991,443	64,853	554	58,430,897

(注)1 平成23年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成23年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11 国際協力機構の平成23年度計画における予算額(収入)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成19年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,048	-	-	472	340	-	-	1,859	
	国民生活センター	1,542	491	-	1,279	235	-	-	3,547	
	北方領土問題対策協会	632	-	57	265	61	-	-	1,016	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,558	4,419	-	365	359	-	-	8,702	
総務省	情報通信研究機構	42,251	2,491	4,359	-	2,473	1,236	-	52,809	
	統計センター	2,025	-	15	8,012	203	-	-	10,255	
	平和祈念事業特別基金	10,871	-	-	-	384	-	-	11,255	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	11,167,542	-	-	290	85	3,488,755	-	14,656,671	
	国際協力機構	144,282	1,616	2,990	-	11,981	20	-	160,889	
財務省	国際交流基金	13,154	-	-	1,972	1,049	-	-	16,175	
	酒類総合研究所	442	-	33	555	261	-	-	1,291	
文部科学省	造幣局	10,111	5,362	-	10,520	-	-	-	25,993	
	国立印刷局	28,325	13,894	-	45,407	-	-	-	87,626	
	通関情報処理センター	9,238	-	-	976	466	-	-	10,680	
	日本万国博覧会記念機構	1,027	-	-	635	2,010	32	-	3,705	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	365	58	-	847	-	-	-	1,270	
	大学入試センター	9,878	-	-	959	64	-	-	10,901	
	国立青少年教育振興機構	4,761	200	-	5,141	2,196	-	-	12,298	
	国立女性教育会館	454	117	5	-	359	-	-	935	
	国立国語研究所	462	-	0	619	57	-	-	1,138	
	国立科学博物館	1,567	-	-	1,213	726	-	-	3,506	
	物質・材料研究機構	8,981	320	2,819	5,992	946	-	-	19,059	
	防災科学技術研究所	6,382	150	2,142	1,901	193	-	-	10,768	
	放射線医学総合研究所	10,348	364	193	4,079	570	-	-	15,555	
	国立美術館	3,590	7,075	-	1,331	2,086	-	-	14,082	
	国立文化財機構	4,826	711	26	3,560	1,754	-	-	10,877	
	教員研修センター	780	192	-	470	403	-	-	1,845	
	科学技術振興機構	105,103	-	405	5,169	2,258	-	-	112,935	
	日本学術振興会	27,919	-	254	866	276	130,422	-	159,737	
	理化学研究所	52,213	5,766	6,036	7,732	2,732	14,946	-	89,426	
	宇宙航空研究開発機構	121,793	8,036	43,167	-	7,690	46,946	-	227,632	
	日本スポーツ振興センター	16,204	1,512	-	4,090	489	31,416	-	53,711	
	日本芸術文化振興会	12,843	801	9	2,942	474	-	-	17,069	
	日本学生支援機構	18,225	-	-	4,987	1,367	1,061,065	-	1,085,643	
	海洋研究開発機構	36,784	810	157	3,260	897	-	-	41,909	
	国立高等専門学校機構	62,431	2,503	-	-	19,734	1,582	-	86,250	
	大学評価・学位授与機構	666	-	-	1,193	144	321	-	2,324	
	国立大学財務・経営センター	395	-	-	278	122	186,917	-	187,712	
	メディア教育開発センター	1,130	-	-	861	106	58	-	2,155	
	日本原子力研究開発機構	151,807	23,431	2,397	-	19,204	9,192	-	206,031	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	167	-	231	557	92	-	-	1,047
		労働安全衛生総合研究所	882	396	16	1,353	291	-	-	2,938
		勤労者退職金共済機構	7,274	-	-	2,683	99	460,856	-	470,912
		高齢・障害者雇用支援機構	71,167	35	-	6,602	1,132	-	-	78,936
		福祉医療機構	6,940	-	-	3,075	547	203,844	-	214,406
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	717	68	-	3,347	110	-	-	4,242
		労働政策研究・研修機構	1,124	193	-	1,566	542	-	-	3,424
雇用・能力開発機構		532,409	1,725	0	42,354	2,480	398	-	579,365	
勤労者健康福祉機構		267,483	10,040	0	14,176	7,480	6,513	-	305,692	
国立病院機構		685,091	57,045	-	-	-	76,942	-	819,078	
医薬品医療機器総合機構		8,319	-	-	3,649	2,260	-	-	14,228	
医薬基盤研究所		11,161	264	-	816	978	125	-	13,346	
年金・健康保険福祉施設整理機構		7,586	-	-	424	51	20,356	30,585	59,002	
年金積立金管理運用		42,736	-	-	1,005	381	24,070,918	-	24,115,040	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	1,040	731	0	6,106	748	-	-	8,625
		種苗管理センター	295	208	57	2,477	356	5	123	3,522
		家畜改良センター	1,738	436	141	6,567	657	-	-	9,539
	水産大学校	589	2,515	58	1,889	233	-	-	5,283	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農 林 水 産 省	農業・食品産業技術総合研究機構	20,140	1,505	7,797	28,815	3,250	296	-	61,800	
	農業生物資源研究所	2,864	217	3,690	4,218	458	-	-	11,447	
	農業環境技術研究所	877	100	931	1,889	379	-	-	4,176	
	国際農林水産業研究センター	1,394	74	197	1,745	140	-	-	3,551	
	森林総合研究所	1,696	256	1,404	7,509	1,173	-	-	12,038	
	水産総合研究センター	9,030	1,582	4,886	9,772	1,064	△ 30	-	26,304	
	農畜産業振興機構	226,625	-	-	2,748	760	39,697	-	269,831	
	農業者年金基金	167,688	-	-	944	500	56,047	-	225,180	
	農林漁業信用基金	224,433	-	-	1,606	707	-	-	226,746	
	緑資源機構	46,761	-	446	8,290	1,126	43,789	-	100,411	
経 済 産 業 省	経済産業研究所	1,369	-	2	-	251	-	-	1,621	
	工業所有権情報・研修館	12,880	-	-	977	455	-	-	14,312	
	日本貿易保険	4,842	-	-	1,405	-	25,358	-	31,605	
	産業技術総合研究所	57,915	3,024	11,929	-	-	13,497	-	86,365	
	製品評価技術基盤機構	6,461	102	207	-	1,319	593	△ 197	8,485	
	新エネルギー・ 産業技術総合開発機構	149,693	-	12,996	-	9,607	49,550	-	221,846	
	日本貿易振興機構	28,804	-	8,242	-	2,360	-	-	39,406	
	原子力安全基盤機構	22,209	-	-	-	2,170	-	-	24,380	
	情報処理推進機構	6,965	-	0	-	2,144	-	-	9,109	
	石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	52,604	-	106,239	-	1,677	1,268,656	-	1,429,174	
	中小企業基盤整備機構	720,054	-	546	-	1,774	638,087	-	1,360,459	
	国土交通省	土木研究所	2,480	495	2,832	3,490	552	-	-	9,849
	建築研究所	728	90	155	1,054	304	-	-	2,330	
	交通安全環境研究所	655	372	1,947	1,028	114	-	-	4,116	
海上技術安全研究所	610	377	823	2,346	114	-	-	4,270		
港湾空港技術研究所	258	230	1,324	1,064	105	-	-	2,981		
電子航法研究所	892	55	261	763	51	-	-	2,022		
海技教育機構	435	0	23	2,256	246	-	-	2,960		
航海訓練所	1,856	296	9	4,486	201	-	-	6,848		
航空大学校	1,233	102	-	1,457	283	-	-	3,075		
自動車検査	2,221	1,887	5	6,437	1,158	105	-	11,813		
鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	673,027	-	32,640	23,631	10,106	1,374,727	-	2,114,131		
国際観光振興機構	1,833	-	391	1,299	282	-	-	3,805		
水資源機構	79,377	304	1,625	18,870	2,664	156,312	-	259,152		
自動車事故対策機構	8,394	510	-	3,526	1,170	512	-	14,112		
空港周辺整備機構	5,611	-	9,134	955	241	-	-	15,941		
海上災害防止センター	0	0	932	-	442	38	477	1,888		
都市再生機構	861,356	-	33,269	46,501	9,931	2,131,752	-	3,082,809		
奄美群島振興開発基金	23	-	-	170	68	3,416	-	3,676		
日本高速道路保有・債務返済機構	3,149	-	-	1,057	1,043	5,373,867	-	5,379,115		
住宅金融支援機構	237,293	-	-	12,061	5,510	12,205,594	-	12,460,457		
環 境 省	国立環境研究所	6,215	1,111	4,055	2,951	528	-	-	14,860	
環境再生保全機構	75,308	-	-	1,982	860	41,429	1,600	121,179		
防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	658	-	-	2,642	884	-	-	4,184	
計	合計(102法人)	17,471,589	166,664	314,504	436,828	171,362	53,236,157	32,588	71,829,685	

- (注) 1 平成19年4月1日現在の状況(ただし、郵便貯金・簡易生命保険管理機構については平成20年1月1日現在の状況)である。
2 予算額は、各法人における平成19年度計画(年度当初予算)による。
3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成19年10月1日に設立し、予算額は6か月分を計上している。

独立行政法人の平成20年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,035	-	-	497	305	-	-	1,837	
	国民生活センター	1,534	354	-	1,333	228	-	-	3,449	
	北方領土問題対策協会	638	-	66	231	55	-	-	989	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,779	6,286	-	339	362	-	-	10,766	
	情報通信研究機構	38,632	1,059	5,815	-	2,511	1,082	-	49,098	
	統計センター	2,135	-	14	7,657	360	-	-	10,166	
外務省	平和祈念事業特別基金	10,726	-	-	-	326	-	-	11,052	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,944,932	-	-	574	116	4,989,768	-	25,935,392	
	国際協力機構	142,997	3,084	2,819	-	12,097	120	-	161,117	
財務省	国際交流基金	14,065	-	-	1,840	1,852	-	-	17,757	
	酒類総合研究所	437	-	42	517	253	-	-	1,249	
	造幣局	17,855	2,410	-	10,374	-	-	-	30,639	
文部科学省	国立印刷局	25,076	7,886	-	45,954	-	-	-	78,916	
	通関情報処理センター	5,399	-	-	487	244	-	-	6,130	
	日本万国博覧会記念機構	1,120	-	-	596	1,902	32	-	3,650	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	359	48	-	820	-	-	-	1,227	
	大学入試センター	9,974	-	-	938	62	-	-	10,975	
	国立青少年教育振興機構	4,590	245	-	5,122	2,013	-	-	11,970	
	国立女性教育会館	397	82	-	5	341	-	-	825	
	国立国語研究所	456	-	0	608	56	-	-	1,120	
	国立科学博物館	1,577	-	-	1,197	638	-	-	3,412	
	物質・材料研究機構	8,823	320	2,960	5,847	878	-	-	18,828	
	防災科学技術研究所	6,882	36	2,145	1,764	187	-	-	11,015	
	放射線医学総合研究所	10,243	100	631	3,813	551	-	-	15,339	
	国立美術館	4,047	8,970	-	1,133	1,585	-	-	15,735	
	国立文化財機構	4,756	1,698	26	3,636	1,489	-	-	11,605	
	教員研修センター	689	192	-	524	362	-	-	1,767	
	科学技術振興機構	106,538	-	303	5,127	2,151	-	-	114,118	
	日本学術振興会	27,802	-	725	832	263	127,485	-	157,108	
	理化学研究所	49,985	7,500	6,482	7,752	2,728	23,557	-	98,003	
	宇宙航空研究開発機構	123,763	6,283	51,349	-	7,464	50,975	-	239,834	
	日本スポーツ振興センター	22,255	2,272	1	4,030	477	45,542	-	74,577	
	日本芸術文化振興会	12,523	874	55	2,944	469	-	-	16,865	
	日本学生支援機構	16,832	-	-	4,856	1,335	1,398,711	-	1,421,734	
	海洋研究開発機構	38,803	330	157	3,212	887	-	-	43,389	
	国立高等専門学校機構	62,486	2,587	-	-	18,343	1,637	-	85,053	
	大学評価・学位授与機構	623	-	266	1,141	140	190	-	2,360	
	国立大学財務・経営センター	400	-	-	272	119	186,575	-	187,366	
	メディア教育開発センター	1,022	-	-	816	103	58	-	1,999	
	日本原子力研究開発機構	155,527	12,827	1,164	-	18,148	12,187	-	199,852	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	157	-	103	550	89	-	-	899
		労働安全衛生総合研究所	873	251	15	1,373	281	-	-	2,793
		勤労者退職金共済機構	7,442	-	-	2,745	116	530,552	-	540,854
		高齢・障害者雇用支援機構	63,562	33	-	6,512	1,112	-	-	71,219
		福祉医療機構	6,123	-	-	3,055	519	201,107	-	210,804
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		708	90	-	3,310	104	-	-	4,212	
労働政策研究・研修機構		1,103	267	-	1,518	525	-	-	3,413	
雇用・能力開発機構		565,102	1,724	0	40,644	2,480	410	-	610,360	
労働者健康福祉機構		268,502	8,832	0	12,893	7,667	6,020	-	303,915	
国立病院機構		689,020	76,456	-	-	-	78,853	-	844,329	
医薬品医療機器総合機構		18,822	-	-	4,232	2,607	-	-	25,662	
医薬基盤研究所		11,163	272	-	1,059	1,057	122	-	13,674	
年金・健康保険福祉施設整理機構		7,307	-	-	424	47	34,566	43,051	85,395	
年金積立金管理運用		43,806	-	-	1,038	636	16,406,318	-	16,451,798	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	1,032	698	0	6,024	871	380	-	9,004
	種苗管理センター	293	187	57	2,510	346	200	-	3,594
	家畜改良センター	1,660	392	141	6,646	639	-	-	9,478
	水産大学校	584	193	58	1,965	226	-	-	3,026
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,977	2,903	7,797	29,321	3,160	△ 98	-	63,058
	農業生物資源研究所	2,841	279	3,690	4,155	454	606	-	12,025
	農業環境技術研究所	870	55	931	2,071	368	-	-	4,296
	国際農林水産業研究センター	1,502	38	197	2,022	145	-	-	3,905
	森林総合研究所	32,191	287	1,400	14,021	2,256	41,542	-	91,696
	水産総合研究センター	8,943	3,665	4,886	9,992	1,046	△ 60	-	28,472
	農畜産業振興機構	245,316	-	-	2,722	683	38,707	-	287,428
	農業者年金基金	164,402	-	-	901	802	233,358	-	399,463
	農林漁業信用基金	222,531	-	-	1,443	691	-	-	224,665
	経 済 産 業 省	経済産業研究所	1,397	-	2	-	259	-	-
工業所有権情報・研修館		12,327	-	-	970	443	-	-	13,740
日本貿易保険		5,443	-	-	1,399	-	23,989	-	30,831
産業技術総合研究所		57,293	4,239	11,570	-	-	13,191	-	86,293
製品評価技術基盤機構		7,497	120	316	-	1,280	-	-	9,213
新エネルギー・産業技術総合開発機構		144,888	-	30,842	-	9,564	52,360	-	237,655
日本貿易振興機構		28,688	-	8,239	-	2,149	-	-	39,076
原子力安全基盤機構		21,780	-	-	-	2,006	-	-	23,786
情報処理推進機構		9,872	-	-	-	1,953	-	-	11,826
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		64,511	-	96,160	-	1,761	1,494,955	-	1,657,387
中小企業基盤整備機構		737,695	-	307	-	1,805	749,350	-	1,489,157
土木研究所		4,616	730	2,832	4,380	658	-	-	13,215
建築研究所		713	87	155	1,038	300	-	-	2,293
交通安全環境研究所		630	430	1,495	1,023	108	-	-	3,686
海上技術安全研究所	602	549	925	2,316	113	-	-	4,505	
港湾空港技術研究所	240	398	1,250	1,056	103	-	-	3,047	
電子航法研究所	882	87	261	730	50	-	-	2,010	
航海訓練所	1,783	52	7	4,604	206	-	-	6,652	
海技教育機構	416	118	35	2,233	238	-	-	3,040	
航空大学校	1,223	103	-	1,406	270	-	-	3,002	
自動車検査	2,507	4,058	5	6,415	1,170	118	-	14,273	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	688,792	-	36,748	22,632	9,917	1,383,488	-	2,141,578	
国際観光振興機構	1,174	-	849	1,303	276	-	-	3,602	
水資源機構	80,329	179	856	18,019	2,714	150,994	-	253,090	
自動車事故対策機構	8,293	997	-	3,466	1,162	1,629	-	15,547	
空港周辺整備機構	3,750	-	6,938	899	237	-	-	11,824	
海上災害防止センター	-	-	1,238	-	412	15	1,299	2,964	
都市再生機構	800,558	-	25,093	46,163	11,071	2,243,020	-	3,125,904	
奄美群島振興開発基金	18	-	-	168	64	3,217	-	3,467	
日本高速道路保有・債務返済機構	3,269	-	-	1,030	1,035	5,153,555	-	5,158,889	
住宅金融支援機構	221,209	-	-	10,974	5,895	9,624,698	-	9,862,776	
環 境 省	国立環境研究所	6,119	499	4,055	3,042	514	-	-	14,229
	環境再生保全機構	73,117	-	0	1,864	732	33,838	-	109,550
防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	601	-	-	2,475	754	-	-	3,831
合計(101法人)		27,259,776	174,711	324,478	429,534	169,546	45,338,919	44,350	73,741,316

- (注) 1 平成20年4月1日現在の状況である。
2 予算額は、各法人における平成20年度計画(年度当初予算)による。
3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 国際協力機構の平成20年度計画における予算額(支出)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成21年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,285	-	-	473	321	-	-	2,079	
	国民生活センター	1,787	-	-	1,337	221	-	-	3,345	
	北方領土問題対策協会	634	-	58	231	44	-	-	966	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,973	5,511	-	379	565	-	-	10,428	
	情報通信研究機構	35,962	849	5,354	-	2,428	604	-	45,196	
	統計センター	2,911	-	15	7,839	348	-	-	11,113	
外務省	平和祈念事業特別基金	4,254	-	-	-	320	-	-	4,574	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	19,019,772	-	-	564	118	4,909,057	-	23,929,511	
	国際協力機構	145,383	2,770	2,693	-	11,875	16	-	162,737	
財務省	国際交流基金	14,562	-	-	1,787	800	-	-	17,149	
	酒類総合研究所	416	-	40	521	246	-	-	1,223	
	造幣局	34,793	2,950	-	10,250	-	-	-	47,993	
文部科学省	国立印刷局	24,520	8,525	-	44,493	-	-	-	77,538	
	日本万国博覧会記念機構	1,232	-	-	610	1,925	67	-	3,834	
	国立特別支援教育総合研究所	351	48	-	913	-	-	-	1,311	
	大学入試センター	10,013	-	-	946	60	-	-	11,019	
	国立青少年教育振興機構	4,567	4,462	-	4,976	1,952	-	-	15,957	
	国立女性教育会館	374	278	5	-	353	-	-	1,010	
	国立国語研究所	105	-	0	387	22	-	-	514	
	国立科学博物館	1,548	-	-	1,181	706	-	-	3,435	
	物質・材料研究機構	8,499	278	2,204	5,836	838	-	-	17,655	
	防災科学技術研究所	6,498	121	2,149	1,951	181	-	-	10,900	
	放射線医学総合研究所	9,596	64	397	3,783	533	-	-	14,374	
	国立美術館	4,137	6,903	-	1,156	1,465	-	-	13,661	
	国立文化財機構	5,138	3,674	26	3,330	1,020	-	-	13,188	
	教員研修センター	675	192	-	499	345	-	-	1,711	
	科学技術振興機構	108,032	-	0	5,275	2,068	-	-	115,376	
	日本学術振興会	27,637	-	598	821	252	128,761	-	158,070	
	理化学研究所	49,334	7,017	8,982	7,578	2,634	29,149	-	104,693	
	宇宙航空研究開発機構	133,373	6,242	49,234	-	7,330	46,505	-	242,684	
	日本スポーツ振興センター	32,439	3,063	1	3,793	459	65,530	-	105,284	
	日本芸術文化振興会	12,210	900	10	2,866	342	-	-	16,328	
	日本学生支援機構	15,742	-	720	4,718	1,332	1,637,060	-	1,659,571	
	海洋研究開発機構	37,247	450	3,954	3,165	877	-	-	45,692	
	国立高等専門学校機構	67,799	1,955	-	-	12,340	1,814	-	83,908	
	大学評価・学位授与機構	569	-	-	1,160	136	266	-	2,131	
	国立大学財務・経営センター	104	-	-	276	104	170,372	-	170,857	
	日本原子力研究開発機構	158,093	9,050	1,137	-	17,406	12,024	-	197,710	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	156	-	87	551	87	-	-	881
		労働安全衛生総合研究所	864	248	14	1,410	273	-	-	2,810
		勤労者退職金共済機構	7,677	-	-	2,691	146	524,769	-	535,282
		高齢・障害者雇用支援機構	58,810	61	-	6,647	1,139	-	-	66,656
福祉医療機構		5,583	-	-	2,927	514	199,281	-	208,305	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		694	-	-	3,088	103	-	-	3,885	
労働政策研究・研修機構		1,033	316	-	1,451	509	-	-	3,308	
雇用・能力開発機構		529,004	1,724	0	39,199	2,447	395	-	572,769	
労働者健康福祉機構		279,247	2,747	0	13,600	7,254	4,981	-	307,828	
国立病院機構		723,251	70,139	-	-	-	72,456	-	865,845	
医薬品医療機器総合機構		23,441	-	-	5,790	1,660	-	-	30,891	
医薬基盤研究所		10,912	262	-	771	897	100	-	12,941	
年金・健康保険福祉施設整理機構		10,723	-	-	483	46	43,584	45,607	100,443	
年金積立金管理運用		44,988	-	-	982	336	5,111,210	-	5,157,516	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	1,025	134	0	5,769	1,121	-	-	8,049	
	種苗管理センター	291	183	57	2,454	337	344	0	3,667	
	家畜改良センター	1,650	345	141	6,680	622	-	-	9,438	
	水産大学校	580	327	58	1,907	221	-	-	3,093	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,314	2,006	7,797	28,561	3,079	40	-	60,797	
	農業生物資源研究所	3,869	175	3,690	4,162	434	-	-	12,331	
	農業環境技術研究所	864	80	931	1,935	358	-	-	4,169	
	国際農林水産業研究センター	1,493	84	197	2,207	141	-	-	4,123	
	森林総合研究所	29,035	258	1,390	13,224	2,059	40,617	-	86,583	
	水産総合研究センター	8,935	3,818	4,886	9,501	1,007	△ 91	-	28,056	
	農畜産業振興機構	288,780	-	-	2,677	674	51,512	-	343,642	
	農業者年金基金	157,623	-	-	858	776	62,340	-	221,597	
	農林漁業信用基金	233,496	-	-	1,431	670	-	-	235,598	
	経済産業省	経済産業研究所	1,374	-	3	-	229	-	-	1,606
	工業所有権情報・研修館	11,939	-	-	961	430	-	-	13,330	
日本貿易保険	15,957	-	-	1,386	-	64,595	-	81,938		
産業技術総合研究所	57,622	4,112	12,007	-	-	12,944	-	86,685		
製品評価技術基盤機構	6,369	265	248	-	1,204	1,392	-	9,479		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	146,976	-	43,322	-	-	9,036	43,107	242,441		
日本貿易振興機構	30,225	-	7,936	-	2,059	-	-	40,220		
原子力安全基盤機構	21,451	-	-	-	2,186	-	-	23,638		
情報処理推進機構	9,273	-	-	-	1,849	-	-	11,122		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	47,346	-	86,874	-	1,750	1,827,636	-	1,963,605		
中小企業基盤整備機構	674,317	-	3,930	-	1,745	753,232	-	1,433,234		
国土交通省	土木研究所	4,569	565	2,808	4,292	639	-	-	12,872	
建築研究所	706	85	155	1,056	296	-	-	2,298		
交通安全環境研究所	624	359	892	1,062	104	-	-	3,041		
海上技術安全研究所	594	601	604	2,313	110	-	-	4,222		
港湾空港技術研究所	238	1,056	1,180	1,056	103	-	-	3,633		
電子航法研究所	956	125	465	651	49	-	-	2,246		
航海訓練所	1,779	-	8	4,344	204	-	-	6,335		
海技教育機構	396	71	28	2,264	267	-	-	3,026		
航空大学校	1,242	99	-	1,297	248	-	-	2,886		
自動車検査	2,765	3,720	5	6,387	1,148	124	-	14,147		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	728,192	-	44,103	22,012	9,398	1,330,476	-	2,134,181		
国際観光振興機構	1,185	-	851	1,281	268	-	-	3,586		
水資源機構	84,216	225	1,164	17,912	2,549	123,879	-	229,946		
自動車事故対策機構	8,098	456	-	3,514	1,153	1,313	-	14,533		
空港周辺整備機構	4,769	-	6,887	842	234	-	-	12,732		
海上災害防止センター	-	-	1,239	-	407	15	1,391	3,051		
都市再生機構	735,810	-	24,512	45,867	12,174	1,409,764	-	2,228,127		
奄美群島振興開発基金	11	-	-	166	63	3,160	-	3,400		
日本高速道路保有・債務返済機構	3,112	-	-	1,037	1,027	3,914,429	-	3,919,606		
住宅金融支援機構	210,824	-	-	11,142	5,470	8,965,462	-	9,192,897		
環境省	国立環境研究所	6,052	534	4,055	2,818	502	-	-	13,961	
環境再生保全機構	68,077	-	-	1,732	489	40,292	-	110,590		
防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	-	-	2,342	747	-	-	3,657	
合計(99法人)		25,316,534	160,482	340,101	421,784	157,013	31,604,583	46,998	58,047,489	

- (注) 1 平成21年4月1日現在の状況である。
2 予算額は、各法人における平成21年度計画(年度当初予算)による。
3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 国際協力機構の平成21年度計画における予算額(支出)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成22年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,424	123	-	467	334	-	-	2,348	
	国民生活センター	4,744	-	-	1,303	214	-	-	6,262	
	北方領土問題対策協会	634	140	61	231	44	-	-	1,109	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,910	9,945	-	357	784	-	-	15,996	
	情報通信研究機構	30,998	9,154	4,904	-	2,345	130	-	47,531	
	統計センター	2,616	-	15	7,585	337	-	-	10,553	
外務省	平和祈念事業特別基金	417	-	-	-	156	-	877	1,450	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	16,959,235	-	-	501	68	4,811,142	-	21,770,945	
	国際協力機構	137,903	594	2,014	-	10,658	17	-	151,185	
財務省	国際交流基金	14,354	-	-	1,729	786	-	-	16,868	
	酒類総合研究所	379	-	32	491	237	-	-	1,139	
	造幣局	12,392	1,445	-	9,385	-	-	-	23,222	
文部科学省	国立印刷局	24,272	9,812	-	42,226	-	-	-	76,310	
	日本万国博覧会記念機構	1,547	-	-	594	1,852	73	-	4,066	
	国立特別支援教育総合研究所	328	48	-	814	-	-	-	1,189	
	大学入試センター	9,792	-	-	970	58	-	-	10,821	
	国立青少年教育振興機構	4,544	4,787	-	4,826	1,894	-	-	16,051	
	国立女性教育会館	405	1,743	5	-	272	-	-	2,425	
	国立科学博物館	1,518	-	-	1,138	735	-	-	3,391	
	物質・材料研究機構	7,564	106	2,314	5,817	800	-	-	16,601	
	防災科学技術研究所	6,213	0	2,153	1,984	175	-	-	10,525	
	放射線医学総合研究所	9,744	627	30	3,629	516	-	-	14,546	
	国立美術館	4,332	6,699	-	1,096	1,426	-	-	13,553	
	国立文化財機構	5,179	3,992	26	3,165	980	-	-	13,342	
	教員研修センター	560	192	-	466	328	-	-	1,546	
	科学技術振興機構	104,159	98	-	4,976	1,951	-	-	111,184	
	日本学術振興会	27,003	-	506	961	467	216,210	-	245,148	
	理化学研究所	48,662	2,037	3,155	7,372	2,677	31,787	-	95,689	
	宇宙航空研究開発機構	124,221	6,328	48,055	-	7,171	43,284	-	229,059	
	日本スポーツ振興センター	31,772	3,815	1	3,845	442	65,728	-	105,604	
	日本芸術文化振興会	16,475	615	6	2,762	288	-	-	20,146	
	日本学生支援機構	15,947	-	477	4,654	1,448	2,094,711	-	2,117,237	
	海洋研究開発機構	34,790	450	2,319	3,118	867	1,510	-	43,054	
	国立高等専門学校機構	67,862	2,225	-	-	12,177	1,850	-	84,114	
	大学評価・学位授与機構	454	-	-	1,196	112	197	-	1,960	
	国立大学財務・経営センター	91	-	-	266	101	158,719	-	159,176	
	日本原子力研究開発機構	158,593	5,939	1,137	-	16,032	7,108	27,373	216,182	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	115	-	95	543	85	-	-	838
		労働安全衛生総合研究所	689	231	33	1,145	252	-	-	2,351
		勤労者退職金共済機構	7,241	-	-	2,463	119	562,393	-	572,215
		高齢・障害者雇用支援機構	50,215	-	-	6,356	1,062	-	-	57,633
		福祉医療機構	5,088	-	-	2,911	487	192,588	-	201,074
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		679	291	-	2,963	103	-	-	4,036	
労働政策研究・研修機構		938	70	-	1,423	508	-	-	2,940	
雇用・能力開発機構		502,470	1,196	0	34,784	2,401	108	-	540,958	
労働者健康福祉機構		289,965	2,494	0	11,785	7,821	3,763	-	315,828	
国立病院機構		739,054	57,394	-	-	-	71,129	-	867,576	
医薬品医療機器総合機構		24,197	-	-	6,298	1,259	-	-	31,754	
医薬基盤研究所		9,762	175	-	813	224	86	-	11,060	
年金・健康保険福祉施設整理機構		8,060	-	-	204	23	95,693	-	103,979	
年金積立金管理運用		34,814	-	-	-	485	13,718,934	-	13,754,233	
国立がん研究センター		33,518	11,082	-	-	-	2,939	-	47,539	
国立循環器病研究センター		21,910	1,668	-	-	-	225	-	23,804	
国立精神・神経医療研究センター		10,207	11,577	-	-	-	251	-	22,035	
国立国際医療研究センター		27,116	15,431	-	-	-	2,444	-	44,991	
国立成育医療研究センター		14,893	2,670	-	-	-	1,307	-	18,870	
国立長寿医療研究センター		7,230	2,565	-	-	-	176	-	9,971	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	1,015	102	0	5,740	650	—	—	7,508	
	種苗管理センター	288	170	57	2,181	327	233	0	3,257	
	家畜改良センター	1,634	345	141	6,534	603	—	—	9,257	
	水産大学校	575	241	58	1,801	214	—	—	2,889	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,109	992	7,797	27,505	2,985	△ 327	—	58,060	
	農業生物資源研究所	2,796	216	3,690	3,993	423	855	—	11,973	
	農業環境技術研究所	856	127	931	1,982	347	—	—	4,243	
	国際農林水産業研究センター	1,478	60	197	2,141	137	—	—	4,014	
	森林総合研究所	20,112	258	1,387	12,340	1,763	38,780	—	74,637	
	水産総合研究センター	8,784	3,265	4,886	9,376	977	△ 121	—	27,167	
	農畜産業振興機構	331,986	—	—	2,610	664	67,459	—	402,720	
	農業者年金基金	152,363	—	—	854	751	71,280	—	225,248	
	農林漁業信用基金	221,446	—	—	1,417	649	—	—	223,512	
	経 済 産 業 省	経済産業研究所	1,328	—	4	—	250	—	—	1,582
工業所有権情報・研修館		11,516	—	—	953	420	—	—	12,888	
日本貿易保険		17,949	—	—	1,373	—	11,838	—	31,160	
産業技術総合研究所		54,545	1,321	12,237	—	—	12,696	—	80,799	
製品評価技術基盤機構		6,332	—	203	—	1,017	820	—	8,373	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		135,284	—	42,824	—	8,663	33,035	—	219,807	
日本貿易振興機構		30,788	—	5,033	—	1,975	—	—	37,796	
原子力安全基盤機構		20,005	—	—	—	2,247	—	—	22,252	
情報処理推進機構		9,046	—	—	—	1,843	—	—	10,888	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		32,390	22,473	95,203	—	1,920	1,412,704	—	1,564,690	
中小企業基盤整備機構		676,728	—	175	—	1,698	758,398	—	1,436,997	
土木研究所		4,433	497	2,752	4,226	632	—	—	12,541	
建築研究所		655	98	155	1,024	292	—	—	2,224	
交通安全環境研究所		588	322	891	910	101	—	—	2,812	
海上技術安全研究所	547	349	551	2,362	96	—	—	3,905		
港湾空港技術研究所	223	202	1,114	1,122	100	—	—	2,761		
国 土 交 通 省	電子航法研究所	869	139	377	719	47	—	—	2,151	
	航海訓練所	1,483	—	5	4,371	203	—	—	6,062	
	海技教育機構	385	112	28	2,077	230	—	—	2,832	
	航空大学校	1,218	103	—	1,313	249	—	—	2,883	
	自動車検査	2,819	2,717	5	6,330	1,136	125	—	13,132	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	641,786	—	33,384	20,658	9,186	1,238,674	—	1,943,688	
	国際観光振興機構	1,127	—	851	1,250	266	—	—	3,494	
	水資源機構	64,368	281	1,017	17,733	2,507	112,546	—	198,452	
	自動車事故対策機構	7,966	384	—	3,414	1,142	1,241	—	14,146	
	空港周辺整備機構	2,291	—	5,646	680	211	—	—	8,828	
	海上災害防止センター	—	—	1,200	—	413	14	1,457	3,085	
	都市再生機構	740,618	—	22,592	46,847	12,417	1,642,693	—	2,465,166	
	奄美群島振興開発基金	5	—	—	163	62	3,065	—	3,296	
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,094	—	—	974	618	4,765,986	—	4,770,672	
	住宅金融支援機構	205,398	—	—	10,821	4,405	10,048,444	—	10,269,070	
	環 境 省	国立環境研究所	8,610	292	4,055	3,067	489	—	—	16,513
		環境再生保全機構	66,855	—	—	1,670	474	27,383	—	96,382
	防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	—	—	2,218	702	—	—	3,488
	合計(104法人)		23,178,453	212,824	316,784	404,361	150,062	42,332,323	29,707	66,624,512

- (注) 1 平成22年4月1日現在の状況である。
2 予算額は、各法人における平成22年度計画(年度当初予算)による。
3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 国際協力機構の平成22年度計画における予算額(支出)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

独立行政法人の平成23年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,350	254	-	509	309	-	-	2,421	
	国民生活センター	4,989	-	-	1,285	208	-	-	6,482	
	北方領土問題対策協会	1,290	71	53	228	43	-	-	1,685	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,034	6,314	-	215	283	-	-	11,846	
総務省	情報通信研究機構	27,635	1,352	4,087	-	2,361	28	-	35,463	
	統計センター	2,772	-	22	7,066	270	-	-	10,130	
	平和祈念事業特別基金	4,411	-	-	-	-	-	2	4,413	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	15,185,800	-	-	500	61	3,407,933	-	18,594,295	
	国際協力機構	133,626	1,596	1,512	-	10,296	9	-	147,039	
財務省	国際交流基金	15,753	-	-	1,585	774	-	-	18,112	
	酒類総合研究所	351	-	32	478	234	-	-	1,095	
文部科学省	造幣局	12,023	3,979	-	9,144	-	-	-	25,145	
	国立印刷局	22,142	10,278	-	41,711	-	-	-	74,131	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	1,240	-	-	598	1,812	81	-	3,731	
	国立特別支援教育総合研究所	282	28	-	803	-	-	-	1,114	
	大学入試センター	9,793	-	-	897	58	-	-	10,749	
	国立青少年教育振興機構	4,522	57	-	4,637	1,837	-	-	11,053	
	国立女性教育会館	374	-	-	5	305	-	-	684	
	国立科学博物館	1,996	-	-	1,122	655	-	-	3,773	
	物質・材料研究機構	7,655	210	3,028	5,598	762	1,448	-	18,700	
	防災科学技術研究所	5,889	70	1,097	1,858	170	-	-	9,083	
	放射線医学総合研究所	9,480	472	-	3,590	404	96	-	14,042	
	国立美術館	4,603	6,063	-	1,104	1,310	-	-	13,080	
	国立文化財機構	5,056	4,792	26	3,118	955	-	-	13,947	
	教員研修センター	529	173	-	439	295	-	-	1,436	
	科学技術振興機構	105,897	142	5,371	4,450	1,947	-	-	117,808	
	日本学術振興会	28,229	-	567	948	335	206,087	-	236,164	
	理化学研究所	49,093	1,066	4,248	7,164	2,535	29,143	-	93,249	
	宇宙航空研究開発機構	116,412	7,532	36,358	-	7,014	42,641	-	209,958	
	日本スポーツ振興センター	38,621	3,046	996	3,761	430	65,538	-	112,392	
	日本芸術文化振興会	16,124	412	5	2,766	312	-	-	19,619	
	日本学生支援機構	14,637	-	350	4,368	1,426	2,227,260	-	2,248,042	
	海洋研究開発機構	33,700	477	2,752	2,979	858	1,290	-	42,058	
	国立高等専門学校機構	63,291	1,953	-	-	14,220	2,391	-	81,855	
	大学評価・学位授与機構	349	-	-	1,065	77	150	-	1,642	
	国立大学財務・経営センター	59	-	-	238	98	163,523	-	163,918	
	日本原子力研究開発機構	151,362	8,822	1,129	-	15,687	12,292	36,386	225,677	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	113	-	94	501	83	-	-	791
		労働安全衛生総合研究所	682	211	54	1,133	247	-	-	2,327
		勤労者退職金共済機構	6,171	-	-	2,499	102	522,472	-	531,243
高齢・障害者雇用支援機構		44,494	169	-	6,829	1,125	-	-	52,616	
福祉医療機構		4,327	-	-	2,885	446	181,058	-	188,716	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		673	-	-	3,012	102	-	-	3,787	
労働政策研究・研修機構		844	70	-	1,375	478	-	-	2,766	
雇用・能力開発機構		433,040	1,135	0	31,640	2,348	115	-	468,278	
労働者健康福祉機構		297,645	2,457	-	12,178	6,851	3,315	-	322,447	
国立病院機構		765,521	64,837	-	-	-	66,434	-	896,792	
医薬品医療機器総合機構		22,726	-	-	6,310	1,214	-	-	30,250	
医薬基盤研究所		7,501	889	-	753	212	75	-	9,430	
年金・健康保険福祉施設整理機構		11,413	-	-	407	46	-	13,605	25,472	
年金積立金管理運用		35,044	-	-	-	499	6,886,934	-	6,922,477	
国立がん研究センター		41,810	9,242	-	-	-	2,863	-	53,915	
国立循環器病研究センター		24,272	3,240	-	-	-	324	-	27,836	
国立精神・神経医療研究センター		11,620	2,706	-	-	-	184	-	14,510	
国立国際医療研究センター		30,974	8,256	-	-	-	1,658	-	40,888	
国立成育医療研究センター		17,529	2,578	-	-	-	1,397	-	21,503	
国立長寿医療研究センター		7,752	2,678	-	-	-	216	-	10,647	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	965	71	0	5,311	607	-	-	6,954	
	種苗管理センター	280	79	57	2,301	308	-	-	3,026	
	家畜改良センター	1,523	310	201	6,052	575	-	-	8,662	
	水産大学校	534	203	131	1,782	197	-	-	2,846	
	農業・食品産業技術総合研究機構	16,678	1,278	6,643	26,526	2,524	-	-	53,649	
	農業生物資源研究所	2,596	226	2,611	3,899	401	-	-	9,734	
	農業環境技術研究所	780	132	711	1,908	331	-	-	3,863	
	国際農林水産業研究センター	1,433	48	282	1,982	131	-	-	3,876	
	森林総合研究所	14,310	232	1,507	11,500	1,627	35,736	-	64,911	
	水産総合研究センター	8,180	2,117	2,832	9,260	816	-	-	23,204	
	農畜産業振興機構	286,523	-	-	2,760	655	75,351	-	365,289	
	農業者年金基金	146,814	-	-	818	711	70,700	-	219,043	
	農林漁業信用基金	218,349	-	-	1,341	617	-	-	220,306	
	経済産業省	経済産業研究所	1,254	-	-	-	242	-	-	1,497
	工業所有権情報・研修館	8,487	-	-	851	399	-	-	9,737	
	日本貿易保険	16,941	-	-	1,360	-	-	-	40,969	
産業技術総合研究所	56,048	1,600	11,175	-	-	12,461	-	81,284		
製品評価技術基盤機構	6,320	29	81	-	985	347	-	7,762		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	127,433	-	16,336	-	8,367	3,252	-	155,388		
日本貿易振興機構	26,476	-	1,397	-	1,931	-	-	29,804		
原子力安全基盤機構	19,333	-	-	-	2,239	-	-	21,572		
情報処理推進機構	8,479	-	-	-	1,774	-	-	10,253		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	38,931	2,480	83,565	-	1,673	1,453,024	-	1,579,673		
中小企業基盤整備機構	765,179	-	55	-	1,685	674,391	-	1,441,310		
国土交通省	土木研究所	3,897	482	425	4,137	576	-	-	9,517	
建築研究所	561	96	155	943	288	-	-	2,043		
交通安全環境研究所	576	165	468	1,038	92	-	-	2,339		
海上技術安全研究所	523	-	525	2,258	93	-	-	3,399		
港湾空港技術研究所	247	149	1,005	1,002	95	-	-	2,498		
電子航法研究所	822	99	215	669	46	-	-	1,851		
航海訓練所	1,344	450	-	4,186	191	-	-	6,171		
海技教育機構	367	112	28	2,086	219	-	-	2,812		
航空大学校	1,409	73	-	1,225	244	-	-	2,951		
自動車検査	2,654	1,419	5	5,684	1,019	156	351	11,288		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	626,950	-	38,480	20,256	8,753	1,233,839	-	1,928,277		
国際観光振興機構	1,104	-	451	1,296	259	-	-	3,110		
水資源機構	61,741	640	786	16,690	2,246	92,879	-	174,983		
自動車事故対策機構	7,803	380	-	3,341	1,114	1,459	-	14,096		
空港周辺整備機構	2,079	-	2,860	655	208	-	-	5,802		
海上災害防止センター	0	0	1,347	-	398	7	-	1,752		
都市再生機構	650,539	-	21,203	47,016	11,800	1,438,050	-	2,168,608		
奄美群島振興開発基金	3	-	-	161	61	2,790	-	3,013		
日本高速道路保有・債務返済機構	3,566	-	-	984	618	4,017,738	-	4,022,906		
住宅金融支援機構	181,875	-	-	11,029	4,038	10,436,262	-	10,633,205		
環 境 省	国立環境研究所	10,042	263	3,611	3,053	474	-	-	17,443	
環境再生保全機構	64,369	-	-	1,658	459	22,201	-	-	88,687	
防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	-	-	2,180	650	-	-	3,397	
合計(104法人)		21,247,405	170,760	260,934	392,944	144,830	33,420,266	50,344	55,687,482	

- (注) 1 平成23年4月1日現在の状況である。
2 予算額は、各法人における平成23年度計画(年度当初予算)による。
3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
5 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 国際協力機構の平成23年度計画における予算額(支出)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

平成23年度独立行政法人に対する財政支出

(単位:百万円)

法人名	22年度予算額(当初)	23年度概算額	増減	
国立公文書館	2,344	2,384	40	1.7%
国民生活センター	3,202	3,144	△58	△1.8%
北方領土問題対策協会	972	1,568	596	61.3%
沖縄科学技術研究基盤整備機構	13,309	6,807	△6,501	△48.8%
平和祈念事業特別基金	354	-	△354	△100.0%
統計センター	9,784	9,426	△358	△3.7%
情報通信研究機構	34,123	33,472	△652	△1.9%
国際交流基金	12,851	13,032	181	1.4%
国際協力機構	254,381	211,579	△42,802	△16.8%
酒類総合研究所	1,064	1,020	△44	△4.1%
国立科学博物館	3,044	3,385	341	11.2%
国立女性教育会館	590	562	△28	△4.7%
国立特別支援教育総合研究所	1,186	1,110	△76	△6.4%
教員研修センター	1,407	1,295	△112	△7.9%
大学入試センター	80	-	△80	△100.0%
科学技術振興機構	102,760	104,960	2,199	2.1%
日本学術振興会	197,802	274,865	77,063	39.0%
物質・材料研究機構	15,550	15,181	△369	△2.4%
理化学研究所	91,868	88,195	△3,673	△4.0%
放射線医学総合研究所	12,070	11,596	△474	△3.9%
防災科学技術研究所	7,973	7,586	△386	△4.8%
宇宙航空研究開発機構	226,669	207,458	△19,211	△8.5%
日本スポーツ振興センター	10,626	11,287	661	6.2%
日本芸術文化振興会	15,944	15,155	△789	△4.9%
国立美術館	12,558	12,035	△523	△4.2%
国立文化財機構	12,185	12,733	549	4.5%
大学評価・学位授与機構	1,755	1,484	△271	△15.4%
国立大学財務・経営センター	455	393	△63	△13.7%
国立高等専門学校機構	67,660	65,064	△2,596	△3.8%
日本学生支援機構	151,138	144,218	△6,920	△4.6%
海洋研究開発機構	38,296	37,796	△500	△1.3%
日本原子力研究開発機構	180,984	181,503	519	0.3%
国立青少年教育振興機構	9,987	9,536	△452	△4.5%
国立健康・栄養研究所	739	691	△48	△6.4%
勤労者退職金共済機構	8,989	9,762	773	8.6%
福祉医療機構	38,398	32,863	△5,535	△14.4%
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,555	2,261	△294	△11.5%
労働政策研究・研修機構	2,839	2,666	△174	△6.1%
高齢・障害・求職者雇用支援機構(仮称)	31,865	85,744	53,880	169.1%
雇用・能力開発機構	84,673	-	△84,673	△100.0%
労働者健康福祉機構	31,019	30,979	△40	△0.1%
医薬品医療機器総合機構	1,327	1,672	346	26.1%
国立病院機構	48,392	37,149	△11,244	△23.2%
医薬基盤研究所	10,317	8,887	△1,430	△13.9%
労働安全衛生総合研究所	2,306	2,259	△47	△2.0%
国立がん研究センター	9,522	9,343	△179	△1.9%
国立循環器病研究センター	5,911	5,435	△476	△8.1%
国立精神・神経医療研究センター	6,227	4,524	△1,703	△27.3%
国立国際医療研究センター	9,197	7,775	△1,422	△15.5%

法人名	22年度予算額(当初)	23年度概算額	増減	
国立成育医療研究センター	5,008	5,066	58	1.2%
国立長寿医療研究センター	3,459	3,613	154	4.4%
農林水産消費安全技術センター	7,071	6,906	△166	△2.3%
農畜産業振興機構	87,886	120,626	32,741	37.3%
種苗管理センター	2,824	2,765	△59	△2.1%
家畜改良センター	8,149	7,696	△454	△5.6%
農業者年金基金	129,407	128,036	△1,371	△1.1%
農業生物資源研究所	7,197	7,108	△89	△1.2%
農業環境技術研究所	3,281	3,238	△43	△1.3%
国際農林水産業研究センター	3,774	3,581	△193	△5.1%
農林漁業信用基金	3,541	3,721	180	5.1%
森林総合研究所	43,560	37,408	△6,152	△14.1%
水産大学校	2,107	2,172	64	3.1%
水産総合研究センター	19,183	17,993	△1,190	△6.2%
農業・食品産業技術総合研究機構	48,551	46,360	△2,191	△4.5%
経済産業研究所	1,530	1,492	△38	△2.5%
日本貿易振興機構	27,257	26,155	△1,102	△4.0%
産業技術総合研究所	63,223	62,325	△899	△1.4%
新エネルギー・産業技術総合開発機構	209,727	149,365	△60,362	△28.8%
製品評価技術基盤機構	7,236	7,134	△102	△1.4%
情報処理推進機構	4,697	4,035	△662	△14.1%
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	148,319	131,519	△16,800	△11.3%
原子力安全基盤機構	20,696	20,091	△606	△2.9%
工業所有権情報・研修館	12,787	9,636	△3,150	△24.6%
中小企業基盤整備機構	20,271	19,901	△371	△1.8%
土木研究所	9,644	9,037	△606	△6.3%
建築研究所	2,026	1,844	△183	△9.0%
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	90,663	87,784	△2,880	△3.2%
国際観光振興機構	1,905	1,972	67	3.5%
交通安全環境研究所	1,906	1,854	△52	△2.7%
海上技術安全研究所	3,311	2,819	△491	△14.8%
航海訓練所	5,951	6,058	107	1.8%
港湾空港技術研究所	1,517	1,397	△120	△7.9%
航空大学校	2,756	2,377	△379	△13.8%
電子航法研究所	1,736	1,598	△139	△8.0%
水資源機構	41,391	32,840	△8,550	△20.7%
自動車事故対策機構	10,937	10,734	△203	△1.9%
自動車検査	3,974	2,311	△1,663	△41.8%
空港周辺整備機構	1,094	898	△196	△17.9%
奄美群島振興開発基金	200	200	-	0.0%
都市再生機構	42,286	34,771	△7,515	△17.8%
日本高速道路保有・債務返済機構	83,716	83,725	9	0.0%
海技教育機構	2,621	2,594	△27	△1.0%
住宅金融支援機構	131,269	100,734	△30,535	△23.3%
国立環境研究所	12,796	14,219	1,423	11.1%
環境再生保全機構	27,389	25,151	△2,238	△8.2%
駐留軍等労働者労務管理機構	3,488	3,397	△91	△2.6%
合計	3,162,565	2,988,097	△174,468	△5.5%

(注)

1. 「独立行政法人及び公益法人向け財政支出等の概要」(財務省平成23年1月)による。
2. 計数は、それぞれ四捨五入している。

独立行政法人の平成17年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他					
内閣府	国立公文書館	1,845	-	-	-	5	-	-	-	-	1,850		
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,523	-	-	313	1	-	-	-	-	4,837		
	国民生活センター	3,235	-	-	-	205	-	-	-	-	3,440		
	北方領土問題対策協会	658	157	-	71	84	-	-	-	-	969		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	2,553	-	330	-	500	-	-	-	-	3,383		
総務省	情報通信研究機構	39,942	1,019	40	8,300	2,321	7,560	970	-	-	60,151		
	消防研究所	1,085	-	-	215	27	-	-	149	-	1,476		
	統計センター	10,144	-	-	4	10	-	-	-	-	10,158		
	平和祈念事業特別基金	1,010	-	-	-	853	-	-	-	-	1,864		
外務省	国際協力機構	160,077	-	914	3,129	3,852	-	-	-	-	167,971		
	国際交流基金	13,730	-	-	-	3,013	-	-	-	371	17,114		
財務省	酒類総合研究所	1,193	-	-	53	37	-	-	-	-	1,283		
	造幣局	-	-	-	-	29,028	-	-	-	-	29,028		
	国立印刷局	-	-	-	-	93,809	-	-	-	-	93,809		
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,709	-	-	-	-	10,709		
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,304	-	-	-	-	4,304		
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,186	4	103	5	9	-	-	-	3	1,311		
	大学入試センター	529	-	-	-	11,051	-	-	-	-	11,580		
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,961	-	241	32	981	5	-	722	-	5,943		
	国立女性教育会館	701	-	35	15	79	-	-	-	-	831		
	国立青年の家	4,194	-	701	65	124	-	-	81	-	5,165		
	国立少年自然の家	3,942	-	547	46	117	-	-	106	-	4,757		
	国立国語研究所	1,174	-	-	29	11	-	-	-	-	1,214		
	国立科学博物館	3,379	-	1,032	-	529	-	-	-	-	4,940		
	物質・材料研究機構	16,125	-	310	3,606	187	-	-	-	-	20,229		
	防災科学技術研究所	8,745	-	3,931	2,023	89	-	-	-	-	14,788		
	放射線医学総合研究所	13,301	-	290	2,369	1,943	-	-	-	-	17,902		
	国立美術館	4,984	-	-	-	777	-	-	-	-	5,761		
	国立博物館	6,622	-	312	-	1,390	-	-	-	-	8,324		
	文化財研究所	3,046	-	-	475	67	-	-	-	-	3,588		
	教員研修センター	1,957	-	174	1	173	-	-	-	-	2,305		
	科学技術振興機構	99,611	-	-	3,454	11,815	1,020	-	219	-	116,120		
	日本学術振興会	29,655	98,742	-	20	439	-	-	-	-	128,855		
	理化学研究所	71,102	-	5,290	12,481	540	-	-	-	-	89,413		
	宇宙航空研究開発機構	131,411	35,328	9,239	32,817	695	-	-	-	-	209,490		
	日本スポーツ振興センター	5,023	2,575	618	8	37,132	-	459	-	258	46,073		
	日本芸術文化振興会	12,084	-	585	57	4,840	-	-	-	-	17,566		
	日本学生支援機構	22,704	19,086	0	-	14,607	538,460	264,796	-	-	859,654		
	海洋研究開発機構	32,693	-	5,811	1,252	2,718	-	-	-	-	42,474		
	国立高等専門学校機構	69,949	14,851	9,416	-	15,096	-	-	-	-	109,312		
	大学評価・学位授与機構	2,189	-	-	-	170	-	-	-	-	2,359		
	国立大学財務・経営センター	591	-	-	-	1,430	71,227	104,867	-	11,168	189,282		
	メディア教育開発センター	2,419	4	-	-	163	-	-	-	-	2,585		
	日本原子力研究開発機構	76,747	-	6,003	12,551	4,756	-	-	-	-	100,057		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	865	-	-	108	129	-	-	188	-	1,291	
		産業安全研究所	1,153	-	149	3	5	-	-	-	-	1,310	
		産業医学総合研究所	1,375	-	337	7	6	-	-	-	-	1,724	
		勤労者退職金共済機構	3,929	7,189	-	-	546,054	-	1,518	-	-	558,690	
		高齢・障害者雇用支援機構	18,734	47,529	29	90	23,313	-	-	-	-	89,695	
		福祉医療機構	5,061	69,474	-	-	121,180	5,010	10,880	-	-	211,605	
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,701	-	101	4	1,662	50	-	-	-	4,518	
		労働政策研究・研修機構	3,370	-	87	17	122	-	-	-	-	3,597	
		雇用・能力開発機構	90,446	40,251	1,189	1,603	460,016	-	-	-	-	593,504	
		労働者健康福祉機構	11,495	12,868	13,062	3	259,092	3,288	7,720	-	-	307,527	
		国立病院機構	51,353	13,001	3,331	-	713,441	28,391	-	-	-	809,517	
		医薬品医療機器総合機構	868	226	-	2,443	8,142	-	-	-	-	11,680	
		医薬基盤研究所	11,474	-	48	95	301	1,000	158	-	-	13,076	
		年金・健康保険福祉施設整備機構	-	-	-	-	4,833	166	-	-	-	4,999	
		農林水産省	農林水産消費技術センター	5,341	-	34	61	11	-	-	190	-	5,637
			種苗管理センター	3,142	-	242	76	145	-	-	32	-	3,637
			家畜改良センター	8,397	-	469	234	766	-	-	395	-	10,261
			肥飼料検査所	1,764	-	25	10	40	-	-	117	-	1,957
			農業検査所	852	-	0	0	0	0	-	29	-	881
農業者大学校			533	-	54	-	52	-	12	32	-	682	
林木育種センター			2,024	-	124	14	-	-	7	-	-	2,169	
さけ・ます資源管理センター			1,748	-	220	22	2	-	-	12	-	2,003	
水産大学校	2,117		-	2,728	73	532	-	-	619	-	6,069		
農業・生物系特定産業技術研究機構	44,838		-	883	6,583	787	-	553	346	-	53,991		
農業生物資源研究所	7,629		-	104	4,290	19	-	-	153	-	12,195		
農業環境技術研究所	3,106		-	119	1,048	1	0	-	-	-	4,274		
農業工学研究所	2,242		-	87	992	10	-	-	-	-	3,331		
食品総合研究所	2,343		-	41	1,420	46	-	-	-	-	3,850		
国際農林水産業研究センター	3,388		-	77	215	7	-	-	-	-	3,687		
森林総合研究所	8,650		-	156	2,827	102	-	-	-	-	11,735		
水産総合研究センター	15,412		-	1,332	4,922	2,797	-	-	510	-	24,973		
農畜産業振興機構	2,356		147,661	-	-	92,678	77,982	10,616	-	-	331,292		
農業者年金基金	4,091		151,191	-	-	16,802	13,280	-	-	-	185,364		
農林漁業信用基金	-		2,670	-	-	91,979	19,257	-	-	-	113,910		
緑資源機構	-		46,213	-	577	29,803	28,565	-	-	-	105,157		
経済産業省	経済産業研究所		2,020	-	-	1	0	-	-	-	-	2,021	
	工業所有権情報・研修館		12,915	-	-	-	51	-	-	-	-	12,965	
	日本貿易保険		-	-	-	-	10,779	0	65,968	48,086	-	124,833	
	産業技術総合研究所	67,432	-	1,520	25,203	5,997	-	-	-	-	100,151		
	製品評価技術基盤機構	7,682	-	184	1,168	922	-	-	-	-	9,956		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	172,240	38,232	-	718	48,571	7,041	2,446	-	-	269,248		

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金		
	日本貿易振興機構	24,463	2,491	-	7,019	3,822	-	-	-	-	37,795	
	原子力安全基盤機構	23,735	-	-	537	1,483	-	-	-	-	25,756	
	情報処理推進機構	5,263	-	-	620	5,786	7	-	-	-	11,676	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	39,532	1,320	-	116,663	27,355	420,219	316,587	-	-	921,676	
	中小企業基盤整備機構	22,288	91	1,262	1,238	965,805	1,818	561,613	-	-	1,554,116	
国土交通省	土木研究所	4,674	-	403	1,176	179	-	-	-	-	6,432	
	建築研究所	2,051	-	93	256	57	-	-	-	-	2,457	
	交通安全環境研究所	1,640	-	570	1,964	6	-	-	-	-	4,180	
	海上技術安全研究所	3,202	-	325	821	46	-	-	-	-	4,394	
	港湾空港技術研究所	1,441	-	500	1,437	58	-	-	244	-	3,680	
	電子航法研究所	1,669	-	-	210	6	-	-	100	-	1,984	
	北海道開発土木研究所	1,760	-	-	2,706	13	-	-	191	-	4,669	
	海技大学校	1,109	-	-	24	139	-	-	-	-	1,272	
	航海訓練所	6,894	-	-	-	65	-	-	-	-	6,959	
	海員学校	1,984	-	163	-	35	-	-	-	-	2,182	
	航空大学校	2,603	-	102	-	127	-	-	362	-	3,194	
	自動車検査	8,934	-	2,147	-	230	-	-	707	-	12,018	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	784	250,277	-	15,451	1,582,433	602,854	-	-	-	2,451,798	
	国際観光振興機構	2,295	-	-	-	1,238	-	-	-	-	3,533	
	水資源機構	-	79,623	-	12,405	172,005	43,351	-	-	-	307,384	
	自動車事故対策機構	9,005	2,759	826	-	1,700	-	994	-	-	15,284	
	空港周辺整備機構	-	2,717	-	11,138	4,052	-	-	-	-	17,908	
	海上災害防止センター	-	-	-	1,310	101	-	-	-	-	1,411	
	都市再生機構	-	103,330	-	34,470	1,898,202	4,444,620	-	-	-	6,480,622	
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	398	512	2,417	-	-	3,327	
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	12,379	-	-	984,686	1,350,948	-	-	-	2,348,013	
	環境省	国立環境研究所	9,964	1,844	415	3,938	80	-	-	-	-	16,241
		環境再生保全機構	2,668	59,060	-	88	94,746	5,498	-	923	-	162,982
計	合計(113法人)	1,633,063	1,264,162	79,460	351,693	8,446,734	7,672,129	1,352,581	54,516	11,797	20,866,129	

- (注) 1 決算額は、各法人における平成17年度決算報告書による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5 出資金・借入金等には、債券を含む。
6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成18年度決算(収入)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他					
内閣府	国立公文書館	1,869	-	-	-	5	-	-	-	-	1,874		
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,307	-	-	-	6	-	-	-	-	4,314		
	国民生活センター	2,972	-	107	-	208	-	0	0	0	3,287		
	北方領土問題対策協会	654	156	-	66	82	-	-	-	-	958		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,148	-	1,228	-	-	-	-	1	-	5,377		
総務省	情報通信研究機構	36,964	1,033	441	6,574	2,359	3,460	607	-	-	51,440		
	統計センター	9,466	-	-	25	0	-	-	81	-	9,572		
	平和祈念事業特別基金	907	-	-	-	844	-	-	-	-	1,751		
外務省	国際協力機構	157,516	-	461	2,753	3,609	-	-	-	-	164,338		
	国際交流基金	13,389	-	-	-	3,018	-	-	-	1,206	17,613		
財務省	酒類総合研究所	1,276	-	-	38	46	-	-	-	-	1,360		
	造幣局	-	-	-	-	27,618	-	-	-	-	27,618		
	国立印刷局	-	-	-	-	103,890	-	-	-	-	103,890		
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,689	-	48	-	-	10,737		
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,366	-	-	-	-	4,366		
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,206	-	79	1	11	-	-	-	-	1,298		
	大学入試センター	497	-	-	-	11,088	-	-	-	-	11,585		
	国立青少年教育振興機構	11,522	-	1,269	-	1,095	18	280	-	-	14,184		
	国立女性教育会館	669	-	83	21	91	0	-	-	-	863		
	国立国語研究所	1,095	-	-	37	10	-	-	-	-	1,142		
	国立科学博物館	3,244	-	2,764	-	644	-	-	-	-	6,652		
	物質・材料研究機構	15,968	-	519	3,489	271	-	-	-	-	20,247		
	防災科学技術研究所	8,495	-	761	2,096	86	-	-	-	-	11,438		
	放射線医学総合研究所	13,140	-	380	1,455	2,264	-	-	-	-	17,238		
	国立美術館	6,779	-	-	-	816	-	-	-	-	7,595		
	国立博物館	6,103	-	-	-	1,478	51	-	-	-	7,633		
	文化財研究所	2,985	-	-	626	63	8	10	-	-	3,693		
	教員研修センター	1,611	-	237	1	151	-	-	-	-	2,000		
	科学技術振興機構	101,437	-	-	2,616	11,299	622	612	59	12	116,657		
	日本学術振興会	29,364	109,228	-	166	498	-	-	-	-	139,255		
	理化学研究所	67,921	2,718	3,544	13,640	659	-	-	-	-	88,482		
	宇宙航空研究開発機構	138,293	33,260	9,300	50,183	-	-	-	1,241	-	232,277		
	日本スポーツ振興センター	4,782	2,564	2,947	9	34,648	22,400	320	-	511	68,181		
	日本芸術文化振興会	11,583	-	412	32	5,154	-	-	-	-	17,181		
	日本学生支援機構	21,963	30,207	119	-	15,933	545,636	288,435	-	-	902,293		
	海洋研究開発機構	35,734	-	786	7,506	4,814	-	-	-	-	48,840		
	国立高等専門学校機構	70,065	-	6,775	-	15,448	-	-	-	-	92,660		
	大学評価・学位授与機構	2,074	-	-	-	232	-	-	-	-	2,306		
	国立大学財務・経営センター	546	-	-	-	2,217	65,817	105,784	-	6,472	180,835		
	メディア教育開発センター	2,292	-	-	-	218	-	-	-	-	2,510		
	日本原子力研究開発機構	161,838	1,241	26,854	14,568	3,643	-	-	-	-	208,145		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	908	-	-	144	66	37	65	286	-	1,506	
		労働安全衛生総合研究所	2,478	-	398	38	0	-	9	-	-	2,923	
		勤労者退職金共済機構	3,797	7,149	-	-	513,519	-	1,169	-	-	525,634	
		高齢・障害者雇用支援機構	18,336	48,306	36	45	21,260	-	-	-	-	87,983	
		福祉医療機構	10,957	74,352	-	-	248,615	1,014	11,225	-	-	346,162	
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,620	8	50	3	1,643	50	-	-	-	4,374	
		労働政策研究・研修機構	3,338	-	92	5	-	-	222	-	-	3,658	
		雇用・能力開発機構	86,153	38,788	1,557	1,248	443,109	-	0	-	-	570,855	
		労働者健康福祉機構	11,281	15,060	11,971	30	252,023	4,745	11,353	-	-	306,464	
		国立病院機構	50,609	-	14,883	-	721,116	14,300	-	-	-	800,907	
		医薬品医療機器総合機構	656	192	-	2,362	9,744	-	31	-	-	12,984	
		医薬基盤研究所	11,443	-	200	163	470	1,378	-	-	-	13,654	
		年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	27,241	-	-	4,263	-	31,504	
		年金積立金管理運用	-	-	-	-	3,968,523	13,631,152	5,887,196	-	-	23,486,871	
		農林水産省	農林水産消費技術センター	5,565	-	578	45	13	-	-	-	-	6,200
			種苗管理センター	3,133	-	211	83	151	-	-	-	-	3,577
			家畜改良センター	8,363	-	457	246	789	-	-	-	-	9,855
			肥飼料検査所	1,772	-	30	15	36	-	-	-	-	1,853
			農業検査所	829	-	-	1	0	-	8	-	-	838
			林木育種センター	1,905	-	328	49	-	-	-	-	-	2,281
			水産大学校	2,182	-	2,953	111	545	-	-	-	-	5,792
農業・食品産業技術総合研究機構			50,463	41	2,053	9,021	818	188	638	-	-	63,223	
農業生物資源研究所			7,467	-	439	3,964	25	-	-	23	-	11,918	
農業環境技術研究所			3,280	-	101	1,060	13	-	-	-	-	4,455	
国際農林水産業研究センター	3,237		-	47	146	24	-	-	-	-	3,453		
森林総合研究所	8,443		-	451	1,726	105	-	-	-	-	10,725		
水産総合研究センター	17,397		-	1,606	5,100	1,942	-	-	-	-	26,045		
農畜産業振興機構	2,120		132,617	-	-	71,195	38,776	52,312	-	-	297,020		
農業者年金基金	4,028		151,374	-	-	16,102	19,700	-	-	-	191,204		
農林漁業信用基金	-		2,605	-	8	71,625	10,305	-	-	-	84,543		
緑資源機構	-	48,411	-	548	29,315	28,879	-	-	-	107,153			
経済産業省	経済産業研究所	1,641	-	-	-	1	-	-	-	-	1,642		
	工業所有権情報・研修館	12,773	-	-	-	99	-	-	-	-	12,872		
	日本貿易保険	-	-	-	-	11,892	-	101,994	42,795	-	156,680		
	産業技術総合研究所	66,437	-	7,275	27,609	5,548	-	-	-	-	106,869		
	製品評価技術基盤機構	7,625	-	120	929	322	-	194	-	-	9,191		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	163,520	43,784	-	4,699	5,773	2,023	1,787	-	-	221,588		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金
	日本貿易振興機構	23,923	2,660	-	7,150	3,873	-	-	-	-	37,606
	原子力安全基盤機構	23,605	-	-	440	1,696	-	-	-	-	25,741
	情報処理推進機構	5,196	-	-	775	4,562	-	-	-	-	10,533
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	38,892	1,051	-	91,842	43,374	478,518	331,783	-	-	985,461
	中小企業基盤整備機構	22,160	28,044	1,479	1,349	776,674	2,025	574,423	-	-	1,406,154
国土交通省	土木研究所	6,448	-	591	3,427	207	-	-	-	-	10,673
	建築研究所	2,028	-	88	194	48	-	-	-	-	2,358
	交通安全環境研究所	1,768	-	256	2,020	-	-	28	-	-	4,072
	海上技術安全研究所	3,069	-	182	802	49	-	-	-	-	4,101
	港湾空港技術研究所	1,392	-	305	1,686	72	-	-	-	-	3,455
	電子航法研究所	1,687	-	44	270	5	-	-	-	-	2,007
	航海訓練所	6,654	-	126	7	56	-	-	-	-	6,843
	海技教育機構	2,932	-	-	35	144	-	-	-	-	3,111
	航空大学校	2,888	-	112	-	112	-	-	-	-	3,113
	自動車検査	8,922	-	2,312	-	14	-	-	905	-	12,153
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	761	234,170	-	17,252	1,385,669	462,756	-	-	-	2,100,608
	国際観光振興機構	2,267	-	-	-	1,289	-	-	-	-	3,556
	水資源機構	-	65,808	-	-	8,985	166,362	20,365	-	-	261,519
	自動車事故対策機構	8,689	2,842	819	-	1,869	-	921	-	-	15,140
	空港周辺整備機構	-	2,632	-	9,417	2,310	-	-	-	-	14,360
	海上災害防止センター	-	-	-	1,260	118	-	-	-	-	1,378
	都市再生機構	-	98,434	-	26,468	1,600,488	1,051,183	-	-	-	2,776,573
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	388	702	2,340	-	-	3,430
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	16	-	-	2,017,817	2,845,188	-	-	-	4,863,021
	環境省	国立環境研究所	9,616	-	415	3,816	149	-	-	-	-
環境再生保全機構		2,422	19,729	-	78	75,811	11,099	-	1,758	-	110,897
計	合計(104法人)	1,704,749	1,198,480	111,631	342,573	12,776,389	19,262,395	7,375,036	50,170	8,573	42,829,999

(注)1 決算額は、各法人における平成18年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度決算(収入)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	1,856	-	-	-	6	-	-	68	-	1,930
	国民生活センター	2,803	-	123	-	158	-	-	-	-	3,084
	北方領土問題対策協会	632	193	-	50	94	-	-	-	-	970
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,283	-	1,861	-	39	-	-	-	-	6,183
総務省	情報通信研究機構	36,266	807	54	5,591	347	3,840	2,217	-	-	49,122
	統計センター	9,067	-	-	21	0	-	-	842	-	9,930
	平和祈念事業特別基金 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	849	-	-	-	6,943	-	-	-	-	7,792
外務省	国際協力機構	155,626	-	1,041	2,766	1,475	-	-	-	-	160,907
	国際交流基金	13,049	-	-	253	3,624	-	-	-	-	16,938
財務省	酒類総合研究所	1,222	-	-	44	39	-	-	-	-	1,306
	造幣局	-	-	-	-	25,515	-	-	-	-	25,515
	国立印刷局	-	-	-	-	90,642	-	-	-	-	90,642
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,307	-	24	-	-	10,331
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,706	-	-	-	-	3,706
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,207	10	58	4	10	-	-	40	-	1,329
	大学入試センター	444	-	-	2	10,938	-	-	-	-	11,385
	国立青少年教育振興機構	10,913	-	867	59	1,163	8	146	-	-	13,157
	国立女性教育会館	724	-	116	19	109	0	3	-	-	971
	国立国語研究所	1,129	-	-	49	17	-	-	-	-	1,195
	国立科学博物館	3,222	-	-	-	831	-	-	-	-	4,053
	物質・材料研究機構	15,803	930	308	3,342	313	-	-	-	-	20,697
	防災科学技術研究所	8,369	-	6,529	760	210	-	-	-	-	15,868
	放射線医学総合研究所	12,851	-	1,644	1,520	2,575	-	-	-	-	18,590
	国立美術館	6,042	-	6,393	-	1,515	-	-	-	-	13,949
	国立文化財機構	9,042	-	148	527	1,558	149	-	-	-	11,423
	教員研修センター	1,511	-	192	1	150	-	-	-	-	1,854
	科学技術振興機構	103,463	-	-	2,582	9,866	400	-	-	514	116,825
	日本学術振興会	29,024	129,830	-	649	512	-	-	-	-	160,014
	理化学研究所	62,334	16,062	2,313	9,821	1,018	-	-	-	22	91,570
	宇宙航空研究開発機構	128,826	46,661	8,237	32,519	-	-	1,607	-	-	217,851
	日本スポーツ振興センター	5,375	2,564	1,506	-	85,538	-	79	-	-	95,448
	日本芸術文化振興会	11,482	-	801	56	5,022	-	-	-	-	17,361
	日本学生支援機構	21,446	45,436	72	98	17,903	675,899	320,629	-	-	1,081,484
	海洋研究開発機構	37,190	9	810	7,601	2,728	-	-	-	-	48,337
	国立高等専門学校機構	69,030	-	6,914	-	16,475	-	-	-	-	92,442
	大学評価・学位授与機構	1,996	-	-	0	370	-	-	-	-	2,366
	国立大学財務・経営センター	522	-	-	12	7,494	68,569	107,060	-	3,063	186,720
	メディア教育開発センター	2,083	-	-	-	182	-	-	-	-	2,265
	日本原子力研究開発機構	163,224	3,072	23,373	16,846	3,627	-	-	9,420	-	219,563
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	812	-	-	127	56	34	27	69	-
労働安全衛生総合研究所		2,514	-	396	19	-	-	14	-	-	2,943
勤労者退職金共済機構		3,662	7,312	-	-	497,436	-	1,240	-	-	509,650
高齢・障害者雇用支援機構		17,786	33,288	35	-	19,821	-	-	-	-	70,930
福祉医療機構		10,056	67,341	-	-	238,315	64	11,191	-	-	326,966
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,553	15	67	3	1,653	-	-	-	-	4,291
労働政策研究・研修機構		3,131	-	180	0	-	-	70	-	-	3,381
雇用・能力開発機構		79,692	31,192	1,315	1,411	433,788	-	-	-	-	547,398
労働者健康福祉機構		11,433	17,515	10,040	33	258,325	5,168	7,934	-	-	310,448
国立病院機構		49,848	-	6,204	-	744,138	14,985	4,442	-	-	819,618
医薬品医療機器総合機構		621	20,654	-	2,276	11,369	-	47	-	-	34,968
医薬基盤研究所		11,333	-	264	425	483	1,200	-	-	-	13,706
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	38,491	-	-	28,472	-	66,963
年金積立金管理運用		-	-	-	-	△ 5,516,733	16,115,630	5,228,628	-	-	15,827,525
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,858	-	752	48	57	-	-	-	-
	種苗管理センター	2,985	9	205	82	139	-	255	-	-	3,675
	家畜改良センター	8,404	-	436	377	967	-	-	314	-	10,498
	水産大学校	2,186	-	2,494	115	629	-	-	177	-	5,600
	農業・食品産業技術総合研究機構	49,804	67	645	10,151	1,518	668	430	-	-	63,283
	農業生物資源研究所	7,526	-	217	5,003	39	-	-	469	-	13,254
	農業環境技術研究所	3,142	-	97	1,601	1	-	-	-	-	4,842
	国際農林水産業研究センター	3,275	69	74	318	16	-	-	-	-	3,752
	森林総合研究所	10,317	-	619	1,778	130	-	-	39	-	12,884
	水産総合研究センター	17,502	-	1,044	4,734	2,264	-	-	447	-	25,991
	農畜産業振興機構	2,002	132,693	-	-	118,926	24,296	373	-	-	278,290
	農業者年金基金	3,963	152,699	-	-	15,620	54,100	-	-	-	226,381
	農林漁業信用基金	-	1,105	-	5	81,296	8,715	-	-	-	91,122
	緑資源機構	-	47,570	-	507	27,637	29,687	-	-	-	105,401
	経済産業省	経済産業研究所	1,746	-	-	3	5	-	1	-	-
工業所有権情報・研修館		14,232	-	-	-	89	-	-	-	-	14,321
日本貿易保険		-	-	-	-	12,690	-	43,864	33,781	-	90,334
産業技術総合研究所		65,682	-	6,700	21,690	5,325	-	-	-	-	99,397
製品評価技術基盤機構		7,588	-	102	590	845	-	-	-	-	9,125
新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		154,858	64,611	-	9,843	4,041	-	2,169	-	-	235,522

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金	
	日本貿易振興機構	24,408	2,970	-	7,666	3,887	-	-	-	-	38,932	
	原子力安全基盤機構	22,877	-	-	247	1,684	-	-	-	-	24,808	
	情報処理推進機構	5,117	-	-	117	3,833	-	-	-	-	9,067	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	33,296	2,212	-	109,782	33,955	663,113	457,730	-	-	1,300,089	
	中小企業基盤整備機構	21,993	57	969	2,530	703,944	1,512	545,181	-	-	1,276,186	
国土交通省	土木研究所	6,361	-	572	3,142	144	-	-	-	-	10,219	
	建築研究所	2,045	-	117	166	56	-	-	-	-	2,384	
	交通安全環境研究所	1,770	-	339	1,613	17	-	-	-	-	3,740	
	海上技術安全研究所	3,010	-	585	963	45	-	-	-	-	4,603	
	港湾空港技術研究所	1,371	-	230	1,436	69	-	-	-	-	3,106	
	電子航法研究所	1,684	-	55	560	3	-	-	-	-	2,302	
	航海訓練所	6,518	-	295	7	56	-	-	-	-	6,876	
	海技教育機構	2,818	-	-	28	170	-	-	-	-	3,015	
	航空大学校	2,855	-	101	-	130	-	-	-	-	3,086	
	自動車検査	7,753	-	1,769	-	3,604	-	-	-	-	13,125	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	738	205,463	-	25,346	1,326,377	436,831	-	-	-	1,994,756	
	国際観光振興機構	2,111	-	-	-	1,562	-	-	-	-	3,673	
	水資源機構	-	62,868	-	1,605	153,450	36,613	-	-	-	254,536	
	自動車事故対策機構	8,429	2,950	-	-	2,098	992	-	-	-	14,469	
	空港周辺整備機構	-	3,011	-	6,360	1,126	-	-	-	-	10,497	
	海上災害防止センター	-	-	-	1,613	311	-	-	-	-	1,924	
	都市再生機構	-	89,352	-	22,517	1,708,694	1,124,562	-	-	-	2,945,125	
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	294	802	2,382	-	-	3,478	
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	2,867	-	-	2,012,034	3,213,752	-	-	-	5,228,652	
	住宅金融支援機構	-	275,050	-	-	1,948,557	3,106,383	4,519,376	-	-	9,849,366	
	環境省	国立環境研究所	9,680	-	826	3,740	19	-	-	-	-	14,265
		環境再生保全機構	2,392	26,466	-	10	74,332	11,500	-	2,336	-	117,036
	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4,184	-	-	-	14	-	-	-	-	4,198
計	合計(102法人)	1,660,826	1,494,980	101,104	335,779	16,179,140	25,599,472	15,177,968	67,568	3,486	60,620,349	

(注)1 決算額は、各法人における平成19年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び助成金取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成20年度決算(収入)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	1,833	-	-	-	6	-	-	-	-	1,839	
	国民生活センター	12,842	-	724	-	128	-	-	-	-	13,694	
	北方領土問題対策協会	652	144	-	58	79	-	-	-	-	934	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,454	-	6,888	8	-	-	30	-	-	11,380	
	情報通信研究機構	35,330	586	49	14,823	230	2,860	1,298	-	-	55,176	
	統計センター	9,399	-	-	15	753	-	100	4	-	10,272	
	平和祈念事業特別基金	750	-	-	-	9,540	-	0	-	-	10,290	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	20,492,057	-	5,723,846	-	-	26,215,903	
	国際協力機構	153,786	-	-	2,745	1,132	-	8,867	-	3	166,532	
財務省	国際交流基金	12,892	-	-	1,095	3,320	-	-	-	-	17,308	
	酒類総合研究所	1,171	-	-	54	48	-	-	-	-	1,273	
	造幣局	-	-	-	-	25,496	-	-	-	-	25,496	
	国立印刷局	-	-	-	-	81,922	-	-	-	-	81,922	
文部科学省	通関情報処理センター	-	-	-	-	5,180	-	13	-	-	5,193	
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,554	-	-	-	-	3,554	
	国立特別支援教育総合研究所	1,176	-	48	6	12	-	-	76	-	1,318	
	大学入試センター	422	-	-	1	10,919	-	-	-	-	11,342	
	国立青少年教育振興機構	10,477	-	245	106	1,158	9	157	94	-	12,246	
	国立女性教育会館	645	-	82	11	108	-	6	-	-	852	
	国立国語研究所	1,111	-	-	41	25	-	-	-	-	1,178	
	国立科学博物館	3,125	-	29	-	648	-	-	-	-	3,803	
	物質・材料研究機構	15,429	1,068	314	2,641	-	-	391	-	-	19,843	
	防災科学技術研究所	8,433	-	245	1,811	235	-	-	-	-	10,724	
	放射線医学総合研究所	12,407	-	1,321	1,215	3,018	-	-	-	-	17,961	
	国立美術館	5,790	-	9,250	-	1,379	-	-	-	-	16,419	
	国立文化財機構	8,771	-	1,872	514	1,913	-	-	-	-	13,070	
	教員研修センター	1,439	-	192	1	158	-	-	-	-	1,790	
	科学技術振興機構	105,058	-	-	2,213	8,802	-	-	-	676	116,749	
	日本学術振興会	28,859	125,946	-	1,000	422	-	-	-	-	156,227	
	理化学研究所	60,139	16,209	18,952	10,486	790	-	-	-	-	106,576	
	宇宙航空研究開発機構	130,227	51,410	6,300	40,188	830	-	-	-	-	228,955	
	日本スポーツ振興センター	7,071	2,563	1,821	125	115,480	-	949	-	184	128,193	
	日本芸術文化振興会	11,023	-	874	25	4,868	-	-	-	-	16,790	
	日本学生支援機構	19,289	53,143	48	266	21,018	971,693	356,700	-	-	1,422,157	
	海洋研究開発機構	38,431	11	330	4,473	2,766	-	-	-	-	46,010	
	国立高等専門学校機構	67,659	-	7,089	-	16,993	-	-	-	152	91,893	
	大学評価・学位授与機構	1,896	-	-	266	223	-	-	-	-	2,384	
	国立大学財務・経営センター	496	-	-	3	39,023	65,797	80,837	-	-	186,156	
	メディア教育開発センター	1,927	-	-	-	149	-	-	-	-	2,076	
	日本原子力研究開発機構	168,697	4,285	15,356	17,509	2,503	-	9,422	-	-	217,772	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	791	-	-	92	77	-	-	114	-	1,073
		労働安全衛生総合研究所	2,516	-	251	66	18	-	-	-	-	2,851
		勤労者退職金共済機構	3,519	7,219	-	-	502,181	-	1,095	-	-	514,013
		高齢・障害者雇用支援機構	17,458	29,577	33	-	18,046	-	-	-	-	65,113
		福祉医療機構	4,281	62,689	-	-	228,807	-	11,707	-	-	307,485
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,596	43	75	1	1,592	-	-	-	-	4,307
		労働政策研究・研修機構	3,045	-	184	-	-	-	77	-	-	3,307
		雇用・能力開発機構	76,910	30,920	1,509	1,373	435,155	-	-	-	-	545,866
		労働者健康福祉機構	10,666	18,176	8,832	104	257,490	4,316	8,380	-	-	307,965
		国立病院機構	47,854	-	3,600	-	757,814	-	57,539	-	-	866,807
		医薬品医療機器総合機構	611	188	-	2,191	12,863	-	68	-	-	15,921
		医薬基盤研究所	11,283	-	1,150	484	442	1,200	122	-	-	14,681
		年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	54,620	-	-	42,278	-	96,898
		年金積立金管理運用	-	-	-	-	△ 9,347,931	12,547,802	5,427,546	-	-	8,627,417
		農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,555	-	1,380	74	66	-	400	485	-
種苗管理センター			3,006	-	186	88	140	-	-	235	-	3,655
家畜改良センター	8,072		-	390	409	989	-	-	543	-	10,403	
水産大学校	2,100		-	19	128	566	-	-	204	-	3,017	
農業・食品産業技術総合研究機構	49,632		19	2,008	9,452	782	716	206	-	-	62,816	
農業生物資源研究所	7,209		-	278	4,824	26	-	589	679	-	13,604	
農業環境技術研究所	3,306		-	48	1,671	3	-	-	-	-	5,028	
国際農林水産業研究センター	3,601		327	38	558	10	-	-	64	-	4,598	
森林総合研究所	10,180		42,117	342	1,984	26,708	26,852	-	-	-	108,162	
水産総合研究センター	17,273		10	3,368	4,831	2,413	-	-	894	-	28,790	
農畜産業振興機構	2,284		111,409	-	-	114,289	50,277	43,685	-	-	321,943	
農業者年金基金	3,890		125,337	-	-	15,461	258,300	-	-	-	402,988	
農林漁業信用基金	-		6,874	-	3	67,687	6,467	-	-	-	81,031	
経済産業省	経済産業研究所		1,708	-	-	7	6	-	1	-	-	1,721
	工業所有権情報・研修館	13,659	-	-	-	83	-	0	-	-	13,742	
	日本貿易保険	-	-	-	-	13,278	-	79,321	38,822	-	131,420	
	産業技術総合研究所	65,925	-	9,269	20,616	5,968	-	-	-	-	101,778	
	製品評価技術基盤機構	7,466	-	117	594	1,929	-	-	-	-	10,107	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	154,826	53,784	-	4,709	5,269	2,100	2,825	-	-	223,513		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金
	日本貿易振興機構	23,885	2,554	-	5,694	4,772	-	-	-	-	36,905
	原子力安全基盤機構	22,506	-	-	93	1,283	-	-	-	-	23,882
	情報処理推進機構	5,006	-	-	124	3,448	-	-	-	-	8,578
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	27,494	2,262	-	97,247	16,396	748,605	650,056	-	-	1,542,058
	中小企業基盤整備機構	21,641	169	524	4,666	698,965	13,188	570,080	-	-	1,309,234
国土交通省	土木研究所	9,492	-	738	592	122	-	-	-	-	10,943
	建築研究所	2,011	-	87	194	63	-	-	-	-	2,356
	交通安全環境研究所	1,731	-	407	861	31	-	-	-	-	3,030
	海上技術安全研究所	2,961	-	549	1,411	54	-	-	-	-	4,976
	港湾空港技術研究所	1,340	-	398	1,726	89	-	-	-	-	3,553
	電子航法研究所	1,640	-	63	238	3	-	-	-	-	1,944
	航海訓練所	6,567	-	48	5	68	-	-	-	-	6,688
	海技教育機構	2,745	-	107	29	181	-	-	-	-	3,063
	航空大学校	2,773	-	96	-	210	-	-	-	-	3,079
	自動車検査	1,544	-	3,917	-	9,646	-	-	-	-	15,107
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	620	223,601	-	33,090	944,197	533,591	-	-	-	1,735,098
	国際観光振興機構	2,017	-	-	-	1,533	-	-	-	-	3,550
	水資源機構	-	48,992	-	1,345	177,710	19,598	-	-	-	247,645
	自動車事故対策機構	8,105	2,957	791	-	2,282	-	866	-	-	15,000
	空港周辺整備機構	-	1,795	-	5,032	1,174	469	-	-	-	8,470
	海上災害防止センター	-	-	-	1,740	84	-	-	-	-	1,824
	都市再生機構	-	81,320	-	18,102	1,128,832	1,812,457	-	-	-	3,040,711
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	288	602	2,355	-	-	3,245
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	5,695	-	-	1,916,745	3,056,789	-	-	-	4,979,228
	住宅金融支援機構	-	177,797	-	-	1,752,012	2,217,173	4,791,147	-	-	8,938,129
環境省	国立環境研究所	9,675	-	668	3,631	-	-	21	-	-	13,995
	環境再生保全機構	2,197	25,811	-	10	69,262	9,298	-	-	-	106,577
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,768	-	-	-	6	-	-	-	-	3,773
計	合計(101法人)	1,646,046	1,317,007	113,499	331,768	20,763,188	22,350,159	17,830,702	85,168	339	64,437,871

(注)1 決算額は、各法人における平成20年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 国際協力機構の平成20年度決算(収入)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

11 通関情報処理センターについては平成20年10月1日付で解散したため、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

独立行政法人の平成21年度決算(収入)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	2,074	-	-	-	5	-	-	20	-	2,099	
	国民生活センター	3,202	-	-	-	217	-	-	798	-	4,216	
	北方領土問題対策協会	648	131	4	61	74	-	-	-	-	918	
総務省	沖繩科学技術研究基盤整備機構	5,718	-	6,832	-	-	-	-	42	-	12,592	
	情報通信研究機構	34,200	657	47	5,913	414	1,420	1,068	-	-	43,718	
	統計センター	10,350	-	-	20	749	-	1	0	-	11,120	
	平和祈念事業特別基金	698	-	-	-	1,839	-	-	-	-	2,537	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	18,973,921	-	5,666,150	-	-	24,640,071	
	国際協力機構	161,652	-	-	2,666	4,199	-	64,816	-	190	233,513	
財務省	国際交流基金	12,569	-	-	1,622	3,642	-	-	-	-	17,833	
	酒類総合研究所	1,142	-	-	49	52	-	-	-	-	1,242	
文部科学省	造幣局	-	-	-	-	33,712	-	-	-	-	33,712	
	国立印刷局	-	-	-	-	83,502	-	-	-	-	83,502	
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,993	-	-	-	-	3,993	
	国立特別支援教育総合研究所	1,260	-	25	5	41	-	-	158	-	1,490	
	大学入試センター	254	-	-	1	11,121	-	-	-	-	11,377	
	国立青少年教育振興機構	10,138	-	4,514	113	1,247	7	157	101	-	16,278	
	国立女性教育会館	630	-	108	15	109	-	1	-	-	862	
	国立国語研究所	510	-	-	13	20	-	-	-	-	542	
	国立科学博物館	3,120	25	2,187	-	703	-	-	-	-	6,035	
	物質・材料研究機構	15,049	1,572	373	2,936	498	-	-	-	-	20,429	
	防災科学技術研究所	8,230	80	391	1,090	201	-	-	-	-	9,990	
	放射線医学総合研究所	11,712	-	3,967	845	2,641	-	-	-	-	19,164	
	国立美術館	5,773	1,049	7,205	-	1,314	-	-	-	-	15,342	
	国立文化財機構	8,367	548	2,331	525	2,038	-	-	-	-	13,808	
	教員研修センター	1,381	-	192	1	157	-	-	-	-	1,732	
	科学技術振興機構	107,459	-	31	4,745	8,886	-	-	290	-	121,411	
	日本学術振興会	29,167	282,786	-	938	456	-	-	-	-	313,348	
	理化学研究所	59,190	20,680	24,044	13,241	745	-	-	-	-	117,899	
	宇宙航空研究開発機構	143,414	50,703	8,178	43,206	721	-	-	-	-	246,223	
	日本スポーツ振興センター	6,026	3,190	2,659	328	100,644	-	6,045	-	474	119,366	
	日本芸術文化振興会	10,985	5,178	1,803	11	4,751	-	-	-	-	22,728	
	日本学生支援機構	26,172	57,788	47	652	24,961	1,191,620	400,960	-	-	1,702,200	
	海洋研究開発機構	38,560	211	560	6,211	3,191	-	-	-	-	48,734	
	国立高等専門学校機構	66,982	-	8,753	-	22,105	-	-	-	118	97,958	
	大学評価・学位授与機構	1,858	-	-	-	275	-	20	-	-	2,152	
	国立大学財務・経営センター	482	-	-	12	7,527	56,395	111,946	-	-	176,362	
	日本原子力研究開発機構	169,111	7,905	10,001	19,441	2,906	-	9,458	-	-	218,823	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	789	-	-	61	96	-	-	117	-	1,064	
	労働安全衛生総合研究所	2,536	-	224	133	19	-	-	-	-	2,911	
	勤労者退職金共済機構	3,270	6,456	-	-	521,052	-	1,130	-	-	531,909	
	高齢・障害者雇用支援機構	17,756	25,552	61	-	15,583	-	-	-	-	58,952	
	福祉医療機構	4,138	61,770	-	-	211,101	-	12,145	-	-	289,154	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,382	25	68	1	1,781	-	-	-	-	4,258	
	労働政策研究・研修機構	2,892	-	302	-	-	-	70	-	-	3,264	
	雇用・能力開発機構	72,955	37,454	1,441	1,780	404,895	-	-	-	-	518,525	
	労働者健康福祉機構	10,694	26,687	1,439	484	265,059	3,718	8,088	-	-	316,170	
	国立病院機構	45,972	-	4,105	-	776,464	-	55,739	-	-	882,281	
	医薬品医療機器総合機構	570	478	-	2,134	29,492	-	37	-	-	32,711	
	医薬基盤研究所	11,152	-	262	548	491	796	111	-	-	13,359	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	55,822	-	-	54,722	-	110,545	
	年金積立金管理運用	-	-	-	-	9,185,322	438,941	4,385,630	-	-	14,009,903	
	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,544	17	111	33	57	-	-	343	-	8,104
		種畜管理センター	3,011	-	200	60	149	-	116	170	-	3,706
		家畜改良センター	8,160	-	302	348	1,077	-	-	524	-	10,412
		水産大学校	2,042	-	565	170	587	-	-	161	-	3,524
		農業・食品産業技術総合研究機構	48,148	100	2,989	9,947	1,731	556	73	-	-	63,544
		農業生物資源研究所	7,210	4	220	4,674	384	-	-	1,212	-	13,705
農業環境技術研究所		3,155	173	79	1,504	4	-	-	-	-	4,915	
国際農林水産業研究センター		3,756	319	83	482	22	-	-	81	-	4,744	
森林総合研究所		10,124	48,013	338	2,569	24,244	24,415	-	-	-	109,703	
水産総合研究センター		16,655	783	4,467	4,299	2,225	-	-	1,133	-	29,560	
農畜産業振興機構		2,222	128,835	-	-	133,417	66,323	47,333	-	-	378,129	
農業者年金基金		3,791	124,980	-	-	14,875	83,100	-	-	-	226,745	
農林漁業信用基金		-	11,506	-	-	2	78,519	10,945	-	-	100,972	
経済産業省		経済産業研究所	1,788	-	-	6	6	-	-	-	-	1,801
	工業所有権情報・研修館	13,249	-	-	-	109	-	0	-	-	13,357	
	日本貿易保険	-	-	-	-	15,210	-	59,503	44,192	-	118,905	
	産業技術総合研究所	66,555	-	17,963	21,547	8,281	-	-	-	54	114,400	
	製品評価技術基盤機構	7,392	-	246	375	1,934	-	-	-	-	9,946	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	190,299	45,059	-	64,022	4,613	5,500	965	-	-	310,457		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金
	日本貿易振興機構	23,319	3,811	-	6,602	3,620	-	-	-	-	37,351
	原子力安全基盤機構	22,190	-	-	-	1,527	-	-	-	-	23,718
	情報処理推進機構	4,842	-	-	153	3,304	-	-	420	-	8,720
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	24,523	2,838	5,011	97,134	24,823	996,928	694,980	-	-	1,846,236
	中小企業基盤整備機構	21,303	709	-	4,438	908,000	38,322	647,480	-	-	1,620,252
国土交通省	土木研究所	9,330	-	543	450	183	-	-	-	-	10,506
	建築研究所	2,011	-	232	172	54	-	-	-	-	2,469
	交通安全環境研究所	1,762	-	224	691	-	-	28	-	-	2,705
	海上技術安全研究所	2,947	-	601	828	-	-	115	-	-	4,491
	港湾空港技術研究所	1,337	-	1,349	1,412	-	-	74	-	-	4,172
	電子航法研究所	1,618	-	-	127	-	-	6	-	-	1,750
	航海訓練所	6,283	-	-	6	32	-	93	-	-	6,415
	海技教育機構	2,753	-	74	32	185	-	-	-	-	3,044
	航空大学校	2,660	-	100	-	129	-	-	-	-	2,889
	自動車検査	1,373	-	3,615	-	9,308	-	20	-	-	14,315
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	610	261,539	-	43,722	937,395	531,357	-	-	-	1,774,623
	国際観光振興機構	1,999	-	-	-	1,635	-	-	-	-	3,634
	水資源機構	-	51,860	-	1,105	159,422	22,399	-	-	-	234,786
	自動車事故対策機構	7,819	3,004	453	-	2,318	-	799	-	-	14,393
	空港周辺整備機構	-	1,043	-	4,392	1,083	1,002	-	-	-	7,521
	海上災害防止センター	-	-	-	1,639	112	-	-	-	-	1,751
	都市再生機構	-	76,365	-	24,837	1,057,893	786,372	-	-	-	1,945,467
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	304	334	2,369	-	-	3,007
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	20	-	-	1,510,823	2,463,042	-	-	-	3,973,884
	住宅金融支援機構	-	531,405	-	-	2,144,022	2,850,103	5,345,900	-	-	10,871,430
環境省	国立環境研究所	9,292	-	1,653	3,478	-	-	25	-	-	14,448
	環境再生保全機構	2,114	27,478	-	1	62,410	10,999	-	-	-	103,001
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,657	-	-	-	5	-	-	-	-	3,661
計	合計(99法人)	1,682,032	1,910,786	133,571	411,058	37,886,783	9,584,593	17,523,913	104,022	836	69,237,594

(注)1 決算額は、各法人における平成21年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰上額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 国際協力機構の平成21年度決算(収入)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

11 国立国語研究所については平成21年10月1日付で解散したため、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

独立行政法人の平成17年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,004	-	-	431	303	-	1,738	
	駐留軍等労働者労務管理機構	631	-	313	2,765	803	-	4,512	
	国民生活センター	1,618	-	-	1,279	236	-	3,133	
	北方領土問題対策協会	590	-	68	218	52	-	930	
総務省	沖繩科学技術研究基盤整備機構	1,237	330	-	123	322	500	2,512	
	情報通信研究機構	43,714	56	8,310	-	6,314	1,563	59,957	
	消防研究所	605	-	215	565	106	-	1,491	
	統計センター	2,207	-	4	7,051	228	-	9,489	
外務省	平和祈念事業特別基金	1,312	-	-	227	156	-	1,695	
	国際協力機構	150,898	914	2,983	7,308	2,783	2,526	167,412	
財務省	国際交流基金	12,991	-	-	2,661	1,819	-	17,472	
	酒類総合研究所	441	-	53	578	310	-	1,383	
文部科学省	造幣局	10,517	3,785	-	10,678	-	-	24,980	
	国立印刷局	29,859	8,874	-	47,170	-	-	85,903	
	通関情報処理センター	9,320	-	-	998	535	-	10,853	
	日本万国博覧会記念機構	1,570	-	-	609	1,985	72	4,235	
	国立特殊教育総合研究所	347	102	5	803	64	4	1,324	
	大学入試センター	10,858	-	-	933	1,028	-	12,820	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,763	241	32	542	933	-	5,511	
	国立女性教育会館	463	35	15	-	316	-	830	
	国立青年の家	1,318	701	65	-	3,006	-	5,090	
	国立少年自然の家	1,398	547	-	-	2,698	-	4,643	
	国立国語研究所	418	-	29	577	189	-	1,213	
	国立科学博物館	2,258	1,032	-	1,222	745	-	5,257	
	物質・材料研究機構	10,990	310	3,642	6,023	-	-	20,965	
	防災科学技術研究所	8,565	3,930	2,021	1,252	-	-	15,768	
	放射線医学総合研究所	12,704	290	2,369	3,773	-	-	19,136	
	国立美術館	3,835	-	-	1,197	979	-	6,011	
	国立博物館	5,900	808	-	2,257	1,001	-	9,966	
	文化財研究所	1,386	36	466	1,305	454	22	3,668	
	教員研修センター	840	174	1	497	452	-	1,964	
	科学技術振興機構	105,281	-	3,376	5,246	2,470	-	116,373	
	日本学術振興会	28,386	-	11	833	334	98,942	128,507	
	理化学研究所	61,981	5,283	12,443	7,776	2,607	-	90,090	
	宇宙航空研究開発機構	123,119	9,179	38,459	18,833	3,407	35,206	228,203	
	日本スポーツ振興センター	12,225	618	8	4,054	523	26,474	43,902	
日本芸術文化振興会	12,813	585	50	2,986	447	-	16,881		
日本学生支援機構	19,104	0	-	5,364	1,505	809,758	835,731		
海洋研究開発機構	31,204	5,751	1,210	3,144	695	-	42,004		
国立高等専門学校機構	65,353	9,416	-	-	17,496	16,670	108,935		
大学評価・学位授与機構	733	-	-	1,241	205	151	2,330		
国立大学財務・経営センター	128	-	-	289	129	188,658	189,205		
メディア教育開発センター	1,348	-	-	902	111	156	2,518		
日本原子力研究開発機構	56,523	11,533	13,759	23,670	5,361	-	110,845		
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	169	-	222	515	96	3	1,005	
	産業安全研究所	476	149	3	534	107	-	1,269	
	産業医学総合研究所	458	335	6	710	165	-	1,673	
	勤労者退職金共済機構	9,517	-	-	511	155	414,805	424,988	
	高齢・障害者雇用支援機構	78,654	29	76	6,405	1,192	-	86,355	
	福祉医療機構	2,468	-	-	2,595	399	201,213	206,675	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	800	101	2	3,370	116	70	4,459	
	労働政策研究・研修機構	1,274	87	-	1,474	545	-	3,379	
	雇用・能力開発機構	534,627	1,161	1,603	45,025	2,100	1,378	585,895	
	労働者健康福祉機構	262,535	13,062	3	14,498	7,804	5,596	303,499	
	国立病院機構	662,652	45,116	-	-	-	87,062	794,830	
	医薬品医療機器総合機構	6,555	-	-	2,840	1,716	5	11,116	
	医薬基盤研究所	10,339	48	-	738	994	163	12,282	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	306	-	-	178	86	166	736	
	農林水産省	農林水産消費技術センター	654	34	61	4,129	514	-	5,392
		種苗管理センター	457	242	76	2,597	250	0	3,623
家畜改良センター		2,544	469	234	6,349	404	-	10,000	
肥飼料検査所		318	25	10	1,336	179	-	1,869	
農業検査所		221	22	0	565	53	-	860	
農業者大学校		120	54	-	360	101	-	635	
林木育種センター		680	124	13	1,247	-	5	2,070	
さけ・ます資源管理センター		519	220	21	1,118	95	-	1,973	
水産大学校		616	2,728	73	1,754	233	-	5,403	
農業・生物系特定産業技術研究機構		18,685	883	6,544	24,907	2,979	15	54,013	
農業生物資源研究所		3,064	104	4,265	4,091	437	-	11,961	
農業環境技術研究所		950	119	1,047	1,895	397	-	4,408	
農業工学研究所		690	87	986	1,333	161	-	3,258	
食品総合研究所		684	41	1,419	1,298	285	-	3,726	
国際農林水産業研究センター		1,470	77	215	1,679	138	-	3,579	
森林総合研究所		1,336	156	2,827	6,367	1,016	32	11,733	
水産総合研究センター		9,028	1,332	4,922	8,008	980	-	24,271	
農畜産業振興機構		215,350	-	-	2,626	641	66,833	285,450	
農業者年金基金		167,454	-	-	876	502	-	168,831	
農林漁業信用基金		110,001	-	-	1,502	500	-	112,004	
緑資源機構		48,129	-	558	8,657	1,177	47,743	106,265	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳					計		
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費		その他	
経済産業省	経済産業研究所	1,675	-	1	-	283	-	1,959	
	工業所有権情報・研修館	11,555	-	-	802	178	-	12,535	
	日本貿易保険	27,847	-	-	1,399	-	52,793	82,039	
	産業技術総合研究所	60,169	1,845	22,032	-	-	13,628	97,674	
	製品評価技術基盤機構	3,070	184	1,042	-	4,946	1,072	10,314	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	222,332	390	718	-	15,615	39,684	278,740	
	日本貿易振興機構	28,702	-	6,588	-	2,104	-	37,393	
	原子力安全基盤機構	21,346	-	538	-	1,737	-	23,621	
	情報処理推進機構	6,907	-	606	-	1,798	-	9,311	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	39,556	-	119,013	-	1,699	684,016	844,284	
	中小企業基盤整備機構	635,040	-	1,602	-	2,025	545,545	1,184,211	
	国土交通省	土木研究所	2,642	403	1,144	2,070	525	66	6,849
		建築研究所	815	93	225	1,001	338	-	2,472
交通安全環境研究所		189	570	1,952	951	62	531	4,255	
海上技術安全研究所		707	325	794	2,513	118	-	4,457	
港湾空港技術研究所		377	500	1,437	1,215	123	-	3,650	
電子航法研究所		955	-	187	806	52	-	2,000	
北海道開発土木研究所		278	-	2,653	1,365	155	-	4,451	
海技大学校		260	-	24	845	72	-	1,200	
航海訓練所		2,127	-	-	4,404	197	-	6,728	
海員学校		432	134	-	1,339	146	-	2,051	
航空大学校		1,275	102	-	1,420	278	-	3,075	
自動車検査		1,622	2,147	-	5,935	1,132	-	10,837	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		631,270	-	13,810	22,025	8,162	1,298,759	1,974,025	
国際観光振興機構		1,054	-	623	1,405	302	-	3,383	
水資源機構		115,514	96	13,048	18,620	2,058	155,286	304,621	
自動車事故対策機構		7,720	826	-	3,419	1,210	272	13,447	
空港周辺整備機構		5,577	-	10,533	995	207	-	17,313	
海上災害防止センター		-	-	871	-	425	162	1,458	
都市再生機構		708,195	-	34,375	47,775	9,102	5,660,366	6,459,812	
奄美群島振興開発基金		44	-	-	184	69	3,280	3,576	
日本高速道路保有・債務返済機構		386	-	-	523	689	2,757,003	2,758,600	
環境省		国立環境研究所	6,229	415	3,932	2,995	654	1,915	16,140
		環境再生保全機構	63,112	-	87	1,421	604	51,601	116,826
計		合計(113法人)	5,614,534	139,365	352,928	464,894	146,689	13,271,770	19,990,177

- (注) 1 決算額は、各法人における平成17年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。
5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成18年度決算(支出)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,009	-	-	446	299	-	1,755	
	駐留軍等労働者労務管理機構	630	777	-	2,613	-	-	4,021	
	国民生活センター	1,609	107	-	1,206	288	-	3,211	
	北方領土問題対策協会	596	-	66	216	48	-	926	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,234	1,228	-	214	351	29	5,056	
総務省	情報通信研究機構	37,746	441	6,574	-	2,565	1,385	48,714	
	統計センター	2,116	-	25	7,034	201	-	9,376	
	平和祈念事業特別基金	1,309	-	-	231	164	-	1,704	
外務省	国際協力機構	148,649	461	2,591	7,111	2,845	2,527	164,183	
	国際交流基金	13,336	-	-	2,705	1,794	-	17,835	
財務省	酒類総合研究所	429	-	38	516	267	-	1,250	
	造幣局	10,835	4,003	-	11,216	-	-	26,054	
	国立印刷局	27,864	6,479	-	46,276	-	-	80,620	
	通関情報処理センター	9,290	-	-	964	404	-	10,658	
	日本万国博覧会記念機構	1,439	-	-	578	1,973	31	4,020	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	328	65	1	755	61	0	1,211	
	大学入試センター	9,784	-	-	986	110	-	10,881	
	国立青少年教育振興機構	5,352	1,269	56	5,123	2,123	92	14,015	
	国立女性教育会館	434	53	21	-	326	-	835	
	国立国語研究所	423	-	31	580	112	0	1,146	
	国立科学博物館	1,707	2,764	-	1,183	600	-	6,253	
	物質・材料研究機構	8,902	519	3,489	5,975	-	-	18,885	
	防災科学技術研究所	5,897	760	2,063	1,966	178	-	10,864	
	放射線医学総合研究所	10,867	380	1,455	3,748	-	-	16,449	
	国立美術館	5,277	-	-	1,181	816	-	7,274	
	国立博物館	3,921	518	-	2,083	860	-	7,382	
	文化財研究所	1,260	516	590	1,302	463	13	4,144	
	教員研修センター	1,100	237	1	540	493	-	2,371	
	科学技術振興機構	112,058	-	2,484	5,081	2,162	-	121,786	
	日本学術振興会	27,843	-	146	832	304	109,050	138,174	
	理化学研究所	57,384	3,537	13,623	7,875	3,022	2,823	88,265	
	宇宙航空研究開発機構	123,072	9,299	47,627	18,318	3,074	33,215	234,606	
	日本スポーツ振興センター	11,656	2,947	9	3,696	506	51,610	70,424	
	日本芸術文化振興会	13,098	412	23	2,908	471	-	16,912	
	日本学生支援機構	18,695	74	-	5,413	1,435	891,290	916,907	
	海洋研究開発機構	33,264	784	7,257	3,068	984	-	45,357	
	国立高等専門学校機構	64,537	6,775	-	-	18,514	2,016	91,842	
	大学評価・学位授与機構	651	-	-	1,189	185	206	2,231	
	国立大学財務・経営センター	137	-	-	254	126	180,326	180,842	
	メディア教育開発センター	1,243	-	-	961	109	204	2,518	
	日本原子力研究開発機構	95,515	28,149	14,463	51,951	12,999	1,239	204,316	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	161	-	282	595	92	307	1,437
		労働安全衛生総合研究所	884	395	36	1,214	278	-	2,807
		勤労者退職金共済機構	438,103	-	-	557	193	1,169	440,022
		高齢・障害者雇用支援機構	80,332	33	32	6,405	1,157	-	87,959
		福祉医療機構	7,373	-	-	2,844	431	203,473	214,121
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	766	50	2	3,184	88	100	4,190
労働政策研究・研修機構		1,098	87	-	1,520	695	-	3,400	
雇用・能力開発機構		515,639	1,557	1,248	43,987	2,089	996	565,516	
労働者健康福祉機構		260,921	11,971	30	14,011	7,669	6,256	300,859	
国立病院機構		667,564	33,981	-	-	-	134,320	835,866	
医薬品医療機器総合機構		6,730	-	-	3,010	1,842	23	11,606	
医薬基盤研究所		11,457	200	-	856	998	127	13,638	
年金・健康保険福祉施設整理機構		1,374	-	-	331	38	1,288	3,031	
年金積立金管理運用		31,792	-	-	841	365	21,883,002	21,916,001	
農林水産省		農林水産消費技術センター	604	578	45	3,963	498	-	5,688
		種苗管理センター	463	211	83	2,525	208	-	3,489
		家畜改良センター	2,176	457	246	6,247	398	-	9,524
	肥飼料検査所	297	30	15	1,167	171	-	1,680	
	農薬検査所	182	9	1	561	49	8	810	
	林木育種センター	686	328	48	1,204	-	-	2,264	
	水産大学校	569	2,953	111	1,720	262	-	5,615	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,333	2,062	8,963	23,385	3,166	94	62,002	
	農業生物資源研究所	2,669	443	3,981	3,888	459	-	11,439	
	農業環境技術研究所	913	101	1,058	1,931	309	-	4,312	
	国際農林水産業研究センター	1,429	47	145	1,623	122	-	3,365	
	森林総合研究所	1,276	451	1,727	6,234	972	26	10,686	
	水産総合研究センター	8,887	1,606	5,100	9,125	535	-	25,253	
	農畜産業振興機構	182,839	-	-	2,726	599	78,869	265,033	
	農業者年金基金	172,094	-	-	860	476	-	173,430	
	農林漁業信用基金	86,653	-	-	1,386	484	-	88,522	
	緑資源機構	50,487	-	510	8,273	1,119	44,987	105,376	
	経済産業省	経済産業研究所	1,260	-	-	-	250	-	1,509
		工業所有権情報・研修館	10,762	-	-	711	400	-	11,874
日本貿易保険		4,337	0	0	1,426	0	150,918	156,680	
産業技術総合研究所		59,299	8,233	24,193	-	-	13,331	105,057	
製品評価技術基盤機構		6,915	120	927	-	1,324	-	9,287	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	193,791	-	4,699	-	9,776	45,138	253,405		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	29,128	-	6,862	-	2,061	-	38,051
	原子力安全基盤機構	25,971	-	440	-	2,114	-	28,525
	情報処理推進機構	6,798	-	744	-	1,941	-	9,483
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	48,627	-	93,798	-	1,482	817,978	916,885
	中小企業基盤整備機構	647,259	-	1,674	-	1,900	520,251	1,171,084
国土交通省	土木研究所	2,584	591	3,305	3,428	604	-	10,512
	建築研究所	704	88	182	1,035	302	-	2,311
	交通安全環境研究所	643	256	2,028	929	57	-	3,913
	海上技術安全研究所	656	182	774	2,334	118	-	4,064
	港湾空港技術研究所	270	305	1,659	1,045	121	-	3,400
	電子航法研究所	817	44	260	702	52	-	1,874
	航海訓練所	1,987	126	7	4,518	200	-	6,839
	海技教育機構	335	-	33	2,270	251	-	2,888
	航空大学校	1,250	112	-	1,377	271	-	3,011
	自動車検査	1,826	2,312	-	5,961	1,151	-	11,249
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	757,771	-	14,675	21,406	7,882	1,131,956	1,933,689
	国際観光振興機構	1,171	-	779	1,360	301	-	3,611
	水資源機構	90,746	246	7,555	17,489	2,021	139,609	257,667
	自動車事故対策機構	7,714	819	-	3,476	1,183	226	13,417
	空港周辺整備機構	5,206	-	8,928	887	196	-	15,217
	海上災害防止センター	-	-	787	-	427	15	1,229
	都市再生機構	736,378	-	25,256	46,206	8,867	2,106,586	2,923,293
	奄美群島振興開発基金	30	-	-	173	64	2,782	3,049
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,859	-	-	1,050	510	4,796,404	4,800,823
環境省	国立環境研究所	5,667	415	3,873	2,812	492	133	13,392
	環境再生保全機構	65,934	-	77	1,601	632	47,491	115,735
計	合計(104法人)	6,148,942	143,953	329,811	486,663	133,944	33,403,919	40,607,237

(注)1 各法人における平成18年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度決算(支出)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計		
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,111	-	-	459	314	-	1,884		
	国民生活センター	1,441	117	-	1,300	343	0	3,201		
	北方領土問題対策協会	587	-	50	245	79	-	962		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,876	1,921	-	261	367	18	6,443		
	情報通信研究機構	37,947	419	5,591	-	2,530	1,236	47,724		
総務省	統計センター	1,909	-	21	7,590	195	-	9,715		
	平和祈念事業特別基金	7,394	-	-	227	135	-	7,757		
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	10,875,759	-	-	233	48	3,911,429	14,787,468		
	国際協力機構	143,590	1,041	2,560	3,757	8,531	-	159,480		
外務省	国際交流基金	13,459	-	-	1,923	1,680	-	17,062		
	酒類総合研究所	451	-	44	487	259	-	1,241		
財務省	造幣局	9,734	4,735	-	10,548	-	-	25,016		
	国立印刷局	26,357	9,821	-	45,672	-	-	81,850		
	通関情報処理センター	8,250	-	-	947	477	-	9,674		
	日本万国博覧会記念機構	734	-	-	599	1,967	31	3,331		
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	325	58	4	792	61	11	1,251		
	大学入試センター	9,963	-	2	944	106	-	11,015		
	国立青少年教育振興機構	5,428	867	59	4,918	1,681	-	12,954		
	国立女性教育会館	484	116	19	-	347	-	967		
	国立国語研究所	354	-	49	593	101	0	1,097		
	国立科学博物館	1,867	-	-	1,167	692	-	3,725		
	物質・材料研究機構	10,035	308	3,342	5,916	939	-	20,541		
	防災科学技術研究所	6,123	6,525	731	1,866	181	-	15,426		
	放射線医学総合研究所	10,865	1,632	1,520	4,022	459	637	18,499		
	国立美術館	3,797	6,393	-	1,267	1,960	-	13,417		
	国立文化財機構	5,667	148	486	3,483	1,191	-	10,975		
	教員研修センター	763	192	1	510	355	-	1,821		
	科学技術振興機構	99,826	-	2,470	5,023	2,197	-	109,516		
	日本学術振興会	27,303	-	636	830	276	127,878	156,923		
	理化学研究所	55,409	2,312	9,830	7,675	2,901	16,365	94,942		
	宇宙航空研究開発機構	114,601	8,194	31,941	18,859	3,147	46,653	223,394		
	日本スポーツ振興センター	21,269	1,506	-	3,690	574	67,520	94,559		
	日本芸術文化振興会	13,347	801	54	3,032	457	-	17,691		
	日本学生支援機構	18,580	72	-	4,985	1,487	1,062,060	1,087,184		
	海洋研究開発機構	37,549	789	8,200	3,089	960	9	50,596		
	国立高等専門学校機構	65,986	6,914	-	-	16,143	2,828	91,871		
	大学評価・学位授与機構	568	-	-	1,109	78	341	2,197		
	国立大学財務・経営センター	151	-	12	256	109	183,960	184,487		
	メディア教育開発センター	1,142	-	-	894	106	168	2,310		
	日本原子力研究開発機構	101,632	23,197	16,778	51,251	12,395	8,124	213,377		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	172	-	240	511	88	2	1,012	
		労働安全衛生総合研究所	877	351	18	1,293	275	-	2,814	
		勤労者退職金共済機構	8,917	-	-	541	192	475,665	485,315	
		高齢・障害者雇用支援機構	64,642	34	-	6,339	1,057	-	72,072	
		福祉医療機構	6,634	-	-	2,909	446	200,410	210,399	
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,139	67	3	3,131	142	-	4,482	
		労働政策研究・研修機構	931	180	-	1,472	501	-	3,085	
		雇用・能力開発機構	489,129	1,315	1,411	42,131	2,479	592	537,057	
		労働者健康福祉機構	269,776	10,040	33	14,342	7,587	6,381	308,159	
		国立病院機構	688,940	34,511	-	-	-	123,324	846,775	
		医薬品医療機器総合機構	9,513	-	-	3,304	2,211	23	15,051	
		医薬基盤研究所	11,318	264	-	806	989	126	13,503	
		年金・健康保険福祉施設整理機構	1,322	-	-	381	33	65,228	66,963	
		年金積立金管理運用	35,090	-	-	886	279	25,304,478	25,340,733	
		農林水産省	農林水産消費安全技術センター	1,028	752	49	5,763	674	-	8,266
			種苗管理センター	461	205	82	2,405	179	255	3,587
			家畜改良センター	2,293	436	378	6,426	414	-	9,947
			水産大学校	553	2,494	115	1,759	261	-	5,182
			農業・食品産業技術総合研究機構	19,412	646	10,166	28,377	2,915	577	62,092
			農業生物資源研究所	2,855	217	4,998	4,021	458	-	12,549
	農業環境技術研究所		930	97	1,585	1,991	280	-	4,883	
	国際農林水産業研究センター		1,486	74	318	1,664	119	-	3,660	
森林総合研究所	1,855		619	1,777	7,530	1,033	-	12,814		
水産総合研究センター	9,345		1,044	4,734	9,456	494	-	25,074		
農畜産業振興機構	200,860		-	-	2,694	612	39,899	244,064		
農業者年金基金	154,804		-	-	900	496	56,047	212,247		
農林漁業信用基金	90,621		-	-	1,425	514	-	92,560		
緑資源機構	47,618		-	507	8,025	989	44,578	101,715		
経済産業省	経済産業研究所		1,388	-	2	-	246	-	1,637	
	工業所有権情報・研修館		11,515	-	-	928	419	-	12,862	
	日本貿易保険		4,823	-	-	1,411	-	84,100	90,334	
	産業技術総合研究所	60,608	6,578	18,836	-	-	13,265	99,288		
	製品評価技術基盤機構	6,307	102	591	-	1,222	556	8,777		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	152,727	-	9,843	-	9,594	65,677	237,841		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	28,885	-	7,271	-	1,992	-	38,148
	原子力安全基盤機構	19,945	-	247	-	1,928	-	22,120
	情報処理推進機構	8,215	-	117	-	1,867	-	10,200
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	56,637	-	113,004	-	1,510	1,134,607	1,305,758
	中小企業基盤整備機構	672,204	-	2,787	-	1,845	728,572	1,405,407
国土交通省	土木研究所	2,527	572	3,027	3,344	582	-	10,051
	建築研究所	739	117	151	1,092	275	-	2,374
	交通安全環境研究所	148	339	1,515	1,000	80	437	3,519
	海上技術安全研究所	616	585	942	2,344	114	-	4,601
	港湾空港技術研究所	289	230	1,402	1,081	121	-	3,123
	電子航法研究所	922	55	525	739	51	-	2,292
	航海訓練所	1,899	295	7	4,364	201	-	6,766
	海技教育機構	430	-	28	2,160	242	-	2,860
	航空大学校	1,312	101	-	1,446	309	-	3,168
	自動車検査	2,095	1,645	8	6,000	1,165	-	10,913
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	619,185	-	20,593	20,484	8,326	1,043,788	1,712,375
	国際観光振興機構	1,092	-	1,033	1,284	271	-	3,681
	水資源機構	79,667	292	1,968	17,126	2,149	155,064	256,265
	自動車事故対策機構	7,774	-	-	3,489	1,167	418	12,848
	空港周辺整備機構	4,572	-	5,874	923	207	-	11,576
	海上災害防止センター	-	-	1,417	-	414	15	1,846
	都市再生機構	722,963	-	18,199	44,195	9,658	2,162,840	2,957,856
	奄美群島振興開発基金	22	-	-	173	61	2,840	3,096
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,704	-	-	1,009	605	5,342,717	5,347,036
	住宅金融支援機構	190,139	-	-	11,504	4,659	11,066,100	11,272,403
環境省	国立環境研究所	6,233	826	3,673	2,739	447	-	13,916
	環境再生保全機構	60,776	-	10	1,580	628	41,130	104,124
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	592	-	-	2,588	855	-	4,035
計	合計(102法人)	16,598,104	143,161	323,884	493,904	144,855	53,588,979	71,292,249

(注) 1 各法人における平成19年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,056	-	-	461	280	-	1,797	
	国民生活センター	1,507	708	-	1,318	227	-	3,759	
	北方領土問題対策協会	592	-	58	206	54	-	910	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,464	6,896	-	293	374	-	12,027	
総務省	情報通信研究機構	38,199	838	14,823	-	2,509	1,082	57,451	
	統計センター	1,964	-	15	7,123	341	-	9,442	
	平和祈念事業特別基金	9,753	-	-	208	72	-	10,033	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,465,608	-	-	496	65	5,723,846	26,190,014	
外務省	国際協力機構	138,526	3,304	2,449	3,341	7,808	5,627	161,054	
	国際交流基金	13,344	-	-	1,798	1,386	-	16,529	
財務省	酒類総合研究所	442	-	54	463	249	-	1,208	
	造幣局	11,149	2,117	-	10,321	-	-	23,587	
	国立印刷局	23,717	7,720	-	44,554	-	-	75,990	
	通関情報処理センター	4,069	-	-	467	261	-	4,797	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	903	-	-	582	1,872	30	3,388	
	国立特別支援教育総合研究所	335	31	6	717	53	0	1,141	
	大学入試センター	10,151	-	1	863	101	-	11,116	
	国立青少年教育振興機構	5,461	245	106	4,590	1,742	-	12,144	
	国立女性教育会館	443	82	11	202	97	-	835	
	国立国語研究所	371	-	41	627	103	-	1,143	
	国立科学博物館	1,728	29	-	1,108	574	-	3,440	
	物質・材料研究機構	9,226	314	2,635	5,639	927	1,068	19,808	
	防災科学技術研究所	6,932	244	1,785	1,610	182	-	10,752	
	放射線医学総合研究所	10,506	1,334	1,215	3,579	393	-	17,026	
	国立美術館	4,164	9,250	-	1,113	1,607	-	16,133	
	国立文化財機構	5,098	2,106	503	3,507	1,173	-	12,388	
	教員研修センター	778	192	0	478	370	-	1,818	
	科学技術振興機構	103,177	-	2,111	4,881	2,073	-	112,242	
	日本学術振興会	27,244	-	825	803	263	125,605	154,740	
	理化学研究所	46,664	10,706	10,479	7,430	2,726	24,635	102,641	
	宇宙航空研究開発機構	108,132	6,294	38,979	19,138	3,105	51,391	227,040	
	日本スポーツ振興センター	24,723	1,821	122	3,499	474	90,772	121,411	
	日本芸術文化振興会	11,884	874	21	3,033	424	-	16,236	
	日本学生支援機構	16,639	48	266	4,643	1,454	1,386,835	1,409,885	
	海洋研究開発機構	39,213	322	4,374	2,985	839	11	47,744	
	国立高等専門学校機構	67,188	7,089	-	-	15,511	3,494	93,282	
	大学評価・学位授与機構	466	-	266	1,249	113	197	2,290	
	国立大学財務・経営センター	125	-	3	246	101	179,961	180,435	
	メディア教育開発センター	971	-	-	806	102	140	2,020	
	日本原子力研究開発機構	116,349	15,219	17,589	49,535	12,146	8,242	219,078	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	159	-	166	545	86	0	956
		労働安全衛生総合研究所	775	235	53	1,359	269	-	2,691
		勤労者退職金共済機構	6,867	-	-	2,655	149	512,645	522,316
		高齢・障害者雇用支援機構	61,723	33	-	6,088	1,034	-	68,878
		福祉医療機構	5,888	-	-	2,679	466	200,548	209,581
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	849	75	1	3,019	89	-	4,033
		労働政策研究・研修機構	910	184	-	1,394	480	-	2,969
		雇用・能力開発機構	477,813	1,509	1,373	39,228	2,421	312	522,656
		労働者健康福祉機構	264,639	8,832	104	12,854	7,613	5,877	299,919
		国立病院機構	697,413	57,710	-	-	-	107,935	863,058
		医薬品医療機器総合機構	21,118	-	-	3,910	2,443	20	27,491
		医薬基盤研究所	11,748	1,147	-	862	958	121	14,836
		年金・健康保険福祉施設整理機構	1,452	-	-	375	29	95,042	96,898
		年金積立金管理運用	29,842	-	-	904	326	17,975,618	18,006,690
		農林水産消費安全技術センター	946	1,380	75	5,615	705	400	9,122
		種苗管理センター	453	186	88	2,428	179	235	3,568
		家畜改良センター	2,323	390	409	6,364	389	-	9,875
		水産大学校	574	19	128	1,777	223	-	2,721
		農業・食品産業技術総合研究機構	19,587	2,010	9,432	28,344	2,759	17	62,149
		農業生物資源研究所	2,852	278	4,813	3,941	451	41	12,376
	農業環境技術研究所	900	48	1,655	1,955	321	-	4,879	
国際農林水産業研究センター	1,854	38	530	1,984	122	-	4,528		
森林総合研究所	43,854	342	1,963	13,558	1,838	44,024	105,577		
水産総合研究センター	9,496	3,368	4,831	9,356	563	-	27,614		
農畜産業振興機構	280,183	-	-	2,585	487	26,020	309,274		
農業者年金基金	151,660	-	-	816	692	233,358	386,526		
農林漁業信用基金	76,886	-	1	1,303	433	-	78,623		
経済産業省	経済産業研究所	1,250	-	6	-	239	-	1,495	
	工業所有権情報・研修館	10,885	-	-	846	368	-	12,100	
	日本貿易保険	5,797	-	-	1,398	-	85,448	92,644	
	産業技術総合研究所	60,020	10,944	18,285	-	-	12,757	102,006	
	製品評価技術基盤機構	5,894	117	593	-	1,030	1,160	8,795	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	135,240	-	4,709	-	9,272	56,430	205,651	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	28,252	-	5,179	-	2,018	-	35,448
	原子力安全基盤機構	21,061	-	93	-	2,130	-	23,284
	情報処理推進機構	6,730	-	124	-	1,081	-	7,934
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	23,942	-	92,949	-	1,407	1,390,298	1,508,595
	中小企業基盤整備機構	742,280	-	4,794	-	1,713	733,778	1,482,564
国土交通省	土木研究所	4,557	739	578	4,091	581	-	10,545
	建築研究所	728	87	182	1,034	301	-	2,332
	交通安全環境研究所	155	407	861	1,020	97	420	2,959
	海上技術安全研究所	553	549	1,332	2,289	111	-	4,834
	港湾空港技術研究所	198	398	1,683	1,113	115	-	3,507
	電子航法研究所	787	63	216	742	50	-	1,859
	航海訓練所	1,955	48	5	4,414	198	-	6,621
	海技教育機構	455	107	28	2,112	222	-	2,925
	航空大学校	1,316	96	-	1,360	262	-	3,034
	自動車検査	2,562	3,917	10	6,081	1,191	158	13,918
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	653,374	-	30,878	20,333	7,451	1,047,517	1,759,552
	国際観光振興機構	952	-	944	1,280	249	-	3,425
	水資源機構	69,178	56	957	16,860	2,046	157,640	246,737
	自動車事故対策機構	7,427	791	-	3,439	1,124	1,521	14,301
	空港周辺整備機構	2,964	-	4,626	808	206	-	8,604
	海上災害防止センター	-	-	1,198	-	392	15	1,604
	都市再生機構	698,460	-	18,373	40,282	8,875	2,293,796	3,059,786
	奄美群島振興開発基金	15	-	-	191	62	2,220	2,488
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,758	-	-	971	666	4,980,881	4,985,276
	住宅金融支援機構	181,217	-	-	10,841	4,453	8,661,594	8,858,105
環境省	国立環境研究所	5,984	668	3,654	2,821	435	1	13,564
	環境再生保全機構	65,169	-	10	1,475	602	33,428	100,684
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	519	-	-	2,382	695	-	3,596
計	合計(101法人)	26,248,659	174,554	316,626	477,993	137,318	46,264,211	73,619,350

(注) 1 各法人における平成20年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

8 国際協力機構の平成20年度決算(支出)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

9 通関情報処理センターについては平成20年10月1日付で解散したため、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,258	-	-	493	299	-	2,051	
	国民生活センター	2,361	-	-	1,253	212	-	3,826	
	北方領土問題対策協会	571	4	61	202	43	-	879	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,880	15,772	-	294	565	-	20,511	
	情報通信研究機構	35,295	1,196	5,913	-	2,407	604	45,414	
	統計センター	2,431	-	20	7,355	358	1	10,165	
外務省	平和祈念事業特別基金	1,999	-	-	193	66	-	2,258	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	18,967,935	-	-	452	59	5,666,150	24,634,597	
	国際協力機構	145,564	2,771	2,360	2,879	7,675	62,107	223,357	
財務省	国際交流基金	12,697	-	-	1,688	817	-	15,202	
	酒類総合研究所	407	-	49	530	222	-	1,208	
	造幣局	18,275	2,506	-	9,838	-	-	30,620	
文部科学省	国立印刷局	22,984	7,220	-	42,804	-	-	73,008	
	日本万国博覧会記念機構	1,109	-	-	568	1,842	78	3,597	
	国立特別支援教育総合研究所	377	25	5	786	60	-	1,253	
厚生労働省	大学入試センター	10,616	-	1	870	72	-	11,559	
	国立青少年教育振興機構	5,307	4,514	113	4,381	1,883	-	16,197	
	国立女性教育会館	423	108	15	192	115	-	852	
	国立国語研究所	196	-	13	336	78	-	623	
	国立科学博物館	2,290	2,187	-	1,101	701	25	6,305	
	物質・材料研究機構	8,486	373	2,936	5,596	952	1,572	19,916	
	防災科学技術研究所	6,712	384	1,004	1,696	151	79	10,026	
	放射線医学総合研究所	9,957	3,945	845	3,570	379	-	18,696	
	国立美術館	3,932	7,150	-	1,189	1,467	1,049	14,787	
	国立文化財機構	6,144	2,212	492	3,244	1,066	542	13,700	
	教員研修センター	662	192	0	457	340	-	1,652	
	科学技術振興機構	115,463	31	2,044	4,794	1,911	-	124,243	
	日本学術振興会	28,106	-	999	855	312	143,840	174,113	
	理化学研究所	46,432	14,508	13,238	7,154	2,597	30,446	114,377	
	宇宙航空研究開発機構	119,036	8,167	42,843	17,277	2,977	50,672	240,972	
	日本スポーツ振興センター	28,921	2,659	326	3,372	423	82,158	117,859	
	日本芸術文化振興会	16,704	1,803	10	2,929	286	-	21,732	
	日本学生支援機構	16,066	47	652	4,341	1,545	1,667,123	1,689,774	
	海洋研究開発機構	34,570	483	6,087	3,005	865	211	45,221	
	国立高等専門学校機構	65,556	8,753	-	-	14,736	8,355	97,400	
	大学評価・学位授与機構	456	-	-	1,164	86	273	1,979	
	国立大学財務・経営センター	80	-	12	223	84	178,396	178,795	
	日本原子力研究開発機構	129,051	9,917	18,916	48,134	11,650	12,335	230,003	
	農林水産省	国立健康・栄養研究所	149	-	143	518	82	2	894
		労働安全衛生総合研究所	770	115	64	1,289	177	-	2,415
		勤労者退職金共済機構	6,730	-	-	2,517	225	500,601	510,073
		高齢・障害者雇用支援機構	57,688	61	-	6,213	960	-	64,922
		福祉医療機構	5,414	-	-	2,634	394	188,443	196,885
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,219	68	1	2,794	90	0	4,171
		労働政策研究・研修機構	842	302	-	1,256	453	-	2,854
雇用・能力開発機構		446,991	1,441	1,780	36,875	2,297	286	489,669	
労働者健康福祉機構		283,138	1,439	473	13,157	7,056	4,464	309,727	
国立病院機構		717,491	76,416	-	-	-	85,030	878,936	
医薬品医療機器総合機構		27,240	-	-	534	1,065	8	28,848	
医薬基盤研究所		11,074	239	-	722	868	99	13,003	
年金・健康保険福祉施設整理機構		1,425	-	-	385	31	108,704	110,545	
年金積立金管理運用		27,043	-	-	-	1,150	4,824,890	4,853,083	
経済産業省		農林水産消費安全技術センター	1,038	111	33	5,275	1,004	17	7,478
	種苗管理センター	453	200	60	2,407	159	286	3,565	
	家畜改良センター	2,139	302	348	6,193	353	-	9,335	
	水産大学校	588	565	170	1,702	192	-	3,217	
	農業・食品産業技術総合研究機構	18,893	3,012	9,949	27,342	2,781	166	62,143	
	農業生物資源研究所	2,752	220	4,667	3,869	430	332	12,270	
	農業環境技術研究所	958	79	1,488	1,722	270	169	4,686	
	国際農林水産業研究センター	1,801	83	465	2,029	118	-	4,496	
	森林総合研究所	51,810	338	2,570	12,610	1,597	39,087	108,012	
	水産総合研究センター	9,898	4,467	4,299	8,794	564	-	28,020	
	農畜産業振興機構	270,591	-	-	2,420	560	51,420	324,991	
	農業者年金基金	147,574	-	-	747	618	62,340	211,279	
	農林漁業信用基金	80,233	-	-	1,314	478	-	82,025	
	経済産業研究所	1,124	-	6	-	224	-	1,354	
	工業所有権情報・研修館	10,306	-	-	819	361	-	11,486	
日本貿易保険	4,705	-	-	1,603	-	-	102,384		
産業技術総合研究所	67,504	19,285	18,582	-	-	11,597	116,967		
製品評価技術基盤機構	6,078	246	375	-	986	1,254	8,939		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	156,371	-	64,022	-	8,679	45,565	274,638		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	26,354	-	6,198	-	1,904	-	34,455
	原子力安全基盤機構	19,361	-	-	-	1,882	-	21,242
	情報処理推進機構	7,569	-	153	-	894	-	8,617
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	40,869	4,774	97,251	-	1,280	1,674,410	1,818,584
	中小企業基盤整備機構	732,280	-	4,159	-	1,596	625,228	1,363,263
国土交通省	土木研究所	4,441	543	414	4,056	596	92	10,142
	建築研究所	667	232	168	996	280	-	2,343
	交通安全環境研究所	157	231	691	1,022	96	402	2,598
	海上技術安全研究所	603	601	784	2,318	105	-	4,411
	港湾空港技術研究所	261	1,349	1,446	1,032	82	-	4,170
	電子航法研究所	742	-	111	613	49	-	1,514
	航海訓練所	1,877	-	6	4,005	186	-	6,074
	海技教育機構	447	74	31	2,131	237	-	2,921
	航空大学校	1,303	100	-	1,247	215	-	2,866
	自動車検査	3,007	3,615	8	5,810	1,127	146	13,711
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	703,742	-	41,791	19,629	7,009	992,287	1,764,457
	国際観光振興機構	1,053	-	959	1,099	254	-	3,365
	水資源機構	71,457	123	826	16,875	1,825	154,989	246,095
	自動車事故対策機構	7,423	453	-	3,225	1,142	1,185	13,428
	空港周辺整備機構	2,614	-	4,041	722	183	-	7,560
	海上災害防止センター	-	-	1,201	-	389	15	1,605
	都市再生機構	693,059	-	23,642	41,781	9,845	1,165,877	1,934,204
	奄美群島振興開発基金	9	-	-	143	53	2,354	2,559
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,469	-	-	918	530	3,874,694	3,878,611
	住宅金融支援機構	178,858	-	-	10,381	3,990	8,316,361	8,509,589
環境省	国立環境研究所	6,135	1,653	3,427	2,484	450	-	14,149
	環境再生保全機構	58,132	-	1	1,298	453	37,099	96,983
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	544	-	-	2,226	703	-	3,472
計	合計(99法人)	24,859,772	219,663	395,756	456,966	130,878	30,771,990	56,835,025

(注) 1 各法人における平成21年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

8 国際協力機構の平成21年度決算(支出)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

9 国立国語研究所については平成21年10月1日付で解散したため、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成21年度)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
内閣府	国立公文書館	-	-	○
	国民生活センター	-	-	○
	北方領土問題対策協会	-	-	○
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	○ (研究事業費、大学院大学の設置準備に係る事業費)	○ (一般管理費)	-
総務省	情報通信研究機構	-	-	○
	統計センター	-	○ (退職手当及び業務部門の非常勤職員手当を除く人件費)	○ (左記以外の費用)
	平和祈念事業特別基金	○ (慰藉事業経費の一部)	○ (左記以外の経費)	○
外務省	国際協力機構	-	-	○
	国際交流基金	-	-	○
財務省	酒類総合研究所	- (人件費のうち退職金)	○ (一般管理費の一部)	○ (人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部)
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	-	○
	大学入試センター	-	-	○
	国立青少年教育振興機構	○ (退職一時金及び基金事業に係るもの)	○ (左記以外の費用)	-
	国立女性教育会館	○ (研修受入事業、交流事業、調査研究事業及び情報事業に係る物件費相当並びに退職手当に係る経費相当)	○ (人件費相当及び管理業務に係る物件費相当)	-
	国立国語研究所	-	-	○
	国立科学博物館	○ (企画展の実施経費、コレクション構築経費、プロジェクト研究経費、館長支援経費、人件費のうち退職手当および特に指定するもの)	○ (人件費(退職手当除く)および左記に掲げる業務以外の業務経費)	○ (その他、臨時に発生する計画外の発生費用)
	物質・材料研究機構	-	-	○
	防災科学技術研究所	-	-	○
	放射線医学総合研究所	-	-	○
	国立美術館	○ (展覧業務、美術工芸品等の収集ならびに修復、教育普及業務の一部に係る経費相当、退職手当及び公務災害補償費の支払い)	○ (人件費相当及び左記に掲げる業務以外の業務に係る経費相当)	-
	国立文化財機構	○ (人件費のうち退職手当並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するもの)	○ (人件費のうち役員給与、職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費(特に指定するものを除く)及び減価償却費)	○ (財務費用、その他計画外の発生費用)
	教員研修センター	-	-	○
	科学技術振興機構	○ (業務費)	○ (一般管理費)	-
	日本学術振興会	○	-	-
	理化学研究所	-	-	○
	宇宙航空研究開発機構	-	-	○
	日本スポーツ振興センター	-	-	○
	日本芸術文化振興会	-	-	○
	日本学生支援機構	○ (奨学金業務システム開発業務)	○ (左記以外の費用)	-
	海洋研究開発機構	-	-	○
	国立高等専門学校機構	○ (特別教育研究経費の一部)	○ (両記以外の費用)	○ (退職手当等の特殊要因経費及び特別教育研究経費の一部)
	大学評価・学位授与機構	-	-	○ (業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の性質上困難であるため)
	国立大学財務・経営センター	-	-	○ (業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の性質上困難であるため)
	日本原子力研究開発機構	-	-	○ (業務が多岐にわたっており、それぞれが相互に複雑に関連し合いながら実施されていることから、個々の業務の達成度の客観的な把握や一定の期間の経過を業務の進行と見なすことが困難であるため)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準			
		業務達成型	期間進行型	費用進行型	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	○ (人件費(除く退職手当))	○ (左記以外の費用)	
	労働安全衛生総合研究所	-	-	○	
	勤労者退職金共済機構	-	-	○	
	高齢・障害者雇用支援機構	-	○ (一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応していると判断できる経費)	○ (左記以外の費用)	
	福祉医療機構	-	-	○	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	○	
	労働政策研究・研修機構	-	○ (管理部門の活動経費である一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源との対応関係が明らかである年間業務契約を行っている費用)	○ (左記以外の費用)	
	雇用・能力開発機構	-	○ (業務の実施と運営費交付金との対応関係を明らかにできる人件費及び一般管理費の一部)	○ (左記以外の費用)	
	労働者健康福祉機構	-	○ (看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費)	○ (左記以外の費用)	
	国立病院機構	○	-	-	
	医薬品医療機器総合機構	-	-	○	
	医薬基盤研究所	-	-	○	
	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	-	○
種苗管理センター		-	-	○	
家畜改良センター		-	-	○	
水産大学校		-	-	○	
農業・食品産業技術総合研究機構		-	-	○	
農業生物資源研究所		-	-	○	
農業環境技術研究所		-	-	○	
国際農林水産業研究センター		-	-	○	
森林総合研究所		-	-	○	
水産総合研究センター		-	-	○	
農畜産業振興機構		-	-	○	
農業者年金基金		-	-	○	
経済産業省		経済産業研究所	○ (調査及び研究業務、政策提言・普及業務、資料収集管理業務)	○ (左記以外の経費)	-
		工業所有権情報・研修館	-	-	○
	産業技術総合研究所	-	-	○	
	製品評価技術基盤機構	-	-	○	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	○	
	日本貿易振興機構	-	-	○	
	原子力安全基盤機構	-	-	○	
	情報処理推進機構	-	-	○	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-	-	○	
	中小企業基盤整備機構	-	-	○	
	国土交通省	土木研究所	-	-	○
		建築研究所	-	-	○
		交通安全環境研究所	-	-	○
		海上技術安全研究所	-	-	○
港湾空港技術研究所		-	-	○	
電子航法研究所		-	-	○	
航海訓練所		○ (練習船経費及び退職手当等)	○ (管理・業務部門経費及び人件費等)	○ (想定されない事故・緊急対応経費)	
海技教育機構		-	-	○	
航空大学校		-	-	○	
自動車検査		-	-	○	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		-	-	○	
国際観光振興機構		-	-	○	
自動車事故対策機構		-	-	○	
環境省		国立環境研究所	-	-	○
	環境再生保全機構	-	-	○	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	○ (退職準備研修費、健康診断費、退職手当等)	○ (人件費(給与費)、物件費、心の健康対策費等)	-	

- (注) 1 各法人の平成21年度の財務諸表(重要な会計方針の注記)による。
2 運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。
3 ()内には、該当する収益化基準を採用している経費の内訳を記載した。

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況			
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容	
内閣府	国立公文書館	-	-	事業	2	国立公文書館、アジア歴史資料センター	
	国民生活センター	-	-	事業	7	広報事業、情報・分析事業、相談事業、商品テスト事業等	
	北方領土問題対策協会	2	一般業務勘定、貸付業務勘定	-	-	-	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	-	事業	2	研究ユニット事業、研究サービス事業	
総務省	情報通信研究機構	6	一般勘定、基盤技術研究促進勘定、債務保証勘定等	事業	6	一般勘定を新世代ネットワーク構築技術の研究開発事業、ユニバーサルコミュニケーション基盤技術の研究開発事業、安心・安全のための情報通信技術の研究開発事業等に区分	
	平和祈念事業特別基金	-	-	事業	3	労苦継承事業、書状等贈呈事業、特別記念事業	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	郵便貯金勘定、簡易生命保険勘定	-	-	-	
外務省	国際協力機構	2	一般勘定、有償資金協力勘定	事業	3	運営費交付金事業、受託事業、自己資金事業	
	国際交流基金	-	-	事業	5	文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業等	
財務省	造幣局	-	-	事業	2	貨幣製造事業、その他の事業	
	国立印刷局	-	-	事業	2	セキュリティ製品事業、情報製品事業	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	2	第一号勘定（公園事業）、第二号勘定（基金事業）	-	-	-	
	国立特別支援教育総合研究所	-	-	事業	5	研究活動、研修事業、教育相談活動等	
	国立青少年教育振興機構	-	-	事業	2	青少年教育事業、基金事業	
	国立女性教育会館	-	-	事業	5	研修受入事業、交流事業、調査研究事業、情報事業等	
	国立国語研究所	-	-	事業	2	調査研究事業、日本語情報資料収集事業	
	国立科学博物館	-	-	事業	3	展示事業、調査研究事業、教育・普及事業	
	物質・材料研究機構	-	-	事業	5	ナノ物質・材料、高信頼性材料等、萌芽研究等	
	防災科学技術研究所	-	-	事業	4	地震研究、火山研究、E-defense研究等	
	放射線医学総合研究所	-	-	事業	4	放射線に関するライフサイエンス研究、放射線安全研究、緊急被ばく医療研究等	
	国立美術館	-	-	施設	6	東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、法人本部	
	国立文化財機構	-	-	施設	7	東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、法人本部	
	科学技術振興機構	2	一般勘定、文獻情報提供勘定	事業	5	新技術創出研究、企業化開発、科学技術情報流通促進等	
	日本学術振興会	3	一般勘定、先端研究助成業務勘定、研究者海外派遣業務勘定	事業	7	研究者の養成、国際交流、科学研究費補助金等	
	理化学研究所	-	-	事業	4	研究事業、バイオリソース関連事業、成果普及事業等	
	宇宙航空研究開発機構	-	-	事業	8	衛星による宇宙利用、宇宙科学研究、宇宙探査等	
	日本スポーツ振興センター	4	投票勘定、災害共済給付勘定、免責特約勘定等	事業	5	スポーツ振興投票事業、災害共済給付及び免責特約事業、スポーツ施設運営事業等	
	日本芸術文化振興会	-	-	事業	7	1.「文部科学省令による区分」として、基金、国立劇場、新国立劇場 2.「事業区分別セグメント情報」として、基金事業、公演事業、研修事業、調査研究事業	
	日本学生支援機構	-	-	事業	3	奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業	
	海洋研究開発機構	-	-	事業	2	研究開発事業、運用・展開事業	
	大学評価・学位授与機構	-	-	事業	5	国立大学法人評価事業等、機関別認証評価事業、分野別認証評価事業、学位授与事業 その他	
	国立大学財務・経営センター	2	一般勘定、施設整備勘定	事業	3	国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業、国立大学法人等に対する財務経営支援事業、大学共同利用施設の管理運営事業	
	日本原子力研究開発機構	3	一般勘定、電源利用勘定、埋設処分業務勘定	事業	5	原子力システム研究開発、量子ビーム利用研究開発、安全確保と核不拡散及び共通的科学技術基盤、自らの廃止措置及び廃棄物処理・処分、国内外との連携強化と社会からの要請に対応する活動	
	厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	2	一般勘定、社会復帰促進等事業勘定	-	-	-
		勤労者退職金共済機構	4	一般の中小企業退職金共済事業等勘定、建設業退職金共済事業等勘定、清酒製造業退職金共済事業等勘定等	事業	3	給付経理、融資経理、特別給付経理
		高齢・障害者雇用支援機構	3	高齢・障害者雇用支援勘定、障害者職業能力開発勘定、障害者雇用納付金勘定	事業	2	高齢・障害者雇用支援勘定を高齢者雇用支援事業、障害者雇用支援事業に区分
		福祉医療機構	14	一般勘定、共済勘定、保険勘定等	事業	14	一般勘定を4つに、共済勘定を2つに、保険勘定を2つに区分
		国立重度知的障害者総合施設のみぞの園	-	-	事業	7	施設運営業務、知的障害者自立支援等調査・研究、知的障害者自立支援等情報提供等
		労働政策研究・研修機構	3	一般勘定、労災勘定、雇用勘定	-	-	-
		雇用・能力開発機構	3	一般勘定、財形勘定、宿舍等勘定	事業	2	一般勘定を雇用保険事業経理、雇用促進融資事業経理に区分
		労働者健康福祉機構	-	-	事業	8	労災病院事業、産業保健活動事業、未払賃金立替事業等
国立病院機構		-	-	事業	3	診療事業、教育研修事業、臨床研究事業に区分	
医薬品医療機器総合機構		6	副作用救済勘定、感染救済勘定、審査等勘定等	事業	2	審査等勘定を審査等事業、安全対策等事業に区分	
医薬基盤研究所		3	開発振興勘定、研究振興勘定、承継勘定	事業	3	開発振興勘定を基盤的研究事業、生物資源研究事業、研究開発振興事業に区分	
年金・健康保険福祉施設整理機構		3	厚生年金勘定、国民年金勘定、健康保険勘定	-	-	-	
年金積立金管理運用		4	厚生年金勘定、国民年金勘定、総合勘定等	-	-	-	

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況			
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	-	事業	6	肥料及び土壌改良資材関係、農業関係、飼料及び飼料添加物関係、食品等の調査・分析・情報提供業務関係、農林物資の検査・指導業務関係、農林物資の調査研究・講習業務関係	
	種苗管理センター	-	-	事業	5	栽培試験事業、種苗検査事業、種苗生産事業、調査研究事業、遺伝資源事業	
	家畜改良センター	-	-	事業	4	家畜改良事業、飼料作物種苗の生産及び配布事業、技術の開発実用化事業等	
	農業・食品産業技術総合研究機構	5	農業技術研究業務勘定、基礎的研究業務勘定、民間研究促進業務勘定等	事業施設	18	農業技術研究勘定を14の研究施設に、民間研究促進勘定を2つの事業に、農業機械化促進勘定を2つの事業に区分	
	農業生物資源研究所	-	-	事業	3	バイオリソース、ゲノム生体情報、バイオ活用	
	国際農林水産業研究センター	-	-	事業	4	生物資源利用研究事業、環境資源管理研究事業、環境変動対策研究事業、国際動向把握研究事業	
	森林総合研究所	3	研究・育種勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定	事業	6	研究・育種勘定を4つに、特定地域整備等勘定を2つに区分	
	水産総合研究センター	2	試験研究・技術開発勘定、海洋水産資源開発勘定	-	-	-	
	農畜産業振興機構	7	畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定等	-	-	-	
	農業者年金基金	4	特例付加年金勘定、農業者高齢年金等勘定、旧年金勘定等	事業	8	特例付加年金勘定を3つに、農業者高齢年金等勘定を3つに、旧年金勘定を2つに区分	
	農林漁業信用基金	5	農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定、漁業災害補償関係勘定	事業	8	農業信用保険勘定を2つに、林業信用保証勘定を3つに、漁業信用保険勘定を3つに区分	
経済産業省	産業技術総合研究所	-	-	事業	4	第1号業務(鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務)等4つに区分	
	製品評価技術基盤機構	-	-	事業	5	バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、生活安全分野、講習関係業務	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	一般勘定、電源利用勘定、エネルギー供給勘定、基盤技術研究促進勘定等	事業	4	産業技術開発関連業務及び新エネルギー・省エネルギー関連業務等、クレジット取得関連業務、債務保証経過業務・貸付経過業務、石炭経過業務	
	日本貿易振興機構	-	-	事業	2	貿易・投資振興業務、開発途上国経済研究活動業務	
	原子力安全基盤機構	3	立地勘定、利用勘定、その他の勘定	事業	6	検査等、解析及び評価、原子力災害の予防等、調査・試験等、情報の収集・整理等、その他原子力安全の確保	
	情報処理推進機構	4	一般勘定、試験勘定、事業化勘定、地域事業出資業務勘定	事業	7	プログラム開発普及業務、情報処理技術者試験業務、事業運営業務等	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5	石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定、金属鉱業一般勘定等	事業	4	石油開発、金属開発、資源備蓄、鉱害防止	
	中小企業基盤整備機構	8	一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定等	事業	7	一般勘定を2つに、小規模企業共済勘定を3つに、中小企業倒産防止共済勘定を2つに区分	
	国土交通省	土木研究所	-	-	事業	4	つくば中央研究所、寒地土木研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター
		建築研究所	-	-	事業	7	構造グループ、環境グループ、国際地震工学センター等
交通安全環境研究所		2	一般勘定、審査勘定	-	-	-	
港湾空港技術研究所		-	-	事業	6	海洋・水工部、地盤・構造部、施工・制御技術部等	
海技教育機構		-	-	事業	5	海技士教育科、技術教育科、その他等	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		5	建設勘定、海事勘定、基礎的研究等勘定等	事業	8	海事勘定を4つに、基礎的研究等勘定を2つに、助成勘定を2つに区分	
国際観光振興機構		2	一般勘定、交付金勘定	-	-	-	
水資源機構		-	-	事業施設	11	1「区分経理によるセグメント情報」として、3つに区分 2「施設の機能別分類によるセグメント情報」として、3つに区分 3「水系によるセグメント情報」として、5つに区分	
自動車事故対策機構		-	-	事業	3	貸付業務、療護業務、一般業務	
空港周辺整備機構		-	-	事業	4	大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業等	
海上災害防止センター		2	防災措置業務勘定、その他業務勘定	事業	5	防災措置、機材、消防船、訓練、調査研究	
都市再生機構		2	都市再生勘定、宅地造成等経過勘定	事業	5	都市再生勘定を2つに、宅地造成等経過勘定を3つに区分	
奄美群島振興開発基金		-	-	事業	2	保証業務、融資業務	
日本高速道路保有・債務返済機構		2	高速道路勘定、鉄道勘定	-	-	-	
住宅金融支援機構		5	証券化支援勘定、住宅融資保険勘定、財形住宅資金貸付勘定等	事業	4	証券化支援勘定を2つに、住宅資金貸付等勘定を2つに区分	
環境省	環境再生保全機構	4	公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定、承継勘定	事業	5	公害健康被害補償予防業務勘定を2つに、基金勘定を3つに区分	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	-	-	事業	3	労務管理の実施に関する業務等、給与の支給に関する業務等、福利厚生の実施に関する業務等	
計		150			346		

(注)1 各法人の平成21年度の財務諸表(附属明細書)による。

2 セグメント区分の内容欄における「事業」は事業等別の、「施設」は施設別のセグメント区分を行っていることを示す。

3 セグメント区分には「法人共通」「全社」「全法人」「共通勘定」等の名称を使用しているものを含む。)を除いて記載している。

4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

純資産と主な資産・負債の状況(平成21年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	純資産	資産				負債			
			有形固定資産	貸付金	その他資産	資産計	借入金・債券	引当金・準備金	その他負債	負債計
内閣府	国立公文書館	5,279	5,690	-	541	6,231	-	-	952	952
	国民生活センター	8,689	9,453	-	10,709	20,162	-	-	11,473	11,473
	北方領土問題対策協会	1,916	190	5,113	1,445	6,748	4,636	1	195	4,832
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	26,044	30,583	-	11,888	42,471	-	-	16,427	16,427
総務省	情報通信研究機構	111,398	75,904	173	88,639	164,716	155	11	53,153	53,318
	統計センター	920	1,751	-	3,428	5,179	-	-	4,259	4,259
	平和祈念事業特別基金	21,699	51	-	25,339	25,389	-	3,330	361	3,690
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	40,688	29	18,922,709	62,234,885	81,157,624	18,922,709	137,633	62,056,594	81,116,935
	国際協力機構	71,786	55,962	4,920	117,978	178,861	-	-	107,075	107,075
	国際交流基金	111,807	10,904	-	106,578	117,482	-	14	5,661	5,676
財務省	酒類総合研究所	6,583	7,033	-	459	7,492	-	-	909	909
	造幣局	77,901	69,508	-	43,646	113,154	-	21,294	13,959	35,253
	国立印刷局	341,582	248,128	-	196,111	444,239	-	92,371	10,286	102,657
	日本万国博覧会記念機構	141,537	107,051	-	42,057	149,108	-	384	7,187	7,571
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	6,530	6,617	-	473	7,090	-	-	560	560
	大学入試センター	12,542	12,041	-	1,876	13,918	-	56	1,320	1,375
	国立青少年教育振興機構	108,521	99,126	-	12,961	112,087	-	-	3,565	3,565
	国立女性教育会館	2,090	2,267	-	298	2,564	-	-	474	474
	国立科学博物館	74,116	77,324	-	3,399	80,724	-	-	6,608	6,608
	物質・材料研究機構	65,037	80,230	-	6,379	86,608	-	-	21,572	21,572
	防災科学技術研究所	62,321	71,088	-	3,050	74,138	-	-	11,817	11,817
	放射線医学総合研究所	29,081	36,694	-	9,145	45,839	-	-	16,758	16,758
	国立美術館	142,285	142,335	-	3,717	146,051	-	-	3,766	3,766
	国立文化財機構	188,356	193,036	-	4,941	197,977	-	-	9,621	9,621
	教員研修センター	4,404	4,813	-	339	5,152	-	-	748	748
	科学技術振興機構	82,066	60,357	-	67,315	127,672	-	178	45,428	45,606
	日本学術振興会	1,619	248	-	145,604	145,852	-	4	144,230	144,234
	理化学研究所	200,655	277,695	-	53,671	331,366	-	-	130,711	130,711
	宇宙航空研究開発機構	320,253	502,789	-	150,942	653,731	-	-	333,478	333,478
	日本スポーツ振興センター	225,878	196,174	-	93,061	289,235	-	23,039	40,318	63,358
	日本芸術文化振興会	237,734	162,918	-	83,563	246,482	-	77	8,671	8,748
	日本学生支援機構	55,791	55,772	6,065,307	211,774	6,332,853	6,260,336	-	16,726	6,277,062
	海洋研究開発機構	70,906	87,344	-	12,631	99,975	-	-	29,069	29,069
	国立高等専門学校機構	257,150	278,091	18	21,644	299,754	-	61	42,543	42,604
	大学評価・学位授与機構	6,488	6,729	-	442	7,171	-	-	682	682
	国立大学財務・経営センター	42,251	7,950	919,717	36,736	964,403	919,847	-	2,305	922,152
	日本原子力研究開発機構	587,904	660,151	-	80,578	740,730	-	-	152,826	152,826
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	79	81	-	260	341	-	-	263	263
	労働安全衛生総合研究所	10,725	11,404	-	1,200	12,605	-	-	1,880	1,880
	勤労者退職金共済機構	△130,571	3,804	423	4,388,380	4,392,585	-	4,518,153	5,003	4,523,156
	高齢・障害者雇用支援機構	11,482	10,605	-	33,500	44,105	-	27,319	5,303	32,622
	福祉医療機構	2,763,603	2,895	5,303,089	833,588	6,139,573	3,273,994	80,695	21,281	3,375,970
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	13,302	13,722	-	725	14,446	-	-	1,144	1,144
	労働政策研究・研修機構	6,608	6,435	0	2,042	8,477	-	-	1,869	1,869
	労働者健康福祉機構	151,955	278,863	1,874	166,706	447,443	3,718	214,821	76,948	295,488
	雇用・能力開発機構	636,707	616,976	842,671	125,310	1,584,957	871,323	296	76,631	948,250
	国立病院機構	412,823	944,377	236	274,953	1,219,567	546,903	132,270	127,571	806,744
	医薬品医療機器総合機構	9,598	507	-	42,523	43,030	-	18,529	14,903	33,432
	医薬基盤研究所	23,272	16,573	390	10,606	27,569	455	5	3,837	4,297
	年金・健康保険福祉施設整理機構	177,513	2	-	183,627	183,630	-	44	6,072	6,117
	年金積立金管理運用	1,277,435	921	-	122,843,306	122,844,227	152,100	665	121,414,027	121,566,792
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	9,396	10,569	-	2,021	12,589	-	-	3,193	3,193
	種苗管理センター	9,381	9,469	-	818	10,288	-	-	907	907
	家畜改良センター	41,721	45,127	-	2,307	47,433	-	-	5,713	5,713
	水産大学校	13,091	13,358	-	1,277	14,635	-	-	1,544	1,544
	農業・食品産業技術総合研究機構	277,002	275,536	46	24,786	300,367	275	226	22,865	23,365
	農業生物資源研究所	32,054	34,267	-	2,787	37,055	-	-	5,001	5,001
	農業環境技術研究所	32,057	32,892	-	807	33,699	-	-	1,642	1,642
	国際農林水産業研究センター	7,863	8,376	-	829	9,204	-	-	1,342	1,342
	森林総合研究所	750,968	935,389	52	403,589	1,339,031	323,767	5,233	259,064	588,063
	水産総合研究センター	52,812	56,011	-	10,424	66,434	-	-	13,622	13,622
	農畜産業振興機構	△17,683	763	-	374,392	375,155	66,323	1,157	325,358	392,838
	農業者年金基金	3,256	104	1,924	532,225	534,253	385,480	140,556	4,961	530,997
	農林漁業信用基金	236,197	1,067	87,633	244,866	333,566	14,166	15,592	67,611	97,369

(次ページに続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	純資産	資産				負債					
			有形固定資産	貸付金	その他資産	資産計	借入金・債券	引当金・準備金	その他負債	負債計		
経済産業省	経済産業研究所	53	25	-	625	650	-	-	-	597	597	
	工業所有権情報・研修館	32	30	-	10,242	10,272	-	-	-	10,240	10,240	
	日本貿易保険	282,092	419	-	315,264	315,683	-	18,600	-	14,992	33,591	
	産業技術総合研究所	317,238	339,662	-	37,103	376,765	-	105	-	59,422	59,527	
	製品評価技術基盤機構	14,690	16,232	-	4,871	21,104	-	-	-	6,414	6,414	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	83,620	2,677	773	157,204	160,654	295	2,586	-	74,152	77,034	
	日本貿易振興機構	81,076	45,133	700	49,493	95,326	-	-	-	14,250	14,250	
	原子力安全基盤機構	1,440	5,576	-	19,270	24,846	-	-	74	23,332	23,406	
	情報処理推進機構	34,855	662	-	39,663	40,325	-	-	674	4,795	5,469	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	323,916	54,625	958,372	494,749	1,507,746	958,743	372	-	224,714	1,183,830	
	中小企業基盤整備機構	351,954	57,620	1,069,827	9,904,327	11,031,774	16,467	8,596,109	-	2,067,244	10,679,820	
	国土交通省	土木研究所	31,809	33,375	-	3,395	36,770	-	-	-	4,961	4,961
		建築研究所	14,281	14,547	-	620	15,166	-	-	-	885	885
		交通安全環境研究所	15,582	16,341	-	1,021	17,362	-	-	-	1,780	1,780
海上技術安全研究所		32,138	34,691	-	775	35,466	-	-	-	3,328	3,328	
港湾空港技術研究所		11,836	13,143	-	746	13,889	-	-	-	2,053	2,053	
電子航法研究所		3,878	4,752	-	827	5,579	-	-	-	1,701	1,701	
航海訓練所		5,246	4,870	-	1,491	6,361	-	-	-	1,116	1,116	
海技教育機構		10,434	10,956	-	1,415	12,371	-	-	-	1,938	1,938	
航空大学校		3,972	4,086	-	601	4,687	-	-	-	715	715	
自動車検査		20,768	27,629	-	6,989	34,617	-	-	2,657	11,193	13,850	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		2,370,288	5,009,523	173,722	7,501,974	12,685,219	4,358,779	2,076,224	-	3,879,927	10,314,931	
国際観光振興機構		981	90	-	1,650	1,740	-	-	20	739	759	
水資源機構		110,527	2,850,960	-	1,457,946	4,308,906	752,271	38,120	-	3,407,988	4,198,379	
自動車事故対策機構		11,548	11,904	11,958	8,355	32,217	-	14,770	-	5,899	20,669	
空港周辺整備機構		2,031	4,281	-	3,813	8,093	2,902	-	172	2,989	6,062	
海上災害防止センター		5,381	1,767	-	5,193	6,960	-	-	21	164	1,579	
都市再生機構		737,592	12,984,914	21,930	2,212,532	15,219,376	13,570,174	-	121,285	790,324	14,481,784	
奄美群島振興開発基金		10,715	88	6,680	10,151	16,918	595	-	273	5,336	6,203	
日本高速道路保有・債務返済機構		7,603,314	40,802,392	160,455	611,914	41,574,761	30,798,315	2,237,394	-	935,738	33,971,447	
住宅金融支援機構		569,842	37,376	30,013,750	8,931,864	38,982,989	36,271,445	-	145,886	1,995,815	38,413,147	
環境省	国立環境研究所	31,098	36,058	-	5,454	41,512	-	-	-	10,414	10,414	
	環境再生保全機構	69,026	206	11,406	294,615	306,227	87,991	13,415	-	135,795	237,201	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	1,678	1,102	-	1,241	2,343	-	-	-	666	666	
	計	23,729,383	69,401,832	64,585,867	226,493,492	360,481,168	118,578,955	18,688,145	199,468,258	336,751,785		

- (注) 1 各法人の平成21年度の財務諸表(貸借対照表)による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 「貸付金」欄には、短期及び長期貸付金の合計から貸倒引当金を控除した残高を記載している。
4 「借入金・債券」欄には、一年以内返済予定の長期借入金・債券、短期借入金・債券の合計額が含まれている。なお債券について、発行差額がある場合には額面金額から控除した残高を記載している。
5 引当金には賞与引当金・役員賞与引当金・退職給付引当金等の引当金合計額を記載している。準備金には保険契約準備金、共済契約準備金等の準備金の合計額を記載している。
6 郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負債に計上されている郵便貯金はその他負債に計上している。
7 国際協力機構の純資産と主な資産・負債の状況(平成21年度)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金 取崩額	当期総利益 (△損失)	
内閣府	国立公文書館	2,053	2,331	1	-	-	-	277	
	国民生活センター	3,696	3,700	0	-	-	-	4	
	北方領土問題対策協会	880	875	1	6	-	-	0	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,935	5,032	39	39	-	-	96	
総務省	情報通信研究機構	42,909	41,572	749	453	25	522	△1,136	
	統計センター	10,238	10,593	1	1	-	0	356	
	平和記念事業特別基金	2,271	973	1	1,439	-	-	140	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	18,940,029	18,947,283	9,601	-	-	-	△2,348	
外務省	国際協力機構	218,824	220,448	510	0	-	190	1,305	
	国際交流基金	15,590	15,249	4	3	-	-	△341	
財務省	酒類総合研究所	1,220	1,220	0	-	-	-	0	
	造幣局	39,182	40,244	186	4	-	-	880	
	国立印刷局	67,607	77,762	3,261	965	-	-	7,859	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	3,305	3,552	10	8	-	-	245	
	国立特別支援教育総合研究所	1,212	1,214	0	-	-	-	2	
	大学入試センター	11,356	11,349	10	10	-	8	1	
	国立青少年教育振興機構	11,960	11,960	18	-	-	0	△18	
	国立女性教育会館	727	735	-	-	-	-	8	
	国立国語研究所	618	685	-	-	-	-	67	
	国立科学博物館	3,807	3,809	5	5	-	1	2	
	物質・材料研究機構	21,450	21,561	159	131	-	66	149	
	防災科学技術研究所	10,414	10,067	-	-	-	4	△342	
	放射線医学総合研究所	14,935	15,141	222	214	-	3	201	
	国立美術館	5,701	5,883	3	18	-	6	203	
	国立文化財機構	9,700	9,847	349	347	-	3	148	
	教員研修センター	1,530	1,531	-	-	-	-	1	
	科学技術振興機構	119,081	119,867	2,991	3,116	41	0	871	
	日本学術振興会	174,187	174,318	1	-	0	-	131	
	理化学研究所	80,894	81,766	243	174	27	337	1,114	
	宇宙航空研究開発機構	268,650	227,934	195	193	24	13,531	△27,311	
	日本スポーツ振興センター	97,288	109,361	16,043	6,057	-	142	2,229	
	日本芸術文化振興会	19,707	19,968	7	10	0	-	264	
	日本学生支援機構	142,503	143,025	189	-	-	-	332	
	海洋研究開発機構	47,630	47,443	84	89	12	424	229	
	国立高等専門学校機構	83,305	83,828	444	66	-	202	347	
	大学評価・学位授与機構	1,977	1,977	-	-	-	-	-	
	国立大学財務・経営センター	46,826	42,950	-	-	-	3,916	39	
		日本原子力研究開発機構	180,517	193,909	1,255	1,253	54	-	13,336
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	925	956	-	2	-	-	33
		労働安全衛生総合研究所	2,320	2,335	3	4	-	-	16
勤労者退職金共済機構		553,339	728,766	5,598	-	-	718	170,547	
高齢・障害者雇用支援機構		64,936	56,759	1	8,187	-	-	10	
福祉医療機構		181,987	271,938	10,227	1,030	-	53	80,807	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		3,982	4,001	19	-	-	-	-	
労働政策研究・研修機構		2,538	2,543	0	-	-	-	6	
雇用・能力開発機構		139,022	156,792	202	25	-	375	17,967	
労働者健康福祉機構		304,082	299,644	562	-	-	-	△5,001	
国立病院機構		788,242	827,003	4,500	496	-	-	34,756	
医薬品医療機器総合機構		30,320	33,429	1	-	-	-	3,109	
医薬基盤研究所		12,779	12,696	26	0	-	-	△109	
年金・健康保険福祉施設整理機構		29,500	51,631	5	4,197	-	-	26,322	
年金積立金管理運用		35,339	9,185,332	-	-	-	-	9,149,992	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,041	7,064	170	171	-	0	24	
	種苗管理センター	3,106	3,106	19	20	-	-	1	
	家畜改良センター	9,140	9,144	5	46	-	1	46	
	水産大学校	2,696	2,706	5	5	-	0	9	
	農業・食品産業技術総合研究機構	57,931	58,118	344	731	79	202	697	
	農業生物資源研究所	11,946	11,898	21	20	-	44	△6	
	農業環境技術研究所	4,615	4,612	24	15	-	22	10	
	国際農林水産業研究センター	4,386	4,430	1	0	-	0	44	
	森林総合研究所	101,231	102,442	3	3	-	433	1,644	

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金 取崩額	当期総利益 (△損失)
	水産総合研究センター	23,626	23,615	9	9	-	58	47
	農畜産業振興機構	315,893	235,412	1	61,702	-	5,428	△13,352
	農業者年金基金	174,348	173,522	1	9	-	-	△818
	農林漁業信用基金	14,030	16,387	500	11	-	576	2,444
経済産業省	経済産業研究所	1,345	1,361	-	-	-	-	16
	工業所有権情報・研修館	11,277	11,282	-	-	-	-	4
	日本貿易保険	11,562	17,286	571	11,580	-	-	16,733
	産業技術総合研究所	95,767	96,928	518	463	-	192	1,298
	製品評価技術基盤機構	8,458	8,982	101	48	-	61	532
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	277,716	272,001	72	1,858	-	4	△3,925
	日本貿易振興機構	34,601	34,658	20	17	-	11	65
	原子力安全基盤機構	19,960	19,998	-	-	-	-	38
	情報処理推進機構	8,144	8,390	13	31	11	-	253
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	127,773	118,869	35	16	-	6,314	△2,609
	中小企業基盤整備機構	757,313	981,437	3,979	6,664	53	2,938	229,695
国土交通省	土木研究所	9,487	9,512	-	-	-	1	26
	建築研究所	2,135	2,144	10	10	-	-	8
	交通安全環境研究所	2,653	2,536	34	11	-	95	△46
	海上技術安全研究所	3,832	3,865	15	6	-	13	37
	港湾空港技術研究所	2,712	2,815	5	1	-	1	100
	電子航法研究所	1,440	1,440	4	4	-	-	△0
	航海訓練所	6,065	6,405	-	-	-	-	340
	海技教育機構	2,845	2,852	10	2	-	-	△1
	航空大学校	2,791	2,831	40	-	-	-	0
	自動車検査	9,342	10,485	1,102	-	-	-	40
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	821,633	873,536	19,136	12,795	-	48,410	93,972
	国際観光振興機構	3,375	3,362	1	-	-	4	△10
	水資源機構	132,013	134,303	-	-	-	3,078	5,367
	自動車事故対策機構	11,856	11,886	5	-	-	45	71
	空港周辺整備機構	7,412	7,761	17	18	-	-	350
	海上災害防止センター	1,659	1,843	17	15	△27	-	208
	都市再生機構	943,085	1,002,397	18,080	2,162	-	-	43,394
	奄美群島振興開発基金	666	632	0	17	-	-	△17
	日本高速道路保有・債務返済機構	1,461,516	1,431,551	539	398,811	-	-	368,307
	住宅金融支援機構	1,414,006	1,289,262	35,337	6,790	-	6,538	△146,753
環境省	国立環境研究所	12,853	12,855	17	16	-	19	21
	環境再生保全機構	73,255	74,293	1	615	-	35	1,687
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,527	3,717	0	0	-	-	190
	計(99法人)	29,872,087	39,460,611	138,510	533,236	299	95,024	10,077,975

(注)1 各法人の平成21年度の財務諸表(損益計算書)による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国際協力機構の当期総利益の状況(平成21年度)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

4 国立国語研究所については平成21年10月1日付で解散したため、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

運営費交付金債務の状況

(百万円)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(21年度)	
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
内閣府	国立公文書館	17	1,845	112	112	112	112	--	
		18	1,869	--	118	50	50	--	
		19	1,856	--	--	45	45	--	
		20	1,833	--	--	--	39	--	
		21	2,074	--	--	--	--	--	
	計		112	230	207	246	--		
	国民生活センター	17	3,235	358	219	--	--	--	
		18	2,972	--	216	--	--	--	
		19	2,803	--	--	--	--	--	
		20	12,842	--	--	--	9,922	9,125	71.1%
		21	3,202	--	--	--	--	384	12.0%
	計		499	576	--	9,922	9,509	--	
	北方領土問題対策協会	17	658	38	38	--	--	--	
		18	654	--	34	--	--	--	
		19	632	--	--	--	--	--	
		20	652	--	--	--	36	36	5.5%
		21	646	--	--	--	--	45	6.9%
	計		66	100	--	36	81	--	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	17	2,553	924	--	--	--	--	
		18	4,148	--	1,087	--	--	--	
		19	4,283	--	--	760	--	--	
20		4,454	--	--	--	--	--		
21		5,718	--	--	--	--	913	16.0%	
計		924	1,087	760	--	913	--		
総務省	情報通信研究機構	17	38,108	--	--	--	--	--	
		18	36,964	--	2,837	--	--	--	
		19	36,266	--	--	4,503	700	--	
		20	35,330	--	--	--	3,203	--	
		21	34,200	--	--	--	--	3,413	10.0%
	計		--	2,837	4,931	3,903	3,413	--	
	統計センター	17	10,144	305	305	--	--	--	
		18	9,466	--	142	--	--	--	
		19	9,067	--	--	--	--	--	
		20	9,399	--	--	--	303	303	3.2%
		21	10,350	--	--	--	--	615	5.9%
	計		1,460	1,521	--	303	918	--	
	平和祈念事業特別基金	17	1,010	166	166	--	--	--	
		18	907	--	45	--	--	--	
		19	849	--	--	--	--	--	
20		750	--	--	--	7	7	0.9%	
21		698	--	--	--	--	145	20.8%	
計		338	382	--	7	152	--		
外務省	国際協力機構	17	160,077	4,437	--	--	--	--	
		18	157,516	--	--	--	--	--	
		19	155,626	--	--	6,899	515	478	0.3%
		20	153,786	--	--	--	14,957	4,082	2.7%
		21	161,652	--	--	--	--	19,416	12.0%
	計		4,737	--	6,899	15,472	23,976	--	
	国際交流基金	17	13,730	298	--	--	--	--	
		18	13,389	--	--	--	--	--	
		19	13,049	--	--	382	321	321	2.5%
		20	12,892	--	--	--	701	622	4.8%
21		12,569	--	--	--	--	1,417	11.3%	
計		345	--	382	1,023	2,360	--		
財務省	酒類総合研究所	17	1,193	--	--	--	--	--	
		18	1,276	--	108	91	91	37	2.9%
		19	1,222	--	--	80	80	75	6.1%
		20	1,171	--	--	--	64	64	5.5%
		21	1,142	--	--	--	--	92	8.1%
計		--	108	171	235	268	--		
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	17	1,186	--	--	--	--	--	
		18	1,206	--	40	--	--	--	
		19	1,207	--	--	76	--	--	
		20	1,176	--	--	--	158	--	
		21	1,260	--	--	--	--	205	16.3%
	計		--	40	76	158	205	--	
	大学入試センター	17	529	--	--	--	--	--	
		18	497	--	--	--	--	--	
		19	444	--	--	--	--	--	
		20	422	--	--	--	--	--	
		21	254	--	--	--	--	4	1.6%
	計		--	--	--	--	4	--	
	国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念 青少年総合センター	17	3,961	--	--	--	--	--
			計		--	--	--	--	--
		国立青年の家	17	4,194	--	--	--	--	--
			計		--	--	--	--	--
			国立少年自然の家	17	3,942	--	--	--	--
	計		--	--	--	--	--		
	国立青少年教育振興 機構	18	11,522	--	108	108	43	43	0.4%
		19	10,913	--	--	192	163	127	1.2%
20		10,477	--	--	--	77	12	0.1%	
21		10,138	--	--	--	--	55	0.5%	
計		--	108	299	283	237	--		
国立女性教育会館	17	701	--	--	--	--	--		
	18	669	--	--	--	--	--		
	19	724	--	--	--	--	--		
	20	645	--	--	--	5	5	0.8%	
	21	630	--	--	--	--	--		
計		--	--	--	5	5	--		
国立国語研究所	17	1,174	--	--	--	--	--		
	18	1,096	--	21	--	--	--		
	19	1,129	--	--	121	--	--		
	20	1,111	--	--	--	154	--		
	21	510	--	--	--	--	--		
計		--	21	121	154	--	--		
国立科学博物館	17	3,379	--	--	--	--	--		
	18	3,244	--	378	--	--	--		
	19	3,222	--	--	686	452	--		
	20	3,125	--	--	--	591	496	15.9%	
	21	3,120	--	--	--	--	286	9.2%	
計		--	378	686	1,043	782	--		
物質・材料研究機構	17	16,125	--	--	--	--	--		
	18	15,968	--	1,363	--	--	--		
	19	15,803	--	--	1,416	--	--		
	20	15,429	--	--	--	1,308	550	3.6%	
	21	15,049	--	--	--	--	1,147	7.6%	
計		--	1,363	1,416	1,308	1,697	--		

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(21年度)
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
防災科学技術研究所		17	8,745	-	-	-	-	-
		18	8,495	-	539	-	-	-
		19	8,369	-	-	950	22	-
		20	8,433	-	-	-	871	-
		21	8,230	-	-	-	-	767
	計		-	539	950	893	767	9.3%
放射線医学総合研究所		17	13,301	-	-	-	-	-
		18	13,140	-	1,205	116	16	1
		19	12,851	-	-	972	90	41
		20	12,407	-	-	-	1,235	72
		21	11,712	-	-	-	-	1,385
	計		-	1,205	1,088	1,341	1,498	0.0%
国立美術館		17	4,984	-	-	-	-	-
		18	6,779	-	33	15	-	-
		19	6,042	-	-	172	45	-
		20	5,790	-	-	-	188	-
		21	5,773	-	-	-	-	572
	計		-	33	187	232	572	9.9%
国立文化財 機構	国立博物館	17	6,622	-	-	-	-	-
		18	6,103	-	783	-	-	-
		計		-	783	-	-	-
	文化財研究所	17	3,046	-	-	-	-	-
		18	2,985	-	9	-	-	-
		計		-	9	-	-	-
	国立文化財機構	18	-	-	-	-	-	-
		19	9,042	-	-	752	-	-
		20	8,771	-	-	-	1,350	80
		21	8,367	-	-	-	-	1,118
	計		-	-	752	1,350	1,197	0.9%
教員研修センター		17	1,957	858	-	-	-	-
		18	1,611	-	-	-	-	-
		19	1,511	-	-	32	-	-
		20	1,439	-	-	-	3	-
		21	1,381	-	-	-	-	81
	計		858	-	32	3	81	5.9%
科学技術振興機構		17	99,611	5,328	-	-	-	-
		18	101,437	-	-	-	-	-
		19	103,463	-	-	6,143	982	135
		20	105,058	-	-	-	9,407	612
		21	107,459	-	-	-	-	3,090
	計		6,417	-	6,143	10,389	3,837	0.1%
日本学術振興会		17	29,655	379	183	-	-	-
		18	29,364	-	558	-	-	-
		19	29,024	-	-	-	-	-
		20	28,859	-	-	-	126	-
		21	28,672	-	-	-	-	101
	計		678	1,040	-	126	101	0.4%
理化学研究所		17	71,102	4,140	19	-	-	-
		18	67,921	-	4,216	-	-	-
		19	62,334	-	-	-	-	-
		20	60,139	-	-	-	3,953	11
		21	59,190	-	-	-	-	7,362
	計		4,177	4,273	-	3,953	7,372	0.0%
宇宙航空研究開発機構		17	131,411	12,081	727	-	-	-
		18	138,293	-	9,770	-	-	-
		19	128,826	-	-	-	-	-
		20	130,227	-	-	-	6,706	960
		21	143,414	-	-	-	-	10,099
	計		14,069	10,659	-	6,706	11,059	0.7%
日本スポーツ振興センター		17	5,023	296	296	-	-	-
		18	4,782	-	290	-	-	-
		19	5,375	-	-	-	-	-
		20	7,071	-	-	-	2,002	1,007
		21	6,026	-	-	-	-	511
	計		397	687	-	2,002	1,511	14.2%
日本芸術文化振興会		17	12,084	506	130	-	-	-
		18	11,583	-	324	-	-	-
		19	11,482	-	-	-	-	-
		20	11,023	-	-	-	422	229
		21	10,985	-	-	-	-	605
	計		577	499	-	422	833	2.1%
日本学生支援機構		17	22,704	-	-	-	-	-
		18	21,963	-	-	-	-	-
		19	21,446	-	-	-	-	-
		20	19,289	-	-	-	-	-
		21	26,172	-	-	-	-	364
	計		-	-	-	-	364	1.4%
海洋研究開発機構		17	32,693	1,559	5	1	-	-
		18	35,734	-	3,437	15	-	-
		19	37,190	-	-	2,984	-	-
		20	38,431	-	-	-	-	-
		21	38,560	-	-	-	-	2,421
	計		1,717	3,442	3,001	-	2,421	6.3%
国立高等専門学校機構		17	69,949	462	461	464	-	-
		18	70,065	-	942	943	-	-
		19	69,030	-	-	193	-	-
		20	67,659	-	-	-	-	-
		21	66,982	-	-	-	-	395
	計		1,335	1,987	2,184	-	395	0.6%
大学評価・学位授与機構		17	2,189	22	22	22	-	-
		18	2,074	-	68	68	-	-
		19	1,996	-	-	171	-	-
		20	1,896	-	-	-	-	-
		21	1,858	-	-	-	-	171
	計		125	193	363	-	171	9.2%
国立大学財務・経営センター		17	591	54	21	8	-	-
		18	546	-	66	60	-	-
		19	522	-	-	26	-	-
		20	496	-	-	-	-	-
		21	482	-	-	-	-	97
	計		88	120	128	-	97	20.1%
日本原子力研究開発機構		17	76,747	7,421	-	-	-	-
		18	161,838	-	13,446	-	-	-
		19	163,224	-	-	20,329	-	-
		20	168,697	-	-	-	19,223	-
		21	169,111	-	-	-	-	-
	計		7,421	13,446	20,329	19,223	-	-

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(21年度)		
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	17	803	-	-	-	-	-	-	
		18	908	-	60	55	53	53	5.8%	
		19	812	-	-	47	46	46	5.7%	
		20	791	-	-	-	5	5	0.6%	
		21	789	-	-	-	-	11	1.4%	
		計	-	-	60	102	103	115	-	
	労働安全衛生総合研究所	産業安全研究所	17	1,153	-	-	-	-	-	-
			計	-	-	-	-	-	-	-
		産業医学総合研究所	17	1,375	-	-	-	-	-	-
			計	-	-	-	-	-	-	-
			労働安全衛生総合研究所	18	2,478	-	103	73	73	73
		19	2,514	-	-	45	45	45	1.8%	
		20	2,516	-	-	-	166	166	6.6%	
		21	2,536	-	-	-	-	329	13.0%	
		計	-	-	103	118	284	613	-	
	勤労者退職金共済機構		17	3,929	33	32	-	-	-	-
			18	3,797	-	91	-	-	-	-
			19	3,662	-	-	-	-	-	-
			20	3,519	-	-	-	111	-	-
			21	3,270	-	-	-	-	0	0.0%
		計	-	279	152	-	111	0	-	
高齢・障害者雇用支援機構		17	18,734	1,471	1,471	-	-	-	-	
		18	18,336	-	1,188	-	-	-	-	
		19	17,786	-	-	-	-	-	-	
		20	17,458	-	-	-	1,419	1,419	8.1%	
		21	17,756	-	-	-	-	2,115	11.9%	
	計	-	3,755	4,943	-	1,419	3,534	-		
福祉医療機構		17	5,061	382	-	-	-	-	-	
		18	10,957	-	1,287	-	-	-	-	
		19	10,055	-	-	-	-	-	-	
		20	4,281	-	-	-	68	57	1.3%	
		21	4,138	-	-	-	-	70	1.7%	
	計	-	394	1,299	-	68	127	-		
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		17	2,701	82	-	-	-	-	-	
		18	2,620	-	317	-	-	-	-	
		19	2,553	-	-	-	-	-	-	
		20	2,596	-	-	-	273	1	0.0%	
		21	2,382	-	-	-	-	385	16.2%	
	計	-	82	317	-	273	386	-		
労働政策研究・研修機構		17	3,370	216	-	-	-	-	-	
		18	3,338	-	-	-	-	-	-	
		19	3,131	-	-	299	299	299	9.5%	
		20	3,045	-	-	-	339	339	11.1%	
		21	2,892	-	-	-	-	404	14.0%	
	計	-	879	-	299	638	1,042	-		
雇用・能力開発機構		17	90,446	4,846	-	-	-	-	-	
		18	86,153	-	-	-	-	-	-	
		19	79,692	-	-	1,393	1,393	1,393	1.7%	
		20	76,910	-	-	-	4,974	4,974	6.5%	
		21	72,955	-	-	-	-	4,196	5.8%	
	計	-	15,366	-	1,393	6,367	10,563	-		
労働者健康福祉機構		17	11,495	763	722	634	-	-	-	
		18	11,281	-	312	312	-	-	-	
		19	11,433	-	-	305	-	-	-	
		20	10,666	-	-	-	-	-	-	
		21	10,694	-	-	-	-	548	5.1%	
	計	-	763	1,033	1,251	-	548	-		
国立病院機構		17	51,353	-	-	-	-	-	-	
		18	50,609	-	544	-	-	-	-	
		19	49,848	-	-	1,391	-	-	-	
		20	47,854	-	-	-	-	-	-	
		21	45,972	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	544	1,391	-	-	-		
医薬品医療機器総合機構		17	868	156	156	-	-	-	-	
		18	656	-	64	64	-	-	-	
		19	621	-	-	27	-	-	-	
		20	611	-	-	-	-	-	-	
		21	570	-	-	-	-	159	27.9%	
	計	-	572	220	91	-	159	-		
医薬基盤研究所		17	11,474	522	305	279	124	-	-	
		18	11,443	-	251	251	47	-	-	
		19	11,333	-	-	144	42	-	-	
		20	11,283	-	-	-	115	-	-	
		21	11,152	-	-	-	-	-	-	
	計	-	654	688	806	459	-	-		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	17	5,341	-	-	-	-	-	-	
		18	5,565	-	504	485	0	-	-	
		計	-	-	504	485	0	-	-	
	肥飼料検査所	17	1,764	-	-	-	-	-	-	
		18	1,772	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	-	-	
	農業検査所	17	852	-	-	-	-	-	-	
		18	829	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	-	-	
	農林水産消費安全技術センター	19	7,858	-	-	452	343	0	0.0%	
		20	7,555	-	-	-	921	408	5.4%	
		21	7,544	-	-	-	-	1,114	14.8%	
		計	-	-	-	452	1,264	1,523	-	
種苗管理センター		17	3,142	-	-	-	-	-	-	
		18	3,133	-	89	86	-	-	-	
		19	2,985	-	-	85	72	-	-	
		20	3,006	-	-	-	185	168	5.6%	
		21	2,939	-	-	-	-	165	5.6%	
	計	-	-	89	171	257	333	-		
家畜改良センター		17	8,397	-	-	-	-	-	-	
		18	8,363	-	322	290	-	-	-	
		19	8,404	-	-	268	162	-	-	
		20	8,072	-	-	-	369	300	3.7%	
		21	8,160	-	-	-	-	735	9.0%	
	計	-	-	322	558	532	1,035	-		

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(21年度)			
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度				
農林水産省	水産大学校	17	2,117	-	-	-	-	-	-		
		18	2,182	-	226	197	46	46	2.1%		
		19	2,186	-	-	183	130	1	0.0%		
		20	2,100	-	-	-	273	241	11.5%		
		21	2,042	-	-	-	-	321	15.7%		
		計	-	-	226	380	449	609	-		
	農業・食品 産業技術総 合研究機構	農業・生物系特定産 業技術研究機構	17	44,838	-	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	-	-	
		農業工学研究所	17	2,242	-	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	-	-	
		食品総合研究所	17	2,343	-	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	-	-	
		農業者大学校	17	533	-	-	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	-	-	-	
		農業生物資源研究所	農業・食品産業技術 総合研究機構	18	50,463	-	963	621	330	0	0.0%
				19	49,804	-	-	1,346	429	3	0.0%
	20			49,632	-	-	-	1,920	863	1.7%	
	21			48,148	-	-	-	-	2,427	5.0%	
	計			-	-	963	1,967	2,679	3,293	-	
	農業環境技術研究所	農業生物資源研究所	17	7,629	-	-	-	-	-	-	
			18	7,467	-	481	225	-	-	-	
			19	7,526	-	-	482	197	-	-	
			20	7,209	-	-	-	519	214	3.0%	
			21	7,210	-	-	-	-	664	9.2%	
		計	-	-	481	707	716	879	-		
	国際農林水産業研究センター	農業環境技術研究所	17	3,106	-	-	-	-	-	-	
			18	3,280	-	136	-	-	-	-	
			19	3,142	-	-	92	-	-	-	
			20	3,306	-	-	-	237	-	-	
			21	3,155	-	-	-	-	462	14.6%	
		計	-	-	136	92	237	462	-		
	森林総合研 究所	国際農林水産業研究センター	17	3,388	-	-	-	-	-	-	
			18	3,237	-	82	64	-	-	-	
			19	3,275	-	-	108	81	-	-	
			20	3,601	-	-	-	62	38	1.1%	
			21	3,756	-	-	-	-	236	6.3%	
		計	-	-	82	172	143	274	-		
	水産総合研 究センター	森林総合研 究所	17	8,484	-	-	-	-	-	-	
			18	8,443	-	41	-	-	-	-	
			19	10,317	-	-	62	30	30	0.3%	
			20	10,180	-	-	-	198	193	1.9%	
			21	10,124	-	-	-	-	301	3.0%	
		計	-	-	41	62	228	524	-		
	農畜産業振興機構	水産総合研 究センター	17	1,926	-	-	-	-	-	-	
			18	1,905	-	-	-	-	-	-	
			19	-	-	-	-	-	-	-	
			20	-	-	-	-	-	-	-	
			21	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	-	-		
	農業者年金基金	水産総合研 究センター	17	15,412	-	-	-	-	-	-	
18			17,397	-	968	364	0	-	-		
19			17,502	-	-	1,096	317	0	-		
20			17,273	-	-	-	1,240	684	4.0%		
21			16,655	-	-	-	-	1,291	7.8%		
	計	-	-	968	1,460	1,556	1,974	-			
農業者年金基金	さけ・ます資源管理セ ンター	17	1,748	-	-	-	-	-	-		
		18	-	-	-	-	-	-	-		
		19	-	-	-	-	-	-	-		
		20	-	-	-	-	-	-	-		
		21	-	-	-	-	-	-	-		
	計	-	-	-	-	-	-	-			
農林漁業信用基金	農畜産業振興機構	17	2,356	419	363	-	-	-	-		
		18	2,120	-	148	-	-	-	-		
		19	2,002	-	-	-	-	-	-		
		20	2,284	-	-	-	537	537	23.5%		
		21	2,222	-	-	-	-	483	21.7%		
	計	782	874	-	-	537	1,019	-			
農林漁業信用基金	農業者年金基金	17	4,091	618	-	-	-	-	-		
		18	4,028	-	753	-	-	-	-		
		19	3,963	-	-	-	-	-	-		
		20	3,890	-	-	-	218	218	5.6%		
		21	3,791	-	-	-	-	483	12.7%		
	計	618	753	-	-	218	701	-			
経済産業省	経済産業研究所	17	-	-	-	-	-	-	-		
		18	-	-	-	-	-	-	-		
		19	-	-	-	-	-	-	-		
		20	-	-	-	-	-	-	-		
		21	-	-	-	-	-	-	-		
	計	16	16	-	-	-	-	-			
工業所有権情報・研修館	経済産業研究所	17	1,314	-	-	-	-	-	-		
		18	1,641	-	128	34	25	25	1.5%		
		19	1,619	-	-	75	28	28	1.7%		
		20	1,599	-	-	-	158	23	1.4%		
		21	1,577	-	-	-	-	354	22.4%		
	計	-	-	128	109	211	431	-			
製品評価技術基盤機構	工業所有権情報・研修館	17	12,915	-	-	-	-	-	-		
		18	12,773	-	997	707	704	704	5.5%		
		19	14,232	-	-	1,745	1,712	1,712	12.0%		
		20	13,659	-	-	-	1,676	1,676	12.3%		
		21	13,249	-	-	-	-	1,870	14.1%		
	計	-	-	997	2,451	4,092	5,962	-			
新エネルギー・産業技術総合開発 機構	産業技術総合研究所	17	67,432	3,254	-	-	-	-	-		
		18	66,437	-	5,089	-	-	-	-		
		19	65,682	-	-	4,810	-	-	-		
		20	65,925	-	-	-	6,176	-	-		
		21	66,555	-	-	-	-	-	-		
	計	3,254	5,089	4,810	6,176	-	-	-			
新エネルギー・産業技術総合開発 機構	製品評価技術基盤機構	17	7,682	-	-	-	-	-	-		
		18	7,626	-	153	-	-	-	-		
		19	7,588	-	-	394	-	-	-		
		20	7,466	-	-	-	1,150	0	-		
		21	7,392	-	-	-	-	1,688	22.8%		
	計	-	153	394	1,150	1,688	-				
新エネルギー・産業技術総合開発 機構	新エネルギー・産業技術総合開 発機構	17	172,240	37,990	-	-	-	-	-		
		18	163,520	-	5,613	-	-	-	-		
		19	154,858	-	-	-	-	-	-		
		20	154,826	-	-	-	15,633	-	-		
		21	190,299	-	-	-	-	49,264	25.9%		
	計	37,990	5,613	-	-	15,633	49,264	-			

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(21年度)	
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
国土交通省	日本貿易振興機構	17	24,463	766	-	-	-	-	-
		18	23,923	-	-	-	-	-	-
		19	24,408	-	-	794	-	-	-
		20	23,885	-	-	-	1,637	-	-
		21	23,319	-	-	-	-	3,380	14.5%
		計		766	-	794	1,637	3,380	
	原子力安全基盤機構	17	23,735	5,783	-	-	-	-	-
		18	23,605	-	-	-	-	-	-
		19	22,877	-	-	3,283	2,028	2,028	8.9%
		20	22,506	-	-	-	2,675	366	1.6%
		21	22,190	-	-	-	-	5,356	24.1%
		計		5,783	-	3,283	4,703	7,749	
	情報処理推進機構	17	5,263	1,469	-	-	-	-	-
		18	5,196	-	1,410	-	-	-	-
		19	5,177	-	-	-	-	-	-
		20	5,006	-	-	-	740	-	-
		21	4,842	-	-	-	-	1,103	22.8%
		計		1,469	1,410	-	740	1,103	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	17	39,532	26,521	23,690	-	-	-	-
		18	38,892	-	25,461	-	-	-	-
		19	33,296	-	-	-	-	-	-
20		27,494	-	-	-	10,520	6,231	22.7%	
21		24,523	-	-	-	-	10,213	41.6%	
	計		26,521	49,151	-	10,520	16,445		
中小企業基盤整備機構	17	22,288	664	446	134	-	-	-	
	18	22,160	-	3,220	101	-	-	-	
	19	21,993	-	-	3,130	-	-	-	
	20	21,641	-	-	-	-	-	-	
	21	21,303	-	-	-	-	1,698	8.0%	
	計		664	3,666	3,365	-	1,698		
国土交通省	土木研究所	17	4,674	-	-	-	-	-	-
		18	6,448	-	114	35	35	35	0.5%
		19	6,361	-	-	224	169	161	2.5%
	土木研究所	20	9,492	-	-	-	453	306	3.2%
		21	9,330	-	-	-	-	518	5.6%
		計		-	114	260	657	1,021	
	北海道開発土木研究所	17	1,760	-	-	-	-	-	-
		18	-	-	-	-	-	-	-
		計		-	-	-	-	-	-
	建築研究所	17	2,051	-	-	-	-	-	-
		18	2,028	-	32	-	-	-	-
		19	2,045	-	-	9	2	1	0.0%
		20	2,011	-	-	-	7	-	-
		21	2,011	-	-	-	-	123	6.1%
		計		-	32	9	9	124	
	交通安全環境研究所	17	1,640	-	-	-	-	-	-
		18	1,768	-	172	74	69	69	3.9%
		19	1,770	-	-	105	98	98	5.5%
		20	1,731	-	-	-	43	41	2.4%
		21	1,762	-	-	-	-	108	6.1%
		計		-	172	179	209	316	
海上技術安全研究所	17	3,202	-	-	-	-	-	-	
	18	3,069	-	36	31	31	26	0.8%	
	19	3,010	-	-	-	0	-	-	
	20	2,961	-	-	-	79	27	0.9%	
	21	2,947	-	-	-	-	47	1.6%	
	計		-	36	31	110	100		
港湾空港技術研究所	17	1,441	-	-	-	-	-	-	
	18	1,392	-	23	8	8	2	0.1%	
	19	1,371	-	-	0	0	0	-	
	20	1,340	-	-	-	60	60	4.5%	
	21	1,337	-	-	-	-	24	1.8%	
	計		-	23	8	68	86		
電子航法研究所	17	1,669	-	-	-	-	-	-	
	18	1,687	-	130	34	34	34	2.0%	
	19	1,684	-	-	90	89	89	5.3%	
	20	1,640	-	-	-	85	31	1.9%	
	21	1,618	-	-	-	-	291	18.0%	
	計		-	130	124	208	445		
航海訓練所	17	6,894	-	-	-	-	-	-	
	18	6,654	-	104	0	-	-	-	
	19	6,518	-	-	70	-	-	-	
	20	6,567	-	-	-	137	-	-	
	21	6,283	-	-	-	-	113	1.8%	
	計		-	104	70	137	113		
海技教育機構	海技大学校	17	1,109	-	-	-	-	-	-
		18	-	-	-	-	-	-	-
		計		-	-	-	-	-	-
	海技教育機構	17	1,823	-	-	-	-	-	-
		18	2,932	-	227	-	-	-	-
19		2,818	-	-	384	-	-	-	
	計		-	227	384	524	646	23.5%	
航空大学校	17	2,603	-	-	-	-	-	-	
	18	2,888	-	102	20	20	-	-	
	19	2,855	-	-	-	-	-	-	
	20	2,773	-	-	-	45	-	-	
	21	2,660	-	-	-	-	88	3.3%	
	計		-	102	20	65	88		
自動車検査	17	8,934	1,113	-	-	-	-	-	
	18	8,922	-	-	-	-	-	-	
	19	7,753	-	-	262	173	173	2.2%	
	20	1,544	-	-	-	46	0	-	
	21	1,373	-	-	-	-	17	1.2%	
	計		1,113	-	262	219	191		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	17	784	31	9	-	-	-	-	
	18	761	-	51	-	-	-	-	
	19	738	-	-	-	-	-	-	
	20	620	-	-	-	25	25	4.0%	
	21	610	-	-	-	-	25	4.1%	
	計		31	60	-	25	50		
国際観光振興機構	17	2,295	133	-	-	-	-	-	
	18	2,267	-	122	-	-	-	-	
	19	2,111	-	-	-	-	-	-	
	20	2,017	-	-	-	10	10	0.5%	
	21	1,999	-	-	-	-	163	8.2%	
	計		133	122	-	10	173		
自動車事故対策機構	17	9,005	1,405	-	-	-	-	-	
	18	8,689	-	-	-	-	-	-	
	19	8,429	-	-	1,454	1,441	1,440	17.1%	
	20	8,105	-	-	-	1,293	1,282	15.8%	
	21	7,819	-	-	-	-	1,302	16.7%	
	計		3,450	-	1,454	2,733	4,024		
環境省	国立環境研究所	17	9,255	-	-	-	-	-	-
		18	9,616	-	641	201	-	-	-
		19	9,680	-	-	712	380	199	2.1%
		20	9,675	-	-	-	937	366	3.8%
		21	9,292	-	-	-	-	975	10.5%
		計		-	641	913	1,317	1,540	

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(21年度)
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	環境再生保全機構	17	2,668	1,482	703	62	-	-
		18	2,422	-	1,633	960	-	-
		19	2,392	-	-	1,732	-	-
		20	2,197	-	-	-	-	-
		21	2,114	-	-	-	-	553
		計	-	1,758	2,336	2,754	-	553
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	17	4,523	-	-	-	-	-
		18	4,307	-	27	0	0	0
		19	4,184	-	-	30	1	1
		20	3,768	-	-	-	32	0
		21	3,657	-	-	-	-	35
		計	-	-	27	30	33	36
		17	1,625,823	129,863	30,601	1,716	236	-
		18	1,702,459	-	96,598	7,186	1,675	1,148
		19	1,658,676	-	-	75,012	13,122	8,925
		20	1,644,010	-	-	-	135,301	39,541
		21	1,681,254	-	-	-	-	154,129
		計	-	153,443	132,813	84,766	150,462	203,742

- (注) 1 各法人の財務諸表(附属明細書)による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。
4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
5 平成16年度以前交付分の運営費交付金に関する記載を省略しているため、各年度の運営費交付金債務残高の合計が一致しないことがある。

目的積立金及び利益剰余金等の状況

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	21年度末時点における残高の状況					21年度利益の処分状況			目的積立金の内容
		① 目的積立 金	② 積立金	③ その他の積立 金等	④ 当期末処分利 益 (当期末処理 損失)	⑤=(左記合計) 利益剰余金 (欠損金)	⑥ 当期末 総利益 (△損失)	⑦ うち、 目的積立 金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立 金積立率 (%)	
内閣府	国立公文書館	—	4	—	277	281	277	—	—	
	国民生活センター	—	4	—	4	8	4	—	—	
	北方領土問題対策協会	—	706	—	0	706	0	—	—	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	—	—	—	96	96	96	—	—	
総務省	情報通信研究機構	—	1,089	1,239	△59,451	△57,123	△1,136	—	—	
	統計センター	—	563	—	356	920	356	—	—	
外務省	平和祈念事業特別基金	—	251	230	140	621	140	—	—	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	—	36,036	—	△2,348	33,688	△2,348	—	—	
財務省	国際協力機構	—	391	2,104	1,305	3,800	1,305	—	—	
	国際交流基金	—	—	—	△1,381	△1,381	△1,381	—	—	
文部科学省	酒類総合研究所	—	5	1	0	6	0	—	—	
	造幣局	—	879	9,529	880	11,286	880	—	—	
文部科学省	国立印刷局	—	8,431	26,077	7,859	42,366	7,859	—	—	
	日本万国博覧会記念機構	—	502	—	245	747	245	—	—	
	国立特別支援教育総合研究所	—	35	—	2	37	2	—	—	
	大学入試センター	—	1,306	152	1	1,460	1	—	—	
	国立青少年教育振興機構	—	42	2	△18	26	△18	—	—	
	国立女性教育会館	—	12	—	8	20	8	—	—	
	国立国語研究所	—	20	—	67	87	67	—	—	
	国立科学博物館	—	4	1	2	8	2	—	—	
	物質・材料研究機構	7	269	—	149	425	149	97	65%	研究促進対策等積立金
	防災科学技術研究所	—	383	11	△342	51	△342	—	—	
	放射線医学総合研究所	17	795	3	201	1,016	201	1	0%	研究促進開発等積立金
	国立美術館	—	883	376	203	1,461	203	—	—	
	国立文化財機構	—	1,005	11	148	1,164	148	—	—	
	教員研修センター	—	3	—	1	4	1	—	—	
	科学技術振興機構	78	648	0	△75,611	△74,884	871	116	13%	業務充実改善・施設改修等積立金
	日本学術振興会	—	671	—	131	801	131	—	—	
	理化学研究所	25	1,055	1,319	1,114	3,507	1,114	16	1%	知的財産管理・技術移転等積立金
	宇宙航空研究開発機構	—	18,687	0	△27,311	△8,624	△27,311	—	—	
	日本スポーツ振興センター	—	2,374	3,151	1,044	6,569	2,229	—	—	
	日本芸術文化振興会	—	109	821	264	1,195	264	—	—	
	日本学生支援機構	—	—	624	332	957	332	—	—	
	海洋研究開発機構	—	—	253	229	482	229	—	—	
	国立高等専門学校機構	—	—	110	347	457	347	—	—	
	大学評価・学位授与機構	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立大学財務・経営センター	—	—	34,482	39	34,522	39	—	—	
	日本原子力研究開発機構	—	2,613	—	13,336	15,949	13,336	—	—	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	—	45	—	33	79	33	—	—	
	労働安全衛生総合研究所	—	32	—	16	48	16	—	—	
	勤労者退職金共済機構	—	116	49,594	△180,352	△130,642	170,547	—	—	
	高齢・障害者雇用支援機構	—	8	—	10	18	10	—	—	
	福祉医療機構	—	745	1,230	69,571	71,553	80,807	—	—	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	—	—	—	—	—	—	—	—	
	労働政策研究・研修機構	—	0	—	5	5	6	—	—	
	雇用・能力開発機構	—	22,990	25,810	393	49,193	17,967	—	—	
	労働者健康福祉機構	—	—	—	△36,442	△36,442	△5,001	—	—	
	国立病院機構	—	—	—	34,756	34,756	34,756	25,599	74%	施設設備整備等積立金
	医薬品医療機器総合機構	—	—	7,059	2,001	9,061	3,109	—	—	
	医薬基盤研究所	—	418	—	△31,141	△30,722	△109	—	—	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	—	—	—	87,108	87,108	26,322	—	—	
	年金積立金管理運用	—	—	—	1,277,335	1,277,335	9,149,992	—	—	

(次ページへ続く)

主務省名	独立行政法人名	21年度末時点における残高の状況					21年度利益の処分状況			目的積立金の内容	
		① 目的積立 金	② 積立金	③ その他の積立 金等	④ 当期末処分利 益 (当期末処理 損失)	⑤=(左記合計) 利益剰余金 (欠損金)	⑥ 当期 総利益 (△損失)	⑦ うち、 目的積立 金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立 金積立率 (%)		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	—	58	1	24	82	24	—	—		
	種苗管理センター	—	2	—	1	3	1	—	—		
	家畜改良センター	—	83	2	46	131	46	—	—		
	水産大学校	—	16	0	9	26	9	—	—		
	農業・食品産業技術総合研究機構	—	1,788	395	△ 28,006	△ 25,823	697	—	—		
	農業生物資源研究所	—	282	120	△ 6	403	△ 6	—	—		
	農業環境技術研究所	—	83	42	10	135	10	—	—		
	国際農林水産業研究センター	—	64	0	44	109	44	—	—		
	森林総合研究所	—	987	4,367	1,644	6,998	1,644	—	—		
	水産総合研究センター	—	244	23	47	315	47	—	—		
	農畜産業振興機構	—	1,213	21,095	△ 70,951	△ 48,643	△ 13,352	—	—		
	農業者年金基金	—	2	4,102	△ 818	3,286	△ 818	—	—		
	農林漁業信用基金	—	980	6,055	1,712	8,747	2,444	—	—		
	経済産業省	経済産業研究所	—	37	—	16	53	16	—	—	
工業所有権情報・研修館		—	27	—	4	31	4	—	—		
日本貿易保険		—	—	20,349	16,733	37,082	16,733	—	—		
産業技術総合研究所		354	15,480	1,609	1,298	18,742	1,298	—	—	研究施設等整備積立金	
製品評価技術基盤機構		—	215	57	532	804	532	—	—		
新エネルギー・産業技術総合開発機構		—	1,355	71	△ 48,033	△ 46,607	△ 3,925	—	—		
日本貿易振興機構		—	459	464	65	988	65	—	—		
原子力安全基盤機構		—	583	47	38	667	38	—	—		
情報処理推進機構		—	248	720	△ 2,085	△ 1,117	253	—	—		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		—	151	22,613	△ 6,724	16,041	△ 2,609	—	—		
中小企業基盤整備機構		—	—	18,012	△ 779,870	△ 761,858	229,695	—	—		
国土交通省		土木研究所	18	16	5	26	65	26	—	—	研究開発及び研究基盤整備等積立金
		建築研究所	3	70	—	8	81	8	—	—	研究開発及び研究基盤整備等積立金
		交通安全環境研究所	—	486	58	△ 46	498	△ 46	—	—	
	海上技術安全研究所	—	147	11	37	195	37	—	—		
	港湾空港技術研究所	—	261	1	100	363	100	—	—		
	電子航法研究所	5	18	—	0	23	0	—	—	研究開発及び研究基盤整備等積立金	
	航海訓練所	—	182	—	340	522	340	—	—		
	海技教育機構	—	—	—	△ 339	△ 339	△ 1	—	—		
	航空大学校	—	—	—	△ 1	△ 1	△ 1	—	—		
	自動車検査	—	326	—	40	367	40	—	—		
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	—	12,290	1,953,179	44,767	2,010,236	93,972	—	—		
	国際観光振興機構	—	69	8	△ 10	68	△ 10	—	—		
	水資源機構	—	9,035	88,893	5,367	103,295	5,367	—	—		
	自動車事故対策機構	—	147	50	71	268	71	—	—		
	空港周辺整備機構	—	284	—	350	633	350	—	—		
	海上災害防止センター	—	2,565	—	208	2,773	208	—	—		
	都市再生機構	—	—	—	△ 349,584	△ 349,584	43,394	—	—		
奄美群島振興開発基金	—	—	—	△ 5,055	△ 5,055	△ 17	—	—			
日本高速道路保有・償還返済機構	—	1,405,294	—	368,307	1,773,602	368,307	—	—			
住宅金融支援機構	321,352	58,092	—	△ 710,418	△ 330,974	△ 146,759	—	—	回信特約料長期安定化積立金		
環境省	国立環境研究所	—	111	54	21	186	21	—	—		
環境再生保全機構	—	—	7,824	1,687	9,511	1,687	—	—			
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	—	608	—	190	798	190	—	—		
	計 (100法人)	321,859	1,618,487	2,314,422	△ 472,593	3,782,187	10,077,975	25,829			

- (注) 1 各法人の平成21年度財務諸表(貸借対照表及び利益の処分(又は損失の処理)に関する書類)による。
2 「①目的積立金」及び「⑦うち、目的積立金積立額」は、独立行政法人通則法第44条第3項に基づく主務大臣の承認を受けた額を記載している。
3 「②積立金」は、同条第1項に基づく積立金の額を記載している。
4 「③その他の積立金等」は、①及び②以外の積立金等の額を記載しており、具体的には前中期目標期間繰越積立金及び各法人の個別法により積立が強制される積立金である。
5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
8 国際協力機構の目的積立金及び利益剰余金等の状況は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

主務省名	独立行政法人名	国庫納付額	内訳	
			中期目標期間終了に伴う積立金の納付	その他(左記以外の個別法等に基づく納付、出資の返還、不要財産に係る納付など)
内閣府	国立公文書館	-	-	-
	国民生活センター	-	-	-
	北方領土問題対策協会	-	-	-
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	348	348	-
総務省	情報通信研究機構	96	-	96
	統計センター	-	-	-
	平和祈念事業特別基金	-	-	-
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-
	国際協力機構	-	-	-
財務省	国際交流基金	-	-	-
	酒類総合研究所	-	-	-
	造幣局	2,066	-	2,066
文部科学省	国立印刷局	-	-	-
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-
	国立特別支援教育総合研究所	-	-	-
	大学入試センター	-	-	-
	国立青少年教育振興機構	-	-	-
	国立女性教育会館	-	-	-
	国立国語研究所	-	-	-
	国立科学博物館	-	-	-
	物質・材料研究機構	-	-	-
	防災科学技術研究所	-	-	-
	放射線医学総合研究所	-	-	-
	国立美術館	-	-	-
	国立文化財機構	-	-	-
	教員研修センター	-	-	-
	科学技術振興機構	-	-	-
	日本学術振興会	-	-	-
	理化学研究所	-	-	-
	宇宙航空研究開発機構	-	-	-
	日本スポーツ振興センター	6,130	-	6,130
	日本芸術文化振興会	-	-	-
	日本学生支援機構	647	647	-
	海洋研究開発機構	150	150	-
	国立高等専門学校機構	825	825	-
	大学評価・学位授与機構	463	463	-
	国立大学財務・経営センター	196	196	-
	日本原子力研究開発機構	-	-	-
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-
労働安全衛生総合研究所		-	-	-
勤労者退職金共済機構		-	-	-
高齢・障害者雇用支援機構		-	-	-
福祉医療機構		415,484	-	415,484
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		-	-	-
労働政策研究・研修機構		-	-	-
雇用・能力開発機構		-	-	-
労働者健康福祉機構		28	-	28
国立病院機構		3,165	3,165	-
医薬品医療機器総合機構		-	-	-
医薬基盤研究所		-	-	-
年金・健康保険福祉施設整理機構		48,581	-	48,581
年金積立金管理運用		-	-	-
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	-	-
	種苗管理センター	-	-	-
	家畜改良センター	-	-	-
	水産大学校	-	-	-
	農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	-
	農業生物資源研究所	-	-	-
	農業環境技術研究所	-	-	-
	国際農林水産業研究センター	-	-	-
	森林総合研究所	-	-	-
	水産総合研究センター	-	-	-
	農畜産業振興機構	22,723	-	22,723
	農業者年金基金	-	-	-
	農林漁業信用基金	-	-	-

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	国庫納付額	内訳	
			中期目標期間終了に伴う積立金の納付	その他(左記以外の個別法等に基づく納付、出資の返還、不要財産に係る納付など)
経済産業省	経済産業研究所	-	-	-
	工業所有権情報・研修館	-	-	-
	日本貿易保険	-	-	-
	産業技術総合研究所	-	-	-
	製品評価技術基盤機構	-	-	-
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	-
	日本貿易振興機構	-	-	-
	原子力安全基盤機構	-	-	-
	情報処理推進機構	-	-	-
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-	-	-
	中小企業基盤整備機構	5,217	4,390	827
国土交通省	土木研究所	-	-	-
	建築研究所	-	-	-
	交通安全環境研究所	-	-	-
	海上技術安全研究所	-	-	-
	港湾空港技術研究所	-	-	-
	電子航法研究所	-	-	-
	航海訓練所	-	-	-
	海技教育機構	-	-	-
	航空大学校	-	-	-
	自動車検査	-	-	-
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-
	国際観光振興機構	-	-	-
	水資源機構	-	-	-
	自動車事故対策機構	-	-	-
	空港周辺整備機構	-	-	-
	海上災害防止センター	-	-	-
	都市再生機構	-	-	-
	奄美群島振興開発基金	-	-	-
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	-	-
	住宅金融支援機構	-	-	-
環境省	国立環境研究所	-	-	-
	環境再生保全機構	2,988	2,988	-
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	-	-	-
計(99法人)		509,107	13,173	495,935

- (注)1 各法人の平成21年度の財務諸表(キャッシュフロー計算書及び附属明細書)から、当年度に納付した金額を記載。
2 中期目標期間終了に伴う積立金の納付については、平成20年度に中期目標期間が終了した法人について記載している。
3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
7 国からの借入金の償還、施設費の返還及び補助金の返還などは記載の対象から除いている。

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却等相当額	損益外減損損失相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	(控除)法人税及び国庫納付額	計(行政サービス実施コスト)	
内 閣 府	国立公文書館	2,049	206	-	2	55	90	-	2,403	
	国民生活センター	3,480	150	-	△7	△83	122	-	3,661	
	北方領土問題対策協会	740	8	-	△1	12	17	-	776	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,885	115	-	3	14	270	△0	5,287	
総 務 省	情報通信研究機構	36,362	1,850	471	△32	90	5,293	△25	44,010	
	統計センター	9,469	-	-	△52	△344	566	-	9,639	
	平和祈念事業特別基金	1,872	-	-	1	9	279	-	2,161	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2,348	-	-	-	7	98	-	2,452	
外 務 省	国際協力機構	214,194	1,310	734	△106	△478	962	-	216,615	
	国際交流基金	11,364	525	-	1	△0	1,962	-	13,851	
財 務 省	酒類総合研究所	1,121	183	-	-	△128	93	-	1,269	
	造幣局	△763	-	193	-	-	927	-	357	
	国立印刷局	△7,859	-	727	-	1	4,178	-	△2,953	
	日本万国博覧会記念機構	△209	-	-	-	15	1,702	-	1,508	
文 部 科 学 省	国立特別支援教育総合研究所	1,199	163	0	△1	△38	92	-	1,415	
	大学入試センター	250	72	-	-	23	155	-	501	
	国立青少年教育振興機構	10,475	3,315	-	△32	△101	1,620	-	15,276	
	国立女性教育会館	602	102	-	△1	△3	44	-	744	
	国立国語研究所	600	94	-	6	21	63	-	784	
	国立科学博物館	3,155	1,585	0	4	3	1,241	-	5,988	
	物質・材料研究機構	17,938	1,895	-	8	△90	1,313	-	21,065	
	防災科学技術研究所	9,213	5,081	5	△2	△63	1,234	-	15,469	
	放射線医学総合研究所	11,686	1,359	60	△5	△111	402	-	13,392	
	国立美術館	4,346	2,399	-	△10	46	1,896	-	8,678	
	国立文化財機構	7,558	2,296	-	△9	△69	2,652	-	12,428	
	教員研修センター	1,372	177	-	△1	△59	61	-	1,550	
	科学技術振興機構	114,819	1,617	6	△11	438	2,227	△41	119,055	
	日本学術振興会	172,830	27	-	△5	92	12	△0	172,755	
	理化学研究所	67,482	13,532	5,406	△27	1,288	5,364	△27	93,017	
	宇宙航空研究開発機構	231,386	37,306	2,352	△169	1,101	4,924	△24	276,876	
	日本スポーツ振興センター	△3,886	3,311	-	△19	△303	2,997	△8,018	△5,918	
	日本芸術文化振興会	15,058	3,156	-	△2	938	3,423	△0	22,573	
	日本学生支援機構	116,793	1,354	19	△28	168	17,260	-	135,567	
	海洋研究開発機構	38,103	5,709	-	5	△169	1,203	△12	44,841	
	国立高等専門学校機構	67,737	9,570	-	△207	△753	3,678	-	80,026	
	大学評価・学位授与機構	1,683	156	0	△0	△161	104	-	1,781	
	国立大学財務・経営センター	4,362	295	-	0	△4	110	-	4,763	
	日本原子力研究開発機構	159,692	47,988	189	△436	9,997	10,049	△54	227,424	
	厚 生 労 働 省	国立健康・栄養研究所	767	-	-	7	△8	119	-	885
		労働安全衛生総合研究所	2,239	372	-	△5	△89	151	-	2,667
		勤労者退職金共済機構	△159,983	-	84	△134	△5,594	-	-	△165,626
		高齢・障害者雇用支援機構	49,349	156	-	9	317	544	-	50,374
		福祉医療機構	△30,766	42	18	1	528	39,706	-	9,529
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,207	306	30	△40	△499	187	-	2,191
		労働政策研究・研修機構	2,469	134	-	△15	67	96	-	2,752
		雇用・能力開発機構	81,413	32,751	25,106	△176	△6,897	8,624	-	140,821
		労働者健康福祉機構	38,991	466	52	△16	△345	2,852	△22	41,978
		国立病院機構	11,895	2,266	147	-	-	4,623	-	18,931
医薬品医療機器総合機構		2,337	22	-	14	73	8	-	2,453	
医薬基盤研究所		12,066	607	-	△0	36	750	-	13,459	
年金・健康保険福祉施設整理機構		△26,317	15,177	-	-	5	2,232	-	△8,903	
年金積立金管理運用		△9,149,992	-	-	-	7	1	-	△9,149,984	
農 林 水 産 省		農林水産消費安全技術センター	7,122	462	13	△74	164	701	-	8,388
		種苗管理センター	2,897	496	2	△17	21	133	-	3,531
	家畜改良センター	7,722	1,290	-	△18	△392	586	-	9,189	
	水産大学校	1,951	867	-	△1	△40	185	-	2,962	
	農業・食品産業技術総合研究機構	47,652	4,958	15	△179	466	4,165	△79	56,999	
	農業生物資源研究所	7,264	1,309	8	△3	98	450	-	9,125	
	農業環境技術研究所	3,126	701	58	△9	92	450	-	4,419	
	国際農林水産業研究センター	3,896	205	-	△1	63	109	-	4,272	
	森林総合研究所	71,849	825	△17	△111	3	10,109	-	82,657	
	水産総合研究センター	17,119	3,591	41	2	230	794	-	21,776	
	農畜産業振興機構	129,214	-	-	△2	△528	432	△22,722	106,394	
	農業者年金基金	149,937	-	-	0	△10	-	-	149,928	
	農林漁業信用基金	1,688	-	-	-	21	2,698	-	4,407	

(次のページに続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却等相当額	損益外減損損失相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	(控除)法人税及び国庫納付額	計(行政サービス実施コスト)	
経済産業省	経済産業研究所	1,332	-	-	△4	△47	158	-	1,440	
	工業所有権情報・研修館	11,169	-	-	△8	△2	198	-	11,357	
	日本貿易保険	△16,720	-	-	-	45	1,460	-	△15,215	
	産業技術総合研究所	69,904	10,856	477	7	△1,516	4,458	-	84,185	
	製品評価技術基盤機構	6,121	744	-	△21	△47	420	-	7,216	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	205,820	6	-	△5	111	2,774	△757	207,949	
	日本貿易振興機構	24,398	581	525	△2	△755	1,121	-	25,869	
	原子力安全基盤機構	19,038	-	-	-	125	13	-	19,175	
	情報処理推進機構	4,312	348	-	4	45	470	△11	5,168	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	33,519	277	0	△37	227	3,827	△156	37,658	
	中小企業基盤整備機構	△205,569	891	2	△45	△15	15,436	△53	△189,353	
	国土交通省	土木研究所	8,909	988	57	△25	324	1,041	-	11,293
		建築研究所	1,992	533	-	△6	89	522	-	3,129
		交通安全環境研究所	1,960	526	-	△4	△68	213	-	2,628
		海上技術安全研究所	2,955	392	-	2	△47	470	-	3,772
港湾空港技術研究所		1,225	542	-	△7	△78	171	-	1,854	
電子航法研究所		1,313	60	-	△0	43	90	-	1,505	
航海訓練所		5,933	581	-	△20	43	203	-	6,741	
海技教育機構		2,628	337	202	1	△84	159	-	3,243	
航空大学校		2,702	71	-	△28	△62	61	-	2,744	
自動車検査		1,085	1,950	-	-	△324	3,075	-	5,787	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		28,701	997	123	△1	96	4,748	-	34,664	
国際観光振興機構		1,854	0	-	△8	173	13	-	2,031	
水資源機構		54,082	246	-	△20	35	110	-	54,452	
自動車事故対策機構		9,538	800	-	9	48	372	-	10,767	
空港周辺整備機構		592	-	2	-	32	56	-	682	
海上災害防止センター		△203	-	-	-	8	7	27	△161	
都市再生機構		51,215	-	-	-	76	17,166	-	68,457	
奄美群島振興開発基金		17	-	-	-	-	218	-	235	
日本高速道路保有・債務返済機構		27,182	780	-	-	9	79,768	-	107,739	
住宅金融支援機構		159,266	-	370	-	7	11,055	-	170,698	
環境省	国立環境研究所	9,580	1,338	-	△2	82	437	-	11,434	
	環境再生保全機構	18,643	0	-	△7	△34	224	-	18,826	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,523	4	29	6	133	13	-	3,706	
	計(99法人)	△6,830,566	237,758	37,507	△2,122	△2,178	309,912	△31,973	△6,281,662	

(注)1 各法人の平成21年度の財務諸表(行政サービス実施コスト計算書)による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 損益外減価償却等相当額は損益外減価償却相当額と損益外固定資産除売却相当額を含む。

4 年金・健康保険福祉施設整備機構の損益外減損損失相当額は、損益外販売用不動産評価差額金の金額を記載している。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

8 国際協力機構の行政サービス実施コストの状況(平成21年度)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

9 国立国語研究所については平成21年10月1日付で解散したため、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

(注)1 ◎印は委員長(分科会長)、○印は委員長(分科会長)代理を示す。

2 ★印の府省は、平成23年4月1日が委員の改選中(委員長・分科会長の互選中含む)であったため、平成23年7月1日現在の状況を記載している。

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
内閣府 本委員会	◎ 委員	御厨 貴	東京大学先端科学技術研究センター教授
	委員	石川 恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
	委員	伊集院 礼子	ジャーナリスト
	委員	上野 俊彦	上智大学外国語学部長
	委員	遠藤 統一	リコーシステム(株)代表取締役 会長執行役員
	委員	大隈 暁子	公認会計士
	委員	大河内 美保	主婦連合会副会長
	委員	中野 目 徹	筑波大学大学院人文社会科学研究所教授
	委員	長岡 美奈	公認会計士
	委員	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	委員	野口 貴公美	中央大学法学部教授
	委員	平澤 洽	東京大学名誉教授
	委員	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	委員	渡邊 光一	国士舘大学大学院客員教授
	国立公文書館	◎ 委員	御厨 貴
○ 委員		大隈 暁子	公認会計士
委員		石川 恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
委員		中野 目 徹	筑波大学大学院人文社会科学研究所教授
沖縄科学技術基盤整備機構	◎ 委員	平澤 洽	東京大学名誉教授
	○ 委員	遠藤 統一	リコーシステム(株)代表取締役 会長執行役員
	委員	伊集院 礼子	ジャーナリスト
	委員	長岡 美奈	公認会計士
北方領土問題対策協会分科会	◎ 委員	御厨 貴	東京大学先端科学技術研究センター教授
	○ 委員	上野 俊彦	上智大学外国語学部教授
	委員	渡邊 光一	国士舘大学大学院客員教授
	委員	石川 恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
国立生活センター分科会	◎ 委員	大隈 暁子	公認会計士
	○ 委員	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	委員	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	委員	伊集院 礼子	ジャーナリスト
総務省独立行政法人評価委員会 本委員会	◎ 委員	大河内 美保	主婦連合会副会長
	委員	長岡 美奈	公認会計士
	委員	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	◎ 委員	森永 規彦	広島国際大学学長
	○ 委員	亀井 昭宏	早稲田大学商学大学院教授
	委員	岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
	委員	栗林 康司	摂南大学経済学部教授
	委員	釜江 廣志	東京経済大学経済学部教授
	委員	黒田 道子	東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授
	委員	佐藤 修三	株式会社クエニシアドバイザー
	委員	重川 純子	埼玉大学教育学部教授
	委員	下和田 功	上武大学大学院経営管理研究科専任教授
	委員	高畑 文雄	早稲田大学理工学術院教授
	委員	椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長
	委員	土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監
	委員	東倉 洋一	国立情報学研究所副所長企画推進本部長
	委員	平田 康夫	株式会社国際電気通信基礎技術研究所代表取締役社長
	委員	堀川 未子	弁護士
	◎ 専門委員	池内 克史	東京大学大学院情報学環教授
	◎ 専門委員	石川 恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
	◎ 専門委員	磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院准教授
	◎ 専門委員	引頭 麻実	株式会社太和総研執行役員第一コンサルティング本部長
	◎ 専門委員	梅比良 正弘	茨城大学大学院理工学研究科教授
	◎ 専門委員	大場 亨	地理情報システム学会代議員
	◎ 専門委員	大場 みち子	公立ほくほく未来大学システム情報科学部教授
	◎ 専門委員	小笠原 直	公認会計士
	◎ 専門委員	生越 由美	東京理科大学専門職大学院教授
	◎ 専門委員	小野 武美	東京経済大学経営学部教授
	◎ 専門委員	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員(OEO)
	◎ 専門委員	金井 洋	第一生命保険株式会社常務執行役員
	◎ 専門委員	加納 貞彦	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
	◎ 専門委員	小林 稔	和光大学経済経営学部教授
	◎ 専門委員	小巻 泰之	日本大学経済学部教授
◎ 専門委員	佐野 真理子	主婦連合会事務局長	
◎ 専門委員	篠原 弘道	日本電信電話株式会社取締役研究企画部門長	
◎ 専門委員	鈴木 清	公認会計士	
◎ 専門委員	鈴木 陽一	東北大学電気通信研究所副所長 教授	
◎ 専門委員	園田 智昭	慶應義塾大学商学部教授	
◎ 専門委員	玉井 清	慶應義塾大学法学部教授	
◎ 専門委員	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授	
◎ 専門委員	時任 英人	倉敷芸術科学大学産業科学技術学部教授	

委員会名	委員	臨時委員	氏名	現職
	専門委員		中島 厚志	みずほ総合研究所株式会社専務執行役員チーフエコノミスト
	専門委員		中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科教授
	専門委員		仲 地 博	沖縄大学副学長
	専門委員		仁藤 雅夫	スカパーJSAT株式会社執行役員執行役員副社長経営戦略本部長
	専門委員		日笠 克巳	三井生命保険株式会社保険計理人
	専門委員		藤井 良一	名古屋大学理事・副総長
	専門委員		藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
	専門委員		水野 秀樹	東海大学工学部教授
	専門委員		三谷 政昭	東京電機大学工学部教授
	専門委員		宮村 健一郎	東洋大学経営学部教授
	専門委員		椋田 哲史	社団法人日本経済団体連合会常務理事
	専門委員		森 由美子	関東学院大学経済学部教授
	専門委員		森末 暢博	弁護士
	専門委員		若 林 和子	公認会計士
平和祈念事業特別基金分科会	委員	◎	亀井 昭宏	早稲田大学商学学術院教授
	委員	○	奥林 康司	摂南大学経営学部教授
	委員		堀川 末子	弁護士
	専門委員		鈴木 清	公認会計士
	専門委員		玉井 清	慶應義塾大学法学部教授
	専門委員		時任 英人	倉敷芸術科学大学産業科学技術学部教授
	専門委員		仲 地 博	沖縄大学副学長
情報通信・宇宙開発分科会	委員	◎	森 永規彦	広島国際大学学長
	委員	○	高畑 文雄	早稲田大学理工学術院教授
	委員		黒田 道子	東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授
	委員		土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監
	委員		東倉 洋一	国立情報学研究所副所長企画推進本部長
	委員		平田 康夫	株式会社国際電気通信基礎技術研究所代表取締役社長
	専門委員		池内 克史	東京大学大学院情報学環教授
	専門委員		梅比良 正弘	茨城大学大学院理工学研究科教授
	専門委員		大場 みち子	公立ほこだて未来大学システム情報科学部教授
	専門委員		生越 由美	東京理科大学専門職大学院教授
	専門委員		小野 武美	東京経済大学経営学部教授
	専門委員		加納 貞彦	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
	専門委員		藤原 弘道	日本電信電話株式会社取締役研究企画部門長
	専門委員		鈴木 陽一	東北大学電気通信研究所副所長・教授
	専門委員		園田 智昭	慶應義塾大学商学部教授
	専門委員		中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科教授
	専門委員		仁藤 雅夫	スカパーJSAT株式会社執行役員執行役員副社長経営戦略本部長
	専門委員		藤井 良一	名古屋大学理事・副総長
	専門委員		水野 秀樹	東海大学工学部教授
	専門委員		三谷 政昭	東京電機大学工学部教授
専門委員		椋田 哲史	社団法人日本経済団体連合会常務理事	
専門委員		森 由美子	関東学院大学経済学部教授	
専門委員		若 林 和子	公認会計士	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	委員	◎	下和田 功	上武大学大学院経営管理研究科専任教授
	委員	○	釜江 鷹志	東京経済大学経済学部教授
	委員		重川 純子	埼玉大学教育学部教授
	専門委員		石川 恵子	素戔女子大学人間社会学部准教授
	専門委員		梶川 融	太陽ASG監査法人総括代表社員(CEO)
	専門委員		金井 洋	第一生命保険株式会社常務執行役員
	専門委員		佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	専門委員		中島 厚志	みずほ総合研究所株式会社専務執行役員チーフエコノミスト
	専門委員		日笠 克巳	三井生命保険株式会社保険計理人
	専門委員		宮村 健一郎	東洋大学経営学部教授
統計センター分科会	委員		岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
	委員		佐藤 修三	株式会社クエニシアアドバイザー
	委員		椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長
	専門委員		磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院准教授
	専門委員		引頭 麻実	株式会社大和総研執行役員第一コンサルティング本部長
	専門委員		大場 亨	地理情報システム学会代議員
	専門委員		小笠原 直	公認会計士
	専門委員		小林 稔	和光大学経済経営学部教授
	専門委員		小巻 泰之	日本大学経済学部教授
	専門委員		津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	専門委員		藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
専門委員		森末 暢博	弁護士	
外務省独立行政法人評価委員会	委員	◎	南 直哉	東京電力株式会社顧問
	委員	○	井口 武雄	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
	委員		青山 伸一	公認会計士
	委員		縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
	委員		上野 田鶴子	特定非営利活動法人日本語教育研究所理事長
	委員		勝間 靖	早稲田大学国際学術院 教授
	委員		上子 秋生	立命館大学政策科学部教授
	委員		建 島 哲	京都市立芸術大学 学長
	委員		柘植 あづみ	明治学院大学社会学部 教授
	委員		手納 美枝	アカシアジャパン・デルタボイント株式会社 代表取締役
	委員		都丸 潤子	早稲田大学政治経済学術院 教授
	委員		樺木 恵子	特定非営利活動法人関西NGO協議会事務局長

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
国際交流基金分科会	委員	吉本 光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所 主席研究員 芸術文化プロジェクト室長	
	委員	建島 哲	京都市立芸術大学 学長	
	委員	手納 美枝	アカシアジャパン・デルタポイント株式会社 代表取締役	
	委員	青山 伸一	公認会計士	
	委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授	
	委員	上野 田鶴子	特定非営利活動法人日本語教育研究所理事長	
	委員	上子 秋生	立命館大学政策科学部教授	
	委員	南 直哉	東京電力株式会社顧問	
	委員	吉本 光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所 主席研究員 芸術文化プロジェクト室長	
	国際協力機構分科会	委員	井口 武雄	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
		委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
		委員	青山 伸一	公認会計士
		委員	勝間 靖	早稲田大学国際学術院 教授
		委員	上子 秋生	立命館大学政策科学部教授
委員		柘植 あづみ	明治学院大学社会学部教授	
委員		都丸 潤子	早稲田大学政治経済学術院教授	
委員		榛木 恵子	特定非営利活動法人関西NGO協議会事務局長	
コンプライアンス部会	委員	青山 伸一	公認会計士	
	委員	上子 秋生	立命館大学政策科学部教授	
	専門委員	出雲 明子	東海大学政治経済学部 専任講師	
	専門委員	猪鼻 聡	公認会計士	
財務省独立行政法人評価委員会★	委員	牟田 博光	国立大学法人東京工業大学理事・副学長	
	委員	岩村 充	早稲田大学大学院商学研究科教授	
	委員	阿部 啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授	
	委員	内田 真人	成城大学社会イノベーション学部教授	
	委員	勝尾 裕子	学習院大学経済学部教授	
	委員	川口 有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	櫻井 宏二郎	専修大学経済学部教授	
	委員	篠崎 和子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授(理学博士)	
	委員	篠崎 由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長	
	委員	城西国際大学経営情報学部総合経営学科教授		
	委員	島崎 規子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	言 藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	橋本 介三	国立大学法人大阪大学名誉教授	
	委員	原田 英生	流通経済大学経済学部教授	
	委員	三島 良直	国立大学法人東京工業大学大学院総合理工学研究科教授	
	委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授	
	委員	森田 朗	国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部教授	
	委員	家森 信善	国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科教授	
	委員	横山 彰	中央大学総合政策学部教授	
	委員	米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授	
	臨時委員	泉田 洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	井上 定彦	公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授	
	臨時委員	遠藤 尚秀	新日本有限責任監査法人 パートナー	
	臨時委員	大前 孝太郎	慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師	
	臨時委員	小川 昭一	株式会社池田泉州銀行代表取締役副頭取	
	臨時委員	尾崎 雅俊	弁護士	
	臨時委員	北村 敬子	中央大学商学部教授	
	臨時委員	駒城 素子	国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授	
	臨時委員	崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー	
	臨時委員	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授	
	臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科教授	
	臨時委員	佐藤 友美子	財団法人サンリー文化財団上席研究フェロー	
	臨時委員	菅谷 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授	
	臨時委員	高木 勇三	公認会計士、監査法人五大会長	
	臨時委員	高田 博行	公認会計士	
	臨時委員	立花 宏	株式会社情報通信総合研究所特別研究員	
	臨時委員	田辺 国昭	国立大学法人東京大学公共政策大学院院長	
	臨時委員	中瀬 勲	兵庫県立大学自然・環境科学研究科 教授	
	臨時委員	中西 載慶	東京農業大学第一高等学校及び同中等部校長、東京農業大学教授(兼務)	
	臨時委員	西野 裕久	有限責任あざさ監査法人パートナー	
	臨時委員	西山 真二	国立大学法人東京大学生物生産工学研究センター教授	
	臨時委員	根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授	
	臨時委員	広重 美希	元財団法人日本消費者協会出版啓発部啓発課長	
	臨時委員	牧田 東一	桜美林大学法学政治学系、学系長、教授	
	臨時委員	間島 進吾	中央大学商学部教授	
	臨時委員	真屋 尚生	日本大学商学部教授	
農林漁業信用基金分科会	委員	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	櫻井 宏二郎	専修大学経済学部教授	
	臨時委員	泉田 洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	立花 宏	株式会社情報通信総合研究所特別研究員	
造幣局分科会	委員	真屋 尚生	日本大学商学部教授	
	委員	牟田 博光	国立大学法人東京工業大学理事・副学長	
	委員	三島 良直	国立大学法人東京工業大学大学院総合理工学研究科教授	
	臨時委員	井上 定彦	公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授	
	臨時委員	遠藤 尚秀	新日本有限責任監査法人 パートナー	
	臨時委員	尾崎 雅俊	弁護士	
臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科教授		

委員会名	委員	臨時委員	氏名	現職		
国立印刷局 分科会	臨時委員	○	佐藤 友美子	財団法人サントリー文化財団上席研究フェロー		
	委員	○	岩村 充	早稲田大学大学院商学研究所教授		
	臨時委員	○	内田 真人	成城大学社会イノベーション学部教授		
	臨時委員	○	井上 定彦	公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授		
	臨時委員	○	駒城 素子	国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授		
	臨時委員	○	櫻井 敬	学習院大学法学部教授		
	臨時委員	○	高木 勇三	公認会計士、監査法人五大会長		
日本万国博 覧会記念機 構分科会	委員	○	橋本 介三	国立大学法人大阪大学名誉教授		
	委員	○	篠崎 由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長		
	臨時委員	○	小川 昭一	株式会社池田泉州銀行代表取締役副頭取		
	臨時委員	○	崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー		
	臨時委員	○	中 瀬 勲	兵庫県立大学専門職大学院緑環境景観マネジメント研究科長、教授		
	臨時委員	○	西野 裕久	あずさ監査法人代表社員		
	臨時委員	○	牧田 東一	桜美林大学法学政治学系、学系長、教授		
酒類総合研 究所分科会	委員	○	阿部 啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授		
	委員	○	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授		
	臨時委員	○	北村 敬子	中央大学商学部教授		
	臨時委員	○	高木 勇三	公認会計士、監査法人五大会長		
	臨時委員	○	中西 載麿	東京農業大学第一高等学校及び同中等部校長、東京農業大学教授(兼務)		
	臨時委員	○	西山 真	国立大学法人東京大学生物生産工学研究センター教授		
	臨時委員	○	広重 美希	元財団法人日本消費者協会出版啓発部啓発課長		
情報通信研 究機構部会	委員	○	森田 朗	国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部教授		
	委員	○	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授		
	臨時委員	○	菅谷 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授		
中小企業基 盤整備機構 部会	委員	○	米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授		
	委員	○	勝尾 裕子	学習院大学経済学部教授		
	臨時委員	○	真屋 尚生	日本大学商学部教授		
農業・食品 産業技術総 合研究機構 部会	委員	○	原田 英生	流通経済大学経済学部教授		
	委員	○	篠崎 和子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授		
	臨時委員	○	間島 進吾	中央大学商学部教授		
奄美群島振 興開発基金 部会	委員	○	横山 彰	中央大学総合政策学部長		
	委員	○	鳥崎 規子	城西国際大学経営情報学部総合経営学教授		
	臨時委員	○	根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授		
住宅金融支 援機構分科 会	委員	○	川口 有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授		
	委員	○	家森 信善	国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科教授		
	臨時委員	○	大前 孝太郎	慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師		
	臨時委員	○	北村 敬子	中央大学商学部教授		
	臨時委員	○	高田 博行	公認会計士		
文部科学省 独立行政法 人評価委員 会★	本委員会	○	青木 昭明	公益財団法人ソニー教育財団評議員		
		委員	○	秋池 玲子	ポストコンカルディンググループパートナー&マネージング・ディレクター	
		委員	○	板本 登	株式会社ニッセイ代表取締役社長	
		委員	○	岩井 雄一	十文字学園女子大学教授	
		委員	○	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構特任教授	
		委員	○	奥野 信宏	中京大学理事・総合政策学部教授	
		委員	○	小幡 純子	土智大学法科大学院長	
		委員	○	門永 宗之助	Intrinsic代表	
		委員	○	栗原 和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授	
		委員	○	小林 寛道	東京大学名誉教授	
		委員	○	榎 裕之	豊田工業大学長	
		委員	○	佐野 麿子	日本公認会計士協会常務理事、佐野公認会計士事務所長	
		委員	○	嶋田 実名子	花王株式会社コーポレートコミュニケーション部門理事	
		委員	○	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長	
		委員	○	田淵 照子	株式会社三菱総合研究所政策評価チーフコンサルタント主席研究員	
		委員	○	都河 明子	前東京大学男女共同参画室特任教授、元東京医科歯科大学教授	
		委員	○	友永 道子	公認会計士	
		委員	○	鳥井 弘之	NPO法人テック未来塾理事長	
		委員	○	西村 紀	大阪大学蛋白質研究所招聘教授、神戸大学医学部質量分析総合センター副所長、客員教授	
		委員	○	林 良博	財団法人山陽鳥類研究所所長	
		委員	○	前田 富士男	中部大学人文学部教授	
		委員	○	矢口 彰	財団法人日本デジタル道路地図協会専務理事	
		委員	○	山下 廣順	独立行政法人科学技術振興機構科学技術システム改革事業推進プログラム主管	
		委員	○	山本 健一	演劇評論家	
		初等中等教 育分科会	委員	○	岩井 雄一	十文字学園女子大学教授
			委員	○	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
			臨時委員	○	安藤 隆男	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、同大学特別支援教育研究センター長
臨時委員	○		石原 多賀子	北陸大学未来創造学部教授		
臨時委員	○		内田 照雄	社団法人日本自閉症協会理事		
臨時委員	○		加治 佐哲也	国立大学法人兵庫教育大学学長		
臨時委員	○		勝方 信一	教育ジャーナリスト		
臨時委員	○		杉本 由美子	NPO法人重慶身体障害者と共に歩む会地域交流室室長、前神奈川県立座間養護学校長		
臨時委員	○		長谷川 孝夫	千葉県鴨川市教育委員会教育長		
臨時委員	○		古川 勝也	長崎県教育庁特別支援教育室長		
臨時委員	○		三上 裕三	聖徳大学大学院教職研究科教授		
臨時委員	○		村林 守	三重中京大学現代法経学部教授		
委員	○		荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構特任教授		
委員	○		奥野 信宏	中京大学理事・総合政策学部教授		
委員	○		榎 裕之	豊田工業大学長		
高等教育分 科会	委員	○	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構特任教授		
	委員	○	奥野 信宏	中京大学理事・総合政策学部教授		
委員	○	榎 裕之	豊田工業大学長			

委員会名	委員	臨時委員	氏名	現職
	◎	委員	佐野 慶子	日本公認会計士協会常務理事、佐野公認会計士事務所長
	臨時委員	石堂 正信	株式会社JR東日本リテールネット常務取締役	
	臨時委員	板谷 謹悟	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授	
	臨時委員	井上 光輝	豊橋技術科学大学大学院 電気・電子情報工学系教授	
	臨時委員	剣持 庸一	公益社団法人日本工学教育協会専務理事	
	臨時委員	佐藤 淳	名古屋工業大学大学院工学研究科教授	
	臨時委員	佐藤 誠二	静岡大学人文学部長・人文社会科学研究科長	
	臨時委員	高石 恭子	甲南大学文学部教授	
	臨時委員	田中 清	銀座ファースト法律事務所所長 弁護士	
	臨時委員	橋 慎美	公認会計士	
	臨時委員	橋 薫	山梨大学大学院医学工学総合研究部教授	
	臨時委員	藤澤 武彦	財団法人ちば県民保健予防財団理事長	
	臨時委員	古坂 幸代	三機工業株式会社ファンクションシステム事業部ワークプレイス戦略部長	
	臨時委員	益田 祐一	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	
	臨時委員	松本 寛	公認会計士、公認会計士松本富事務所所長、TDK株式会社監査役	
	臨時委員	元千葉県立松戸国際高等学校長		
	臨時委員	溝上 智恵子	筑波大学大学院図書館情報メディア研究科図書館情報メディア専攻長	
	臨時委員	宮内 忍	公認会計士、宮内公認会計士事務所	
	臨時委員	山田 礼子	同志社大学社会学部教授	
	臨時委員	山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授	
臨時委員	吉田 文	早稲田大学教育・総合科学学術院教授		
臨時委員	渡辺 孝	芝浦工業大学工学マネジメント研究科長		
臨時委員	渡辺 善子	日本アイ・ピー・エム株式会社常務監査役		
社会教育分科会	◎	委員	都河 明子	前東京大学男女共同参画室特任教授・元東京医科歯科大学教授
	臨時委員	林 良博	財団法人山階鳥類研究所所長	
	臨時委員	植草 茂樹	新日本有限責任監査法人SMG推進プロジェクトチームシニアマネージャー、公認会計士	
	臨時委員	大宮 登	高崎経済大学副学長	
	臨時委員	菅谷 博	ミュージアムパーク茨城県自然博物館館長	
	臨時委員	鈴山 雅子	三重大学男女共同参画コーディネーター客員教授	
	臨時委員	高木 尚	丸亀市教育委員会教育委員	
	臨時委員	高山 昌茂	協和監査法人代表社員公認会計士、立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授	
	臨時委員	萩原 なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授	
	臨時委員	堀 由紀子	新江ノ島水族館館長、岐阜県世界淡水魚園水族館長	
臨時委員	八嶋 真理子	横浜市立瀬谷さくら小学校校長		
臨時委員	山極 清子	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授		
臨時委員	山本 珠美	香川大学生涯学習教育研究センター准教授		
スポーツ・青少年分科会	◎	委員	板本 登	株式会社ニッセイ代表取締役社長
	臨時委員	小幡 純子	上智大学法科大学院長	
	◎	委員	小林 寛道	東京大学名誉教授
	臨時委員	麻生 朋子	財団法人コカ・コーラ教育・環境財団企画事業部環境教育担当部長	
	臨時委員	北村 信彦	公認会計士	
	臨時委員	高橋 和子	横浜国立大学教授	
	臨時委員	橋 直隆	元筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
	臨時委員	田中 ウルヴェ京	株式会社MJコンテス取締役	
	臨時委員	田邊 陽子	日本大学法学部准教授	
	臨時委員	中西 茂	読売新聞東京本社調査研究本部研究員	
臨時委員	古川 和	株式会社アクションラーニング研究所代表取締役		
臨時委員	高西 嘉樹	東京海上日動火災保険株式会社横浜支店長		
臨時委員	矢崎 良	板橋区立高島第一小学校校長		
科学技術・学術分科会	委員	青木 昭明	公益財団法人ソニー教育財団評議員	
	委員	秋池 玲子	ポストコンサルティンググループパートナー&マネージング・ディレクター	
	◎	委員	門永 宗之助	Intrinsics代表
	委員	栗原 和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授	
	委員	友永 道子	公認会計士	
	◎	委員	鳥井 弘之	NPO法人テクノ未来塾理事長
	委員	西村 紀	大阪大学蛋白質研究所招聘教授、神戸大学医学部質量分析総合センター副所長・客員教授	
	委員	矢口 彰	財団法人日本デジタル道路地図協会専務理事	
	委員	山下 廣順	独立行政法人科学技術振興機構科学技術システム改革事業推進プログラム主管	
	臨時委員	鷲川 展功	財団法人日本船舶技術研究協会理事	
	臨時委員	赤川 泉	東海大学海洋学部海洋生物学科教授	
	臨時委員	小豆島 明	横浜国立大学大学院教授	
	臨時委員	稲永 忍	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長	
	臨時委員	井上 伸昭	富士フィルム株式会社取締役常務執行役員R&D統括本部長	
	臨時委員	上野 山雄	パナソニック株式会社役員	
	臨時委員	遠藤 守信	信州大学工学部教授	
	臨時委員	太久保 修平	東京大学地震研究所教授	
	臨時委員	岡本 義朗	新日鉄エンジニアリング株式会社常任監査役	
	臨時委員	岡山 博人	三菱UFJサーチ&コンサルティング株式会社主席研究員	
	臨時委員	柿崎 平	東京大学大学院医学系研究科教授	
臨時委員	梶 昭次郎	株式会社日本総合研究所上席主任研究員		
臨時委員	梶谷 隆夫	東京大学理工学部教授		
臨時委員	加藤 晴也	公認会計士・税理士		
臨時委員	加藤 晴也	花王株式会社研究開発部門研究企画グループ部長		
臨時委員	北澤 京子	株式会社日経BP(日経メディカル編集委員)		
臨時委員	小出 重幸	読売新聞社編集委員		
臨時委員	小原 雄治	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事		
臨時委員	島 村 誠	JR東日本研究開発センター防災研究所所長		

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	臨時委員	瀨川 至朗	早稲田大学政治経済学術院教授、大学院政治学研究科ジャーナリズムコースプログラム・マネージャー	
	臨時委員	高井 治	名古屋大学エコピア科学研究所長	
	臨時委員	高倉 かほる	元国際基督教大学教養学部理学科教授	
	臨時委員	高梨 智弘	T&T PARTNERS会長・公認会計士	
	臨時委員	高橋 徳行	コタ自動車株式会社顧問	
	臨時委員	寶 馨	京都大学防災研究所教授	
	臨時委員	瀧澤 美奈子	有限会社帝國出版リデン科学ジャーナリスト	
	臨時委員	田中 知	東京大学大学院工学系研究科教授	
	臨時委員	田中 成明	財団法人国際高等研究所副所長、京都大学名誉教授	
	臨時委員	玉川 洋一	福井大学大学院工学研究科教授	
	臨時委員	玉木 長良	北海道大学院医学研究科病態情報学講座核医学分野教授	
	臨時委員	知野 篤子	読売新聞東京本社編集委員	
	臨時委員	土屋 俊	千葉大学文学部教授	
	臨時委員	津山 雅樹	社団法人日本電機工業会原子力部長	
	臨時委員	土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監	
	臨時委員	当麻 純一	財団法人電力中央研究所知的財産センター所長	
	臨時委員	富岡 義博	電気事業連合会原子力部長	
	臨時委員	永井 良三	東京大学大学院医学研究科教授	
	臨時委員	永田 京平	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授	
	臨時委員	長辻 象平	産経新聞論説委員	
	臨時委員	中西 友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	橋本 操	新日本製鐵株式会社技術開発本部フェロー・先端技術研究所長	
	臨時委員	花輪 公雄	東北大学大学院理学研究科教授	
	臨時委員	平野 正雄	カーライルグループマネージングディレクター・日本共同代表	
	臨時委員	藤井 敏嗣	東京大学名誉教授	
	臨時委員	本 藏	東京工業大学大学院理工学研究科教授	
	臨時委員	間島 進吾	中央大学商学部教授、公認会計士	
	臨時委員	三木 俊克	山口大学大学院理工学研究科教授	
	臨時委員	水谷 惟恭	豊橋技術科学大学監事(非常勤)	
	臨時委員	三橋 紀夫	東京女子医科大学放射線腫瘍学講座主任教授	
	臨時委員	宮崎 久美子	東京工業大学大学院教授	
	臨時委員	山下 俊一	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科原爆後障害医療研究施設社会医学部門放射線災害医療研究分野教授	
	臨時委員	山田 弘司	自然科学研究機構核融合科学研究所教授	
	臨時委員	横山 直樹	独立行政法人産業技術総合研究所連携研究体グリーン・ナノエレクトロニクスセンター連携研究体長	
	臨時委員	吉田 二郎	株式会社東芝研究開発センター表示基盤ラボアドバイザー・参事	
	臨時委員	言 村 忍	東京大学大学院工学系研究科教授	
	臨時委員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授	
	文化分科会	○ 委員	嶋田 実名子	花王株式会社コーポレートコミュニケーション部門理事
		委員	田 淵 雷子	株式会社三菱総合研究所政策評価チーフコンサルタント主席研究員
		◎ 委員	前田 富士男	中部大学人文学部教授
		委員	山本 健一	演劇評論家
		臨時委員	市川 政憲	茨城県近代美術館長
		臨時委員	上原 真人	京都大学大学院文学研究科教授
		臨時委員	内田 篤呉	MOA美術館副館長・学芸部長
		臨時委員	金原 宏行	常葉学園大学教授
		臨時委員	神山 彰	明治大学文学部教授
		臨時委員	佐々木 涼子	舞踊評論家、東京女子大学教授
臨時委員		佐野 みどり	学習院大学文学部教授	
臨時委員		竹島(石戸谷) 結子	音楽評論家	
臨時委員		武田 潔	早稲田大学文学学術院教授	
臨時委員		竹本 幹夫	早稲田大学文学学術院教授、早稲田大学演劇博物館館長	
臨時委員		永村 真	日本女子大学文学部教授、神奈川県立金沢文庫長	
臨時委員		宮島 博和	公認会計士	
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会		◎ 委員	井原 哲夫	慶應義塾大学名誉教授
	○ 委員	猿田 亨男	慶應義塾大学名誉教授	
	委員	田村 昌三	国立大学法人横浜国立大学教授、国立大学法人東京大学名誉教授	
	委員	鈴木 友和	公立学校共済組合近畿中央病院名誉院長	
	委員	岩 淵 勝好	東北福祉大学教授	
	委員	清水 涼子	関西大学大学院会計研究科教授(公認会計士)	
	委員	武見 ゆかり	女子栄養大学教授	
	委員	田 富 蒸奈子	国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
	委員	永井 良三	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科教授	
	委員	内 山 聖	国立大学法人新潟大学医歯学総合病院長	
	委員	祖父 江 元	国立大学法人名古屋大学大学院医学系研究科教授	
	委員	和田 義博	公認会計士	
	委員	渡辺 俊介	東京女子医科大学医学部客員教授	
	委員	田 極 春美	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員	
	委員	今 村 鷹	東洋大学経済学部総合政策学科学科教授	
	委員	塚 秀人	慶應義塾大学病院病院長補佐	
	委員	寺山 久美子	大阪河津リハビリテーション大学副学長	
	委員	宮本 みち子	放送大学教養学部教授	
	委員	上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会福祉学科教授	
	委員	大鳥 道子	静岡英和学院大学人間社会学部地域福祉学科教授	
	委員	五十嵐 邦彦	公認会計士	
	委員	平井 みどり	国立大学法人神戸大学医学部附属病院薬剤部長・教授	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	委員	真野 俊樹	多摩大学医療リスクマネジメント研究所教授	
	委員	御園 良彦	社団法人日本水道協会専務理事	
	委員	茂庭 竹生	東海大学名誉教授	
	委員	山口 修	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授	
	委員	川北 英隆	国立大学法人京都大学大学院経営管理研究部教授	
	委員	竹原 均子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	樋口 恵子	公認会計士	
	調査研究部会	◎委員	田村 昌三	国立大学法人横浜国立大学教授・国立大学法人東京大学名誉教授
	○委員	鈴木 友和	公立学校共済組合近畿中央病院名誉院長	
	委員	岩渕 勝好	東北福祉大学教授	
委員	清水 涼子	関西大学大学院会計研究科教授(公認会計士)		
委員	武見 ゆかり	女子栄養大学教授		
委員	田宮 蒸奈子	国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授		
臨時委員	市川 厚	武庫川女子大学薬学部部長/教授		
臨時委員	酒井 一博	財団法人労働科学研究所常務理事・所長		
臨時委員	中村 英夫	日本大学理工学部電子情報工学科教授		
臨時委員	政安 静子	社会福祉法人新世会特別養護老人ホームいくり苑那珂副施設長		
高度専門医療研究部会	◎委員	永井 良三	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科教授	
	○委員	猿田 亨男	慶応義塾大学名誉教授	
	委員	内山 龍元	国立大学法人新潟大学医療学総合病院長	
	委員	祖父江 元	国立大学法人名古屋大学大学院医学系研究科教授	
	委員	和田 義博	公認会計士	
	臨時委員	夏目 誠	株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長	
	臨時委員	花井 十伍	全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人	
臨時委員	本田 麻由美	読売新聞東京本社社会保障部記者		
臨時委員	三好 敏昭	日本製薬工業協会常務理事		
国立病院部会	◎委員	猿田 亨男	慶応義塾大学名誉教授	
	○委員	渡辺 俊介	東京女子医科大学医学部客員教授	
	委員	田極 春美	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員	
	委員	和田 義博	公認会計士	
	臨時委員	辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長	
臨時委員	夏目 誠	株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長		
臨時委員	山田 史	日本赤十字社事業局長		
労働部会	◎委員	井原 哲夫	慶応義塾大学名誉教授	
	委員	和田 義博	公認会計士	
	委員	今村 肇	東洋大学経済学部総合政策学科教授	
	委員	塚 秀人	慶応義塾大学病院病院長補佐	
	委員	寺山 久美子	大阪河崎リハビリテーション大学副学長	
	委員	宮本 みち子	放送大学教養学部教授	
	臨時委員	小畑 史子	国立大学法人京都大学大学院地球環境学学准教授	
	臨時委員	川端 大二	川端人材開発研究所所長	
	臨時委員	中村 紀子	株式会社ポピンズコーポレーション代表取締役	
	臨時委員	松田 憲三	有限会社マツダ・ビジネス・コンサルティング代表取締役	
臨時委員	本寺 大志	株式会社ヘイコンサルティンググループ プリンシパル		
医療・福祉部会	◎委員	上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会学部社会福祉学教授	
	○委員	太島 道子	静岡薬学院大学院人間社会学部地域福祉学教授	
	委員	五十嵐 邦彦	公認会計士	
	委員	平井 みどり	国立大学法人神戸大学医学部附属病院薬剤部長・教授	
	委員	真野 俊樹	多摩大学医療リスクマネジメントセンター教授	
	臨時委員	浅野 信久	大和証券キャピタル・マーケティング株式会社コーポレート・ファイナンス第二部 担当部長	
	臨時委員	関 宏之	広島国際大学医療福祉学部教授	
臨時委員	宗林 さおり	独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役		
臨時委員	松原 由美	株式会社明治安田生活福祉研究所主任研究員		
水資源部会	◎委員	御園 良彦	社団法人日本水道協会専務理事	
	○委員	茂庭 竹生	東海大学名誉教授	
	臨時委員	水谷 昌弘	日本ダクタイル鉄管協会常勤顧問/関西支部長	
年金部会	◎委員	山口 修	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授	
	○委員	川北 英隆	国立大学法人京都大学大学院経営管理研究部教授	
	委員	竹原 均子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	樋口 恵子	公認会計士	
	臨時委員	安達 茂夫	日本ブランド農業事業協同組合理事	
	臨時委員	大野 早苗	武蔵大学経済学部教授	
臨時委員	光 多長	国立大学法人鳥取大学地域学部特任教授		
農林水産省独立行政法人評価委員会	◎委員	洲野 雄二郎	国立大学法人東京農工大学名誉教授	
	○委員	青柳 義朗	藤沢市代表監査委員	
	委員	安部 新一	宮城学院女子大学学芸学部教授	
	委員	荒牧 知子	荒牧公認会計士事務所所長	
	委員	小川 和夫	財団法人目黒寄生虫館館長	
	委員	菅 いづみ	全国消費者団体連絡会事務局	
	委員	経塚 義也	有限責任あざさ監査法人パートナー	
	委員	小坂 智規	社団法人大日本水産会常務理事	
	委員	原 王洋子	株式会社日本農業新聞編集局 高農生活部部長	
	委員	齋藤 修	国立大学法人千葉大学大学院園芸学研究科教授	
	委員	酒井 秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	委員	佐藤 安紀子	ウーマンズフォーラム魚「海のくに」日本編集長	
	委員	島本 美保子	法政大学社会学部教授	
	委員	辻 雅	株式会社水産タイムズ社理事	
	委員	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局	
委員	西澤 直子	公立大学法人石川県立大学生物資源工学研究所教授		

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	委員	野村 哲郎	京都産業大学総合生命科学研究科教授	
	委員	早坂 みどり	住空間工局代表	
	委員	平松 和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授	
	委員	前嶋 恒夫	全国農業協同組合中央会常務理事	
	委員	三井 昭二	国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科特任教授	
	委員	森 田 明	宮城大学食産業学部フードビジネス学科准教授	
	委員	安 元 杏	主婦連合会常任委員	
	委員	横田 絵理	慶應義塾大学商学部教授	
	委員	渡邊 和男	国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	
	専門委員	綾部 園子	高崎健康福祉大学健康福祉学部教授	
	専門委員	荒井 修亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科准教授	
	専門委員	石田 裕美	女子栄養大学栄養学部教授	
	専門委員	市田 知子	明治大学農学部教授	
	専門委員	上田 宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター共生生態系保全領域教授	
	専門委員	大下 誠一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	専門委員	梶 孝幸	十勝農業協同組合連合会農産部長	
	専門委員	片桐 成夫	国立大学法人島根大学生物資源科学部教授	
	専門委員	加藤 徹	宮城大学大学院食産業学研究科長	
	専門委員	金井 幸雄	国立大学法人筑波大学教育推進部特任教授	
	専門委員	加茂前 秀夫	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授	
	専門委員	川上 晴代	栃木県環境森林部林業振興課木材推進班係長(豊かな森林づくりレディースネットワーク21会員)	
	専門委員	窪川 おおる	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科特任教授	
	専門委員	小崎 隆	公立大学法人首都大学東京都市環境学部教授	
	専門委員	小島 克己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授	
	専門委員	小林 正伸	神奈川県農業技術センター果樹花き研究部長兼農業環境研究部長	
	専門委員	竹田 芳彦	地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部部長兼中央農業試験場長	
	専門委員	田中 忠次	社団法人地域環境資源センター理事長	
	専門委員	田村 早苗	青森大学大学院環境科学研究科准教授	
	専門委員	竹山 幸雄	社団法人北海道家畜人工授精師協会会長	
	専門委員	塚 清樹	財団法人東京都内湾漁業環境整備協会主事	
	専門委員	戸澤 正彦	山梨県土地改良事業団体連合会総括監	
	専門委員	富田 文一郎	社団法人日本木材加工技術協会会長	
	専門委員	中嶋 康博	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授	
	専門委員	長戸 康郎	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	専門委員	長村 智司	大阪テクノ・ホルティ園芸専門学校校長	
	専門委員	馬場 治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授	
	専門委員	肘井 直樹	国立大学法人名古屋大学大学院生命農学研究科教授	
	専門委員	深見 元弘	国立大学法人宇都宮大学農学部教授	
	専門委員	福田 晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授	
	専門委員	布施 伸枝	有限責任監査法人トーマツマネジャー	
	専門委員	松井 徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授	
	専門委員	筑浦 正広	住友林業株式会社植林関連グループマネジャー	
	専門委員	森田 慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授	
	専門委員	山尾 政博	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授	
	専門委員	米森 敬三	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授	
	農業分科会	◎委員	淵野 雄二郎	国立大学法人東京農工大学名誉教授
		○委員	青柳 義一	藤沢市代表監査委員
		委員	安部 新一	宮城学院女子大学学芸学部教授
		委員	菅 いづみ	全国消費者団体連絡会事務局
		委員	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局
		委員	野村 哲郎	京都産業大学総合生命科学研究科教授
		委員	平松 和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
		委員	森 田 明	宮城大学食産業学部フードビジネス学科准教授
		委員	渡邊 和男	国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
		専門委員	石田 裕美	女子栄養大学栄養学部教授
		専門委員	梶 孝幸	十勝農業協同組合連合会農産部長
		専門委員	加茂前 秀夫	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授
	専門委員	小林 正伸	神奈川県農業技術センター果樹花き研究部長兼農業環境研究部長	
	専門委員	竹山 幸雄	社団法人北海道家畜人工授精師協会会長	
	専門委員	戸澤 正彦	山梨県土地改良事業団体連合会総括監	
	専門委員	富田 文一郎	社団法人日本木材加工技術協会会長	
	専門委員	中嶋 康博	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授	
	専門委員	長村 智司	大阪テクノ・ホルティ園芸専門学校校長	
	専門委員	馬場 治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授	
	専門委員	深見 元弘	国立大学法人宇都宮大学農学部教授	
	専門委員	福田 晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授	
	専門委員	布施 伸枝	有限責任監査法人トーマツマネジャー	
	専門委員	松井 徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授	
	専門委員	森田 慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授	
農業技術分科会	◎委員	齋 藤 修	国立大学法人千葉大学大学院園芸学研究科教授	
	○委員	西澤 直子	公立大学法人石川県立大学生物資源工学研究所教授	
	委員	荒牧 知子	荒牧公認会計士事務所所長	
	委員	児玉 洋子	株式会社日本農業新聞編集局常農生活部部長	
	委員	前嶋 恒夫	全国農業協同組合中央会常務理事	
	専門委員	綾部 園子	高崎健康福祉大学健康福祉学部教授	
	専門委員	市田 知子	明治大学農学部教授	
	専門委員	大下 誠一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	

委員会名	委員	臨時委員	氏名	現職	
林野分科会	◎	委員	金井 幸雄	国立大学法人筑波大学教育推進部特任教授	
	○	委員	小崎 隆	公立大学法人首都大学東京都市環境学部教授	
	○	委員	竹田 芳彦	地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部長兼中央農業試験場長	
	○	委員	田中 忠次	社団法人地域環境資源センター理事長	
	○	委員	長戸 康郎	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	○	委員	米森 三夫	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授	
	○	委員	酒井 秀三	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	○	委員	三井 昭二	国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究所特任教授	
	○	委員	経塚 義也	有限責任あずさ監査法人パートナー	
	○	委員	島本 美保子	法政大学社会学部教授	
	○	委員	早坂 みどり	住空間工房代表	
	○	委員	片桐 成夫	国立大学法人島根大学生物資源科学部教授	
	○	委員	加藤 徹	富城大学大学院食産業学研究科長	
	○	委員	川上 晴代	栃木県環境森林部林業振興課木材推進班係長(豊かな森林づくりレディースネットワーク2.1 会員)	
	○	委員	小島 克己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授	
水産分科会	◎	委員	小川 和夫	財団法人目黒寄生虫館館長	
	○	委員	横田 絵理	慶應義塾大学商学部教授	
	○	委員	小坂 智規	社団法人大日本水産会常務理事	
	○	委員	佐藤 安紀子	ウーマンズフォーラム魚「海のくに」日本編集長	
	○	委員	辻 雅司	株式会社水産タイムズ社理事	
	○	委員	安 元 杏	主婦連合会常任委員	
	○	委員	荒井 修亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究所准教授	
	○	委員	上田 宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター共生生態系保全領域教授	
	○	委員	窪川 かおる	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科特任教授	
	○	委員	堤 清樹	財団法人東京都内漁業環境整備協会主事	
	○	委員	山尾 政博	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授	
	経済産業省 独立行政法人 評価委員会	◎	委員	室伏 きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
		○	委員	荒牧 知子	公認会計士
		○	委員	内山 洋司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
		○	委員	榎本 泰子	中央大学文学部教授
○		委員	大橋 弘忠	国立大学法人東京大学大学院工学研究科教授	
○		委員	小野 俊彦	日新製鋼株式会社相談役	
○		委員	加護野 忠男	甲南大学特別客員教授	
○		委員	岸 輝雄	独立行政法人物質・材料研究機構NIMS顧問・東京大学名誉教授	
○		委員	小泉 明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授	
○		委員	坂本 敦子	株式会社プライムタイム代表取締役	
○		委員	田中 明彦	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授	
○		委員	手柴 貞夫	協和発酵キリン株式会社社友	
○		委員	中村 紀子	株式会社ポピンズコーポレーション代表取締役	
○		委員	早川 眞一郎	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授	
○		委員	平 澤 治	国立大学法人東京大学名誉教授	
○		委員	松山 隆司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究所教授	
○		委員	富内 忍	公認会計士	
○		委員	向殿 政男	明治大学理工学部教授	
○		委員	森田 信男	早稲田大学理工学術院教授	
○		委員	谷田部 雅嗣	日本放送協会解説委員	
○		委員	横田 絵理	慶應義塾大学商学部教授	
○		委員	小野 俊彦	日新製鋼株式会社相談役	
○		委員	小笠原 直	監査法人アヴァンティア 法人代表・代表社員	
○		委員	古城 佳子	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授	
○		委員	早川 眞一郎	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授	
○	委員	生方 眞哉	株式会社生方製作所代表取締役会長		
○	委員	高田 仁	国立大学法人九州大学大学院経済学研究院准教授		
○	委員	松田 嘉夫	弁理士		
○	委員	横田 絵理	慶應義塾大学商学部教授		
○	委員	安念 潤司	中央大学法科大学院教授		
○	委員	清水 幸比古	日揮株式会社特別顧問		
○	委員	寺村 元伸	三菱商事株式会社顧問		
○	委員	伴 英康	モルガン・スタンレー・MUFJ証券株式会社株式調査部マネージングディレクター		
○	委員	田中 明彦	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授		
○	委員	秋元 真理子	株式会社旭リサーチセンター主幹研究員		
○	委員	田中 嘉郎	株式会社前川製作所代表取締役社長		
○	委員	松浦 正則	株式会社松浦機械製作所代表取締役会長		
○	委員	吉村 尚憲	三菱商事株式会社顧問		
○	委員	リチャード ダイク	テスト技術研究所株式会社代表取締役		
○	委員	室伏 きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授		
○	委員	手柴 貞夫	協和発酵キリン株式会社社友		
○	委員	赤池 学	株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所代表取締役		
○	委員	谷川 徹	国立大学法人九州大学産学連携センター教授		
○	委員	堤 敦司	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授		
○	委員	森本 典繁	日本アイ・ビー・エム株式会社基礎研究所所長		
○	委員	岸 輝雄	独立行政法人物質・材料研究機構NIMS顧問・東京大学名誉教授		
○	委員	谷田部 雅嗣	日本放送協会解説委員		
○	委員	石谷 久	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会代表理事・東京大学名誉教授		

委員会名		委員	氏名	現職
業技術総合開発機構部会	臨時委員	末吉 竹三郎	国連環境計画・金融イニシアティブ・アジア太平洋地区特別顧問	
	臨時委員	松田 修一	早稲田大学ビジネススクール経営専門職大学院教授	
	臨時委員	渡辺 孝	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科長・教授	
産業技術分科会日本原子力研究開発機構部会	◎ 委員	内山 洋司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	
	臨時委員	浅田 浄江	ウイメンズ・エナジー・ネットワーク(WEN)代表/消費生活アドバイザー	
	臨時委員	津山 雅樹	社団法人日本電機工業会原子力部長	
	臨時委員	富岡 博	電気事業連合会原子力部長	
	臨時委員	山崎 晴雄	公立大学法人首都大学東京都市環境学部地理環境コース教授	
技術基盤分科会製品評価技術基盤機構部会	◎ 委員	平澤 洽	国立大学法人東京大学名誉教授	
	臨時委員	大橋 守一	一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター事務局長	
	臨時委員	菊池 純	青山学院大学法学部教授	
	臨時委員	戸坂 修	味の素株式会社代表取締役副社長執行役員	
	臨時委員	藤本 謙	早稲田大学理工学術院総合研究所教授	
	臨時委員	中江 清彦	住友化学株式会社代表取締役専務執行役員	
技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会	◎ 委員	向殿 政男	明治大学理工学部教授	
	臨時委員	大橋 弘忠	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻教授	
	臨時委員	遠藤 怜	株式会社シャムコ代表取締役副社長	
	臨時委員	小笠原 直	監査法人アヴァンティア 法人代表・代表社員	
	臨時委員	東嶋 和子	科学ジャーナリスト	
資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会	◎ 委員	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻教授	
	臨時委員	森田 信男	早稲田大学理工学術院教授	
	臨時委員	梅津 良昭	国立大学法人東北大名誉教授	
	臨時委員	浦辺 徹郎	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授	
	臨時委員	小西 彦衛	あずさ監査法人代表社員	
	臨時委員	橋川 武郎	一橋大学商学研究科教授	
資源分科会水資源機構部会	臨時委員	永田 理	トヨタ自動車株式会社常務役員	
	臨時委員	木村 滋	電気事業連合会副会長	
	◎ 委員	小泉 明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授	
	臨時委員	榎木 誠	日本経済新聞社編集委員	
	臨時委員	山谷 修作	東洋大学経済学部教授	
情報処理推進機構分科会	◎ 委員	松山 隆司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科教授	
	臨時委員	阿草 清滋	国立大学法人名古屋大学大学院情報科学研究科教授	
	臨時委員	太田 民夫	ジャーナリスト	
	臨時委員	榎木 好明	パナソニック株式会社顧問	
中小企業基盤整備機構分科会	臨時委員	徳田 英幸	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長	
	◎ 委員	加護野 忠男	甲南大学特別客員教授	
	委員	荒牧 知子	公認会計士	
	臨時委員	佐藤 博樹	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授	
国土交通省独立行政法人評価委員会	臨時委員	杉浦 滋彦	理工協産株式会社代表取締役社長	
	臨時委員	渡邊 佳英	大崎電気工業株式会社代表取締役会長	
	◎ 委員	家田 仁	東京大学大学院工学系研究科 教授	
	委員	石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授	
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部 教授	
	委員	上村 多恵子	社団法人京都経済同友会 常任幹事	
	委員	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員	
	委員	角 紀代恵	立教大学法学部長	
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース 教授	
	委員	黒田 勝彦	神戸大学 名誉教授	
	委員	小林 重敬	東京都市大学都市生活学部 教授	
	委員	酒井 正子	帝京大学経済学部 教授	
	委員	佐藤 喜子光	地域力創造研究所 所長	
	委員	角 洋一	横浜国立大学大学院工学研究院 教授	
	委員	大聖 泰弘	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 教授	
	委員	友永 道子	公認会計士	
	委員	長沢 美智子	弁護士	
	委員	中村 里佳	公認会計士	
	委員	西川 孝夫	首都大学東京 名誉教授	
	委員	濱田 政則	早稲田大学理工学術院社会環境工学科	
	委員	福井 康子	都市経済研究所 取締役	
	委員	藤野 正隆	東京大学 名誉教授	
	委員	堀田 一吉	慶應義塾大学商学部 教授	
	委員	三上 隆	北海道大学大学院工学研究院 教授	
	委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部 教授	
	委員	村本 夜	成城大学 社会イノベーション研究科長	
	委員	盛岡 通	関西大学環境都市工学部 教授	
	委員	山田 正	中央大学理工学部 教授	
	委員	笠 京子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授	
	臨時委員	青山 繁弘	サンリーホールディングス株式会社 取締役副社長	
	臨時委員	浅野 正一郎	国立情報学研究所 教授	
	臨時委員	浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター長	
	臨時委員	安藤 正雄	千葉大学大学院工学研究科 教授	
臨時委員	石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科 教授		
臨時委員	磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授		
臨時委員	井出 多加子	成蹊大学経済学部 教授		
臨時委員	井上 和也	京都大学 名誉教授		

委員会名	委員	氏名	現職
	臨時委員	今村文彦	東北大学大学院工学研究科付属災害制御研究センター長
	臨時委員	大内学	日本航空機操縦士協会 会長
	臨時委員	大垣尚司	立命館大学大学院 教授
	臨時委員	太田和博	専修大学商学部 教授
	臨時委員	大森文彦	弁護士
	臨時委員	岡田勝也	国土館大学理工学部 教授
	臨時委員	常野久美子	株式会社インターアクト・ジャパン 代表取締役
	臨時委員	加賀屋誠一	北海道大学大学院工学研究院 教授
	臨時委員	上窪良和	第一中央船舶株式会社 代表取締役社長
	臨時委員	川端由美	自動車ジャーナリスト
	臨時委員	黒田克司	公認会計士 日本公認会計士協会 副会長
	臨時委員	桑島進	東京海洋大学 名誉教授
	臨時委員	河野通方	独立行政法人大学評価・学位授与機構 教授
	臨時委員	小島茂	社団法人日本船長協会 副会長
	臨時委員	児玉桂子	日本社会事業大学大学院 特任教授
	臨時委員	小塚荘一郎	学習院大学法学部 教授
	臨時委員	坂井昇	岐阜大学医学部 名誉教授
	臨時委員	重信千代乃	株式会社重信設計 専務取締役
	臨時委員	篠原文也	政治解説者、ジャーナリスト
	臨時委員	鳧信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	島田一彦	弁護士
	臨時委員	菅原進一	東京理科大学総合研究機構 教授
	臨時委員	高田博行	公認会計士
	臨時委員	高田正彦	元エフ・ニッポン株式会社 常勤監査役
	臨時委員	土居丈朗	慶應義塾大学経済学部 教授
	臨時委員	長澤徹明	北海道大学大学院農学研究院 教授
	臨時委員	永田邦和	鹿児島大学法文学部経済情報学科 准教授
	臨時委員	中田信哉	神奈川大学経済学部 教授
	臨時委員	西村幸夫	東京大学 副学長
	臨時委員	野本修	弁護士
	臨時委員	羽原敬二	関西大学政策創造学部 教授
	臨時委員	平塚惣一	株式会社商船三井 専務執行役員
	臨時委員	平林茂	石油海事協会 専務理事
	臨時委員	深田晶恵	株式会社生活設計塾クルー 取締役
	臨時委員	藤野陽三	東京大学大学院工学系研究科 教授
	臨時委員	古川修	芝浦工業大学システム理工学部 教授
	臨時委員	北條正樹	京都大学大学院工学研究科 教授
	臨時委員	堀野定雄	神奈川大学工学部 准教授
	臨時委員	松尾亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授
	臨時委員	水尾衣里	名城大学人間学部 教授
	臨時委員	宮本昌幸	明星大学理工学部 教授
	臨時委員	廻洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部 教授
	臨時委員	森野美德	都市ジャーナリスト
	臨時委員	野城智也	東京大学生産技術研究所長
	臨時委員	安河内恵子	九州工業大学大学院情報工学研究院 准教授
	臨時委員	山岸彩子	公認会計士
	臨時委員	大和裕幸	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	行正晴實	公認会計士	
臨時委員	吉田圭介	川崎汽船株式会社 専務執行役員	
臨時委員	李家賢一	東京大学大学院工学系研究科 教授	
土木研究所 分科会	委員	石田東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
	委員	長沢美智子	弁護士
	委員	三上隆	北海道大学大学院工学研究院 教授
	委員	山田正	中央大学理工学部 教授
	臨時委員	井上和也	京都大学 名誉教授
	臨時委員	加賀屋誠一	北海道大学大学院工学研究院 教授
	臨時委員	鳧信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	長澤徹明	北海道大学大学院農学研究院 教授
臨時委員	藤野陽三	東京大学大学院工学系研究科 教授	
臨時委員	山岸彩子	公認会計士	
建築研究所 分科会	委員	西川孝夫	首都大学東京 名誉教授
	委員	小林重敬	東京都市大学都市生活学部 教授
	委員	長沢美智子	弁護士
	臨時委員	安藤正雄	千葉大学大学院工学研究科 教授
	臨時委員	鳧信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	菅原進一	東京理科大学総合研究機構 教授
臨時委員	山岸彩子	公認会計士	
交通関係研 究所分科会	委員	角洋一	横浜国立大学大学院工学研究院 教授
	委員	來生新	放送大学社会と産業コース 教授
	委員	友永道子	公認会計士

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
	臨時委員	浅野 正一郎	国立情報学研究所 教授
	臨時委員	河野 通方	独立行政法人大学評価・学位授与機構 教授
	臨時委員	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授
	臨時委員	宮本 昌幸	明星大学理工学部 教授
	臨時委員	大和 裕幸	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
港湾空港技術研究所分科会	委員	黒田 勝彦	神戸大学 名誉教授
	委員	上村 多恵子	社団法人京都経済同友会 常任幹事
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース 教授
	臨時委員	磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
	臨時委員	今村 文彦	東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター長
教育機関分科会	臨時委員	行正 晴實	公認会計士
	委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部 教授
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部 教授
	委員	酒井 正子	帝京大学経済学部 教授
	臨時委員	上窪 良和	第二中央船舶株式会社 代表取締役社長
	臨時委員	桑島 進	東京海洋大学 名誉教授
	臨時委員	小島 茂	社団法人日本船長協会 副会長
	臨時委員	高田 正彦	元エア・ニッポン株式会社 常勤監査役
	臨時委員	羽原 敬二	関西大学政策創造学部 教授
	臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部 教授
自動車検査分科会	臨時委員	吉田 圭介	川崎汽船株式会社 専務執行役員
	臨時委員	李家 賢一	東京大学大学院工学系研究科 教授
	委員	大聖 泰弘	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 教授
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部 教授
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース 教授
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	臨時委員	川端 由美	自動車ジャーナリスト
	臨時委員	島田 一彦	弁護士
	臨時委員	古川 修	芝浦工業大学システム理工学部 教授
	委員	家田 仁	東京大学大学院工学系研究科 教授
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部 教授
	委員	角 洋一	横浜国立大学大学院工学研究院 教授
	委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部 教授
国際観光振興機構分科会	委員	笠 京子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授
	臨時委員	常野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン 代表取締役
	臨時委員	篠原文也	政治解説者、ジャーナリスト
	臨時委員	西村 幸夫	東京大学 副学長
	委員	濱田 政則	早稲田大学理工学術院社会環境工学科
水資源機構分科会	委員	中村 里佳	公認会計士
	臨時委員	青山 繁弘	サントリーホールディングス株式会社 取締役副社長
	臨時委員	石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科 教授
	臨時委員	井上 和也	京都大学 名誉教授
	臨時委員	森野 美徳	都市ジャーナリスト
自動車事故対策機構分科会	委員	堀田 一吉	慶應義塾大学商学部 教授
	委員	友永 道子	公認会計士
	委員	福井 康子	都市経済研究所 取締役
	臨時委員	坂井 昇	岐阜大学医学部 名誉教授
	臨時委員	島田 一彦	弁護士
	臨時委員	中田 信哉	神奈川大学経済学部 教授
空港周辺整備機構分科会	臨時委員	堀野 定雄	神奈川大学工学部 准教授
	委員	盛岡 通	関西大学環境都市工学部 教授
	委員	石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
	臨時委員	大内 学	日本航空機操縦士協会 会長
	臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部 教授
海上災害防止センター分科会	臨時委員	安河内 恵子	九州工業大学大学院情報工学研究院 准教授
	臨時委員	山岸 彩子	公認会計士
	委員	藤野 正隆	東京大学 名誉教授
	委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部 教授
	委員	笠 京子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授
	臨時委員	小塚 莊一郎	学習院大学法学部 教授
	臨時委員	平塚 惣一	株式会社商船三井 専務執行役員
都市再生機構分科会	臨時委員	平林 茂	石油海事協会 専務理事
	臨時委員	行正 晴實	公認会計士
	委員	小林 重敬	東京都市大学都市生活学部 教授
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース 教授
	委員	長沢 美智子	弁護士
	臨時委員	浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター長

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
奄美群島振興開発基金分科会	臨時委員	黒田 克司	公認会計士・日本公認会計士協会副会長	
	臨時委員	児玉 桂子	日本社会事業大学大学院 特任教授	
	臨時委員	鳥 信彦	ジャーナリスト	
	臨時委員	野城 智也	東京大学生産技術研究所長	
	委員	來生 新	放送大学社会と産業コース 教授	
	臨時委員	重信 千代乃	株式会社重信設計 専務取締役	
	臨時委員	高田 博行	公認会計士	
	臨時委員	永田 邦和	鹿児島大学法文学部経済情報学科 准教授	
	日本高速道路保有・債務返済機構分科会	委員	梶川 融	太陽ASG監査法人 総括代表社員
		委員	石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
		委員	上村 多恵子	社団法人京都経済同友会 常任幹事
		委員	角 紀代恵	立教大学法学部長
臨時委員		井出 多加子	成蹊大学経済学部 教授	
臨時委員		太田 和博	専修大学商学部 教授	
臨時委員		野本 修	弁護士	
臨時委員		水尾 衣里	名城大学人間学部 教授	
住宅金融支援機構分科会	委員	村本 夜	成城大学 社会イノベーション研究科長	
	委員	角 紀代恵	立教大学法学部長	
	委員	中村 里佳	公認会計士	
	臨時委員	浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター長	
	臨時委員	大垣 尚司	立命館大学大学院 教授	
	臨時委員	大森 文彦	弁護士	
	臨時委員	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部 教授	
	臨時委員	深田 晶恵	株式会社生活設計塾クルー 取締役	
環境省	本委員会	◎ 委員	松尾 友矩	東洋大学常勤理事
		委員	高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所教授
		○ 委員	佐野 角夫	ソニエ(株)社友
		委員	有田 芳子	主婦連合会環境部長
		委員	桑野 園子	大阪大学名誉教授
		委員	西間 三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長
		委員	沖 陽子	岡山大学大学院環境学研究科教授
		臨時委員	佐和 隆光	滋賀大学長
		臨時委員	高木 勇三	公認会計士
		臨時委員	三橋 規宏	千葉商科大学大学院客員教授
		臨時委員	小池 勲夫	琉球大学監事
		臨時委員	磯 部 力	國學院大学法科大学院教授
	臨時委員	能谷 洋一	東京農業大学地域環境科学部教授	
	臨時委員	秋原 なつ子	立教大学社会学部教授	
	国立環境研究所部会	委員	松尾 友矩	東洋大学常勤理事
		◎ 委員	高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所教授
		委員	西間 三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長
		委員	沖 陽子	岡山大学大学院環境学研究科教授
		○ 臨時委員	佐和 隆光	滋賀大学長
		臨時委員	高木 勇三	公認会計士
		臨時委員	三橋 規宏	千葉商科大学大学院客員教授
		臨時委員	小池 勲夫	琉球大学監事
	環境再生保全機構部会	◎ 委員	松尾 友矩	東洋大学常勤理事
		委員	佐野 角夫	ソニエ(株)社友
委員		桑野 園子	大阪大学名誉教授	
委員		有田 芳子	主婦連合会環境部長	
委員		西間 三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長	
○ 臨時委員		高木 勇三	公認会計士	
臨時委員		磯 部 力	國學院大学法科大学院教授	
臨時委員		秋原 なつ子	立教大学社会学部教授	
防衛省独立行政法人評価委員会	◎ 委員	新井 誠	中央大学法学部教授・筑波大学大学院ビジネス科学研究科客員教授	
	○ 委員	中村 義人	東洋大学経営学部教授	
	委員	内藤 恵	慶應義塾大学法学部教授	
	委員	山谷 清志	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	
	委員	山田 澤明	株式会社野村総合研究所常勤監査役	
	委員	山本 和彦	一橋大学教授	
日本司法支援センター評価委員会	◎ 委員	吉川 精一	弁護士	
	○ 委員	井野 勢津子	SAPジャパン株式会社代表取締役最高財務責任者	
	委員	遠藤 忠宏	公認会計士	
	委員	小林 純子	弁護士	
	委員	坂本 かよみ	消費生活専門相談員	
	委員	嶋津 昭	財団法人地域総合整備財団理事長	
	委員	高部 清彦	弁護士	
	委員	知久 公子	司法書士	
	委員	山崎 学	東京高等裁判所判事	
	委員	村松 岐夫	京都大学名誉教授	
国立大学法人評価委員会	◎ 委員	宮原 秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長	
	○ 委員	伊井 春樹	財団法人阪急文化財団逸翁美術館長	
	委員	飯野 正子	津田塾大学長	
	委員	稲 永 忍	株式会社トール常勤特別顧問	
	委員			

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
	委員	大滝 義博	株式会社バイオフロンティアパートナーズ代表取締役
	委員	大勝方 信一	教育ジャーナリスト
	委員	唐木 幸子	オリンパス株式会社研究開発センター診断技術開発部長
	委員	桐野 高明	独立行政法人国立国際医療研究センター理事長
	委員	草間 朋子	大分県立看護科学大学長
	委員	齋藤 八重子	元東京都立九段高等学校長
	委員	崎元 達郎	放送大学熊本学習センター所長
	委員	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士
	委員	塩見 美喜子	慶應義塾大学医学部准教授
	委員	田籠 喜三	TAGS-Talent growth support- 代表
	委員	柘植 綾夫	芝浦工業大学長
	委員	寺島 実郎	財団法人日本総合研究所会長、多摩大学長
	委員	永田 淑子	学校法人藤学園理事長
	委員	南雲 光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	委員	宮内 忍	宮内公認会計士事務所公認会計士
	臨時委員	伊丹 敬之	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長
	臨時委員	笠井 治	弁護士、首都大学東京法科大学院教授
	臨時委員	金原 義治	前茨城大学監事
	臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
	臨時委員	納富 雅也	NTT物性科学基礎研究所主幹研究員
臨時委員	早川 信夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説主幹	
臨時委員	本郷 真紹	学校法人立命館副総長、立命館大学文学部教授	
臨時委員	森山 幹弘	南山大学外国語学部教授・学生部長	
国立大学法人分科会	◎委員	宮原 秀夫	独立行政法人情報通信研究機構構理事長
	○委員	宮内 忍	宮内公認会計士事務所公認会計士
	○委員	稲永 忍	株式会社イーエル常勤特別顧問
	委員	大滝 義博	株式会社バイオフロンティアパートナーズ代表取締役
	委員	大勝方 信一	教育ジャーナリスト
	委員	桐野 高明	独立行政法人国立国際医療研究センター理事長
	委員	齋藤 八重子	元東京都立九段高等学校長
	委員	崎元 達郎	放送大学熊本学習センター所長
	委員	塩見 美喜子	慶應義塾大学医学部准教授
	委員	田籠 喜三	TAGS-Talent growth support- 代表
	委員	寺島 実郎	財団法人日本総合研究所会長、多摩大学長
	委員	永田 淑子	学校法人藤学園理事長
	委員	南雲 光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	臨時委員	伊丹 敬之	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長
	臨時委員	笠井 治	弁護士、首都大学東京法科大学院教授
	臨時委員	金原 義治	前茨城大学監事
	臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
	臨時委員	納富 雅也	NTT物性科学基礎研究所主幹研究員
	臨時委員	早川 信夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説主幹
	臨時委員	本郷 真紹	学校法人立命館副総長、立命館大学文学部教授
臨時委員	森山 幹弘	南山大学外国語学部教授・学生部長	
国立大学法人分科会 業務及び財務等 審議専門部会	◎委員	崎元 達郎	放送大学熊本学習センター所長
	○委員	宮内 忍	宮内公認会計士事務所公認会計士
	委員	稲永 忍	株式会社イーエル常勤特別顧問
	臨時委員	金原 義治	前茨城大学監事
	臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
大学共同利用 機関法人分科会	◎委員	伊井 春樹	財団法人阪急文化財団逸翁美術館長
	○委員	柘植 綾夫	芝浦工業大学長
	委員	飯野 正子	津田塾大学長
	委員	唐木 幸子	オリンパス株式会社研究開発センター診断技術開発部長
	委員	草間 朋子	大分県立看護科学大学長
	委員	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士
	専門委員	岡部 洋一	放送大学理事(副学長)
	専門委員	中村 雅美	江戸川大学情報文化学科教授
	専門委員	横山 広美志	東京大学大学院理学系研究科准教授
大学共同利用機 関法人分科会 業務及び財務等 審議専門部会	◎委員	草間 朋子	大分県立看護科学大学長
	○委員	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士
	専門委員	中村 雅美	江戸川大学情報文化学科教授

資料 23 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

平成 15 年 8 月 1 日
閣 議 決 定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1. 審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 32 条第 3 項に規定する政令で定める審議会(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。)は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針(以下「勧告方針」という。)を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」(以下「基準」という。)1(独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点)に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準 1 に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2. 概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1. の勧告方針に即して審議会が勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準 2(事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び 3(組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

3. 概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2. において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第 59 条により読み替えられる国家公務員法第 78 条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4. 中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1. から 3. までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第 35 条第 3 項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

- ① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等
 - i) 政策目的の達成状況
 - ii) 社会経済情勢の変化の状況
 - iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
 - iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況

② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

- i) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
- ii) 現行の実施主体の財務状況
- iii) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
- iv) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

- i) 効率化、質の向上等の達成状況
- ii) 効率化、質の向上等に係る指標の動向
- iii) 勘定区分の機能状況
- iv) 受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・ 事務及び事業の廃止
- ・ 民間又は地方公共団体への移管
- ・ 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- ・ 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- ・ 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- ・ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- ・ 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- ・ 事務及び事業の運営の合理化・適正化

- ・市場テスト(事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。)その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

- (1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。
法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。
法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

資料 24 独立行政法人の抜本的な見直しについて 平成 21 年 12 月 25 日 閣 議 決 定
--

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

(1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。

(2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。

(3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

(4) 今後、下記2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した事業仕分け(以下「事業仕分け」という。)を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共の見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争

が確保されているか。

- ⑨ 保有資産(実物資産、金融資産)等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

(1)「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」に定められた事項(既に措置している事項を除く。以下同じ。)については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

(2)「国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)」については、純減目標数から平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数(森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数(2,041人)及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数(174人))を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

(3)中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成15年8月1日閣議決定)」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

においては必要であったとしても現時点では独立行政法人が行う必要性や合理性が薄れたと考えられるような事務・事業を担う法人については、当該事務・事業の廃止や担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を躊躇することなく行うこととする。

また、業務実績評価に関し、各府省の独立行政法人評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘が国会での議論やマスコミ報道等でなされていることも事実である。各府省の独立行政法人評価委員会においては、この現状を虚心坦懐に受け止め、従来の評価の客観性・厳格性について検証した上で、評価の質の更なる向上のため研さんを積むことが求められている。当委員会としては、このような認識に立ち、各府省の独立行政法人評価委員会による研さんの努力に協力する観点から、評価のあるべき方向について、引き続き国民の目線で厳しい指摘を行うべく、検討を行うこととする。

以上のような中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価の具体的な取組について、当委員会としては、下記の方針に基づきこれを行うこととする。

記

1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針
中期目標期間終了時の見直しの対象となる法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性においては、上記の問題意識及び基本的な方針に沿った厳しい指摘を行うこととし、行政減量・効率化有識者会議との一層緊密な連携を図りつつ、「独立行政法人見直しの3原則」を含む別添1「経済財政改革の基本方針 2007」(平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。)や関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針を踏まえるとともに、規制改革会議や官民競争入札等監視委員会など独立行政法人の業務の見直しに関連する諸機関における議論の動向を踏まえて検討を行うこととする。

また、検討の具体的な視点については、特殊法人等から移行して設立された法人の見直しを初めて行うに当たって独立行政法人の組織・業務全般の見直しの視点を網羅的に取りまとめた別添2「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「18年度見直し方針」という。)を基本としつつ、必要な読み替えを行った上で適用することとする。

2 業務実績評価に関する当面の取組方針 略

※別添1・2 略

資料 25 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針

平成 19 年 7 月 11 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人制度においては、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手となる独立行政法人について、その自主性を確保し、効率的かつ効果的な業務運営の実現を図るとともに、業務実績に関する厳格な事後評価と組織・業務全般に関する定期的な見直しを行う仕組みが確立されている。しかしながら、昨今、一部の独立行政法人の業務に関連する不祥事案が相次いで明るみになっており、遺憾ながら、個別の独立行政法人に対する国民の信頼が失われるだけでなく、制度全体が不信の目で見られ、その根幹が揺らぎかねない事態になりつつある。

こうした状況を踏まえると、中期目標期間終了時における組織・業務全般に関する見直しを行うに当たっては、制度に対する国民の信頼回復につながるような厳しい取組が不可欠であり、当委員会としても、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととする。特に、信頼が著しく損なわれた法人や、過去

資料26 平成19年度業務実績評価の取組について

平成20年7月14日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

1 考えの方

- 年度業務実績評価の取組については、17年度業務実績評価までは毎年度方針等を策定・公表してきたところであるが、18年度業務実績評価からは中長期的にも対応できるよう、昨年7月に「業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を委員会決定したところである。平成19年度業務実績評価についても基本的には当面の取組方針に基づき評価を行う。
 - 昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)が閣議決定されるなど政府における新たな取組がはじまっていることから評価に際してはこうした取組にも的確に対応する必要がある。
 - 当面の取組方針では、評価に際し政府の種々の改革方針を踏まえることとしており、方針自体の改訂の必要はないと考えられる。しかしながら、以下のとおり19年度業務実績評価において特に配意すべき事項がある。
 - i 府省評価委員会の評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。法人及び府省評価委員会は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか(注1)。
 - ii 府省評価委員会が評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証はなされているか。
 - iii 府省評価委員会及び法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか(注2)。
 - iv 府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。
 - v 府省評価委員会の評価に際し、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針(随意契約の見直し(注3)、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)を踏まえて、必要な検討が行われているか。
- (注) 1 「十分に説明責任を果たしているかどうか」の検証には、「府省評価委員会の評価結果が、事務・事業の重要度や社会的な関心の度合いを踏まえて適切な説明をしているか。」「必要な情報・データを集め、根拠を示した上で評価をしているか。」といったチェックを含み、その際、府省評価委員会の評価プロセスの把握にも努める。
- 2 整理合理化計画における評価委員会関係の記載は別紙1参照。
 - 3 随意契約の評価については、別紙2参照。

2 当面の作業において着目する事項

- 年度業務実績評価において着目すべき事項については、8月末に提出される評価結果等の分析等を行うことにより具体的な検討を行うことになるが、当面の作業においては以下の事項に着目する。
 - i 欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務
 - ii 既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項
 - iii 府省評価委員会の既往の評定・評価結果
 - iv 独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営
 - v 類似の業務を行っている法人等がある業務
 - vi 整理合理化計画等で決定された取組(随意契約の

見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)

※ 別紙1・2(略)

資料27 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項

平成20年9月5日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
随意契約等評価臨時検討チーム

入札・契約の適正化に係る政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の評価における関心事項は以下のとおりである。

同関心事項のうち、「Ⅱ 個々の契約に係る評価」については、各府省評価委員会において追加的評価を行う場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第3項に基づく各府省評価委員会から当委員会に対する通知については、別途、追加・補足の通知を可とする。

また、「Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価」については、通常の年度評価の枠組みの中で評価することが適当と考えるが、各府省評価委員会において、「Ⅱ」に係る評価に伴い追加的評価(体制の機能性の追加的評価等)が必要となる場合、更には、本関心事項に基づき入札・契約に係る事項全体について改めて評価を行う場合においても、上記と同様、別途の通知を可とする。

当委員会では、これらの評価結果(通知)を踏まえ評価することとする。

Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価

- 1 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、整備内容の適切性について評価を行っているか。
- 2 契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについて評価を行っているか。
 - 内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性について評価を行っているか。また、整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて評価を行っているか。
- 3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握した上で、これらの実施状況等について評価を行っているか。
 - また、計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析しているか。

Ⅱ 個々の契約に係る評価

- 監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス(チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等)や入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との間で随意契約を締結しているもの、落札率が高いもの、応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか。

資料 28 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点

平成 21 年 3 月 30 日
改正 平成 22 年 5 月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当委員会」という。)は、各府省の独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。)が行う独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する評価の結果について、当面、以下の視点から二次評価を実施し、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 32 条第 5 項(第 34 条第 3 項で準用される場合を含む。)に基づく意見を述べることをとする。

第 1 基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後の運用実績を踏まえると、少なくとも次の 3 点については、評価において共通に求められる基本的な視点といえることができる。

- 1 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。
- 2 評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。
- 3 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述 3 つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別的な視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

第 2 各法人に共通する個別的な視点

1 政府方針等

- 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。
- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。
- 当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。
- 法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。

2 財務状況

(1) 当期総利益(又は当期総損失)

- 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。

(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)

- 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及

び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。

- 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。

(3) 運営費交付金債務

- 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。
- 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。

3 保有資産の管理・運用等

(1) 保有資産全般の見直し

ア 実物資産

- 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。
見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。
- 政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

イ 金融資産

- 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか。
- 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

ウ 知的財産等

- 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。
- 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

(2) 資産の運用・管理

ア 実物資産

- 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性についての評価が行われているか。
- 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組についての評価が行われているか。

イ 金融資産

a) 資金の運用

- 資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。(ii については事前に明らかにされているか。)
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」と

いう。)

- 資金の運用体制の整備状況についての評価が行われているか。
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。
- b) 債権の管理等
- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。
- ウ 知的財産等
- 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。
- 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。

4 人件費管理

(1) 給与水準

- 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。
 - ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
 - ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
- 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

(2) 総人件費

- 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(3) その他

- 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

5 契約

(1) 契約に係る規程類、体制

- 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。
- 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

(2) 随意契約見直し計画

- 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組状況について、必要な評価が行われているか。

(3) 個々の契約

- 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

6 内部統制

- 内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組につ

いての評価が行われているか。

(注) 内部統制に係る取組については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に取りまとめた報告書を参考とする。

7 関連法人

- 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。
当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。
- 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。
(注) 関連法人: 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人(「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会)第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照)

8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価

- 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。

9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価

- 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。

【本視点の適用時期等】

- 本視点は、平成20年度の業務の実績に係る評価から適用する。
- 本視点の委員会決定に伴い、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)の記の2(業務実績評価に関する当面の取組方針)は廃止する。

【改正後の本視点の適用時期】

- 平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会決定による改正後の本視点は、平成21年度の業務の実績に係る評価から適用する。

資料 29-1 平成 21 年度業務実績評価の具体的な取組について

平成 22 年 5 月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 21 年度における独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。)に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第 1 基本的な視点」関係

1-1-1 次の点について特に留意する。

- 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係(又は政策の中での位置付け)についての分析
- 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証
- 評価の基準の客観性・明確性
- 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ

1-1-2 次のアプローチを注視する。

- 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

「第2 各法人に共通する個別的な視点」関係

「1 政府方針等」について

2-1-1 次の点について特に留意する。

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成20年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 平成20年度業務実績評価における指摘事項への対応(他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。)

2-1-2 次のアプローチに特に留意する。

- これまでに実施された事業仕分けの評価結果を踏まえた業務の見直し等に踏み込むアプローチ
- 「独立行政法人が行う事業の横断の見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)で示された横断の見直しの方針に沿った資産・事業・組織に関する見直し等に踏み込むアプローチ

「2 財務状況」について

2-2 法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないかとの観点から、その規模の適切性についての評価に特に留意する。

「3 保有資産の管理・運用等」について

2-3-1 保有する資産全般の見直し状況について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月25日閣議決定)等を踏まえ、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。その際、積立金の規模にも注目する。また、財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証した上で、保有資産の要否及び種類を決定しているか考慮する。

(実物資産)

- 建物、構築物、土地等について、
 - i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、
 - ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性
 - iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等
 - iv) 資産の利用度等
 - v) 経済合理性

といった観点に沿った保有の必要性についての検証(民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて検証)

- 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、

- i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、
- ii) 効果的な処分

といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組

(金融資産)

- 個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組

- 事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮し上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組

- 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該

貸付の必要性の検討

(知的財産等)

- 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組

2-3-2 資産の運用・管理について、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。

(実物資産)

- 建物、構築物、土地等について、
 - i) 活用状況等の把握
 - ii) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証
 - iii) 維持管理経費、施設利用収入等の把握
 - iv) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び自己収入の向上に係る取組

※ 民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて評価

(金融資産)

- 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立

- 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組

(知的財産等)

- 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組

- i) 出願に関する方針の策定
- ii) 出願の是非を審査する体制の整備
- iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動
- iv) 知的財産の活用目標の設定
- v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等

「4 人件費管理」について

2-4 諸手当及び法定外福利費について、平成20年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応についての評価に特に留意する。その際、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容にも留意する。

「5 契約」について

2-5 契約について、平成20年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応のほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況についての評価に特に留意する。

「6 内部統制」について

2-6-1 法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する。

- 法人の長がマネジメントを発揮できる環境は整備されているか。

- 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。

- 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。

- 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。

2-6-2 法人の長のマネジメントに係る以下の推奨的な取組についての評価について、注視する。

- マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。

- アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクシ

ンプランや予算等に反映させているか。

2-6-3 監事の以下の活動についての評価に特に留意する。

- 監事監査において、前述(2-6-1)の法人の長のマネジメントについて留意したか。
- 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。

「7 関連法人」について

2-7-1 次の点に特に留意する。

- 委託先における財務内容を踏まえた上で、業務委託の必要性、契約金額の妥当性等についての評価
- 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価

「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について

2-8-1 次の点に特に留意する。

- 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価

2-8-2 次のアプローチを注視する。

- 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ

「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

2-9 次のアプローチを注視する。

- 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ
- 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ

のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての評価に、特に留意する。また、その評価に当たっては、各法人は、二次評価意見への対応・取組を業務実績報告書等で明らかにし、府省評価委員会を基に評価を行い、府省評価委員会としての見解を明らかにしているかに留意する。

- 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。
- 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。

2-2 内部統制の充実・強化に向けた、府省評価委員会及び法人における積極的な取組について注視する。

3 その他

以上のほか、次の取組についての評価に、特に留意する。

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 22 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 上記「保有資産の管理・運用等」及び「内部統制」以外の平成 21 年度業務実績評価における指摘事項への対応状況

資料 29-2 平成 22 年度業務実績評価の具体的な取組について

平成 23 年 4 月 26 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 22 年度における独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。)に沿って行うこととするが、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、具体的な取組に当たっては、二次評価を効果的・効率的に行うものとし、特に留意すべき事項等については、以下によるものとする。

1 保有資産の管理・運用等

平成 21 年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての適切性についての評価に、特に留意する。

- 二次評価意見の中で明らかにした利用率が低調な施設等について、勧告の方向性(平成 22 年 11 月 26 日関係府省あて通知)又は「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組
- 実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況が必ずしも明らかでない法人について、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合の取組状況や進捗状況等を踏まえた法人における特許権等に関する見直し

2 内部統制

2-1 平成 21 年度業務実績評価における指摘事項

資料 30 独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針

平成 22 年 12 月 7 日
閣議決定

I 独立行政法人の抜本の見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適切かの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階と

して、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本の見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

II 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 研究開発関係

- 国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。
- 複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。
- 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大きくくり化を図る。
- 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。
- 研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

2. 金融関係

- 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。
- 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。
- 債権管理・資金回収を強化する。
- 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

3. 研修・試験関係

- 独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。
- 自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。
- 実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

4. 施設管理・運営関係

- 稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。
- 民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

5. 検査・分析関係

- 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

6. 病院関係

- 診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。
- 管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

7. その他

① 情報収集・提供

○ 民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

② 交流・招へい

○ 民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

③ 助成・振興

○ 事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。

○ 中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

Ⅲ 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 不要資産の国庫返納

○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。

○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。

○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

2. 事務所等の見直し

○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。

○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。

○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。

○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」

(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行

することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

④ 調達の見直し

○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。

イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。

ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の

抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
- ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
- イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
- ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。
- ② 管理運営の適正化
- 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。
- 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。
- また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。
- 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

5. 自己収入の拡大

- 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。
- また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。
- 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

6. 事業の審査、評価

- 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。
- また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府		国立公文書館	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用等	借上施設に係る経費縮減	23年度から実施	アジア歴史資料センターの移転により経費を縮減する。
【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
02 組織体制の整備	組織体制の効率化	23年度から実施	公文書等の管理に関する法律の施行に際し、業務フローや事務処理手順を見直し、民間委託等を進めることにより、一層の効率化を図る。
【その他】			
03 国立公文書館の組織の在り方については、公文書等の管理に関する法律に係る附帯決議等で指摘されている立法府・司法府との関係性も考慮しながら検討を進める。			

内閣府		北方領土問題対策協会	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し 広報啓発の重点化による効率化	23年度から実施 23年度中に実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。 既存の広報啓発の方法を見直し重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。
02 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。

内閣府		沖縄科学技術研究基盤整備機構	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 先行的研究事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率的実施を図る。
02 大学院大学設置準備活動	運営委員会の経費縮減	22年度中に実施	運営委員会は沖縄で開催するとともに、その開催経費を縮減する。
03 施設の整備	施設整備費の縮減	22年度から実施	第3研究棟を含め施設整備計画を見直すとともに、民間資金の活用にも努めること等により、施設整備費を縮減する。
【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
04 職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る法人負担分の見直し	23年度から実施	借上職員宿舎の使用料については、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。
05 人件費の見直し	給与水準の適正化	22年度から実施	給与水準を引き下げる現行の5か年計画を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
06 組織体制の整備	法人管理・運営の抜本的な見直し	22年度中に実施	実効的な権限を有する専任の事務局長を選任するとともに、予算執行管理の適正化を担保するための内部組織を置き、事前・事後の確認を強化する。あわせて、監督官庁（内閣府）に報告・連絡するための仕組みを構築し、適正な管理・運営を担保する。
07 組織体制の整備	学校法人移行後における適切な管理・運営のための仕組みの検討	22年度から実施	平成23年度中に私立学校法に基づく学校法人への移行を目指しているところ、移行後における関係法令に基づいた適正な管理・運営を担保するための具体的な仕組みとして、例えば以下の事項について、学園に対する経費補助の前提となる事業計画への記載を求め、内閣府においてその取組状況を確認すること等を早急に検討する。 ・適正な管理・運営のために学園が採るべき措置 ・定期的な連絡会議の開催等、内閣府との連携の確保に関する措置

消費者庁		国民生活センター	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 広報事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、 ・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う ・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行うとの基本的な考えの下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。 相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。 商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。 そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。
02 情報・分析事業			
03 相談事業			
04 商品テスト事業			
05 研修事業			
06 裁判外紛争解決手続(ADR)事業	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。
07 企画調整事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。
【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
08 不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。
09 事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。
10 取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。
11 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。
12 組織の見直し	法人の在り方見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。

総務省	情報通信研究機構
-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	新世代ネットワーク技術の研究開発	事業規模の縮減	23年度から実施	「新世代ネットワーク技術領域」については、「フォトリックネットワーク技術に関する研究開発」に係る委託研究の縮減、「次世代ネットワーク（NGN）」関連委託研究の廃止等を図り、「新世代ネットワーク」研究への重点化を行う。
02	ユニバーサル・コミュニケーション技術の研究開発			「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、「電気通信サービスにおける情報通信性検証技術」の廃止等を行い、自動音声翻訳技術等の研究への重点化を行う。
03	ICT安心・安全技術の研究開発			「安心・安全のための情報通信技術領域」については、情報セキュリティに係る委託研究の一部廃止等により研究の重点化を行う。 以上により、研究の重点化等を図るとともに、重複排除の徹底、研究成果の在り方の見直し等を行い、事業規模を縮減する。 また、外部委託経費について、平成23年度概算要求の算定において対前年度予算比約24%の縮減が図られている新世代ネットワーク技術領域と同様に他の技術領域についても見直しを行い、外部委託経費全体として5分の1を超える予算縮減を図るとともに、委託研究課題の評価・見直しを随時行うなど効率的な研究開発を推進する。
04	高度通信・放送研究開発に対する助成	一部メニューの廃止 国の判断・責任の下で実施	23年度中に実施	当該事業のうち、平成21年11月の事業仕分け結果を受け廃止された「通信・放送新規事業に対する助成」と類似の事業である「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」を廃止する。 国で実施している「戦略的情報通信研究開発推進制度」と事業を統合し、又はそれぞれの位置付けの明確化を図り効率的に実施し、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
05	海外からの研究者の招へい等	類似事業との一体化による効率化	23年度中に実施	本法人において実施している「国際研究協力ジャバントラスト事業」と運用面での一体的な実施を図り、効率化する。
06	情報バリアフリーの促進（字幕番組・解説番組等の制作促進）	助成率の見直しによる予算規模の縮減、事業の在り方の見直し	23年度以降実施	字幕番組については、その普及状況にかんがみ、助成率を縮減し、将来的に放送事業者自身の努力にゆだねるなど事業の在り方について検討し、国の直接実施も含めて事業を見直す。
07	情報バリアフリーの促進（身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進）	交付先事業者の事業計画等の監督強化、事業の在り方の見直し	22年度から実施	交付先事業者における配分予算と執行額に差が生じている状況にかんがみ、交付先事業者の事業計画等の監督を強化し、予算の適切な執行を図る。 また、本法人の専門性がいかにされる事業かどうか検証し、国の直接実施も含め事業の在り方を見直す。
08	民間基盤技術研究促進業務	新規採択の廃止	22年度中に実施	新規案件の採択は行わないこととし、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。 委託対象事業の事業化計画等に関する進捗状況や売上状況等の把握、把握したデータ等に基づく売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施する。
		不要資産の国庫納付	23年度中に実施	
09	情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流	既往案件の監督強化	22年度から実施	「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」の廃止及び既往出資案件の縮小と併せて縮減するとともに、本法人の事業としての廃止を含めて事業の在り方を見直す。
		事業規模の縮減及び事業の在り方の見直し	22年度から実施	
10	情報通信ベンチャーへの出資	新規出資の廃止	23年度中に実施	新規出資は行わないこととし、既出資案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。
		不要資産の国庫納付	23年度中に実施	
11	地域通信・放送開発事業に対する支援	事業化計画等に関する進捗状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づく配当の促進により、資金回収の徹底を図る。	22年度から実施	民間出資・出えんによる信用基金の運用益による利子補給事業及び債務保証事業であり、どのような主体が実施するのが適当か検討し、本法人の事業としての廃止について、平成22年度末までに結論を得る。
		既出資案件の監督強化	22年度から実施	
12	通信・放送新規事業に対する債務保証	当該事業の実施主体の検討	22年度中に実施	
13	情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証			
14	無線設備の機器の試験に係る事業	民間実施	23年度中に実施	総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応札した場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、本法人においては、次年度以降の入札への参加を取りやめる。
15	無線設備の機器の較正に係る事業	民間実施	23年度中に実施	引き続き民間参入を促進し、本法人の事業のうち指定較正機関の較正用機器の較正を除き、民間実施を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
16	不要資産の国庫返納	衛星放送受信対策基金	22年度中に実施	本法人における、衛星放送受信対策基金による衛星放送受信設備設置助成の終了に伴い、衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫納付する。
		基盤技術研究促進助成の政府出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約66億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。
		出資助成の承継時出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約18億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。
		通信・放送承継助成の承継時出資金	23年度以降実施	平成24年度末までの業務の完了に努め、保有国債などの資産（平成21年度末約181億円）のうち、不要な資産を業務の終了予定年度より前倒して国庫納付する。
		高度電気通信施設整備促進基金	22年度中に実施	平成22年度から平成30年度の既往分の必要額を除き、基金（約41.6億円）を国庫納付する。
20	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度以降実施	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了する時に廃止する。
23	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
24	業務運営の効率化等	特許保有コストの低減、実施許諾収入の増加	22年度から実施	特許について、収入に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る。

【その他】

25	資金配分機能については、研究開発機能との一体的な実施により効率化が図られる場合に限ることとし、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究のように、一体的な実施によって効率化が図られない資金配分機能については、本法人の事業としては廃止し、国の判断・責任の下で実施する事業として、平成23年度中に整理・検討する。
----	--

総務省	統計センター
-----	--------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 製表事業	経常統計調査等に係る経費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の経常統計調査等に掛かる経費について、平成22年度と比較して20%縮減する。
	一般管理費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の一般管理費について、平成22年度と比較して20%縮減する。
	研究の重点化	22年度から実施	コンピュータ利用による統計業務の効率化のための研究（符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補充方法の研究）に重点化し、オートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発については、早期に実用化を図る。
02 政府統計共同利用システム運営事業	効率的・効果的な運用	22年度から実施	統計利用に係るワンストップサービスの実現、統計調査のオンライン化の推進等、システムの効率的・効果的な運用に努める。
【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
03 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
04 業務運営の効率化等	自己収入の拡大	22年度から実施	オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用拡大等に取り組み、自己収入の計画的な拡大に努める。

総務省	平和祈念事業特別基金
-----	------------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 戦後強制抑留者への特別給付金の支給	-	-	-
【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 組織体制の整備	業務実施体制の見直し	22年度から実施	戦後強制抑留者への特別給付金業務の実施体制について見直し、効率的な体制で業務を実施する。

総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
-----	-----------------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 郵便貯金管理業務	-	-	-
02 簡易生命保険管理業務	-	-	-
【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
03 組織体制の整備	業務実施体制の効率化	22年度から実施	業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。

外務省	国際協力機構
-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・個別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。
	研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目（交通費、通信費等）で支給している生活費（1,580円/日）については、廃止を含めた見直しを行う。
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
04 有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。
05 無償資金協力			
06 国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・資格、専門的知識・能力又は実務経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。
	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な縮減	23年度から実施	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。 ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直し。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。
	国内積立金の抜本的な見直し	23年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。
07 国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。
08 海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。
	先進地農業研修等の営農普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。
	日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。
09 災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。
10 人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。
	ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機械職員の業務を代替する研修を廃止する。
11 調査・研究 (調査)	一般競争入札の実施		協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用推進	23年度から実施	研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。
	援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映		援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。
12 附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の削減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
13 不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舍	22年度以降実施	区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充当する。
	勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。
	広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。
	財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。
	施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。
18 事務所等の見直し	ODA卒業国となる国の海外事務所等の廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。
	海外事務所の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
	麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。
21 国際センター			国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。
		23年度以降実施	
22 取引関係の見直し	契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一者応礼（応募）が否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。
	関連法人等の利益剰余金のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応礼や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。
		23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。
		23年度から実施	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費削減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。
		24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。
27	一般競争入札への移行	23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）
28 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	ラスバイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げたため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。
29	在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。
30 組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。
31 業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化、効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り削減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費削減を図る。
	訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。

外務省 国際交流基金

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。
	海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。
	研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。
	日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所の増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。
02 日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。
03 文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。
04 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般広報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。
	国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。
05 在外事業その他	情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。
	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
06	運用資金（基金）	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。
07	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	不要資産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（8億円）を国庫納付する。
08	区分所有の宿舎	23年度中に実施	職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共有化等を行う。
10		22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共有化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11	人件費の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証等を踏まえ、在動手当の見直しを行う。
12	業務運営の効率化等	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。

財務省 酒類総合研究所

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 分析・鑑定	税務行政に直結する業務として重点化	23年度から実施	税務行政に直結する業務として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02 品質評価	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。
03 講習	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。
04 研究・調査	研究内容の重点化	23年度から実施	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・分析手法の開発に重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。また、民間機関・大学等との共同研究を推進する。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	事務所等の見直し	23年度以降実施	施設の文化的価値にも配慮した上で、在り方を検討する。

財務省 造幣局

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 貨幣製造事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02 その他事業（金属工芸品の製造等）	対象事業の限定	23年度から実施	金属工芸品の製造については、貨幣製造・偽造防止技術の維持・向上に資するものに限定する。受注品については、公共性が高い場合に限ることとし、また、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行わない。
03 貴金属の品位証明	将来的な廃止の検討	23年度から実施	民間で行われている品位証明の実施状況等を踏まえつつ、将来的な事業廃止に向けた検討を行う。
04 貨幣等に関する研究開発	貨幣等製造事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	東京支局庁舎分室、白浜・伊東・宮島分室、本局独身寮、観音宿舎の一部
06		23年度中に実施	枚方宿舎、四条寮宿舎等
07	保有資産の見直し	22年度以降実施	東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえ、豊島区の再開発事業の検討に参画しつつ、有効活用の可能性について引き続き検討する。
08	北・南宿舎の廃止の検討	22年度以降実施	北・南宿舎（豊島区東池袋）については、豊島区の再開発事業の進捗状況に併せて廃止を検討する。

財務省 国立印刷局

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 セキュリティ製品事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02 情報製品事業	対象事業の限定	23年度から実施	公共上の見地から必要な事業（官報、国会用製品、予算書・決算書、法令全書等）に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造を行わない。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
03 銀行券等に関する研究開発	セキュリティ製品事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
04 病院	公的医療機関への移譲	23年度から実施	過去に打診を行ったところも含め公的医療機関に幅広く打診を行い、今中目目標期間中の移譲に向けて鋭意取り組む。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場
06		22年度中に実施	旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等
07	保有資産の見直し	22年度以降実施	虎の門工場については、印刷機能を滝野川工場へ移転し、虎の門敷地を含む周辺地権者との再開発事業の進捗状況等を踏まえつつ、移転後の資産処分について引き続き検討する。
08	職員宿舎の見直し	22年度以降実施	山の手線内宿舎については、平成25年度末までに廃止・集約化し、あわせて、平成24年度末までに、老朽化したその他都内宿舎等の集約化等を検討する。

財務省 日本万国博覧会記念機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 公園事業	大阪府への移管	-	公園事業の大阪府への移管に併せて、法人は廃止する。その前提として、財産関係の整理に関する大阪府との協議を進める。 また、大阪府が現在取り組んでいる万博公園南側ゾーン活性化事業に協力することとし、本法人が廃止される際には、国は機構と大阪府との契約条件を承継する。
02 基金事業	当面事業を継続しつつ、抜いを決定	-	当面事業を継続する。基金については、公園事業の大阪府への移管に関する協議の中で、その抜いを決定する。
03 公園事業勘定の投資有価証券の扱い	国出資見合い分の国庫返納	-	大阪府との協議の中で、国出資見合い分が国庫に返納されるよう整理する。

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
04 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
05 法人の見直し	大阪府との協議を前提に日本万国博覧会記念機構を廃止	大阪府との協議が整った時以降実施	大阪府との協議が整うことを前提に、日本万国博覧会記念機構を廃止する。

文部科学省 国立特別支援教育総合研究所

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究活動	研究課題の精選	23年度から実施	ナショナルセンターとして行うべき実際の・先導的研究課題を精選する。
02 研修事業	特別支援教育研究研修員制度の効率化・合理化	23年度から実施	ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。
03 教育相談	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。
04 情報普及	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。
05 国際交流・国際貢献	研究所セミナーの統合	23年度から実施	毎年2回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。
06 国際交流・国際貢献	国際セミナーの廃止	23年度から実施	毎年開催している国際セミナーを廃止する。

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
06 保有資産の見直し	職員研修館	22年度以降実施	職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。
07 事務所等の見直し	リエゾンオフィスの廃止	23年度中に実施	リエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。

文部科学省 大学入試センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 大学入試センター試験の実施	独立採算への移行	23年度から実施	運営費交付金をゼロとし、運営費交付金に頼らない構造での運営とする。
02 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	調査研究の重点化	23年度から実施	センター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化する。
03 大学入学志望者の進路選択に資する大学情報の提供	事業の廃止	22年度中に実施	ガイダンスセミナーを廃止する。また、ハートシステム、ガイドブックを廃止する。

文部科学省 国立青少年教育振興機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 青少年教育事業	国立青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等	22年度から実施	自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。
	国立オリンピック記念青少年総合センターの在り方を見直し	22年度から実施	国立青少年交流の家、自然の家に関する上記の取組と合わせ、国立オリンピック記念青少年総合センターについて、更なる効果的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。
02 子どもゆめ基金事業	子どもゆめ基金の国庫返納	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
03 不要資産の国庫返納	子どもゆめ基金	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。

文部科学省 国立女性教育会館

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研修受入・交流事業	自己収入の拡大	22年度中に実施	宿泊施設の利用料の引上げにより自己収入を拡大する。
	優先度の高い事業の重点化	23年度中に実施	研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選する。また、研修成果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映する。
02 調査研究事業	事業の効率化	23年度から実施	引き続き事業の効率的実施を図る。
03 情報事業	自己収入の拡大	23年度～27年度に実施	情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入する。

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
04 事務所等の見直し	借地の一部返還	23年度以降実施	女性教育会館の借地の一部返還に関する埼玉県との交渉を通じて、借地料の引下げを図る。

文部科学省 国立科学博物館

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 調査研究、資料収集・保管、展示・学習支援活動	自己収入の拡大	22年度から実施	事業の拡充と協賛・寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を図る。特に、YS-11については定期的な公開を行うとともに、公開に関する協賛等を得て、自己収入の拡大を図る。あわせて、YS-11の保管経費の縮減と公開の在り方について検討を行う。

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
02 不要資産の国庫返納	新宿分館	24年度中に実施	新宿分館の機能を筑波に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。
	霞ヶ浦地区	22年度中に実施	霞ヶ浦地区を現物納付する。
04 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借の入札方式について、企画競争を導入する。
05 組織体制の整備	経常研究に関する外部評価の導入	23年度から実施	経常研究については、テーマの選定、進行管理、結果の評価の各段階において、外部評価を導入する。
06 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省	物質・材料研究機構
-------	-----------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 ナノテクノロジーを活用する新物質・新材料の創成のための研究の推進事業	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、ナノテクノロジー関連研究については、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。
02 社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発の推進			
03 研究成果の普及とその活用の促進、及び物質・材料研究の中核機関としての活動	事業の効率化	23年度から実施	

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 不要資産の国庫返納	目黒地区事務所	24年度中に実施	目黒地区事務所の機能をつくば市に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。
05 事務所等の見直し	東京会議室の廃止	23年度中に実施	東京会議室を廃止し、その機能を他関連事務所の機能とともに学術総合センターへ集約化する。
06 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
07 組織体制の整備	管理部門の組織の見直し等	23年度から実施	管理部門の組織の見直し及び一般管理費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合等の組織の再編による効率化を図る。

文部科学省	防災科学技術研究所
-------	-----------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 地震災害による被害の軽減に関する研究開発及び災害に強い社会の形成に役立つ研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に更に緊密な連携を進める。
02 火山災害による被害の軽減に関する研究開発事業			
03 気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害軽減に関する研究開発事業	自己収入の拡大	23年度中に実施	

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 事務所等の見直し	雪氷防災研究センター新庄支所の廃止	24年度中に実施	雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。
05 事務所等の見直し	地震防災フロンティアセンターの見直し	23年度中に実施	神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化する。
06 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

文部科学省	放射線医学総合研究所
-------	------------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 放射線安全・緊急被ばく医療研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、理化学研究所との間で整理統合の検討を進める。
02 放射線に関するライフサイエンス研究事業			
03 放射線基盤技術と研究環境の整備・管理			

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 事務所等の見直し	那珂湊支所の廃止	22年度中に実施	那珂湊支所を廃止し、その機能を本所（千葉市）に集約する。
05 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

文部科学省	国立美術館
-------	-------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 収集・保管・展示・調査研究事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を引き続き行う。具体的には、企業からの支援（協賛金等）の獲得、募金箱の設置のほか、「キャンパスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。
02 教育普及事業	キュレーター（学芸担当員）研修の見直し	23年度中に実施	

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
03 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。
04 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省	国立文化財機構
-------	---------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 展覧事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を行う。具体的には寄付や賛助会員等への加入者の増加、募金箱の設置、映画等のロケーションのための建物等の貸与や会議・セミナーのための会議室の貸与等により引き続き取り組む。
02 教育普及事業			
03 調査研究事業			
04 展示出版事業			
05 情報公開事業			
06 国際研究協力事業			
07 研修事業			

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
08 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	23年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。
09 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省 教員研修センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修	自治体への移管等	原則として事業を自治体に移管することとし、国による実施が必要不可欠なもののみ限定的に実施する。
02	学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助	23年度から実施	

【資産・運営等の見直し】				
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
03	保有資産の見直し	つくば本部	27年度中に実施	つくば本部の土地について、平成26年度の購入完了後の国庫納付等を検討する。
04	事務所等の見直し	東京事務所	23年度中に実施	東京事務所（虎ノ門）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。
05		研修・宿泊施設の管理	23年度から実施	研修・宿泊施設の管理については全面的に民間委託を行い、経費を縮減する。

文部科学省 科学技術振興機構

【事務・事業の見直し】				
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
01	新技術創出研究事業	事業の優先度の明確化、重点化、競争的資金制度の大括り化の徹底	23年度から実施	政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに、理科支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。 また、競争的資金制度の大括り化を徹底させ、トップダウン型の競争的資金制度を統合の中で事業運営を効率化する。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。
02	新技術の企業化開発事業			
03	国際研究交流事業			
04	科学コミュニケーションの推進事業	日本科学未来館の直轄運営	22年度から実施（実施済み）	日本科学未来館については、科学技術広報財団への委託を取りやめ、直轄運営とする（22年10月）。
05	科学技術情報流通促進事業	科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施	23年度から実施	科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。
		電子情報発信・流通促進事業等の一層の効率化	23年度中に実施	科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、ハイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。

【資産・運営等の見直し】				
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
06	不要資産の国庫返納	伊東研修施設	23年度中に実施	伊東研修施設の持分所有権を処分し、売却収入を国庫納付する。
07	事務所等の見直し	与野宿舎、池袋宿舎	23年度以降実施	与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続きを開始する。
08		二番町事務所等7事務所の集約化	23年度を目的に実施	二番町事務所等7事務所については、平成23年度を目的に集約化し、コストを縮減する（年間1.6億円以上のコストダウンを実現する）。
09		海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共有化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共有化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
10	取引関係の見直し	イノベーションプラザ岐阜の廃止	22年度中に実施（実施済み）	イノベーションプラザ岐阜を廃止する（22年9月）。
11		イノベーションプラザ等（19か所）の廃止	23年度以降実施	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。
12	組織体制の整備	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費削減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
13		間接部門の整理統合等	22年度から実施	間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。

文部科学省 日本学術振興会

【事務・事業の見直し】				
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
01	学術研究の助成	文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進	23年度中に実施	事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。 また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究（A・B）」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。
02	学術の振興に関する調査及び研究	ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化	23年度から実施	学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払について、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。
03	研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業	事業の廃止・縮減を含めた整理合理化	22年度から実施	国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。また、産学協力総合研究連絡会議等の運営の在り方については平成22年度中に検討する。

【資産・運営等の見直し】				
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
04	事務所等の見直し	一番町事務所、一番町第二事務所の移転集約化	22年度以降実施	一番町にある2か所の国内事務所について移転・集約化の可能性を検討する。
05		海外事務所の見直し	22年度中に実施	北京、バンコクの海外事務所を他の研究開発法人等と共有化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共有化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。

文部科学省 理化学研究所

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 新たな研究領域を開拓し科学技術に飛躍的進歩をもたらす先端的融合研究の推進	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、放射線医学総合研究所との間で整理統合の検討を進める。また、ナノテクノロジー関連研究については、物質・材料研究機構との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。また、委託業務については、費用対効果を検証し、経費削減を図る。
02 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進			
03 最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進			
04 研究環境の整備・研究成果の還元及び優秀な研究者の育成・輩出等			
	委託業務の経費削減	23年度中に実施	植物科学研究事業及びバイオリソース事業については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 保有資産の見直し	板橋分所	23年度以降実施	板橋分所については、当該分所が担っている機能の代替措置の検討を進め、その結果を踏まえ資産の処分を検討する。
06	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所(丸の内)を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。
07 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度から実施	中国事務所について、平成22年度中に開設の認可が下りた場合、平成23年度に準備室を廃止し、科学技術振興機構と共用の中国事務所を設置する。平成22年度中に認可が下りない場合、平成23年度に現行の準備室の運用を廃止し、科学技術振興機構の事務所の一部を活用する。
08 職員宿舍の見直し	借上宿舍数、自己負担率の見直し	23年度から実施	職員宿舍の借上宿舍数、自己負担率の見直しについて、管理部門の経費を削減する観点から抜いて検討する。
09 取引関係の見直し	SPring-8の業務委託見直し	23年度から実施	SPring-8関連業務については、委託する業務の範囲や契約形態を見直し、競争性を高めるなど、効率的・効果的な運営を図る。
10	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費削減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
11 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げ取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

文部科学省 宇宙航空研究開発機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 衛星による宇宙利用	研究プロジェクトの重点化 民間資金の一層の活用	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。飛行船関連事業については廃止する。また、研究の実施に際し資金調達を多様化するなど、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。また、後年度の資金計画及び平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果(「資金計画の見直し」及び「予算要求の削減」)を踏まえ、適切に対応する。
02 宇宙科学研究・宇宙探査			
03 国際宇宙ステーション			
04 宇宙輸送			
05 航空科学技術事業			
06 宇宙航空技術基盤の強化			
07 JAXA(広報施設)の運営	廃止	22年度中に実施	現行JAXAを廃止する。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
08	JAXA(広報施設)の廃止	22年度中に実施	現行JAXAを廃止する。
09	東京事務所の見直し	24年度中に実施	効率化の観点から、東京事務所(丸の内)と大手町分室(丸の内)の整理統合を実施する。
10	鹿児島厚生施設の廃止	22年度中に実施	鹿児島厚生施設を廃止する。
11	名古屋駐在員事務所の廃止	23年度中に実施	名古屋駐在員事務所を廃止する。
12	海外事務所の見直し	22年度中に実施	フシントン、パリの駐在員事務所を他の研究開発法人の海外事務所と共用化するなど、駐在員事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
13 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費削減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
14 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げ取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

文部科学省 日本スポーツ振興センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	代々木競技場の売店設置料に売上比例方式の導入を図る。
02 国際競技力向上のための研究・支援等業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	西が丘サッカー場の命名権の売却や固定広告物の掲示等の導入を図る。
03 スポーツ振興投票業務	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
04 スポーツ振興基金等業務			
05 災害共済給付業務、学校安全支援業務	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は原則として廃止	23年度中に実施	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する(ただし、へき地における食に関する支援事業については24年度末までに実施する。)

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
06 不要資産の国庫返納	検査・研修施設	24年度中に実施	検査・研修施設(阿佐谷)については国庫納付する。
07 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	24年度中に実施	ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。

文部科学省 日本芸術文化振興会

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 芸術文化活動に対する支援	事業の優先度を踏まえた重点化	23年度中に実施	事業の優先度を踏まえ、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行う。
02 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演			
03 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	自己収入の拡大	23年度中に実施	自己収入の拡大を図るため、引き続き寄付金収入の増加等に取り組む。
04 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用			

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形で事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。 新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。
06 組織体制の整備	運営体制の在り方の検討	23年度中に実施	

文部科学省 日本学生支援機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22年度中に実施	経済的理由による返還猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。
02 留学生支援事業	留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。
	留学情報センターの廃止	22年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。
	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借上げ宿舍支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。
03 学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。
	冊子「大学と学生」の廃止	22年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。
	研修事業の重点化、有料化 各種調査の重点化	23年度中に実施 23年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。 各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 保有資産の見直し	国際交流会館等	23年度以降実施	国際交流会館等（13か所）の稼働により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。
05	職員宿舍	23年度以降実施	職員宿舍（7か所）については、真に必要な宿舍以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用する。
06 事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	24年度中に実施	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。
07	海外事務所の見直し	22年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共有化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共有化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
08	東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23年度以降実施	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。

文部科学省 海洋研究開発機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 地球環境変動研究	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、次世代モデル研究については見直しを行う。また、地震研究については、防災科学技術研究所との統合を念頭に、更に緊密な連携を進める。さらに、プレカンプリアンエコシステムラボユニットに関する研究について、その内容を見直す。
02 地球内部ダイナミクス研究			
03 海洋・極限環境生物圏研究			
04 海洋に関する基盤技術開発			
05 深海地球ドリリング計画推進			
06 地球シミュレータ計画推進			
07 科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者等への施設・設備等の共用			

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
08 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（西新橋）を廃止し、他法人の類似の事務所と共有化する。
09	海外事務所の見直し	22年度中に実施	フロンティア事務所について、廃止又は規模縮小及び他の研究開発法人との共有化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
10 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費削減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
11 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。

文部科学省 国立高等専門学校機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 国立高等専門学校の設置・運営	国立高等専門学校の高度化再編	22年度から実施	各地域のニーズや入学志願者の動向等を踏まえた上で、個々の高等専門学校の自主性・自律性等を尊重しつつ、引き続き国立高等専門学校の高度化再編の可能性を検討する。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（田町）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。
03 保有資産の見直し	研修・宿泊施設の売却	23年度中に実施	長野工業高専黒姫団地、鳥羽商船神奈川団地を売却する。ただし、後援会からの寄付により取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについては検討する。
04 職員宿舍の見直し	借上宿舍に係る上限値の設定	23年度中に実施	借上宿舍に係る上限値の設定について、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。

文部科学省 大学評価・学位授与機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 認証評価事業（大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度以降実施	民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットイングを図る。
02 認証評価事業（専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度中に実施	民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。
03 国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。
04 学位授与事業	運営体制の見直し	23年度から実施	運営体制の見直し（人員減）等により事業費を縮減する。
05 調査及び研究	自己収入の拡大 事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施 22年度から実施	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。 引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
06 情報の収集・整理・提供	既存の大学情報データベースの廃止	23年度から実施	既存の大学情報データベースについては廃止する。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07 事務所等の見直し	東京事務所の集約・共有化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共有化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。

文部科学省 国立大学財務・経営センター

【事務・事業の見直し】				
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
01	施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性和資金調達の現状にかんがみて当面継続する。
02	施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性和資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。
03	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。
		事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。
			22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。

【資産・運営等の見直し】				
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
04	保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。
05	事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。
06		東京事務所等の集約・共有化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共有化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。
07	法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。

文部科学省 日本原子力研究開発機構

【事務・事業の見直し】				
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
01	高速増殖炉(FBR)サイクル技術	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については廃止する。
02	高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発			
03	核融合研究開発	23年度中に実施	23年度から実施	また、廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発等については、平成22年10月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。
04	量子ビーム応用研究			
05	原子力基礎基盤研究、安全・核不拡散研究、再処理技術開発	23年度から実施	23年度から実施	もんじゅを軸とした高速増殖炉の開発については、必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整えとともに、電気事業者や原子力関連事業者等の関係者による外部委員会を設置し、事業の進め方に関するガバナンスの強化を図る。
06	廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発事業			
07	システム計算科学センターの運営	システム計算科学センターの廃止	23年度中に実施	システム計算科学センター（上野）を廃止し、その機能を東京大学内へ移転する。

【資産・運営等の見直し】				
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
08	不要資産の国庫返納	那珂核融合研究所未利用地	25年度以降実施	那珂核融合研究所未利用地を処分する。
09	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（内幸町）を廃止し、他法人の類似の事務所と共有化を実施する。
10		海外事務所の見直し	22年度中に実施	フシントン、パリの海外事務所を他の研究開発法人と共有化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共有化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費削減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
12	人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスバイレス指数を引き下げ取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を要する。

厚生労働省 国立健康・栄養研究所

【事務・事業の見直し】				
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
01	調査研究	国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	国の生活習慣病対策等の施策については、より効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、研究能力向上のための創造的研究については、廃止する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、研究所が実施する研究について他の研究機関との連携の在り方について検討する。
		自己収入の拡大	23年度から実施	業務の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努める。
02	健康増進法に基づく業務	収去食品の試験について、業務の効率的な実施の観点から民間登録試験機関での試験を導入	23年度から実施	試験業務については、現在、民間登録試験機関により実施している表示許可試験に加え、収去食品の試験（表示と内容成分が一致しているか等の検査・確認）についても、民間登録試験機関が当該業務を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。
		受益者負担の見直し	23年度から実施	表示許可試験における手数料額については、コストに見合った水準に是正する。
03	国際協力、産学連携等対外的な業務	業務の効率化	22年度から実施	政府関係部局等との連携を強め、業務の効率化を図る。
04	栄養情報担当者（NR）制度	民間の第三者機関で実施（法人での実施を廃止）	22年度から実施	既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関に移管する。

【資産・運営等の見直し】				
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
05	組織体制の整備	業務廃止に伴う要員の合理化	23年度から実施	収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及び栄養情報担当者（NR）制度の業務廃止に伴う要員の見直しを行う。

厚生労働省 労働安全衛生総合研究所

【事務・事業の見直し】				
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
01	労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	23年度から実施	調査研究については、労災病院の臨床研究データ等の活用、労働現場の積極的訪問等を通じた現場の喫緊の課題への重点化等により研究の効率化を図り、業務を縮減する。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用するなどの方法により業務内容を厳選する。
			22年度から実施	
		自己収入の拡大	23年度から実施	競争的研究資金の獲得額の向上に向け、例えば、研究資金の3分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
			22年度から実施	研究施設・設備の有償貸与等により自己収入の拡大に努める。

厚生労働省 勤労者退職金共済機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 退職金共済事業	業務の一元化、共通化による効率化	22年度から実施 23年度中に実施	法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に実行し、コスト削減を図る。 清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一元化を進め、コスト削減を図る。 支給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。
	未請求退職金の発生防止	22年度から実施	・退職後の早期住所把握（6か月後から3か月後）を行う。 ・住基ネットの活用を検討する。
	効果的な加入促進	23年度以降実施	・共済制度の基礎強化のため、更に効果的な加入促進を図る。 ・大都市等での勧誘を強化する。 ・高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体への委託等を検討する。 ・相談コーナーを削減（8か所から2か所）するとともに、コールセンター化を検討する。
02 勤労者財産形成促進業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
03 不要資産の国庫返納	越谷職員宿舎	22年度中に実施	越谷職員宿舎を国庫納付する。
	松戸職員宿舎		松戸職員宿舎の建物为国庫納付する。
05 保有資産の見直し	本部ビル（別館を含む）の移転・売却	23年度以降実施	本部ビル（別館を含む）については、建物の耐用年数（耐用年数50年。現在42年経過）が経過した時点（それ以前であっても移転・売却が合理的となればその時点）で本部を移転し、土地を売却する。
06 組織体制の整備	業務終了時に担当組織を廃止	23年度中に実施	過剰退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織を廃止する。また、管理部門のスリム化を図る。
07	累積欠損金の確実な解消	22年度から実施	累積欠損金の確実な解消を図るとともに、必要に応じて、各退職金共済事業の予定運用利回りを的確に変更する。
08 業務運営の効率化等	予定運用利回りの的確な変更	22年度から実施	各退職金共済事業の予定運用利回りについては、毎年度の運用利回りの実績との乖離を明らかにした上で、必要に応じて、的確に変更する。
	資産運用の透明性を確保	23年度中に実施	基本ポートフォリオ等に関するALM研究会、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の会議資料や議事要旨の公表等により、透明性の向上を図る。

厚生労働省 高齢・障害者雇用支援機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 高齢者雇用支援業務	業務の見直し	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、高齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効果的・効率的かという観点から検討し、平成24年度中に結論を得る。
02 高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	援助対象を小規模企業に重点化し、業務を縮減	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。
03 障害者職業センターの設置運営等	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化	22年度から実施	地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。 当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。
		23年度から実施	障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、委託方式を廃止し、地域障害者職業センターを活用する方法で実施する。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るとともに、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。
		22年度から実施	障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者（とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者）に対する先導的な職業訓練に重点化する。
04 障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金・助成金の支給	支給事務に係る総コスト削減	23年度から実施	都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当たり、総コストの削減及び業務の効率化を図る。
05 障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	啓発事務の重点化による業務の縮減	23年度から実施	事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図ることにより、業務を縮減する。
06 職業能力開発業務（職業訓練業務）	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大専校及び職業能力開発短期大専校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。
		24年度中に実施	職業能力開発総合大専校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
07 【暫定業務】雇用促進住宅業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ（平成33年度までに処理を完了する。）。
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
08 不要資産の国庫返納	石川障害者職業センター跡地、旧三重障害者職業センター	23年度中に実施	石川障害者職業センター跡地及び旧三重障害者職業センターを国庫納付する。
			岩手1号職員宿舎、富士見職員宿舎
10 事務所等の見直し	東京本部を廃止し、現存する藤張本部に機能を移転	23年度以降実施	雇用・能力開発機構の廃止法の施行後に本部を移転し、速やかに集約化を図る。

厚生労働省 福祉医療機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。
02 医療貸付事業			さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
03 福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施 23年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。 病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04 福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネージャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
05 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に始め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06 社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
07 退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08 心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09 【経過業務】承継年金住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
10 不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舎を国庫納付する。
	11 公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。
	12 東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	24年度以降実施	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。
	13 政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付動定及び労災年金担保貸付動定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。
14 組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。

厚生労働省 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 施設の設置・運営	人員削減等による効率化	22年度から実施	施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。
02 調査、研究及び情報の提供			
03 養成及び研修			
04 援助及び助言			

厚生労働省 労働政策研究・研修機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。
	労働政策に資する研究テーマへの重点化、業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。
02 成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。
	出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
03 労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 不要資産の国庫返納	政府出資金	23年度中に実施	一般勘定及び雇用勘定における不要資産（約3億円）を国庫納付する。
05 事務所等の見直し	露ヶ岡事務所	22年度中に実施	露ヶ岡事務所を廃止する。
06 保有資産の見直し	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。

厚生労働省 雇用・能力開発機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 職業能力開発業務（職業訓練業務）	高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクセンター等）は、高齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管する。
	ポリテクセンター等の都道府県への譲渡の推進	24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
	地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度から実施	ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。
	地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度中に実施	地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。
02 雇用管理に関する業務（助成金支給業務）	国に移管	23年度中に実施	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）については、都道府県労働局（国）に移管する。
03 勤労者財産形成促進業務	廃止及び勤労者退職金共済機構への業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については勤労者退職金共済機構へ移管する。
04 【暫定業務】雇用促進住宅業務	高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務を高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する（平成33年度までに処理を完了する。）。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 雇用促進住宅の運営	雇用促進住宅利益剰余金	23年度中に実施	雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金（平成21年度末約576億円）については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に伴い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。
	国際能力開発支援センター剰余金等	23年度中に実施	当該センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等（平成21年度末約5億円）については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。
07 不要資産の国庫返納	国際能力開発支援センターほか	22年度中に実施	国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。
	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほか	23年度以降実施	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。
09 雇用促進住宅	雇用促進住宅	33年度までに実施	雇用促進住宅を国庫納付する（保有数1,429住宅）。
10 職業能力開発総合大学校（相模原校）	職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地を売却し、国庫納付する。
11 雇用促進住宅の処分	雇用促進住宅の処分	33年度までに実施	雇用促進住宅を順次処分し、国庫納付する（保有数1,429住宅）。
12 保有資産の見直し	保有宿舎の廃止	22年度以降実施	すべての宿舎について整理を進め、平成23年度末までに、設立時の宿舎数に比して4割を超える宿舎を廃止する。木造（戸建て）宿舎は、原則として廃止する。
	職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）を廃止し、売却する。
14 法人の廃止	雇用・能力開発機構の廃止	23年度中に実施	雇用・能力開発機構については、平成23年4月1日に廃止する。

厚生労働省	労働者健康福祉機構
--------------	------------------

【事務・事業の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	労災病院業務等	(病院等業務) 診療連携の構築等、病院等業務の効率化、業務及び施設の一部廃止	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での国立病院との診療連携の構築や国立病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。
			23年度から実施	労災リハビリテーション作業所は現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。
	(地方組織) 産業保健推進センター業務等の縮減 助成金事業の廃止	22年度から実施	経費の縮減、事業規模の見直しなど経営改善のための具体的な取組を推進し、運営費交付金を縮減する。	
		24年度末までに廃止	産業保健推進センターの3分の2を上回る統合（ブロック化）、業務の縮減並びに管理部門等の集約化及び効率化を図る。当該センターの業務は、専門的・実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止する。	
02	未払賃金の立替私事業	管理コストの効率化	22年度から実施	企業の倒産に当たっては、雇用者の未払賃金の立替私業務について、更なる業務の効率化を図る。立替私後の事業主等への求償については、求償行使の周知徹底や裁判所への債権届出等必要な処理を速やかに行い、適切かつ厳格な債権回収を図る。
03	納骨堂業務	業務内容の改善	22年度から実施	産業殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。
04	【経過業務】労働安全衛生融資等の貸付金回収業務	適切な債権管理	22年度から実施	貸付債権を適切に管理し、確実な回収に努める。

【資産・運営等の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほか	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。
06		労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほか	24年度以降実施	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほかを国庫納付する。
07	職員宿舎の見直し	宿舎料の適正化	23年度中に実施	適切な水準となるように宿舎使用料の見直しを行う。
08	取引関係の見直し	調達効率化	22年度から実施	後発医薬品の積極的な導入、医療機器の共同購入の拡大等により購入金額を縮減する。
09	業務運営の効率化	繰越欠損金の解消	22年度から実施	繰越欠損金の解消に向けた技術的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。

厚生労働省	国立病院機構
--------------	---------------

【事務・事業の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	診療事業	診療連携の構築等、拠出金比率の引下げ、ブロック事務所の廃止を前提とした合理化スケジュールの公表	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での労災病院との診療連携の構築や労災病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討する。
02	臨床研究事業			
03	教育研修事業		23年度中に実施	診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。
診療事業に関する運営費交付金については、その使途を国の政策上特に体制確保が求められる医療のための費用に限定することにより縮減する。				
長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。				

【資産・運営等の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04	不要資産の国庫返納	旧十勝療養所跡地ほか	22年度中に実施	旧十勝療養所跡地ほかを国庫納付する。
05	取引関係の見直し	契約の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、一者応札・一者応募となった契約については、個々に点検・見直しを実施する。
06	業務運営の効率化等	拠出金比率の引下げ	23年度中に実施	長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。
07		事務・事業の効率化等	22年度から実施	長期債務残高の存在や老朽化する病院施設、医療機器設備の更新等に要する資金需要等にかんがみ、計画的に投資を進めるなど、事務事業の更なる効率化を図る。
また、十分な説明責任を果たすため、早急にガバナンスを強化する。				

厚生労働省	医薬品医療機器総合機構
--------------	--------------------

【事務・事業の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	健康被害救済業務	更なる効率化	22年度から実施	適切な人員配置等による管理運営費の見直し等により、更なる効率化を図る。
02	審査関連業務	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消	22年度から実施	ドラッグ・ラグは平成23年度までに、デバイス・ラグは平成25年度までに解消するとの目標に向け、主要業務への重点化に注力するとともに、具体的戦略として審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成する。また、毎年度、その進捗よく状況について評価・検証等を行い、確実に実施する。
		ガバナンスの技術的な改革・強化	22年度から実施	厚生労働省からの出向者の削減等によるガバナンスの確保に努めるとともに、業務上の課題の解決に向けた取組に当たっては、最少限の人員増加、適切な人員配置を行った上で、成果について検証するなどPDCAサイクルによる適切な業務改善を行う。

【資産・運営等の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04	人事管理の見直し	国からの現役出向者の削減	22年度から実施	国からの現役出向者を削減し、課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合を4年以内に50%以上とする。
05	組織体制の整備	相談体制の見直し	22年度から実施	新医薬品・医療機器の審査の迅速化に資するために必要な相談を充実させつつ、現在の相談体制を見直す。
06		審査関連業務、安全対策業務の業務拡充	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消に向け、効率的な人材確保に注力するなど審査関連業務等を拡充する。
07		研修の強化	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するために、人材育成のための研修を強化する。

厚生労働省 医薬基盤研究所

事務・事業の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	基盤的技術研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発のための研究に重点化する。また、ワクチン研究は、重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 単独研究については、本法人の技術及び設備の観点から当該法人の特徴がいかに分野に特化し、研究を厳選する。 共同研究については、技術及び設備を踏まえ、本法人が研究の中核となる研究に特化する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
			23年度から実施	代謝疾患関連の難病治療研究については、研究対象を神経変性疾患等に重点化するなどの見直しを図り、業務の縮減に努める。
02	生物資源研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、研究分野を重点化しつつ、難病以外のDNAバンクの廃止等により業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業については、類似する研究機関との役割分担を明確化し、重複研究を排除する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
			自己収入の拡大	22年度から実施 23年度から実施
03	基礎的研究推進事業	国で実施	23年度から実施	厚生労働省、特定法人との関係、厚生労働省科学研究費等との関係の見直しを行った上、国で実施する。
04	実用化研究支援事業	事業の廃止、納付金の国庫納付	23年度から実施	事業を廃止する。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続する。 既存の委託研究については、今後、研究成果が生じた場合に、委託先からの納付金を国庫納付する。
05	希少疾病用医薬品等開発振興事業	国で実施	23年度から実施	国による実施スキームを構築する。
06	【経過業務】承継事業	事業の廃止	35年度までに実施	事業を廃止する。ただし、既出融資の回収が終了するまで経過業務は継続する。 業務縮小に伴う債権の回収・管理業務の効率化を図る。

資産・運営等の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	政府出資金（開発振興助定）	23年度中に実施	開発振興助定における投資有価証券及び長期性預金（約25億円）を国庫納付する。
08	不要資産の国庫返納	政府出資金（承継助定）	23年度以降実施	承継助定における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券（約48億円）については、早急に返納額を確定した上で一部を国庫納付する。
09	不要資産の国庫返納	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（一部）	22年度中に実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、地方自治体に売却した土地の売却額を国庫納付する。
10	不要資産の国庫返納	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（その他）	24年度以降実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地を国庫納付する。
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

厚生労働省 年金・健康保険福祉施設整理機構

事務・事業の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	厚生年金病院・社会保険病院の取扱い	病院の計画的な整理 業務の効率化	22年度中に実施 22年度から実施	病院については、早期の計画的整理完了に向けて適切に事業を推進する。 オフィスの縮小、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。

資産・運営等の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	サテライトオフィス	23年度以降実施	サテライトオフィス（東京）を廃止する。

厚生労働省 年金積立金管理運用独立行政法人

事務・事業の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	年金積立金の管理・運用	年金積立金の適切な運用及び運用実績の適切な開示 業務の効率化	22年度から実施 22年度から実施	株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散等について、年金積立金の管理・運営の在り方を検討するために設置された運用委員会の意見を活用しつつ、適切な管理運用を推進し、運用実績の適切な開示を図る。 コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。

資産・運営等の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	日野職員宿舎	23年度中に実施	日野職員宿舎を国庫納付する。
03	不要資産の国庫返納	行徳職員宿舎	24年度中に実施	行徳職員宿舎を国庫納付する。
04	組織体制の整備	監査機能の強化	22年度中に実施	監査内容の充実、金融実務経験者の監事への採用等により監査機能の強化を図る。
05	業務運営の効率化等	内部統制の徹底	22年度中に実施	職員の研修、管理の強化等により、内部統制を徹底する。

厚生労働省 国立がん研究センター

事務・事業の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

資産・運営等の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08	業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立循環器病研究センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
07 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	
08 業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立精神・神経医療研究センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
07 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	
08 業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立国際医療研究センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 国際協力事業			
07 看護大学校事業			
08 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
09 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	
10 業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立成育医療研究センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
07 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	
08 業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立長寿医療研究センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
07 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	
08 業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

農林水産省 農林水産消費安全技術センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 農業関係事業			
02 飼料及び飼料添加物関係事業	自己収入の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査事業並びに農業、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。また、新試験の項目の追加（飼料添加物関係試験、重金属管理関係試験）による業務量の増加については、人員増とならないよう業務の効率化を行う。
03 肥料及び土壌改良資材関係事業			
04 食品等関係事業	消費者庁、国民生活センター等との役割分担の明確化	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
05 不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	24年度以降実施	塚ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫納付する。
06 事務所等の見直し	門司事務所の見直し	24年度中に実施	門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター（旧肥飼料検査所）と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。
07	札幌センターの効率的な業務運営	23年度から実施	小樽事務所の機能を札幌市内の新事務所に移転し、旧札幌センターと一体的に運営としているが、いまだに統合の効果が限定的であるため、統合の利点をいかした、より効果的・効率的な業務運営を図る。
08	塚ほ場の廃止	24年度中に実施	他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、塚ほ場を廃止する。

農林水産省 種苗管理センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	一層の効率化（栽培試験業務の民間委託等による効率化）	23年度以降実施	栽培試験の効率化の観点から、現在一部の品種において実施されている民間委託の拡大を図るため、公募案件数を拡大する。栽培試験の結果については、電子媒体での検定・報告を推進し、審査等に係るコストについて一層の効率化を図る。
	品種保護相談役（品種保護Gメン）事業の見直し	22年度から実施	海外における育成者権侵害については、類似性試験対象作物の拡大、侵害情報の提供など税関等における水際対策への協力を主とし、品種保護Gメンの東アジア地域への派遣事業については、事業規模を縮減する。
02 農作物の種苗の検査	受益者負担の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査については、管理費も含めて検査コストに見合った手数料を徴収するように価格設定を見直す。
03 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ及びさとうきびの原原種配布価格の引上げによる自己収入の拡大	23年度から実施	本法人による原原種の生産コストと本法人から都道府県への原原種の配布価格とに大きな乖離があるため、特にばれいしょについて関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく原原種の配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。
	余剰・規格外原原種の処分方法の見直しによる自己収入の拡大	22年度から実施	余剰・規格外原原種の処分については、一般種苗用の販売の拡大など自己収入の拡大を図る。

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
04 取引関係見直し	規格外原原種の処分に係る取引の見直し	23年度から実施	余剰・規格外原原種の処分のうち、でん粉原料用として売却するものについては、民間企業等に随意契約で売却されているため、契約の在り方を見直し、一般競争入札に改める。

農林水産省 家畜改良センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 全国的な視点での家畜改良	家畜改良業務の事業規模の縮減（家畜の多様化、系統造成の支援に特化）	23年度以降実施	乳用種牛の検定業務の民間移行、系統造成の段階的廃止等により事業規模を縮減するとともに、種畜の多様化に特化した業務体系に移行する（泌乳持続性や飼料利用性の重視など）。
	精液採取用種牛の貸付業務の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	精液採取用種牛の貸付けの入札については、応募者数が少ないことから、周知活動を強化するなどの方法により更に競争性を高める。
	調査研究業務について事業規模の縮減	23年度から実施	業務効率化のための調査に特化し、より研究要素の強い業務（資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査）は他の研究開発法人（特に農業、食品産業技術総合研究機構（畜産草地研究所））や大学、民間等へゆだねるなど役割分担を明確化し、事業規模を縮減する。
02 飼料作物種苗の増殖	種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	提供価格については、栽培用種子の農家への販売価格に及ぼす影響に留意しつつ、原則として生産コストに見合った金額に見直すとともに、より競争的な契約手続を導入し、自己収入の拡大を図る。
03 牛トレーサビリティ業務	-	-	-
04 種畜検査及び種苗検査	種畜検査の自治体移管	23年度以降実施	総コストの縮減を図りつつ、各都道府県における検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題の整理を行い、事業を自治体に移管する。

【資産・運営等の見直し】			
講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
05 不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	23年度以降実施	「取引関係の見直し」に伴い生じた不要資産を国庫納付する。
06 取引関係見直し	土地等の貸付けの見直し	23年度以降実施	本所（福島県）において貸付けを行っている土地（社団法人家畜改良事業団：土地約700㎡・建物約460㎡・無償、社団法人ジャパンケネルクラブ：土地約1万㎡、約21万円/年）については、土地の売却又は適正価格による貸付けを行う。
07 人件費の見直し	技術専門職員の見直し	23年度以降実施	技術専門職員が担当する家畜管理、飼料生産業務等については、費用対効果の観点から十分に精査し、アウトソーシングを促進する。

農林水産省 水産大学校

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 水産に関する学理及び技術の教授及び研究	水産業を担う人材の育成教育の在り方に関する検討及び事業規模の縮減	23年度から実施	事業仕分けの結果を踏まえ、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るほか、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について引き続き検討する。また、次期中期目標期間において、田名臨海実験実習場を廃止し国庫納付することなどを検討し、事業規模を縮減する。

農林水産省 農業・食品産業技術総合研究機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 農業・食品産業技術研究等業務（試験研究並びに調査、プロジェクト研究（受託研究））	研究テーマの重点化と組織・人員の見直し	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター、8研究所及びその下に設置されている28研究拠点・支所・試験地において硬直的に事業を実施している体制について整理し、見直しを行う。 また、政策部局による評価を本法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗よくに合わせて機動的に研究の中止・変更を行う。現在の研究テーマについても、以下の事業の廃止を含め、農業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 「農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」「農業・農村の持つさまざまな機能や教育機能等の社会学的解明」等本法人で実施する必要性に乏しい研究課題を廃止する。この際、3Dドームシアターを処分する。 「フェロモン利用等を基幹とした農業を50%削減するりんご栽培技術の開発」「RNAサイレンシング等を活用した大豆わい化病抵抗性付与技術の開発」「育種工学的手法による甘しょへの病害抵抗性付与技術の開発」等研究の進捗よく状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題を廃止する。 「北海道地域における高生産性畑作システムの確立」事業に関連する「大型機械テラドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない研究を廃止し、機器を処分する。 「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」「農村景観シミュレーター」事業等のシステム開発については、研究成果の早期民間移転を図る。
	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究所、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合することでシナジー効果・効率化を図る。
02 農業・食品産業技術研究等業務（教授業務）	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直し	22年中に実施	農業者大学校については、平成23年度から新規募集が停止されているところであり、「廃止」との事業仕分けの結果を踏まえ、在学生に配慮しつつ、農業経営者育成教育の在り方を抜本的に見直す。
03 農業機械化促進業務	研究業務の実現可能性の高い研究テーマへの重点化による規模の縮減	23年度から実施	研究業務については、研究テーマの採択に係る事前審査及び中間審査を強化する。 農業政策上緊急的に措置が必要なもの、及び、実現可能性（高コストでないことを含む）が高い分野に限定し、事業実施のための評価スキーム等を確立する。 共同研究における民間企業の負担割合を増加し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう見直す。
	受益者負担の拡大	24年度から実施	型式検査業務及び安全鑑定業務については、更なる受益者負担の拡大を図る。
04 基礎的研究業務	事業主体の一元化（国で実施）	23年度から実施	平成23年度の新規採択から、自己への資金配分はやめ、主体については国又は他の専門的機関等への一元化を検討する。
	ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及と事業の廃止	22年度中に実施	事業開始から10年が経過しており、事業継続の必要性に乏しいため、事業を廃止する。
05 民間研究促進業務	事業の廃止の検討	23年度から実施	平成23年度から新規採択は行わず既存案件の業務を残して廃止することを検討する。
	【経過業務】特別業務 事業の廃止	27年度中に実施	平成27年度までに株式の処分等を行い、業務を廃止する。この際、残余資産があれば国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債	23年度中に実施	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債（約2億円）を国庫納付する。
08	不要資産の国庫返納	23年度中に実施	農業者大学校の本部所在地への移転の際に生じた不要資産（約8.6億円）を国庫納付する。
09	農業者大学校用施設	24年度以降実施	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直しに伴い、農業者大学校関連施設のうち、不要となるものを国庫納付する。
10	事務所等の見直し	23年度中に実施	東京事務所、東京リゾンオフィスについては、本部（つくば市）を含めた東京23区外へコストを削減する形で移転する。
11	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。
12	組織体制の整備	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター及び8研究所の下に設置されている28研究拠点・支所・試験地については、硬直的に事業を実施している体制の見直しを行う。

【その他】

13	4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。
----	--

農林水産省 農業生物資源研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 生物資源の農業上の開発・利用に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究所、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。
	依頼照射事業の自己収入の拡大	23年度から実施	放射線育種場について、依頼照射料金（公立試験機関：6,500円、民間：5,800円）を見直し、自己収入の拡大を図る。この際、依頼照射が無料となっている他の法人、国大法人に対し有料化を検討する。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
02	事務所等の見直し	放射線育種場寄宿舎の廃止	23年度以降実施	放射線育種場に設置されている寄宿舎を廃止する（平成21年度利用率6.5%）。
03	組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：743万円、特許収入：171万円）。

【その他】

04	4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。
----	--

農林水産省 農業環境技術研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究所、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
02	組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化につながる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：12万円、特許収入：23万円）。

【その他】

03	4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。
----	--

農林水産省 国際農林水産業研究センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 開発途上地域の農林水産業に関する技術の試験研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究所、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。
	オープンラボ（島嶼環境技術開発棟）の利用料徴収による自己収入の拡大	23年度から実施	当該施設について、受益者負担拡大の観点から利用料を徴収し自己収入を拡大する。
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：1053万円、特許収入：16万円）。
【その他】			
03	4研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。		

農林水産省 森林総合研究所

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 森林・林業分野の研究の推進	研究課題の重点化（事業規模の適正化）	23年度から実施	森林・林業政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。 また、本省の政策部局における施策ニーズに一層的確に対応できるよう、現在の研究テーマについて森林・林業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、研究課題の重点化を図り、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止する。
	国立環境研究所との連携等	23年度から実施	温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、国立環境研究所において関連する研究が行われており、引き続き研究課題の重複の排除を図るとともに、国立環境研究所との連携を強化する。
02 林木育種事業	種苗配布価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	少量多品種の種苗を育成し、都道府県に原種を配布しているが、より低コストで大量生産された種苗の市場価格と同程度の価格設定であるため、優良種苗の普及に配慮しつつ配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。
03 水源林造成事業	事業の効率化等	23年度から実施	水源林造成事業に掛かる経費については、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積もるなど事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。 また、経過措置として旧緑資源機構から本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実施を継続することとしているが、水源林造成事業の受け皿法人の検討について早期に結論を得る。
04 特定中山間保全整備事業等	事業の廃止	25年度目途実施	特定中山間保全整備事業は、現在実施中の2区域の事業完了をもって廃止する。
		24年度目途実施	農用地総合整備事業は、現在実施中の4区域の事業完了をもって廃止する。
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 事務所等の見直し	森林農地整備センター本部及び関東整備局の移転・共用化	23年度から実施	森林農地整備センター本部（川崎）及び関東整備局（赤坂）については、森林総合研究所の本所（つくば）との統合を含め、業務効率化の観点から適切な形で移転・共用化を検討し、実施する。
	各整備局及び水源林整備事務所の縮減	24年度から実施	水源林整備事務所（33か所）について、事務所数の縮減を進める。また、各整備局と研究部門の事務所（5か所）との共用化について検討する。
	分室の廃止	23年度中に実施	成宗分室（東京都杉並区）及び青山分室（岩手県盛岡市）を廃止する。

農林水産省 水産総合研究センター

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 水産物の安定供給確保のための研究開発	水産業に成果が直結する研究に特化した整理統合を行い、重点化（事業規模の縮減）	23年度から実施	水産業に係る政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化を図るとともに事業実施体制を見直し、事業規模の縮減を図る。 また、本省が行う水産業に係る施策の内容を法人の内部評価に反映させ、現在の研究テーマについては、水産業に係る政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、調査研究の重点化を図る。 この際、「漁業・漁村が持つアムニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」を廃止する。
02 水産物の健全な発展と安全・安心な水産物供給のための研究開発			
03 研究開発の基盤となる基礎的・先導的研究開発及びモニタリング等			
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 不要資産の国庫返納	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金	23年度中に実施	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金のうち約11億円を国庫納付する。
05 事務所等の見直し	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化	23年度以降実施	栽培漁業センター、さけます事業所及び水産研究所の組織の一元化によって事業所数の更なる縮減を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っているさけますセンターについては、近隣のさけます事業所との統合を図る。
	利用率の低い宿泊施設の在り方の見直し	23年度以降実施	西海区水産研究所石垣支所研修宿泊棟（稼働率：6%）、北海道水産研究所外来研究員宿舎（稼働率：7%）、東北区水産研究所外来研究員宿舎施設（稼働率：3%）等の利用率の低い施設については、これらの宿泊施設の近年の利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。

農林水産省 農畜産業振興機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 畜産関係業務	プール資金の在り方を見直し、緊急性のある事業以外は国直轄で実施することも含め、事業を整理・縮減	23年度から実施	経営安定及び需給・価格安定事業のうち、緊急性が必ずしも高くはない資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業については国直轄で実施するとともに、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止し、その他畜産振興事業については更に事業を縮減する。また、本法人の保有資金及び公益法人に造成している基金を真に必要な限度まで縮減する（財団法人畜産環境整備機構のリース基金の段階的な廃止、引上げ等）。
02 野菜関係業務	指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給地育成価格差補給事業について事業規模の縮減、制度設計の見直し	23年度から実施	指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給地育成価格差補給事業の国費全体分における資金の保有率を50%から30%に低減するなどプール資金の在り方を見直すことにより、事業規模を縮減する。
	契約野菜安定供給制度について事業の廃止を含めた抜本的な制度の見直し	23年度から実施	契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組み生産者への支援や、野菜の価格・数量変動への対応などを踏まえた契約野菜関係についての新しい支援政策を制度化し、利用実績が著しく低い現行事業の実施は取りやめる。
03 砂糖関係業務	砂糖勘定の累積欠損の低減	23年度から実施	砂糖勘定の累積欠損を低減するため、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出を適正化するとともに、生産者等による経営努力のインセンティブをより高める枠組みとなるよう見直しを行う。
04 情報収集提供業務	事業規模の縮減	23年度から実施	海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 不要資産の国庫返納	野菜関係業務の未活用資金	22年度から実施	野菜関係業務の縮減に対応し不要となる資金の国庫納付については、事業仕分け結果を踏まえ、年内に結論を得て、措置する。
06 事務所等の見直し	海外事務所の廃止	22年度中に実施	海外事務所を廃止する。
	本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（麻布台）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。

農林水産省	農業者年金基金
-------	---------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 農業者年金事業（新制度）	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づく業務改善等	23年度から実施	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づき、農業者年金事業の業務の改善等を着実に挙げる。
02 農業者年金事業（旧制度）	-	-	-
03 農地等の買入資金に係る債権管理（旧制度）	-	-	-
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 事務所等の見直し	本部事務経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（西新橋）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。

農林水産省	農林漁業信用基金
-------	----------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 農業信用保険業務（農業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（農業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。
02 林業信用保証業務（林業信用保証勘定）	低利預託原資貸付業務（林業）の再設計	23年度から実施	ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、制度の見直しの検討を進める。
03 漁業信用保険業務（漁業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（漁業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。
04 農業災害補償関係業務（農業災害補償関係勘定）	事業の見直し	23年度以降実施	中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減する。
05 漁業災害補償関係業務（漁業災害補償関係勘定）			
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
06 不要資産の国庫返納	農業信用保険勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を廃止し、政府出資金全額（125億円）を国庫納付する。
	林業信用保証勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を再設計し、政府出資金全額（171億円）のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない金額（73億円）を国庫納付する。
	漁業信用保険勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を廃止し、政府出資金全額（60億円）を国庫納付する。
	農業災害補償関係勘定の利益剰余金及び政府出資金	23年度中に実施	事業の見直しに伴い当該勘定の利益剰余金及び政府出資金のうち40億円を国庫納付する。

経済産業省	経済産業研究所
-------	---------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 調査及び研究業務	研究テーマの重点化による国費の縮減 自己収入の拡大 計画的な予算執行	23年度から実施 22年度から実施	経済産業政策における課題の把握を踏まえた研究など、経済産業政策形成への貢献度が高い研究に重点化するための仕組みを作り、予算の効率的な執行を通じて国費投入を縮減する。 競争的資金の獲得等により、引き続き自己収入の拡大に努める。 運営費交付金について、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 事務所等の見直し	分室の廃止又は徹底的な効率利用	23年度以降実施	分室の廃止又は他の法人との共用化等、施設の徹底的な効率利用を図る。
03 組織体制の整備	政策シンクタンク機能の強化	22年度中に実施	政策シンクタンク機能を強化するため、大学、産業界等の外部専門家からなる委員会を設置し、研究の進捗に応じた適切な関与を行う。

経済産業省	工業所有権情報・研修館
-------	-------------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 工業所有権情報の収集及び提供事業	特許電子図書館（IPDL）事業の廃止	26年度中に実施	特許電子図書館（IPDL）事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、本法人の事業としては廃止する。 なお、窓口業務等を行うに当たっては、ユーザーに対する質の向上に努める。
	他法人等との連携強化	22年度から実施	相談業務について、特許庁のほか、地方経済産業局等や民間法人においても各種相談業務が実施されていることから、相談業務を含め、役割分担の整理及び連携強化を行い、効率的に業務を実施する。
02 工業所有権情報の流通促進事業	事業の廃止	22年度中に実施	廃止する。
03 人材育成事業	特許庁職員向け研修の国直接実施	23年度から実施	特許庁職員向け研修については、制度的見直しの中で、国が直接実施する事業として整理・検討する。
	特許庁職員向け研修を除く研修の民間実施等	24年度以降に実施	特許庁職員向け研修を除く研修の実施については、民間の判断に任せる。ただし、特許庁の業務の迅速化等に資する研修については、必要に応じて、民間に対する補助の導入等、適切な業務実施の在り方について検討を行う。
04 知財情報活用的高度化推進	国の他の施策との役割分担・連携の精査	22年度中に実施	大学・中小企業支援施策との役割分担・連携を検証した上で、効率的に業務を実施する。
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 事務所等の見直し	地方閲覧室の廃止	22年度中に実施	すべての地方閲覧室を廃止する。
06 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善、特定の企業との関係の見直し	22年度から実施	公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等と文抄録作成については、適正な規模に分割した上での調達に改めるなどの改善を図り、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努め、特定の企業への契約の集中について改善を図る。
07 組織体制の整備	特許庁の新業務システムの運用開始に伴う体制・職員の縮小の計画的実施	26年度から実施	特許庁の新業務システムの運用開始に伴い、体制・職員の縮小を計画的に実施する。また、現行システム稼働の間の経費について抑制を図る。

【その他】			
08	独立行政法人の形態で行うことが真に効率的かどうか、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施することを検討する。（国の直接実施とする場合に当たっては、当該事業が真に国が行うべきものであるかどうかを厳しく精査する）。		

経済産業省	日本貿易保険
-------	--------

事務・事業の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	貿易保険事業	民間事業者の事業機会拡大のための環境整備	22年度から実施	民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成23年度を目途に導入する新たな取組を検討し、取り信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。
		利便性の向上	23年度から実施	中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性を向上させる。

資産・運営等の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	大阪支店の規模の見直し	23年度中に実施	大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上に配慮しつつ、機能を中小企業等の顧客に対するサービスに限定し、それに合わせた規模に縮小する。
03		海外事務所の見直し	22年度から実施	各海外事務所については、管理経費の削減等、徹底的な効率利用を図る。また、必要性について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。
04	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に努める。
05	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。

その他	
06	平成22年10月の事業仕分け結果（「特別会計の廃止（国以外の主体に移管）」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。その際、貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応する。

経済産業省	産業技術総合研究所
-------	-----------

事務・事業の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	鉱工業等に関する科学技術の研究開発等	研究テーマの重点化による事業規模の見直し	22年度から実施	グリーンイノベーション、ライフイノベーション等の分野への重点化により、事業規模の見直しを行う。また、毎年度、外部専門家による評価を実施し、産業創出の展望が見えないと判断されたテーマはその年度をもって廃止する。平成22年度においては、高レベル放射性廃棄物の放射線源としての利用に係る研究課題の廃止を検討する。
		重複排除・連携強化	22年度から実施	運営費交付金による研究開発については、本法人の新規テーマ設定を審査する諮問委員会への他の独立行政法人の研究者等の参加、他の独立行政法人との研究協力協定の締結等の調整システムを構築し、関連分野の研究開発を実施する他の独立行政法人との重複排除・連携強化を徹底する。
		新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の資金の獲得の見直し	23年度から実施	NEDOの資金の獲得を見直し、本法人が実質的に単独で行う研究プロジェクトについては、NEDOの資金を使用しない。
02	国家計量標準の整備	研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	国家計量標準の開発に係る研究については、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、産業国際展開（国際通商を支援する計量標準等）の分野に重点化する。新規の国家計量標準の整備はこれらの分野に限定する。
03	地質調査	地質調査、研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	地質調査、地質情報活用に係る研究については、領土の保全を含む資源確保、原子力発電所等インフラ立地、防災等の政策的観点から必要性が高い地域、研究テーマに重点化する。地質図幅の作成数については、全国一律の整備を見直し、インフラ立地等の観点から早急に作成する必要がある地域等に限定する。
04	地域産業の技術力向上	地域センターの研究分野の重点化	23年度から実施	地域センターにおける研究分野については、地域の産業集積、技術的特性をいかし、我が国の産業競争力強化のための技術開発センターとしての重点化を促進し、本部における研究との役割分担・連携を徹底する。

資産・運営等の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	直方サイト	22年度中に実施	直方サイトを国庫納付する。
06	事務所等の見直し	地域における研究サイトの廃止	22年度以降実施	秋葉原サイトを平成23年3月に廃止する。 つくば期間サイト、小金井サイトについてはそれぞれ、平成22年度末、平成23年度末に見直しを行い、共同研究終了時に廃止する。 その他研究サイトについては、研究プロジェクト終了時に、廃止を含めた見直しを徹底する。
		特許生物寄託センターと製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	本法人の特許生物寄託センターと、製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
07	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
09	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から26年度	企業との共同研究などの促進、国内のみならず海外からの資金獲得、研究施設の外部利用等の際の受益者負担の適正化等により、外部資金による研究規模が第3期中期目標期間（平成22年度から平成26年度）終了時まで運営費交付金の50%以上となることを目指す。

経済産業省	製品評価技術基盤機構
-------	------------

事務・事業の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	製品安全関連業務	国民生活センター等との連携強化等	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、本法人が分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。 各支所で行っている製品事故の原因究明等に係る業務については、消防、警察等とそれぞれの役割を踏まえた連携の在り方を検証し、業務のより効果的・効率的な実施を図る。
		地方支所の効率化	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の標準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。
02	化学物質管理関連業務	事業の在り方の見直し	23年度から実施	化学物質審査規制法に基づく規制業務が主であることから、どのような形で行うことが真に効率的か事業の在り方を検討する。
03	バイオテクノロジー関連業務	化学物質管理関連業務の効率化	23年度から実施	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出に当たり、二次元コードの利用を促進することにより、届出事業者の利便性の向上及び電子化処理等の一層の効率化を図る。
		特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
04	バイオテクノロジー関連業務	生物遺伝資源センターの業務実施の見直し	23年度以降実施	生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の業務業務等によるコスト削減を行う。
05	適合性認定関連業務	適合性認定関連業務の効率化	23年度から実施	標準物質総合情報システムへの情報入力を行える事業者の拡大を図ることにより、当該システムに係る業務の効率化を図る。
05	講習業務	事業の廃止	22年度から実施	電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習については、民間にゆだねる具体的な方策を平成22年度から検討を行い、所要の見直しを行った上で、本法人の業務としては廃止する。

資産・運営等の見直し		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
06	事務所等の見直し	地方支所の効率化（再掲）	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の標準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。
		特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合（再掲）	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
08	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から実施	各事業分野において運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。

経済産業省 新エネルギー・産業技術総合開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	【研究開発関連業務】技術シーズ育成事業	研究開発関連業務の事業の重点化	23年度から実施	資金配分を徹底的に見直し、他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化等に取り組み、事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。
02	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業 ①研究開発	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア) ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ) 産業技術総合研究所との関係の見直し ウ) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 イ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。
03	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業 ②実証事業	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア) ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ) 産業技術総合研究所との関係の見直し ウ) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 イ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。
04	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業 ③基礎技術促進事業	新規採択の廃止、資金回収の徹底	23年度から実施	新規採択については廃止し、既往案件については、事業化計画等に関する進捗よく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づき、研究委託先からの収益納付・配当の促進により資金回収の徹底を図る。
05	【研究開発関連業務】実用化・企業化促進事業	事業規模の縮減・見直し ア) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 イ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	予算の効率的な使用を進めるとともに、以下の取組を行う。 ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化
06	新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等①導入補助等	単純な普及支援の廃止又は他の民間団体への移管による国費の縮減 補助事業の重点化等による見直し	23年度中に実施 22年度から実施	専門性を有しない単純な普及支援は、廃止又は他の民間団体へ移管することにより、国費を縮減する。 専門性を有する普及支援については、平成21年11月の事業仕分け結果を踏まえた先導的な技術・設備への補助対象の重点化を行うとともに、地球温暖化対策に向けた議論を踏まえ、事業の見直しを行う。
07	新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等②新エネルギー債務保証	新エネルギー利用等債務保証の資金の国庫納付	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。
08	新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等③石炭資源開発	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。
09	京都メカニズム事業	国の判断・責任の下で実施	27年度までに実施	京都クレジットの取得は平成25年度末に終了見込みであることから、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、クレジット量の検証等が終了した段階で廃止する。 平成25年度以降の新たなメカニズムについては、国際的な検討状況を踏まえつつ、独立行政法人の制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
10	【経過業務】鉱工業承継業務	鉱工業承継勘定の出資金の国庫納付	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。
11	【経過業務】石炭経過業務	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
12	不要資産の国庫返納	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金（約10.6億円）を国庫納付する。
13		省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金（約21.8億円）を国庫納付する。
14		新エネルギー利用等債務保証の資金（再掲）	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。
15		鉱工業承継勘定の出資金（再掲）	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。
16		省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金	23年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金（5億円）を国庫納付する。
17		区分所有宿舍	23年度以降実施	区分所有宿舍（6戸）の売却を行い、売却収入を国庫納付する。
18		粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫については引き続き売却処分等を実施する。
19		伊東敷地	22年度以降実施	伊東敷地を国庫納付する。
20		研究設備（噴出試験設備）	22年度以降実施	平成22年度末の地熱開発促進調査事業終了後、売却する。
21		白金台研修センター	23年度中に実施	白金台研修センターを現物納付する。
22		事務所等の見直し	地方支部の廃止	24年度以降実施
23	会議室の共有化		23年度中に実施	東京会議室について、他の独立行政法人と共有化を図り、本法人単独での借上げは廃止する。
24	海外事務所の見直し		22年度中に実施	各海外事務所について、廃止又は他機関事務所との共有化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
25	取引関係の見直し	民間からの出向者数の見直し	23年度から実施	民間からの出向者数については、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえ、計画的に抑制する。

経済産業省 日本貿易振興機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 我が国中小企業等の国際ビジネス支援	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。
	海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。
	事業規模の見直し	23年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、経費の縮減等の措置を講じつつ、海外有力展示会への出展に係る中小企業への支援、ミッション派遣の際の相手国政府等との調整、海外市場動向を踏まえた輸出有望案件の発掘等、これまでに構築された内外のネットワークをいかした事業に重点化するとともに、国内事業者向けEPA制度の情報提供等、必要性の低下した事業を廃止し、事業規模を見直す。
	利用料金等の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	国内外で提供している各種サービスについて、無償・有償の範囲の検討や利用料金等の見直しを行い、自己収入の拡大を図る。
02 対日投資拡大	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の縮減 対日投資ハンドブック発行事業の廃止	23年度中に実施 22年度中に実施	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）テンポラリーオフィスについて、企業の入居率が低いものがあることなどを踏まえ、その規模について見直し、効率化した上で、入居率が改善しないものは廃止する。 対日投資ハンドブック発行事業を廃止する。
03 開発途上国との貿易取引拡大	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものへの特化 ASEAN・インド物流円滑化支援事業の廃止	23年度中に実施 22年度中に実施	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAに基づき相手国に対して行う専門家派遣等産業協力事業、TICADIVのフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則として実施しないこととする。 ASEAN・インド物流円滑化支援事業を廃止する。
04 調査・研究等	アジア経済研究所の日本貿易振興機構との統合効果の検証	23年度中に実施	アジア地域等の調査業務については、アジア経済研究所と日本貿易振興機構の統合によるシナジー効果を検証しつつ、両者の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 不要資産の国庫返納	敷金・保証金等	22年度及び23年度以降実施	敷金・保証金等（約353億円）を国庫納付する。
	有価証券評価差額金	23年度中に実施	有価証券評価差額金（約6.2億円）を国庫納付する。
	JETRO会館	23年度中に実施	JETRO会館を国庫納付する。
08 事務所等の見直し	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進（再掲）	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。
	海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止（再掲）	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。
09 事務所等の見直し	職員宿舍の集約化、職員宿舍の自己負担割合の見直し	22年度中に実施	低い入居率等効率的利用が図られていない職員住宅を見直し、集約化を図る。また、職員宿舍の職員の自己負担率については、国家公務員の負担率に準じ、引上げを検討する。
10 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（人件費の抜本的改革）を踏まえ、ラスパイレス指数を更に引き下げたため、給与の引下げ等の措置を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
11 人事管理の見直し	現役出向の見直し	22年度から実施	現役出向については、その必要性を検証し、適材適所を徹底する。
12 業務運営の効率化等	管理費の見直し	22年度から実施	管理費を抜本的に見直し、縮減する。

経済産業省 原子力安全基盤機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 検査等業務 02 安全審査等関連業務 03 防災関連業務 04 調査、試験、研究等業務 05 情報の収集、整理等業務	国の判断・責任の下で実施	23年度から実施	事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
06 防災関連業務（再掲）			
07 調査、試験、研究等業務（再掲）			
08 情報の収集、整理等業務（再掲）			
08 情報の収集、整理等業務（再掲）			
09 防災関連業務	業務の重点化	23年度から実施	軽水炉における防護対策計画の策定手順等については、知見が蓄積されてきたことから、新型炉・核燃料施設事故や複合事故への対応など、より専門性の高い防災対策に重点化する。
07 調査、試験、研究等業務（再掲）	外部評価の充実	23年度から実施	計画段階からの外部評価を充実することにより、規制の充実・高度化に直結するものに重点化する。
08 情報の収集、整理等業務（再掲）	業務の重点化	23年度から実施	情報収集業務については、民間データベースの活用や収集対象とする情報の絞込み等により効率化を図り、事故トラブル情報の分析業務に重点化する。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
09 事務所等の見直し	ワシントン事務所の徹底的な効率利用	22年度から実施	海外事務所（ワシントン）については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。
10 事務所等の見直し	本部事務所の見直し	23年度以降実施	緊急時対応の必要性を踏まえた上で、効率化の観点から、2か所の本部事務所を早期に統合する。
11 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善等	22年度から実施	公告期間の延長、情報提供の促進、分りやすい仕様書等の作成、入札説明会の開催、応札要件の緩和等を講じ、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。 また、公益法人との契約については、一般競争入札に趣旨に反していないかどうかの観点から徹底的に見直す。特に継続的に契約の相手方となっている公益法人との契約については、ゼロベースで見直す。
12 業務運営の効率化等	管理・業務支援等のIT総コストの削減	22年度から実施	サーバーリース費用、運用管理費用、ランニングコスト等の削減等を図り、平成23年度のIT総コストを平成22年度比で30%以上の削減を達成する。

経済産業省 情報処理推進機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 情報セキュリティ対策の推進	国費の縮減及び仕組みの見直し	23年度中に実施	情報セキュリティ対策業務の実施体制を見直し、予算の効率的な執行、人件費の削減等により一層のコスト削減努力を行い、重点化する。
02 情報システムの信頼性の向上	民営化を含めた抜本的な見直し	24年度中に実施	これまでの事業の成果が情報システムの信頼性の向上にどのように貢献したかを厳格に評価し、民間による事業の代替可能性を検討した上で、事業の在り方を抜本的に見直す。その際、適切な受益者負担の在り方も検討する。
03 高度IT人材の育成（スキル標準等）	民間では代替困難な業務以外の廃止	24年度中に実施	情報処理技術者試験以外のIT人材の育成業務については、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など、民間では代替が困難な業務に特化し、他の業務は廃止する。
04 高度IT人材の育成（情報処理技術者試験等）	試験実施業務の民間実施	23年度中に実施	平成22年11月の事業仕分け結果を踏まえ、公的な試験という位置付けは維持しつつ、試験の企画業務（問題作成等）以外の試験実施の業務のすべてを民間で実施する。地方組織（6地方支部）は全廃する。
05 オープン・クラウド環境整備	事業の廃止（独立行政法人の事業として行わない）	23年度中に実施	緊急性、官民の役割分担を踏まえ、独立行政法人の事業としては廃止する。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
06 不要資産の国庫返納	信用基金	22年度中に実施	債務保証事業の廃止に伴い、信用基金（約90.5億円）を国庫納付する。
	一般勘定の資産	23年度中に実施	信用基金を除く一般勘定の資産についても精査した上で、金額が確定次第、40億円以上の国庫納付を行う。
08 事務所等の見直し	地域事業出資業務勘定の出資金	22年度中に実施	解散分配金（約11.4億円）を国庫納付する。
09 事務所等の見直し	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所の廃止	24年度末までに実施	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所を廃止する。
10 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
11 業務運営の効率化等	出版物の有料化による自己収入の拡大	22年度から実施	印刷製本物やセミナー等の有料化を順次実施し、自己収入の拡大を図る。

経済産業省 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 石油等探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出資・債務保証）	厳格なリスク審査体制及び案件管理体制の構築	22年度から実施	資源確保に向けた支援を適切に図る一方で、出資金の回収可能性や保証債務の返済確実性を一層高めるため、案件採択時の厳格なリスク審査及び採択後の適切な案件管理を実施する。
02 金属鉱物探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出融資・債務保証）			
03 技術開発	補助率の見直し、事業の重点化	23年度から実施	GTL（天然ガスの液体燃料化）技術実証研究事業については、民間企業からの資金導入を促進する観点から、補助率を3分の2から2分の1に引き下げるとともに、石油開発促進事業については、基礎研究、国際研究協力等の案件の厳選により事業の重点化を図る。
04 調査・情報提供	海外地質構造調査等事業の重点化	23年度から実施	海外地質構造調査等事業の予算規模については、資源確保に向けた取組を適切に図る一方で、調査対象地域の厳選により事業の重点化を図る。
	探査船「資源」による海洋資源探査事業の実施体制の見直し	22年度から実施	
05 国家備蓄（石油・石油ガス）統合管理	国家石油備蓄管理に係るコストの削減	22年度から実施	国家石油備蓄基地の統合管理受託業務について、安定的な操業と安全の確保を図りつつ、一般競争入札の導入、基地修繕保全等の委託費の精査等によりコスト削減を図る。
06 民間備蓄に関する支援業務（民間備蓄融資、共同備蓄出融資）	資金調達を着実な実施	22年度から実施	民間備蓄融資に係る資金の調達については、安定性かつ効率性を踏まえつつ、着実な実施に努める。
07 希少金属鉱産物（レアメタル）備蓄事業	国家備蓄の着実な実施	22年度から実施	国家備蓄の機動的な積み増し、放出を可能とする体制の整備、短期的な供給障害に備えるための国家備蓄物資の安全・適切な管理運営を効率的かつ着実に実施する。
08 鉱害防止事業に係る地方公共団体等への技術支援等業務	鉱害防止対策に資する技術支援の重点化	22年度から実施	鉱害防止対策に資する技術支援については、地方公共団体等のニーズが高く、実用性・普及効果の高いものに重点化を図る。
09 鉱害防止事業に係る融資	鉱害防止義務者等に対する着実な支援	22年度から実施	鉱害防止事業への融資については、鉱害防止事業計画の妥当性等について技術的な知見を十分活用して審査を行い、確実な鉱害防止事業の実施を効率的に支援する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
10-14 不要資産の国庫返納	10 鉱害保証債務基金	22年度中に実施	鉱害保証債務基金（約2.9億円）を国庫納付する。
	11 宿舍買換資金残（石油、金属）	22年度中に実施	旧宿舍の売却収入のうち、新宿舍の買換資金に充当した分を除いた残金（約3.3億円）を国庫納付する。
	12 運営費交付金債務	22年度中に実施	使用する見込みがなくなった運営費交付金債務（約24億円）を国庫納付する。
	13 箱根研修施設	22年度中に実施	箱根研修施設を国庫納付する。
14 旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫	22年度中に実施	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、処分を完了する。	
15 事務所等の見直し	石油備蓄基地事務所の見直し	22年度中に実施	石油備蓄基地事務所の業務について、安全性を確保しつつ、人員配置等の精査により、経費削減等の見直しを図る。
16 事務所等の見直し	JOGMEC東京カンファレンスルームの処分	23年度中に実施	JOGMEC東京カンファレンスルームは、本部移転後に処分する。
17 事務所等の見直し	海外事務所の廃止又は共用化	22年度から実施	海外事務所について、資源国との関係強化、探鉱開発プロジェクト発掘等の観点から、設置の必要性について見直す。また、施設の共用化・効率化を推進するための検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。
18-19 取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。 複数年継続している競争性のない随意契約を始め、契約全般について、コスト、契約内容等の精査により契約の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。 また、本法人が行う入札、執行管理、確定・監査等の一連の契約管理体制全般を見直すとともに、コンプライアンスの強化に向けた具体的な取組を行い、探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる問題と同種の問題を発生させない組織運営体制を確保する。
	内部統制の強化	22年度から実施	
20 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の廃止等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更なる。

経済産業省 中小企業基盤整備機構

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 相談・助直・情報提供事業	事業の重点化、日本貿易振興機構との連携強化	22年度から実施	民間や自治体で実施している支援と本法人で行うべき支援について整理し、重点化を図る。また、国際展開支援に関して日本貿易振興機構等との連携強化を図る。
02 ハンズオン等支援事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、地域応援ファンドは廃止し、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図り、事業規模を見直す。
04 インキュベーション事業（施設の整備・運営）	自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分	23年度から実施	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、自治体等でも施設が整備・運営されていることを踏まえ、将来的には自治体等に施設及び事業を順次移管する方向で検討を開始する。 特に、入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。
	運営の効率化	23年度から実施	各施設へのインキュベーション・マネージャーの配置方法等について見直し、人件費及びその活動に要する費用について効率化を図る。
05 研修事業（大・中・小企業）	中小企業大学の在り方の見直し	23年度から実施	中小企業大学校については、自治体・民間との調整を進めつつ、中小企業に真に必要な研修の機会を維持するとの前提で、廃止も含め、効果的・効率的な研修の在り方について検討し、具体的な結論を得て実施に着手する。
06 高度化事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、「連鎖化事業」や「経営改革事業」など、政策意義が低下した事業については廃止するとともに、事業メニューの見直しにより重点化し、事業規模の見直しを図る。
	貸付資金の回収の強化	22年度から実施	貸付資金の回収を強化する。
07 小規模企業共済事業	繰越欠損金の解消	引き続き実施（35年度ころまで）	平成21年度に策定された繰越欠損金削減計画に沿って、策定後15年間で繰越欠損金の解消に努める。
08 中小企業倒産防止共済事業	貸付債権の回収率の向上、管理コストの削減	22年度から実施	貸付債権の回収率の向上に引き続き努める。管理コストについて、「業務・システムの最適化計画」等によりコストの削減を図る（小規模共済事業と共通）。
09 直接出資・債務保証	不要額の国庫返納等	22年度以降実施	第2種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
		23年度以降実施	また、事業再生円滑化債務保証、事業再構築円滑化等債務保証について、平成23年度末までの実績を踏まえ、それ以降の制度利用見込みについて分析・評価する。その結果必要な場合には基金規模の見直しを行い、不要額について国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
10 不要資産の国庫返納	一般勘定流動資産相当の余剰資金2000億円	23年度から実施	一般勘定資産について、可及的速やかに2000億円を国庫納付する。その際、機構全体の財務の健全性が確保されるよう納付方法に留意するとともに、緊急の中小企業対策等に必要資金が確保されることに留意する。
11	第1種信用基金	22年度中に実施	第1種信用基金（約28億円）を国庫納付する。
12	第2種信用基金（再掲）	22年度以降実施	経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
13 不要資産の国庫返納	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金	22年度中に実施	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金について、その一部（4億円）を国庫納付する。
	施設整備等勘定の出資金	22年度中に実施	出資先第3セクターの清算による回収金（約1.2億円）を国庫納付する。
14	産地地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金	23年度中に実施	産地地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金について、利子補給事業が終了後、その残余（約0.1億円）を速やかに国庫納付する。
16 事務所等の見直し	地方事務所等の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	地方事務所については、日本貿易振興機構の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。
	RIN常設展示場の廃止	23年度中に実施	地域資源アンテナショップRIN常設展示場を廃止する。
18	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体移管	22年度以降実施	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図る。
19	インキュベーション施設の廃止又は自治体等へ移管（再掲）	23年度以降実施	入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。
20	工業用水道施設の福岡県への早期移管	25年度までに実施	工業用水道施設については、福岡県への早期移管に向け、引き続き交渉を進める。
21	福利厚生施設として利用する共用持分権の売却	22年度中に実施	福利厚生施設として利用する共用持分権については、売却手続を完了する。
22 人件費の見直し	ラスパイルズ指数の低減	22年度から実施	現給保障の段階的廃止等によりラスパイルズ指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。

国土交通省 土木研究所

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 安全・安心な社会の実現に向けた研究開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、港湾空港技術研究所における研究との連携を強化する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する道路・河川等に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02 生き生きとした暮らしの出来る社会の実現に向けた研究開発等			
03 国際競争力を支える活力ある社会の実現に向けた研究開発等			
04 環境と調和した社会の実現に向けた研究開発等			
05 北海道の農水産業の基盤整備に向けた研究開発等			
06 その他基礎的・先導的な研究開発等			

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07 不要資産の国庫返納	別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）	23年度中に実施	売却が不可能な場合は早急に現物納付する。
08 事務所等の見直し	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化等	24年度中に実施	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携を強化する。
09	寒地技術推進室の集約化	24年度中に実施	寒地土木研究所のうち現在4か所ある寒地技術推進室の支所について、業務運営の効率化等の観点から集約化する。

国土交通省 建築研究所

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	22年度中に実施（該当研究課題の廃止）	基準作成関連研究に重点化する観点から、「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究を廃止する。 大型実験施設については、研究内容に応じて他法人（例：防災科学技術研究所）の施設を積極的に活用する。
		23年度から実施（その他）	民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する建築・都市計画に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省	交通安全環境研究所
-------	-----------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 自動車等に係る安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効利用確保に関する国の技術基準策定等に資する研究等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、実用化の目途が明確になっていないため、廃止する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する自動車・鉄道の安全・環境分野における基準案の策定、施策の企画立案等に資する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう技術的にその在り方を見直す。
02 鉄道等に係る安全の確保及び環境の保全に関する国の技術基準策定等に資する研究等			
03 自動車のリコール技術検証業務			
04 自動車の審査業務	効率的な実施体制の検討	23年度以降実施	自動車リコール技術検証業務・審査業務の強化に当たり、自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討する。

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 組織体制の整備	自動車事故対策機構からの自動車アセスメント事業の移管	23年度から実施	平成23年度においては、自動車事故対策機構からの移管について、本法人の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。

国土交通省	海上技術安全研究所
-------	-----------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	「艦装工程における生産性向上のための技術開発」については、日本財団の助成事業により日本中小型造船工業会が同種の調査等を実施するなど民間による取組が行われており、本法人が必ずしも実施する必要がないため、このような研究は国から民間への研究助成等に移行することにより廃止する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する船舶・海洋構造物等に関する安全・環境基準や海難事故に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう技術的にその在り方を見直す。

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 事務所等の見直し	大阪支所の移管を検討	23年度中に実施	大阪支所については、三鷹本所への統合による廃止又は中小企業等の活用が見込まれる実験施設の自治体等への移管を検討する。
03 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省	港湾空港技術研究所
-------	-----------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 安心して暮らせる国土の形成に資する研究	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	港湾・沿岸域での中小型風力発電システムの具体的利用についての研究については、海上技術安全研究所において、洋上風力発電システムの安全評価等の研究を実施していることから、海上技術安全研究所と連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう技術的にその在り方を見直す。
02 快適な国土の形成に資する研究			
03 活力ある社会・経済の実現に資する研究			

国土交通省	電子航法研究所
-------	---------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、今後の空港整備の方向性等に関わる研究であり、他の研究開発機関との連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する航空管制に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行い、事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう技術的にその在り方を見直す。
02 混雑空港の容量拡大に関する研究開発			
03 予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発			

国土交通省	航海訓練所
-------	-------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 航海訓練事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に訓練負担金（平成21年度月額5,000円）を、航海訓練を委託している船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4校。以下同じ。）と協議し、毎年、月額1,000円ずつの引上げを図る（平成27年度月額11,000円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（各船員教育機関及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。
	自己収入の拡大	22年度から実施	教科参考資料の市販等により、自己収入の拡大に努める。
	船舶の代替建造に併せた業務の効率化	代替船の運航時以降実施	老朽化している練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、必要最小限の規模の練習船とすることで燃料等運航経費を縮減する。
	船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校との連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 組織体制の整備	船舶の代替建造に併せた要員の縮減	代替船の運航時以降実施	練習船「大成丸」の代替建造に伴う練習船隊の整備に併せて、要員を縮減する。

国土交通省	海技教育機構
-------	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 船員養成・再教育事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に海上技術学校及び短期大学の授業料（平成21年度月額5,000円）を公立高校並に引き上げる（平成27年度月額9,900円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（授業料及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。
	船員養成の効率的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学1校、海上技術短期大学3校及び海上技術学校4校、以下同じ。）の連携強化等により、船員養成を効率的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 不要資産の国庫返納	海技大学校児島分校	22年度以降実施	児島分校（倉敷）を国庫納付する。
03 事務所等の見直し	児島清算室の廃止	22年度以降実施	児島清算室を廃止する。

国土交通省	航空大学校
-------	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 航空機操縦士養成事業	受益者負担の拡大	22年度から実施	卒業生は基本的に全員が民間航空会社に就職している実態や、操縦士の養成の際に多くの経費を要している実態を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させることとし、その具体的な内容について次期中期計画において示す。 また、その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。
	私立大学の養成課程への協力	22年度から実施	航空機操縦士の養成における民間参入拡大のため、私立大学等の民間養成機関における航空機操縦士の養成が安定的になされるように、民間養成機関への技術支援を着実に実施する。

国土交通省	自動車検査独立行政法人
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 自動車検査業務	運輸支局の関連業務との一体化等	23年度以降実施	自動車安全特別会計の見直しの一環として、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化するなど、大幅な効率化を図る。また、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施する。
	大幅な民間への業務移管	22年度から実施	指定整備工場の指定要件の緩和、認証工場への周知及び働きかけの強化等を通じ、指定整備率を向上させ、大幅な民間移管を検討し、実施する。 これにより、法人の継続検査に係る事業規模を縮減し、新規検査、街頭検査、構造等変更検査に業務を重点化する。
	検査手数料の適正化	23年度以降実施	法人の業務・在り方の見直し、業務範囲の変更等を踏まえ、検査手数料の在り方や水準について検討を行い、検査手数料の適正化を図る。
	検査業務の高度化に係る費用対効果の検証	23年度以降実施	運営の効率化及び検査の質の向上を図るため、費用対効果を厳密に検証した上で、検査業務の高度化を進める。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 事務所等の見直し	本部の移転	23年度中に実施	賃料コスト削減の観点から、本部（新宿区四谷）について、賃料コストの掛からない施設又は賃料コストの低い施設への移転を検討する。
03 取引関係の見直し	競争入札の拡大	23年度以降実施	検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札の全国への拡大を検討し、経費節減に努める。
04 業務運営の効率化等	検査コース数の削減、事務所等の集約・統合、要員の再配置・縮減	23年度以降実施	民間参入の拡大による継続検査業務の縮小等に伴い、検査コースの削減や事務所等集約・統合し、要員の再配置や縮減等を図る。

国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 鉄道建設等業務	コスト削減の取組等の推進	22年度から実施	現在実施しているコスト削減策の効果を検証した上で、一層のコスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組、効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開する。
02 鉄道助成業務（補助金等交付業務等）	補助金交付業務の一部の国への移管	23年度から実施	補助金等交付業務については、交付先・内容が特定のなものである「財団法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。
03 特例業務（国鉄清算業務）	利益剰余金の国庫納付	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
04 船舶の共有建造等業務	財務内容の健全化の向上等	22年度から実施	今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、その結果を次期中期目標等に反映する。
05 高度船舶技術開発等業務	利子補給及び債務保証業務の終了	22年度中に実施	利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了する。
06 造船業構造転換業務【経過業務】	-	-	-
07 基礎的研究業務	法人の業務としては廃止	24年度以降実施	法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。
08 内航海運活性化融資業務	-	-	-

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
09	特例業務勘定の利益剰余金	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
10 不要資産の国庫返納	鉄道施設貸付・譲渡事業の出資金	22年度中に実施	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億5000万円を国庫納付する。
11	高度船舶技術開発等業務における信用基金	23年度中に実施	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）10億円を国庫納付する。
12 事務所等の見直し	地方機関の見直し	23年度以降実施	国鉄清算事業東日本支社（大宮）、国鉄清算事業西日本支社（淀川区）、品川作業所等について、土地処分等の進捗よく等に応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設本部東京支社（芝公園）について、事務所借上経費を削減する観点から、移転等を検討する。
13 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進捗よく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
14 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。

国土交通省	国際観光振興機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等	企画・立案・調査業務の国への移管、民間との役割分担	23年度から実施	企画・立案・調査に関わる業務は国（観光庁）に一元化し、法人は海外事務所を基盤とした業務に重点化する（例、調査事業については、海外で実施する必要のあるもののみを法人が行い、国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査は国に移管する。）。民間と競合する海外プロモーションの国委託事業へは不参加とし、民間にゆだねる。
	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）の廃止	23年度から実施	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）を廃止する。民間委託は業務の効率化を図った上で行う。
	通訳案内士試験業務の民間等への移管	24年度以降実施	通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際交流基金の事務所との共有化等を図る。
03		22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共有化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
04		23年度以降実施	経費節減の観点から、本部事務所（有楽町）を移転する。

国土交通省	水資源機構
-------	-------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	-	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の6事業の完了をもって終了する。
02 ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。また、民間委託以外の形で他主体に任せる業務について、利権者等の意見を踏まえ、検討する。

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
03 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進ちょく状況、入居状況等を動向しながら集約化や売却を進める。
04 取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	平成22年6月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。
05 保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。
06 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

国土交通省	空港周辺整備機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 民家防音事業、移転補償事業、再開発整備事業、緑地造成事業（いわゆる空港周辺環境対策）	事業規模の縮減	23年度以降実施	周辺環境対策の進ちょく、コスト縮減等を通して、事業規模の縮減を図る。関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。
	大阪国際空港事業本部の業務移管	23年度以降実施	大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に併せて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。
	福岡空港事業本部の業務については今後検討	23年度以降実施	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 業務運営の効率化等	組織・人員の縮減等	22年度以降実施	周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。

国土交通省	海上災害防止センター
-------	------------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 防災措置業務 02 機材業務 03 訓練業務 04 調査研究業務	民間主体への移行	24年度以降実施	油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とする。

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 政府出資金の国庫返納	防災基金に係る政府出資金	24年度以降実施	民間主体への移行に際し、今後とも防災基金に対する国の関与を維持しつつ、現センターが独立行政法人として受け入れている政府出資金3.27億円については国庫納付する。

国土交通省	都市再生機構
--------------	---------------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 事務・事業全般について	事務・事業全般の見直し及び機構の在り方の検討	22年度から実施	機構は、14兆円の負債及び3500億円の繰越欠損金を有していることから、これによる将来的な国民負担の発生を避けるため、以下の取組を含め、事務・事業全般について抜本的な見直しを行い、これを踏まえた新たな経営改善計画を策定する。また、組織の見直しを含め、機構の在り方について検討する。
02 都市再生事業	都市再生事業実施に係る基準を明確化し、事業規模の縮減	22年度から実施	事業実施に係る4基準 ・政策的意義を有していること ・民間のみでは実施困難な要因を有していること ・機構の事業採算性が確保されていること ・事業実施において適切な民間誘導がなされること について、新たな基準に盛り込むべき事項を平成22年中に作成し、平成23年度予算案に反映させるとともに、今後の事業規模の縮減を図る。 また、リスク管理や事業中止の判断、事業を適切に推進していく上で必要な事項について、併せて検討する。
03 賃貸住宅事業	市場家賃部分の民間への移行、高齢者・低所得者向け住宅の自治体又は国への移行	23年度から実施	機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来に渡る収入を上回るようにする。 機構が保有する住宅のうち、政策的に公的関与の必要性の低いものについては、民間への移行を積極的に進める。まずは都心部の高額家賃物件から民間への入札を実施することとし、その結果を踏まえ、さらに、上記の考え方のとおり、民間への移行を進める。また、築年数や入居状況、将来需要の見直し等を踏まえて用途転換や集約化を進める住宅については、それらを着実に進めるとともに、それに伴って発生する余剰地については、公的な利用を図るほか民間への処分等を着実に進める。 あわせて、自治体における政策上の必要性を十分に踏まえ、自治体への譲渡等に向けた協議を進める。 これらの内容については、定期的に検証・精査する枠組みを構築するとともに、毎年度、適切な情報公開を進める。 以上の措置の実施に際しては、居住者の居住の安定に配慮しつつ、丁寧に進める。 なお、機構が保有している住宅については、管理業務を一般競争入札等により実施するなど、可能な限り管理コストの縮減を図る。また、自治体への譲渡等に向けた協議が成立しなかった住宅については、自治体と連携した適切な管理・運営の仕組みの構築を図るとともに、住宅管理の在り方について検討する。
04 ニュータウン事業	土地の供給・処分完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	現在実施中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。
05 特定公園施設業務	業務完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	公園管理者との調整、施設譲渡等を行い、平成30年度までの業務完了に向けた取組を促進する。

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
06	本社及び新宿アイランドタワー	23年度以降実施	本社及び新宿アイランドタワーについて、自ら保有するよりもコストを削減する観点から、処分・移転について検討する。
07 保有資産の見直し	研修センター	23年度以降実施	研修センターを廃止し、早期に処分する。
08	賃貸事業用事務所等施設等の処分	22年度から実施	賃貸事業用事務所等施設（民間供給支援型を除く）、分譲住宅団地内賃貸施設及び倉庫について、計画・条件に従って順次売却を進める。
09 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
10	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画を実施する。具体的には、競争性のない随意契約は、事務所賃貸借等の真にやむを得ないものに限定し、それ以外は、平成22年度までに競争性のある契約に移行する（平成25年度から前倒し）。一者応札については、再入札の実施や公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、競争性を確保する。
11 取引関係の見直し	関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、対応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。
12	関係法人の整理・統廃合等	23年度以降実施	機構と関係法人の複雑な資本関係を整理する観点から、関係法人の整理・統廃合について、早急に工程表を策定する。また、引き続き、機構から関係法人への再就職あっせんは行わないなど、不適切な再就職を生じさせないための措置を講じる。
13 人件費等の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	職務・職責に応じた給与体系の運用、業務の見直しとあわせて組織のスリム化・管理職数の削減等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費や一般管理費の一層の抑制に取り組む。
14 組織体制の整備	外部評価の適切な反映	22年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省	奄美群島振興開発基金
--------------	-------------------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 保証業務	財務内容の健全化の向上	22年度から実施	審査の厳格化、事業者に対する経営・再生支援の措置等によるリスク管理債権の削減、債権管理・回収の強化等により、財務内容の健全化に努める。
02 融資業務			

国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構
--------------	------------------------

【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等	高速道路会社も含めた債務残高の公表の検討	23年度から実施	本法人の決算時において、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表することを検討する。
	道路管理者（国）の権限代行に係る業務の効率的実施	23年度から実施	高速道路の管理業務効率化の観点から、本法人が行っている道路管理者（国）の権限代行業務について、特殊車両通行許可の事務において包括的な事前協議を実施するとともに、道路占用許可の事務においてチェックリストを導入し、業務の見直しを行う。
02 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等	-	-	-

【資産・運営等の見直し】			
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
03 事務所等の見直し	東京事務所の移転	22年度から実施	経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について検討する。

国土交通省	住宅金融支援機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 証券化支援事業	ALMリスク対応出資金の国庫返納	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を差し、国庫納付する。
	金利変動準備基金の国庫返納	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を差し、国庫納付する。
02 住宅融資保険事業	廃止	24年度から実施	平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ（平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乗せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
	高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。
03 住宅資金貸付事業	賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
	高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。
	まちづくり融資の廃止	24年度から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
04 既住債権管理業務	-	-	-
05 団体信用生命保険事業	-	-	-
06 情報提供事業	廃止	23年度から実施	事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。）。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
07	ALMリスク対応出資金	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を差し、国庫納付する。	
08	不要資産の国庫返納	金利変動準備基金	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を差し、国庫納付する。
09	証券化支援事業に係る政府出資金2000億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（2000億円）について、改正通則法施行後に確実に返納する。	
10	不要資産の国庫返納	まちづくり融資に係る政府出資金300億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（300億円）について、改正通則法施行後に確実に返納する。
11	事務所等の見直し	見直し計画を早期に策定	22年度から実施	平成22年度中に、本部、事務所、宿舍、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舍等の統廃合を検討する。
12	職員宿舍等の見直し	職員宿舍及び公庫総合運動場の処分	22年度から実施	職員宿舍及び公庫総合運動場について、売却を進める。
13	人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスバイレス指数を引き下げた取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

環境省	国立環境研究所
-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業① 重点研究プログラム	環境研究の効率的な実施	23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、森林総合研究所において関連する研究が行われていることから、今後とも両研究所間で研究課題の重複の排除を図りつつ、当該研究機関との連携を強化する。
		23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。
02 研究事業② 基盤的な調査・研究活動	環境研究の効率的な実施	23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。
03 研究事業③ 知的研究基盤の整備		23年度から実施	環境試料等の収集・保存については、環境試料の長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りつつ行うこととし、研究資料のコスト削減に資するよう効率的・効果的に取り組む。
04 環境情報の収集・整理・提供に関する業務	情報提供の効率化	23年度から実施	刊行物の発行部数等を見直すとともに、研究内容等の情報発信を国民に分かりやすい形で行う。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 不要資産の国庫返納	生態系研究フィールドⅡ（実験ほ場）	27年度以降実施	生態系研究フィールドⅡ（実験ほ場）については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。
06 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費削減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
07 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。
08 業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	23年度から実施	競争的な外部資金を獲得するよう努めるほか、民間等からの研究受託を更に推進し、自己収入の拡大を図る。
09 内部統制の強化	コンプライアンス委員会の設置等	22年度から実施	本法人が策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成22年9月）に基づき、コンプライアンス委員会を速やかに設置し、チェック体制の早期構築等を図る。

環境省	環境再生保全機構
-----	----------

【事務・事業の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。
02	公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実施	「そらプロジェクト」の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。 ・ 本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・ 地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・ 地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・ 患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。
		事業実施効果の的確な把握	22年度中に実施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。 NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。
03	地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23年度から実施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方針を踏まえ、適正に実施する。
04	PCB廃棄物処理助成業務	助成業務の適正な実施	22年度から実施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方針を踏まえ、適正に実施する。
05	最終処分場維持管理積立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22年度から実施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。
06	石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	25年度までに実施	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。
07	承継業務（旧環境事業団から承継した貸付け事業等に係る債権の管理・回収）	債権回収額の増大	23年度から実施	返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄による回収の計画的な実施、サービサーへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。

【資産・運営等の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	戸塚宿舎	23年度以降実施	戸塚宿舎を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	本部事務所の会議室等の縮減	25年度までに実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。
		大阪支部の廃止	25年度までに実施	大阪支部を廃止する。
11	人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	管理職数の削減等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12	組織体制の見直し	組織体制の効率化	23年度から実施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。

防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	---------------

【事務・事業の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	駐留軍等に対する労務提供等	業務の在り方の見直し	22年度から実施	米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化及び大幅な要員縮減に取り組む。あわせて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置を講ずる。
		ほう賞事業の見直し	22年度から実施	駐留軍労働者に対するほう賞事業については、その在り方の見直しを在日米軍等と協議する。

【資産・運営等の見直し】		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	コザ支部	23年度中に実施	コザ支部の土地等を速やかに国庫納付する。
03		支部事務所	23年度以降実施	各支部の事務所については、業務の在り方の見直しを踏まえ、近傍に所在する防衛事務所庁舎への入居などを検討し、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。その結果、本法人が保有する支部の土地等のうち、不要となるものを国庫納付する。
04	事務所等の見直し	本部事務所の移転等	22年度中に実施	本部事務所については、早期に本部機能を集約化し、賃借料の縮減を図ることのできる場所に移転する。